

(平成21年 2月23日現在)

▲ I P通信網サービス契約約款 (平成11年経企第35号)

実施 平成11年 7月 1日

目次

第1章 総則	14
第1条 約款の適用	
第2条 約款の変更	
第2条の2 約款の公表	
第3条 用語の定義	
第2章 I P通信網サービスの種類等	25
第4条 I P通信網サービスの種類	
第4条の2 I P通信網サービスの通信モード	
第5条 I P通信網サービスの品目等	
第3章 I P通信網サービスの提供区間等	30
第6条 I P通信網サービスの提供区間等	
第4章 契約	30
第1節 削除	
第7条 削除	
第8条 削除	
第9条 削除	
第10条 削除	
第11条 削除	
第12条 削除	
第13条 削除	
第14条 削除	
第15条 削除	
第16条 削除	
第17条 削除	
第18条 削除	
第19条 削除	
第20条 削除	
第21条 削除	
第22条 削除	
第2節 第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約	30
第23条 契約の単位	
第23条の2 加入者回線の終端	
第23条の3 加入者回線の収容	
第24条 第2種契約申込みの方法	
第25条 第2種契約申込みの承諾	
第25条の2 削除	
第25条の3 通信又は保守の態様による細目の変更	
第26条 電子メールの利用	
第26条の2 削除	
第26条の3 固定型バケットフィルタリングの利用	
第26条の3の2 その他の契約内容の変更	
第26条の3の3 第2種契約に基づく権利の譲渡の禁止	
第26条の4 特定協定事業者の契約の解除等に伴う第2種契約の扱い	
第26条の5 第1種ドットフォン契約の解除等に伴う第2種契約の扱い	
第26条の5の2 第2種契約者が行う第2種契約の解除	

第26条の6	当社が行う第2種契約の解約	
第27条	その他の提供条件	
第3節	第3種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約	33
第28条	契約の種別等	
第29条	契約の単位	
第29条の2	加入者回線の終端	
第29条の3	第3種オープンコンピュータ通信網サービス区域	
第29条の4	加入者回線又は接続契約者回線等の収容	
第30条	第3種契約申込みの方法	
第31条	第3種契約申込みの承諾	
第32条	最低利用期間	
第32条の2	削除	
第32条の3	契約の区分の変更	
第32条の3の2	品目の変更	
第33条	加入者回線の移転等	
第33条の2	回線収容部の変更	
第34条	アクセス回線共用	
第34条の2	アクセス回線二重化	
第34条の3	削除	
第34条の4	電子メールの利用	
第34条の5	当社が行う第3種契約の解除	
第35条	特定協定事業者等の契約の解除等に伴う第3種契約の扱い	
第35条の2	第3種契約に基づく権利の譲渡	
第36条	その他の提供条件	
第4節	第4種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約	39
第36条の2	削除	
第37条	契約の単位	
第37条の2	第4種契約の締結	
第37条の3	電話等加入権の譲渡に伴う第4種契約の扱い	
第37条の4	特定協定事業者の契約の解除等に伴う第4種契約の扱い	
第38条	第4種契約申込みの方法	
第39条	第4種契約申込みの承諾	
第40条	最低利用期間	
第41条	利用者識別共通符号の変更	
第42条	削除	
第42条の2	第4種契約に基づく権利の譲渡	
第43条	その他の提供条件	
第5節	第5種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約	41
第44条	契約の単位	
第45条	契約者回線の終端	
第46条	契約者回線の収容	
第47条	第5種契約申込みの方法	
第48条	第5種契約申込みの承諾	
第49条	最低利用期間	
第50条	契約者回線の移転	
第50条の2	回線終端装置の種類の変更	
第50条の3	第5種契約に基づく権利の譲渡	
第51条	その他の提供条件	
第5節の2	第6種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約	43
第51条の2	契約の単位	

第51条の3	第6種契約申込みの方法	
第51条の4	第6種契約申込みの承諾	
第51条の5	最低利用期間	
第51条の5の2	区別等の変更	
第51条の5の3	所属契約者識別符号グループの変更	
第51条の5の4	特定加入者回線の移転	
第51条の6	回線収容部の変更等	
第51条の6の2	ダイヤルアップ接続	
第51条の6の3	セキュリティサービスの利用	
第51条の6の4	特定協定事業者の契約の解除等に伴う第6種契約の扱い	
第51条の6の4の2	契約事業者の契約の変更に伴う第6種契約の扱い	
第51条の6の5	削除	
第51条の6の6	第6種契約に基づく権利の譲渡	
第51条の7	その他の提供条件	
第5節の3	第7種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約	47
第51条の8	削除	
第51条の8の2	契約の種別	
第51条の9	契約の単位	
第51条の10	第7種契約申込みの方法	
第51条の11	第7種契約申込みの承諾	
第51条の12	最低利用期間	
第51条の13	品目等の変更	
第51条の14	第7種代表契約の変更	
第51条の15	特定加入者回線の移転	
第51条の16	回線収容部の変更等	
第51条の17	特定協定事業者の契約の解除等に伴う第7種契約の扱い	
第51条の17の2	契約事業者の契約の変更に伴う第7種契約の扱い	
第51条の17の3	削除	
第51条の17の4	削除	
第51条の17の5	第7種契約に基づく権利の譲渡	
第51条の18	その他の提供条件	
第5節の4	第8種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約	50
第51条の19	契約の単位	
第51条の20	加入者回線の終端	
第51条の21	第8種オープンコンピュータ通信網サービス区域	
第51条の22	加入者回線の収容	
第51条の23	第8種契約申込みの方法	
第51条の24	第8種契約申込みの承諾	
第51条の25	最低利用期間	
第51条の26	加入者回線の移転等	
第51条の26の2	第8種契約に基づく権利の譲渡	
第51条の27	その他の提供条件	
第6節	ホスティングサービスに係る契約	52
第52条	第1種ホスティング契約の単位	
第53条	第1種ホスティング契約申込みの方法	
第54条	第1種ホスティング契約申込みの承諾	
第55条	第1種ホスティング契約の最低利用期間	
第56条	削除	
第57条	第1種ホスティング契約の種類追加等	
第57条の2	第1種ホスティング契約の当社が行う種類の利用の廃止	

- 第58条 当社が行う第1種ホスティング契約の解除
- 第58条の2 第1種ホスティング契約に基づく権利の譲渡
- 第58条の2の2 第1種ホスティング契約のその他の提供条件
- 第58条の3 第2種ホスティングサービスの種類
- 第58条の3の2 第2種ホスティング契約の単位
- 第58条の4 第2種ホスティング契約申込みの方法
- 第58条の5 第2種ホスティング契約申込みの承諾
- 第58条の6 第2種ホスティング契約の最低利用期間
- 第58条の7 第2種ホスティングサービスの区分の変更
- 第58条の8 第2種ホスティング契約に係る仮想専用蓄積装置への設定等
- 第58条の9 第2種ホスティング契約の独自ドメイン名の登録等
- 第58条の10 当社が行う第2種ホスティング契約の解除
- 第58条の11 削除
- 第58条の11の2 第2種ホスティング契約に基づく権利の譲渡
- 第59条 第2種ホスティング契約のその他の提供条件
- 第59条の2 第3種ホスティング契約の単位
- 第59条の2の2 第3種ホスティング契約申込みの方法
- 第59条の2の3 第3種ホスティング契約申込みの承諾
- 第59条の2の4 第3種ホスティング契約の最低利用期間
- 第59条の2の5 第3種ホスティング契約の区分の変更
- 第59条の2の6 当社が行う第3種ホスティング契約の解除
- 第59条の2の6の2 第3種ホスティング契約に基づく権利の譲渡
- 第59条の2の7 第3種ホスティング契約のその他の提供条件
- 第59条の2の7の2 第4種ホスティング契約の単位
- 第59条の2の7の3 第4種ホスティング契約申込みの方法
- 第59条の2の7の4 第4種ホスティング契約申込みの承諾
- 第59条の2の7の5 第4種ホスティング契約の最低利用期間
- 第59条の2の7の6 第4種ホスティングサービスの区分の変更
- 第59条の2の7の7 第4種ホスティング契約に係る仮想専用蓄積装置への設定等
- 第59条の2の7の8 第4種ホスティング契約の独自ドメイン名の登録等
- 第59条の2の7の9 当社が行う第4種ホスティング契約の解除
- 第59条の2の7の10 第4種ホスティング契約に基づく権利の譲渡
- 第59条の2の7の11 第4種ホスティング契約のその他の提供条件
- 第6節の2 削除
  - 第59条の2の8 削除
- 第6節の3 削除
  - 第59条の2の9 削除
  - 第59条の2の10 削除
  - 第59条の2の11 削除
  - 第59条の2の12 削除
  - 第59条の2の13 削除
  - 第59条の2の14 削除
- 第6節の4 削除
  - 第59条の2の15 削除
  - 第59条の2の16 削除
  - 第59条の2の17 削除
  - 第59条の2の18 削除
  - 第59条の2の19 削除
  - 第59条の2の20 削除

第59条の2の21	削除	
第59条の2の22	削除	
第59条の2の23	削除	
第59条の2の24	削除	
第6節の5	削除	
第59条の2の25	削除	
第59条の2の26	削除	
第59条の2の27	削除	
第59条の2の28	削除	
第59条の2の29	削除	
第59条の2の30	削除	
第59条の2の31	削除	
第59条の2の32	削除	
第6節の6	削除	
第59条の3	削除	
第59条の4	削除	
第59条の5	削除	
第59条の6	削除	
第59条の7	削除	
第59条の7の2	削除	
第59条の8	削除	
第59条の9	削除	
第7節	クローズドコンピュータ通信網サービスに係る契約	60
第60条	契約の種別等	
第61条	契約の単位	
第61条の2	契約者回線又は特定加入者回線の終端	
第62条	クローズドコンピュータ通信網契約申込みの方法	
第63条	クローズドコンピュータ通信網契約申込みの承諾	
第63条の2	削除	
第64条	最低利用期間	
第64条の2	CCNグループ回線等の変更等	
第65条	CCNゲートウェイ装置の増設等	
第65条の2	外部接続回線の設置	
第65条の3	GW二重化	
第65条の3の2	アクセス回線二重化	
第65条の3の3	加入者回線の契約の解除等に伴うクローズドコンピュータ通信網契約の扱い	
第65条の3の3の2	通常契約の解除に伴う二重化付加契約の扱い	
第65条の3の4	契約事業者の契約の変更に伴うクローズドコンピュータ通信網契約の扱い	
第65条の3の5	クローズドコンピュータ通信網契約に基づく権利の譲渡	
第65条の4	その他の提供条件	
第8節	第1種データ着信サービスに係る契約	68
第66条	第1種データ着信契約申込みの方法	
第67条	第1種データ着信契約申込みの承諾	
第68条	最低利用期間	
第68条の2	データ着信番号	
第69条	着信ポート等の追加等	
第69条の2	第1種データ着信契約に基づく権利の譲渡	
第69条の2の2	その他の提供条件	

第8節の2	第2種データ着信サービスに係る契約	70
第69条の2の3	契約の単位	
第69条の3	第2種データ着信契約申込みの方法	
第69条の3の2	最低利用期間	
第69条の3の3	第2種データ着信契約に基づく権利の譲渡	
第69条の4	その他の提供条件	
第8節の3	データ発信サービスに係る契約	72
第69条の5	データ発信契約の締結	
第69条の6	電話等加入権の譲渡に伴うデータ発信契約の扱い	
第69条の7	当社又は特定協定事業者の契約の解除等に伴うデータ発信契約の扱い	
第69条の7の2	データ発信契約に基づく権利の譲渡の禁止	
第69条の8	その他の提供条件	
第8節の4	第1種シェアードIP-PBXサービス、第2種シェアードIP-PBXサービス、第3種シェアードIP-PBXサービス、第4種シェアードIP-PBXサービス及び第5種シェアードIP-PBXサービスに係る契約	74
第69条の8の2	第1種シェアードIP-PBXサービスの種類	
第69条の9	第1種シェアードIP-PBXサービスの区別	
第69条の10	第1種シェアードIP-PBXサービスの契約の単位	
第69条の11	第1種シェアードIP-PBX契約申込みの方法	
第69条の12	第1種シェアードIP-PBX契約申込みの承諾	
第69条の13	第1種シェアードIP-PBX契約者のオンネット番号の指定	
第69条の14	第1種シェアードIP-PBX契約者のIP電話番号	
第69条の15	第1種シェアードIP-PBX契約者の区別の変更	
第69条の16	第1種シェアードIP-PBX契約者の通信チャンネル数の変更	
第69条の17	第1種シェアードIP-PBX契約者の所属オンネットグループの変更	
第69条の18	第1種シェアードIP-PBX契約者の発信番号通知	
第69条の19	VoIP利用回線の契約の解除等に伴う第1種シェアードIP-PBX契約の扱い	
第69条の19の2	第1種シェアードIP-PBX契約に基づく権利の譲渡	
第69条の20	第1種シェアードIP-PBX契約に係るその他の提供条件	
第69条の20の2	第2種シェアードIP-PBXサービスの種類	
第69条の20の2の2	第2種シェアードIP-PBXサービスの区別	
第69条の20の3	第2種シェアードIP-PBXサービスの契約の単位	
第69条の20の4	第2種シェアードIP-PBXサービスのイーサネット契約者回線の収容等	
第69条の20の5	第2種シェアードIP-PBX契約申込みの方法	
第69条の20の6	第2種シェアードIP-PBX契約申込みの承諾	
第69条の20の7	第2種シェアードIP-PBXサービスの最低利用期間	
第69条の20の8	第2種シェアードIP-PBX契約者のオンネット番号の指定	
第69条の20の9	第2種シェアードIP-PBXサービスのIP電話番号	
第69条の20の10	第2種シェアードIP-PBXサービスの区別の変更	
第69条の20の11	第2種シェアードIP-PBXサービスの通信チャンネル数の変更	
第69条の20の12	第2種シェアードIP-PBXサービスの所属オンネットグループの変更	

- 第69条の20の13 第2種シェアードIP-PBXサービスの発信番号通知
- 第69条の20の14 イーサネット利用回線の契約の解除等に伴う第2種シェアードIP-PBX契約の扱い
- 第69条の20の15 第2種シェアードIP-PBXサービスの所属イーサネット契約者回線接続グループの変更
- 第69条の20の15の2 第2種シェアードIP-PBX契約に基づく権利の譲渡
- 第69条の20の16 第2種シェアードIP-PBXサービスのその他の提供条件
- 第69条の20の16の2 第3種シェアードIP-PBXサービスの種類
- 第69条の20の16の3 第3種シェアードIP-PBXサービスの区別
- 第69条の20の16の3の2 同上
- 第69条の20の16の4 第3種シェアードIP-PBXサービスの契約の単位
- 第69条の20の16の5 第3種シェアードIP-PBX契約申込みの方法
- 第69条の20の16の6 第3種シェアードIP-PBXサービスのイーサネット契約者回線の収容等
- 第69条の20の16の7 第3種シェアードIP-PBX契約申込みの承諾
- 第69条の20の16の8 第3種シェアードIP-PBXサービスの最低利用期間
- 第69条の20の16の9 第3種シェアードIP-PBX契約者のオンネット番号の指定
- 第69条の20の16の10 第3種シェアードIP-PBX契約者のIPセントレックス番号
- 第69条の20の16の11 第3種シェアードIP-PBX契約者の区別の変更
- 第69条の20の16の12 第3種シェアードIP-PBX契約者の通信チャネル数の変更
- 第69条の20の16の13 第3種シェアードIP-PBX契約者の所属オンネットグループの変更
- 第69条の20の16の14 第3種シェアードIP-PBX契約者の発信番号通知
- 第69条の20の16の15 第3種シェアードIP-PBXサービスの所属イーサネット契約者回線接続グループの変更
- 第69条の20の16の16 VoIP利用回線、イーサネット利用回線、IP-VPN利用回線又はモバイルアクセス利用回線等の契約の解除等に伴う第3種シェアードIP-PBX契約の扱い
- 第69条の20の16の16の2 第3種シェアードIP-PBX契約に基づく権利の譲渡
- 第69条の20の16の17 第3種シェアードIP-PBX契約に係るその他の提供条件
- 第69条の20の16の18 第4種シェアードIP-PBXサービスの種類
- 第69条の20の16の18の2 第4種シェアードIP-PBXサービスの区別
- 第69条の20の16の18の3 第4種シェアードIP-PBXサービスの契約の単位
- 第69条の20の16の19 第4種シェアードIP-PBX契約申込みの方法
- 第69条の20の16の20 第4種シェアードIP-PBX契約申込みの承諾
- 第69条の20の16の21 第4種シェアードIP-PBXサービスのIP電話番号
- 第69条の20の16の21の2 第4種シェアードIP-PBXサービスの通信チャネル数の変更
- 第69条の20の16の22 第4種シェアードIP-PBXサービスの発信番号通知
- 第69条の20の16の22の2 第4種シェアードIP-PBX契約に基づく権利の譲渡
- 第69条の20の16の23 第4種シェアードIP-PBXサービスのその他の提供条件
- 第69条の20の16の24 第5種シェアードIP-PBXサービスの契約の単位

第69条の20の16の25	第5種シェアードIP-PBX契約申込みの方法	
第69条の20の16の26	第5種シェアードIP-PBX契約申込みの承諾	
第69条の20の16の27	第5種シェアードIP-PBX契約者のIP電話番号	
第69条の20の16の28	第5種シェアードIP-PBX契約者の発信番号通知	
第69条の20の16の29	第5種シェアードIP-PBX利用回線の契約の解除等に伴う第5種シェアードIP-PBX契約の扱い	
第69条の20の16の29の2	第5種シェアードIP-PBX契約に基づく権利の譲渡	
第69条の20の16の30	第5種シェアードIP-PBX契約に係るその他の提供条件	
第8節の5	第1種ドットフォンサービスに係る契約	95
第69条の20の17	第1種ドットフォンサービスの区別	
第69条の20の17の2	契約の単位	
第69条の20の18	第1種ドットフォン契約申込みの方法	
第69条の20の19	第1種ドットフォン契約申込みの承諾	
第69条の20の20	IP電話番号等	
第69条の20の20の2	タイプ2に係る050あんしんナンバー転送等機能の利用	
第69条の20の21	発信番号通知	
第69条の20の22	第1種ドットフォン利用回線の契約の解除等に伴う第1種ドットフォン契約の扱い	
第69条の20の23	その他の提供条件	
第8節の6	第2種ドットフォンサービスに係る契約	97
第69条の20の23の2	契約の区別	
第69条の20の24	契約の単位	
第69条の20の25	第2種ドットフォン契約申込みの方法	
第69条の20の26	第2種ドットフォン契約申込みの承諾	
第69条の20の27	IP電話番号等	
第69条の20の28	通信チャネル数の変更	
第69条の20の29	発信番号通知	
第69条の20の29の2	タイプ2に係る転送機能等の利用	
第69条の20の30	第2種ドットフォン利用回線の契約の解除等に伴う第2種ドットフォン契約の扱い	
第69条の20の31	第2種ドットフォン契約の解除等に伴う第2種契約の扱い	
第69条の20の32	その他の提供条件	
第8節の7	第3種ドットフォンサービスに係る契約	100
第69条の20の33	第3種ドットフォンサービスの区別	
第69条の20の34	契約の単位	
第69条の20の35	第3種ドットフォン契約申込みの方法	
第69条の20の36	第3種ドットフォン契約申込みの承諾	
第69条の20の37	IP電話番号	
第69条の20の38	発信番号通知	
第69条の20の39	削除	
第69条の20の40	削除	
第69条の20の41	削除	
第69条の20の41の2	タイプ4に係わるインターネット転送ゲートウェイ機能の利用	
第69条の20の42	削除	
第69条の20の43	削除	
第69条の20の44	削除	
第69条の20の45	削除	

第69条の20の46	当社が別に定める契約等の解除等に伴う第3種ドットフォン契約の扱い	
第69条の20の47	削除	
第69条の20の48	その他の提供条件	
第8節の8	削除	
第69条の20の49	削除	
第69条の20の50	削除	
第69条の20の51	削除	
第69条の20の52	削除	
第69条の20の53	削除	
第69条の20の53の2	削除	
第69条の20の54	削除	
第69条の20の55	削除	
第69条の20の56	削除	
第9節	削除	
第69条の21	削除	
第69条の22	削除	
第69条の23	削除	
第69条の24	削除	
第69条の25	削除	
第5章	付加機能	102
第70条	付加機能の提供	
第70条の2	削除	
第6章	端末設備の提供等	102
第71条	端末設備の提供	
第72条	端末設備の移転	
第7章	回線相互接続	102
第73条	当社又は他社の電気通信回線の接続	
第8章	利用中止等	103
第74条	利用中止	
第75条	利用停止	
第76条	接続休止	
第9章	通信	104
第77条	通信利用の制限等	
第78条	回線による制約	
第78条の2	ボイスハードウェア等による制限	
第79条	料金適用上必要な事項の測定等	
第79条の2	削除	
第80条	削除	
第10章	料金等	106
第1節	料金及び工事に関する費用	106
第81条	料金及び工事に関する費用	
第2節	料金等の支払義務	106
第82条	定額利用料等の支払義務	
第82条の1の2	同上	
第82条の2	同上	
第82条の3	同上	
第82条の4	同上	
第83条	利用料等の支払義務	
第83条の2	削除	

第83条の2の2	削除	
第83条の3	ダイヤルアウト通信料の支払義務	
第83条の3の2	データ通信料の支払義務	
第83条の3の2の2	同上	
第83条の3の3	同上	
第83条の3の4	同上	
第83条の4	同上	
第83条の4の2	削除	
第83条の4の2の2	留守番伝言機能に係る付加機能利用料の支払義務	
第83条の4の3	削除	
第83条の5	削除	
第83条の6	パケット通信料の支払義務	
第83条の7	請求書等の発行に関する料金の支払義務	
第84条	手続きに関する料金の支払義務	
第85条	工事費の支払義務	
第3節	料金の計算方法等	116
第86条	料金の計算方法等	
第86条の2	削除	
第4節	保証金	116
第87条	保証金	
第5節	割増金及び延滞利息	117
第88条	割増金	
第89条	延滞利息	
第11章	保守	117
第90条	契約者の維持責任	
第90条の2	ボイスハードウェア等の使用に係る責任	
第91条	契約者の切分責任	
第92条	修理又は復旧の順位	
第12章	損害賠償	118
第93条	責任の制限	
第94条	免責	
第13章	雑則	120
第94条の2	他の電気通信業者との利用契約の締結	
第95条	承諾の限界	
第96条	利用に係る契約者の義務	
第97条	契約者回線、加入者回線又は外部接続回線の設置場所の提供等	
第98条	技術的事項及び技術資料の閲覧	
第99条	契約者からの通知	
第100条	契約者の氏名等の通知	
第100条の2	削除	
第101条	協定事業者からの通知	
第101条の2	電話番号案内	
第101条の2の2	削除	
第101条の3	電話帳	
第101条の4	番号情報の提供	
第102条	協定事業者の電気通信サービスに関する料金等の回収代行	
第102条の2	協定事業者によるIP通信網サービスに関する料金等の回収代行	
第103条	法令に規定する事項	
第103条の2	個人情報の取り扱い	

第104条  閱覽	
第14章  附帯サービス	124
第105条  附帯サービス	
別記	125
1  I P通信網サービスの提供区間	
1の2  特定協定事業者	
1の3  V o I P協定事業者	
2  アクセス回線共用を行うことができる電気通信サービス	
2の2  削除	
2の3  削除	
3  契約者の地位の承継	
4  契約者の氏名等の変更	
4の2  I P通信網サービスにおける禁止事項	
4の3  広告情報の提供に係る承諾	
4の4  他社料金設定通信に関する料金の取扱い等	
4の5  電話番号の普通案内及び重複案内	
4の5の2  削除	
4の6  電話帳の普通掲載	
4の7  電話帳の掲載省略	
4の8  電話帳の重複掲載	
5  契約者回線、加入者回線又は外部接続回線の設置場所の提供等	
5の2  保守用電気通信回線の接続	
6  自営端末設備の接続	
7  自営端末設備に異常がある場合等の検査	
8  自営電気通信設備の接続	
9  自営電気通信設備に異常がある場合等の検査	
10  当社の維持責任	
10の2  個人情報の開示	
11  I Pアドレス又はドメイン名に係る申請手続きの代行等	
11の2  I P通信網サービスに係る回線制御装置の提供等	
11の2の2  クローズドコンピュータ通信網サービスに係る端末設備の提供	
11の2の3  特定加入者回線に係る端末設備の提供	
11の2の4  第7種オープンコンピュータ通信網サービスに係る第7種回線制御装置の提供	
11の2の5  第7種オープンコンピュータ通信網サービスに係るW E Bカメラの提供	
11の2の6  削除	
11の2の7  第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る端末機器の提供	
11の3  I P通信網サービスに係るコネクティビティの提供等	
11の3の2  特定加入者回線に係る屋内配線の提供等	
11の3の3  I P通信網サービスに係るアプリケーション接続機器の提供	
11の4  ボイスモードゲートウェイ装置の提供等	
11の5  保守一元サービスの提供等	
11の6  第3種シェアードI P - P B X端末設備の販売	
11の7  第3種シェアードI P - P B X端末設備の保守	
11の8  第3種シェアードI P - P B X端末設備に係るその他の提供条件	
11の9  リモートアクセス機器の販売	
11の10  端末起動装置の販売	
11の11  利用権に関する事項の証明	

- 12 支払証明書の発行
- 12の2 料金明細内訳の閲覧等
- 12の3 チャネル情報の閲覧
- 13 協定事業者の電気通信サービスに関する手続きの代行
- 13の2 I P通信網サービスの提供に係る当社又は特定協定事業者の電気通信サービスの契約
- 13の2の2 I P通信網サービスの提供に係る契約事業者の電気通信サービスの契約
- 13の3 他の電気通信事業者との利用契約の締結
- 13の4 削除
- 14 新聞社等の基準

料金表

通則	155
第1表 料金	164
第1 利用料金	164
第2 使用料	562
第3 手続きに関する料金	566
第2表 工事に関する費用（工事費（附帯サービスの工事費を除きます。））	567
第3表 附帯サービスに関する料金	595
第1 I Pアドレスの登録又は変更登録に関する料金	595
第2 ドメイン名の登録又は変更登録等に関する料金	595
第2の2 回線制御装置使用料	595
第2の2の2 回線制御装置手数料	603
第2の2の3 ボイスモードゲートウェイ装置の提供等に係る料金	604
第2の2の4 ボイスモードゲートウェイ装置の提供等に関する工事費	605
第2の2の5 端末設備使用料	606
第2の2の6 特定加入者回線に係る端末設備等使用料	611
第2の2の7 第7種回線制御装置使用料	613
第2の2の8 W E Bカメラ使用料	614
第2の2の9 削除	
第2の2の10 端末機器使用料	615
第2の3 回線制御装置工事費	615
第2の4 コネクティビティ使用料	615
第2の5 コネクティビティ工事費	616
第2の6 電話番号案内利用に関する料金	616
第2の6の2 削除	
第2の6の3 重複掲載に関する料金	616
第2の7 特定加入者回線に係る屋内配線利用	616
第2の8 保守一元サービスに係る料金	617
第2の9 アプリケーション接続機器使用料	617
第2の10 利用権に関する事項の証明手数料	619
第3 支払証明書の発行手数料	619
第3の2 料金明細内訳の閲覧に関する料金	619
第3の3 チャネル情報の閲覧に関する料金	620

料金表別表

- 1 第3種オープンコンピュータ通信網サービス（A T M方式のもの）及び第5種オープンコンピュータ通信網サービス（A T M方式のもの）の伝送速度 622
- 2 第5種オープンコンピュータ通信網サービス（イーサネット方式のもの）の対

称型のもの)) 及びクローズドコンピュータ通信網サービスの伝送速度 …… .....	623
附則.....	624

## 第1章 総則

### (約款の適用)

第1条 当社は、国際電気通信連合憲章（平成7年条約第2号）、国際電気通信連合条約（平成7年条約第3号）、条約附属国際電気通信規則（平成2年6月郵政省告示第408号）、国際海事衛星機構（インマルサット）に関する条約（昭和54年条約第5号）並びに電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）に基づき、このIP通信網サービス契約約款（料金表を含みます。以下「約款」といいます。）を定め、これによりIP通信網サービス（当社がこの約款以外の契約約款及び料金表を定め、それにより提供するものを除きます。）を提供します。

(注) 本条のほか、当社は、IP通信網サービスに附帯するサービス（当社が別に定めるものを除きます。以下「附帯サービス」といいます。）をこの約款により提供します。

### (約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

2 当社は、この約款を変更するときは、当社のホームページ（<http://www.ntt.com/tariff/comm/>）によるほか当社が別に定める方法により通知します。

### (約款の公表)

第2条の2 当社は、当社のホームページ（<http://www.ntt.com/tariff/comm/>）その他当社が別に定める方法により、この約款を公表します。

### (用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電气的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 IP通信網	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号、音響又は影像の伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）
4 IP通信網サービス	IP通信網を使用して行う電気通信サービス
5 IP通信網サービス取扱所	(1) IP通信網サービスに関する業務を行う当社の事業所 (2) 当社の委託によりIP通信網サービスに関する契約事務を行う者の事業所
6 所属IP通信網サービス取扱所	そのIP通信網サービスの契約事務を行うIP通信網サービス取扱所
7 削除	
8 削除	
9 削除	

10 削除	
11 第2種契約	当社から第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を受けるための契約
12 第2種契約者	当社と第2種契約を締結している者
13 第3種契約	当社から第3種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を受けるための契約（臨時第3種契約となるものを除きます。）
14 第3種契約者	当社と第3種契約を締結している者
15 臨時第3種契約	30日以内の利用期間を指定して当社から第3種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を受けるための契約
16 臨時第3種契約者	当社と臨時第3種契約を締結している者
17 第4種契約	当社から第4種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を受けるための契約
18 第4種契約者	当社と第4種契約を締結している者
19 第5種契約	当社から第5種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を受けるための契約
20 第5種契約者	当社と第5種契約を締結している者
20の2 第6種契約	当社から第6種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を受けるための契約
20の3 第6種契約者	当社と第6種契約を締結している者
20の4 第7種契約	当社から第7種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を受けるための契約
20の5 第7種契約者	当社と第7種契約を締結している者
20の6 第8種契約	当社から第8種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を受けるための契約
20の7 第8種契約者	当社と第8種契約を締結している者
21 第1種ホスティング契約	当社から第1種ホスティングサービスの提供を受けるための契約
21の2 第1種ホスティング契約者	当社と第1種ホスティング契約を締結している者
21の3 第2種ホスティング契約	当社から第2種ホスティングサービスの提供を受けるための契約
22 第2種ホスティング契約者	当社と第2種ホスティング契約を締結している者
22の2 第3種ホ	当社から第3種ホスティングサービスの提供を受けるための

スティング契約	契約
22の3 第3種ホスティング契約者	当社と第3種ホスティング契約を締結している者
22の3の2 第4種ホスティング契約	当社から第4種ホスティングサービスの提供を受けるための契約
22の3の3 第4種ホスティング契約者	当社と第4種ホスティング契約を締結している者
22の4 削除	
22の5 削除	
22の6 削除	
22の7 削除	
22の8 削除	
22の9 削除	
22の10 削除	
23 削除	
24 削除	
25 クローズドコンピュータ通信網契約	当社からクローズドコンピュータ通信網サービスの提供を受けるための契約
26 クローズドコンピュータ通信網契約者	当社とクローズドコンピュータ通信網契約を締結している者
26の2 第1種データ着信契約	当社から第1種データ着信サービスの提供を受けるための契約
26の3 第1種データ着信契約者	当社と第1種データ着信契約を締結している者
26の4 第2種データ着信契約	当社から第2種データ着信サービスの提供を受けるための契約
26の5 第2種データ着信契約者	当社と第2種データ着信契約を締結している者
26の6 データ発信契約	当社からデータ発信サービスの提供を受けるための契約
26の7 データ発信契約者	当社とデータ発信契約を締結している者
26の8 第1種シェアードIP-PBX	当社から第1種シェアードIP-PBXサービスの提供を受

P B X 契約	けるための契約
26の9 第1種シェアードIP-PBX契約者	当社と第1種シェアードIP-PBX契約を締結している者
26の9の2 第2種シェアードIP-PBX契約	当社から第2種シェアードIP-PBXサービスの提供を受けるための契約
26の9の3 第2種シェアードIP-PBX契約者	当社と第2種シェアードIP-PBX契約を締結している者
26の9の3の2 第3種シェアードIP-PBX契約	当社から第3種シェアードIP-PBXサービスの提供を受けるための契約
26の9の3の2 第3種シェアードIP-PBX契約者	当社と第3種シェアードIP-PBX契約を締結している者
26の9の3の3 第4種シェアードIP-PBX契約	当社から第4種シェアードIP-PBXサービスの提供を受けるための契約
26の9の3の4 第4種シェアードIP-PBX契約者	当社と第4種シェアードIP-PBX契約を締結している者
26の9の3の5 第5種シェアードIP-PBX契約	当社から第5種シェアードIP-PBXサービスの提供を受けるための契約
26の9の3の6 第5種シェアードIP-PBX契約者	当社と第5種シェアードIP-PBX契約を締結している者
26の9の4 第1種ドットフォン契約	当社から第1種ドットフォンサービスの提供を受けるための契約
26の9の5 第1種ドットフォン契約者	当社と第1種ドットフォン契約を締結している者
26の9の6 第2種ドットフォン契約	当社から第2種ドットフォンサービスの提供を受けるための契約

26の9の7 第2種ドットフォン契約者	当社と第2種ドットフォン契約を締結している者
26の9の8 第3種ドットフォン契約	当社から第3種ドットフォンサービスの提供を受けるための契約
26の9の9 第3種ドットフォン契約者	当社と第3種ドットフォン契約を締結している者
26の9の10 削除	
26の9の11 削除	
26の10 削除	
26の11 削除	
27 IP通信網契約	第2種契約、第3種契約、臨時第3種契約、第4種契約、第5種契約、第6種契約、第7種契約、第8種契約、第1種ホスティング契約、第2種ホスティング契約、第3種ホスティング契約、第4種ホスティング契約、クローズドコンピュータ通信網契約、第1種データ着信契約、第2種データ着信契約、データ発信契約、第1種シェアードIP-PBX契約、第2種シェアードIP-PBX契約、第3種シェアードIP-PBX契約、第4種シェアードIP-PBX契約、第5種シェアードIP-PBX契約、第1種ドットフォン契約、第2種ドットフォン契約及び第3種ドットフォン契約
28 契約者	第2種契約者、第3種契約者、臨時第3種契約者、第4種契約者、第5種契約者、第6種契約者、第7種契約者、第8種契約者、第1種ホスティング契約者、第2種ホスティング契約者、第3種ホスティング契約者、第4種ホスティング契約者、クローズドコンピュータ通信網契約者、第1種データ着信契約者、第2種データ着信契約者、データ発信契約者、第1種シェアードIP-PBX契約者、第2種シェアードIP-PBX契約者、第3種シェアードIP-PBX契約者、第4種シェアードIP-PBX契約者、第5種シェアードIP-PBX契約者、第1種ドットフォン契約者、第2種ドットフォン契約者及び第3種ドットフォン契約者
28の2 削除	
28の3 接続契約者回線	IP通信網と相互に接続する当社の電気通信回線（別記13の2の(1)に掲げる契約に基づいて設置されるものに限ります。）
28の4 サービス接続点	IP通信網と接続契約者回線との接続点

29 相互接続点	当社と当社以外の電気通信事業者（事業法第9条の登録を受けた者又は第16条第1項の規定による届出をした者をいいます。以下同じとします。）との間の相互接続協定（当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定（事業法第33条第10項に基づくものを含みます。）をいいます。以下同じとします。）に基づく接続に係る電気通信設備の接続点
29の2 削除	
30 協定事業者	当社と相互接続協定を締結している電気通信事業者
31 特定協定事業者	協定事業者のうち、別記1の2に掲げる者
31の2 V o I P 協定事業者	協定事業者のうち、別記1の3に掲げる者
31の3 契約事業者	事業法第29条第1項第10号に規定する卸電気通信役務を当社に提供する電気通信事業者
32 契約者回線	I P 通信網契約に基づいて I P 通信網サービス取扱所に設置される交換設備等（交換設備その他当社が必要により設置する電気通信設備をいいます。以下同じとします。）とその交換設備等のある I P 通信網サービス取扱所内の当社が指定する場所との間に設置される電気通信回線（サービス接続点又は相互接続点との間に設置されるものを除きます。）
32の2 加入者回線	I P 通信網契約に基づいて I P 通信網サービス取扱所に設置される交換設備等と契約の申込者が指定する場所との間に設置される電気通信回線
32の2の2 特定加入者回線	加入者回線であって、別記13の2の2に掲げる契約事業者の提供する卸電気通信サービスを使用するもの
32の3 削除	
32の4 削除	
33 他社接続契約者回線	相互接続点を介して I P 通信網と相互に接続する電気通信回線（別記13の2の(2)に掲げる契約に基づいて設置されるものに限り、）であって、特定協定事業者がその別記13の2の(2)に掲げる契約を締結している者の指定する場所と相互接続点との間に設置するもの
33の2 接続契約者回線等	接続契約者回線又は他社接続契約者回線
33の3 加入者回線等	加入者回線又は接続契約者回線等
34 削除	
35 ドメイン名	株式会社日本レジストリサービス等によって割り当てられる組織を示す名称

35の2 ディレクトリ名	ドメイン名に続いて用いられるファイルを指定するための英字及び数字の組合せ
36 契約者識別符号	第2種契約者、第6種契約者、第7種契約者、第1種ホスティング契約者、第2種ホスティング契約者、第3種ホスティング契約者、第4種ホスティング契約者、第1種シェアードIP-PBX契約者、第2種シェアードIP-PBX契約者、第3種シェアードIP-PBX契約者、第4種シェアードIP-PBX契約者、第5種シェアードIP-PBX契約者、第1種ドットフォン契約者、第2種ドットフォン契約者又は第3種ドットフォン契約者を識別するための英字及び数字の組合せであって、第2種契約、第6種契約、第7種契約、第1種ホスティング契約、第2種ホスティング契約、第3種ホスティング契約、第4種ホスティング契約、第1種シェアードIP-PBX契約、第2種シェアードIP-PBX契約、第3種シェアードIP-PBX契約、第4種シェアードIP-PBX契約、第5種シェアードIP-PBX契約者、第1種ドットフォン契約、第2種ドットフォン契約及び第3種ドットフォン契約に基づいて当社が第2種契約者、第6種契約者、第7種契約者、第1種ホスティング契約者、第2種ホスティング契約者、第3種ホスティング契約者、第4種ホスティング契約者、第1種シェアードIP-PBX契約者、第2種シェアードIP-PBX契約者、第3種シェアードIP-PBX契約者、第4種シェアードIP-PBX契約者、第5種シェアードIP-PBX契約者、第1種ドットフォン契約者、第2種ドットフォン契約者及び第3種ドットフォン契約者に割り当てるもの
36の2 契約者識別符号グループ	第6種契約に係る契約者識別符号から構成されるグループ
36の3 第4種契約者識別番号	第4種契約者を識別するための番号であって、第4種契約に基づいて当社が第4種契約者に割り当てるもの
36の4 クローズドコンピュータ通信網識別番号	当社がクローズドコンピュータ通信網契約におけるCCNグループ識別共通符号を識別するために、CCNグループ識別共通符号に係るドメイン名に割り当てるもの
36の5 第4種シェアードIP-PBX識別番号	第4種シェアードIP-PBX契約者を識別するための番号であって、第4種シェアードIP-PBX契約に基づいて当社が第4種シェアードIP-PBX契約者に割り当てるもの
36の6 第5種シェアードIP-PBX識別番号	第5種シェアードIP-PBX契約者を識別するための番号であって、第5種シェアードIP-PBX契約に基づいて当社が第5種シェアードIP-PBX契約者に割り当てるもの
37 利用者識別共通符号	第4種契約者が指定する者（第4種契約者を含みます。以下同じとします。）の全員にその第4種契約者が割り当てる1の英字及び数字の組合せであって、その第4種契約者に係るドメイン名を含むもの
37の2 CCNグループ識別共通符号	クローズドコンピュータ通信網契約のカテゴリ2又はカテゴリ3に係るグループを識別するためにクローズドコンピュータ通信網契約者が割り当てる1の英字及び数字の組合せ

	であって、そのクローズドコンピュータ通信網契約者に係るドメイン名を含むもの。
38 利用者識別付加符号	第4種契約者がその指定する者を識別するための英字及び数字の組み合わせであって、第4種契約者がその指定する者に利用者識別共通符号に付加して割り当てるもの
39 利用者識別符号	利用者識別共通符号と利用者識別付加符号から構成される英字及び数字の組み合わせ
39の2 削除	
39の2の2 削除	
39の2の3 第2種ホスティング契約者識別番号	第2種ホスティング契約者を識別するための番号であって、第2種ホスティング契約に基づいて第2種ホスティング契約者に割り当てるもの
39の2の4 第4種ホスティング契約者識別番号	第4種ホスティング契約者を識別するための番号であって、第4種ホスティング契約に基づいて第4種ホスティング契約者に割り当てるもの
39の3 削除	
39の4 削除	
39の5 DSL回線	他社接続契約者回線又は特定加入者回線であって次に掲げる契約に基づいて設置されるもの (1) 別記13の2の(3)又は(3)の2に掲げる契約 (2) 別記13の2の2のアに掲げる契約
39の6 光アクセス回線	他社接続契約者回線又は特定加入者回線であって次に掲げる契約に基づいて設置されるもの (1) 別記13の2の(5)に掲げる契約 (2) 別記13の2の2のイに掲げる契約
39の7 利用回線	別記13の2の(6)に掲げる契約に基づいて設置される特定協定事業者の電気通信設備（その契約に係る特定協定事業者の電気通信サービスを利用するために使用されるものを含まず。）
39の8 回線収容部	接続契約者回線等を収容するために当社が設置する電気通信設備
40 ダイヤルアップ回線	電気通信回線（利用回線、DSL回線、光アクセス回線及び移動利用回線となるものを除きます。）であって、契約者識別符号又は利用者識別符号を利用して相互接続点を介してIP通信網と相互に接続することができるもの
41 アクセスポイント	ダイヤルアップ回線からIP通信網サービスを利用するために当社が設置する電気通信設備
41の2 削除	
41の2の2 削除	
41の2の3 削除	
41の2の4 移動利用回線	別記13の2の(7)に掲げる契約に基づいて設置される特定協定事業者の電気通信設備（その契約に係る特定協定事業者の電

	気通信サービスを利用するために使用されるものを含み ず。)
41の2の5 削除	
41の2の6 他社 接続モバイルデ ータ通信利用回 線	当社が別に定める特定協定事業者の契約に基づいて設置され る特定協定事業者の電気通信設備（その契約に係る特定協定 事業者の電気通信サービスを利用するために使用されるもの を含みます。）  （注）この欄に規定する当社が別に定める特定協定事業者の 契約は、イー・アクセス株式会社のモバイルデータ通信ネッ トワークサービス契約約款とします。
41の3 契約者回 線等	契約者回線、加入者回線等、アクセスポイント、利用回線、 移動利用回線、相互接続点（他社接続契約者回線、アクセス ポイント、利用回線、DSL回線、光アクセス回線及び移動 利用回線に係るものを除きます。）、当社が設置する電気通信 設備と当社が別に定める電気通信設備との接続点及びその他 当社が必要により設置する電気通信設備  （注）本欄に規定する当社が別に定める電気通信設備は、N S P I X P（W I D Eプロジェクトによる商用インター ネットの相互接続に関する研究のために設置された電気 通信設備をいいます。以下同じとします。）とします。
41の3の2 第7 種回線制御装置	第7種オープンコンピュータ通信網サービスを利用するため に当社が第7種契約者に係るDSL回線又は光アクセス回線 の終端に接続する装置
41の4 削除	
41の5 C C Nグ ループ	クローズドコンピュータ通信網契約のカテゴリー1に係る第 6種契約（料金表第1表（料金）に定めるカテゴリー1に係 るもの又はカテゴリー2に係るものに限ります。）に係るDS L回線及び光アクセス回線から構成されるグループ又はクロー ズドコンピュータ通信網サービスのカテゴリー2及びカテ ゴリー3に係る加入者回線、契約者回線、利用回線又は接続 契約者回線から構成されるグループ  （注）本欄に規定する料金表第1表（料金）に定めるカテ ゴリー1は、タイプ3のコース1、コース1の2若しくは コース2（12Mb/s品目及び26Mb/s品目に係るものに限り ます。）又はタイプ4であって、プラン1に係るものとし、 カテゴリー2は、クラス2のタイプ3又はタイプ4に係 るものとします。
41の6 C C Nグ ループ回線	そのC C Nグループを構成する利用回線、加入者回線、契約 者回線又は接続契約者回線
41の7 C C Nゲ ートウェイ装置	クローズドコンピュータ通信網サービスを提供するために当 社がI P通信網サービス取扱所に設置する電気通信設備
41の8 データ利 用回線	電話等契約（別記13の2の(9)のアに掲げる加入電話等契約、 同イに掲げるP H S等契約又は同ウに掲げる携帯電話等契約 をいいます。以下同じとします。）に基づいて設置される当社 又は特定協定事業者の電気通信設備
41の9 V o I P	第6種契約（当社が別に定めるカテゴリー1、カテゴリー3、

利用回線	<p>カテゴリー5又はカテゴリー6に係るものに限り、若しくはクロードコンピュータ通信網契約（カテゴリー2（別記1の2の(1)若しくは(3)に規定する特定協定事業者又は特定加入者回線（クラス5に係るものを除きます。））を利用する者に限り、）に係るものに限り、）に係るDSL回線又は光アクセス回線であって、第1種シェアードIP-PBX契約又は第3種シェアードIP-PBX契約に係るもの</p> <p>（注）本欄に規定する当社が別に定めるカテゴリー1及びカテゴリー5は、料金表第1表（料金）に規定するタイプ3のコース1、コース1の2又はタイプ4のコース1（カテゴリー5に係るものを除きます。）からコース4、コース9及びコース9の2に係るものとし、カテゴリー3及びカテゴリー6は、料金表第1表（料金）に規定するタイプ3のコース1、コース1の2又はタイプ4に係るものとし、</p>
41の9の2 イーサネット利用回線	<p>イーサネット通信サービス契約約款又はネットワークプラットフォームサービス契約約款に規定する契約者回線等であって第2種シェアードIP-PBX契約又は第3種シェアードIP-PBX契約に係るもの</p>
41の9の3 イーサネット契約者回線	<p>第2種シェアードIP-PBXサービス又は第3種シェアードIP-PBXサービスを利用するために、当社が収容するイーサネット通信サービス契約約款に規定する、当社が別に定める契約者回線又は当社が別に定める付加機能を提供するために設置する電気通信設備</p> <p>（注1）本欄に規定する当社が別に定める契約者回線は、イーサネット通信サービス契約約款に規定する第3種イーサネット通信サービス タイプ1に係る契約者回線とします。</p> <p>（注2）本欄に規定する当社が別に定める付加機能は、イーサネット通信サービス契約約款又はネットワークプラットフォームサービス契約約款に規定するVoIP接続機能とします。</p>
41の9の4 IP-VPN利用回線	<p>IP伝送サービス契約約款、IP伝送（イーサアクセス）サービス契約約款又はデータ伝送サービス契約約款に規定する、加入者回線、契約者回線、接続契約者回線、他社接続契約者回線又はDSL回線であって第3種シェアードIP-PBX契約に係るもの</p>
41の9の5 第4種シェアードIP-PBXゲートウェイ装置	<p>第4種シェアードIP-PBXサービスを提供するために当社がIP通信網サービス取扱所に設置する電気通信設備</p>
41の9の6 モバイルアクセス利用回線	<p>別記13の2の(12)に掲げる契約に基づいて設置される電気通信設備（当社が必要に応じ設置するものを含みます。）であって第3種シェアードIP-PBX契約に係るもの</p>
41の9の7 モバイルアクセス利用回線グループ	<p>同一の第3種シェアードIP-PBX契約者に係る全てのモバイルアクセス利用回線により構成されるもの</p>

41の9の8 他社モバイルアクセス利用回線	別記13の2の(3)に掲げる契約に基づいて設置される電気通信設備(当社が必要に応じ設置するものを含みます。)であって第3種シェアードIP-PBX契約に係るもの
41の9の9 他社モバイルアクセス利用回線グループ	同一の第3種シェアードIP-PBX契約者に係る全ての他社モバイルアクセス利用回線により構成されるもの
41の9の10 モバイルアクセス利用回線等	モバイルアクセス利用回線又は他社モバイルアクセス利用回線
41の9の11 第5種シェアードIP-PBX利用回線	第3種契約、第5種契約、第6種契約、第7種契約、第8種契約若しくはクローズドコンピュータ通信網契約(インターネット接続機能を利用するものに限り、)に係る電気通信回線又は当社が別に定める契約事業者の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線  (注) 本欄に規定する当社が別に定める契約事業者は、当社が事業法第29条第1項第10号に規定する卸電気通信役務(電気通信番号規則(平成9年郵政省令第82号)第10条第2号に係るものであって当社が指定するものに限り、)を提供する契約事業者とします。
41の10 オンネットグループ	あらかじめ申出のあった相互に通信を行うことができるVOIP利用回線、イーサネット利用回線又はIP-VPN利用回線から構成されるグループ
41の10の2 イーサネット契約者回線接続グループ	イーサネット契約者回線を使用して第2種シェアードIP-PBXサービス又は第3種シェアードIP-PBXサービスを利用する第2種シェアードIP-PBX契約者又は第3種シェアードIP-PBX契約者から構成されるグループ
41の10の3 オンネットグループ代表者	そのオンネットグループに係る契約者であって、そのオンネットグループの設定、変更等の手続きをオンネットグループを代表して行う契約者
41の11 削除	
41の12 第1種ドットフォン利用回線	当社が別に定める回線であり、第1種ドットフォン契約に係るもの
41の13 第2種ドットフォン利用回線	当社が別に定める回線であり、第2種ドットフォン契約に係るもの
41の14 第3種ドットフォン利用回線	当社が別に定める回線であり、第3種ドットフォン契約に係るもの
41の15 削除	

42 独自ドメイン名	第1種ホスティング契約者、第2種ホスティング契約者、第3種ホスティング契約者又は第4種ホスティング契約者に係るドメイン名（第1種ホスティング契約者に係るドメイン名を含む1の英字及び数字の組合せを含みます。）
42の2 削除	
43 IPアドレス	インターネットプロトコルで定められているアドレス
44 端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
45 自営端末設備	契約者が設置する端末設備
46 自営電気通信設備	電気通信回線設備を設置する電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
47 技術基準等	端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）及び端末設備等の接続の技術的条件
47の2 回線終端装置	契約者回線又は加入者回線の終端の場所に当社が設置する装置（端末設備を除きます。）
48 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

## 第2章 IP通信網サービスの種類等

### （IP通信網サービスの種類）

第4条 IP通信網サービスには、次の種類があります。

種 類	内 容
オープンコンピュータ通信網サービス	クローズドコンピュータ通信網サービス、データ着信サービス、データ発信サービス、第1種シェアードIP-PBXサービス、第2種シェアードIP-PBXサービス、第3種シェアードIP-PBXサービス、第4種シェアードIP-PBXサービス、第5種シェアードIP-PBXサービス、第1種ドットフォンサービス、第2種ドットフォンサービス及び第3種ドットフォンサービス以外のIP通信網サービス
クローズドコンピュータ通信網サービス	CCNグループ回線相互間に限定した符号又は影像の伝送交換を行うIP通信網サービス
データ着信サービス	データ利用回線からの通信の着信を行うことができるIP通信網サービス
データ発信サービス	データ利用回線を使用してデータ着信サービスへの通信又は当社が別に定める当社の契約約款に規定する付加機能（データ発信サービス着信機能に限ります。）に係る通信への発信を行うことができるIP通信網サービス （注）本欄に規定する当社が別に定める当社の契約約款は、

	データ伝送サービス契約約款又は I P 伝送サービス契約約款とします。
第 1 種シェアード I P - P B X サービス	V o I P 利用回線 (第 6 種契約に係るものに限ります。) を使用して第 4 条の 2 ( I P 通信網サービスの通信モード) に規定するボイスモードの通信を行うことができる I P 通信網サービス
第 2 種シェアード I P - P B X サービス	イーサネット利用回線を使用して第 4 条の 2 ( I P 通信網サービスの通信モード) に規定するボイスモードの通信を行うことができる I P 通信網サービス
第 3 種シェアード I P - P B X サービス	V o I P 利用回線、イーサネット利用回線若しくは I P - V P N 利用回線を使用して又はモバイルアクセス利用回線等に係る着信転送を行って第 4 条の 2 ( I P 通信網サービスの通信モード) に規定するボイスモードの通信を行うことができる I P 通信網サービスであって第 1 種シェアード I P - P B X サービス又は第 2 種シェアード I P - P B X サービス以外のもの
第 4 種シェアード I P - P B X サービス	第 4 種シェアード I P - P B X ゲートウェイ装置又は当社が別に定める端末設備 (以下「シェアードゲートウェイ装置」といいます。) を使用して、第 4 条の 2 ( I P 通信網サービスの通信モード) に規定するボイスモードの通信を行うことのできる I P 通信網サービス (注) 当社が別に定める端末設備は、当社のシェアードゲートウェイ装置に関する利用規約に定めるシェアードゲートウェイ装置とします。
第 5 種シェアード I P - P B X サービス	第 5 種シェアード I P - P B X 利用回線を使用して第 4 条の 2 ( I P 通信網サービスの通信モード) に規定するデータモード及びボイスモードの通信を行うことができる I P 通信網サービス
第 1 種ドットフォンサービス	第 1 種ドットフォン利用回線を使用して第 4 条の 2 ( I P 通信網サービスの通信モード) に規定するボイスモードの通信を行うことができる I P 通信網サービス
第 2 種ドットフォンサービス	第 2 種ドットフォン利用回線を使用して、第 4 条の 2 ( I P 通信網サービスの通信モード) に規定するボイスモードの通信を行うことができる I P 通信網サービス
第 3 種ドットフォンサービス	第 3 種ドットフォン利用回線を使用して、第 4 条の 2 ( I P 通信網サービスの通信モード) に規定するボイスモードの通信を行うことができる
削除	

2 オープンコンピュータ通信網サービスには、次の種類があります。

種 類	内 容
1 削除	
2 第 2 種オープンコンピュータ通信網サービス	ダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続して提供する I P 通信網サービス並びに利用回線、 D S L 回線、光アクセス回線、加入者回線及び移動利用回線を使用して提供する

	IP通信網サービスであって、第3種オープンコンピュータ通信網サービス、第4種オープンコンピュータ通信網サービス及び第6種オープンコンピュータ通信網サービス以外のもの
3 第3種オープンコンピュータ通信網サービス	加入者回線を設置し、又は接続契約者回線等と接続して提供するIP通信網サービス
4 第4種オープンコンピュータ通信網サービス	ダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続して提供するIP通信網サービス又はDSL回線若しくは光アクセス回線を使用して提供するIP通信網サービスであって、利用者識別符号を送信することにより通信を行うことができるもの
5 第5種オープンコンピュータ通信網サービス	契約者回線を設置して提供するIP通信網サービス
6 第6種オープンコンピュータ通信網サービス	ダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続して提供するIP通信網サービス（料金表第1表（料金）に規定するカテゴリー1（タイプ1に係るものに限り。））、カテゴリー2及びカテゴリー4（IPv6プロトコルの場合に限り。）を除きます。）及び利用回線、DSL回線又は光アクセス回線を使用して提供するIP通信網サービスであって、その契約に係る特定のIPアドレスを使用して通信を行うことができるもの又は契約者識別符号グループを設定して提供するもの
6の2 第7種オープンコンピュータ通信網サービス	DSL回線又は光アクセス回線を使用して提供するIP通信網サービスであって、第7種回線制御装置を使用して通信を行うことができるもの
6の3 第8種オープンコンピュータ通信網サービス	加入者回線を設置して提供するIP通信網サービスであって第3種オープンコンピュータ通信網サービス以外のもの
7 第1種ホスティングサービス	独自ドメイン名をドメイン名管理装置に登録し、主としてその独自ドメイン名を使用するメールアドレスに係る電子メール（メールアドレスを使用してIP通信網サービス取扱所に設置するメール蓄積装置によりメールの蓄積、再生又は転送等を行うことができるサービスをいいます。以下同じとします。）の蓄積若しくは転送又はホームページに係る情報の蓄積若しくは転送等を行うことができるIP通信網サービス
7の2 第2種ホスティングサービス	仮想専用蓄積装置（第2種ホスティングサービス又は第4種ホスティングサービスに係る者のメールアドレス又はホームページにおける情報の蓄積又は転送等を行うために当社が設置する電気通信設備をいいます。以下同じとします。）を使用して提供するものであってオペレーションシステムにFreeBSDを利用するIP通信網サービス
7の3 第3種ホスティングサービス	独自ドメイン名をドメイン名管理装置に登録し、主としてその独自ドメイン名を使用するメールアドレスに係る電子メールの蓄積若しくは転送又はホームページに係る情報の蓄積若

	しくは転送等を行うことができるものであって当社が別に定めるオペレーションシステムを利用するIP通信網サービス (注) 当社が別に定めるソフトウェアとはマイクロソフト株式会社が提供する「Windows」とします。
7の4 第4種ホスティングサービス	仮想専用蓄積装置を使用して提供するものであってオペレーションシステムにLinuxを利用するIP通信網サービス
8 削除	
9 削除	
10 削除	
11 削除	

3 データ着信サービスには、次の種類があります。

種 類	内 容
1 第1種データ着信サービス	加入者回線を設置して提供するデータ着信サービス
2 第2種データ着信サービス	契約者回線を設置して提供するデータ着信サービス

(IP通信網サービスの通信モード)

第4条の2 IP通信網サービスには、次の通信モードがあります。

通信モード	内 容
データモード	符号又は影像の伝送交換を利用目的とした通信を行うことができるもの
ボイスモード	音響の伝送交換を利用目的とした通信を行うことができるもの

備考

1 次のIP通信網サービスについては、データモードに限り提供します。

オープンコンピュータ通信網サービス クローズドコンピュータ通信網サービス データ着信サービス データ発信サービス
---

2 次のIP通信網サービスについては、ボイスモードに限り提供します。

第1種シェアードIP-PBXサービス 第2種シェアードIP-PBXサービス 第3種シェアードIP-PBXサービス 第4種シェアードIP-PBXサービス 第1種ドットフォンサービス
---

第2種ドットフォンサービス

第3種ドットフォンサービス（タイプ4に限ります。）

- 3 次のIP通信網サービスについては、データモード及びボイスモードを提供します。

第5種シェアードIP-PBXサービス

- 2 ボイスモードに係る契約者（第1種シェアードIP-PBXサービスのタイプ3に係る者及び第2種シェアードIP-PBXのタイプ3に係る者を除きます。）は、ダイヤルアウト（ボイスモードに係る通信のうち、ボイスモードで使用する回線（第1種シェアードIP-PBXサービスの場合はV o I P利用回線、第2種シェアードIP-PBXサービスの場合は、イーサネット利用回線、第3種シェアードIP-PBXサービスの場合は、V o I P利用回線、イーサネット利用回線、IP-VPN利用回線及びモバイルアクセス利用回線等、第5種シェアードIP-PBXサービスの場合は第5種シェアードIP-PBX利用回線、第1種ドットフォンサービス、第2種ドットフォンサービス及び第3種ドットフォンサービスの場合は第1種ドットフォン利用回線、第2種ドットフォン利用回線及び第3種ドットフォン利用回線をいいます。）、第4種シェアードIP-PBXゲートウェイ装置又はシェアードゲートウェイ装置から加入電話等設備（別記13の2の(4)に掲げる契約に基づいて設置される電気通信設備をいいます。以下同じとします。）へ行うもの、IP電話設備（当社及びV o I P協定事業者が設置するV o I P呼制御装置（S I Pプロトコル等を利用して音響の伝送交換を行う交換設備をいいます。以下同じとします。）等を利用して提供されるV o I Pサービス（インターネットプロトコルを用いて音声伝送を行うことにより提供する通信サービスをいいます。以下同じとします）に係る電気通信設備のうち、電気通信番号規則第9条第1号又は第10条第2号に定める電気通信番号を利用するものをいいます。以下同じとします。）へ行うもの（同一のオンネットグループに係るV o I P利用回線、イーサネット利用回線、IP-VPN利用回線及び第69条の20の16の3（第3種シェアードIP-PBXサービスの区別）の規定によりあらかじめ申出のあった電気通信回線へ行うものを除きます。）及び料金表第1表に規定する地域（当社が別に定めるものに限ります。）に対して行うものをいいます。以下同じとします。）を行うことができます。

ただし、当社が別に定める通信は提供対象外とします。

- 3 削除
- 4 第2項の規定にかかわらずボイスモードに係る契約者（第69条の20の16の2（第3種シェアードIP-PBXサービスの種類）に規定するカテゴリー5に係る第3種シェアードIP-PBX契約者に限ります。）は、モバイルアクセス利用回線等から加入電話等設備（別記13の2の(4)のエに掲げる契約に基づいて設置されるものに限ります。）へのダイヤルアウトを行うことができません。
- （注1）本条第2項に規定する当社が別に定める地域は料金表第1表6の7の3-2-4のイに規定する地域とします。
- （注2）本条第2項に規定する当社が別に定める通信は次のとおりとします。
- (1) 電気通信番号規則（平成9年郵政省令第82号）第5条及び第11条に定める電気通信番号を利用して行う通信
  - (2) 衛星電話への通信
  - (3) その他当社が別に定める電気通信番号への通信
- （IP通信網サービスの品目等）

第5条 IP通信網サービスには、料金表第1表（料金）に規定する種類、品目及び

通信又は保守の態様による細目があります。

### 第3章 IP通信網サービスの提供区間等

(IP通信網サービスの提供区間等)

第6条 当社のIP通信網サービスは、別記1に定める提供区間において提供します。

2 当社は、当社が指定するIP通信網サービス取扱所において、サービス接続点及び当社が別に定める相互接続点の所在場所等を閲覧に供します。

3 サービス接続点又は相互接続点の所在場所等については、当社の業務の遂行上の理由により又は相互接続協定に基づき、これを変更することがあります。

(注) 本条第2項に規定する当社が別に定める相互接続点は、第3種オープンコンピュータ通信網サービスの他社接続契約者回線に係る相互接続点とします。

### 第4章 契約

#### 第1節 削除

第7条 削除

第8条 削除

第9条 削除

第10条 削除

第11条 削除

第12条 削除

第13条 削除

第14条 削除

第15条 削除

第16条 削除

第17条 削除

第18条 削除

第19条 削除

第20条 削除

第21条 削除

第22条 削除

#### 第2節 第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約

(契約の単位)

第23条 当社は、1の契約者識別番号につき1の第2種契約を締結します。この場合、第2種契約者は、1の第2種契約につき1人に限ります。

(加入者回線の終端)

第23条の2 当社は、第2種契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、回線終端装置等を設置し、これを加入者回線の終端とします。

2 当社は、前項の加入者回線の終端に係る地点を定めるときは、第2種契約者と協議します。

(加入者回線の収容)

第23条の3 加入者回線は、当社が指定するIP通信網サービス取扱所の交換設備等に収容します。

2 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、他のIP通信網サービス取扱所の交換設備等への収容の変更を行うことがあります。

(第2種契約申込みの方法)

第24条 第2種契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行うIP通信網サービス取扱所に提出していただきます。

(1) 第2種オープンコンピュータ通信網サービスの通信又は保守の態様による細

## 目

- (2) 利用回線、DSL回線又は光アクセス回線に係る特定協定事業者の氏名又は名称
  - (3) DSL回線（当社が別に定めるものを除きます。以下この節において同じとします。）に係る終端の場所
  - (4) DSL回線又は光アクセス回線について特定協定事業者と締結している契約の内容（当社が別に定めるものに限りません。）
  - (5) その他申込みの内容を特定するために必要な事項
- 2 当社は、第1項に規定するほか、当社が別に定める細目及び区分に係る第2種契約の申込み（その細目及び区分への変更の請求を含みます。）があったときは、第2種契約の申込みと同時に第1種ドットフォン契約（タイプ1に係るものに限りません。）の申込みをしたものとします。
- ただし、第2種契約の申込みをした者が第2種ドットフォンサービス（タイプ1に係るものに限りません。以下この条において同じとします。）を利用している又は第2種ドットフォン契約の申込みをした場合はこの限りではありません。
- (注1) 本条第1項第3号に規定する当社が別に定めるDSL回線は、料金表第1表（料金）に規定するタイプ2のコース1に係るDSL回線とします。
- (注2) 本条第1項第4号に規定する当社が別に定める契約の内容は、特定協定事業者の契約約款及び料金表（DSL回線又は光アクセス回線に係るものに限りません。）に規定する事項のうち、当社が第2種オープンコンピュータ通信網サービスの料金又は工事に関する費用を適用するために必要な事項とします。
- (注3) 本条第2項に規定する当社が別に定める細目及び区分は、料金表第1表（料金）に規定するタイプ2のコース2のプラン5、プラン6及びプラン7（電話重畳のものに限りません。）、タイプ3のコース2並びにコ0第42号（平成16年4月16日）の附則2に規定するタイプ2のコース1及びNOS第700678号（平成19年10月19日）の附則2に規定するタイプ2のコース1のプラン9（電話重畳のものに限りません。）とします。
- （第2種契約申込みの承諾）
- 第25条 当社は、第2種契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。
- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その第2種契約の申込みを承諾しないことがあります。
- (1) 第2種契約の申込みをした者が、DSL回線について特定協定事業者と契約を締結している者と同じの者とならないとき。
  - (2) 第2種オープンコンピュータ通信網サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
  - (3) 第2種契約の申込みをした者が、第2種オープンコンピュータ通信網サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
  - (4) そのDSL回線に係る特定協定事業者の承諾が得られないとき、その他その申込内容が相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。
  - (5) 第2種契約の申込みをした者が、第75条（利用停止）第1項各号又は第3項の規定のいずれかに該当し、IP通信網サービスの利用を停止されている、又はIP通信網契約の解除を受けたことがあるとき。
  - (6) 第2種契約の申込みをした者が、申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。
  - (7) その他当社のIP通信網サービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。
  - (8) 第2種契約の申込みをした者（第24条第2項の規定に係る者に限りません。）に対し、当社が第69条の20の19の2項及び3項の規定により、第1種ドットフォン契約（タイプ1に係るものに限りません。）の申込みを承諾しなかったとき又は当社が、第69条の20の26の2項及び3項の規定により、第2種ドットフォン契約（タ

タイプ1に係るものに限ります。)の申込みを承諾しなかったとき。

(注)当社が別に定める自営端末設備を利用している第2種契約者は、次に掲げる事項についてあらかじめ承諾していただきます。

・当社は、当社が必要と判断したとき、第2種オープンコンピュータ通信網サービスを提供する上で必要なソフトウェアの更新等を行う機能を提供します。

なお、その際、IP通信網サービスを一時的に利用できない場合があります。

#### 第25条の2 削除

(通信又は保守の態様による細目の変更)

第25条の3 第2種契約者は、第2種オープンコンピュータ通信網サービスの通信又は保守の態様による細目の変更の請求をすることができます。

ただし、料金表第1表(料金)に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

2 前項の請求があったときは、当社は、第25条(第2種契約申込みの承諾)の規定に準じて取り扱います。

(電子メールの利用)

第26条 第2種契約者は、料金表第1表(料金)に定めるところにより、電子メールを利用することができるものとします。

#### 第26条の2 削除

(固定型パケットフィルタリングの利用)

第26条の3 第2種契約者は、料金表第1表(料金)に定めるところにより、固定型パケットフィルタリング(その第2種契約者に係るDSL回線又は光アクセス回線へその第2種契約者以外の者から通信開始の要求があった場合に、その通信開始の要求に係る内容が当社指定のものであるときに限り、その要求に係る通信を行うことができるようにすることをいいます。以下同じとします。)を利用することができます。

(その他の契約内容の変更)

第26条の3の2 当社は、第2種契約者から請求があったときは、第24条(第2種契約申込みの方法)第5号に規定する契約内容の変更を行います。

2 前項の請求があったときは、当社は、第25条(第2種契約申込みの承諾)の規定に準じて取り扱います。

(第2種契約に基づく権利の譲渡の禁止)

第26条の3の3 第2種契約者が第2種契約に基づいて第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を受ける権利は、譲渡することができません。

(特定協定事業者の契約の解除等に伴う第2種契約の扱い)

第26条の4 当社は、第2種契約者からその第2種契約に係るDSL回線、光アクセス回線又は他社接続モバイルデータ通信利用回線について、契約の解除があった旨の届出があったとき又はその事実を知ったときは、その第2種契約を解除します。

ただし、第2種契約者がDSL回線、光アクセス回線又は他社接続データ通信利用回線に係る契約を解除すると同時にその契約に相当する契約を締結した場合であって、その第2種契約者から第2種契約を継続したい旨の届出があったときは、この限りではありません。

2 前項に規定するほか、当社は、第2種契約者とその第2種契約に係るDSL回線、光アクセス回線又は他社接続データ通信利用回線について特定協定事業者と契約を締結している者が同一の者でないことについて、その事実を知ったときは、その第2種契約を解除することがあります。

(第1種ドットフォン契約の解除等に伴う第2種契約の扱い)

第26条の5 当社は、第2種契約者(第24条の2項で規定する者に限ります。)からその第1種ドットフォン契約(タイプ1に係るものに限ります。)について、契約の解除があった旨の届出があったときは、その第2種契約を解除します。

ただし、第1種ドットフォン契約(タイプ1に係るものに限ります。)の解除と同

時に、第2種ドットフォン契約（タイプ1に係るものに限り。）の申込みがあったときはこの限りではありません。

（第2種契約者が行う第2種契約の解除）

第26条の5の2 第2種契約者は、第2種契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ所属IP通信網サービス取扱所に書面により通知していただきます。

（当社が行う第2種契約の解約）

第26条の6 当社は、第75条（利用停止）の規定により第2種オープンコンピュータ通信網サービスの利用停止をされた第2種契約者がなおその事実を解消しない場合、又は当社が別に定める場合に、その第2種契約を解除することがあります。

2 当社は、第2種契約者が第75条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社のIP通信網サービスに係る業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、第2種オープンコンピュータ通信網サービスの利用停止をしないうでその第2種契約を解除することがあります。

3 当社は、前2項の規定により、その第2種契約を解除しようとするときは、あらかじめ第2種契約者にそのことを通知します。

（その他の提供条件）

第27条 第2種契約に関するその他の提供条件については、別記3、別記4及び別記4の3に定めるところによります。

### 第3節 第3種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約

（契約の種別等）

第28条 第3種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約には、次の種別があります。

ただし、料金表第1表（料金）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(1) 第3種契約

(2) 臨時第3種契約

2 第3種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約には、次の種類があります。

ただし、料金表第1表（料金）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

種 類	内 容
通常契約	二重化付加契約以外のもの
二重化付加契約	第34条の2（アクセス回線二重化）に規定するアクセス回線二重化を行う場合に限り通常契約に付加して締結されるもの

（契約の単位）

第29条 当社は、加入者回線等1回線ごとに1の第3種契約（臨時第3種契約を含みます。以下同じとします。）を締結します。

ただし、第34条（アクセス回線共用）に規定するアクセス回線共用を行う場合においては、当社は、1の回線収容部ごとに1の第3種契約を締結します。

2 前項の場合、第3種契約者（臨時第3種契約者を含みます。以下同じとします。）は、1の第3種契約につき1人に限ります。

（加入者回線の終端）

第29条の2 当社は、第3種契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、配線盤又は回線終端装置等を設置し、これを加入者回線の終端とします。

2 当社は、前項の加入者回線の終端に係る地点を定めるときは、第3種契約者と協議します。

(第3種オープンコンピュータ通信網サービス区域)

第29条の3 当社は、料金表第1表(料金)に定めるところにより第3種オープンコンピュータ通信網サービス区域を設定します。

2 当社は、第3種オープンコンピュータ通信網サービス区域を表示する図表をその第3種オープンコンピュータ通信網サービス区域内の契約事務を行うIP通信網サービス取扱所において閲覧に供します。

(加入者回線又は接続契約者回線等の収容)

第29条の4 加入者回線は、当社が指定するIP通信網サービス取扱所の交換設備等に収容し、接続契約者回線等は回線収容部に収容します。

2 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、他のIP通信網サービス取扱所の交換設備等又は回線収容部への収容の変更を行うことがあります。

(第3種契約申込みの方法)

第30条 第3種契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行うIP通信網サービス取扱所に提出していただきます。

- (1) 第3種オープンコンピュータ通信網サービスの品目及び通信又は保守の態様による細目
- (2) 他社接続契約者回線に係る特定協定事業者の氏名又は名称
- (3) 加入者回線等に係る終端の場所
- (4) 接続契約者回線等について当社又は特定協定事業者と締結している契約の内容(当社が別に定めるものに限ります。)
- (5) その他申込みの内容を特定するために必要な事項

(注) 本条第4号に規定する当社が別に定める契約の内容は、当社又は特定協定事業者の契約約款及び料金表(接続契約者回線等に係るものに限ります。)に規定する事項のうち、当社が第3種オープンコンピュータ通信網サービスの料金又は工事に関する費用を適用するために必要な事項とします。

(第3種契約申込みの承諾)

第31条 当社は、第3種契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、臨時第3種契約の申込みがあった場合は、第3種オープンコンピュータ通信網サービスを提供するために必要な電気通信設備に余裕があるときに限り、その臨時第3種契約の申込みを承諾します。

3 当社は、前2項の規定にかかわらず、次の場合には、その第3種契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 第3種契約の申込みをした者が、接続契約者回線等について当社又は特定協定事業者と契約を締結している者と同一の者とならないとき。
- (2) 接続契約者回線等について当社又は特定協定事業者と契約を締結している者が2以上となるとき。
- (3) 前2号の規定にかかわらず、第34条(アクセス回線共用)に規定するアクセス回線共用を行う場合であって、そのアクセス回線共用に係る接続契約者回線(以下「接続共用回線」といいます。)又は、他社接続契約者回線(以下「他社接続共用回線」といいます。)について当社又は特定協定事業者と契約を締結している者が2以上となるときは、その第3種契約の申込みをした者がその中に含まれていないとき、又はその第3種契約の申込みについてその当社若しくは特定協定事業者と契約を締結している者(申込みをした者を除きます。)の同意がないとき。
- (4) 第3種オープンコンピュータ通信網サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (5) 第3種契約の申込みをした者が第3種オープンコンピュータ通信網サービス

- の料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (6) 他社接続契約者回線との接続に関し、その他社接続契約者回線に係る特定協定事業者の承諾が得られないとき、その他その申込内容が相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。
  - (7) 第3種契約の申込みをした者が、第75条（利用停止）第1項各号又は第3項の規定のいずれかに該当し、IP通信網サービスの利用を停止されている、又はIP通信網契約の解除を受けたことがあるとき。
  - (8) 第3種契約の申込みをした者が、申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。
  - (9) 第3種契約の申込みをした者が、別記4の2（IP通信網サービスにおける禁止事項）に定める行為をする恐れがあると当社が判断したとき。
  - (10) その他当社のIP通信網サービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。
- （最低利用期間）

第32条 第3種オープンコンピュータ通信網サービスには、料金表第1表（料金）に定めるところにより最低利用期間があります。

2 前項の最低利用期間は、次に掲げる最低利用期間が適用される料金の種類ごとに、それぞれ次のとおりとします。

(1) 料金表第1表に定める基本最低利用基準額に適用されるもの（以下「基本最低利用期間」といいます。）

第3種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日から起算して1年間

(2) 料金表第1表に定める接続最低利用基準額に適用されるもの（以下「接続最低利用期間」といいます。）

第3種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日又は第3種契約者が接続事業者変更等（接続契約者回線等に係る特定協定事業者（当社を含みます。以下この条において同じとします。）を他の特定協定事業者へ変更（別記1の2の(1)に掲げる特定協定事業者相互間の変更（特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定する専用サービス契約約款に係るものに限ります。）を除きます。）すること、第33条（加入者回線の移転等）第2項に規定する変更を行うこと又は他社接続契約者回線に係る別記1の2の(1)に掲げる特定協定事業者の提供する電気通信サービスを変更（当社が別に定めるものに限ります。）することをいいます。以下同じとします。）を行った日から起算して1年間

3 第3種契約者は、前項の最低利用期間内に第3種契約の解除（当社が別に定める理由によるものを除きます。）、第3種オープンコンピュータ通信網サービスの品目若しくは料金表第1表に定める通信又は保守の態様による細目の変更又は他社接続契約者回線に係る終端の場所若しくは料金表第1表に定める通信又は保守の態様による細目の変更等があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第1表に規定する額を支払っていただきます。

（注1）本条第2項に規定する当社が別に定める変更は、別記1の2の(1)に掲げる特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定する専用サービス、LAN型通信網サービス、データ伝送サービスのうち、いずれか1のサービスから他のサービスへの変更若しくはデータ伝送サービスの相互の変更（第35条（特定協定事業者等の契約の解除等に伴う第3種契約の扱い）の第1項の定めるところによりその第3種契約を解除すると同時にそれに相当する接続契約者回線等との接続を開始したときに限ります。）とします。

（注2）本条第3項に規定する当社が別に定める理由は、他社接続契約者回線が別記1の2の(1)に掲げる特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定する後行回線となる場合であって、その後行回線がその特定協定事業者の他の電気通信サービスに対し信号の漏えいによる影響を与える等により、その特定協定事業者によってその後行回線に係る契約が解除となる場合とします。

## 第32条の2 削除

(契約の区分の変更)

第32条の3 第3種契約者は、第3種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約の区分の変更の請求をすることができます。

2 前項の請求があったときは、当社は、第31条（第3種契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

(品目の変更)

第32条の3の2 第3種契約者は、第3種オープンコンピュータ通信網サービスの品目の変更の請求をすることができます。

2 前項の請求があったときは、当社は、第31条（第3種契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

(加入者回線の移転等)

第33条 第3種契約者は、加入者回線の移転の請求をすることができます。

2 前項に規定するほか、第3種契約者は、加入者回線と接続契約者回線等との間の相互の変更の請求をすることができます。

3 前2項の請求があったときは、当社は、第31条（第3種契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

(回線収容部の変更)

第33条の2 第3種契約者は、接続契約者回線等に係る終端の場所について変更の申込みを当社又は特定協定事業者に行うときは、その内容について契約事務を行うIP通信網サービス取扱所に届け出ていただきます。

2 前項の届出により、その接続契約者回線等について他のIP通信網サービス取扱所の回線収容部への収容の変更を行う必要が生じたときは、当社は、その変更を行います。

ただし、次の場合はその変更を行わないことがあります。

(1) 第31条（第3種契約申込みの承諾）第3項各号のいずれかに該当するとき。

(2) その届出が臨時第3種契約に係るもの場合は、第3種オープンコンピュータ通信サービスを提供するために必要な電気通信設備に余裕がないとき。

3 前項ただし書きの場合において、第3種契約者は、第3種オープンコンピュータ通信網サービスを利用できないことがあります。この場合、当社は、その第3種契約者にそのことを通知します。

(アクセス回線共用)

第34条 第3種契約者は、アクセス回線共用（その第3種契約に係る回線収容部に収容される接続契約者回線等について、その第3種オープンコンピュータ通信網サービスのほか別記2に定める当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を相互に接続して接続契約者回線等を共用することをいいます。以下、同じとします。）の請求をすることができます。

2 アクセス回線共用は、そのアクセス回線共用に係る電気通信回線が複数となる場合であって、その電気通信回線のうち1の回線が臨時以外のものである場合に限り提供します。

3 当社は、第3種契約者から請求があったときは、アクセス回線共用に係る変更等（当社が別に定めるものに限り）を行います。

4 前項に規定するほか、当社は、第3種契約者からの請求等によりアクセス回線共用回線群に係る回線数が1となったときは、そのアクセス回線共用を廃止します。

5 当社は、第1項又は第3項の請求があったときは、第31条（第3種契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

6 前5項の規定にかかわらず、当社は、当社が別に定める場合には、アクセス回線共用を提供しません。

(注1) 本条第3項に規定する当社が別に定める変更等は、次のとおりとします。

(1) アクセス回線共用回線群に係る回線数の変更

(2) アクセス回線共用の廃止

(注2) 本条第6項に規定する当社が別に定める場合とは、次のとおりとします。

- (1) 料金表第1表(料金)に規定する品目がイーサネット方式のものであるとき
- (2) 接続共用回線が当社のイーサネット通信サービス契約約款に規定する第1種契約に基づいて設置されるものとなるとき。
- (3) 他社接続共用回線が別記1の2の(1)に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するデータ伝送サービスに係るものとなるとき。
- (4) 接続共用回線等に係る契約が、当社又は特定協定事業者の契約約款に規定する契約の種別が臨時(それに相当するものを含む。)のものとなるとき。

(アクセス回線二重化)

第34条の2 第3種契約者は、通常契約に付加して二重化付加契約を締結することにより、アクセス回線二重化(通常契約に係る加入者回線等又は契約者回線による通信を行うことができない状態(通信に著しい支障が生じ、通信を行うことができない状態と同程度の状態となる場合を含みます。))となった場合に、二重化付加契約に係る加入者回線等又は契約者回線に切り替えて通信を継続することができるようにするため、加入者回線等又は契約者回線2回線を設置又は接続することをいいます。以下同じとします。)を行うことができます。

ただし、料金表第1表(料金)に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

2 第3種契約者は、アクセス回線二重化の利用にあたっては、その端末設備について、当社が別に定める設定をしていただきます。

第34条の3 削除

(電子メールの利用)

第34条の4 第3種契約者は、料金表第1表(料金)に定めるところにより、電子メールの利用の請求をすることができます。

2 前項の請求があったときは、当社は、第31条(第3種契約申込みの承諾)の規定に準じて取り扱います。

(当社が行う第3種契約の解除)

第34条の5 当社は、第75条(利用停止)の規定により第3種オープンコンピュータ通信網サービスの利用停止をされた第3種契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その第3種契約を解除することがあります。

2 当社は、第3種契約者が第75条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社のIP通信網サービスに係る業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、第3種オープンコンピュータ通信網サービスの利用停止をしないでその第3種契約を解除することがあります。

3 当社は、前2項の規定により、その第3種契約を解除しようとするときは、あらかじめ第3種契約者にそのことを通知します。

(特定協定事業者等の契約の解除等に伴う第3種契約の扱い)

第35条 当社は、第3種契約者からその第3種契約に係る接続契約者回線等について、契約の解除若しくは利用休止があった旨の届出があったとき又はその事実を知ったときは、その第3種契約を解除します。

ただし、第33条(加入者回線の移転等)第2項に規定する変更該当する場合、第3種契約者が接続契約者回線等に係る契約の解除若しくは利用休止を行うと同時にその契約に相当する契約を締結した場合又は接続契約者回線等に係る契約の解除若しくは利用休止を行うと同時にアクセス回線共用の利用を開始した場合であって、その第3種契約者から第3種契約を継続したい旨の届出があったときは、この限りではありません。

2 前項に規定するほか、当社は、第3種契約者とその第3種契約に係る接続契約者回線等について当社若しくは特定協定事業者と契約を締結している者が同一の者でないことについて、その事実を知ったとき、又はアクセス回線共用を行う場合で

あって、その接続共用回線若しくは他社接続共用回線（以下「接続共用回線等」といいます。）について当社若しくは特定協定事業者と契約を締結している者が2以上となる場合においては、その第3種契約者がその中に含まれていないことについて、その事実を知ったときは、その第3種契約を解除することがあります。

（第3種契約に基づく権利の譲渡）

第35条の2 第3種利用権（第3種契約者が第3種契約に基づいて第3種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。）の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

ただし、臨時第3種契約者が臨時第3種契約に基づいて臨時第3種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を受ける権利は、譲渡することができません。

2 第3種利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面により所属IP通信網サービス取扱所に請求していただきます。

ただし、競売調書その他譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。

3 当社は、前項の規定により第3種利用権の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。

(1) 第3種利用権を譲り受けようとする者が、接続契約者回線等について当社又は特定協定事業者と契約を締結している者と同一の者とならないとき。

(2) その譲渡後に、接続契約者回線等について当社又は特定協定事業者と契約を締結している者が2以上となるとき。

(3) 前2号の規定にかかわらず、第34条（アクセス回線共用）に規定するアクセス回線共用を行う場合であって、そのアクセス回線共用に係る接続契約者回線（以下「接続共用回線」といいます。）又は、他社接続契約者回線（以下「他社接続共用回線」といいます。）について当社又は特定協定事業者と契約を締結している者が2以上となるときは、その譲受人が含まれていないとき、又はその譲渡について当社若しくは特定協定事業者と契約を締結している者（その譲受人を除きます。）の同意がないとき。

(4) 第3種利用権を譲り受けようとする者が、第3種オープンコンピュータ通信網サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(5) その譲渡について、他社接続契約者回線に係る特定協定事業者の承認が得られないとき、その他相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。

(6) 第3種利用権を譲り受けようとする者が、第75条（利用停止）第1項各号又は第3項の規定のいずれかに該当し、IP通信網サービスの利用を停止されている、又はIP通信網契約の解除を受けたことがあるとき。

(7) 第3種利用権の譲渡の承認を受けようとする当事者が、譲渡の承認の請求にあたり虚偽の内容を記載した書面を提出したとき。

(8) 第3種利用権を譲り受けようとする者が、別記4の2（IP通信網サービスにおける禁止事項）に定める行為をする恐れがあると当社が判断したとき。

(9) その他当社のIP通信網サービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。

4 第3種利用権の譲渡があったときは、譲受人は、第3種契約者の有していた一切の権利及び義務を承継します。

（その他の提供条件）

第36条 通信又は保守の態様による細目の変更、その他の契約内容の変更及び第3種契約者が行う第3種契約の解除に関する取扱いについては、第2種契約の場合に準ずるものとします。

2 前項に規定するほか、第3種契約に関するその他の提供条件については、別記3及び別記4に定めるところによります。

第4節 第4種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約  
第36条の2 削除

(契約の単位)

第37条 当社は、1の第4種契約者識別番号につき1の第4種契約を締結します。この場合、第4種契約者は、1の第4種契約につき1人に限ります。

(第4種契約の締結)

第37条の2 第4種契約者(料金表第1表(料金)に規定するカテゴリー2のタイプ1コース8及びコース9の契約者に限ります。以下第37条の2から第37条の4において同じとします。)は、特定協定事業者(別記1の2の(1)、(5)、(6)及び(7)に掲げる者に限ります。以下この条において同じとします。)と電話等契約を締結したとき又は電話等加入権(電話等契約者(特定協定事業者と電話等契約を締結した者をいいます。以下同じとします。)がその契約に基づき、特定協定事業者の電気通信サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。)の譲渡を受けたときは、その電話等契約者は、当社と第4種契約を締結したこととなります。

ただし、その電話等契約の申込みが承諾されたとき又は電話等加入権の譲渡が承認されたときに第4種契約を締結しない旨の意思表示をした電話等契約者については、この限りではありません。

2 前項ただし書きその他この約款中の規定により、現に当社と第4種契約を締結していない電話等契約者が第4種オープンコンピュータ通信網サービス(料金表第1表に規定する、カテゴリー2のタイプ1コース8及びコース9に係るものに限り)を利用しようとするときは、あらかじめその旨を契約事務を行うIP通信網サービス取扱所に申し込み、第4種契約を締結していただきます。

ただし、次の場合には、当社はその第4種契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) その申込みをした者が、第4種サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (2) その申込みをした者が、第75条(利用停止)第1項各号又は第3項の規定のいずれかに該当し、IP通信網サービスの利用を停止されている、又はIP通信網契約の解除を受けたことがあるとき。
- (3) その申込みをした者が、申込みに当たり虚偽の内容を記載した申込書を提出したとき。
- (4) 第4種契約の申込みをした者が、別記4の2(IP通信網サービスにおける禁止事項)に定める行為をする恐れがあると当社が判断したとき。
- (5) その他当社のIP通信網サービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。

(電話等加入権の譲渡に伴う第4種契約の扱い)

第37条の3 当社は、第4種契約者が、特定協定事業者の契約約款及び料金表に定めるところにより電話等加入権の譲渡の承認を請求し、その承認を受けたときは、その第4種契約を解除します。

(特定協定事業者の契約の解除等に伴う第4種契約の扱い)

第37条の4 当社は、第4種契約者からその第4種契約に係るデータ利用回線について、契約の解除若しくは利用休止があった旨の届出があったとき又はその事実を知ったときは、その第4種契約を解除します。

ただし、データ利用回線に係る契約を解除又は利用休止すると同時にその契約に相当する契約を締結した場合であって、その第4種契約者から第4種契約を継続したい旨の届出があったときは、この限りではありません。

2 前項に規定するほか、当社は、第4種契約者とその第4種契約に係るデータ利用回線について特定協定事業者と契約を締結している者が同一の者でないことについて、その事実を知ったときは、その第4種契約を解除することがあります。

(第4種契約申込みの方法)

第38条 第4種契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行うIP通信網サービス取扱所に提出していただきます。

- (1) 利用者識別共通符号
- (2) 第4種オープンコンピュータ通信網サービスの通信又は保守の態様による細目
- (3) DSL回線に係る特定協定事業者の氏名又は名称
- (4) DSL回線(当社が別に定めるものを除きます。以下この節において同じとします。)に係る終端の場所
- (5) DSL回線について特定協定事業者と締結している契約の内容(当社が別に定めるものに限りします。)
- (6) その他申込みの内容を特定するために必要な事項

(注1) 本条第4号に規定する当社が別に定めるDSL回線は、料金表第1表(料金)に規定するタイプ3のコース3に係るDSL回線とします。

(注2) 本条第5号に規定する当社が別に定める契約の内容は、特定協定事業者の契約約款及び料金表(DSL回線に係るものに限りします。)に規定する事項のうち、当社が第4種オープンコンピュータ通信網サービスの料金又は工事に関する費用を適用するために必要な事項とします。

(第4種契約申込みの承諾)

第39条 当社は、第4種契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その第4種契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 第4種オープンコンピュータ通信網サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (2) 第4種契約の申込みをした者が、第4種オープンコンピュータ通信網サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (3) 第4種契約の申込みをした者が、一定の経理的基礎を有していないとき。
- (4) 第4種契約の申込みをした者が、第75条(利用停止)第1項各号又は第3項の規定のいずれかに該当し、IP通信網サービスの利用を停止されている、又はIP通信網契約の解除を受けたことがあるとき。
- (5) 第4種契約の申込みをした者が、申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。
- (6) その他当社のIP通信網サービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。

(最低利用期間)

第40条 第4種オープンコンピュータ通信網サービスには、料金表第1表(料金)に定めるところにより最低利用期間があります。

2 前項の最低利用期間は、第4種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日から起算して1年間とします。

3 第4種契約者は、前項の最低利用期間内に第4種契約の解除又は料金表第1表に規定する通信又は保守の態様による細目の変更があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第1表に規定する額を支払っていただきます。

(利用者識別共通符号の変更)

第41条 第4種契約者は、第4種オープンコンピュータ通信網サービスに係る利用者識別共通符号の変更の請求をすることができます。

2 前項の請求があったときは、当社は、第39条(第4種契約申込みの承諾)の規定に準じて取り扱います。

第42条 削除

(第4種契約に基づく権利の譲渡)

第42条の2 第4種利用権（第4種契約者が第4種契約に基づいて第4種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。）の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

2 第4種利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面により所属IP通信網サービス取扱所に請求していただきます。

ただし、競売調書その他譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。

3 当社は、前項の規定により第4種利用権の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。

(1) 第4種利用権を譲り受けようとする者が、第4種サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(2) 第4種利用権を譲り受けようとする者が、一定の経理的基礎を有していないとき。

(3) 第4種利用権を譲り受けようとする者が、第75条（利用停止）第1項各号又は第3項の規定のいずれかに該当し、IP通信網サービスの利用を停止されている、又はIP通信網契約の解除を受けたことがあるとき。

(4) 第4種利用権の譲渡の承認を受けようとする当事者が、譲渡の承認の請求にあたり虚偽の内容を記載した書面を提出したとき。

(5) 第4種利用権を譲り受けようとする者が、別記4の2（IP通信網サービスにおける禁止事項）に定める行為をする恐れがあると当社が判断したとき。

(6) その他当社のIP通信網サービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。

4 第4種利用権の譲渡があったときは、譲受人は、第4種契約者の有していた一切の権利及び義務を承継します。

（その他の提供条件）

第43条 通信又は保守の態様による細目の変更、その他の契約内容の変更、第4種契約者が行う第4種契約の解除及び当社が行う第4種契約の解除に関する取扱いについては、第2種契約の場合に準ずるものとし、当社が行う第4種契約の解除に関する取扱いについては、第3種契約の場合に準ずるものとします。

2 前項に規定するほか、第4種契約に関するその他の提供条件については、別記3及び別記4に定めるところによります。

#### 第5節 第5種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約

（契約の単位）

第44条 当社は、契約者回線1回線ごとに1の第5種契約を締結します。

2 前項の場合、第5種契約者は、1の第5種契約につき1人に限ります。

（契約者回線の終端）

第45条 当社は、IP通信網サービス取扱所内において、回線終端装置又は配線盤等を設置し、これを契約者回線の終端とします。

（契約者回線の収容）

第46条 契約者回線は、その契約者回線の終端のあるIP通信網サービス取扱所（当社が指定するものに限り。）の交換設備等に収容します。

2 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、他のIP通信網サービス取扱所の交換設備等への収容の変更を行うことがあります。

（第5種契約申込みの方法）

第47条 第5種契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行うIP通信網サービス取扱所に提出していただきます。

(1) 第5種オープンコンピュータ通信網サービスの品目及び通信又は保守の態様による細目

(2) 契約者回線の終端の場所

(3) その他申込みの内容を特定するために必要な事項

(第5種契約申込みの承諾)

第48条 当社は、第5種契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その第5種契約の申込みを承諾しないことがあります。

(1) 第5種オープンコンピュータ通信網サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。

(2) 第5種契約の申込みをした者が、第5種オープンコンピュータ通信網サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(3) 第5種契約の申込みをした者が、第75条（利用停止）第1項各号又は第3項の規定のいずれかに該当し、IP通信網サービスの利用を停止されている、又はIP通信網契約の解除を受けたことがあるとき。

(4) 第5種契約の申込みをした者が、申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。

(5) 第5種契約の申込みをした者が、別記4の2（IP通信網サービスにおける禁止事項）に定める行為をする恐れがあると当社が判断したとき。

(6) その他当社のIP通信網サービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。  
(最低利用期間)

第49条 第5種オープンコンピュータ通信網サービスには、料金表第1表（料金）に定めるところにより最低利用期間があります。

2 前項の最低利用期間は、第5種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日から起算して1年間とします。

3 第5種契約者は、前項の最低利用期間内に第5種契約の解除又は第5種オープンコンピュータ通信網サービスの品目又は料金表第1表に定める通信又は保守の態様による細目の変更等があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第1表に規定する額を支払っていただきます。

(契約者回線の移転)

第50条 第5種契約者は、契約者回線の移転の請求をすることができます。

2 前項の請求があったときは、当社は、第48条（第5種契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

(回線終端装置の種類の変更)

第50条の2 第5種契約者は、回線終端装置の種類の変更の請求をすることができます。

2 前項の請求があったときは、当社は、第48条（第5種契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

(第5種契約に基づく権利の譲渡)

第50条の3 第5種利用権（第5種契約者が第5種契約に基づいて第5種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。）の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

2 第5種利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面により所属IP通信網サービス取扱所に請求していただきます。

ただし、競売調書その他譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。

3 当社は、前項の規定により第5種利用権の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。

(1) 第5種利用権を譲り受けようとする者が、第5種オープンコンピュータ通信網サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(2) 第5種利用権を譲り受けようとする者が、第75条（利用停止）第1項各号又は

第3項の規定のいずれかに該当し、I P通信網サービスの利用を停止されている、又はI P通信網契約の解除を受けたことがあるとき。

- (3) 第5種利用権の譲渡の承認を受けようとする当事者が、譲渡の承認の請求にあたり虚偽の内容を記載した書面を提出したとき。
- (4) 第5種利用権を譲り受けようとする者が、別記4の2（I P通信網サービスにおける禁止事項）に定める行為をする恐れがあると当社が判断したとき。
- (5) その他当社のI P通信網サービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。

4 第5種利用権の譲渡があったときは、譲受人は、第5種契約者の有していた一切の権利及び義務を承継します。

（その他の提供条件）

第51条 通信又は保守の態様による細目の変更、その他の契約内容の変更及び第5種契約者が行う第5種契約の解除に関する取扱いについては、第2種契約の場合に準ずるものとし、契約の区分、契約の区分の変更、品目の変更、アクセス回線二重化及び当社が行う第5種契約の解除に関する取扱いについては、第3種契約の場合に準ずるものとします。

2 前項に規定するほか、第5種契約に関するその他の提供条件については、別記3及び別記4に定めるところによります。

#### 第5節の2 第6種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約

（契約の単位）

第51条の2 当社は、当社が別に定める第6種オープンコンピュータ通信網サービスにあつては1の契約者識別符号ごとに、それ以外の第6種オープンコンピュータ通信網サービスにあつてはDSL回線1回線ごとに1の第6種契約を締結します。この場合、第6種契約者は、1の第6種契約につき1人に限ります。

（注）本条に規定する当社が別に定める第6種オープンコンピュータ通信網サービスは、料金表第1表（料金）に規定するタイプ2、タイプ3（コース1の3、コース2及びコース3を除きます）、タイプ4及びタイプ5に係るものとします。

（第6種契約申込みの方法）

第51条の3 第6種契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行うI P通信網サービス取扱所に提出していただきます。

- (1) 第6種オープンコンピュータ通信網サービスの区別、品目及び通信又は保守の態様による細目
- (2) 利用回線、DSL回線（特定加入者回線に係るものを除きます。以下この条において同じとします。）又は光アクセス回線（特定加入者回線に係るものを除きます。以下この条において同じとします。）に係る特定協定事業者の氏名又は名称
- (3) 利用回線、DSL回線又は光アクセス回線に係る終端の場所
- (4) DSL回線（当社が別に定めるものを除きます。次条において同じとします。）又は光アクセス回線について特定協定事業者と締結している契約の内容（当社が別に定めるものに限りします。）
- (5) 料金表第1表（料金）に規定するカテゴリー3又はカテゴリー6に係る第6種契約の申込みの場合は、所属する1の契約者識別符号グループ（以下「所属契約者識別符号グループ」といいます。）
- (6) その他申込みの内容を特定するために必要な事項

2 前項の場合において、その申込みが新たにカテゴリー3又はカテゴリー6に係る契約者識別符号グループを設ける申込みであるときは、その契約者識別符号グループの代表者を定めて契約事務を行うI P通信網サービス取扱所に届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

（注1）本条第1項第4号に規定する当社が別に定めるDSL回線は、料金表第1表

(料金)に規定するタイプ3のコース1又はコース4に係るDSL回線とします。  
(注2)本条第1項第4号に規定する当社が別に定める契約の内容は、特定協定事業者の契約約款及び料金表(DSL回線又は光アクセス回線に係るものに限りま  
す。)に規定する事項のうち、当社が第6種オープンコンピュータ通信網サー  
ビスの料金又は工事に関する費用を適用するために必要な事項とします。

(第6種契約申込みの承諾)

第51条の4 当社は、第6種契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って  
承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その第6種契約の申込みを承  
諾しないことがあります。

- (1) 第6種契約の申込みをした者が、利用回線、DSL回線又は光アクセス回線に  
ついて特定協定事業者と契約を締結している者と同一の者とならないとき。(特  
定加入者回線に係るものを除きます。)
- (2) 第6種オープンコンピュータ通信網サービスを提供することが技術上著しく  
困難なとき。
- (3) 第6種契約の申込みをした者が第6種オープンコンピュータ通信網サー  
ビスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (4) そのDSL回線(特定加入者回線に係るものを除きます。)に係る特定協定事  
業者の承諾が得られないとき、その他その申込内容が相互接続協定に基づく条件  
に適合しないとき。
- (5) 第6種契約の申込みをした者が、第75条(利用停止)第1項各号又は第3項の  
規定のいずれかに該当し、IP通信網サービスの利用を停止されている、又はIP  
通信網契約の解除を受けたことがあるとき。
- (6) 第6種契約の申込みをした者が、申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申  
込書を提出したとき。
- (7) 料金表第1表(料金)に規定するカテゴリー3に係る第6種契約の申込みの場  
合に、所属契約者識別符号グループの代表者の同意がないとき。
- (8) 料金表第1表(料金)に規定するカテゴリー3に係る第6種契約の申込みの場  
合に、所属契約者識別符号グループを構成する契約者識別符号の数が50未満とな  
るとき。
- (9) 第6種契約の申込みをした者が、別記4の2(IP通信網サービスにおける禁  
止事項)に定める行為をする恐れがあると当社が判断したとき。
- (10) その他当社のIP通信網サービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。  
(最低利用期間)

第51条の5 第6種オープンコンピュータ通信網サービスには、料金表第1表(料金)  
に定めるところにより最低利用期間があります。

2 前項の最低利用期間は、料金表第1表(料金)に規定するカテゴリー1(当社が  
別に定めるものに限ります。)については第6種オープンコンピュータ通信網サー  
ビスの提供を開始した日から起算して3月間、それ以外のものについては第6種オ  
ープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日から起算して1月間とし  
ます。

3 第6種契約者は、前項の最低利用期間内に第6種契約の解除(当社が別に定める  
理由によるものを除きます。)又は第6種オープンコンピュータ通信網サービスの  
区別、品目又は料金表第1表に定める通信又は保守の態様による細目の変更等があ  
った場合は、当社が定める期日までに、料金表第1表に規定する額を支払ってい  
たできます。

(注1)本条第2項に規定する当社が別に定めるカテゴリー1は、料金表第1表(料  
金)に規定するタイプ3のコース3に係るものとします。

(注2)本条第3項に規定する当社が別に定める理由は、DSL回線が別記1の2の  
(1)に掲げる特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定する後行回線となる場

合であって、その後行回線がその特定協定事業者の他の電気通信サービスに対し信号の漏えいによる影響を与える等により、その特定協定事業者によってその後行回線に係る契約が解除となる場合とします。

(区別等の変更)

第51条の5の2 第6種契約者は、第6種オープンコンピュータ通信網サービスの区別、品目又は通信又は保守の態様による細目の変更の請求をすることができます。

2 前項の請求があったときは、当社は、第51条の3(第6種契約申込みの方法)第2項及び第51条の4(第6種契約申込みの承諾)の規定に準じて取り扱います。

(所属契約者識別符号グループの変更)

第51条の5の3 第6種契約者(料金表第1表(料金)に規定するカテゴリー3及びカテゴリー6に係る者に限ります。以下この条において同じとします。)は、所属契約者識別符号グループの変更の請求をすることができます。

2 前項の請求があったときは、当社は、第51条の3(第6種契約申込みの方法)第2項及び第51条の4(第6種契約申込みの承諾)の規定に準じて取り扱います。

(特定加入者回線の移転)

第51条の5の4 第6種契約者(料金表第1表(料金)に規定するカテゴリー5又はカテゴリー6に係るものに限ります。)は、特定加入者回線の移転の請求をすることができます。

2 前項の請求があったときは、当社は、第51条の4(第6種契約申込みの承諾)の規定に準じて取り扱います。

(回線収容部の変更等)

第51条の6 第6種契約者(料金表第1表(料金)に規定するカテゴリー3、カテゴリー5又はカテゴリー6に係る者を除きます。)は、利用回線、DSL回線又は光アクセス回線に係る終端の場所について変更の申込みを特定協定事業者に行うときは、その内容について契約事務を行うIP通信網サービス取扱所に届け出てください。

2 前項の届出により、そのDSL回線又は光アクセス回線について他のIP通信網サービス取扱所の回線収容部への収容の変更その他その利用回線、DSL回線又は光アクセス回線に係る第6種契約について契約内容の変更を行う必要が生じたときは、当社は、その変更を行います。

ただし、第51条の4(第6種契約申込みの承諾)第2項各号のいずれかに該当する場合は、その変更を行わないことがあります。

3 前項ただし書きの場合において、第6種契約者は、第6種オープンコンピュータ通信網サービスを利用できないことがあります。この場合、当社は、その第6種契約者にそのことを通知します。

(ダイヤルアップ接続)

第51条の6の2 第6種契約者は、料金表第1表(料金)に定めるところにより、ダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続して通信を行うことができます。

(セキュリティサービスの利用)

第51条の6の3 第6種契約者は、料金表第1表(料金)に定めるところにより、セキュリティサービスを利用することができます。

(特定協定事業者の契約の解除等に伴う第6種契約の扱い)

第51条の6の4 当社は、第6種契約者からその第6種契約に係るDSL回線(当社が別に定めるものを除きます。以下この節において同じとします。)について、契約の解除があった旨の届出があったとき又はその事実を知ったときは、その第6種契約を解除します。

ただし、第6種契約者がDSL回線に係る契約を解除すると同時にその契約に相当する契約を締結した場合又はDSL回線に係る契約を解除すると同時に第6種オープンコンピュータ通信網サービスの区別の変更を行った場合であって、その第6種契約者から第6種契約を継続したい旨の申出があったときは、この限りではありません。

2 前項に規定するほか、当社は、第6種契約者とその第6種契約に係るDSL回線について特定協定事業者と契約を締結している者が同一の者でないことについて、その事実を知ったときは、その第6種契約を解除することがあります。

(注) 本条第1項に規定する当社が別に定めるDSL回線は、料金表第1表(料金)に規定するカテゴリー5又はカテゴリー6に係るもの若しくはタイプ3のコース1、コース1の2、コース4又はコース4の2に係るDSL回線とします。

(契約事業者の契約の変更に伴う第6種契約の扱い)

第51条の6の4の2 当社は、契約事業者(当社が別に定める者に限ります。以下この条において同じとします。)がその第6種契約に係る光アクセス回線(当社が別に定めるものに限ります。以下この条において同じとします。)について、契約事業者の契約約款及び料金表の規定により細目の変更を技術上又は業務の遂行上の理由で行う場合は、第6種契約者にそのことを通知し、第6種契約者と協議した上で、その第6種契約に係る通信又は保守の態様による細目の変更又は契約の解除を行なうものとします。

(注1) 本条第1項に規定する当社が別に定める契約事業者は、東日本電信電話株式会社とします。

(注2) 本条第1項に規定する当社が別に定める光アクセス回線は、料金表第1表(料金)に規定するカテゴリー5又はカテゴリー6に係るものであって、次に掲げる通信又は態様による細目に係るものとします。

(1) タイプ4のコース2(契約事業者の契約約款及び料金表に規定するメニュー5-1のI型の100Mb/s品目のプラン3-1に係るものに限りします。)

(2) タイプ4のコース9(契約事業者の契約約款及び料金表に規定するメニュー5-2のI型の100Mb/s品目のものに限りします。)

(3) タイプ4のコース4(契約事業者の契約約款及び料金表に規定するメニュー5-1のI型の100Mb/s品目のプラン1に係るものに限りします。)

第51条の6の5 削除

(第6種契約に基づく権利の譲渡)

第51条の6の6 第6種利用権(第6種契約者が第6種契約に基づいて第6種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。)の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

2 第6種利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面により所属IP通信網サービス取扱所に請求していただきます。

ただし、競売調書その他譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。

3 当社は、前項の規定により第6種利用権の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。

(1) 第6種利用権を譲り受けようとする者が、利用回線、DSL回線又は光アクセス回線について特定協定事業者と契約を締結している者と同一の者とならないとき。(特定加入者回線に係るものを除きます。)

(2) 第6種利用権を譲り受けようとする者が、第6種オープンコンピュータ通信網サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(3) その譲渡について、DSL回線(特定加入者回線に係るものを除きます。)に係る特定協定事業者の承認が得られないとき、その他相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。

(4) 第6種利用権を譲り受けようとする者が、第75条(利用停止)第1項各号又は第3項の規定のいずれかに該当し、IP通信網サービスの利用を停止されている、又はIP通信網契約の解除を受けたことがあるとき。

(5) 第6種利用権の譲渡の承認を受けようとする当事者が、譲渡の承認の請求にあたり虚偽の内容を記載した書面を提出したとき。

- (6) 料金表第1表(料金)に規定するカテゴリー3に係る第6種利用権の譲渡承認の請求の場合に、所属契約者識別符号グループの代表者の同意がないとき。
- (7) 第6種利用権を譲り受けようとする者が、別記4の2(I P通信網サービスにおける禁止事項)に定める行為をする恐れがあると当社が判断したとき。
- (8) その他当社のI P通信網サービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。
- 4 第6種利用権の譲渡があったときは、譲受人は、第6種契約者の有していた一切の権利及び義務を承継します。

(その他の提供条件)

第51条の7 電子メールの利用、その他の契約内容の変更及び第6種契約者が行う第6種契約の解除に関する取扱いについては、第2種契約の場合に準ずるものとし、DSL回線の収容及び当社が行う第6種契約の解除に関する取扱いについては、第3種契約の場合に準ずるものとします。

- 2 前項に規定するほか、第6種契約に関するその他の提供条件については、別記3及び別記4に定めるところによります。

### 第5節の3 第7種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約

#### 第51条の8 削除

(契約の種類)

第51条の8の2 第7種オープンコンピュータ通信網サービス(カテゴリー1又はカテゴリー2に係るものに限り)に係る契約には、次の種別があります。

- (1) 第7種アクセス契約
- (2) 第7種代表契約

(契約の単位)

第51条の9 第7種契約に係る契約の単位は次のとおりとします。

- (1) カテゴリー1又はカテゴリー2に係るもの

ア 第7種アクセス契約

当社は、カテゴリー1にあつてはDSL回線又は光アクセス回線1回線ごとに、カテゴリー2にあつては1の契約者識別符号ごとに1の第7種アクセス契約を締結します。

イ 第7種代表契約

当社は、第7種アクセス契約で構成するグループ(第7種アクセス回線契約が1のものを含みます。)ごとに1の第7種代表契約を締結します。この場合、第7種代表契約に係る契約者は、そのグループを構成する第7種アクセス契約に係る契約者と同一の者に限りします。

- (2) カテゴリーSに係るもの

当社は、1の契約者識別符号ごとに、1の第7種契約を締結します。

(第7種契約申込みの方法)

第51条の10 第7種契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行うI P通信網サービス取扱所に提出していただきます。

- (1) 第7種オープンコンピュータ通信網サービスの区別、品目及び通信又は保守の態様による細目
- (2) DSL回線(特定加入者回線に係るものを除きます。)又は光アクセス回線(特定加入者回線に係るものを除きます。)に係る特定協定事業者の氏名又は名称
- (3) DSL回線又は光アクセス回線に係る終端の場所
- (4) DSL回線(特定加入者回線に係るものを除きます。)又は光アクセス回線(特定加入者回線に係るものを除きます。)について特定協定事業者と締結している契約の内容(当社が別に定めるものに限り)。
- (5) その他申込みの内容を特定するために必要な事項

(注) 本条第4号に規定する当社が別に定める契約の内容は、特定協定事業者の契約約款及び料金表(DSL回線又は光アクセス回線に係るものに限り)に規定する事項のうち、当社が第7種オープンコンピュータ通信網サービスの料金又は工事に関する費用を適用するために必要な事項とします。

(第7種契約申込みの承諾)

第51条の11 当社は、第7種契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その第7種契約の申込みを承諾しないことがあります。

(1) 第7種契約の申込みをした者が、DSL回線（特定加入者回線に係るものを除きます。以下この条において同じとします。）又は光アクセス回線（特定加入者回線に係るものを除きます。以下この条において同じとします。）について特定協定事業者と契約を締結している者と同一の者とならないとき。

(2) 1のグループを構成する第7種アクセス契約者（当社と第7種アクセス契約を締結しているものをいいます。以下、同じとします。）とそのグループに係る第7種代表契約を締結している者が同一の者とならないとき。

(3) 第7種オープンコンピュータ通信網サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。

(4) 第7種契約の申込みをした者が第7種オープンコンピュータ通信網サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(5) DSL回線に係る特定協定事業者の承諾が得られないとき、その他その申込内容が相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。

(6) 第7種契約の申込みをした者が、第75条（利用停止）第1項各号又は第3項の規定のいずれかに該当し、IP通信網サービスの利用を停止されている、又はIP通信網契約の解除を受けたことがあるとき。

(7) 第7種契約の申込みをした者が、申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。

(8) 第7種契約の申込みをした者が、別記4の2（IP通信網サービスにおける禁止事項）に定める行為をする恐れがあると当社が判断したとき。

(9) その他当社のIP通信網サービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。  
（最低利用期間）

第51条の12 第7種オープンコンピュータ通信網サービスには、料金表第1表（料金）に定めるところにより最低利用期間があります。

2 前項の最低利用期間は、第7種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日から起算して1月間とします。

3 第7種契約者は、前項の最低利用期間内に第7種契約の解除（当社が別に定める理由によるものを除きます。）又は第7種オープンコンピュータ通信網サービスの区別、品目又は料金表第1表に定める通信又は保守の態様による細目の変更等があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第1表に規定する額を支払っていただきます。

（注） 本条第3項に規定する当社が別に定める理由は、DSL回線が別記1の2の(1)に掲げる特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定する後行回線となる場合であって、その後行回線がその特定協定事業者の他の電気通信サービスに対し信号の漏えいによる影響を与える等により、その特定協定事業者によってその後行回線に係る契約が解除となる場合とします。

（品目等の変更）

第51条の13 第7種契約者は、第7種オープンコンピュータ通信網サービスの品目又は通信又は保守の態様による細目の変更の請求をすることができます。

ただし、料金表第1表（料金）に別段の定めがある場合はこの限りではありません。

2 前項の請求があったときは、当社は、第51条の10（第7種契約申込みの方法）及び第51条の11（第7種契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

（第7種代表契約の変更）

第51条の14 第7種代表契約を締結している者は、第7種代表契約の変更の請求をすることができます。

2 前項の請求があったときは、当社は、第51条の10（第7種契約申込みの方法）及び第51条の11（第7種契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

（特定加入者回線の移転）

第51条の15 第7種契約者（カテゴリー1に係る者に限ります。）は、特定加入者回線の移転の請求をすることができます。

2 前項の請求があったときは、当社は、第51条の10（第7種契約申込みの方法）及び第51条の11（第7種契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

（回線収容部の変更等）

第51条の16 第7種契約者（カテゴリー1に係る者を除きます。）は、DSL回線又は光アクセス回線に係る終端の場所について変更の申込みを特定協定事業者に行うときは、その内容について契約事務を行うIP通信網サービス取扱所に届け出ていただきます。

2 前項の届出により、そのDSL回線又は光アクセス回線について他のIP通信網サービス取扱所の回線収容部への収容の変更その他そのDSL回線又は光アクセス回線に係る第7種契約について契約内容の変更を行う必要が生じたときは、当社は、その変更を行います。

ただし、第51条の11（第7種契約申込みの承諾）第2項各号のいずれかに該当する場合は、その変更を行わないことがあります。

3 前項ただし書きの場合において、第7種契約者は、第7種オープンコンピュータ通信網サービスを利用できないことがあります。この場合、当社は、その7種契約者にそのことを通知します。

（特定協定事業者の契約の解除等に伴う第7種契約の扱い）

第51条の17 当社は、第7種契約者（カテゴリー1に係る者を除きます。）からその第7種契約に係るDSL回線又は光アクセス回線について、契約の解除があった旨の届出があったとき又はその事実を知ったときは、その第7種契約を解除します。

ただし、第7種契約者がDSL回線又は光アクセス回線に係る契約を解除すると同時にその契約に相当する契約を締結した場合又はDSL回線又は光アクセス回線に係る契約を解除すると同時に第7種オープンコンピュータ通信網サービスの区別の変更を行った場合であって、その第7種契約者から第7種契約を継続したい旨の申出があったときは、この限りではありません。

2 前項に規定するほか、当社は、第7種契約者とその第7種契約に係るDSL回線又は光アクセス回線について特定協定事業者と契約を締結している者が同一の者でないことについて、その事実を知ったときは、その第7種契約を解除することがあります。

（契約事業者の契約の変更に伴う第7種契約の扱い）

第51条の17の2 当社は、契約事業者（当社が別に定める者に限ります。以下この条において同じとします。）がその第7種契約に係る光アクセス回線（当社が別に定めるものに限ります。以下この条において同じとします。）について、契約事業者の契約約款及び料金表の規定により細目の変更を技術上又は業務の遂行上の理由で行う場合は、第7種契約者にそのことを通知し、第7種契約者と協議した上で、その第7種契約に係る通信又は保守の態様による細目の変更又は契約の解除を行なうものとします。

（注1）本条第1項に規定する当社が別に定める契約事業者は、東日本電信電話株式会社とします。

（注2）本条第1項に規定する当社が別に定める光アクセス回線は、カテゴリー1に係るものであって、次に掲げる料金表第1表（料金）に規定する通信又は態様による細目に係るものとします。

(1) タイプ2のコース2（契約事業者の契約約款及び料金表に規定するメニュー5-1のI型の100Mb/s品目のプラン3-1に係るものに限ります。）

(2) タイプ2のコース4（契約事業者の契約約款及び料金表に規定するメニュー5-1のI型の100Mb/s品目のプラン1に係るものに限ります。）

第51条の17の3 削除

第51条の17の4 削除

（第7種契約に基づく権利の譲渡）

第51条の17の5 第7種利用権（第7種契約者が第7種契約に基づいて第7種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。）の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

2 第7種利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面により所属IP通信網サービス取扱所に請求していただきます。

ただし、競売調書その他譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署

に代えることができます。

- 3 当社は、前項の規定により第7種利用権の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。
- (1) 第7種利用権を譲り受けようとする者が、DSL回線（特定加入者回線に係るものを除きます。以下この条において同じとします。）又は光アクセス回線（特定加入者回線に係るものを除きます。以下この条において同じとします。）について特定協定事業者と契約を締結している者と同一の者とならないとき。
  - (2) その譲渡後に1のグループを構成する第7種アクセス契約者（当社と第7種アクセス契約を締結しているものをいいます。以下、同じとします。）とそのグループに係る第7種代表契約を締結している者が同一の者とならないとき。
  - (3) 第7種利用権を譲り受けようとする者が、第7種オープンコンピュータ通信網サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
  - (4) その譲渡について、DSL回線に係る特定協定事業者の承認が得られないとき、その他相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。
  - (5) 第7種利用権を譲り受けようとする者が、第75条（利用停止）第1項各号又は第3項の規定のいずれかに該当し、IP通信網サービスの利用を停止されている、又はIP通信網契約の解除を受けたことがあるとき
  - (6) 第7種利用権の譲渡の承認を受けようとする当事者が、譲渡の承認の請求にあたり虚偽の内容を記載した書面を提出したとき。
  - (7) 第7種利用権を譲り受けようとする者が、別記4の2（IP通信網サービスにおける禁止事項）に定める行為をする恐れがあると当社が判断したとき。
  - (8) その他当社のIP通信網サービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。
- 4 第7種利用権の譲渡があったときは、譲受人は、第7種契約者の有していた一切の権利及び義務を承継します。
- （その他の提供条件）
- 第51条の18 電子メールの利用、その他の契約内容の変更及び第7種契約者が行う第7種契約の解除に関する取扱いについては、第2種契約の場合に準ずるものとし、DSL回線の収容及び当社が行う第7種契約の解除に関する取扱いについては、第3種契約の場合に準ずるものとし、
- 2 前項に規定するほか、第7種契約に関するその他の提供条件については、別記3及び別記4に定めるところによります。

#### 第5節の4 第8種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約

（契約の単位）

第51条の19 当社は、加入者回線1回線ごとに1の第8種契約を締結します。

2 前項の場合、第8種契約者は、1の第8種契約につき1人に限ります。

（加入者回線の終端）

第51条の20 当社は、第8種契約者が指定した場所内の建物又は工作物において回線終端装置等を設置し、これを加入者回線の終端とします。

2 当社は、前項の加入者回線の終端に係る地点を定めるときは、第8種契約者と協議します。

（第8種オープンコンピュータ通信網サービス区域）

第51条の21 当社は、料金表第1表（料金）に定めるところにより第8種オープンコンピュータ通信網サービス区域を設定します。

2 当社は、第8種オープンコンピュータ通信網サービス区域を表示する図表をその第8種オープンコンピュータ通信網サービス区域内の契約事務を行うIP通信網サービス取扱所において閲覧に供します。

（加入者回線の収容）

第51条の22 加入者回線は、当社が指定するIP通信網サービス取扱所の交換設備等に収容します。

2 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、他のIP通信網サービス取扱所の交換設備等への収容の変更を行うことがあります。

(第8種契約申込みの方法)

第51条の23 第8種契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行うIP通信網サービス取扱所に提出していただきます。

- (1) 第8種オープンコンピュータ通信網サービスの品目及び通信又は保守の態様による細目
- (2) 加入者回線に係る終端の場所
- (3) その他申込みの内容を特定するために必要な事項

(第8種契約申込みの承諾)

第51条の24 当社は、第8種契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その第8種契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 第8種オープンコンピュータ通信網サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (2) 第8種契約の申込みをした者が第8種オープンコンピュータ通信網サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (3) 第8種契約の申込みをした者が、第75条(利用停止)第1項各号又は第3項の規定のいずれかに該当し、IP通信網サービスの利用を停止されている、又はIP通信網契約の解除を受けたことがあるとき。
- (4) 第8種契約の申込みをした者が、申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。
- (5) 第8種契約の申込みをした者が、別記4の2(IP通信網サービスにおける禁止事項)に定める行為をする恐れがあると当社が判断したとき。
- (6) その他当社のIP通信網サービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。

(最低利用期間)

第51条の25 第8種オープンコンピュータ通信網サービスには、料金表第1表(料金)に定めるところにより最低利用期間があります。

2 前項の最低利用期間は、第8種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日から起算して1年間とします。

3 第8種契約者は、前項の最低利用期間内に第8種契約の解除、第8種オープンコンピュータ通信網サービスの品目若しくは料金表第1表に定める通信又は保守の態様による細目の変更があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第1表に規定する額を支払っていただきます。

(加入者回線の移転等)

第51条の26 第8種契約者は、加入者回線の移転の請求をすることができます。

2 前項の請求があったときは、当社は、第51条の24(第8種契約申込みの承諾)の規定に準じて取り扱います。

(第8種契約に基づく権利の譲渡)

第51条の26の2 第8種利用権(第8種契約者が第8種契約に基づいて第8種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。)の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

2 第8種利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面により所属IP通信網サービス取扱所に請求していただきます。

ただし、競売調書その他譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。

3 当社は、前項の規定により第8種利用権の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。

- (1) 第8種利用権を譲り受けようとする者が、第8種オープンコンピュータ通信網サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがある

るとき。

- (2) 第8種利用権を譲り受けようとする者が、第75条（利用停止）第1項各号又は第3項の規定のいずれかに該当し、I P通信網サービスの利用を停止されている、又はI P通信網契約の解除を受けたことがあるとき。
  - (3) 第8種利用権の譲渡の承認を受けようとする当事者が、譲渡の承認の請求にあたり虚偽の内容を記載した書面を提出したとき。
  - (4) 第8種利用権を譲り受けようとする者が、別記4の2（I P通信網サービスにおける禁止事項）に定める行為をする恐れがあると当社が判断したとき。
  - (5) その他当社のI P通信網サービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。
- 4 第8種利用権の譲渡があったときは、譲受人は、第8種契約者の有していた一切の権利及び義務を承継します。

（その他の提供条件）

第51条の27 通信又は保守の態様による細目の変更、その他の契約内容の変更及び第8種契約者が行う第8種契約の解除に関する取扱いについては、第2種契約の場合に準ずるものとし、品目の変更、電子メールの利用及び当社が行う第8種契約の解除に関する取扱いについては、第3種契約の場合に準ずるものとします。

- 2 契約に関するその他の提供条件については、別記3及び別記4に定めるところによります。

#### 第6節 ホスティングサービスに係る契約

（第1種ホスティング契約の単位）

第52条 当社は、1の独自ドメイン名につき1の第1種ホスティング契約を締結します。この場合、第1種ホスティング契約者は、1の第1種ホスティング契約につき1人に限ります。

（第1種ホスティング契約申込みの方法）

第53条 第1種ホスティング契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行うI P通信網サービス取扱所に提出していただきます。

- (1) 独自ドメイン名
- (2) 第1種ホスティングサービスの種類
- (3) その他申込みの内容を特定するために必要な事項

（第1種ホスティング契約申込みの承諾）

第54条 当社は、第1種ホスティング契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その第1種ホスティング契約の申込みを承諾しないことがあります。
  - (1) その申込みが複数の種類の第1種ホスティングサービスを同時に利用する申込みの場合は、その種類の組合せが料金表第1表（料金）に定める同時利用が可能な種類の組合せと異なるとき。
  - (2) 第1種ホスティングサービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
  - (3) 第1種ホスティング契約の申込みをした者が、第1種ホスティングサービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
  - (4) 第1種ホスティング契約の申込みをした者が、第75条（利用停止）第1項各号又は第3項の規定のいずれかに該当し、I P通信網サービスの利用を停止されている、又はI P通信網契約の解除を受けたことがあるとき。
  - (5) 第1種ホスティング契約の申込みをした者が、申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。
  - (6) 第1種ホスティング契約の申込みをした者が、別記4の2（I P通信網サービスにおける禁止事項）に定める行為をする恐れがあると当社が判断したとき。
  - (7) その他当社のI P通信網サービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。

(第1種ホスティング契約の最低利用期間)

第55条 第1種ホスティングサービスには、料金表第1表(料金)に定めるところにより最低利用期間があります。

2 前項の最低利用期間は、第1種ホスティングサービスの提供を開始した日から起算して1月間とします。

3 第1種ホスティング契約者は、前項の最低利用期間内に第1種ホスティング契約の解除又は第1種ホスティングサービスの種類の利用の廃止があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第1表に規定する額を支払っていただきます。

第56条 削除

(第1種ホスティング契約の種類の追加等)

第57条 第1種ホスティング契約者は、第1種ホスティングサービスの種類の利用の追加の請求をすることができます。

2 前項の請求があったときは、当社は、第54条(第1種ホスティング契約申込みの承諾)の規定に準じて取り扱います。

3 第1種ホスティング契約者は、第1種ホスティングサービスの種類の利用を廃止しようとするときは、そのことをあらかじめ契約事務を行うIP通信網サービス取扱所に通知していただきます。

(第1種ホスティング契約の当社が行う種類の利用の廃止)

第57条の2 当社は、第75条(利用停止)の規定により第1種ホスティングサービスの利用停止をされた第1種ホスティング契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その第1種ホスティングサービスの種類の利用を廃止することがあります。

2 当社は、第1種ホスティング契約者が第75条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社のIP通信網サービスに係る業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、第1種ホスティングサービスの利用停止をしないでその第1種ホスティングサービスの種類の利用を廃止することがあります。

3 当社は、前2項の規定により、その第1種ホスティングサービスの種類の利用を廃止しようとするときは、あらかじめ第1種ホスティング契約者にそのことを通知します。

(当社が行う第1種ホスティング契約の解除)

第58条 当社は、第75条(利用停止)の規定により第1種ホスティングサービスの利用停止をされた第1種ホスティング契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その第1種ホスティング契約を解除することがあります。

2 当社は、第1種ホスティング契約者が第75条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社のIP通信網サービスに係る業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、第1種ホスティングサービスの利用停止をしないでその第1種ホスティング契約を解除することがあります。

3 当社は、現に利用している全ての第1種ホスティングサービスの種類の廃止があったときは、その第1種ホスティング契約を解除します。

4 当社は、前3項の規定により、その第1種ホスティング契約を解除しようとするときは、あらかじめ第1種ホスティング契約者にそのことを通知します。

(第1種ホスティング契約に基づく権利の譲渡)

第58条の2 第1種ホスティング利用権(第1種ホスティング契約者が第1種ホスティング契約に基づいて第1種ホスティングサービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。)の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

2 第1種ホスティング利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面により所属IP通信網サービス取扱所に請求していただきます。

ただし、競売調書その他譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。

3 当社は、前項の規定により第1種ホスティング利用権の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。

(1) 第1種ホスティング利用権を譲り受けようとする者が、第1種ホスティングサービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(2) 第1種ホスティング利用権を譲り受けようとする者が、第75条（利用停止）第1項各号又は第3項の規定のいずれかに該当し、IP通信網サービスの利用を停止されている、又はIP通信網契約の解除を受けたことがあるとき。

(3) 第1種ホスティング利用権の譲渡の承認を受けようとする当事者が、譲渡の承認の請求にあたり虚偽の内容を記載した書面を提出したとき。

(4) 第1種ホスティング利用権を譲り受けようとする者が、別記4の2（IP通信網サービスにおける禁止事項）に定める行為をする恐れがあると当社が判断したとき。

(5) その他当社のIP通信網サービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。

4 第1種ホスティング利用権の譲渡があったときは、譲受人は、第1種ホスティング契約者の有していた一切の権利及び義務を承継します。

（第1種ホスティング契約のその他の提供条件）

第58条の2の2 その他の契約内容の変更及び第1種ホスティング契約者が行う第1種ホスティング契約の解除に関する取扱いについては、第2種契約の場合に準ずるものとします。

2 前項に規定するほか、第1種ホスティング契約に関するその他の提供条件については、別記3及び別記4に定めるところによります。

（第2種ホスティングサービスの種類）

第58条の3 第2種ホスティングサービスには次の種類があります。

種 類	内 容
カテゴリー1	最低利用期間が2月間のもの。

（第2種ホスティング契約の単位）

第58条の3の2 当社は、1の第2種ホスティング契約者識別番号につき1の第2種ホスティング契約を締結します。この場合、第2種ホスティング契約者は、1の第2種ホスティング契約につき1人に限ります。

（第2種ホスティング契約申込みの方法）

第58条の4 第2種ホスティング契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行うIP通信網サービス取扱所に提出していただきます。

(1) 第2種ホスティングサービスの種類及び区別

(2) その他申込みの内容を特定するために必要な事項

（第2種ホスティング契約申込みの承諾）

第58条の5 当社は、第2種ホスティング契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その第2種ホスティング契約の申込みを承諾しないことがあります。

(1) 第2種ホスティングサービスを提供することが技術上著しく困難なとき。

(2) 第2種ホスティング契約の申込みをした者が、第2種ホスティングサービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(3) 第2種ホスティング契約の申込みをした者が、第75条（利用停止）第1項各号

又は第3項の規定のいずれかに該当し、I P通信網サービスの利用を停止されている、又はI P通信網契約の解除を受けたことがあるとき。

- (4) 第2種ホスティング契約の申込みをした者が、申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。
- (5) 第2種ホスティング契約の申込みをした者が、別記4の2（I P通信網サービスにおける禁止事項）に定める行為をする恐れがあると当社が判断したとき。
- (6) その他当社のI P通信網サービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。

（第2種ホスティング契約の最低利用期間）

第58条の6 第2種ホスティングサービスには、料金表第1表（料金）に定めるところにより最低利用期間があります。

2 前項の最低利用期間は、第2種ホスティングサービスの提供を開始した日から起算して2月間とします。

3 第2種ホスティング契約者は、前項の最低利用期間内に第2種ホスティング契約の解除があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第1表に規定する額を支払っていただきます。

（第2種ホスティングサービスの区分の変更）

第58条の7 第2種ホスティング契約者は、第2種ホスティングサービスの区分の変更の請求をすることができます。

2 前項の請求があったときは、当社は、第58条の5（第2種ホスティング契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

（第2種ホスティング契約に係る仮想専用蓄積装置への設定等）

第58条の8 第2種ホスティング契約者は、第2種ホスティングサービスに係る仮想専用蓄積装置への設定等の請求をすることができます。

2 前項の請求があったときは、当社は、第58条の5（第2種ホスティング契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

（第2種ホスティング契約の独自ドメイン名の登録等）

第58条の9 第2種ホスティング契約者は、第2種ホスティングサービスに係る独自ドメイン名の登録又は変更の請求をすることができます。

2 前項の請求があったときは、当社は、第58条の5（第2種ホスティング契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

（当社が行う第2種ホスティング契約の解除）

第58条の10 当社は、第75条（利用停止）の規定により第2種ホスティングサービスの利用停止をされた第2種ホスティング契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その第2種ホスティング契約を解除することがあります。

2 当社は、第2種ホスティング契約者が第75条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社のI P通信網サービスに係る業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、第2種ホスティングサービスの利用停止をしないでその第2種ホスティング契約を解除することがあります。

3 当社は、前2項の規定により、その第2種ホスティング契約を解除しようとするときは、あらかじめ第2種ホスティング契約者にそのことを通知します。

第58条の11 削除

（第2種ホスティング契約に基づく権利の譲渡）

第58条の11の2 第2種ホスティング利用権（第2種ホスティング契約者が第2種ホスティング契約に基づいて第2種ホスティングサービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。）の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

2 第2種ホスティング利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面により所属I P通信網サービス取扱所に請求していただきます。

ただし、競売調書その他譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。

3 当社は、前項の規定により第2種ホスティング利用権の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。

(1) 第2種ホスティング利用権を譲り受けようとする者が、第2種ホスティングサービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(2) 第2種ホスティング利用権を譲り受けようとする者が、第75条（利用停止）第1項各号又は第3項の規定のいずれかに該当し、IP通信網サービスの利用を停止されている、又はIP通信網契約の解除を受けたことがあるとき。

(3) 第2種ホスティング利用権の譲渡の承認を受けようとする当事者が、譲渡の承認の請求にあたり虚偽の内容を記載した書面を提出したとき。

(4) 第2種ホスティング利用権を譲り受けようとする者が、別記4の2（IP通信網サービスにおける禁止事項）に定める行為をする恐れがあると当社が判断したとき。

(5) その他当社のIP通信網サービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。

4 第2種ホスティング利用権の譲渡があったときは、譲受人は、第2種ホスティング契約者の有していた一切の権利及び義務を承継します。

（第2種ホスティング契約のその他の提供条件）

第59条 その他の契約内容の変更及び第2種ホスティング契約者が行う第2種ホスティング契約の解除に関する取扱いについては、第2種契約の場合に準ずるものとします。

2 前項に規定するほか、第2種ホスティング契約に関するその他の提供条件については、別記3及び別記4に定めるところによります。

（第3種ホスティング契約の単位）

第59条の2 当社は、1のドメイン名につき1の第3種ホスティング契約を締結します。この場合、第3種ホスティング契約者は、1の第3種ホスティング契約につき1人に限ります。

（第3種ホスティング契約申込みの方法）

第59条の2の2 第3種ホスティング契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行うIP通信網サービス取扱所に提出していただきます。

(1) 独自ドメイン名

(2) 第3種ホスティングサービスの区分

(3) その他申込みの内容を特定するために必要な事項

（第3種ホスティング契約申込みの承諾）

第59条の2の3 当社は、第3種ホスティング契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その第3種ホスティング契約の申込みを承諾しないことがあります。

(1) 第3種ホスティングサービスを提供することが技術上著しく困難なとき。

(2) 第3種ホスティング契約の申込みをした者が、第3種ホスティングサービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(3) 第3種ホスティング契約の申込みをした者が、第75条（利用停止）第1項各号又は第3項の規定のいずれかに該当し、IP通信網サービスの利用を停止されている、又はIP通信網契約の解除を受けたことがあるとき。

(4) 第3種ホスティング契約の申込みをした者が、申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。

(5) 第3種ホスティング契約の申込みをした者が、別記4の2（IP通信網サービスにおける禁止事項）に定める行為をする恐れがあると当社が判断したとき。

(6) その他当社の I P 通信網サービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。  
(第 3 種ホスティング契約の最低利用期間)

第 59 条の 2 の 4 第 3 種ホスティングサービスには、料金表第 1 表 (料金) に定めるところにより最低利用期間があります。

2 前項の最低利用期間は、第 3 種ホスティングサービスの提供を開始した日から起算して 1 月間とします。

3 第 3 種ホスティング契約者は、前項の最低利用期間内に第 3 種ホスティング契約の解除があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第 1 表に規定する額を支払っていただきます。

(第 3 種ホスティング契約の区分の変更)

第 59 条の 2 の 5 第 3 種ホスティング契約者は、第 3 種ホスティングサービスの区分の変更の請求をすることができます。

2 前項の請求があったときは、当社は、第 59 条の 2 の 3 (第 3 種ホスティング契約申込みの承諾) の規定に準じて取り扱います。

(当社が行う第 3 種ホスティング契約の解除)

第 59 条の 2 の 6 当社は、第 75 条 (利用停止) の規定により第 3 種ホスティングサービスの利用停止をされた第 3 種ホスティング契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その第 3 種ホスティング契約を解除することがあります。

2 当社は、第 3 種ホスティング契約者が第 75 条第 1 項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の I P 通信網サービスに係る業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、第 3 種ホスティングサービスの利用停止をしないでその第 3 種ホスティング契約を解除することがあります。

3 当社は、前 3 項の規定により、その第 3 種ホスティング契約を解除しようとするときは、あらかじめ第 3 種ホスティング契約者にそのことを通知します。

(第 3 種ホスティング契約に基づく権利の譲渡)

第 59 条の 2 の 6 の 2 第 3 種ホスティング利用権 (第 3 種ホスティング契約者が第 3 種ホスティング契約に基づいて第 3 種ホスティングサービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。) の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

2 第 3 種ホスティング利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面により所属 I P 通信網サービス取扱所に請求していただきます。ただし、競売調書その他譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。

3 当社は、前項の規定により第 3 種ホスティング利用権の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。

(1) 第 3 種ホスティング利用権を譲り受けようとする者が、第 3 種ホスティングサービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(2) 第 3 種ホスティング利用権を譲り受けようとする者が、第 75 条 (利用停止) 第 1 項各号又は第 3 項の規定のいずれかに該当し、I P 通信網サービスの利用を停止されている、又は I P 通信網契約の解除を受けたことがあるとき。

(3) 第 3 種ホスティング利用権の譲渡の承認を受けようとする当事者が、譲渡の承認の請求にあたり虚偽の内容を記載した書面を提出したとき。

(4) 第 3 種ホスティング利用権を譲り受けようとする者が、別記 4 の 2 (I P 通信網サービスにおける禁止事項) に定める行為をする恐れがあると当社が判断したとき。

(5) その他当社の I P 通信網サービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。

4 第 3 種ホスティング利用権の譲渡があったときは、譲受人は、第 3 種ホスティング契約者の有していた一切の権利及び義務を承継します。

(第3種ホスティング契約のその他の提供条件)

第59条の2の7 その他の契約内容の変更及び第3種ホスティング契約者が行う第3種ホスティング契約の解除に関する取扱いについては、第2種契約の場合に準ずるものとします。

2 前項に規定するほか、第3種ホスティング契約に関するその他の提供条件については、別記3及び別記4に定めるところによります。

(第4種ホスティング契約の単位)

第59条の2の7の2 当社は、1の第4種ホスティング契約者識別番号につき1の第4種ホスティング契約を締結します。この場合、第4種ホスティング契約者は、1の第4種ホスティング契約につき1人に限ります。

(第4種ホスティング契約申込みの方法)

第59条の2の7の3 第4種ホスティング契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行うIP通信網サービス取扱所に提出していただきます。

- (1) 第4種ホスティングサービスの区分
- (2) その他申込みの内容を特定するために必要な事項

(第4種ホスティング契約申込みの承諾)

第59条の2の7の4 当社は、第4種ホスティング契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その第4種ホスティング契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 第4種ホスティングサービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (2) 第4種ホスティング契約の申込みをした者が、第4種ホスティングサービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (3) 第4種ホスティング契約の申込みをした者が、第75条(利用停止)第1項各号又は第3項の規定のいずれかに該当し、IP通信網サービスの利用を停止されている、又はIP通信網契約の解除を受けたことがあるとき。
- (4) 第4種ホスティング契約の申込みをした者が、申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。
- (5) 第4種ホスティング契約の申込みをした者が、別記4の2(IP通信網サービスにおける禁止事項)に定める行為をする恐れがあると当社が判断したとき。
- (6) その他当社のIP通信網サービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。

(第4種ホスティング契約の最低利用期間)

第59条の2の7の5 第4種ホスティングサービスには、料金表第1表(料金)に定めるところにより最低利用期間があります。

2 前項の最低利用期間は、第4種ホスティングサービスの提供を開始した日から起算して2月間とします。

3 第4種ホスティング契約者は、前項の最低利用期間内に第4種ホスティング契約の解除があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第1表に規定する額を支払っていただきます。

(第4種ホスティングサービスの区分の変更)

第59条の2の7の6 第4種ホスティング契約者は、第4種ホスティングサービスの区分の変更(料金表第1表(料金)に規定するプラン1、プラン2及びプラン3の相互間に係るものに限ります)の請求をすることができます。

2 前項の請求があったときは、当社は、第59条の2の7の4(第4種ホスティング契約申込みの承諾)の規定に準じて取り扱います。

(第4種ホスティング契約に係る仮想専用蓄積装置への設定等)

第59条の2の7の7 第4種ホスティング契約者は、第4種ホスティングサービスに係る仮想専用蓄積装置への設定等の請求をすることができます。

2 前項の請求があったときは、当社は、第59条の2の7の4(第4種ホスティング

契約申込みの承諾)の規定に準じて取り扱います。

(第4種ホスティング契約の独自ドメイン名の登録等)

第59条の2の7の8 第4種ホスティング契約者は、第4種ホスティングサービスに係る独自ドメイン名の登録又は変更の請求をすることができます。

2 前項の請求があったときは、当社は、第59条の2の7の4(第4種ホスティング契約申込みの承諾)の規定に準じて取り扱います。

(当社が行う第4種ホスティング契約の解除)

第59条の2の7の9 当社は、第75条(利用停止)の規定により第4種ホスティングサービスの利用停止をされた第4種ホスティング契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その第4種ホスティング契約を解除することがあります。

2 当社は、第4種ホスティング契約者が第75条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社のIP通信網サービスに係る業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、第4種ホスティングサービスの利用停止をしないでその第4種ホスティング契約を解除することがあります。

3 当社は、前2項の規定により、その第4種ホスティング契約を解除しようとするときは、あらかじめ第4種ホスティング契約者にそのことを通知します。

(第4種ホスティング契約に基づく権利の譲渡)

第59条の2の7の10 第4種ホスティング利用権(第4種ホスティング契約者が第4種ホスティング契約に基づいて第4種ホスティングサービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。)の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

2 第4種ホスティング利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面により所属IP通信網サービス取扱所に請求していただきます。ただし、競売調書その他譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。

3 当社は、前項の規定により第4種ホスティング利用権の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。

(1) 第4種ホスティング利用権を譲り受けようとする者が、第4種ホスティングサービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(2) 第4種ホスティング利用権を譲り受けようとする者が、第75条(利用停止)第1項各号又は第3項の規定のいずれかに該当し、IP通信網サービスの利用を停止されている、又はIP通信網契約の解除を受けたことがあるとき。

(3) 第4種ホスティング利用権の譲渡の承認を受けようとする当事者が、譲渡の承認の請求にあたり虚偽の内容を記載した書面を提出したとき。

(4) 第4種ホスティング利用権を譲り受けようとする者が、別記4の2(IP通信網サービスにおける禁止事項)に定める行為をする恐れがあると当社が判断したとき。

(5) その他当社のIP通信網サービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。

4 第4種ホスティング利用権の譲渡があったときは、譲受人は、第4種ホスティング契約者の有していた一切の権利及び義務を承継します。

(第4種ホスティング契約のその他の提供条件)

第59条の2の7の11 その他の契約内容の変更及び第4種ホスティング契約者が行う第4種ホスティング契約の解除に関する取扱いについては、第2種契約の場合に準ずるものとします。

2 前項に規定するほか、第4種ホスティング契約に関するその他の提供条件については、別記3及び別記4に定めるところによります。

第6節の2 削除

第59条の2の8 削除

第6節の3 削除

第59条の2の9 削除

第59条の2の10 削除

第59条の2の11 削除

第59条の2の12 削除

第59条の2の13 削除

第59条の2の14 削除

第6節の4 削除

第59条の2の15 削除

第59条の2の16 削除

第59条の2の17 削除

第59条の2の18 削除

第59条の2の19 削除

第59条の2の20 削除

第59条の2の21 削除

第59条の2の22 削除

第59条の2の23 削除

第59条の2の24 削除

第6節の5 削除

第59条の2の25 削除

第59条の2の26 削除

第59条の2の27 削除

第59条の2の28 削除

第59条の2の29 削除

第59条の2の30 削除

第59条の2の31 削除

第59条の2の32 削除

第6節の6 削除

第59条の3 削除

第59条の4 削除

第59条の5 削除

第59条の6 削除

第59条の7 削除

第59条の7の2 削除

第59条の8 削除

第59条の9 削除

第7節 クローズドコンピュータ通信網サービスに係る契約

(契約の種別等)

第60条 クローズドコンピュータ通信網サービスに係る契約には、次の種別があります。

(1) CCNアクセス契約

(2) CCNセンター契約

2 CCNアクセス契約（料金表第1表（料金）に定めるカテゴリー1、カテゴリー2（クラス2のタイプ4又はタイプ5に係るものに限ります。）又はカテゴリー3（クラス1のタイプ4又はタイプ6に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）には、次の区分があります。

区 分	内 容
通常契約	二重化付加契約以外のもの
二重化付加契約	第65条の3（GW二重化）に規定するGW二重化又は第65条の3の2（アクセス回線二重化）に規定するアクセス回線二重化を行う場合に限り通常契約に付加して締結されるもの

（契約の単位）

第61条 クローズドコンピュータ通信網サービスの契約の単位は、次のとおりとします。

(1) CCNアクセス契約の場合

ア 料金表第1表（料金）に定めるカテゴリー1の場合

当社は、1のCCNグループごとに1の通常契約を締結します。

イ 料金表第1表に定めるカテゴリー1であって第65条の3（GW二重化）に規定するGW二重化を行う場合

当社は、1のCCNグループごとに1の通常契約及び1の二重化付加契約を締結します。

ウ 料金表第1表に定めるカテゴリー2の場合

(ア) 料金表第1表に定めるクラス1の場合

当社は、1の他社接続契約者回線（DSL回線又は光アクセス回線に係るものに限ります。）、加入者回線（DSL回線又は光アクセス回線に係るものに限ります。）又は利用回線ごとに1の契約を締結します。

(イ) 料金表第1表に定めるクラス2の場合

A 当社は、1の接続契約者回線（別記13の2の(1)に係るものに限ります。）、加入者回線又は契約者回線ごとに1の契約（加入者回線又は契約者回線の場合は、通常契約とします。）を締結します。

B 当社は、第65条の3の2（アクセス回線二重化）に規定するアクセス回線二重化を行う場合、Aにかかわらず1の加入者回線又は契約者回線ごとに1の通常契約及び1の二重化付加契約を締結します。

(ウ) 料金表第1表に定めるクラス3の場合

当社は、1の他社接続契約者回線（別記13の2の(3)のイに係るものに限ります。）ごとに1の契約を締結します。

(エ) 料金表第1表に定めるクラス4、クラス5又はクラス7の場合

当社は、1の特定加入者回線ごとに1の契約を締結します。

(オ) 料金表第1表に定めるクラス6の場合

当社は、1の他社接続契約者回線（DSL回線又は光アクセス回線に係るものに限ります。）ごとに1の契約を締結します。

エ カテゴリー3の場合

(ア) 料金表第1表に定めるクラス1の場合

A 当社は、1の利用回線、他社接続契約者回線（DSL回線又は光アクセス回線に係るものに限ります。）、加入者回線又は契約者回線ごとに1の契約を締結します。

B 当社は、第65条の3の2（アクセス回線二重化）に規定するアクセス回線二重化を行う場合、Aにかかわらず1の加入者回線又は契約者回線ごとに1の通常契約及び1の二重化付加契約を締結します。

(イ) 料金表第1表に定めるクラス2の場合

当社は、1の特定加入者回線ごとに1の契約を締結します。

(2) CCNセンター契約の場合

CCNグループ識別共通符号につき1の契約を締結します。

2 前項の場合、クローズドコンピュータ通信網契約者は、1の通常契約又は1の通

常契約及び1の二重化付加契約につき1人に限ります。

(契約者回線又は特定加入者回線の終端)

第61条の2 当社は、IP通信網サービス取扱所内において、回線終端装置又は配線盤等を設置し、これを契約者回線の終端とします。

2 当社は、クローズドコンピュータ通信網契約者(料金表第1表(料金)に定めるクラス4、クラス5又はクラス7に係る者に限ります。)が指定した場所内の建物又は工作物において、回線終端装置又は配線盤等を設置し、これを特定加入者回線の終端とします。

(クローズドコンピュータ通信網契約申込みの方法)

第62条 クローズドコンピュータ通信網契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行うIP通信網サービス取扱所に提出していただきます。

- (1) クローズドコンピュータ通信網契約の種別及び区別
- (2) クローズドコンピュータ通信網サービスの種別、区別、品目及び通信又は保守の態様による細目
- (3) 利用するCCNゲートウェイ装置の数(カテゴリー1に係るものに限ります。)
- (4) 特定加入者回線又は他社接続契約者回線(DSL回線(料金表第1表に定めるカテゴリー2(クラス1のタイプ1又はクラス3に係るものに限ります。))に係るものに限ります。))に係るものに限ります。))に係る終端の場所
- (5) 他社接続契約者回線(DSL回線(料金表第1表に定めるカテゴリー2(料金表第1表に定めるクラス1のタイプ1又はクラス3に係るものに限ります。))に係るものに限ります。))に係るものに限ります。))について特定協定事業者と締結している契約の内容
- (6) CCNグループ識別共通符号又は所属するCCNグループ識別共通符号
- (7) その他申込みの内容を特定するために必要な事項

2 本条第1項に規定する申込み(料金表第1表に定めるカテゴリー2(クラス1、クラス4、クラス6又はクラス7に係るものに限ります。))又はカテゴリー3に係る申込みに限ります。))が新たにCCNグループ識別共通符号によるCCNグループを設ける申込みであるときは、そのCCNグループ識別共通符号に係るドメイン名の申出を所属IP通信網サービス取扱所に届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

3 前項に基づきCCNセンター契約者からドメイン名の申出があった場合、当社は、その申出のあったドメイン名にクローズドコンピュータ識別番号を割り当てます。

(クローズドコンピュータ通信網契約申込みの承諾)

第63条 当社は、クローズドコンピュータ通信網契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、そのクローズドコンピュータ通信網契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) CCNセンター契約の申込みをした者が、料金表第1表(料金)に定めるカテゴリー2又はカテゴリー3に係る契約者と同一の者とならないとき。
- (2) CCNアクセス契約(料金表第1表に定めるカテゴリー2(クラス4、クラス5又はクラス7に係るものを除きます。))又はカテゴリー3(クラス2に係るものを除きます。))に係るものに限ります。))の申込みをした者が、利用回線、他社接続契約者回線(DSL回線又は光アクセス回線に係るものに限ります。))について特定協定事業者と契約を締結している者と同一の者とならないとき。
- (3) その他社接続契約者回線(DSL回線(料金表第1表に定めるカテゴリー2(クラス1、クラス3又はクラス6に係るものに限ります。))又はカテゴリー3(クラス1に係るものに限ります。))に係るものに限ります。))に係るものに限ります。))に係る特定協定事業者の承諾が得られないとき。
- (4) CCNアクセス契約の申込みの場合に、クローズドコンピュータ通信網契約者

- が所属するCCNグループの代表者の同意がないとき。
- (5) CCNアクセス契約（料金表第1表に定めるカテゴリー2（クラス2（タイプ4又はタイプ5に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）又はカテゴリー3（クラス1（タイプ4又はタイプ6に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）の二重化付加契約に係る申込みをした者が、通常契約を締結している者同一の者とならないとき。
  - (6) CCNアクセス契約（料金表第1表に定めるカテゴリー2（クラス2（タイプ4又はタイプ5に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）又はカテゴリー3（クラス1（タイプ4又はタイプ6に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）の二重化付加契約に係る品目及び通信の態様による細目が、通常契約に係る品目及び通信の態様による細目同一とならないとき。
  - (7) CCNアクセス契約（料金表第1表に定めるカテゴリー2（クラス2（タイプ1、タイプ2又はタイプ3に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）に係る申込みをした者が、別記13の2の(1)に規定する接続契約者回線（イーサネット通信サービス契約約款に定める第2種契約若しくは第5種契約、ネットワークプラットフォームサービス契約約款に定めるネットワークプラットフォーム契約、IP伝送サービス契約約款に定めるVPN契約又は第2種データ着信契約（料金表第1表に定めるクラス2に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）の契約者及びCCNセンター契約に係る契約者同一の者とならないとき。
  - (8) CCNアクセス契約（料金表第1表に定めるカテゴリー2（クラス2（タイプ4又はタイプ5に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）又はカテゴリー3（クラス1（タイプ4又はタイプ6に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）に係る申込みをした者が、CCNセンター契約に係る契約者同一の者とならないとき。
  - (9) CCNアクセス契約（料金表第1表に定めるカテゴリー2（クラス3に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）の申込みをした者が、そのCCNアクセス契約とともに利用するCCNアクセス契約（料金表第1表に定めるカテゴリー2（クラス1のタイプ2（コース1に係るものに限ります。）又はクラス4（コース1に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）を締結している者同一の者とならないとき。
  - (10) CCNアクセス契約（料金表第1表に定めるカテゴリー2（クラス3に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）の申込みの場合に、その契約に係る他社接続契約者回線（別記13の2の(3)のイに係るものに限ります。）とその契約に係る他社接続契約者回線（別記13の2の(3)のイに係るものに限ります。）とともに利用する他社接続契約者回線（料金表第1表に定めるカテゴリー2（クラス1のタイプ2（コース1に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）又は特定加入者回線（料金表第1表に定めるカテゴリー2のクラス4（コース1に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）が同一のCCNグループに所属しないとき又は同一の設置場所において利用しないとき。
  - (11) CCNアクセス契約（料金表第1表に定めるカテゴリー2（クラス5に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）の申込みの場合に、当社が別に定める契約が締結されていないとき。
  - (12) CCNアクセス契約（料金表第1表に定めるカテゴリー2（クラス5に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）の申込みをした者が、当社が別に定める契約を締結している者同一の者とならないとき。
  - (13) CCNアクセス契約（料金表第1表に定めるカテゴリー2（クラス6又はクラス7に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）の申込みの場合に、当社が別に定める契約が締結されていないとき。
  - (14) CCNアクセス契約（料金表第1表に定めるカテゴリー2（クラス6又はクラ

ス7に係るものに限ります。)に係るものに限ります。)の申込みをした者が、当社が別に定める契約を締結している者と同一の者とならないとき。

- (15) クローズドコンピュータ通信網サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
  - (16) クローズドコンピュータ通信網契約の申込みをした者がクローズドコンピュータ通信網サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
  - (17) クローズドコンピュータ通信網契約の申込みをした者が、第75条（利用停止）第1項各号又は第3項の規定のいずれかに該当し、IP通信網サービスの利用を停止されている、又はIP通信網契約の解除を受けたことがあるとき。
  - (18) クローズドコンピュータ通信網契約の申込みをした者が、申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。
  - (19) クローズドコンピュータ通信網契約の申込みをした者が、別記4の2（IP通信網サービスにおける禁止事項）に定める行為をする恐れがあると当社が判断したとき。
  - (20) その他当社のIP通信網サービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。
- (注1) 本条第2項第11号及び第12号に規定する当社が別に定める契約は、IP伝送サービス契約約款及び料金表に定めるIP伝送契約（Y型に係る回線制御装置の予備回線利用機能を利用するものに限ります。）とします。
- (注2) 本条第2項第13号及び第14号に規定する当社が別に定める契約は、IP伝送サービス契約約款及び料金表に定めるVPN契約（回線制御装置（DI型、DII型、DIII型、DIV型又はDV型に係るものに限ります。）を利用するものに限ります。）とします。

#### 第63条の2 削除

（最低利用期間）

第64条 クローズドコンピュータ通信網サービスには、料金表第1表（料金）に定めるところにより最低利用期間があります。

- 2 前項の最低利用期間は、クローズドコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日から起算して1年間とします。

ただし、料金表第1表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

- 3 クローズドコンピュータ通信網契約者は、前項の最低利用期間内にクローズドコンピュータ通信網契約の解除又はクローズドコンピュータ通信網サービスの品目の変更若しくはCCNゲートウェイ装置の廃止等があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第1表に規定する額を支払っていただきます。

（CCNグループ回線等の変更等）

第64条の2 クローズドコンピュータ通信網契約者（CCNセンター契約に係る者に限ります。）は、CCNグループ回線の変更、CCNグループ識別共通符号の変更又はCCNグループ識別共通符号に係るドメイン名変更の請求をすることができます。

- 2 クローズドコンピュータ通信網契約者（CCNアクセス契約に係る者に限ります。）は、CCNアクセス回線の変更（料金表第1表に定めるカテゴリー2（クラス2（プラン3に係るものに限ります。）、クラス6又はクラス7に係る変更（クラス6及びクラス7の相互間の変更を除きます。）に係るものに限ります。）又はカテゴリー3（クラス1（タイプ4及びタイプ6に限ります。）に係る変更に限ります。）を除きます。）の請求をすることができます。

- 3 前項の請求があったときは、当社は、受け付けた順序に従って承諾します。

（CCNゲートウェイ装置の増設等）

第65条 クローズドコンピュータ通信網契約者（料金表第1表（料金）に定めるカテゴリー1に係る者に限ります。）は、クローズドコンピュータ通信網サービスにおいて利用するCCNゲートウェイ装置の増設又は廃止（その数が0となる廃止を除

きます。)の請求をすることができます。

- 2 前項の請求があったときは、当社は、第63条(クローズドコンピュータ通信網契約申込みの承諾)の規定に準じて取り扱います。

(外部接続回線の設置)

第65条の2 クローズドコンピュータ通信網契約者(料金表第1表(料金)に定めるカテゴリー1に係る者に限り)は、外部接続回線(CCNゲートウェイ装置とそのCCNゲートウェイ装置のあるIP通信網サービス取扱所内の当社が指定する場所との間に設置される電気通信回線をいいます。以下同じとします。)の設置の請求をすることができます。この場合において、設置することができる外部接続回線は、1のクローズドコンピュータ通信網契約につき1回線とします。

- 2 当社は、IP通信網サービス取扱所内において、配線盤等を設置し、これを外部接続回線の終端とします。

- 3 第1項の請求があったときは、当社は、第63条(クローズドコンピュータ通信網契約申込みの承諾)の規定に準じて取り扱います。

(GW二重化)

第65条の3 クローズドコンピュータ通信網契約者(料金表第1表(料金)に定めるカテゴリー1に係る者に限り)は、通常契約に付加して二重化付加契約を締結することにより、GW二重化(CCNゲートウェイ装置(外部接続回線を設置する場合はCCNゲートウェイ装置及び外部接続回線とします。))を二重化することをいいます。以下同じとします。)を行うことができます。この場合、通常契約及び二重化付加契約における品目等に係る条件については、次のとおりとします。

- (1) 品目及び通信又は保守の態様による細目は、通常契約と二重化付加契約とで同一としていただきます。
- (2) 利用するCCNゲートウェイ装置の数は、通常契約と二重化付加契約とで同数としていただきます。
- (3) 外部接続回線の設置の有無を通常契約と二重化付加契約とで統一していただきます。

(アクセス回線二重化)

第65条の3の2 クローズドコンピュータ通信網契約者(料金表第1表(料金)に定めるカテゴリー2(クラス2(タイプ4又はタイプ5に係るもの)に限り)に係るもの)又はカテゴリー3(クラス1(タイプ4又はタイプ6に係るもの)に限り)に係る者に限り)は、通常契約に付加して二重化付加契約を締結することにより、アクセス回線二重化を行うことができます。

(加入者回線等の契約の解除等に伴うクローズドコンピュータ通信網契約の扱い)

第65条の3の3 当社は、クローズドコンピュータ通信網契約者からそのクローズドコンピュータ通信網契約(料金表第1表(料金)に定めるカテゴリー2(クラス3に係るもの)に限り)に係るもの)に限り)以下、本項において同じとします。)とそのクローズドコンピュータ通信網契約とともに提供するクローズドコンピュータ通信網契約に係る他社接続契約者回線(料金表第1表に定めるカテゴリー2(クラス1のタイプ2に係るもの)に限り)又は特定加入者回線(料金表第1表に定めるカテゴリー2のクラス4(コース1に係るもの)に限り)の契約について、契約の解除があった旨の申出があったとき又はその事実を知ったときは、そのクローズドコンピュータ通信網契約を解除します。

- 2 当社は、クローズドコンピュータ通信網契約者(料金表第1表に定めるカテゴリー2(クラス5に係るもの)に限り)に係る者に限り)以下、本項において同じとします。)から、当社が別に定める契約について、契約の解除があった旨の申出があったとき又はその事実を知ったときは、そのクローズドコンピュータ通信網契約を解除します。

3 当社は、クローズドコンピュータ通信網契約者（料金表第1表に定めるカテゴリー2（クラス6又はクラス7に係るものに限り）に係る者に限り）から、本項において同じとします。）から、当社が別に定める契約について、契約の解除があった旨の申出があったとき又はその事実を知ったときは、そのクローズドコンピュータ通信網契約を解除します。

（注1）本条第2項に規定する当社が別に定める契約は、IP伝送サービス契約約款及び料金表に定めるIP伝送契約（Y型に係る回線制御装置の予備回線利用機能を利用するものに限り）とします。

（注2）本条第3項に規定する当社が別に定める契約は、IP伝送サービス契約約款及び料金表に定めるVPN契約（回線制御装置（DI型、DII型、DIII型、DIV型又はDV型に係るものに限り）を利用するものに限り）とします。

（通常契約の解除に伴う二重化付加契約の扱い）

第65条の3の3の2 当社は、クローズドコンピュータ通信網契約者からそのクローズドコンピュータ通信網契約（料金表第1表（料金）に定めるカテゴリー1、カテゴリー2（クラス2のタイプ4又はタイプ5に係るものに限り）又はカテゴリー3（クラス1のタイプ4又はタイプ6に係るものに限り）に係るものに限り）の契約について、契約の解除があった旨の申出があったとき又はその事実を知ったときは、そのクローズドコンピュータ通信網契約に係る二重化付加契約を解除します。

（契約事業者の契約の変更に伴うクローズドコンピュータ通信網契約の扱い）

第65条の3の4 当社は、契約事業者（当社が別に定める者に限り）がそのクローズドコンピュータ通信網契約に係る光アクセス回線（当社が別に定めるものに限り）の契約について、契約事業者の契約約款及び料金表の規定により細目の変更を技術上又は業務の遂行上の理由で行う場合は、クローズドコンピュータ通信網契約者にそのことを通知し、クローズドコンピュータ通信網契約者と協議した上で、そのクローズドコンピュータ通信網契約に係る通信又は保守の態様による細目の変更又は契約の解除を行なうものとします。

（注1）本条第1項に規定する当社が別に定める契約事業者は、東日本電信電話株式会社とします。

（注2）本条第1項に規定する当社が別に定める光アクセス回線は、次に掲げるCCNアクセス契約の区別及び料金表第1表（料金）に規定する通信又は態様による細目に係るものとします。

(1) 料金表第1表（料金）に定めるカテゴリー2に係るもの

クラス4、クラス5及びクラス7であって、プラン3に係るもの（契約事業者の契約約款及び料金表に規定するメニュー5-1のI型の100Mb/s品目のプラン3-1に係るものに限り）

(2) 料金表第1表に定めるカテゴリー3に係るもの

クラス2のタイプ2（契約事業者の契約約款及び料金表に規定するメニュー5-1のI型の100Mb/s品目のものに限り）

（クローズドコンピュータ通信網契約に基づく権利の譲渡）

第65条の3の5 クローズドコンピュータ通信網利用権（クローズドコンピュータ通信網契約者がクローズドコンピュータ通信網契約に基づいてクローズドコンピュータ通信網サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。）の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

2 クローズドコンピュータ通信網利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面により所属IP通信網サービス取扱所に請求していただきます。

ただし、競売調書その他譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。

- 3 当社は、前項の規定によりクローズドコンピュータ通信網利用権の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。
- (1) クローズドコンピュータ通信網利用権（CCNセンター契約に係る者に限りませす。）を譲り受けようとする者が、料金表第1表（料金）に定めるカテゴリー2又はカテゴリー3に係る契約者と同一の者とならないとき。
  - (2) クローズドコンピュータ通信網利用権（料金表第1表に定めるカテゴリー2（クラス4、クラス5又はクラス7に係るものを除きます。）又はカテゴリー3（クラス2に係るものを除きます。）に係るものに限りませす。）を譲り受けようとする者が、利用回線、他社接続契約者回線（DSL回線又は光アクセス回線に係るものに限りませす。）について特定協定事業者と契約を締結している者と同一の者とならないとき。
  - (3) その譲渡について、他社接続契約者回線（DSL回線（料金表第1表に定めるカテゴリー2（クラス1、クラス3又はクラス6に係るものに限りませす。）又はカテゴリー3（クラス1に係るものに限りませす。）に係るものに限りませす。）に係る特定協定事業者の承認が得られないとき。
  - (4) クローズドコンピュータ通信網利用権（料金表第1表に定めるカテゴリー2（クラス2（タイプ4又はタイプ5に係るものに限りませす。）に係るものに限りませす。）又はカテゴリー3（クラス1（タイプ4又はタイプ6に係るものに限りませす。）の二重化付加契約に係るものに限りませす。）を譲り受けようとする者が、通常契約を締結している者と同一の者とならないとき。
  - (5) その譲渡について、二重化付加契約（料金表第1表に定めるカテゴリー2（クラス2（タイプ4又はタイプ5に係るものに限りませす。）に係るものに限りませす。）又はカテゴリー3（料金表第1表に定めるクラス1（タイプ4又はタイプ6に係るものに限りませす。）に係るものに限りませす。）に係る品目及び通信の態様による細目が、通常契約に係る品目及び通信の態様による細目と同一とならないとき。
  - (6) クローズドコンピュータ通信網契約者が所属するCCNグループの代表者の承認が得られないとき。
  - (7) クローズドコンピュータ通信網利用権（料金表第1表に定めるカテゴリー2（クラス2（タイプ1、タイプ2又はタイプ3に係るものに限りませす。）に係るものに限りませす。）に係るものに限りませす。）を譲り受けようとする者が、別記13の2の(1)に規定する接続契約者回線（イーサネット通信サービス契約約款に定める第2種契約若しくは第5種契約、ネットワークプラットフォームサービス契約約款に定めるネットワークプラットフォーム契約、IP伝送サービス契約約款に定めるVPN契約又は第2種データ着信契約（料金表第1表に定めるクラス2に係るものに限りませす。）に係るものに限りませす。）の契約者及びCCNセンター契約に係る契約者と同一の者とならないとき。
  - (8) クローズドコンピュータ通信網利用権（料金表第1表に定めるカテゴリー2（クラス2（タイプ4又はタイプ5に係るものに限りませす。）に係るものに限りませす。）又はカテゴリー3（料金表第1表に定めるクラス1（タイプ4又はタイプ6に係るものに限りませす。）に係るものに限りませす。）に係るものに限りませす。）を譲り受けようとする者が、CCNセンター契約に係る契約者と同一の者とならないとき。
  - (9) クローズドコンピュータ通信網利用権（料金表第1表に定めるカテゴリー2（クラス3に係るものに限りませす。）に係るものに限りませす。）を譲り受けようとする者が、そのクローズドコンピュータ通信網利用権）とともに利用するCCNアクセス契約（料金表第1表に定めるカテゴリー2（クラス1のタイプ2（コース1に係るものに限りませす。）又はクラス4（コース1に係るものに限りませす。）に係るものに限りませす。）を締結している者と同一の者とならないとき。
  - (10) クローズドコンピュータ通信網利用権（料金表第1表に定めるカテゴリー2（クラス3に係るものに限りませす。）に係るものに限りませす。）を譲り受けようとする

する者が、そのクローズドコンピュータ通信網利用権に係る他社接続契約者回線（別記13の2の(3)のイに係るものに限り。）とそのクローズドコンピュータ通信網利用権（料金表第1表に定めるカテゴリー2（クラス3に係るものに限り。）に係るものに限り。）に係る他社接続契約者回線（別記13の2の(3)のイに係るものに限り。）とともに利用する他社接続契約者回線（料金表第1表に定めるカテゴリー2（クラス1のタイプ2（コース1に係るものに限り。）に係るものに限り。）に係るものに限り。）又は特定加入者回線（料金表第1表に定めるカテゴリー2のクラス4（コース1に係るものに限り。）に係るものに限り。）が同一のCCNグループに所属しないとき又は同一の設置場所において利用しないとき。

- (11) クローズドコンピュータ通信網利用権（料金表第1表に定めるカテゴリー2（クラス5に係るものに限り。）に係るものに限り。）を譲り受けようとする者が、当社が別に定める契約を締結している者と同一の者とならないとき。
- (12) クローズドコンピュータ通信網利用権（料金表第1表に定めるカテゴリー2（クラス6又はクラス7に係るものに限り。）に係るものに限り。）を譲り受けようとする者が、当社が別に定める契約を締結している者と同一の者とならないとき。
- (13) クローズドコンピュータ通信網利用権を譲り受けようとする者が、クローズドコンピュータ通信網サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (14) クローズドコンピュータ通信網利用権を譲り受けようとする者が、第75条（利用停止）第1項各号又は第3項の規定のいずれかに該当し、IP通信網サービスの利用を停止されている、又はIP通信網契約の解除を受けたことがあるとき。
- (15) クローズドコンピュータ通信網利用権の譲渡の承認を受けようとする当事者が、譲渡の承認の請求にあたり虚偽の内容を記載した書面を提出したとき。
- (16) クローズドコンピュータ通信網利用権を譲り受けようとする者が、別記4の2（IP通信網サービスにおける禁止事項）に定める行為をする恐れがあると当社が判断したとき。
- (17) その他当社のIP通信網サービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。  
（注1）本条第3項第11号に規定する当社が別に定める契約は、IP伝送サービス契約約款及び料金表に定めるIP伝送契約（Y型に係る回線制御装置の予備回線利用機能を利用するものに限り。）とします。  
（注2）本条第3項第12号に規定する当社が別に定める契約は、IP伝送サービス契約約款及び料金表に定めるVPN契約（回線制御装置（DI型、DII型、DIII型、DIV型又はDV型に係るものに限り。）を利用するものに限り。）とします。

4 クローズドコンピュータ通信網利用権の譲渡があったときは、譲受人は、クローズドコンピュータ通信網契約者の有していた一切の権利及び義務を承継します。

（その他の提供条件）

第65条の4 その他の契約内容の変更及びクローズドコンピュータ通信網契約者が行うクローズドコンピュータ通信網契約の解除に関する取扱いについては、第2種契約の場合に準ずるものとし、品目の変更及び当社が行うクローズドコンピュータ通信網契約の解除に関する取扱いについては、第3種契約の場合に準ずるものとし、

2 前項に規定するほか、クローズドコンピュータ通信網契約に関するその他の提供条件については、別記3及び別記4に定めるところによります。

#### 第8節 第1種データ着信サービスに係る契約

（第1種データ着信契約申込みの方法）

第66条 第1種データ着信契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載

した当社所定の契約申込書を契約事務を行う I P 通信網サービス取扱所に提出していただきます。

- (1) 第 1 種データ着信サービスの通信又は保守の態様による細目
- (2) データ利用回線からの着信を受けるものにあつては、着信ポートの数
- (3) 加入者回線に係る終端の場所
- (4) その他申込みの内容を特定するために必要な事項

(第 1 種データ着信契約申込みの承諾)

第67条 当社は、第 1 種データ着信契約の申込みがあつたときは、受け付けた順序に従つて承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その第 1 種データ着信契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 第 1 種データ着信サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (2) 第 1 種データ着信契約の申込みをした者が第 1 種データ着信サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (3) 第 1 種データ着信契約の申込みをした者が、第75条（利用停止）第 1 項各号又は第 3 項の規定のいずれかに該当し、I P 通信網サービスの利用を停止されている、又は I P 通信網契約の解除を受けたことがあるとき。
- (4) 第 1 種データ着信契約の申込みをした者が、申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。
- (5) 第 1 種データ着信契約の申込みをした者が、別記 4 の 2（I P 通信網サービスにおける禁止事項）に定める行為をする恐れがあると当社が判断したとき。
- (6) その他当社の I P 通信網サービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。

(最低利用期間)

第68条 第 1 種データ着信サービスには、料金表第 1 表（料金）に定めるところにより最低利用期間があります。

2 前項の最低利用期間は、第 1 種データ着信サービスの提供を開始した日から起算して 1 年間とします。

3 第 1 種データ着信契約者は、前項の最低利用期間内に第 1 種データ着信契約の解除又は第 1 種データ着信サービスの通信又は保守の態様による細目の変更、着信ポートの廃止があつた場合は、当社が定める期日までに、料金表第 1 表に規定する額を支払っていただきます。

(データ着信番号)

第68条の 2 当社は、1 の第 1 種データ着信契約（データ利用回線からの着信に係るものに限ります。）ごとにデータ着信番号（データ利用回線からの着信を受けるための番号をいいます。以下同じとします。）を定めます。

2 当社は、第 1 種データ着信契約者から請求があつたときは、当社の業務の遂行上支障がある場合を除いて、データ着信番号の変更を行います。

3 前項の請求があつたときは、当社は、第67条（第 1 種データ着信契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

4 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、データ着信番号を変更することがあります。

5 前項の規定により、データ着信番号を変更する場合には、あらかじめそのことを第 1 種データ着信契約者に通知します。

6 前 5 項に規定するほか、データ着信番号について料金表第 1 表（料金）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(着信ポート等の追加等)

第69条 第 1 種データ着信契約者は、着信ポートとの接続に係る電気通信回線の追加又は廃止（その数が 0 となる廃止を除きます。）若しくは品目等による区別の変更の請求をすることができます。

2 前項の請求があつたときは、当社は、第67条（第 1 種データ着信契約申込みの承

諾)の規定に準じて取り扱います。

(第1種データ着信契約に基づく権利の譲渡)

第69条の2 第1種データ着信利用権(第1種データ着信契約者が第1種データ着信契約に基づいて第1種データ着信サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。)の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

2 第1種データ着信利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面により所属IP通信網サービス取扱所に請求していただきます。

ただし、競売調書その他譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。

3 当社は、前項の規定により第1種データ着信利用権の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。

(1) 第1種データ着信利用権を譲り受けようとする者が、第1種データ着信サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(2) 第1種データ着信利用権を譲り受けようとする者が、第75条(利用停止)第1項各号又は第3項の規定のいずれかに該当し、IP通信網サービスの利用を停止されている、又はIP通信網契約の解除を受けたことがあるとき。

(3) 第1種データ着信利用権の譲渡の承認を受けようとする当事者が、譲渡の承認の請求にあたり虚偽の内容を記載した書面を提出したとき。

(4) 第1種データ着信利用権を譲り受けようとする者が、別記4の2(IP通信網サービスにおける禁止事項)に定める行為をする恐れがあると当社が判断したとき。

(5) その他当社のIP通信網サービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。

4 第1種データ着信利用権の譲渡があったときは、譲受人は、第1種データ着信契約者の有していた一切の権利及び義務を承継します。

(その他の提供条件)

第69条の2の2 通信又は保守の態様による細目の変更、その他の契約内容の変更、第1種データ着信契約者が行う第1種データ着信契約の解除及びに関する取扱いについては、第2種契約の場合に準ずるものとし、契約の単位、加入者回線の終端、第1種データ着信サービス区域、加入者回線の収容及び加入者回線の移転及び当社が行う第1種データ着信契約の解除に関する取扱いについては、第3種契約の場合に準ずるものとし、

2 前項に規定するほか、第1種データ着信契約に関するその他の提供条件については、別記3及び別記4に定めるところによります。

## 第8節の2 第2種データ着信サービスに係る契約

(契約の単位)

第69条の2の3 第2種データ着信サービスに係る契約の単位は次のとおりとします。

(1) 料金表第1表に定めるクラス1、クラス2及びクラス3(料金表第1表(料金)に規定するアクセスタイプ7に係るものに限り、)の場合

契約者回線1回線ごとに1の第2種データ着信契約を締結します。

(2) 料金表第1表に定めるクラス3(料金表第1表に規定するアクセスタイプ7に係るものを除きます。)の場合

1の電気通信番号(電気通信番号規則(平成9年郵政省令第82号)に基づき使用されるものをいいます。以下、本節において同じとします。)ごとに1の第2種データ着信契約を締結します。

(第2種データ着信契約申込みの方法)

第69条の3 第2種データ着信契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行うIP通信網サービス取扱所に提出していただきます。

- (1) 第2種データ着信サービスの通信又は保守の態様による細目
- (2) データ利用回線からの着信を受けるものにあつては、着信ポートの数
- (3) 契約者回線に係る終端の場所
- (4) 電気通信番号
- (5) その他申込みの内容を特定するために必要な事項

(最低利用期間)

第69条の3の2 第2種データ着信サービス(料金表第1表に定めるクラス3に係るものを除きます。以下、本条において同じとします。)には、料金表第1表に定めるところにより最低利用期間があります。

2 前項の最低利用期間は、第2種データ着信サービスの提供を開始した日から起算して1年間とします。

3 第2種データ着信契約者は、前項の最低利用期間内に第2種データ着信契約の解除又は第2種データ着信サービスの通信又は保守の態様による細目の変更若しくは着信ポートの廃止があつた場合は、当社が定める期日までに、料金表第1表に規定する額を支払っていただきます。

(第2種データ着信契約に基づく権利の譲渡)

第69条の3の3 第2種データ着信利用権(第2種データ着信契約者が第2種データ着信契約に基づいて第2種データ着信サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。)の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

2 第2種データ着信利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面により所属IP通信網サービス取扱所に請求していただきます。

ただし、競売調書その他譲渡があつたことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。

3 当社は、前項の規定により第2種データ着信利用権の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。

- (1) 第2種データ着信利用権を譲り受けようとする者が、第2種データ着信サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (2) 第2種データ着信利用権を譲り受けようとする者が、第75条(利用停止)第1項各号又は第3項の規定のいずれかに該当し、IP通信網サービスの利用を停止されている、又はIP通信網契約の解除を受けたことがあるとき。
- (3) 第2種データ着信利用権の譲渡の承認を受けようとする当事者が、譲渡の承認の請求にあたり虚偽の内容を記載した書面を提出したとき。
- (4) 第2種データ着信利用権を譲り受けようとする者が、別記4の2(IP通信網サービスにおける禁止事項)に定める行為をする恐れがあると当社が判断したとき。
- (5) その他当社のIP通信網サービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。

4 第2種データ着信利用権の譲渡があつたときは、譲受人は、第2種データ着信契約者の有していた一切の権利及び義務を承継します。

(その他の提供条件)

第69条の4 通信又は保守の態様による細目の変更、その他の契約内容の変更及び第2種データ着信契約者が行う第2種データ着信契約の解除に関する取扱いについては、第2種契約の場合に準ずるものとし、当社が行う第2種データ着信契約の解除に関する取扱いについては、第3種契約の場合に準ずるものとし、契約者回線の終端及び契約者回線の収容に関する取扱いについては、第5種契約の場合に準ずるものとし、第2種データ着信契約申込みの承諾、データ着信番号及び着信ポート等の追加等に関する取扱いについては、第1種データ着信契約の場合に準ずるものとします。

2 前項に規定するほか、第2種データ着信契約に関するその他の提供条件については、別記3及び別記4に定めるところによります。

### 第8節の3 データ発信サービスに係る契約

#### (データ発信契約の締結)

第69条の5 当社又は特定協定事業者（別記1の2の(1)、(5)、(6)及び(7)に掲げる者に限ります。以下この条において同じとします。）と電話等契約を締結したとき又は電話等加入権（電話等契約者（当社又は特定協定事業者と電話等契約を締結した者をいいます。以下同じとします。）がその契約に基づき、当社又は特定協定事業者の電気通信サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。）の譲渡を受けたときは、その電話等契約者は、当社とデータ発信契約を締結したこととなります。

ただし、その電話等契約の申込みが承諾されたとき、電話等加入権の譲渡が承認されたときにデータ発信契約を締結しない旨の意思表示をした電話等契約者については、この限りではありません。

2 前項ただし書きその他この約款中の規定により、現に当社とデータ発信契約を締結していない電話等契約者がデータ発信サービスを利用しようとするときは、あらかじめその旨を契約事務を行うIP通信網サービス取扱所に申し込み、データ発信契約を締結していただきます。

ただし、次の場合には、当社はそのデータ発信契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) その申込みをした者が、データ発信サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (2) その申込みをした者が、第75条（利用停止）第1項各号又は第3項の規定のいずれかに該当し、IP通信網サービスの利用を停止されている、又はIP通信網契約の解除を受けたことがあるとき。
- (3) その申込みをした者が、申込みにあたり虚偽の内容を記載した申込書を提出したとき。
- (4) データ発信契約の申込みをした者が、別記4の2（IP通信網サービスにおける禁止事項）に定める行為をする恐れがあると当社が判断したとき。
- (5) その他当社のIP通信網サービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。  
(電話等加入権の譲渡に伴うデータ発信契約の扱い)

第69条の6 当社は、データ発信契約者が、特定協定事業者の契約約款及び料金表に定めるところにより電話等加入権の譲渡の承認を請求し、その承認を受けたときは、そのデータ発信契約を解除します。

(当社又は特定協定事業者の契約の解除等に伴うデータ発信契約の扱い)

第69条の7 当社は、データ発信契約者からそのデータ発信契約に係るデータ利用回線について、契約の解除若しくは利用休止があった旨の届出があったとき又はその事実を知ったときは、そのデータ発信契約を解除します。

ただし、データ利用回線に係る契約を解除又は利用休止すると同時にその契約に相当する契約を締結した場合であって、そのデータ発信契約者からデータ発信契約を継続したい旨の届出があったときは、この限りではありません。

2 前項に規定するほか、当社は、データ発信契約者とそのデータ発信契約に係るデータ利用回線について当社又は特定協定事業者と契約を締結している者が同一の者でないことについて、その事実を知ったときは、そのデータ発信契約を解除することがあります。

(データ発信契約に基づく権利の譲渡の禁止)

第69条の7の2 データ発信契約者がデータ発信契約に基づいてデータ発信サービスの提供を受ける権利は、譲渡することができません。

(その他の提供条件)

第69条の8 データ発信契約者が行うデータ発信契約の解除に関する取扱いについては、第2種契約の場合に準ずるものとし、当社が行うデータ発信契約の解除に関する取扱いについては、第3種契約の場合に準ずるものとします。

2 前項に規定するほか、データ発信契約に関するその他の提供条件については、別記3に定めるところによります。

第8節の4 第1種シェアードIP-PBXサービス、第2種シェアードIP-PBXサービス、第3種シェアードIP-PBXサービス、第4種シェアードIP-PBXサービス及び第5種シェアードIP-PBXサービスに係る契約

(第1種シェアードIP-PBXサービスの種類)

第69条の8の2 第1種シェアードIP-PBXサービスには、次の種類があります。

区 分	内 容
カテゴリ1	カテゴリ2以外のもの
カテゴリ2	別記11の4に定める端末設備を利用するものであって、あらかじめ第1種シェアードIP-PBX契約者が料金表第1表(料金)に規定するプランを選択するもの

2 第1種シェアードIP-PBXサービスには、次の区別があります。

区 分	内 容
クラス1	当社がIP通信網内に設置した交換設備によりボイスモードに係る通信の伝送交換を行うもの
クラス2	クラス1以外のもの
備考	クラス2については、カテゴリ1に限り提供します。

(第1種シェアードIP-PBXサービスの区別)

第69条の9 第1種シェアードIP-PBXサービス(クラス1に係るものに限りま  
す。)には、次の区別があります。

区 別	内 容
タイプ1	そのオンネットグループに係るVoIP利用回線又はイーサネット利用回線との間の通信、ダイヤルアウト及び当社が別に定める電気通信回線との間の通信を行うことができるもの
タイプ2	ダイヤルアウト及び当社が別に定める電気通信回線との間の通信を行うことができるもの
タイプ3	そのオンネットグループに係るVoIP利用回線又はイーサネット利用回線との間の通信に限り行うことができるもの
備考	第1種シェアードIP-PBXサービスに係る通信の品質については、その第1種シェアードIP-PBXサービスのVoIP利用回線に係る電気通信サービスの利用形態等により変動する場合があります。

(第1種シェアードIP-PBXサービスの契約の単位)

第69条の10 当社は、1のVoIP利用回線に係る第6種契約につき1の第1種シェアードIP-PBX契約を締結します。この場合、第1種シェアードIP-PBX契約者は、1の第1種シェアードIP-PBX契約につき1人に限ります。

(第1種シェアードIP-PBX契約申込みの方法)

第69条の11 第1種シェアードIP-PBX契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行うIP通信網サービス取扱所に提出していただきます。

- (1) 第1種シェアードIP-PBXサービスの種類
- (2) 第1種シェアードIP-PBXサービスの区別

- (3) 通信チャネルの数（登録できる通信チャネルの数については、当社が別に定めるところによります。）
- (4) タイプ1又はタイプ3に係る第1種シェアードIP-PBX契約の申込みの場合は、所属する1のオンネットグループ（以下「所属オンネットグループ」といいます。）
- (5) その他申込みの内容を特定するために必要な事項

2 前項の場合において、その申込みが新たにオンネットグループを設ける申込みであるときは、そのオンネットグループのオンネットグループ代表者を定めて契約事務を行うIP通信網サービス取扱所に届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

（第1種シェアードIP-PBX契約申込みの承諾）

第69条の12 当社は、第1種シェアードIP-PBX契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の申込みがあった場合、第1種シェアードIP-PBX契約の申込み者が、当社の推奨するボイスハードウェア（VoIPサービスを利用するために必要な自営端末設備をいいます。以下同じとします。）及びファームウェア（ボイスハードウェアを制御するソフトウェアをいいます。以下同じとします。）を使用することを条件として、その請求を承諾します。

3 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その第1種シェアードIP-PBX契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 第1種シェアードIP-PBX契約の申込みをした者が、VoIP利用回線に係る第6種契約者と同一の者とならないとき。
- (2) 第1種シェアードIP-PBXサービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (3) 第1種シェアードIP-PBX契約の申込みをした者が、第1種シェアードIP-PBXサービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (4) 第1種シェアードIP-PBX契約の申込みをした者が、第75条（利用停止）第1項各号の規定のいずれかに該当し、IP通信網サービスの利用を停止されている、又はIP通信網契約の解除を受けたことがあるとき。
- (5) 第1種シェアードIP-PBX契約の申込みをした者が、申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。
- (6) タイプ1又はタイプ3に係る第1種シェアードIP-PBX契約の申込みの場合に、所属オンネットグループのオンネットグループ代表者の同意がないとき。
- (7) 第1種シェアードIP-PBX契約の申込みをした者が、別記4の2（IP通信網サービスにおける禁止事項）に定める行為をする恐れがあると当社が判断したとき。
- (8) その他当社のIP通信網サービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。

（注）本条第2項に規定するボイスハードウェアは契約別にそれぞれ異なるものとします。

（第1種シェアードIP-PBX契約者のオンネット番号の指定）

第69条の13 第1種シェアードIP-PBX契約者（タイプ1又はタイプ3に係る者に限ります。以下この条において同じとします。）は、所属オンネットグループのオンネットグループ代表者の同意を得て、当社が別に定めるところにより、オンネット番号（そのオンネットグループに係るVoIP利用回線、イーサネット利用回線、IP-VPN利用回線又はモバイルアクセス利用回線等からそのVoIP利用回線、イーサネット利用回線、IP-VPN利用回線又はモバイルアクセス利用回線等への通信に利用される番号をいいます。以下同じとします。）を指定していただきます。

2 前項に規定する、契約者が指定するオンネット番号の数は料金表第1表（料金）に定めるところによります。

3 第1種シェアードIP-PBX契約者は、オンネット番号を変更することができます。この場合の取扱いは、前項の規定に準ずるものとします。

4 オンネット番号の桁数等は、1のオンネットグループごとに当社がそのオンネットグループの代表者と協議して定めます。

(第1種シェアードIP-PBX契約者のIP電話番号)

第69条の14 当社は、第1種シェアードIP-PBX契約(タイプ1又はタイプ2に係るものに限り)ごとにIP電話番号(電気通信番号規則(平成9年郵政省令第82号)第10条第2号に定める電気通信番号をいいます。以下同じとします。)を定めます。

2 前項に規定する、契約者が指定するIP電話番号の数は料金表第1表(料金)に定めるところによります。

3 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、IP電話番号を変更することがあります。

4 前項の規定により、IP電話番号を変更する場合には、あらかじめそのことを第1種シェアードIP-PBX契約者に通知します。

(第1種シェアードIP-PBX契約者の区別の変更)

第69条の15 第1種シェアードIP-PBX契約者は、第1種シェアードIP-PBXサービスの区別の変更の請求をすることができます。

2 前項の請求があったときは、当社は、第69条の11(第1種シェアードIP-PBX契約申込みの方法)及び第69条の12(第1種シェアードIP-PBX契約申込みの承諾)の規定に準じて取り扱います。

(第1種シェアードIP-PBX契約者の通信チャンネル数の変更)

第69条の16 第1種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリー1に係る者に限り)は、通信チャンネルの数の変更の請求をすることができます。

2 前項の請求があったときは、当社は、第69条の12(第1種シェアードIP-PBX契約申込みの承諾)の規定に準じて取り扱います。

(第1種シェアードIP-PBX契約者の所属オンネットグループの変更)

第69条の17 第1種シェアードIP-PBX契約者(タイプ1又はタイプ3に係る者に限り)は、所属オンネットグループの変更の請求をすることができます。

2 前項の請求があったときは、当社は、第69条の11(第1種シェアードIP-PBX契約申込みの方法)及び第69条の12(第1種シェアードIP-PBX契約申込みの承諾)の規定に準じて取り扱います。

(第1種シェアードIP-PBX契約者の発信番号通知)

第69条の18 オンネットグループに係るVoIP利用回線相互間及びVoIP利用回線とイーサネット利用回線相互間の通信については、発信元のオンネット番号を着信先へ通知します。

2 前項に規定する通信以外の通信については、発信元のIP電話番号を着信先へ通知します。

3 前2項の規定にかかわらず、次の場合には、オンネット番号又はIP電話番号を通知しません。

(1) 通信の発信に先立ち、「184」をダイヤルし、又は番号を通知しない旨の信号を送出したとき。

(2) 料金表第1表(料金)に規定する発信番号非通知機能の提供を受けているとき(通信の発信に先立ち、「186」をダイヤルし、又は番号を通知する旨の信号を送出した場合を除きます。)

(VoIP利用回線の契約の解除等に伴う第1種シェアードIP-PBX契約の扱い)

第69条の19 当社は、第1種シェアードIP-PBX契約者からその第1種シェアードIP-PBX契約のVoIP利用回線に係る第6種契約について、契約の解除があった旨の届出があったとき又はその事実を知ったときは、その第1種シェアード

IP-PBX契約を解除します。

- 2 前項に規定するほか、当社は、第1種シェアードIP-PBX契約者とその第1種シェアードIP-PBX契約のVoIP利用回線に係る第6種契約者が同一の者でないことについて、その事実を知ったときは、その第1種シェアードIP-PBX契約を解除することがあります。

(第1種シェアードIP-PBX契約に基づく権利の譲渡)

第69条の19の2 第1種シェアードIP-PBX利用権(第1種シェアードIP-PBX契約者が第1種シェアードIP-PBX契約に基づいて第1種シェアードIP-PBXサービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。)の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

- 2 第1種シェアードIP-PBX利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面により所属IP通信網サービス取扱所に請求していただきます。

ただし、競売調書その他譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。

- 3 当社は、前項の規定により第1種シェアードIP-PBX利用権の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。

(1) 第1種シェアードIP-PBX利用権を譲り受けようとする者が、VoIP利用回線に係る第6種契約者と同一の者とならないとき。

(2) 第1種シェアードIP-PBX利用権を譲り受けようとする者が、第1種シェアードIP-PBXサービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(3) 第1種シェアードIP-PBX利用権を譲り受けようとする者が、第75条(利用停止)第1項各号の規定のいずれかに該当し、IP通信網サービスの利用を停止されている、又はIP通信網契約の解除を受けたことがあるとき。

(4) 第1種シェアードIP-PBX利用権の譲渡の承認を受けようとする当事者が、譲渡の承認の請求にあたり虚偽の内容を記載した書面を提出したとき。

(5) その譲渡(タイプ1又はタイプ3に係るものに限り)の承認の請求にあたり所属オンネットグループのオンネットグループ代表者の承認が得られないとき。

(6) 第1種シェアードIP-PBX利用権を譲り受けようとする者が、別記4の2(IP通信網サービスにおける禁止事項)に定める行為をする恐れがあると当社が判断したとき。

(7) その他当社のIP通信網サービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。

- 4 第1種シェアードIP-PBX利用権の譲渡があったときは、譲受人は、第1種シェアードIP-PBX契約者の有していた一切の権利及び義務を承継します。

(第1種シェアードIP-PBX契約に係るその他の提供条件)

第69条の20 その他の契約内容の変更及び第1種シェアードIP-PBX契約者が行う第1種シェアードIP-PBX契約の解除の解除に関する取扱いについては、第2種契約の場合に準ずるものとし、当社が行う第1種シェアードIP-PBX契約の解除に関する取扱いについては、第3種契約の場合に準ずるものとします。

- 2 前項に規定するほか、第1種シェアードIP-PBX契約に関するその他の提供条件については、別記3及び別記4に定めるところによります。

(第2種シェアードIP-PBXサービスの種類)

第69条の20の2 第2種シェアードIP-PBXサービスには、次の種類があります。

区分	内容
カテゴリー1	カテゴリー2以外のもの
カテゴリー2	当社が別に定める端末設備を利用するものであって、あらかじめ第2種シェアードIP-PBX契約者がその端末設備で

	利用するチャネル数を選択するもの
--	------------------

(第2種シェアードIP-PBXサービスの区別)

第69条の20の2の2 第2種シェアードIP-PBXサービスには、次の区別があります。

区 別	内 容
タイプ1	そのオンネットグループに係るVoIP利用回線又はイーサネット利用回線との間の通信、ダイヤルアウト及び当社が別に定める電気通信回線との間の通信を行うことができるもの
タイプ2	ダイヤルアウト及び当社が別に定める電気通信回線との間の通信を行うことができるもの
タイプ3	そのオンネットグループに係るVoIP利用回線又はイーサネット利用回線との間の通信に限り行うことができるもの
備考 第2種シェアードIP-PBXサービスに係る通信の品質については、その第2種シェアードIP-PBXサービスのイーサネット利用回線に係る電気通信サービスの利用形態等により変動する場合があります。	

(第2種シェアードIP-PBXサービスの契約の単位)

第69条の20の3 当社は、1のイーサネット利用回線につき1の第2種シェアードIP-PBX契約を締結します。この場合、第2種シェアードIP-PBX契約者は、1の第2種シェアードIP-PBX契約につき1人に限ります。

(第2種シェアードIP-PBXサービスのイーサネット契約者回線の収容等)

第69条の20の4 当社は、第2種シェアードIP-PBX契約に係るイーサネット契約者回線を、そのイーサネット契約者回線(当社が別に定める契約者回線に係るものに限り)の終端のあるIP通信網サービス取扱所(当社が指定するものに限り)の交換設備等に収容します。

2 前項の場合において、その申込みが新たにイーサネット契約者回線接続グループを設ける申込みであるときは、そのイーサネット契約者回線接続グループの代表者を定めて契約事務を行うIP通信網サービス取扱所に届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

3 前項の規定による代表者は、第2種シェアードIP-PBX契約に係る同時接続チャネル数の申出をするものとし、

なお、同時接続チャネル数を超える数の同時接続を行うことはできません。

4 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、他のIP通信網サービス取扱所の交換設備等への収容の変更を行うことがあります。

(第2種シェアードIP-PBX契約申込みの方法)

第69条の20の5 第2種シェアードIP-PBX契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行うIP通信網サービス取扱所に提出していただきます。

- (1) 所属する1のイーサネット契約者回線接続グループ(以下「所属イーサネット契約者回線接続グループ」といいます。)
- (2) イーサネット契約者回線(当社が別に定める契約者回線に係るものに限り)の品目(所属イーサネット契約者回線接続グループの代表者に限り)。
- (3) 第2種シェアードIP-PBXサービスの種類
- (4) 第2種シェアードIP-PBXサービスの区別
- (5) 通信チャネルの数(登録できる通信チャネルの数については、当社が別に定めるところによります。)
- (6) 同時接続する通信チャネルの数(所属イーサネット契約者回線接続グループの代表者に限り)。

(7) タイプ1又はタイプ3に係る第2種シェアードIP-PBX契約の申込みの場合は、所属する1のオンネットグループ（以下「所属オンネットグループ」といいます。）

(8) その他申込みの内容を特定するために必要な事項

2 前項の場合において、その申込みが新たにオンネットグループを設ける申込みであるときは、そのオンネットグループのオンネットグループ代表者を定めて契約事務を行うIP通信網サービス取扱所に届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

（第2種シェアードIP-PBX契約申込みの承諾）

第69条の20の6 当社は、第2種シェアードIP-PBX契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の申込みがあった場合、第2種シェアードIP-PBX契約の申込み者が、当社の推奨するボイスハードウェア及びファームウェアを使用することを条件として、その請求を承諾します。

3 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その第2種シェアードIP-PBX契約の申込みを承諾しないことがあります。

(1) 第2種シェアードIP-PBX契約の申込みをした者が、イーサネット利用回線に係る契約者と同一の者とならないとき。

(2) 第2種シェアードIP-PBXサービスを提供することが技術上著しく困難なとき。

(3) 第2種シェアードIP-PBX契約の申込みをした者が、第2種シェアードIP-PBXサービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(4) 第2種シェアードIP-PBX契約の申込みをした者が、第75条（利用停止）第1項各号の規定のいずれかに該当し、IP通信網サービスの利用を停止されている、又はIP通信網契約の解除を受けたことがあるとき。

(5) 第2種シェアードIP-PBX契約の申込みをした者が、申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。

(6) タイプ1又はタイプ3に係る第1種シェアードIP-PBX契約の申込みの場合に、所属オンネットグループのオンネットグループ代表者の同意がないとき。

(7) 第2種シェアードIP-PBX契約の申込みをした者が、別記4の2（IP通信網サービスにおける禁止事項）に定める行為をする恐れがあると当社が判断したとき。

(8) その他当社のIP通信網サービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。

（第2種シェアードIP-PBXサービスの最低利用期間）

第69条の20の7 第2種シェアードIP-PBXサービス（イーサネット契約者回線接続グループの代表者に係るものに限ります。以下この条において同じとします。）には、料金表第1表（料金）第1（利用料）に定めるところにより最低利用期間があります。

2 前項の最低利用期間は、第2種シェアードIP-PBXサービスの提供を開始した日から起算して1年間とします。

3 第2種シェアードIP-PBX契約者は、前項の最低利用期間内に第2種シェアードIP-PBX契約の解除があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第1表第1に規定する額を支払っていただきます。

（第2種シェアードIP-PBX契約者のオンネット番号の指定）

第69条の20の8 第2種シェアードIP-PBX契約者（タイプ1又はタイプ3に係る者に限ります。以下この条において同じとします。）は、所属オンネットグループのオンネットグループ代表者の同意を得て、当社が別に定めるところにより、オンネット番号を指定していただきます。

2 前項に規定する、契約者が指定するオンネット番号の数は料金表第1表（料金）

に定めるところによります。

- 3 第2種シェアードIP-PBX契約者は、オンネット番号を変更することができます。
- 4 オンネット番号の桁数等は、1のオンネットグループごとに当社がそのオンネットグループのオンネットグループ代表者と協議して定めます。  
(第2種シェアードIP-PBXサービスのIP電話番号)  
第69条の20の9 当社は、第2種シェアードIP-PBX契約(タイプ1又はタイプ2に係るものに限ります。)ごとにIP電話番号を定めます。
  - 2 前項に規定する、契約者が指定するIP電話番号の数は料金表第1表(料金)に定めるところによります。
  - 3 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、IP電話番号を変更することがあります。
  - 4 前項の規定により、IP電話番号を変更する場合には、あらかじめそのことを第2種シェアードIP-PBX契約者に通知します。  
(第2種シェアードIP-PBXサービスの区別の変更)  
第69条の20の10 第2種シェアードIP-PBX契約者は、シェアードIP-PBXサービスの区別の変更の請求をすることができます。
    - 2 前項の請求があったときは、当社は、第69条の20の5(第2種シェアードIP-PBX契約申込みの方法)及び第69条の20の6(第2種シェアードIP-PBX契約申込みの承諾)の規定に準じて取り扱います。  
(第2種シェアードIP-PBXサービスの通信チャンネル数の変更)  
第69条の20の11 第2種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリー1に係る者に限ります。)は、通信チャンネルの数又は同時接続のチャンネルの数の変更の請求をすることができます。
      - 2 前項の請求があったときは、当社は、第69条の20の6(第2種シェアードIP-PBX契約申込みの承諾)の規定に準じて取り扱います。  
(第2種シェアードIP-PBXサービスの所属オンネットグループの変更)  
第69条の20の12 第2種シェアードIP-PBX契約者(タイプ1又はタイプ3に係る者に限ります。)は、所属オンネットグループの変更の請求をすることができます。
        - 2 前項の請求があったときは、当社は、第69条の20の5(第2種シェアードIP-PBX契約申込みの方法)及び第69条の20の6(第1種シェアードIP-PBX契約申込みの承諾)の規定に準じて取り扱います。
      - 3 前2項の規定にかかわらず、次の場合には、オンネット番号又はIP電話番号を通知しません。
        - (1) 通信の発信に先立ち、「184」をダイヤルし、又は番号を通知しない旨の信号を送出したとき。
        - (2) 料金表第1表(料金)に規定する発信番号非通知機能の提供を受けているとき(通信の発信に先立ち、「186」をダイヤルし、又は番号を通知する旨の信号を送出した場合を除きます。)。  
(第2種シェアードIP-PBXサービスの発信番号通知)  
第69条の20の13 オンネットグループに係るイーサネット利用回線相互間及びイーサネット利用回線とVoIP利用回線相互間の通信については、発信元のオンネット番号を着信先へ通知します。
          - 2 前項に規定する通信以外の通信については、発信元のIP電話番号を着信先へ通知します。  
(イーサネット利用回線の契約の解除等に伴う第2種シェアードIP-PBX契約の扱い)  
第69条の20の14 当社は、第2種シェアードIP-PBX契約者からその第2種シェアードIP-PBX契約のイーサネット利用回線について、契約の解除があった旨

の届出があったとき又はその事実を知ったときは、その第2種シェアードIP-PBX契約を解除します。

- 2 前項に規定するほか、当社は、第2種シェアードIP-PBX契約者とその第2種シェアードIP-PBX契約のイーサネット利用回線の契約者が同一の者でないことについて、その事実を知ったときは、その第1種シェアードIP-PBX契約を解除することがあります。

(第2種シェアードIP-PBXサービスの所属イーサネット契約者回線接続グループの変更)

第69条の20の15 第2種シェアードIP-PBX契約者は、イーサネット契約者回線接続グループの変更の請求をすることができます。

- 2 前項の請求があったときは、当社は、第69条の20の5(第2種シェアードIP-PBX契約申込みの方法)及び第69条の20の6(第1種シェアードIP-PBX契約申込みの承諾)の規定に準じて取り扱います。

(第2種シェアードIP-PBX契約に基づく権利の譲渡)

第69条の20の15の2 第2種シェアードIP-PBX利用権(第2種シェアードIP-PBX契約者が第2種シェアードIP-PBX契約に基づいて第2種シェアードIP-PBXサービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。)の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

- 2 第2種シェアードIP-PBX利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面により所属IP通信網サービス取扱所に請求していただきます。

ただし、競売調書その他譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。

- 3 当社は、前項の規定により第2種シェアードIP-PBX利用権の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。

(1) 第2種シェアードIP-PBX利用権を譲り受けようとする者が、イーサネット利用回線に係る契約者と同一の者とならないとき。

(2) 第2種シェアードIP-PBX利用権を譲り受けようとする者が、第2種シェアードIP-PBXサービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(3) 第2種シェアードIP-PBX利用権を譲り受けようとする者が、第75条(利用停止)第1項各号の規定のいずれかに該当し、IP通信網サービスの利用を停止されている、又はIP通信網契約の解除を受けたことがあるとき。

(4) 第2種シェアードIP-PBX利用権の譲渡の承認を受けようとする当事者が、譲渡の承認の請求にあたり虚偽の内容を記載した書面を提出したとき。

(5) その譲渡(タイプ1又はタイプ3に係るものに限り)の承認の請求にあたり所属オンネットグループのオンネットグループ代表者の承認が得られないとき。

(6) 第2種シェアードIP-PBX利用権を譲り受けようとする者が、別記4の2(IP通信網サービスにおける禁止事項)に定める行為をする恐れがあると当社が判断したとき。

(7) その他当社のIP通信網サービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。

- 4 第2種シェアードIP-PBX利用権の譲渡があったときは、譲受人は、第2種シェアードIP-PBX契約者の有していた一切の権利及び義務を承継します。

(第2種シェアードIP-PBXサービスのその他の提供条件)

第69条の20の16 その他の契約内容の変更及び第2種シェアードIP-PBX契約者が行う第2種シェアードIP-PBX契約の解除に関する取扱いについては、第2種契約の場合に準ずるものとし、当社が行う第2種シェアードIP-PBX契約の解除に関する取扱いについては、第3種契約の場合に準ずるものとします。

- 2 前項に規定するほか、第2種シェアードIP-PBX契約に関するその他の提供

条件については、別記3及び別記4に定めるところによります。

(第3種シェアードIP-PBXサービスの種類)

第69条の20の16の2 第3種シェアードIP-PBXサービスには、次の種類があります。

区 分	内 容
カテゴリー1	V o I P利用回線（第6種契約に係るものに限り。）を使用して第4条の2（IP通信網サービスの通信モード）に規定するボイスモードの通信を行うことができるIP通信網サービス
カテゴリー2	イーサネット利用回線を使用して第4条の2に規定するボイスモードの通信を行うことができるIP通信網サービスであって、第2種シェアードIP-PBXサービス以外のもの
カテゴリー3	V o I P利用回線（クローズドコンピュータ通信網契約に係るものに限り。）を使用して第4条の2に規定するボイスモードの通信を行うことができるIP通信網サービス
カテゴリー4	I P-V P N利用回線を使用して第4条の2に規定するボイスモードの通信を行うことができるIP通信網サービス
カテゴリー5	モバイルアクセス利用回線等に係る着信転送を行って第4条の2に規定するボイスモードの通信を行うことができるIP通信網サービス

(第3種シェアードIP-PBXサービスの区別)

第69条の20の16の3 第3種シェアードIP-PBXサービス（カテゴリー1に係るものに限り。）には、次の区別があります。

区 別	内 容
タイプ2	そのオンネットグループに係るV o I P利用回線との間の通信及びダイヤルアウト通信を行うことができるものであって任意の通信チャネル数を利用できるもの
タイプ4	当社が別に定める専用のソフトウェアを利用してそのオンネットグループに係るV o I P利用回線との間の通信及びダイヤルアウト通信を行うことができるもの

備考

1 タイプ2に係る第3種シェアードIP-PBX契約者については、次のプランのいずれかを選択するものとします。

区 別	内 容
プラン1	そのオンネットグループに係るV o I P利用回線との間の通信が可能なもの
プラン2	プラン1以外のもの

2 第3種シェアードIP-PBXサービスに係る通信の品質については、その第3種シェアードIP-PBXサービスのV o I P利用回線に係る電気通信サービスの利用形態等により変動する場合があります。

3 第3種シェアードIP-PBX契約者が利用することができる端末設備は、その区別ごとに当社が別に定めるところによります。

2 第3種シェアードIP-PBXサービス（カテゴリー2に係るものに限り。）には、次の区別があります。

区 別	内 容
タイプ 1	そのオンネットグループに係るイーサネット利用回線との間の通信及びダイヤルアウト通信を行うことができるものであってタイプ 2 以外のもの
タイプ 2	そのオンネットグループに係るイーサネット利用回線との間の通信及びダイヤルアウト通信を行うことができるものであって任意の通信チャネル数を利用できるもの
タイプ 3	イーサネット利用回線を利用してダイヤルアウト通信のみを行うことができるもの
タイプ 4	当社が別に定める専用のソフトウェアを利用してそのオンネットグループに係るイーサネット利用回線との間の通信及びダイヤルアウト通信を行うことができるもの

備考

- 1 タイプ 2 に係る第 3 種シェアード IP-PBX 契約者については、次のプランのいずれかを選択するものとします。

区 別	内 容
プラン 1	そのオンネットグループに係るイーサネット利用回線との間の通信が可能なもの
プラン 2	プラン 1 以外のもの

- 2 第 3 種シェアード IP-PBX サービスに係る通信の品質については、その第 3 種シェアード IP-PBX サービスのイーサネット利用回線に係る電気通信サービスの利用形態等により変動する場合があります。

- 3 第 3 種シェアード IP-PBX 契約者が利用することができる端末設備は、その区別ごとに当社が別に定めるところによります。

- 3 第 3 種シェアード IP-PBX サービス (カテゴリー 3 に係るものに限ります。) には、次の区別があります。

区 別	内 容
タイプ 1	そのオンネットグループに係る V o I P 利用回線との間の通信及びダイヤルアウト通信を行うことができるものであってタイプ 2 以外のもの
タイプ 2	そのオンネットグループに係る V o I P 利用回線との間の通信及びダイヤルアウト通信を行うことができるものであって任意の通信チャネル数を利用できるもの
タイプ 4	当社が別に定める専用のソフトウェアを利用してそのオンネットグループに係る V o I P 利用回線との間の通信及びダイヤルアウト通信を行うことができるもの

備考

- 1 タイプ 2 に係る第 3 種シェアード IP-PBX 契約者については、次のプランのいずれかを選択するものとします。

区 別	内 容
プラン 1	そのオンネットグループに係る V o I P 利用回線との間の通信が可能なもの
プラン 2	プラン 1 以外のもの

- 2 第 3 種シェアード IP-PBX サービスに係る通信の品質については、その第 3 種シェアード IP-PBX サービスの V o I P 利用回線に係る電気通信サービスの利用形態等により変動する場合があります。

- 3 第 3 種シェアード IP-PBX 契約者が利用することができる端末設備は、その区別ごとに当社が別に定めるところによります。

- 4 第 3 種シェアード IP-PBX サービス (カテゴリー 4 に係るものに限ります。)

には、次の区別があります。

区 別	内 容
タイプ1	そのオンネットグループに係るIP-VPN利用回線との間の通信及びダイヤルアウト通信を行うことができるものであってタイプ2以外のもの
タイプ2	そのオンネットグループに係るIP-VPN利用回線との間の通信及びダイヤルアウト通信を行うことができるものであって任意の通信チャネル数を利用できるもの
タイプ3	IP-VPN利用回線を利用してダイヤルアウト通信のみを行うことができるもの
タイプ4	当社が別に定める専用のソフトウェアを利用してそのオンネットグループに係るIP-VPN利用回線との間の通信及びダイヤルアウト通信を行うことができるもの

備考

- 1 タイプ2に係る第3種シェアードIP-PBX契約者については、次のプランのいずれかを選択するものとします。

区 別	内 容
プラン1	そのオンネットグループに係るIP-VPN利用回線との間の通信が可能なもの
プラン2	プラン1以外のもの

- 2 第3種シェアードIP-PBXサービスに係る通信の品質については、その第3種シェアードIP-PBXサービスのIP-VPN利用回線に係る電気通信サービスの利用形態等により変動する場合があります。

- 3 第3種シェアードIP-PBX契約者が利用することができる端末設備は、その区別ごとに当社が別に定めるところによります。

- 5 第3種シェアードIP-PBXサービス(カテゴリー5に係るものに限り)には、次の区別があります。

区 別	内 容
タイプ5	そのオンネットグループに係るモバイルアクセス利用回線等との間の通信及びダイヤルアウト通信を行うことができるものであって当社が指定した通信チャネル数を利用できるもの

備考

- 1 第3種シェアードIP-PBXサービスに係る通信の品質については、その第3種シェアードIP-PBXサービスのモバイルアクセス利用回線に係る電気通信サービスの利用形態等により変動する場合があります。

- 2 第3種シェアードIP-PBX契約者が利用することができる端末設備は、その区別ごとに当社が別に定めるところによります。

第69条の20の16の3の2 第3種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリー2のタイプ3及びカテゴリー4のタイプ3に係る者を除きます。)は、あらかじめ申出のあった他のオンネットグループに係るVoIP利用回線、イーサネット利用回線、IP-VPN利用回線又はモバイル利用回線等との間の通信(以下、「シームレス通信」といいます。)を行うことができます。

- 2 前項の場合において、その申出が新たにシームレスグループ(シームレス通信を行う複数のオンネットグループから構成されるグループをいいます。以下同じとします。)を設ける申出であるときは、そのオンネットグループ代表者の中から、1のシームレスグループの代表者(以下「シームレス代表者」といいます。)を定めて契約事務を行うIP通信サービス取扱所に届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

(第3種シェアードIP-PBXサービスの契約の単位)

第69条の20の16の4 第3種シェアードIP-PBXサービスの契約の単位は、次の

とおりとします。

(1) カテゴリー 1 の場合

当社は、1 の V o I P 利用回線に係る第 6 種契約につき 1 の第 3 種シェアード I P - P B X 契約を締結します。

(2) カテゴリー 2 の場合

当社は、1 のイーサネット利用回線につき 1 の第 3 種シェアード I P - P B X 契約を締結します。

(3) カテゴリー 3 の場合

当社は、1 の V o I P 利用回線に係るクロードコンピュータ通信網契約につき 1 の第 3 種シェアード I P - P B X 契約を締結します。

(4) カテゴリー 4 の場合

当社は、1 の I P - V P N 利用回線につき 1 の第 3 種シェアード I P - P B X 契約を締結します。

(5) カテゴリー 5 の場合

当社は、1 のモバイルアクセス利用回線グループ又は他社モバイルアクセス利用回線グループにつき 1 の第 3 種シェアード I P - P B X 契約を締結します。

2 前項の場合、第 3 種シェアード I P - P B X 契約者は、1 の契約につき 1 人に限ります。

(第 3 種シェアード I P - P B X 契約申込みの方法)

第 69 条の 20 の 16 の 5 第 3 種シェアード I P - P B X 契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行う I P 通信網サービス取扱所に提出していただきます。

- (1) 第 3 種シェアード I P - P B X サービスの種類
- (2) 第 3 種シェアード I P - P B X サービスの区別
- (3) 通信チャネルの数（登録できる通信チャネルの数については、当社が別に定めるところによります。）
- (4) 外線同時接続チャネル数
- (5) カテゴリー 1、カテゴリー 2（タイプ 3 に係るものを除きます。）、カテゴリー 3、カテゴリー 4（タイプ 3 に係るものを除きます。）又はカテゴリー 5 に係る第 3 種シェアード I P - P B X 契約の申込みの場合は、所属する 1 のオンネットグループ（以下「所属オンネットグループ」といいます。）
- (6) イーサネット契約者回線（当社が別に定める契約者回線に係るものに限ります。）の品目（所属イーサネット契約者回線接続グループの代表者に限ります。）
- (7) 所属イーサネット契約者回線接続グループ
- (8) その他申込みの内容を特定するために必要な事項

2 前項の場合において、その申込みが新たにオンネットグループを設ける申込みであるときは、そのオンネットグループのオンネットグループ代表者を定めて契約事務を行う I P 通信網サービス取扱所に届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

3 前項の規定による代表者（カテゴリー 2、カテゴリー 3 又はカテゴリー 4 に係る者に限ります。）は、第 3 種シェアード I P - P B X 契約に係る外線同時接続チャネル数の申出をするものとします。ただし、第 3 種シェアード I P - P B X 契約（カテゴリー 2、カテゴリー 3 又はカテゴリー 4 のタイプ 2 のプラン 2 に係るものに限ります。）に係る外線同時接続チャネル数については、そのオンネットグループに係る通信チャネル数を合計した数とします。

4 前項の場合において、外線同時接続チャネル数を超える数の同時接続（オンネットグループ内の通信を除きます。）を行うことはできません。

(第 3 種シェアード I P - P B X サービスのイーサネット契約者回線の収容等)

第 69 条の 20 の 16 の 6 当社は、第 3 種シェアード I P - P B X 契約に係るイーサネット契約者回線を、そのイーサネット契約者回線（当社が別に定める契約者回線に係る

ものに限ります。)の終端のあるIP通信網サービス取扱所(当社が指定するものに限ります。)の交換設備等に収容します。

2 前項の場合において、その申込みが新たにイーサネット契約者回線接続グループを設ける申込みであるときは、そのイーサネット契約者回線接続グループの代表者を定めて契約事務を行うIP通信網サービス取扱所に届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

3 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、他のIP通信網サービス取扱所の交換設備等への収容の変更を行うことがあります。

(第3種シェアードIP-PBX契約申込みの承諾)

第69条の20の16の7 当社は、第3種シェアードIP-PBX契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の申込みがあった場合、第3種シェアードIP-PBX契約の申込み者が、当社の推奨するボイスハードウェア及びファームウェア並びに当社が別に定めるソフトウェア(VoIPサービスを利用するために必要な自営端末設備であってコンピュータプログラム等の形態をとるものをいいます。以下同じとします。)を使用することを条件として、その請求を承諾します。

3 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その第3種シェアードIP-PBX契約の申込みを承諾しないことがあります。

(1) 第3種シェアードIP-PBX契約の申込みをした者が、VoIP利用回線に係る第6種契約者若しくはクローズドコンピュータ通信網契約者、イーサネット利用回線、IP-VPN利用回線又はモバイルアクセス利用回線等に係る契約者と同一の者とならないとき。

(2) 第3種シェアードIP-PBXサービスを提供することが技術上著しく困難なとき。

(3) 第3種シェアードIP-PBX契約の申込みをした者が、第3種シェアードIP-PBXサービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(4) 第3種シェアードIP-PBX契約の申込みをした者が、第75条(利用停止)第1項各号の規定のいずれかに該当し、IP通信網サービスの利用を停止されている、又はIP通信網契約の解除を受けたことがあるとき。

(5) 第3種シェアードIP-PBX契約の申込みをした者が、申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。

(6) カテゴリー1のタイプ2若しくはタイプ4、カテゴリー2のタイプ1、タイプ2若しくはタイプ4、カテゴリー3のタイプ1、タイプ2若しくはタイプ4、カテゴリー4のタイプ1、タイプ2若しくはタイプ4又はカテゴリー5に係る第3種シェアードIP-PBX契約の申込みの場合に、所属オンネットグループのオンネットグループ代表者の同意がないとき。

(7) 第3種シェアードIP-PBX契約の申込みをした者が、別記4の2(IP通信網サービスにおける禁止事項)に定める行為をする恐れがあると当社が判断したとき。

(8) その他当社のIP通信網サービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。

(第3種シェアードIP-PBXサービスの最低利用期間)

第69条の20の16の8 第3種シェアードIP-PBXサービス(カテゴリー2のイーサネット契約者回線接続グループの代表者に係るものに限ります。以下この条において同じとします。)には、料金表第1表(料金)第1(利用料)に定めるところにより最低利用期間があります。

2 前項の最低利用期間は、第3種シェアードIP-PBXサービスの提供を開始した日から起算して1年間とします。

3 第3種シェアードIP-PBX契約者は、前項の最低利用期間内に第3種シェアードIP-PBX契約の解除があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第

1 表第1に規定する額を支払っていただきます。

(第3種シェアードIP-PBX契約者のオンネット番号の指定)

第69条の20の16の9 第3種シェアードIP-PBX契約者(タイプ2のプラン2及びタイプ3に係る者を除きます。)は、所属オンネットグループのオンネットグループ代表者の同意を得て、当社が別に定めるところにより、料金表第1表(料金)に規定するオンネット番号を指定していただきます。

2 前項に規定する、契約者が指定するオンネット番号の数は料金表第1表(料金)に定めるところによります。

3 第3種シェアードIP-PBX契約者は、オンネット番号を変更することができます。この場合の取扱いは、前項の規定に準ずるものとします。

4 オンネット番号の桁数等は、1のオンネットグループごとに当社がそのオンネットグループのオンネットグループ代表者と協議して定めます。

(第3種シェアードIP-PBX契約者のIPセントレックス番号)

第69条の20の16の10 当社は、第3種シェアードIP-PBX契約ごとにIPセントレックス番号(当社若しくは別記1の2の(1)に規定する特定協定事業者が付与する電気通信番号規則第9条第1号に定める電気通信番号(第3種シェアードIP-PBX契約(カテゴリー2又はカテゴリー4に係るものに限り)に係るものに限り)又はIP電話番号のことをいいます。以下同じとします。)を定めます。

2 当社は、第3種シェアードIP-PBX契約者から請求があったときは、1の第3種シェアードIP-PBX契約に複数のIPセントレックス番号を提供します。

ただし、契約者が指定するIPセントレックス番号の数は料金表第1表(料金)に定めるところによります。

3 前項の規定にかかわらず、第3種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリー5に係る者に限り)が利用可能なIPセントレックス番号の数は当社が別に定めるところによります。

4 前項の請求があったときは、当社は、第69条の20の16の7(第3種シェアードIP-PBX契約申込みの承諾)の規定に準じて取り扱います。

5 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、IPセントレックス番号を変更することがあります。

6 前項の規定により、IPセントレックス番号を変更する場合には、あらかじめそのことを第3種シェアードIP-PBX契約者に通知します。

7 第3種シェアードIP-PBX契約者がIPセントレックス番号(IP電話番号を除きます。以下、本項において同じとします。)を利用する場合は、次に掲げる利用上の条件があります。

(1) IPセントレックス番号を利用する自営端末の設置場所において、緊急通報が可能な通信手段を用意する必要があります。

(2) 当社は、前号に規定する設置拠点において緊急通報が可能な通信手段が確保されていないことが判明した場合、IPセントレックス番号を廃止することがあります。

(3) 当社は、IPセントレックス番号を利用する第3種シェアードIP-PBX契約者が、イーサネット利用回線又はIP-VPN利用回線の終端の場所を変更した場合、IPセントレックス番号を廃止します。

(4) IPセントレックス番号を利用するアクセス回線の種類、品目及び通信の品質について、当社が別に定める条件があります。

(第3種シェアードIP-PBX契約者の区別の変更)

第69条の20の16の11 第3種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリー5に係る者を除きます。)は、第3種シェアードIP-PBXサービスの区別の変更の請求をすることができます。

2 前項の請求があったときは、当社は、第69条の20の16の7(第3種シェアードIP-PBX契約申込みの承諾)の規定に準じて取り扱います。

(第3種シェアードIP-PBX契約者の通信チャンネル数の変更)

第69条の20の16の12 第3種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリー5に係る者を除きます。)は、通信チャネルの数の変更の請求をすることができます。

2 前項の請求があったときは、当社は、第69条の20の16の7(第3種シェアードIP-PBX契約申込みの承諾)の規定に準じて取り扱います。

3 前2項に規定するほか、第3種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリー5に係る者に限ります。)が利用可能な通信チャネル数は、利用するIPセントレックス番号の数に応じて当社が指定するものとします。

(第3種シェアードIP-PBX契約者の所属オンネットグループの変更)

第69条の20の16の13 第3種シェアードIP-PBX契約者は、所属オンネットグループの変更の請求をすることができます。

2 前項の請求があったときは、当社は、第69条の20の16の7(第3種シェアードIP-PBX契約申込みの承諾)の規定に準じて取り扱います。

(第3種シェアードIP-PBX契約者の発信番号通知)

第69条の20の16の14 オンネットグループ(あらかじめ申出のあった他のオンネットグループ(それに相当するものを含みます。)を含みます。)に係るVoIP利用回線相互間、イーサネット利用回線相互間、IP-VPN利用回線相互間、モバイルアクセス利用回線等相互間並びにVoIP利用回線、イーサネット利用回線、IP-VPN利用回線及びモバイルアクセス利用回線等相互間の通信(当社が別に定めるものを除きます。)については、発信元のオンネット番号を着信先へ通知します。

2 前項に規定する通信以外の通信については、発信元のIPセントレックス番号を着信先へ通知します。ただし、料金表第1表(料金)に規定する特定番号通知機能の提供を受けているときは、当社の電話等サービス契約約款において当社が付与する着信課金番号又は特定着信番号を着信先へ通知します。

3 前2項の規定にかかわらず、次の場合には、オンネット番号、IPセントレックス番号又は当社の電話等サービス契約約款において当社が付与する着信課金番号若しくは特定着信番号を通知しません。

(1) 通信の発信に先立ち、「184」をダイヤルし、又は番号を通知しない旨の信号を送出したとき。

(2) 料金表第1表(料金)に規定する発信番号非通知機能の提供を受けているとき(通信の発信に先立ち、「186」をダイヤルし、又は番号を通知する旨の信号を送出した場合を除きます。)

(第3種シェアードIP-PBXサービスの所属イーサネット契約者回線接続グループの変更)

第69条の20の16の15 第3種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリー2に係る者に限ります。)は、イーサネット契約者回線接続グループの変更の請求をすることができます。

2 前項の請求があったときは、当社は、第69条の20の16の7(第3種シェアードIP-PBX契約申込みの承諾)の規定に準じて取り扱います。

(VoIP利用回線、イーサネット利用回線、IP-VPN利用回線又はモバイルアクセス利用回線等の契約の解除等に伴う第3種シェアードIP-PBX契約の扱い)

第69条の20の16の16 当社は、第3種シェアードIP-PBX契約者からその第3種シェアードIP-PBX契約のVoIP利用回線に係る第6種契約若しくはクラウドコンピュータ通信網契約、イーサネット利用回線に係る契約、IP-VPN利用回線に係る契約又はモバイルアクセス利用回線等に係る契約について、契約の解除があった旨の届出があったとき又はその事実を知ったときは、その第3種シェアードIP-PBX契約を解除します。

ただし、モバイルアクセス利用回線等については、そのモバイルアクセス利用回線グループ又は他社モバイルアクセス利用回線グループにおける全てのモバイルアクセス利用回線等に係る契約の解除があった旨の届出があったとき又はその事

実を知ったときに限り、その第3種シェアードIP-PBX契約を解除します。

- 2 前項に規定するほか、当社は、第3種シェアードIP-PBX契約者とその第3種シェアードIP-PBX契約のVoIP利用回線に係る第6種契約者、クローズドコンピュータ通信網契約者又はイーサネット利用回線、IP-VPN利用回線若しくはモバイルアクセス利用回線等に係る契約者が同一の者でないことについて、その事実を知ったときは、その第3種シェアードIP-PBX契約を解除することがあります。

(第3種シェアードIP-PBX契約に基づく権利の譲渡)

第69条の20の16の16の2 第3種シェアードIP-PBX利用権(第3種シェアードIP-PBX契約者が第3種シェアードIP-PBX契約に基づいて第3種シェアードIP-PBXサービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。)の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

- 2 第3種シェアードIP-PBX利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面により所属IP通信網サービス取扱所に請求していただきます。

ただし、競売調書その他譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。

- 3 当社は、前項の規定により第3種シェアードIP-PBX利用権の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。

(1) 第3種シェアードIP-PBX利用権を譲り受けようとする者が、VoIP利用回線に係る第6種契約者若しくはクローズドコンピュータ通信網契約者、イーサネット利用回線、IP-VPN利用回線又はモバイルアクセス利用回線等に係る契約者と同一の者とならないとき。

(2) 第3種シェアードIP-PBX利用権を譲り受けようとする者が、第3種シェアードIP-PBXサービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(3) 第3種シェアードIP-PBX利用権を譲り受けようとする者が、第75条(利用停止)第1項各号の規定のいずれかに該当し、IP通信網サービスの利用を停止されている、又はIP通信網契約の解除を受けたことがあるとき。

(4) 第3種シェアードIP-PBX利用権の譲渡の承認を受けようとする当事者が、譲渡の承認の請求にあたり虚偽の内容を記載した書面を提出したとき。

(5) その譲渡(カテゴリー1のタイプ2若しくはタイプ4、カテゴリー2のタイプ1、タイプ2若しくはタイプ4、カテゴリー3のタイプ1、タイプ2若しくはタイプ4、カテゴリー4のタイプ1、タイプ2若しくはタイプ4又はカテゴリー5に係るものに限り)の承認の請求にあたり所属オンネットグループのオンネットグループ代表者の承認が得られないとき。

(6) 第3種シェアードIP-PBX利用権を譲り受けようとする者が、別記4の2(IP通信網サービスにおける禁止事項)に定める行為をする恐れがあると当社が判断したとき。

(7) その他当社のIP通信網サービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。

- 4 第3種シェアードIP-PBX利用権の譲渡があったときは、譲受人は、第3種シェアードIP-PBX契約者の有していた一切の権利及び義務を承継します。

(第3種シェアードIP-PBX契約に係るその他の提供条件)

第69条の20の16の17 その他の契約内容の変更及び第3種シェアードIP-PBX契約者が行う第3種シェアードIP-PBX契約の解除に関する取扱いについては、第2種契約の場合に準ずるものとし、当社が行う第3種シェアードIP-PBX契約の解除に関する取扱いについては、第3種契約の場合に準ずるものとします。

- 2 第3種シェアードIP-PBXサービスに係る付加機能には、当社が別に定める利用上の制限があります。

- 3 前2項に規定するほか、第3種シェアードIP-PBX契約に関するその他の提

供条件については、別記3及び別記4に定めるところによります。

(第4種シェアードIP-PBXサービスの種類)

第69条の20の16の18 第4種シェアードIP-PBXサービスには、次の種類があります。

種 類	内 容
カテゴリー1	第4種シェアードIP-PBX契約者又は当社がその第4種シェアードIP-PBX契約者に払い出したIP電話番号を利用する者(以下、本欄において「第4種シェアードIP-PBX契約者等」といいます。)からの指示により、ネットワーク電話帳(第4種シェアードIP-PBX契約者等があらかじめ又は通信の都度ダイヤルアウト通信をする相手先を登録し、その登録された電話番号(電気通信番号規則第9条第1号及び第10条第2号に係るものであって当社が別に定めるもの)に限ります。以下、本欄において同じとします。)、携帯電話番号(電気通信番号規則(平成9年11月17日郵政省令第82号)に基づき使用される携帯電話に係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号をいいます。以下、本欄において同じとします。)及びPHS番号(電気通信番号規則(平成9年11月17日郵政省令第82号)に基づき使用されるPHSに係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号をいいます。以下、本欄において同じとします。)又は着信履歴として残された電話番号、携帯電話番号及びPHS番号の相互間において通信を行うための電話番号管理するものをいいます。以下同じとします。)を使用してボイスモードの通信を行うことができるもの
カテゴリー2	当社が別に定める、電気通信サービスに係る電気通信設備と第4種シェアードIP-PBXゲートウェイ装置を接続してボイスモードの通信を行うことができるもの
カテゴリー3	第4種シェアードIP-PBX契約に係るIP電話番号に着信をする通信を、第4種シェアードIP-PBX契約者があらかじめ指定した他の電気通信番号(当社が別に定める通信に係るものを除きます。)及びシェアードゲートウェイ装置に転送を行うことができるもの (注)当社が別に定める通信は、本邦と外国(インマルサットシステムに係る移動地球局(海事衛星通信を取り扱う船舶に設置した地球局及び可搬型地球局をいいます。))を含みます。)との間で行われる通信とします。

(第4種シェアードIP-PBXサービスの区別)

第69条の20の16の18の2 第4種シェアードIP-PBXサービス(カテゴリー1に係るものに限ります。)には、次の区別があります。

区 別	内 容
タイプ1	ボイスモードの通信を行うために、第4種シェアードIP-PBX契約者又は当社がその第4種シェアードIP-PBX契約者に払い出したIP電話番号を利用する者を識別するための契約者識別符号、暗証符号を必要とするもの
タイプ2	タイプ1以外のもの
備考	1の第4種シェアードIP-PBX契約(カテゴリー1に係るものに限ります。)において、タイプ1とタイプ2を同時に利用することはできません。

(第4種シェアードIP-PBXサービスの契約の単位)

第69条の20の16の18の3 当社は、1の第4種シェアードIP-PBX契約者識別番号につき1の第4種シェアードIP-PBX契約を締結します。この場合、第4種シェアードIP-PBX契約者は、1の第4種シェアードIP-PBX契約につき1人に限ります。

(第4種シェアードIP-PBX契約申込みの方法)

第69条の20の16の19 第4種シェアードIP-PBX契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行うIP通信網サービス取扱所に提出していただきます。

- (1) 第4種シェアードIP-PBX契約の種類
- (2) 第4種シェアードIP-PBX契約の区別
- (3) 発信又は着信する通信チャネルの数(カテゴリー1に係るものを除きます。なお、登録できる通信チャネルの数については、当社が別に定めるところによります。)
- (4) その他申込みの内容を特定するために必要な情報

(第4種シェアードIP-PBX契約申込みの承諾)

第69条の20の16の20 当社は、第4種シェアードIP-PBX契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その第4種シェアードIP-PBX契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 第4種シェアードIP-PBXサービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (2) 第4種シェアードIP-PBX契約の申込みをした者が、第4種シェアードIP-PBXサービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (3) 第4種シェアードIP-PBX契約の申込みをした者が、第75条(利用停止)第1項各号の規定のいずれかに該当し、IP通信網サービスの利用を停止されている、又はIP通信網契約の解除を受けたことがあるとき
- (4) 第4種シェアードIP-PBX契約の申込みをした者が、申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。
- (5) 第4種シェアードIP-PBX契約の申込みをした者が、別記4の2(IP通信網サービスにおける禁止事項)に定める行為をする恐れがあると当社が判断したとき。
- (6) 第4種シェアードIP-PBX契約の申込みをした者(カテゴリー3に係る者に限ります。)が、当社が別に定める契約者(以下「シェアードゲートウェイ装置契約者」といいます。)と同一の者とならないとき。
- (7) その他当社のIP通信網サービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。

(注) 本条第2項(6)に規定する当社が別に定める契約者は、当社のシェアードゲートウェイ装置に関する利用規約に定めるシェアードゲートウェイ装置に関する契約(留守番電話タイプに係るものに限ります。)を締結している契約者をいいます。

(第4種シェアードIP-PBXサービスのIP電話番号)

第69条の20の16の21 当社は、第4種シェアードIP-PBX契約ごとに1のIP電話番号を定めます。

2 当社は、第4種シェアードIP-PBX契約者から請求があったときは、1の第4種シェアードIP-PBX契約に複数のIP電話番号を提供します。

ただし、契約者が指定するIP電話番号の数は料金表第1表(料金)に定めるところによります。

3 前項の請求があったときは、当社は、第69条の20の16の20(第4種シェアードIP-PBX契約申込みの承諾)の規定に準じて取り扱います。

4 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、IP電話番号

を変更することがあります。

5 前項の規定により、IP電話番号を変更する場合は、あらかじめそのことを第4種シェアードIP-PBX契約者に通知します。

(第4種シェアードIP-PBXサービスの通信チャネル数の変更)

第69条の20の16の21の2 第4種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリー1に係る者を除きます。)は、通信チャネルの数の変更の請求をすることができます。

2 前項の請求があったときは、当社は、第69条の20の16の20(第4種シェアードIP-PBX契約申込みの承諾)の規定に準じて取り扱います。

(第4種シェアードIP-PBXサービスの発信番号通知)

第69条の20の16の22 第4種シェアードIP-PBXサービスに係る通信については、第4種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリー3に係る者を除きます。)が指定したIP電話番号を着信先へ通知します。

2 前項の規定にかかわらず、次の場合には、IP電話番号を通知しません。

(1) 第4種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリー1に係る者に限ります。)が、あらかじめIP電話番号の通知をしない登録を行ったとき。(第4種シェアードIP-PBXサービスに係るIP電話番号を利用する者へ着信した場合の通信を除きます。)

(2) 第4種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリー2に係る者に限ります。)が、通信の発信に先立ち、「184」をダイヤルしたとき。

(3) 第4種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリー2に係る者に限ります。)が、料金表第1表(料金)に規定する発信番号非通知機能の提供を受けているとき(通信の発信に先立ち、「186」をダイヤルした場合を除きます。)

(第4種シェアードIP-PBX契約に基づく権利の譲渡)

第69条の20の16の22の2 第4種シェアードIP-PBX利用権(第4種シェアードIP-PBX契約者が第4種シェアードIP-PBX契約に基づいて第4種シェアードIP-PBXサービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。)の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

2 第4種シェアードIP-PBX利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面により所属IP通信網サービス取扱所に請求していただきます。

ただし、競売調書その他譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。

3 当社は、前項の規定により第4種シェアードIP-PBX利用権の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。

(1) 第4種シェアードIP-PBX利用権を譲り受けようとする者が、第4種シェアードIP-PBXサービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(2) 第4種シェアードIP-PBX利用権を譲り受けようとする者が、第75条(利用停止)第1項各号の規定のいずれかに該当し、IP通信網サービスの利用を停止されている、又はIP通信網契約の解除を受けたことがあるとき。

(3) 第4種シェアードIP-PBX利用権の譲渡の承認を受けようとする当事者が、譲渡の承認の請求にあたり虚偽の内容を記載した書面を提出したとき。

(4) 第4種シェアードIP-PBX利用権を譲り受けようとする者が、別記4の2(IP通信網サービスにおける禁止事項)に定める行為をする恐れがあると当社が判断したとき。

(5) 第4種シェアードIP-PBX利用権の譲渡の承認を受けようとする者(カテゴリー3に係る者に限ります。)が、シェアードゲートウェイ装置契約者と同一の者とならないとき。

(6) その他当社のIP通信網サービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。

4 第4種シェアードIP-PBX利用権の譲渡があったときは、譲受人は、第4種

シェアード I P - P B X 契約者の有していた一切の権利及び義務を承継します。

(第 4 種シェアード I P - P B X サービスのその他の提供条件)

第 69 条の 20 の 16 の 23 その他の契約内容の変更及び第 4 種シェアード I P - P B X 契約者が行う第 4 種シェアード I P - P B X 契約に関する取扱いについては、第 2 種契約の場合に準ずるものとし、当社が行う第 4 種シェアード I P - P B X 契約の解除に関する取扱いについては、第 3 種契約の場合に準ずるものとします。

2 前項に規定するほか、第 4 種シェアード I P - P B X 契約に関するその他の提供条件については、別記 3 及び別記 4 に定めるところによります。

(第 5 種シェアード I P - P B X サービスの契約の単位)

第 69 条の 20 の 16 の 24 当社は、1 の第 5 種シェアード I P - P B X 契約者識別番号につき 1 の第 5 種シェアード I P - P B X 契約を締結します。この場合、第 5 種シェアード I P - P B X 契約者は、1 の第 5 種シェアード I P - P B X 契約につき 1 人に限ります。

(第 5 種シェアード I P - P B X 契約申込みの方法)

第 69 条の 20 の 16 の 25 第 5 種シェアード I P - P B X 契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行う I P 通信網サービス取扱所に提出していただきます。

(1) 利用する I P 電話番号の数

(2) 第 5 種シェアード I P - P B X 利用回線に係る I P 通信網サービス(当社が別に定める電気通信事業者の提供する電気通信サービスを含みます。)の名称

(3) その他申込みの内容を特定するために必要な事項

(注) 本条第 2 号に規定する当社が別に定める電気通信事業者は、当社が事業法第 29 条第 1 項第 10 号に規定する卸電気通信役務(電気通信番号規則第 10 条第 2 号に係るものであって当社が指定するものに限り)を提供する電気通信事業者とします。

(第 5 種シェアード I P - P B X 契約申込みの承諾)

第 69 条の 20 の 16 の 26 当社は、第 5 種シェアード I P - P B X 契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その第 5 種シェアード I P - P B X 契約の申込みを承諾しないことがあります。

(1) 第 5 種シェアード I P - P B X 契約の申込みをした者が、第 5 種シェアード I P - P B X 利用回線に係る第 3 種契約者、第 5 種契約者、第 6 種契約者、第 7 種契約者、第 8 種契約者若しくはクロズドコンピュータ通信網契約者又は当社が別に定める電気通信事業者の提供する電気通信サービスに係る契約者と同一の者とならないとき。

(2) 第 5 種シェアード I P - P B X サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。

(3) 第 5 種シェアード I P - P B X 契約の申込みをした者が、第 5 種シェアード I P - P B X サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(4) 第 5 種シェアード I P - P B X 契約の申込みをした者が、第 75 条(利用停止)第 1 項各号の規定のいずれかに該当し、I P 通信網サービスの利用を停止されている、又は I P 通信網契約の解除を受けたことがあるとき。

(5) 第 5 種シェアード I P - P B X 契約の申込みをした者が、申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。

(6) 第 5 種シェアード I P - P B X 契約の申込みをした者が、別記 4 の 2 (I P 通信網サービスにおける禁止事項)に定める行為をするおそれがあると当社が判断したとき。

(7) その他当社の I P 通信網サービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。

(注) 本項第1号に規定する当社が別に定める電気通信事業者は、当社が事業法第29条第1項第10号に規定する卸電気通信役務(電気通信番号規則第10条第2号に係るものであって当社が指定するものに限り)を提供する電気通信事業者とします。

(第5種シェアードIP-PBX契約者のIP電話番号)

第69条の20の16の27 当社は、第5種シェアードIP-PBX契約ごとに1のIP電話番号を定めます。

2 当社は、第5種シェアードIP-PBX契約者から請求があったときは、1の第5種シェアードIP-PBX契約に複数のIP電話番号を提供します。

3 前項の請求があったときは、当社は、第69条の20の16の26(第5種シェアードIP-PBX契約申込みの承諾)の規定に準じて取り扱います。

4 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、IP電話番号を変更することがあります。

5 当社は前項の規定により、IP電話番号を変更する場合には、あらかじめそのことを第5種シェアードIP-PBX契約者に通知します。

(第5種シェアードIP-PBX契約者の発信番号通知)

第69条の20の16の28 第5種シェアードIP-PBXサービスに係る通信については、第5種シェアードIP-PBX契約者が指定したIP電話番号を着信先へ通知します。

2 前項の規定にかかわらず、次の場合には、IP電話番号を通知しません。

(1) 通信の発信に先立ち、「184」をダイヤルしたとき。

(2) 料金表第1表(料金)に規定する発信番号非通知機能の提供を受けているとき(通信の発信に先立ち、「186」をダイヤルした場合を除きます。)

(第5種シェアードIP-PBX利用回線の契約の解除等に伴う第5種シェアードIP-PBX契約の扱い)

第69条の20の16の29 当社は、第5種シェアードIP-PBX契約者からその第5種シェアードIP-PBX利用回線に係る第3種契約、第5種契約、第6種契約、第7種契約、第8種契約若しくはクローズドコンピュータ通信網契約又は当社が別に定める電気通信事業者の提供する電気通信サービスに係る契約について、契約の解除があった旨の届出があったとき又はその事実を知ったときは、その第5種シェアードIP-PBX契約を解除することがあります。

2 前項の場合において、クローズドコンピュータ通信網契約の解除には、付加機能(インターネット接続機能に限り)の廃止を含みます。

3 第1項に規定するほか、当社は、第5種シェアードIP-PBX契約者とその第5種シェアードIP-PBX利用回線に係る第3種契約、第5種契約、第6種契約、第7種契約、第8種契約若しくはクローズドコンピュータ通信網契約又は当社が別に定める電気通信事業者の提供する電気通信サービスに係る契約者が同一の者でないことについて、その事実を知ったときは、その第5種シェアードIP-PBX契約を解除することがあります。

4 第1項に規定するほか、当社は、第5種シェアードIP-PBX利用回線に係る電気通信サービス(当社が別に定める電気通信事業者の提供するものに限り)について事業の休止があった旨の届出があったとき又はその事実を知ったときは、その第5種シェアードIP-PBX契約について第76条の規定に準じて取り扱います。

(注) 本条第1項、第3項及び第4項に規定する当社が別に定める電気通信事業者は、当社が事業法第29条第1項第10号に規定する卸電気通信役務(電気通信番号規則第10条第2号に係るものであって当社が指定するものに限り)を提供する電気通信事業者とします。

(第5種シェアードIP-PBX契約に基づく権利の譲渡)

第69条の20の16の29の2 第5種シェアードIP-PBX利用権(第5種シェアード

I P - P B X 契約者が第 5 種シェアード I P - P B X 契約に基づいて第 5 種シェアード I P - P B X サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。)の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

2 第 5 種シェアード I P - P B X 利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面により所属 I P 通信網サービス取扱所に請求していただきます。

ただし、競売調書その他譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。

3 当社は、前項の規定により第 5 種シェアード I P - P B X 利用権の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。

(1) 第 5 種シェアード I P - P B X 利用権を譲り受けようとする者が、第 5 種シェアード I P - P B X 利用回線に係る第 3 種契約者、第 5 種契約者、第 6 種契約者、第 7 種契約者、第 8 種契約者若しくはクロードコンピュータ通信網契約者又は当社が別に定める電気通信事業者の提供する電気通信サービスに係る契約者と同一の者とならないとき。

(2) 第 5 種シェアード I P - P B X 利用権を譲り受けようとする者が、第 5 種シェアード I P - P B X サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(3) 第 5 種シェアード I P - P B X 利用権を譲り受けようとする者が、第 75 条 (利用停止) 第 1 項各号の規定のいずれかに該当し、I P 通信網サービスの利用を停止されている、又は I P 通信網契約の解除を受けたことがあるとき。

(4) 第 5 種シェアード I P - P B X 利用権の譲渡の承認を受けようとする当事者が、譲渡の承認の請求にあたり虚偽の内容を記載した書面を提出したとき。

(5) 第 5 種シェアード I P - P B X 利用権を譲り受けようとする者が、別記 4 の 2 (I P 通信網サービスにおける禁止事項) に定める行為をする恐れがあると当社が判断したとき。

(6) その他当社の I P 通信網サービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。

(注) 本項第 1 号に規定する当社が別に定める電気通信事業者は、当社が事業法第 29 条第 1 項第 10 号に規定する卸電気通信役務 (電気通信番号規則第 10 条第 2 号に係るものであって当社が指定するものに限ります。) を提供する電気通信事業者とします。

4 第 5 種シェアード I P - P B X 利用権の譲渡があったときは、譲受人は、第 5 種シェアード I P - P B X 契約者の有していた一切の権利及び義務を承継します。

(第 5 種シェアード I P - P B X 契約に係るその他の提供条件)

第 69 条の 20 の 16 の 30 その他の契約内容の変更及び第 5 種シェアード I P - P B X 契約者が行う第 5 種シェアード I P - P B X 契約の解除に関する取扱いについては、第 2 種契約の場合に準ずるものとし、当社が行う第 5 種シェアード I P - P B X 契約の解除に関する取扱いについては、第 3 種契約の場合に準ずるものとします。

2 前項に規定するほか、第 5 種シェアード I P - P B X 契約に関するその他の提供条件については、別記 3 及び別記 4 に定めるところによります。

#### 第 8 節の 5 第 1 種ドットフォンサービスに係る契約

(第 1 種ドットフォンサービスの区別)

第 69 条の 20 の 17 第 1 種ドットフォンサービスには次の区別があります。

区 別	内 容
タイプ 1	タイプ 2 以外のもの
タイプ 2	第 1 種ドットフォンサービスのうちタイプ 2 に係る 050 あんしんナンバー転送等機能の利用することができるもの

(契約の単位)

第69条の20の17の2 当社は、1の第1種ドットフォン利用回線につき1の第1種ドットフォン契約を締結します。この場合、第1種ドットフォン契約者は、1の第1種ドットフォン契約につき1人に限ります。

(第1種ドットフォン契約申込みの方法)

第69条の20の18 第1種ドットフォン契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行うIP通信網サービス取扱所に提出していただきます。

- (1) 別記13の2の(10)に掲げる契約に基づいて特定協定事業者が定める電話番号(当社が別に定める場合を除きます)
- (2) 第1種ドットフォンサービスの区別
- (3) その他申込みの内容を特定するために必要な事項

2 第1項に規定するほか、第2種契約の申込み(第24条の2項の規定に係るものに限ります。)によって、第1種ドットフォン契約の申込みがあったものとします。

(第1種ドットフォン契約申込みの承諾)

第69条の20の19 当社は、第1種ドットフォン契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の申込みがあった場合、第1種ドットフォン契約の申込者が、当社の推奨するボイスハードウェア及びファームウェアを使用することを条件として、その請求を承諾します。

3 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その第1種ドットフォンサービスの申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 第1種ドットフォンサービスの申込みをした者が、第1種ドットフォン利用回線に係る契約者と同一の者とならないとき。(当社が別に定める場合は除きます)
- (2) 第1種ドットフォンサービスを利用する場所と第1種ドットフォン利用回線に係る電気通信設備の設置場所が同一とならないとき。
- (3) 第1種ドットフォン利用回線に係る電気通信設備において、他の第1種ドットフォンサービス、第2種ドットフォンサービス(タイプ1に係るものに限ります。)又は別に定めるサービスを利用しているとき。(当社が別に定める場合は除きます)
- (4) 第1種ドットフォンサービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (5) 第1種ドットフォン契約の申込みをした者が、第1種ドットフォンサービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (6) 第1種ドットフォン契約の申込みをした者が、第75条(利用停止)第1項各号の規定のいずれかに該当し、IP通信網サービスの利用を停止されている、又はIP通信網契約の解除を受けたことがあるとき。
- (7) 第1種ドットフォン契約の申込みをした者が、申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。
- (8) 本条第2項に規定する条件を満たさなくなったとき。
- (9) 第1種ドットフォン契約の申込みをした者が、別記4の2(IP通信網サービスにおける禁止事項)に定める行為をする恐れがあると当社が判断したとき。
- (10) その他当社のIP通信網サービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。

(注) 本条第2項に規定するボイスハードウェアのうち当社が別に定めるものを利用している第1種ドットフォン契約者は、次に掲げる事項についてあらかじめ承諾していただきます。

- ・第1種ドットフォン契約者は、当社が必要と判断したとき、自動的にボイスハードウェアから当社が指定する電話番号に発信をしていただきます。その際、当社は、第69条の20の18(1)に規定する電話番号が正しいか確認をします。
- ・当社は、当社が必要と判断したとき、第1種ドットフォンサービスを提供する

上で必要なファームウェアの更新等を行う機能を提供します。

なお、その際、I P通信網サービス又は電話サービスを一時的に利用できない場合があります。

(I P電話番号等)

第69条の20の20 当社は、第1種ドットフォン契約ごとにI P電話番号又は当社が第1種ドットフォン契約毎に定める第1種ドットフォン契約者を識別するための専用番号(I P電話番号と合わせて、I P電話番号等といいます。以下同じとします。)を定めます。

2 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、I P電話番号を変更することがあります。

3 前項の規定により、I P電話番号を変更する場合には、あらかじめそのことを第1種ドットフォン契約者に通知します。

(タイプ2に係る050あんしんナンバー転送等機能の利用)

第69条の20の20の2 第1種ドットフォンサービス(タイプ2に係るものに限り、以下この条において同じとします。)を利用する第1種ドットフォン契約者は、料金表第1表(料金)6の7の3-2-3に定めるタイプ2に係る転送等機能を利用することができます。

(発信番号通知)

第69条の20の21 第1種ドットフォン契約者が行う通信については、発信側の第1種ドットフォン契約者のI P電話番号等を着信側の利用者へ通知します。ただし、次の場合については、この限りではありません。

(1) 第1種ドットフォン契約者が、自らボイスハードウェアの設定を行うことにより通知をしない設定を行った場合(ただし、通信に先立ち「186」をダイヤルした場合を除きます。)

(2) 通信の発信に先立ち、「184」をダイヤルした場合。

(第1種ドットフォン利用回線の契約の解除等に伴う第1種ドットフォン契約の扱い)

第69条の20の22 当社は、第1種ドットフォン契約者からその第1種ドットフォン契約に係る第1種ドットフォン利用回線の契約について、契約の解除があった旨の届出があったとき又はその事実を知ったときは、その第1種ドットフォン契約を解除します。

(その他の提供条件)

第69条の20の23 その他の契約内容の変更、権利の譲渡の禁止、第1種ドットフォン契約者が行う第1種ドットフォン契約の解除に関する取扱いについては、第2種契約の場合に準ずるものとし、当社が行う第1種ドットフォン契約の解除に関する取扱いについては、第3種契約の場合に準ずるものとします。

2 前項に規定するほか、第1種ドットフォン契約に関するその他の提供条件については、別記3及び別記4に定めるところによります。

#### 第8節の6 第2種ドットフォンサービスに係る契約

(契約の区別)

第69条の20の23の2 第2種ドットフォンサービスには次の区別があります。

区 別	内 容
タイプ1	タイプ2以外のもの
タイプ2	第2種ドットフォンサービスのうち050ビジネスダイヤル着信機能を利用することができるもの

(契約の単位)

第69条の20の24 当社は、1の第2種ドットフォン利用回線につき1の第2種ドット

フォン契約を締結します。この場合、第2種ドットフォン契約者は、1の第2種ドットフォン契約につき1人に限ります。

- 2 前項の規定にかかわらず、第2種ドットフォン契約者から、新たな第2種ドットフォン契約の申込みがあった場合は、当社は、その第2種ドットフォン契約に係る第2種ドットフォン利用回線につき当社が別に定める数までの第2種ドットフォン契約を締結します。

(第2種ドットフォン契約申込みの方法)

第69条の20の25 第2種ドットフォン契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行うIP通信網サービス取扱所に提出していただきます。

- (1) 第2種ドットフォンサービスの区別
- (2) 通信チャネルの数
- (3) 第69条の20の29の1に規定する転送機能にかかる着信先番号(タイプ2に係るものに限ります。)
- (4) その他申込みの内容を特定するために必要な事項

- 2 当社は、第1項に規定するほか、第2種ドットフォン契約(タイプ1に係るものに限ります。)の申込みがあったときは、当社が別に定める契約の申込みをしたものとします。

(注) 本条第2項に規定する当社が別に定める契約は、当社の定めるIPカンファレンスサービス契約約款に規定する加入契約とします。

(第2種ドットフォン契約申込みの承諾)

第69条の20の26 当社は、第2種ドットフォン契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

- 2 当社は、前項の申込みがあった場合、第2種ドットフォン契約の申込者が、当社の推奨するボイスハードウェア及びファームウェアを使用することを条件として、その請求を承諾します。

- 3 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その第2種ドットフォンサービスの申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 第2種ドットフォンサービスの申込みをした者が、第2種ドットフォン利用回線に係る契約者と同一の者とならないとき。
- (2) 第2種ドットフォンサービスを利用する場所と第2種ドットフォン利用回線に係る電気通信設備の設置場所が同一とならないとき。
- (3) 第2種ドットフォン利用回線に係る電気通信設備において、第1種ドットフォンサービス、他の第2種ドットフォンサービス又は別に定めるサービスを利用しているとき。(当社が別に定める場合は除きます。)
- (4) 第2種ドットフォンサービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (5) 第2種ドットフォン契約の申込みをした者が、第2種ドットフォンサービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (6) 第2種ドットフォン契約の申込みをした者が、第75条(利用停止)第1項各号の規定のいずれかに該当し、IP通信網サービスの利用を停止されている、又はIP通信網契約の解除を受けたことがあるとき。
- (7) 第2種ドットフォン契約の申込みをした者が、申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。
- (8) 本条第2項に規定する条件を満たさなくなったとき。
- (9) 第2種ドットフォン契約の申込みをした者が、別記4の2(IP通信網サービスにおける禁止事項)に定める行為をする恐れがあると当社が判断したとき。
- (10) その他当社のIP通信網サービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。

(注) 本条第2項に規定するボイスハードウェアのうち当社が別に定めるものを利用している第2種ドットフォン契約者は、次に掲げる事項についてあらかじめ承諾していただきます。

・当社は、当社が必要と判断したとき、第2種ドットフォンサービスを提供する上で必要なファームウェアの更新等を行う機能の提供をします。

なお、その際、IP通信網サービス又は電話サービスを一時的に利用できない場合があります。

4 当社は、第2種ドットフォンサービスの提供にあたり、第2種ドットフォン利用回線の速度を計測し、第2種ドットフォンサービスの提供が困難であると当社が判断した場合、その第2種ドットフォンサービスの申込みの承諾を取り消すことがあります。

(IP電話番号等)

第69条の20の27 当社は、第2種ドットフォン契約ごとにIP電話番号又は当社が第2種ドットフォン契約(タイプ1に係るものに限り)毎に定める第2種ドットフォン契約者を識別するための専用番号(IP電話番号と合わせて、IP電話番号等といいます。以下同じとします。)を定めます。

2 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、IP電話番号を変更することがあります。

3 前項の規定により、IP電話番号を変更する場合には、あらかじめそのことを第2種ドットフォン契約者に通知します。

(通信チャネル数の変更)

第69条の20の28 契約者は、通信チャネルの数の変更の請求をすることができます。

2 前項の請求があったときは、当社は、第69条の20の26(第2種ドットフォン契約申込みの承諾)の規定に準じて取り扱います。

(発信番号通知)

第69条の20の29 第2種ドットフォン契約者が行う通信については、発信側の第2種ドットフォン契約者のIP電話番号等を着信側の利用者へ通知します。

ただし、次の場合については、この限りではありません。

(1) 第2種ドットフォン契約者が、自らボイスハードウェアの設定を行うことにより通知をしない設定を行った場合(ただし、通信に先立ち「186」をダイヤルした場合を除きます。)

(2) 通信の発信に先立ち、「184」をダイヤルした場合。

(タイプ2に係る転送機能等の利用)

第69条の20の29の2 第2種ドットフォンサービス(タイプ2に係るものに限り)を利用する第2種ドットフォン契約者は、料金表第1表(料金)6の7の4-2-3に定めるタイプ2に係る転送機能を利用することができます。

(第2種ドットフォン利用回線の契約の解除等に伴う第2種ドットフォン契約の扱い)

第69条の20の30 当社は、第2種ドットフォン契約者からその第2種ドットフォン契約に係る第2種ドットフォン利用回線の契約について、契約の解除があった旨の届出があったとき又はその事実を知ったときは、その第2種ドットフォン契約を解除します。

(第2種ドットフォン契約の解除等に伴う第2種契約の扱い)

第69条の20の31 当社は、第2種契約者(第24条の2項に係る者に限り)からその第2種ドットフォン契約について、契約の解除があった旨の届出があったときは、その第2種契約を解除します。ただし、第2種ドットフォン契約の解除と同時に、第1種ドットフォン契約(タイプ1に係るものに限り)の申込みがあったときはこの限りではありません。

(その他の提供条件)

第69条の20の32 その他の契約内容の変更、権利の譲渡の禁止、第2種ドットフォン契約者が行う第2種ドットフォン契約の解除に関する取扱いについては、第2種契約の場合に準ずるものとし、当社が行う第2種ドットフォン契約の解除に関する取

扱いについては、第3種契約の場合に準ずるものとします。

- 2 前項に規定するほか、第2種ドットフォン契約に関するその他の提供条件については、別記3及び別記4に定めるところによります。

#### 第8節の7 第3種ドットフォンサービスに係る契約

(第3種ドットフォンサービスの区別)

第69条の20の33 第3種ドットフォンサービスには次の区別があります。

区 別	内 容
タイプ4	第3種ドットフォンサービスのうちインターネット転送ゲートウェイ機能を利用することができるもの

(契約の単位)

第69条の20の34 当社は、1の第3種ドットフォン利用回線につき1の第3種ドットフォン契約を締結します。この場合、第3種ドットフォン契約者は、1の第3種ドットフォン契約につき1人に限ります。

- 2 前項の規定にかかわらず、第3種ドットフォン契約者から、新たな第3種ドットフォン契約の申込みがあった場合は、当社は、その第3種ドットフォン契約に係る第3種ドットフォン利用回線につき当社が別に定める数までの第3種ドットフォン契約を締結します。

(第3種ドットフォン契約申込みの方法)

第69条の20の35 第3種ドットフォン契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行うIP通信網サービス取扱所に提出していただきます。

- (1) 第3種ドットフォンサービスの区別
- (2) その他お申込内容を特定するために必要な事項

(第3種ドットフォン契約申込みの承諾)

第69条の20の36 当社は、第3種ドットフォン契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

- 2 当社は、前項の申込みがあった場合、第3種ドットフォン契約の申込者が、当社の推奨するボイスハードウェア及びファームウェア並びに当社が別に定めるソフトウェアを使用すること並びにその他当社が別に定める契約等を満たすことを条件として、その請求を承諾します。

- 3 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その第3種ドットフォンサービスの申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 第3種ドットフォンサービスの申込みをした者が、第3種ドットフォン利用回線に係る契約者と同一の者とならないとき。(当社が別に定める場合は除きます)
- (2) 第3種ドットフォンサービスを利用する場所と第3種ドットフォン利用回線に係る電気通信設備の設置場所が同一とならないとき。
- (3) 第3種ドットフォン利用回線に係る電気通信設備において、当社が別に定めるサービスを利用しているとき。
- (4) 第3種ドットフォン利用回線に係る電気通信設備において、当社が別に定める通信品質を満たすことが困難なとき
- (5) 第3種ドットフォンサービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (6) 第3種ドットフォン契約の申込みをした者が、第3種ドットフォンサービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (7) 第3種ドットフォン契約の申込みをした者が、第75条(利用停止)第1項各号の規定のいずれかに該当し、IP通信網サービスの利用を停止されている、又はIP通信網契約の解除を受けたことがあるとき。

- (8) 第3種ドットフォン契約の申込みをした者が、申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。
- (9) 本条第2項に規定する条件を満たさなくなったとき。
- (10) 第3種ドットフォン契約の申込みをした者が、別記4の2（IP通信網サービスにおける禁止事項）に定める行為をする恐れがあると当社が判断したとき。
- (11) その他当社のIP通信網サービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。  
（IP電話番号）

第69条の20の37 当社は、第3種ドットフォン契約ごとにIP電話番号を定めます。  
（発信番号通知）

第69条の20の38 第3種ドットフォン契約者が行う通信については、発信側の第3種ドットフォン契約者のIP電話番号を着信側の利用者へ通知します。ただし、次の場合については、この限りではありません。

- (1) 第3種ドットフォン契約者が、自ら当社が専用ソフトウェアの設定を行うことにより通知をしない設定を行った場合（ただし、通信に先立ち「186」をダイヤルした場合を除きます。）
- (2) 通信の発信に先立ち、「184」をダイヤルした場合。

第69条の20の39 削除

第69条の20の40 削除

第69条の20の41 削除

（タイプ4に係わるインターネット転送ゲートウェイ機能の利用）

第69条の20の41の2 第3種ドットフォンサービス（タイプ4に係るものに限ります。以下この条において同じとします。）を利用する第3種ドットフォン契約者は、料金表第1表（料金）に定めるところにより、第3種ドットフォン利用回線から、インターネット転送ゲートウェイ装置を経由して、第4条の2の2に定めるダイヤルアウト及び第3種ドットフォン利用回線に係わる番号に着信する通信を、インターネット転送ゲートウェイ装置で一旦終端し、音源装置に接続する機能を利用することができます。

第69条の20の42 削除

第69条の20の43 削除

第69条の20の44 削除

第69条の20の45 削除

（当社が別に定める契約等の解除等に伴う第3種ドットフォン契約の扱い）

第69条の20の46 当社は、第3種ドットフォン契約者（タイプ4に係るものに限ります。以下この条において同じとします。）から当社が別に定める契約等について、契約の解除があった旨の届出があったときは、その第3種ドットフォン契約を解除します。

（注）本条に規定する当社が別に定める契約等は、第69条の20の36第2項に掲げる契約等をとします。

第69条の20の47 削除

（その他の提供条件）

第69条の20の48 権利の譲渡の禁止、第3種ドットフォン契約者が行う第3種ドットフォン契約の解除に関する取扱いについては、第2種契約の場合に準ずるものとし、その他の当社が行う第3種ドットフォン契約の解除に関する取扱いについては、第3種契約の場合に準ずるものとし、

2 前項に規定するほか、第3種ドットフォン契約に関するその他の提供条件については、別記3及び別記4に定めるところによります。

第8節の8 削除

第69条の20の49 削除

第69条の20の50 削除

第69条の20の51 削除  
第69条の20の52 削除  
第69条の20の53 削除  
第69条の20の53の2 削除  
第69条の20の54 削除  
第69条の20の55 削除  
第69条の20の56 削除

#### 第9節 削除

第69条の21 削除  
第69条の22 削除  
第69条の23 削除  
第69条の24 削除  
第69条の25 削除

### 第5章 付加機能

(付加機能の提供)

第70条 当社は、契約者（臨時第3種契約者を除きます。）から請求があったときは、次の場合を除き、料金表第1表（料金）に定めるところにより付加機能を提供します。

- (1) 付加機能の提供を請求した契約者が、付加機能利用料の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (2) 付加機能の提供を請求した契約者が、本条第2項の規定により、その付加機能の利用を停止されている、又はその付加機能の廃止を受けたことがあるとき。
- (3) 付加機能の提供を請求した契約者が、虚偽の内容を含む請求を行ったとき。
- (4) 付加機能の提供が技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社のIP通信網サービスに係る業務の遂行上支障があるとき。

2 当社は、料金表第1表（料金）に別段の定めがあるときは、その付加機能の利用の停止又は廃止を行うことがあります。

第70条の2 削除

### 第6章 端末設備の提供等

(端末設備の提供)

第71条 当社は、契約者から請求があったときは、その契約者回線について、料金表第1表（料金）に定めるところにより端末設備を提供します。

(端末設備の移転)

第72条 当社は、契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備の移転を行います。

### 第7章 回線相互接続

(当社又は他社の電気通信回線の接続)

第73条 契約者は、その契約者回線、加入者回線若しくは外部接続回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、契約者回線、加入者回線又は外部接続回線と当社又は当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線との接続の請求をすることができます。この場合、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面を所属IP通信網サービス取扱所に提出していただきます。

2 当社は、前項の請求があった場合において、その接続に係る電気通信回線の利用に関する当社又は当社以外の電気通信事業者の契約約款及び料金表によりその接

続が制限されることを除き、その請求を承諾します。この場合において、当社は、相互に接続した電気通信回線により行う通信について、その品質を保証しません。

## 第8章 利用中止等

### (利用中止)

第74条 当社は、次の場合には、その I P 通信網サービスの一部又は全部の利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事にやむを得ないとき。
- (2) 第6条（I P 通信網サービスの提供区間等）第3項の規定により、サービス接続点又は相互接続点の所在場所等を変更するとき。
- (3) 第77条（通信利用の制限等）の規定により、通信利用を中止するとき。

2 当社は、前項の規定により I P 通信網サービスの一部又は全部の利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者に通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

### (利用停止)

第75条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間（その I P 通信網サービスの料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなった I P 通信網サービスの料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、その I P 通信網サービスの一部又は全部の利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務（接続契約者回線又は他社接続共用回線に係るものを含みます。）について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (2) 第96条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したとき。
- (3) 契約者回線、加入者回線又は外部接続回線に自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を当社の承諾を得ずに接続したとき。
- (4) 契約者回線、加入者回線若しくは外部接続回線に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を契約者回線、加入者回線若しくは外部接続回線から取りはずさなかったとき。
- (5) 前4号のほか、この約款の規定に反する行為であって、I P 通信網サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき。

2 当社は、前項の規定により I P 通信網サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

3 当社は、当社と複数の I P 通信網契約を締結している契約者が、そのいずれかの契約において利用に係る契約者の義務規定に違反したときは、その全ての I P 通信網契約に係る I P 通信網サービスの利用を停止することがあります。

なお、本項の利用停止については、第1項に準じて取り扱います。

4 契約者が送信した電子メール（当社以外の者が割当てを行ったメールアドレスを使用するものを含みます。以下この条において同じとします。）について、他の電気通信事業者等から異議申立てがあり、その契約者の電子メールの転送を継続して行うことについて I P 通信網サービスの提供に重大な支障があると当社が認めるときは、当社は、その契約者からの電子メールの転送を停止することがあります。

### (接続休止)

第76条 当社は、相互接続協定に基づく相互接続の一時停止、相互接続協定の解除、

協定事業者又は契約事業者の電気通信事業の休止又は一部若しくは全部の廃止又は契約事業者との契約の解除により、当社の契約者が当社のIP通信網サービスを全く利用できなくなったときは、そのIP通信網サービスについて接続休止（そのIP通信網サービスに係る電気通信設備を他に転用することを条件としてそのIP通信網サービスを一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）とします。

ただし、そのIP通信網サービスについて、契約者から契約の解除の通知があったときは、この限りではありません。

- 2 当社は、前項の規定により、接続休止をしようとするときは、あらかじめ、その契約者にそのことを通知します。
- 3 第1項の接続休止の期間は、その接続休止をした日から起算して1年間とし、その接続休止の期間を経過した日において、その契約は解除されたものとして取り扱います。この場合、その契約者にそのことを通知します。

## 第9章 通信

(通信利用の制限等)

第77条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に係る契約者回線又は加入者回線等（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限り、）以外のものによる通信の利用を中止する措置をとることがあります。

機 関 名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
警察機関（海上保安機関を含みます。以下同じとします。）
防衛機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信の確保に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関
水道の供給の確保に直接関係がある機関
選挙管理機関
別記14の基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関
預貯金業務を行う金融機関
国又は地方公共団体の機関

- 2 契約者が行う通信は、次の場合には、相手先に着信または相手先から着信しないことがあります。
  - (1) 通信が著しくふくそうしたとき。
  - (2) その通信が発信者によりあらかじめ設定された数を超える交換設備を経由することとなるとき。
  - (3) 当社又は協定事業者の契約約款及び料金表の規定により、その通信（ダイヤルアウトに限ります。）の着信が制限されるとき。
  - (4) その通信（電子メールに係るものであって、当社が別に定めるものに限り、）が当社又は他の電気通信事業者の設置するメールサーバを経由して転送さ

れないとき。

(5) その通信に係る発信元の I P アドレスが正当なものであることを当社が確認できないとき。

3 当社は、利用者がダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続した場合において一定時間通信を行わないとき又はデータ発信サービスに係る通信が一定時間行われなるときには、その接続を切断することがあります。

4 当社は、利用者が第 1 種ドットフォンサービス、第 2 種ドットフォンサービス及び第 3 種ドットフォンサービスを長時間継続的に利用した場合において、当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼす恐れのあるときはその利用を中断することがあります。

(回線による制約)

第78条 契約者は、当社又は当社以外の電気通信事業者の契約約款及び料金表の定めるところにより、接続契約者回線等、ダイヤルアップ回線、利用回線、DSL回線、光アクセス回線、移動利用回線、データ利用回線、第 1 種ドットフォン利用回線、第 2 種ドットフォン利用回線又は第 3 種ドットフォン利用回線を使用することができない場合(当社が別に定める理由により、使用することができない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)においては、I P 通信網サービスを利用することができない場合があります。また、その場合において契約者がボイスモードを利用している場合、そのボイスモードの通話が切断される事があります。

(注) 本条に規定する当社が別に定める理由は、DSL回線に係る別記 1 の 2 の(1)に掲げる特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するDSL方式に起因する事象によるものとします。

(ボイスハードウェア等による制限)

第78条の 2 契約者(第 1 種シェアード I P - P B X 契約者、第 2 種シェアード I P - P B X 契約者、第 3 種シェアード I P - P B X 契約者、第 1 種ドットフォン契約者、第 2 種ドットフォン契約者又は第 3 種ドットフォン契約者に限ります。以下、この条において同じとします。)は、その使用するボイスハードウェア、ファームウェア若しくはソフトウェア(ボイスハードウェア及びファームウェアと合わせて、ボイスハードウェア等といいます。以下、同じとします。)の種類又は通信先が使用するボイスハードウェア等の種類によって、I P 通信網サービスの一部を利用することができないことがあります。

2 当社は、前項に規定する事象について、その事実を知ったときは契約者にそのことを通知します。

3 当社は、前項の規定により、I P 通信網サービスの一部を利用することができないことを通知した場合は、その通知した範囲に限り、第82条、第82条の 4、第93条の規定に関わらず、その料金の支払い義務の免除又は損害の賠償を行いません。

(料金適用上必要な事項の測定等)

第79条 次に掲げる接続時間(以下「接続通信時間」といいます。)の測定等については、料金表第 1 表(料金)に定めるところによります。

(1) ダイヤルアップ回線からアクセスポイントへの接続時間

(2) 特定ダイヤルアップアクセス回線からアクセスポイントへの接続時間

(3) ポータブル I P アクセスからアクセスポイントへの接続時間

(4) ダイヤルアウトに係る接続時間

(5) ダイヤルアップアクセス回線(当社が別に定める当社の契約約款に規定する利用回線(その契約約款に規定するデータモードに係るものに限ります。)をいいます。以下同じとします。)からオープンコンピュータ通信網サービスに係る契約者回線、加入者回線等又はDSL回線への接続時間

(6) データ利用回線(データ発信契約に係るものに限ります。)からデータ着信サービスに係る契約者回線又は加入者回線への接続時間

(7) 留守番電話機能のうち再生機能への接続時間

- (8) 多地点間同時接続機能への接続時間
- (9) 留守番伝言機能におけるメッセージの再生に係る機能（以下「メッセージ再生機能」といいます。）への接続時間
- (10) 加入電話設備、IP電話設備（当社が別に定めるものに限り）及び料金表第1表（料金）6の7の3-2-4のイに規定する地域から第1種ドットフォン利用回線、第2種ドットフォン利用回線及び第3種ドットフォン利用回線への接続時間
- 2 第3種オープンコンピュータ通信網サービス、第5種オープンコンピュータ通信網サービス及び第8種オープンコンピュータ通信網サービスに係る利用速度の測定等については、料金表第1表（料金）に定めるところによります。
- 3 第4種オープンコンピュータ通信網サービスに係る以下に掲げる接続時間の測定等については、料金表第1表（料金）に定めるところによります。
- (1) 接続利用者識別符号数（第4種契約者が指定する者がダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続し、利用回線、又はDSL回線若しくは光アクセス回線を使用して行った通信の数をいいます。以下同じとします。）の測定等。
- (2) データ利用回線（料金表第1表（料金）に規定するカテゴリー2のタイプ1のコース8に係るものに限り）から当社が別に定めるアクセスポイントへの接続時間。
- (3) データ利用回線（料金表第1表（料金）に規定するカテゴリー2のタイプ1のコース9に係る加入電話等契約からの接続に限り）からIP通信網（料金表第1表（料金）に規定するカテゴリー2のタイプ1のコース11に係るものに限り）への接続時間。
- 4 第1種ホスティングサービスに係る転送情報量に係る転送情報量の測定等については、料金表第1表（料金）に定めるところによります。
- 5 削除
- （注）本条第1項第3号に規定する当社が別に定める当社の契約約款は、データ伝送サービス契約約款とします。

第79条の2 削除

第80条 削除

## 第10章 料金等

### 第1節 料金及び工事に関する費用

（料金及び工事に関する費用）

第81条 当社が提供するIP通信網サービスの料金は、料金表第1表（料金）に規定する利用料金、使用料及び手続きに関する料金とし、利用料金及び使用料は、当社が提供するIP通信網サービスの態様に応じて適用します。

2 当社が提供するIP通信網サービスの工事に関する費用は、工事費とし、料金表第2表（工事に関する費用）に定めるところによります。

### 第2節 料金等の支払義務

（定額利用料等の支払義務）

第82条 契約者（当社が別に定める第2種契約者、第3種契約者、第5種契約者、第6種契約者、第7種契約者、第8種契約者、当社が別に定める第1種ホスティング契約者、第2種ホスティング契約者、第4種ホスティング契約者、クローズドコンピュータ通信網契約者、第1種データ着信契約者、第2種データ着信契約者、第1種シェアードIP-PBX契約者、第2種シェアードIP-PBX契約者、第3種シェアードIP-PBX契約者、第4種シェアードIP-PBX契約者、第1種ドットフォン契約者、第2種ドットフォン契約者又は第3種ドットフォン契約者に限り）は、その契約に基づいて当社がIP通信網サービスの提供を開始した日（第1種ホスティングサービスの種類、指定デ

ィレクトリ名、電子メール、蓄積容量、付加機能又は端末設備についてはその提供を開始した日)から起算して、契約の解除があった日(第1種ホスティングサービスの種類、指定ディレクトリ名、電子メール、蓄積容量、付加機能又は端末設備についてはその廃止のあった日)の前日までの期間(提供を開始した日と解除又は廃止のあった日が同一の日である場合は、1日間とします。)について、当社が提供するIP通信網サービスの態様に応じて料金表第1表(料金)に規定する第2種契約、第3種契約、第5種契約、第6種契約、第7種契約、第8種契約、第1種ホスティング契約、第2種ホスティング契約、第4種ホスティング契約、クローズドコンピュータ通信網契約、第1種データ着信契約、第2種データ着信契約、第1種シェアードIP-PBX契約、第2種シェアードIP-PBX契約、第3種シェアードIP-PBX契約、第4種シェアードIP-PBX契約、第1種ドットフォン契約、第2種ドットフォン契約又は第3種ドットフォン契約に係る利用料金(配送料、ダイヤルアウト通信料、データ通信料、パケット通信料、定額配信速度加算額、定額配信容量加算額並びに第82条の2(定額利用料等の支払義務)、第82条の3(定額利用料等の支払義務)及び第82条の4(定額利用料等の支払義務)に規定する料金を除きます。)及び使用料(以下「定額利用料等」といいます。)の支払いを要します。

2 前項の期間において、利用の一時中断等によりIP通信網サービスを利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。

(1) 削除

(2) 利用停止があったときは、契約者は、その期間中の定額利用料等の支払いを要し、第99条(契約者からの通知)第3項に規定するIP通信網サービスへの接続が出来ないときは、契約者は、そのIP通信網サービスへの接続が出来ない期間中の定額利用料等の支払いを要します。

(3) 前2号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、IP通信網サービスを利用できなかった期間中の定額利用料等の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
<p>1 契約者の責めによらない理由により、そのIP通信網サービスを全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。)が生じた場合(2欄、3欄又は4欄に該当する場合及びDSL回線の区間(別記1の2の(1)に掲げる特定協定事業者の区間に限ります。)において、当社が別に定める理由により全く利用できない状態となる場合を除きます。)に、そのことを当社が知った時刻から起算して24時間(アクセス回線共用を行う場合において料金表に別段の定めがある場合はその時間とします。)以上その状態が連続したとき。</p>	<p>(1) (2)以外の場合 そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのIP通信網サービスについての料金</p> <p>(2) アクセス回線共用を行う場合 そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間(この表の1欄に規定する時間の倍数である部分に限ります。)に対応するそのIP通信網サービスについての料金(料金表に別段の定めのある料金に限ります。)</p>
<p>2 当社の故意又は重大な過失によりそのIP通信網サービスを全く利用</p>	<p>そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間</p>

できない状態が生じたとき。	に対応するその I P 通信網サービスについての料金
3 回線収容部の変更等又は移転に伴って、I P 通信網サービスを利用できなくなった期間が生じたとき(契約者の都合により I P 通信網サービスを利用しなかった場合であって、その設備を保留したときを除きます。)	利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するその I P 通信網サービスについての料金
4 I P 通信網サービスの接続休止をしたとき。	接続休止をした日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するその I P 通信網サービスについての料金

3 前項の場合において、アクセス回線二重化を行う第3種オープンコンピュータ通信網サービス(当社が別に定めるものに限り)及び第5種オープンコンピュータ通信網サービス(当社が別に定めるものに限り)については、2の契約(通常契約及び二重化付加契約)に係るものを1の契約に係るものとみなして取り扱います。

4 前2項の規定にかかわらず、当社が別に定める定額利用料の扱いについて、料金表第1表にサービス品質に係る定めがある場合は、その定めるところによります。

5 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

(注1) 本条第1項に規定する当社が別に定める第2種契約者は、料金表第1表に規定するタイプ1(コース1のプラン5を除きます。)及びタイプ6を除く第2種契約者とします。

(注2) 本条第1項に規定する当社が別に定める第1種ホスティング契約者は、料金表第1表(料金)に規定するメールホスティングサービスを利用する第1種ホスティング契約者とします。

(注3) 本条第2項に規定する当社が別に定める理由は、DSL回線に係る別記1の2の(1)に掲げる特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するDSL方式に起因する事象によるものとします。

(注4) 本条第3項に規定する当社が別に定める第3種オープンコンピュータ通信網サービスは、料金表第1表に規定するタイプ1のコース1のプラン2に係るものとします。

(注5) 本条第3項に規定する当社が別に定める第5種オープンコンピュータ通信網サービスは、料金表第1表に規定するプラン2に係るものとします。

(注6) 本条第4項に規定する当社が別に定める定額利用料は、第3種オープンコンピュータ通信網サービス(料金表第1表に規定するタイプ1に係るものに限り)、第5種オープンコンピュータ通信網サービス及び第6種オープンコンピュータ通信網サービス(料金表第1表に規定するタイプ1に係るものに限り)の定額利用料とします。

第82条の1の2 第5種シェアードIP-PBX契約者は、その契約に基づいて当社が第5種シェアードIP-PBXサービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月の初日から起算して、契約の解除があった日(付加機能についてはその廃止のあった日)の前日までの期間について、料金表第1表(料金)に規定する第5種シェアードIP-PBX契約に係る利用料金(ダイヤルアウト通信料を除きます。以下この条において同じとします。)の支払いを要します。

2 前項の期間において、利用停止等により第5種シェアードIP-PBXサービスを利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。

- (1) 利用停止があったときは、第5種シェアードIP-PBX契約者は、その期間中の利用料金の支払いを要します。
- (2) 前号の規定によるほか、第5種シェアードIP-PBX契約者は、次の場合を除き、第5種シェアードIP-PBXサービスを利用できなかった期間中の利用料金の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
<p>1 第5種シェアードIP-PBX契約者の責めによらない理由により、その第5種シェアードIP-PBXサービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。）が生じた場合（2欄、3欄又は4欄に該当する場合、DSL回線の区間（別記1の2の(1)に掲げる特定協定事業者の区間に限ります。）において、当社が別に定める理由により全く利用できない状態となる場合及び当社が別に定める電気通信事業者の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線の区間において全く利用できない状態となる場合を除きます。）に、そのことを当社が知った時刻から起算して24時間（アクセス回線共用を行う場合において料金表に別段の定めがある場合はその時間とします。）以上その状態が連続したとき。</p>	<p>(1) (2)以外の場合 そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその第5種シェアードIP-PBXサービスについての料金</p> <p>(2) アクセス回線共用を行う場合 そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（この表の1欄に規定する時間の倍数である部分に限ります。）に対応するその第5種シェアードIP-PBXサービスについての料金（料金表に別段の定めのある料金に限ります。）</p>
<p>2 当社の故意又は重大な過失によりその第5種シェアードIP-PBXサービスを全く利用できない状態が生じたとき。</p>	<p>そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するそのIP通信網サービスについての料金</p>
<p>3 回線収容部の変更等又は移転に伴って、第5種シェアードIP-PBXサービスを利用できなくなった期間が生じたとき（第5種シェアードIP-PBX契約者の都合により第5種シェアードIP-PBXサービスを利用しなかった場合であって、その設備を保留したときを除きます。）。</p>	<p>利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するそのIP通信網サービスについての料金</p>
<p>4 第5種シェアードIP-PBXサービスの接続休止をしたとき及び第5種シェアードIP-PBX利用回線に係る電気通信サービス（当社が別に定める電気通信事業者の提供する</p>	<p>接続休止をした日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するそのIP通信網サービスについての料金</p>

ものに限ります。) について事業の休止があったとき。	
----------------------------	--

3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

(注1) 本条第2項に規定する当社が別に定める理由は、DSL回線に係る別記1の2の(1)に掲げる特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するDSL方式に起因する事象によるものとします。

(注2) 本条第2項に規定する当社が別に定める電気通信事業者は、当社が事業法第29条第1項第10号に規定する卸電気通信役務(電気通信番号規則(平成9年郵政省令第82号)第10条第2号に係るものであって当社が指定するものに限ります。)を提供する電気通信事業者とします。

第82条の2 契約者(当社が別に定める第3種契約者、当社が別に定める第5種契約者及び当社が別に定める第8種契約者に限ります。以下この条において同じとします。)は、当社が測定した利用速度と料金表第1表(料金)の規定とに基づいて算定した定額利用料の支払いを要します。この場合、定額利用料の適用については、第82条(定額利用料等の支払義務)の規定に準ずるものとします。

2 前項のほか、契約者は、定額利用料について当社の機器の故障等により正しく算定することができなかつた場合は、料金表第1表に定めるところにより算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。

(注1) 本条第1項に規定する当社が別に定める第3種契約者は、料金表第1表に規定するタイプ1のコース1のプラン2に係る第3種契約者とします。

(注2) 本条第1項に規定する当社が別に定める第5種契約者は、料金表第1表に規定するプラン2に係る第5種契約者とします。

(注3) 本条第1項に規定する当社が別に定める第8種契約者は、料金表第1表に規定するコース1に係る第8種契約者とします。

第82条の3 契約者(第82条(定額利用料等の支払義務)第1項の当社が別に定める第2種契約者又は第6種契約者に限ります。以下この条において同じとします。)は、ダイヤルアップ回線(当社が別に定めるものに限ります。)からアクセスポイントに接続して行った通信について、当社が測定した接続通信時間(その契約者以外の者が、その契約者に係る契約者識別符号及び暗証符号を送信した場合の接続に係る接続通信時間を含みます。)と料金表第1表(料金)の規定とに基づいて算定した料金の支払いを要します。

2 契約者は、前項の料金について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかつた場合は、料金表第1表に定めるところにより算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。

(注) 本条第1項が規定する当社が別に定めるダイヤルアップ回線は、料金表第1表(料金)に規定する特定ダイヤルアップ回線及びポータブルIPアクセスとします。

第82条の4 第82条(定額利用料等の支払義務)の規定によるほか、通信(ボイスモードに係るものに限ります。以下この条において同じとします。)を行うことができない状態が生じたときの利用料(第1種シェアードIP-PBX契約、第2種シェアードIP-PBX契約、第3種シェアードIP-PBX契約及び第4種シェアードIP-PBX契約に係るものに限ります。以下この条において同じとします。)の支払は、次によります。

(1) 利用停止があったときは、契約者は、その期間中の利用料金の支払いを要しません。

(2) 前号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、通信を行うことができなかった期間中の利用料金の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
<p>1 契約者の責めによらない理由により、その I P 通信網サービスを全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。)が生じた場合(3 欄に該当する場合及びV o I P 利用回線、イーサネット利用回線又は I P - V P N 利用回線のうち、D S L 回線に相当する区間において、当社が別に定める理由により全く利用できない状態となる場合を除きます。)に、そのことを当社が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続したとき。</p>	<p>そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその I P 通信網サービスについての料金(当社が別に定めるものに限ります。)</p>
<p>2 所属オンネットグループに係る契約者の責めによらない理由により、その所属オンネットグループに係る全ての契約者が通信(所属オンネットグループ内において行うものを除きます。)を全く行うことができない状態が生じた場合(4 欄に該当する場合及びV o I P 利用回線、イーサネット利用回線又は I P - V P N 利用回線のうち、D S L 回線に相当する区間において当社が別に定める理由により全く利用できない状態となる場合を除きます。)に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。</p>	<p>そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその I P 通信網サービスについての料金(当社が別に定めるものに限ります。)</p>
<p>3 当社の故意又は重大な過失によりその I P 通信網サービスを全く利用できない状態が生じたとき。</p>	<p>そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するその I P 通信網サービスについての料金(当社が別に定めるものに限ります。)</p>
<p>4 当社の故意又は重大な過失によりその所属オンネットグループに係る全ての I P 通信網契約者が通信(所属オンネットグループ内において行うものを除きます。)を全く行うことができない状態が生じたとき。</p>	<p>そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するその I P 通信網サービスについての料金(当社が別に定めるものに限ります。)</p>

(注1) 本条の表の1 欄及び2 欄に規定する当社が別に定める理由は、別記1 の2 の(1)に掲げる特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するD S L 方式に起因する事象によるものとします。

(注2) 本条の表の1 欄及び3 欄に規定する当社が別に定める料金は、料金表第1 表

(料金)に規定する料金(利用料の加算額に係るものを除きます。)とします。  
 (注3)本条の表の2欄及び4欄に規定する当社が別に定める料金は、料金表第1表(料金)に規定する料金(利用料の加算額に係るものに限ります。)とします。  
 (利用料等の支払義務)

第83条 契約者(第2種契約者(第82条(定額利用料等の支払義務)第1項の当社が別に定める第2種契約者を除きます。)、第4種契約者、第1種ホスティング契約者(第82条第1項の当社が別に定める第1種ホスティング契約者を除きます。))に限ります。以下この条において同じとします。)又は第3種ホスティング契約者は、その契約に基づいて当社がIP通信網サービスの提供を開始した日(第1種ホスティングサービスの種類についてはその利用を開始した日)を含む料金月(1の暦月の起算日(当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。)から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。)から起算して、契約の解除があった日(第1種ホスティングサービスの種類についてはその利用の廃止があった日)を含む料金月までの期間(電子メール、当社が別に定める第1種ホスティングサービス、第3種ホスティングサービスの機能又は付加機能については、その提供を開始した日から起算してその廃止のあった日の前日までの期間(提供を開始した日と解除又は廃止のあった日が同一の日である場合は、1日間とします。))について、当社が測定した接続通信時間(その第2種契約者以外の者が、その第2種契約者に係る契約者識別符号及び暗証符号を送信した場合の接続に係る接続通信時間又はその第4種契約者が指定する者以外の者が、その第4種契約者が指定する者に係る利用者識別符号を含む情報を送信した場合の接続に係る接続通信時間を含みます。)、接続利用者識別符号数(その第4種契約者が指定する者以外の者が、その第4種契約者が指定する者に係る利用者識別符号を含む情報を送信した場合の接続に係る接続利用者識別符号数を含みます。)又は転送情報量と料金表第1表(料金)の規定とに基づいて算定した料金(以下「利用料等」といいます。)の支払いを要します。

2 前項の期間において、IP通信網サービスを利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。

- (1) 利用停止があったときは、契約者は、その期間中の利用料等の支払いを要しません。
- (2) 前号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、IP通信網サービスを利用できなかった期間中の利用料等の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、そのIP通信網サービスを全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。)が生じた場合(2欄又は3欄に該当する場合及びDSL回線の区間(別記1の2の(1)に掲げる特定協定事業者の区間に限ります。)において、当社が別に定める理由により全く利用できない状態となる場合を除きます。)に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのIP通信網サービスについての料金(利用料の加算額を除きます。)

2 当社の故意又は重大な過失によりその I P 通信網サービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するその I P 通信網サービスについての料金 (利用料の加算額を除きます。)
3 I P 通信網サービスの接続休止をしたとき。	接続休止をした日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するその I P 通信網サービスについての料金 (利用料の加算額を除きます。)

3 契約者は、利用料等について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかつた場合は、料金表第 1 表 (料金) に定めるところにより算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。

(注 1) 本条第 1 項に規定する当社が別に定める第 1 種ホスティングサービスの機能は、料金表第 1 表 (料金) に規定するメール・ウェブホスティングサービスの追加機能とします。

(注 2) 本条第 2 項に規定する当社が別に定める理由は、DSL 回線に係る別記 1 の 2 の(1)に掲げる特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定する DSL 方式に起因する事象によるものとします

#### 第 83 条の 2 削除

#### 第 83 条の 2 の 2 削除

(ダイヤルアウト通信料の支払義務)

第 83 条の 3 契約者 (第 1 種シェアード I P-P B X 契約者 (タイプ 3 に係る者を除きます。)、第 2 種シェアード I P-P B X 契約者 (タイプ 3 に係る者を除きます。)、第 3 種シェアード I P-P B X 契約者、第 4 種シェアード I P-P B X 契約者、第 5 種シェアード I P-P B X 契約者、第 1 種ドットフォン契約者、第 2 種ドットフォン契約者又は第 3 種ドットフォン契約者に限り、以下この条において同じとします。) は、そのダイヤルアウト (その契約者以外の者が行ったものを含みます。) について、当社が測定した接続通信時間と料金表第 1 表 (料金) の規定とに基づいて算定したダイヤルアウト通信料の支払いを要します。

2 契約者は、ダイヤルアウト通信料について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかつた場合は、料金表第 1 表に定めるところにより算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。

(データ通信料の支払義務)

第 83 条の 3 の 2 第 4 種契約者 (料金表第 1 表 (料金) に規定するカテゴリー 2 のタイプ 1 のコース 9 及びコース 11 に係るものを除きます。以下本条において同じとします。) 又はデータ発信契約者は、データ利用回線 (加入電話等契約に係るものに限ります。) から行った通信 (そのデータ発信契約者以外の者が行ったものを含みます (第 83 条の 3 の 3 に規定する着信課金通信を除きます。)) について、当社が測定した接続通信時間と料金表第 1 表 (料金) の規定とに基づいて算定したデータ通信料の支払いを要します。

2 第 4 種契約者又はデータ発信契約者は、データ通信料について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかつた場合は、料金表第 1 表に定めるところにより算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、第 4 種契約者又はデータ発信契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。

3 第 1 項に規定するデータ通信料については、当社又はそのデータ利用回線に係る

特定協定事業者が請求するものとし、料金に関するその他の取扱いについては、当社が請求するデータ通信料については、この約款及び別記13の2の(9)に定める当社の契約約款に定めるところにより、特定協定事業者が請求するデータ通信料については、この約款及び別記13の2の(9)に定める当社の契約約款に定めるものを除き、その料金を請求する特定協定事業者の契約約款及び料金表に定めるところによります。

4 第4種契約者又はデータ発信契約者は、データ利用回線（PHS等契約（当社に係るものを除きます。）又は携帯電話等契約に係るものに限り。）から行った通信（第83条の3の3に規定する着信課金通信を除きます。以下「他社料金設定通信」といいます。）については、相互接続協定に基づきそのデータ利用回線に係る特定協定事業者の契約約款及び料金表に定めるところにより、その通信に関する料金の支払いを要します。

5 前項の場合において、特定協定事業者及びその料金に関する具体的な取扱いは、相互接続協定に基づき別記4の4に定めるところによります。

6 データ発信契約者は、データ利用回線（当社のPHS等契約に係るものに限り。）から行った通信については別記13の2の(9)に定める当社の契約約款及び料金表に定めるところによりその通信に関する料金の支払いを要します。

第83条の3の2の2 第4契約者（料金表第1表（料金）に規定するカテゴリー2のタイプ1のコース11に係る契約者に限り。）は、料金表第1表（料金）に規定するカテゴリー2のタイプ1のコース9に係る契約者（以下この条において「コース9契約者」といいます。）がデータ利用回線（加入電話等契約に係るものに限り。）からIP通信網へ行った通信（そのコース9契約者以外の者が行ったものを含みます。）について、当社が測定した接続通信時間（第79条第3項(3)に規定する接続通信時間をいいます。）と料金表第1表（料金）の規定とに基づいて算定したデータ通信料の支払いを要します。

2 第4契約者は、データ通信料について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、料金表第1表に定めるところにより算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。

第83条の3の3 第1種データ着信契約者又は第2種データ着信契約者は、着信課金通信（データ利用回線又はダイヤルアップアクセス回線からそのIP通信網サービスへの着信であって、当社が別に定める付加機能に係るものをいいます。以下同じとします。）のうちデータ利用回線（加入電話等契約に係るものに限り。）から行った通信（そのデータ発信契約者以外の者が行ったものを含みます。）について、当社が測定した接続通信時間と料金表第1表（料金）の規定とに基づいて算定したデータ通信料の支払いを要します。

2 第1種データ着信契約者、第2種データ着信契約者は、データ通信料について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、料金表第1表に定めるところにより算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。

（注）本条第1項に規定する当社が別に定める付加機能は、料金表第1表（料金）に規定する着信課金機能とします。

第83条の3の4 第1種データ着信契約者、第2種データ着信契約者は、着信課金通信のうちデータ利用回線（PHS等契約又は携帯電話等契約に係るものに限り。）から行った通信（そのデータ発信契約者以外の者が行ったものを含みます。）について、当社が測定した接続通信時間と料金表第1表（料金）の規定とに基づいて算定したデータ通信料の支払いを要します。この場合、データ通信料の適用については、第83条の4（データ通信料の支払義務）の規定に準ずるものとします。

第83条の4 契約者（第3種契約者、第5種契約者、第6種契約者及び第8種契約者に限り。）は、その契約に基づいて当社が

別に定める付加機能の提供を開始した日を含む料金月から起算して、その廃止があった日を含む料金月までの期間において、着信課金通信のうちダイヤルアップアクセス回線から行った通信（そのダイヤルアップアクセス回線に係る契約を締結している者以外の者が行ったものを含みます。）について、当社が測定した接続通信時間と料金表第1表（料金）の規定とに基づいて算定したデータ通信料の支払いを要します。

2 前項の期間において、着信課金通信を行うことができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。

(1) 利用停止があったときは、契約者は、その期間中のデータ通信料の支払いを要します。

(2) 前号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、着信課金通信を行うことができなかった期間中のデータ通信料の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 契約者又はそのダイヤルアップアクセス回線に係る契約を締結している者の責めによらない理由により、その着信課金通信を全く行うことができない状態（その契約に係る電気通信設備又はそのダイヤルアップアクセス回線による全ての通信に著しい支障が生じ、全く行うことができない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。）が生じた場合（2欄又は3欄に該当する場合を除きます。）に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのデータ通信についての料金（着信課金通信料の加算額を除きます。以下この表において同じとします。）
2 当社の故意又は重大な過失によりその着信課金通信を全く行うことができない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するその着信課金通信についての料金
3 IP通信網サービスの接続休止をしたとき。	接続休止をした日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するその着信課金通信についての料金

3 契約者は、データ通信料について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、料金表第1表に定めるところにより算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。

(注) 本条第1項に規定する当社が別に定める付加機能は、料金表第1表（料金）に規定する着信課金機能とします。

第83条の4の2 削除

（留守番伝言機能に係る付加機能利用料の支払義務）

第83条の4の2の2 第3種シェアードIP-PBX契約者（留守番伝言機能を利用する者に限ります。以下この条において同じとします。）は、留守番伝言機能にお

けるメッセージ再生機能の利用について、当社が測定した接続通信時間と料金表第1表（料金）の規定とに基づいて算定した付加機能利用料の支払いを要します。

2 第3種シェアードIP-PBX契約者は、メッセージ再生機能に係る付加機能利用料について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、料金表第1表に定めるところにより算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。

第83条の4の3 削除

第83条の5 削除

第83条の6 削除

（請求書等の発行に関する料金の支払義務）

第83条の7 契約者（第2種契約者（タイプ5に係る者を除きます。）に限り。）は、IP通信網サービスの料金その他の債務の支払いにおいて請求書又は口座振替（口座振替通知書の発行を要するものに限り。）によって支払うときは、料金表第1表（料金）に規定する請求書等の発行に関する料金の支払いを要します。

ただし、料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

（手続きに関する料金の支払義務）

第84条 契約者は、IP通信網サービスに係る手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第1表（料金）に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。

（工事費の支払義務）

第85条 IP通信網契約の申込み若しくは工事を要する請求をし、その承諾を受けたとき又は第33条の2（回線収容部の変更）第51条の6（回線収容部の変更等）若しくは第51条の16（回線収容部の変更等）に規定する回線収容部の変更等を行ったときは、契約者は、料金表第2表（工事に関する費用）に規定する工事費の支払いを要します。

ただし、工事の着手前にその契約の解除、その工事の請求の取消し又は第3種オープンコンピュータ通信網サービス、第6種オープンコンピュータ通信網サービス若しくは第7種オープンコンピュータ通信網サービスに係る回線収容部の変更等の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

### 第3節 料金の計算方法等

（料金の計算方法等）

第86条 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払方法は、料金表通則に定めるところによります。

第86条の2 削除

### 第4節 保証金

（保証金）

第87条 当社は、次の場合には、第4種契約の申込みの承諾にあたり、第4種契約の申込みをした者に対し、保証金の預入れを請求します。

ただし、第4種契約の申込みをした者が、国の機関若しくは地方公共団体（国又は地方公共団体に準ずる機関を含みます。）又は保証金に代わる銀行（銀行法（昭和56年法律第59号）第2条に規定する銀行をいいます。以下この条において同じと

します。)若しくは当社が指定する金融機関の保証を受けた者である場合には、この限りではありません。

(1) 第4種契約の申込みをした者が、第4種オープンコンピュータ通信網サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(2) 第4種契約の申込みをした者が、一定の経理的基礎を有していないとき。

2 保証金の額及び預入期間は、当社が別に定めるところによります。

3 保証金については、無利息とします。

4 当社は、第4種契約の解除があったときは、保証金をその第4種契約者に返還します。この場合、その第4種契約者がその第4種契約に基づき支払うべき額があるときは、返還額をその額に充当します。

5 前3項の規定は、銀行又は当社が指定する金融機関の保証による場合について準用します。

(注) 本条第2項に規定する当社が別に定める保証金の額はその第4種オープンコンピュータ通信網サービスの利用料の基本額に12を乗じて得た額とし、預入期間は1年間とします。

#### 第5節 割増金及び延滞利息

##### (割増金)

第88条 契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。

##### (延滞利息)

第89条 契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなおお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

(注) 本条に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。

#### 第11章 保守

##### (契約者の維持責任)

第90条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準等に適合するよう維持していただきます。

##### (ボイスハードウェア等の使用に係る責任)

第90条の2 当社は、当社が必要と判断したときは、当社の推奨する又は当社が別に定めるボイスハードウェア等を変更することがあります。

2 当社は、前項の規定によりボイスハードウェア等を変更するときは、そのことを契約者(第1種シェアードIP-PBX契約者、第2種シェアードIP-PBX契約者、第3種シェアードIP-PBX契約者、第1種ドットフォン契約者、第2種ドットフォン契約者又は第3種ドットフォン契約者に限ります。以下、この条において同じとします。)に通知します。

3 契約者は、前2項の規定によりボイスハードウェア等が変更されたときは、その使用するボイスハードウェア等を速やかに変更するものとします。

##### (契約者の切分責任)

第91条 契約者は、IP通信網サービスを利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、契約者(契約者回線、加入者回線又は外部接続回線に係る

者に限ります。以下この条において同じとします。) から請求があったときは、当社は、I P通信網サービス取扱所において試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。

- 3 当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(注) 本条は、当社が別に定めるところにより当社と保守契約を締結している自営端末設備又は自営電気通信設備には適用しません。

(修理又は復旧の順位)

第92条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合には、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第77条(通信利用の制限等)の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関との契約に係るもの 水防機関との契約に係るもの 消防機関との契約に係るもの 災害救助機関との契約に係るもの 警察機関との契約に係るもの 防衛機関との契約に係るもの 輸送の確保に直接関係のある機関との契約に係るもの 通信の確保に直接関係のある機関との契約に係るもの 電力の供給の確保に直接関係のある機関との契約に係るもの
2	ガスの供給の確保に直接関係のある機関との契約に係るもの 水道の供給の確保に直接関係のある機関との契約に係るもの 選挙管理機関との契約に係るもの 別記14の基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関との契約に係るもの 預貯金業務を行う金融機関との契約に係るもの 国又は地方公共団体の機関との契約に係るもの(第1順位となるものを除きます。)
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

(注) 当社は、当社又は特定協定事業者の設置した電気通信設備を修理又は復旧するときは、暫定的に回線収容部又は契約者回線若しくは加入者回線を収容する交換設備等を変更することがあります。

## 第12章 損害賠償

(責任の制限)

第93条 当社は、I P通信網サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったとき(当社が当社の提供区間と特定協定事業者及びV o I P協定事業者の提供区間とを合わせて料金を設定している場合は、その特定協定事業者又はV o I P協定事業者の責めに帰すべき理由によりその提供

をしなかったときを含みます。)は、そのIP通信網サービスが全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。また、ボイスモードの利用において、その提供をしなかったことの原因が、本邦のケーブル陸揚局(複数地点間の電気通信のために用いられる海底ケーブルの陸揚げを行う事業所をいいます。以下同じとします。)より外国側の電気通信回線設備における障害であるときを除きます。以下この条において同じとします。)にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

ただし、特定協定事業者又はV o I P協定事業者が特定協定事業者又はV o I P協定事業者の契約約款及び料金表の定めるところによりその損害を賠償する場合又はそのIP通信網サービスがDSL回線の区間(当社が別に定める特定協定事業者の区間に限ります。)において当社が別に定める理由により全く利用できない状態となる場合は、この限りではありません。

- 2 前項の場合において、当社は、IP通信網サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間(24時間の倍数である部分に限り、)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのIP通信網サービスに係る次の料金(料金表第1表(料金)に規定する利用料金(第1種シェアードIP-PBX契約、第2種シェアードIP-PBX契約及び第3種シェアードIP-PBX契約に係るもの(利用料の加算額に係るものに限り、)に限り、)に定めるものについては、その所属オンネットグループに係る全ての契約者が通信(第1種シェアードIP-PBX契約、第2種シェアードIP-PBX契約及び第3種シェアードIP-PBX契約に係るものであって、所属オンネットグループ内において行うものを除きます。)を全く行うことができない状態が生じた場合に限り、この料金に含みます。)の合計額を発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。
  - (1) 料金表第1表(料金)に規定する利用料金(料金表第1表に規定する請求書等の発行に関する料金及び次号に規定する利用料金を除きます。)及び使用料
  - (2) 料金表第1表に規定する当社が別に定める定額利用料、利用料、配送料、当社が別に定める利用料又は定額利用料の加算額、当社が別に定める付加機能利用料、ダイヤルアウト通信料、データ通信料、パケット通信料、定額配信速度加算額及び定額配信容量加算額(IP通信網サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前6料金月の1日当たりの平均利用料金(前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額)により算出します。)
  - (3) 他社料金設定通信に係る特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定する通信に関する料金(当社又はその通信に係る特定協定事業者の課金資料に基づき、前号の場合と同様の方法により算出します。)
- 3 前2項の規定にかかわらず、前項第1号に規定する料金について、アクセス回線共用を行う場合であって、料金表第1表に別段の定めがあるときは、その定める時間ごとに損害を賠償します。
- 4 第1項及び第2項の場合において、アクセス回線二重化を行う第3種オープンコンピュータ通信網サービス(当社が別に定めるものに限り、)、第5種オープンコンピュータ通信網サービス(当社が別に定めるものに限り、)及びクローズドコンピュータ通信網サービス(当社が別に定めるものに限り、)については、2の契約(通常契約及び二重化付加契約)に係るものを1の契約に係るものとみなして取り扱います。
- 5 当社の故意又は重大な過失によりIP通信網サービスの提供をしなかったときは、第1項から第3項の規定は適用しません。
- 6 第1項及び第2項の規定にかかわらず、第2種オープンコンピュータ通信網サービス、第6種オープンコンピュータ通信網サービス、第1種ホスティングサービス、

第2種ホスティングサービス、第3種ホスティングサービス、第4種ホスティングサービス及び付加機能に係る損害賠償の取扱いに関する細目について料金表第1表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(注1) 本条第1項に規定する当社が別に定める理由は、DSL回線に係る別記1の2の(1)に掲げる特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するDSL方式に起因する事象によるものとします。

(注2) 本条第2項第2号に規定する当社が別に定める定額利用料は、第3種オープンコンピュータ通信網サービス(料金表第1表に規定するタイプ1のコース1のプラン2に係るものに限ります。)の定額利用料の基本額及び第5種オープンコンピュータ通信網サービス(料金表第1表に規定するプラン2に係るものに限ります。)の定額利用料及び第8種オープンコンピュータ通信網サービス(料金表第1表に規定するコース1に係るものに限ります。)の定額利用料とします。

(注3) 本条第2項第2号に規定する当社が別に定める利用料又は定額利用料の加算額は、特定ダイヤルアップ回線及びポータブルIPアクセスの利用の場合の利用料又は定額利用料の加算額とします。

(注4) 本条第2項第2号に規定する当社が別に定める付加機能利用料は、ローミング機能に係る付加機能利用料とします。

(注5) 本条第2項第2号に規定する当社が別に定める方法により算出した額は、原則として、IP通信網サービスを全く利用できない状態が生じた日前の実績が把握できる期間における1日当たりの平均の利用に関する料金とします。

(注6) 本条第2項の場合において、日数に対応する料金額の算定に当たっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

(注7) 本条第4項に規定する当社が別に定める第3種オープンコンピュータ通信網サービスは、料金表第1表に規定するタイプ1のコース1のプラン2に係るものとします。

(注8) 本条第4項に規定する当社が別に定める第5種オープンコンピュータ通信網サービスは、料金表第1表に規定するプラン2に係るものとします。

(注9) 本条第4項に規定する当社が別に定めるクローズドコンピュータ通信網サービスは、料金表第1表に規定するカテゴリー2のクラス2のタイプ4若しくはタイプ5又はカテゴリー3のクラス1のタイプ4若しくはタイプ6に係るものとします。

(免責)

第94条 当社は、IP通信網サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

2 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更(以下この条において「改造等」といいます。)を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

ただし、端末設備等の接続の技術的条件(以下この条において「技術的条件」といいます。)の規定の変更(IP通信網サービス取扱所に設置する交換設備等の変更に伴う技術的条件の規定の適用の変更を含みます。)により、現に当社が設置する電気通信回線設備に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

### 第13章 雑則

(他の電気通信事業者との利用契約の締結)

第94条の2 契約者(第3種シェアードIP-PBX契約者(当社又は別記1の2の(1)に規定する特定協定事業者が付与する電気通信番号規則第9条第1号に定める

電気通信番号を利用する者に限り、以下この条において同じとします。)の申込みの承諾を受けた者は、別記13の3に定める電気通信事業者がそれぞれ定める契約約款等の規定に基づいて、その電気通信事業者と別記13の3に定める利用契約を締結したこととなります。

ただし、契約者からその電気通信事業者に対してその利用契約を締結しない旨の意思表示があったときはこの限りではありません。

- 2 前項の規定により利用契約を締結した契約者は、該当する電気通信事業者に係る電気通信サービスの利用があったときに、その電気通信事業者の契約約款等に基づいて、その料金の支払いを要することとなります。

ただし、その契約者が、その利用契約に基づく請求により電気通信サービスの提供を受けているときは、その利用の状況にかかわらず、その電気通信事業者の契約約款等に基づいて、その料金の支払いを要することがあります。

(承諾の限界)

第95条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社のIP通信網サービスに係る業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。

ただし、この約款において別段の定めがある場合には、その定めるところによります。

(利用に係る契約者の義務)

第96条 契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 当社がIP通信網契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。

ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。

- (2) 通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。  
(3) 当社がIP通信網サービスに係る業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社がIP通信網契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。  
(4) 当社がIP通信網契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。  
(5) アクセス回線二重化を行う場合において、2の加入者回線等又は契約者回線を同時に使用する通信（以下「アクセス回線二重化の目的外利用」といいます。）を行わないこと。  
(6) 他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、法令に反する、又は他人の利益を害する態様でIP通信網サービスを利用しないこと。

なお、別記4の2に定める禁止事項に抵触すると当社が判断した場合には、本項の義務違反があるものとみなします。

- 2 当社は、契約者が前項の規定に違反する行為を行ったと判断したときは、契約者に対し、当該行為を中止していただくよう通知することがあります。  
3 契約者は、第1項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要の費用を支払っていただきます。  
4 契約者は、当社から割り当てられた契約者識別符号及び暗証符号（以下、「契約者識別符号等」とします。）を管理する責任を負うものとし、その内容をみだりに第三者に知らせてはなりません。  
5 契約者が前項の規定に反し、IP通信網サービスに関する当社の業務遂行又は当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると当社が判断し

た場合、当社は契約者識別符号等の変更その他当社が別に定める必要な措置をとる場合があります。

6 当社は、前項の規定により必要な措置をとる場合は、あらかじめその理由、その他必要な措置をとる旨を契約者に通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合その他当社が別に定める場合はこの限りではありません。

(契約者回線、加入者回線又は外部接続回線の設置場所の提供等)

第97条 契約者回線、加入者回線又は外部接続回線の設置場所の提供等については、別記5に定めるところによります。

(技術的事項及び技術資料の閲覧)

第98条 当社は、当社が指定する当社の事業所において、I P通信網サービスにおける基本的な技術的事項及びI P通信網サービスを利用するうえで参考となる技術資料を閲覧に供します。

(契約者からの通知)

第99条 契約者は、接続契約者回線等、D S L回線（当社が別に定めるものを除きます。）又はデータ利用回線について、第24条（第2種契約申込みの方法）、第30条（第3種契約申込みの方法）若しくは第51条の3（第6種契約申込みの方法）に規定する事項、利用休止又は利用権の譲渡その他当社が別に定める異動があったときは、その内容について速やかに当社に通知していただきます。

2 契約者は、特定協定事業者（当社が別に定める者に限ります。以下本条において同じとします。）の提供する光アクセス回線（当社が別に定めるものに限り、特定加入者回線に係るものを除きます。）について、特定協定事業者が特定協定事業者の契約約款及び料金表の規定により細目の変更を技術上又は業務の遂行上の理由で行った場合は、その内容について速やかに当社に通知していただきます。

3 契約者は、前項に規定する通知を行わなかった場合は、I P通信網サービスへの接続が出来ない場合があります。

(注1) 本条第1項に規定する当社が別に定めるD S L回線は、第2種オープンコンピュータ通信網サービスの料金表第1表（料金）に規定するタイプ2のコース1、第4種オープンコンピュータ通信網サービスの料金表第1表（料金）に規定するタイプ3のコース1及びコース2並びに第6種オープンコンピュータ通信網サービスの料金表第1表（料金）に規定するタイプ3のコース1、コース1の2、コース4及びコース4の2に係るD S L回線とします。

(注2) 本条第1項に規定する当社が別に定める異動は、次のとおりとします。

(1) 接続契約者回線等、D S L回線又はデータ利用回線に係る契約を締結している者の氏名及び住所の変更

(2) 接続契約者回線等、D S L回線又はデータ利用回線に係る契約の解除

(注3) 本条第2項に規定する当社が別に定める特定協定事業者は、東日本電信電話株式会社とします。

(注4) 本条第2項に規定する当社が別に定める光アクセス回線は次表に掲げる特定協定事業者の契約約款及び料金表に定めるものとします。

特定協定事業者の契約約款の名称	サービス名称
I P通信網サービス契約約款	I P通信網サービス（メニュー5-1のI型の100Mb/s品目のプラン1若しくはプラン3-1又はメニュー5-2のI型の100Mb/s品目のものに限り。）

(契約者の氏名等の通知)

第100条 当社は、協定事業者から請求があったときは、契約者（その協定事業者とI P通信網サービスを利用するうえで必要な契約を締結している者に限ります。）

の氏名及び住所等をその協定事業者に通知することがあります。

第100条の2 削除

(協定事業者からの通知)

第101条 契約者は、当社が、料金又は工事に関する費用の適用にあたり必要があるときは、協定事業者から料金又は工事に関する費用を適用するために必要な契約者の情報の通知を受けることについて、承諾していただきます。

(電話番号案内)

第101条の2 当社は、契約者(第1種シェアードIP-PBX契約者、第2種シェアードIP-PBX契約者、第3種シェアードIP-PBX契約者又は第2種ドットフォン契約者に限ります。以下第101条の4まで同じとします。)から請求があったときは、別記4の5に定めるところによりIPセントレックス番号を当社が別に定める協定事業者の契約約款等に定める電話番号案内において案内を行います。

(注) 本条に規定する当社が別に定める協定事業者は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社とします。

第101条の2の2 削除

(電話帳)

第101条の3 当社は、契約者から請求があったときは、別記4の6から4の8に定めるところによりIPセントレックス番号又は第2種ドットフォン契約にかかるIP電話番号を電話帳(当社が別に定める協定事業者が発行する電話帳をいいます。以下同じとします。)に掲載します。

(注1) 第101条の2(電話番号案内)に規定する電話番号案内を行わない場合については、電話帳の掲載は行いません。

(注2) 本条に規定する当社が別に定める協定事業者は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社とします。

(番号情報の提供)

第101条の4 当社は、当社の番号情報(電話番号案内又は電話帳掲載に必要な情報(第101条の2(電話番号案内)及び第101条の3(電話帳)に規定する電話番号案内及び電話帳掲載を省略することとなった契約者に係る番号情報を除きます。)をいいます。以下この条において同じとします。)について、番号情報データベース(番号情報を収容するために西日本電信電話株式会社が設置するデータベース設備をいいます。以下この条において同じとします。)に登録します。

2 前項の規定により登録した番号情報は、番号情報データベースを設置する西日本電信電話株式会社が電話帳発行又は番号案内を行うことを目的とする電気通信事業者等(当社が別に定める者に限ります。)に提供します。

(注1) 本条第2項に規定する当社が別に定める者は、西日本電信電話株式会社と相互接続協定又は相互接続協定以外の契約により番号情報データベースに収容された契約者の番号情報を利用する事業者をいいます。

(注2) 本条第2項に規定する電気通信事業者等について、当社は閲覧に供します。

(注3) 当社は、電気通信事業者等が「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン(平成16年総務省告示第695号)」等の法令に違反して番号情報を目的外等に利用した場合は、その電気通信事業者等への番号情報の提供を停止する措置を行います。

(注4) 電話番号案内のみを行うものとした番号情報については、電話番号案内の目的に限定してその番号情報を電気通信事業者等が利用する場合に西日本電信電話株式会社が提供します。

(協定事業者の電気通信サービスに関する料金等の回収代行)

第102条 当社は、契約者から申出があったときは、次の場合に限り、協定事業者(当社が別に定める協定事業者に限ります。以下この条において同じとします。)の契約約款及び料金表の規定により協定事業者がその契約者に請求することとした電気通信サービスの料金又は工事に関する費用について、その協定事業者の代理人として、当社の請求書により請求し、回収する取扱いを行うことがあります。

(1) その申出をした契約者が当社が請求する料金又は工事に関する費用の支払い

を現に怠っていないとき、又は怠るおそれがないとき。

- (2) その契約者の申出について協定事業者が承諾するとき。
  - (3) その他当社の I P 通信網サービスに係る業務の遂行上支障がないとき。
- 2 前項の規定により、当社が請求した料金又は工事に関する費用について、その契約者が協定事業者が定める支払期日を経過してもなおその協定事業者を支払わないときは、前項に規定する取扱いを廃止します。

(協定事業者による I P 通信網サービスに関する料金等の回収代行)

第102条の2 当社は、契約者から申出があったときは、次の場合に限り、当社がこの約款の規定によりその契約者に請求することとした料金または工事に関する費用について、当社の代理人として、協定事業者（当社が別に定める協定事業者に限ります。以下この条において同じとします。）が請求し、回収する取扱いを行うことがあります。

- (1) その申出をした契約者が当社が請求する料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠っていないとき、又は怠るおそれがないとき。
  - (2) その契約者の申出について協定事業者が承諾するとき。
  - (3) その他当社の I P 通信網サービスに係る業務の遂行上支障がないとき。
- 2 前項の規定により、協定事業者が請求した料金又は工事に関する費用について、その契約者が協定事業者が定める支払期日を経過してもなおその協定事業者を支払わないときは、前項に規定する取扱いを廃止します。

(法令に規定する事項)

第103条 I P 通信網サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(注) 法令に定めがある事項については、別記6から別記10に定めるところによります。

(個人情報の取り扱い)

第103条の2 当社は、I P 通信網サービスの提供にあたり、当社が取得する個人情報の取扱いについては、別記10の2及び当社が別に定めるところによります

(閲覧)

第104条 この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

#### 第14章 附帯サービス

(附帯サービス)

第105条 I P 通信網サービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別記11から別記13に定めるところによります。

別記

1 I P通信網サービスの提供区間

当社のI P通信網サービスは、次に掲げる区間において提供します。

- (1) 契約者回線の終端相互間
- (2) 契約者回線の終端と加入者回線の終端との間
- (3) 契約者回線の終端とサービス接続点との間
- (4) 契約者回線の終端と相互接続点との間
- (5) 契約者回線の終端とサービスインタワークポイント（I P通信網とデータ伝送サービス契約約款に規定するデータ伝送網、I P伝送サービス契約約款に規定するI P伝送網、モバイルアクセスサービス契約約款に規定するモバイルアクセス網又は電話等サービス契約約款に規定する総合デジタル通信網との接続点をいいます。以下同じとします。）との間
- (6) 契約者回線の終端とI P伝送サービス契約約款に規定するサービス接続点との間
- (7) 契約者回線の終端とボイスリレーポイント（シェアードゲートウェイ装置を介して接続するI P通信網（第4種シェアードI P-P B Xサービス（カテゴリー3に係るものに限ります。）又は第5種シェアードI P-P B Xサービスに係るものに限ります。）相互間の接続点をいいます。以下同じとします。）との間
- (8) 加入者回線の終端相互間
- (9) 加入者回線の終端とサービス接続点との間
- (10) 加入者回線の終端と相互接続点との間
- (11) 加入者回線の終端とサービスインタワークポイントとの間
- (12) 加入者回線の終端とボイスリレーポイントとの間
- (13) サービス接続点相互間（同一のサービス接続点に終始する場合があります。）
- (14) サービス接続点と相互接続点との間
- (15) サービス接続点とサービスインタワークポイントとの間
- (16) サービス接続点とボイスリレーポイントとの間
- (17) 相互接続点相互間（同一の相互接続点に終始する場合があります。）
- (18) 相互接続点とサービスインタワークポイントとの間
- (19) 相互接続点とI P伝送サービス契約約款に規定するサービス接続点との間
- (20) 相互接続点と外部接続回線の終端との間
- (21) 相互接続点と外国との間
- (22) 相互接続点とボイスリレーポイントとの間
- (23) サービスインタワークポイント相互間（同一のサービスインタワークポイントに終始する場合があります。）
- (24) サービスインタワークポイントとボイスリレーポイントとの間

1の2 特定協定事業者

- (1) 他社接続契約者回線、利用回線、D S L回線、光アクセス回線、データ利用回線、ダイヤルアウト及びダイヤルアップアクセス回線に係るもの

東日本電信電話株式会社  
西日本電信電話株式会社

- (2) 他社接続契約者回線及びダイヤルアウトに係るもの  
ア 他社接続契約者回線及びダイヤルアウトに係るもの

東北インテリジェント通信株式会社  
中部テレコミュニケーション株式会社  
北陸通信ネットワーク株式会社  
株式会社ケイ・オプティコム  
株式会社エネルギア・コミュニケーションズ  
株式会社S T N e t  
九州通信ネットワーク株式会社  
沖縄通信ネットワーク株式会社

イ 他社接続契約者回線に係るもの

北海道総合通信網株式会社

(3) DSL回線及び光アクセス回線に係るもの

株式会社アッカ・ネットワークス

(4) ダイヤルアウトに係るもの

ベライゾンジャパン合同会社  
株式会社ジェイコム東京  
株式会社ジェイコム関東  
株式会社ジェイコム千葉  
株式会社ジェイコム湘南  
土浦ケーブルテレビ株式会社  
株式会社ジェイコムさいたま  
株式会社ジェイコムウエスト  
株式会社ジェイコム福岡  
株式会社ジェイコム北九州  
株式会社ケーブルネット下関  
株式会社ケーブルネット神戸芦屋  
株式会社UCOM  
フュージョン・コミュニケーションズ株式会社  
株式会社KVH  
沖縄セルラー電話株式会社  
Z I P T e l e c o m株式会社  
イー・モバイル株式会社

(5) ダイヤルアウト、データ利用回線及びダイヤルアップアクセス回線に係るもの  
ア ダイヤルアップアクセス回線に係るもの

株式会社ウィルコム

イ ダイヤルアウト及びデータ利用回線に係るもの

ソフトバンクモバイル株式会社  
ソフトバンクテレコム株式会社

(6) ダイヤルアウト、移動利用回線、データ利用回線及びダイヤルアップアクセス回線に係るもの

株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ

(7) 他社接続契約者回線、ダイヤルアウト及びデータ利用回線に係るもの

KDD I 株式会社

### 1 の 3 V o I P 協定事業者

(1) 電気通信番号規則第9条第1号に定める電話番号に係るもの

東日本電信電話株式会社  
西日本電信電話株式会社  
KDD I 株式会社  
株式会社UCOM  
フュージョン・コミュニケーションズ株式会社  
中部テレコミュニケーション株式会社  
株式会社ケイ・オブティコム  
株式会社STNet  
東北インテリジェント通信株式会社  
株式会社ジェイコム札幌  
九州通信ネットワーク株式会社  
ソフトバンクテレコム株式会社

(2) 電気通信番号規則第10条第2号に定める電話番号に係るもの

株式会社NTTぶらら  
株式会社エヌ・ティ・ティ・エムイー  
フュージョン・コミュニケーションズ株式会社  
KDD I 株式会社  
ソフトバンクテレコム株式会社  
中部テレコミュニケーション株式会社  
株式会社ケイ・オブティコム  
東北インテリジェント通信株式会社  
株式会社UCOM  
株式会社STNet  
ソフトバンクBB株式会社  
ZIP Telecom株式会社  
九州通信ネットワーク株式会社  
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ

### 2 アクセス回線共用を行うことができる電気通信サービス

アクセス回線共用を行うことができる電気通信サービスは、以下のとおりとします。

- (1) 電話等サービス
- (2) 専用サービス
- (3) データ伝送サービス
- (4) イーサネット通信サービス
- (5) IP伝送サービス
- (6) 第3種オープンコンピュータ通信網サービス

2 の 2 削除

2 の 3 削除

### 3 契約者の地位の承継

- (1) 第35条の2（第3種契約に基づく権利の譲渡）、第42条の2（第4種契約に基づく権利の譲渡）、第50条の3（第5種契約に基づく権利の譲渡）、第51条の6の6（第6種契約に基づく権利の譲渡）、第51条の17の5（第7種契約に基づく権利の譲渡）、第51条の26の2（第8種契約に基づく権利の譲渡）、第58条の2（第1種ホスティング契約に基づく権利の譲渡）、第58条の11の2（第2種ホスティング契約に基づく権利の譲渡）、第59条の2の6の2（第3種ホスティング契約に基づく権利の譲渡）、第59条の2の7の10（第4種ホスティング契約に基づく権利の譲渡）、第65条の3の5（クローズドコンピュータ通信網契約に基づく権利の譲渡）、第69条の2（第1種データ着信契約に基づく権利の譲渡）、第69条の3の3（第2種データ着信契約に基づく権利の譲渡）、第69条の19の2（第1種シェアードIP-PBX契約に基づく権利の譲渡）、第69条の20の15の2（第2種シェアードIP-PBX契約に基づく権利の譲渡）、第69条の20の16の16の2（第3種シェアードIP-PBX契約に基づく権利の譲渡）、第69条の20の16の22の2（第4種シェアードIP-PBX契約に基づく権利の譲渡）及び第69条の20の16の29の2（第5種シェアードIP-PBX契約に基づく権利の譲渡）に規定するほか、相続又は法人の合併若しくは分割により契約者（第4種契約（料金表第1表（料金）に規定するタイプ1のコース8又はコース9に係る契約者に限ります。）及びデータ発信契約者を除きます。）の地位の承継があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により設立された法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて所属IP通信網サービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2) (1)の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人（その接続契約者回線等又はDSL回線（第4種オープンコンピュータ通信網サービスに係るもの、料金表第1表（料金）に規定する第2種オープンコンピュータ通信網サービスのタイプ2のコース1に係るもの並びに第6種オープンコンピュータ通信網サービスのタイプ3のコース1及びコース4に係るものを除きます。）に係る者として同一の者とします。  
ただし、アクセス回線共用を行う場合であって、その接続共用回線等について当社又は特定協定事業者と契約を締結している者が2以上となるときは、その中の1人として。）を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。  
これを変更したときも同様とします。
- (3) 当社は、(2)の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

### 4 契約者の氏名等の変更

- (1) 契約者（第4種契約（料金表第1表（料金）に規定するタイプ1のコース8又はコース9に係る契約者に限ります。）及びデータ発信契約者を除きます。）は、その氏名、名称又は住所若しくは居所、その他IP通信網契約に必要な事項について変更があったときは、そのことを速やかに所属IP通信網サービス取扱所に届け出て頂きます。
- (2) (1)の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。
- (3) 前項に規定する変更の申し出を怠ったことにより不利益を被った場合であっても、当社はその一切の責任を負わないものとします。

#### 4の2 IP通信網サービスにおける禁止事項

契約者はIP通信網サービスの利用にあたり、以下の行為を行わないものとします。

- (1) 他人の知的財産権（特許権、実用新案、著作権、意匠権、商標権等）その他の権利を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
- (2) 他人の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為又は侵害するおそれ

のある行為

- (3) 他人を誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
- (4) (詐欺、業務妨害等の) 犯罪行為又はこれを誘発若しくは扇動する行為
- (5) わいせつ、児童ポルノ若しくは児童虐待にあたる画像若しくは文書等を送信し、又は掲載する行為
- (6) 無限連鎖講(ネズミ講)を開設し、又はこれを勧誘する行為
- (7) IP通信網サービスにより利用しうる情報を改ざんし、又は消去する行為
- (8) 他人になりすましてIP通信網サービスを利用する行為(偽装するためにメールヘッダ等の部分に細工を行う行為を含みます。)
- (9) 有害なコンピュータプログラム等を送信し、又は他人が受信可能な状態のまま放置する行為
- (10) 本人の同意を得ること無く不特定多数の者に対し、商業的宣伝若しくは勧誘の電子メールを送信する行為
- (11) 他人が嫌悪感を抱く又はそのおそれのある電子メールを送信する行為
- (12) 当社若しくは他人の電気通信設備の利用若しくは運営に支障を与える、又は与えるおそれのある行為
- (13) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様でリンクをはる行為
- (14) ボイスモードの利用において、故意に多数の不完了呼を発生させ又は連続的に多数の呼を発生させる等、通信のふくそうを生じさせるおそれがある行為
- (15) ボイスモードの利用において、当社以外の者が提供するVoIPサービスへ転送を行う等、品質を保持できないような形態により利用する行為
- (16) ボイスモードの利用において、本人の同意を得ることなく不特定多数の者に対し、自動電話ダイヤリングシステムを用い又は合成音声若しくは録音音声等を用い、商業的宣伝若しくは勧誘の通信をする又は商業的宣伝若しくは勧誘を目的とした回線への発信を誘導する行為
- (17) ボイスモードの利用において、自動電話ダイヤリングシステムを用い又は合成音声若しくは録音音声等を用い、他人が嫌悪感を抱く又はそのおそれのある通信をする行為
- (18) ボイスモードの利用において、双方に発信の意思がない通信を発生させる行為
- (19) ID、パスワード、その他個人若しくは法人に属する情報をWebサイト若しくは電子メール等を利用する方法により、その情報が属する個人若しくは法人の錯誤等により意図に反して取得する行為又はそのおそれのある行為
- (20) 当社が別に定める基準を超過したトラフィック量を発生させることにより、IP通信網サービスを利用する者の当該利用に対し重大な支障を与える、又は与える恐れのある様態において通信をする行為。
- (21) その他、公序良俗に違反し、又は他人の権利を著しく侵害すると当社が判断した行為

(注) ⑳に規定する当社が別に定める基準は、当社のホームページ

(<http://www.ocn.ne.jp/info/rules/upload/index.html>)にて公表します。

#### 4の3 広告情報の提供に係る承諾

契約者は、当社が当社又は当社の提携先等第三者の提供する商品・サービス等に関する

情報提供(広告・宣伝を含みます。)を行うために電子メール等を送付することに、承諾していただきます。なお、契約者は、当社に申し出ることにより、この電子メール等の送付を中止、又は再開することができます。

#### 4の4 他社料金設定通信に関する料金の取扱い等

- (1) 他社料金設定通信に関する料金は、当社の提供区間(別記1に定める区間のうち、料金表第1表(料金)6の6-2-1に規定するデータ通信料に係る区間に限ります。)と協定事業者の提供区間(複数の協定事業者に係る提供区間を含み

ます。)とを合わせて別記1の2の(5)、(6)及び(7)に掲げる特定協定事業者が設定するものとし、その特定協定事業者の契約約款及び料金表に定めるところによります。

- (2) (1)の規定により、特定協定事業者が定める料金に関するその他の取扱いについては、この約款に定めるものを除き、その特定協定事業者の契約約款及び料金表に定めるところによります。

#### 4の5 電話番号の普通案内及び重複案内

- (1) 第1種シェアードIP-PBX契約者、第2種シェアードIP-PBX契約者又は第3種シェアードIP-PBX契約者は、IPセントレックス番号の普通案内(1の氏名、名称又は称号につき1のIPセントレックス番号を案内することをいいます。以下同じとします。)に係る請求をしその承諾を受けたときは、料金表第3表(電話番号案内利用に関する料金)に規定する料金の支払いを要します。

- (2) (1)に規定するほか、第1種シェアードIP-PBX契約者、第2種シェアードIP-PBX契約者又は第3種IP-PBX契約者がIPセントレックス番号の重複案内(氏名、名称、称号(普通案内として案内したものを除きます。)又は商品名につき、1のIPセントレックス番号(普通案内に係るものと同一番号とします。)を案内することをいいます。以下同じとします。)に係る請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第3表(電話番号案内利用に関する料金)に規定する支払いを要します。

#### 4の5の2 削除

#### 4の6 電話帳の普通掲載

- (1) 当社は、契約者(第1種シェアードIP-PBX契約者、第2種シェアードIP-PBX契約者、第3種シェアードIP-PBX契約者又は第2種ドットフォン契約者に限ります。以下、別記4の8まで同じとします。)から請求があったときは、IPセントレックス番号又は第2種ドットフォン契約に係るIP電話番号を電話帳(当社が別に定める協定事業者が発行する電話帳をいいます。以下同じとします。)に普通掲載として次の事項を掲載します。

ア 契約者又はその契約者が指定する者の氏名、名称又は称号のうち1

イ 契約者又はその契約者が指定する者の職業(当社が別に定める協定事業者が定める職業区分によるものとします。)のうち1

ウ 契約者又はその契約者が指定する者の住所又は居所のうち1

- (2) (1)に規定する事項は、当社が別に定める協定事業者が定める形式に従って掲載します。

- (3) (1)の規定により普通掲載として掲載できる数は、利用するIPセントレックス番号の数の範囲内とします。

- (4) 当社は、その普通掲載が当社が別に定める協定事業者の電話帳発行業務に支障を及ぼすおそれがあるときは、(1)の規定にかかわらず、電話帳の普通掲載の取扱いを行わないことがあります。

(注) 本条に規定する当社が別に定める協定事業者は東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社とします。

#### 4の7 電話帳の掲載省略

当社は、契約者から請求があったとき又はその掲載番号が、第3種シェアードIP-PBX契約(カテゴリー4に係るIP-VPN利用回線が臨時のものに限り)に係るものであるときは、電話帳への掲載を省略します。

#### 4の8 電話帳の重複掲載

- (1) 当社は、契約者から、普通掲載のほか、別記4の6(電話帳の普通掲載)に規定する掲載事項について、次の請求があったときは、重複掲載として電話帳に掲載します。

ア 氏名、名称若しくは称号(普通掲載として掲載したものを除きます。)又は

#### 商品名による掲載

##### イ 普通掲載として掲載した職業区分以外の職業区分への掲載

- (2) (1)に規定する事項は、当社が別に定める協定事業者が定める形式に従って掲載します。
- (3) 当社は、その重複掲載が当社が別に定める協定事業者の電話帳発行業務に支障を及ぼすおそれがあるときは、(1)の規定にかかわらず、電話帳の重複掲載の取扱いを行わないことがあります。
- (4) 第2種ドットフォン契約者は、第2種ドットフォン契約にかかるIP電話番号の電話帳の重複掲載に係る請求をしその承諾を受けたときは、料金表第3表（重複掲載に関する料金）に規定する料金の支払いを要します。

(注) 本条に規定する当社が別に定める協定事業者は東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社とします。

#### 5 契約者回線、加入者回線又は外部接続回線の設置場所の提供等

- (1) 契約者回線、加入者回線又は外部接続回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社が契約者回線、加入者回線又は外部接続回線を設置するために必要な場所は、その契約者（契約者回線、加入者回線又は外部接続回線に係る者に限ります。以下5において同じとします。）から提供していただきます。

ただし、契約者からの要請があったときは、当社が別に定めるところにより、契約者回線又は外部接続回線の設置場所を提供することがあります。

- (2) 当社がIP通信網契約に基づき設置する端末設備その他の電気通信設備に必要な電気は、契約者から提供していただくことがあります。
- (3) 契約者は、契約者回線、加入者回線又は外部接続回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。

#### 5の2 保守用電気通信回線の接続

第5種契約者は、その契約者回線（第5種オープンコンピュータ通信網サービス（料金表第1表（料金）に規定するイーサネット方式のものであって、非対称型のものに限り。）に係るものに限り。）に限り。以下5の2において同じとします。）の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、保守用の電気通信回線を接続することができます。この場合、1の契約者回線（アクセス回線二重化を行う場合は、その通常契約及び二重化付加契約に係る2の契約者回線とします。）に接続できる電気通信回線に係る符号伝送速度の合計値は、その契約者回線が10BASE-Tに係るもの場合は128kbit/s以下とし、100BASE-TXに係るもの場合は1.536Mbit/s以下とし、1000BASE-SXに係るもの場合は10Mbit/s以下とします。

#### 6 自営端末設備の接続

- (1) 契約者（契約者回線、加入者回線又は外部接続回線に係る者に限ります。以下9まで同じとします。）は、その契約者回線、加入者回線若しくは外部接続回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線、加入者回線又は外部接続回線に自営端末設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。この場合において、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成16年総務省令第15号。以下「技術基準適合認定規則」をいいます。）様式第7号の表示が付されている端末機器（技術基準適合認定規則第3条で定める種類の端末機器をいいます。）、技術基準等に適合することについて事業法第86条第1項に規定する登録認定機関又は事業法第104条第2項に規定する承認認定機関の認定を受けた端末機器、又は技術基準適合認定規則様式第14号に規定する表示を付された特定端末機器（技術基準適合認定規則第3条第2項で定める端末設備の機器をいいます。）以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。

- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
    - ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
    - イ その接続が、事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。
  - (3) 当社は、(2)の請求の承諾に当たっては、次の場合を除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
    - ア 技術基準適合認定規則様式第7号または14号の表示が付されている端末機器を接続するとき。
    - イ 事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するとき。
  - (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
  - (5) 契約者は、工事担任者規則（昭和60年郵政省令第28号）第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営端末設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。

ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。
  - (6) 契約者が、その自営端末設備を変更したときについても、(1)から(5)の規定に準じて取り扱います。
  - (7) 契約者は、その契約者回線、加入者回線又は外部接続回線に接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、当社に通知していただきます。
- 7 自営端末設備に異常がある場合等の検査
- (1) 当社は、契約者回線、加入者回線又は外部接続回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。
  - (2) (1)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
  - (3) (1)の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、契約者は、その自営端末設備を契約者回線、加入者回線又は外部接続回線から取りはずしていただきます。
- 8 自営電気通信設備の接続
- (1) 契約者は、その契約者回線、加入者回線若しくは外部接続回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線、加入者回線又は外部接続回線に自営電気通信設備を接続するときは、その接続を行う場所、その自営電気通信設備を構成する機器の名称その他その請求の内容を特定するための事項を記載した当社所定の書面により、その接続の請求をしていただきます。
  - (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
    - ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
    - イ その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて総務大臣の認定を受けたとき。
  - (3) 当社は、(2)の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
  - (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
  - (5) 契約者は、工事担任者規則第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営電気通信設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。

ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。
  - (6) 契約者が、その自営電気通信設備を変更したときについても、(1)から(5)の規定に準じて取り扱います。
  - (7) 契約者は、その契約者回線、加入者回線又は外部接続回線に接続されている自

営電気通信設備を取りはずしたときは、当社に通知していただきます。

9 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

契約者回線、加入者回線又は外部接続回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記7（自営端末設備に異常がある場合等の検査）の規定に準じて取り扱います。

10 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。

10の2 個人情報の開示

(1) 当社は、当社が保有している個人情報について、契約者から請求があったときは、原則として開示をします。

(2) 契約者は、(1)の請求をし、その個人情報の開示（該当個人情報が存在しない場合に、その旨を知らせることを含みます。）を受けたときは、当社が別に定める手数料の支払いを要します。

11 IPアドレス又はドメイン名に係る申請手続きの代行等

(1) 当社は、契約者（次のア又はイに掲げる者に限ります。以下11において同じとします。）から請求があったときは、その契約者に代わって、社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター（以下「JPNIC」といいます。）にそのIP通信網契約に係るIPアドレスの割当て若しくは返却、株式会社日本レジストリサービス（以下「JPRS」といいます。）にそのIP通信網契約に係るドメイン名（JPRSによって割り当てられるものに限ります。以下11において同じとします。）の割当て、変更、移転若しくは廃止又はJPNIC若しくはJPRSにそのIP通信網契約に係るJPNICデータベース（IPアドレス又はドメイン名の利用にあたりJPNIC又はJPRSに登録される情報をいいます。以下同じとします。）の登録、変更若しくは更新の申請手続き等を行います。

ア 第3種契約者、第5種契約者、第8種契約者、第1種ホスティング契約者、第2種ホスティング契約者、第3種ホスティング契約者、第4種ホスティング契約者、第1種シェアードIP-PBX契約者及び第3種シェアードIP-PBX契約者（第6種契約の料金表第1表（料金）に規定するカテゴリー1及びカテゴリー2のタイプ4に係る契約者に限ります。）

イ 第6種契約者（次の（ア）又は（イ）に掲げる者に限ります。）

（ア）当社がIPアドレス及びドメイン名に係る申請手続きの代行等を行う第6種契約者

A 料金表第1表（料金）に規定するカテゴリー1（プラン1に係るものを除きます。）に係る第6種契約者

B 料金表第1表（料金）に規定するカテゴリー4に係る第6種契約者

C 料金表第1表（料金）に規定するカテゴリー5（プラン1に係るものを除きます。）に係る第6種契約者

（イ）当社がドメイン名に係る申請手続きの代行等を行う第6種契約者

料金表第1表（料金）に規定するカテゴリー1（タイプ4のコース4のプラン1に係るものに限ります。）に係る第6種契約者

(2) (1)の場合、契約者は、料金表第3表（附帯サービスに関する料金）に規定する料金の支払いを要します。（当社が別に定める場合を除きます。）

(3) 契約者は、ドメイン名（そのIP通信網契約に係るもの（当社が別に定めるものを除きます。）に限ります。以下11において同じとします。）を利用している場合は、料金表第3表（附帯サービスに関する料金）に規定する料金の支払いを要します。

(4) 契約者は、ドメイン名を利用している場合において、IP通信網契約の解除をするときは、そのドメイン名について、あらかじめ指定事業者（JPRSに対し

ドメイン名に係る申請手続き等の代行を行う事業者であって、JPRSが定める者をいいます。以下11において同じとします。)の変更又はドメイン名の廃止の申請手続きに係る請求をしていただきます。

- (5) (4)の場合において、指定事業者の変更又はドメイン名の廃止の申請手続きに係る請求が行われなかったときは、当社は、そのドメイン名について、廃止の申請手続きを行います。この場合、当社はドメイン名の廃止に伴い発生する損害について責任を負いません。
- (6) (4)又は(5)の場合において、指定事業者の変更又はドメイン名の廃止が完了するまでの間にドメイン名の更新日を越えた場合は、契約者は、料金表第3表(附帯サービスに関する料金)に規定する更新に関する料金の支払いを要します。
- (7) (1)に規定するほか、当社は、料金表第1表(料金)に規定するIPv6トンネリング機能を利用する契約者から請求があったときは、そのIPv6トンネリング機能に係るIPアドレスの割当て又は返却の手続き等を行います。この場合の割当て又は返却に係る料金の扱いについては、(2)の規定に準ずるものとします。

11の2 IP通信網サービスに係る回線制御装置の提供等

- (1) 当社は、契約者(2)に定める者に限ります。以下11の2において同じとします。)から請求があったときは、そのIP通信網サービスに係る回線制御装置(契約者が、そのIP通信網契約に係るIP通信網サービスを利用して、コンピュータ通信に係る広域網を自ら構築するために使用する装置をいいます。以下同じとします。)を提供します。この場合、契約者は、料金表第3表(附帯サービスに関する料金)に規定する料金の支払いを要します。
- (2) 回線制御装置の提供の請求を行うことができる契約者は、料金表第3表に規定する回線制御装置の種別ごとに、次のとおりとします。

種 別	契 約 者
V P N 型	ア アイ 又 は ウ 以 外 の も の イ 第3種契約者(臨時第3種契約者、接続契約者回線に係る者、アクセス回線共用の利用に係る者及び料金表第1表(料金)に規定する選択型パケットフィルタリング機能又はIPv6トンネリング機能を利用する者を除きます。) ウ 第5種契約者(料金表第1表に規定するIPv6トンネリング機能を利用する者を除きます。) エ 第6種契約者(料金表第1表(料金)に規定するカテゴリ1(タイプ2のプラン2又はタイプ3のコース2(12Mb/品目及26Mb/s品目のものを除きます。))若しくはコース3に係るものに限ります。)に係る者及び料金表第1表(料金)に規定する選択型パケットフィルタリング機能又はIPv6トンネリング機能を利用する者を除きます。 オ 第8種契約者(料金表第1表に規定するIPv6トンネリング機能を利用する者を除きます。)
	イ S S L 型 ア 第3種契約者(臨時第3種契約者、接続契約者回線に係る者、アクセス回線共用の利用に係る者及び料金表第1表に規定する選択型パケットフィルタリング機能又はIPv6トンネリング機能を利用する者を除きます。) イ 第5種契約者(料金表第1表に規定するIPv6トンネリング機能を利用する者を除きます。)

	<p>ウ 第6種契約者（料金表第1表（料金）に規定するカテゴリー1（タイプ3のコース3、タイプ4のコース2の2、コース3の2、コース9の2又はタイプ2からタイプ4のプラン1に係る者に限ります。）に係る者、カテゴリー2に係る者、カテゴリー3に係る者、カテゴリー5（タイプ3及びタイプ4のプラン1に係る者に限ります。）に係る者、カテゴリー6に係る者及び別記11の5に規定する保守一元サービスを利用する者若しくは料金表第1表に規定する選択型パケットフィルタリング機能又はIPv6トンネリング機能を利用する者を除きます。）</p> <p>エ 第8種契約者（料金表第1表に規定するIPv6トンネリング機能を利用する者を除きます。）</p>
ウ S M F型	<p>第6種契約者（料金表第1表に規定するカテゴリー1（タイプ3のコース1又はコース1の2、タイプ4のコース1、コース2、コース3、コース4、コース9、コースNF又はコースNMに係るものに限ります。）に係る者（別記11の5に規定する保守一元サービスを利用する者及び料金表第1表に規定するIPv6トンネリング機能を利用する者を除きます。）であってプラン1のものに限ります。）</p>
FW型	<p>ア 第3種契約者（臨時第3種契約者、接続契約者回線に係る者、アクセス回線共用の利用に係る者及び料金表第1表に規定する選択型パケットフィルタリング機能又はIPv6トンネリング機能を利用する者を除きます。）</p> <p>イ 第5種契約者（料金表第1表に規定するIPv6トンネリング機能を利用する者を除きます。）</p> <p>ウ 第6種契約者（料金表第1表に規定するカテゴリー1（タイプ3のコース3若しくはコース4又はタイプ4のコース2の2、コース3の2、コース5からコース8、コース9の2、コース10、コースNF若しくはコースFMに係るものに限ります。）に係る者、カテゴリー2に係る者、カテゴリー3に係る者、カテゴリー5に係る者、カテゴリー6に係る者及び料金表第1表に規定する選択型パケットフィルタリング機能又はIPv6トンネリング機能を利用する者を除きます。）</p> <p>エ 第8種契約者（料金表第1表に規定するIPv6トンネリング機能を利用する者を除きます。）</p>
コンバータ型	<p>第3種契約者（料金表第1表に規定するタイプ2に係る者であってATM方式を利用する者に限ります。）</p>

(3) 回線制御装置（料金表第3表に規定するSSL型、SMF型及びFW型に限ります。以下(4)まで同じとします。）には、料金表第3表に定めるところにより、回線制御装置の提供を開始した日から起算して1年間の最低利用期間があります。

(4) 契約者は、(3)の最低利用期間内に回線制御装置の提供の廃止があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第3表に規定する額を支払っていただきます。

(5) 当社は、契約者（料金表第3表に規定するSMF型に係る者を除きます。）から請求があったときは、料金表第3表に定めるところにより回線制御装置に係るオプションサービスを提供します。この場合、契約者は、料金表第3表に規定する料金の支払いを要します。

(6) 当社は、契約者から請求があったときは、回線制御装置の設置若しくは移転、オプションサービスの利用又はその他の変更に係る工事を行います。この場合、契約者は、料金表第3表に規定する工事費の支払いを要します。

(7) 契約者（SMF型の保守タイプ0に係る者に限ります。以下(7)において同じとします。）は、回線制御装置を利用して構築する1の広域網に属する契約者の中から、1の代表管理者を当社に通知していただきます。これを変更したときも同様とします。当社は代表管理者にSMF機能に係るIDパスワード等を通知します。代表管理者は、ID及びパスワードの利用上及び管理上その他の責任を負うものとします。

(8) 回線制御装置を設置するために必要な場所は、契約者から提供していただきます。

ただし、第5種契約者からの要請があったときは、当社が別に定めるところにより、回線制御装置の設置場所を提供することがあります。

(9) 回線制御装置に必要な電気は、契約者から提供していただくことがあります。

(10) 契約者が回線制御装置を使用することができなくなったときは、当社に修理の請求をしていただきます。

(11) 当社は、回線制御装置を提供すべき場合において、当社（料金表第3表に規定するFW型の場合は、提携事業者（インターネットセキュリティシステムズ株式会社をいいます。以下(11)において同じとします。）を含みます。）の責めに帰すべき理由により回線制御装置に障害が発生してその通常の使用ができなくなったときは、その回線制御装置が全く使用できない状態（その回線制御装置に係る提携事業者の提供するサービスが全く利用できない状態を含みます。以下(12)まで同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、次表に規定する時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

ただし、提携事業者が提携事業者の定めるところによりその損害を賠償する場合は、この限りではありません。

区 分	時 間
アイ以外の場合	96時間
イ 料金表第3表に規定する回線制御装置の保守の区別が保守タイプ2の場合	24時間

(12) (11)の場合において、当社は、回線制御装置が全く使用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその回線制御装置の回線制御装置使用料を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。この場合、日数に対応する料金額の算定に当たっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

(13) 当社の故意又は重大な過失により回線制御装置に障害が発生してその通常の使用ができなくなったときは、(11)及び(12)の規定は適用しません。

(14) 当社は、当社が設置した回線制御装置を善良な管理者の注意をもって契約者に保管していただきます。

(15) 契約者は、(14)の規定に違反して回線制御装置を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

(16) (1)から(15)に規定するほか、回線制御装置に係るその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

#### 11の2の2 クローズドコンピュータ通信網サービスに係る端末設備の提供

(1) 当社は、契約者（クローズドコンピュータ通信網サービスにおける料金表第1表（料金）に定めるカテゴリー2のクラス1のタイプ2又はクラス4に係る者に限ります。以下11の2の2において同じとします。）から請求があったときは、そのクローズドコンピュータ通信網サービスに係る端末設備を提供します。この場合、契約者は料金表第3表（付帯サービスに関する料金）に規定する料金の支払いを要します。

- (2) 当社は、契約者から請求があったときは、端末設備の設置若しくは移転又はその他の変更に係る工事を行います。この場合、契約者は、料金表第3表に規定する料金の支払いを要します。
- (3) 端末設備を設置するために必要な場所は、契約者から提供していただきます。
- (4) 端末設備に必要な電気は、契約者から提供していただきます。
- (5) 契約者が端末設備を使用することができなくなったときは、当社に修理の請求をしていただきます。
- (6) 契約者は、当社が提供した端末設備を善良な管理者の注意をもって契約者に保管していただきます。
- (7) 契約者は、(6)の規定に違反して端末設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。
- (8) (1)から(7)に規定するほか、端末設備に係るその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

#### 11の2の3 特定加入者回線に係る端末設備の提供

- (1) 当社は、契約者（次のアからエまでに掲げる者に限ります。以下11の2の3において同じとします。）から請求があったときは、そのオープンコンピュータ通信網サービス又はクローズドコンピュータ通信網サービスに係る端末設備を提供します。この場合、契約者は料金表第3表（附帯サービスに関する料金）に規定する料金の支払いを要します。

ア 第6種契約者（料金表第1表（料金）に規定するカテゴリー5（タイプ3又はタイプ4（コース9に係るものに限ります。）又はカテゴリー6（料金表第1表に定めるタイプ3又はタイプ4（コース9に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）に係る者に限ります。）

イ 第7種契約者（カテゴリー1（料金表第1表に定めるタイプ1に係るものに限ります。）に係る者に限ります。）

ウ クローズドコンピュータ通信網契約者（料金表第1表に定めるカテゴリー2（クラス4（プラン1に係るものに限ります。）、クラス5（プラン1に係るものに限ります。）又はクラス7（プラン1に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）に係る者に限ります。

エ クローズドコンピュータ通信網契約者（料金表第1表に定めるカテゴリー3（クラス2のタイプ1に係るものに限ります。）に係る者に限ります。

- (2) 当社は、契約者から請求があったときは、端末設備の設置若しくは移転又はその他の変更に係る工事を行います。この場合、契約者は、料金表第3表に規定する料金の支払いを要します。
- (3) 端末設備を設置するために必要な場所は、契約者から提供していただきます。
- (4) 端末設備に必要な電気は、契約者から提供していただきます。
- (5) 契約者が端末設備を使用することができなくなったときは、当社に修理の請求をしていただきます。
- (6) 契約者は、当社が提供した端末設備を善良な管理者の注意をもって契約者に保管していただきます。
- (7) 契約者は、(6)の規定に違反して端末設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。
- (8) (1)から(7)に規定するほか、端末設備に係るその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

#### 11の2の4 第7種オープンコンピュータ通信網サービスに係る第7種回線制御装置の提供

- (1) 当社は、第7種契約者（カテゴリー1、カテゴリー2及びカテゴリーSに係る者に限ります。以下、11の2の4において同じとします。）から請求があったときは、そのオープンコンピュータ通信網サービスに係る第7種回線制御装置を提

供します。この場合、契約者は料金表第3表（附帯サービスに関する料金）に規定する料金の支払いを要します。

- (2) 当社は、第7種契約者から請求があったときは、第7種回線制御装置の設置若しくは移転又はその他の変更に係る工事を行います。この場合、第7種契約者は、料金表第3表に規定する料金の支払いを要します。
- (3) 第7種回線制御装置を設置するために必要な場所は、第7種契約者から提供していただきます。
- (4) 第7種回線制御装置に必要な電気は、契約者から提供していただきます。
- (5) 第7種契約者が第7種回線制御装置を使用することができなくなったときは、当社に修理の請求をしていただきます。
- (6) 第7種契約者は、当社が提供した第7種回線制御装置を善良な管理者の注意をもって第7種契約者に保管していただきます。
- (7) 第7種契約者は、(6)の規定に違反して第7種回線制御装置を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。
- (8) (1)から(7)に規定するほか、第7種回線制御装置に係るその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

#### 11の2の5 第7種オープンコンピュータ通信網サービス等に係るWEBカメラの提供

- (1) 当社は、第7種契約者（カテゴリー1及びカテゴリー2に係る者に限ります。以下、11の2の5において同じとします。）又はクロードコンピュータ通信網契約者（料金表第1表（料金）に定めるカテゴリー2のクラス1（コース1のプラン4、プラン6、プランNF及びプランNMに係る者並びにコース2に係る者を除きます。）又はクラス4（コース1のプラン1、プラン3及びプラン4に係る者に限ります。）に係る者に限ります。）から請求があったときは、そのオープンコンピュータ通信網サービスに係るWEBカメラ（そのカメラを設置した場所の映像をIP通信網を通じて遠隔地から見る事のできる機能を持ったカメラを言います。以下同じとします。）を提供します。この場合、契約者は料金表第3表（附帯サービスに関する料金）に規定する料金の支払いを要します。
- (2) 当社は、第7種契約者又はクロードコンピュータ通信網契約者（以下、(1)まで契約者といいます。）から請求があったときは、WEBカメラの設置又はその他の変更に係る工事を行います。この場合、契約者は、料金表第3表に規定する料金の支払いを要します。
- (3) WEBカメラには、料金表第3表に定めるところにより、WEBカメラの提供を開始した日から起算して1年間の最低利用期間があります。
- (4) 契約者は、(3)の最低利用期間内にWEBカメラの提供の廃止があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第3表に規定する額を支払っていただきます。
- (5) 当社は、契約者から請求があったときは、WEBカメラの設置若しくは移転又はその他の変更に係る工事を行いません。この場合、契約者は、料金表第3表に規定する工事費の支払を要します。
- (6) WEBカメラを設置するために必要な場所は、契約者から提供していただきます。
- (7) WEBカメラに必要な電気は、契約者から提供していただきます。
- (8) 契約者がWEBカメラを使用することができなくなったときは、当社に修理の請求をしていただきます。
- (9) 契約者は、当社が提供したWEBカメラを善良な管理者の注意をもって保管していただきます。
- (10) 契約者は、(9)の規定に違反してWEBカメラを亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。
- (11) (1)から(10)に規定するほか、WEBカメラに係るその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

#### 11の2の6 削除

#### 11の2の7 第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る端末機器の提供

- (1) 当社は、第2種契約者（他社接続モバイルデータ通信機能に係る者に限ります。以下、11の2の7において同じとします。）から請求があったときは、そのオー

パソコンコンピュータ通信網サービスに係る端末機器を当社が別に定める特定協定事業者から提供します。この場合、第2種契約者は料金表第3表（付帯サービスに関する料金）に規定する料金の支払いを要します。

- (2) 端末機器を配送するために必要な住所等に関する情報は、第2種契約者から提供していただきます。
  - (3) 第2種契約者が端末機器を使用することができなくなったときは、当社に修理の請求をしていただきます。
  - (4) 第2種契約者は、当社が別に定める特定協定事業者が提供した端末機器を善良な管理者の注意をもって保管していただきます。
  - (5) 第2種契約者は、前号の規定に違反して端末機器を亡失し、又はき損したときは、当社が別に定める特定協定事業者が指定する期日までにその補充、修繕等に必要な費用を支払っていただきます。
  - (6) 第2種契約者は、他社接続モバイルデータ通信機能が廃止となった場合、速やかに当社に対して端末機器の廃止の請求を行うものとします。
  - (7) (1)から(6)に規定するほか、端末機器に係るその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。
- (注) (1)、(4)及び(5)に規定する当社が別に定める特定協定事業者は、イー・アクセス株式会社とします。

#### 11の3 IP通信網サービスに係るコネクティビティの提供等

- (1) 当社は、契約者(2)に定める者に限ります。以下11の3において同じとします。)から請求があったときは、そのIP通信網サービスに係るコネクティビティ(IP通信網サービス取扱所内におけるIP通信網サービスに係る電気通信回線の終端と当社の施設又は当社が指定する施設(当社が別に定めるものに限ります。)に設置される契約者の設備との間に設置するケーブル等をいいます。以下同じとします。)を提供します。この場合、契約者は、料金表第3表（付帯サービスに関する料金）に規定する料金の支払いを要します。
- (2) コネクティビティの提供の請求を行うことができる契約者は、次に掲げる者に限ります。
  - ア 第5種契約者（料金表第1表（料金）に規定するタイプ1に係る者に限ります。）
  - イ クローズドコンピュータ通信網契約者（料金表第1表に定めるカテゴリ2のクラス2のタイプ5に係る者、カテゴリ3のクラス1のタイプ4に係る者又は外部接続回線に係る者に限ります。）
  - ウ 第2種データ着信契約者
- (3) 当社は、契約者から請求があったときは、コネクティビティの設置又はその他の変更に係る工事を行います。この場合、契約者は、料金表第3表に規定する工事費の支払いを要します。
- (4) コネクティビティを設置するために必要な場所は、契約者から提供していただきます。
- (5) コネクティビティに必要な電気は、契約者から提供していただくことがあります。
- (6) 契約者がコネクティビティを使用することができなくなったときは、当社に修理の請求をしていただきます。
- (7) 当社がコネクティビティを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりコネクティビティに障害が発生してその通常の使用ができなくなったときの損害賠償の取扱いは、そのコネクティビティと接続するIP通信網サービスにおける損害賠償の取扱いに準ずるものとします。
- (8) 当社は、当社が設置したコネクティビティを善良な管理者の注意をもって契約者に使用していただきます。
- (9) 契約者は、(8)の規定に違反してコネクティビティを亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

(10) (1)から(9)に規定するほか、コネクティビティに係るその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

#### 11の3の2 I P通信網サービスに係る屋内配線の提供等

- (1) 当社は、契約者（(2)に定める者に限ります。以下11の3の2において同じとします。）から請求があったときは、そのI P通信網サービスに係る屋内配線を提供します。この場合、契約者は、料金表第3表（附帯サービスに関する料金）に規定する料金の支払いを要します。
- (2) 屋内配線の提供の請求を行うことができる契約者は、次に掲げる者に限ります。
- ア 第6種契約者（料金表第1表（料金）に規定するカテゴリー5又はカテゴリー6のタイプ3に係る者に限ります。）
- イ 第7種契約者（カテゴリー1のタイプ1に係る者に限ります。）
- ウ クローズドコンピュータ通信網契約者（料金表第1表に定めるカテゴリー2（クラス4（プラン1に係るもの）に限ります。）、クラス5（プラン1に係るもの）に限ります。）又はクラス7（プラン1に係るもの）に限ります。）又はカテゴリー3（クラス2のタイプ1に係るもの）に限ります。）
- (3) 当社は、契約者から請求があったときは、屋内配線の設置又はその他の変更に係る工事を行います。この場合、契約者は、料金表第3表に規定する工事費の支払いを要します。
- (4) 屋内配線を設置するために必要な場所は、契約者から提供していただきます。
- (5) 契約者が屋内配線を使用することができなくなったときは、当社に修理の請求をしていただきます。
- (6) 当社が屋内配線を提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由により屋内配線に障害が発生してその通常の使用ができなくなったときの損害賠償の取扱いは、その屋内配線と接続するI P通信網サービスにおける損害賠償の取扱いに準ずるものとします。
- (7) 当社は、当社が設置した屋内配線を善良な管理者の注意をもって契約者に使用していただきます。
- (8) 契約者は、(7)の規定に違反して屋内配線を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要の費用を支払っていただきます。
- (9) (1)から(8)に規定するほか、屋内配線に係るその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

#### 11の3の3 I P通信網サービスに係るアプリケーション接続機器の提供

- (1) 当社は、契約者（次のア又はイに掲げる者に限ります。以下11の3の3において同じとします。）から請求があったときは、そのI P通信網サービスに係るアプリケーション接続機器を提供します。この場合、契約者は料金表第3表（附帯サービスに関する料金）に規定する料金の支払いを要します。
- ア クローズドコンピュータ通信網サービスにおける料金表第1表（料金）に定めるカテゴリー2（クラス2（タイプ1からタイプ3までに係るもの）に限ります。）、クラス6又はクラス7に係るものを除きます。）に係る者。ただし、契約者は、アプリケーション接続機器の利用について当社の統合V P Nアプリケーションサービス利用規約及び料金表に規定するA S P利用契約者（タイプ3に係る者に限ります。）及び契約者の属するC C Nセンター契約者の承諾を受けていることを条件とします。
- イ 別記11の2で規定する回線制御装置（別記11の2の(2)に掲げる表のうち、V P N型のものであってアに係るもの）に限ります。）の提供を受ける者であって、当社が別に定める者。ただし、契約者は、アプリケーション接続機器の利用について当社の統合V P Nアプリケーションサービス利用規約及び料金表に規定するA S P利用契約者（タイプ3に係る者に限ります。）及び契約者が通信

を行う当社のIP伝送サービス契約約款に規定するVPNグループに係るVPNグループ代表者の承諾を受けていることを条件とします。

- (2) 当社は、契約者から請求があったときは、アプリケーション接続機器の設置若しくは移転又はその他の変更に係る工事を行います。この場合、契約者は、料金表第3表に規定する料金の支払いを要します。
- (3) アプリケーション接続機器を設置するために必要な場所は、契約者から提供していただきます。
- (4) アプリケーション接続機器に必要な電気は、契約者から提供していただきます。
- (5) 契約者がアプリケーション接続機器を使用することができなくなったときは、当社に修理の請求をしていただきます。
- (6) 契約者は、当社が提供したアプリケーション接続機器を善良な管理者の注意をもって契約者に保管していただきます。
- (7) 契約者は、(6)の規定に違反してアプリケーション接続機器を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。
- (8) (1)から(7)までに規定するほか、アプリケーション接続機器に係るその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

#### 11の4 ボイスモードゲートウェイ装置の提供等

- (1) 当社は、第1種シェアードIP-PBX契約者（契約者が利用できるボイスモードゲートウェイ装置については当社が別に定めるところによります。）、第2種シェアードIP-PBX契約者（契約者が利用できるボイスモードゲートウェイ装置については当社が別に定めるところによります。）又は第3種シェアードIP-PBX契約者（契約者が利用できるボイスモードゲートウェイ装置については当社が別に定めるところによります。）から請求があったときは、ボイスモードゲートウェイ装置（VoIP利用回等の終端とボイスモードに係る自営電気通信設備との間に設置して、ボイスモードに係る通信ができるようにするために使用する装置（それに準ずるものを含みます。）をいいます。以下同じとします。）を提供します。この場合、第1種シェアードIP-PBX契約者、第2種シェアードIP-PBX契約者又は第3種シェアードIP-PBX契約者は、料金表第3表（附帯サービスに関する料金）に規定する料金の支払いを要します。
- (2) 当社は、第1種シェアードIP-PBX契約者、第2種シェアードIP-PBX契約者又は第3種シェアードIP-PBX契約者から請求があったときは、ボイスモードゲートウェイ装置の設置若しくは移転、ボイスモードゲートウェイ装置に係る変更又はその他の変更に係る工事を行います。この場合、第1種シェアードIP-PBX契約者、第2種シェアードIP-PBX契約者又は第3種シェアードIP-PBX契約者は、料金表第3表に規定する工事費の支払いを要します。
- (3) ボイスモードゲートウェイ装置を設置するために必要な場所は、第1種シェアードIP-PBX契約者、第2種シェアードIP-PBX契約者又は第3種シェアードIP-PBX契約者から提供していただきます。  
ただし、第1種シェアードIP-PBX契約者、第2種シェアードIP-PBX契約者又は第3種シェアードIP-PBX契約者からの要請があったときは、当社が別に定めるところにより、ボイスモードゲートウェイ装置の設置場所を提供することがあります。
- (4) ボイスモードゲートウェイ装置に必要な電気は、第1種シェアードIP-PBX契約者、第2種シェアードIP-PBX契約者又は第3種シェアードIP-PBX契約者から提供していただくことがあります。
- (5) 第1種シェアードIP-PBX契約者、第2種シェアードIP-PBX契約者又は第3種シェアードIP-PBX契約者がボイスモードゲートウェイ装置を使用することができなくなったときは、当社に修理の請求をしていただきます。

(6) 当社は、当社が設置したボイスモードゲートウェイ装置を善良な管理者の注意をもって第1種シェアードIP-PBX契約者、第2種シェアードIP-PBX契約者又は第3種シェアードIP-PBX契約者に保管していただきます。

(7) (1)から(6)に規定するほか、ボイスモードゲートウェイ装置に係るその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

#### 11の5 保守一元サービスの提供等

(1) 当社は、契約者（次のアからウまでに掲げる者に限ります。以下、11の5において同じとします。）から請求があったときは、その契約に係る特定協定事業者の提供するDSL回線（別記13の2の(3)のア又は別記13の2の(3)の2に係るもの）に限ります。以下、11の5において同じとします。）、光アクセス回線（別記13の2の(5)に係るもの）に限ります。以下、11の5において同じとします。）又は利用回線（別記13の2の(6)に係るもの）に限ります。の故障等に係る保守一元サービス（契約者が特定協定事業者へ修理の請求等を行うものを当社が一元的に取次ぎ、代行して行うものをいいます。）を提供します。この場合、契約者は料金表第3表（付帯サービスに関する料金）に規定する料金の支払いを要します。

ア 第6種契約者（料金表第1表（料金）に規定するカテゴリー1、カテゴリー2又はカテゴリー3であって、（タイプ2、タイプ3（コース1の3、コース2及びコース3に係るものを除きます。）又はタイプ4（コースNF、コースNM及びコースNBに係るものを除きます。）に係る者に限ります。）

イ 第7種契約者（カテゴリー2に係る者に限ります。）

ウ クローズドコンピュータ通信網契約者（料金表第1表に定めるカテゴリー2（クラス1（タイプ2に係るもの）に限ります。）又はクラス6に係るもの）に限ります。又はカテゴリー3（クラス1に係るもの）に限ります。）に係る者に限ります。）

(2) 特定協定事業者の提供するDSL回線又は光アクセス回線の修理、復旧の対応時間は、契約者と特定協定事業者との契約（保守の態様による細目）によります。

#### 11の6 第3種シェアードIP-PBX端末設備の販売

(1) 当社は、第3種シェアードIP-PBX契約者（当社が別に定める者に限ります。）から請求があったときは、その第3種シェアードIP-PBXサービスに係るVOIP利用回線に接続可能な第3種シェアードIP-PBX端末設備を販売します。この場合において、販売する第3種シェアードIP-PBX端末設備の機種及び販売価格は、当社が別に定めるところによります。

(2) 当社が販売する第3種シェアードIP-PBX端末設備の保証等の販売条件については、当社が別に定めるところによります。

(3) 当社は、第3種シェアードIP-PBX契約者から請求があったときは、第3種シェアードIP-PBX端末設備に係る工事を行います。この場合の工事に関する条件及び工事に関する費用については当社が別に定めるところによります。

#### 11の7 第3種シェアードIP-PBX端末設備の保守

当社は、第3種シェアードIP-PBX契約者から請求があったときは、前項に規定する第3種シェアードIP-PBX端末設備の故障等に係る保守サービス（保守サービスに係る提供条件は、当社が別に定めるところによります。）を提供します。

#### 11の8 第3種シェアードIP-PBX端末設備に係るその他の提供条件

(1) 第3種シェアードIP-PBX契約者は、11の6及び11の7の規定に基づく請求を行う場合には、あらかじめ当社が別に定める提供条件に同意のうえその請求を行うものとします。

(2) 11の6及び11の7の規定に基づく請求に伴い、第3種シェアードIP-PBX契約者が当社に支払うこととなった料金その他の債務の取扱いについては、IP通信網サービス契約約款の規定を準用するものとします。

#### 11の9 リモートアクセス機器の販売

- (1) 当社は、第5種シェアードIP-PBX契約者から請求があったときは、リモートアクセス機器（料金表第1表（料金）に規定する付加機能（リモートアクセス機能に限ります。）を利用するために用いる機器をいいます。以下、同じとします。）を販売します。この場合において、販売するリモートアクセス機器の販売価格は、当社が別に定めるところによります。
- (2) 当社が販売したリモートアクセス機器については、引渡し日（郵送等で引き渡す場合は、当社が別に定める日とします。）から1年間は無料で修理します。  
ただし、保証期間内であっても、次の場合は、当社は別に算定する実費の支払いを条件として修理します。  
ア その故障が、第5種シェアードIP-PBX契約者の責めに帰すべき事由により発生したとき。  
イ その故障が、天災、事変その他不可抗力により発生したとき。
- (3) (1)及び(2)に規定するほか、リモートアクセス機器の販売等に係る代金の支払方法及び消費税相当額の加算については料金表通則の規定に、延滞利息については第89条（延滞利息）の規定にそれぞれ準じて取り扱い、その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

#### 11の10 端末起動装置の販売

- (1) 当社は、第5種シェアードIP-PBX契約者から請求があったときは、端末起動装置（料金表第1表（料金）に規定する付加機能（リモートアクセス機能に限ります。）を利用するとき用いる機器であって、自営端末設備を起動させる装置をいいます。以下、同じとします。）を販売します。この場合において、販売する端末起動装置の販売価格及び設定変更に係る工事費は、当社が別に定めるところによります。
- (2) 当社が販売した端末起動装置については、当社が別に定める保証書により、引渡し日（郵送等で引き渡す場合は、当社が別に定める日とします。）から1年間は無料で修理します。  
ただし、保証期間内であっても、次の場合は、当社は別に算定する実費の支払いを条件として修理します。  
ア その故障が、第5種シェアードIP-PBX契約者の責めに帰すべき事由により発生したとき。  
イ その故障が、天災、事変その他不可抗力により発生したとき。
- (3) (1)及び(2)に規定するほか、端末起動装置の販売等に係る代金の支払方法及び消費税相当額の加算については料金表通則の規定に、延滞利息については第89条（延滞利息）の規定にそれぞれ準じて取り扱い、その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

#### 11の11 利用権に関する事項の証明

- (1) 当社は、利害関係人から請求があったときは、IP通信網サービス利用権（第3種利用権、第4種利用権、第5種利用権、第6種利用権、第7種利用権、第8種利用権、第1種ホスティング利用権、第2種ホスティング利用権、第3種ホスティング利用権、第4種ホスティング利用権、クローズドコンピュータ通信網利用権、第1種データ着信利用権、第2種データ着信利用権、第1種シェアードIP-PBX利用権、第2種シェアードIP-PBX利用権、第3種シェアードIP-PBX利用権、第4種シェアードIP-PBX利用権及び第5種シェアードIP-PBX利用権をいいます。以下、同じとします。）に関する次の事項を、当社の帳簿（電磁的記録により調整したものを含みます。）に基づき証明します。  
ただし、証明の請求のあった事項が過去のものであるときは、証明できないことがあります。  
ア 第3種契約、第4種契約、第5種契約、第6種契約、第7種契約、第8種契約、第1種ホスティング契約、第2種ホスティング契約、第3種ホスティング契約、第4種ホスティング契約、クローズドコンピュータ通信網契約、第1種デー

タ着信契約、第2種データ着信契約、第1種シェアードIP-PBX契約、第2種シェアードIP-PBX契約、第3種シェアードIP-PBX契約、第4種シェアードIP-PBX契約又は第5種シェアードIP-PBX契約の申込みの承諾年月日

イ ダイヤルアップアクセスサービス着信番号

ウ 契約者（第3種契約者、第4種契約者、第5種契約者、第6種契約者、第7種契約者、第8種契約者、第1種ホスティング契約者、第2種ホスティング契約者、第3種ホスティング契約者、第4種ホスティング契約者、クローズドコンピュータ通信網契約者、第1種データ着信契約者、第2種データ着信契約者、第1種シェアードIP-PBX契約者、第2種シェアードIP-PBX契約者、第3種シェアードIP-PBX契約者、第4種シェアードIP-PBX契約者及び第5種シェアードIP-PBX契約者に限ります。以下、13において同じとします。契約者の地位の承継があった場合において、地位を承継した者が複数となるときは、別記3の規定による代表者とします。）の氏名、名称又は住所若しくは居所

エ 契約者回線又は加入者回線の終端のある場所

オ 特定相互接続点の所在場所（第6条（IP通信網サービスの提供区間等）第2項の規定によるものに限ります。）

カ そのIP通信網サービスの種別、種類、通信モード、区分、品目及び通信又は保守の態様による細目又は契約の区分

キ IP通信網サービス利用権の譲渡の承認の請求があったときは、その受付年月日及び受付番号

ク IP通信網サービス利用権の移転があったときは、その効力が発生した年月日

ケ 差押（滞納処分（国税徴収法（昭和34年法律第147号）による滞納処分及びその例による滞納処分をいいます。）によるものの場合にあっては、参加差押を含みます。）、仮差押又は仮処分の通知があったときは、その受付年月日及び受付番号

コ その他当社が別に定める事項

- (2) 利害関係人が(1)の規定による請求を行うときは、証明を受けたい事項を当社所定の書面に記入のうえ、所属IP通信網サービス取扱所に提出していただきます。この場合、利害関係人は、料金表第3表（附帯サービスに関する料金）に規定する手数料の支払いを要します。

## 12 支払証明書の発行

支払証明書の発行に係る料金その他の提供条件は、専用サービスにおける支払証明書の発行の場合に準ずるものとします。

### 12の2 料金明細内訳の閲覧等

- (1) 当社は、第3種シェアードIP-PBX契約者（オンネットグループ代表者（シームレス通信を行っているときはシームレスグループ代表者））に限ります。以下12の2において同じとします。）、第4種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリー2に係る者を除きます。）又は第5種シェアードIP-PBX契約者から請求があったときは、別に定めるところにより、自営端末設備から当社が設置する料金明細内訳記録装置（料金明細内訳を記録し、閲覧に供するための装置をいいます。）に接続して料金明細内訳の閲覧を可能とします。

ただし、第3種シェアードIP-PBX契約者による料金明細内訳の閲覧は、そのオンネットグループ又はシームレスグループを構成する他の第3種シェアードIP-PBX契約者の承諾を受けていることを条件とします。

- (2) 第3種シェアードIP-PBX契約者、第4種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリー2に係る者を除きます。）又は第5種シェアードIP-PBX契約者は、料金明細内訳の閲覧の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第3表（附帯サービスに関する料金）に規定する料金の支払いを要します。ただし、料

金の適用開始については、閲覧が可能となる料金月（当社が別に定めるところによります。）からとします。

- (3) 当社は、(2)の規定における料金について、日割しません。
- (4) 料金明細内訳の閲覧可能な期間の終了については、解除した料金月の翌料金月の月末までとします。この場合、解除した料金月の翌料金月の料金の支払いは不要とします。
- (5) 第3種シェアードIP-PBX契約者、第4種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリー2に係る者を除きます。）又は第5種シェアードIP-PBX契約者は、料金明細内訳の閲覧を可能とする者を識別するために当社が割り当てる契約者識別符号及び暗証符号に関し、利用上、管理上その他の責任を負うものとします。
- (6) 当社は、料金明細内訳の閲覧及び利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。

### 12の3 チャネル情報の閲覧

- (1) 当社は、第3種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリー5に係る者を除きます。）及び第4種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリー3に係る者に限ります。）から請求があったときは、別に定めるところにより、自営端末設備から当社が設置するチャネル情報記録装置（通信チャネル数及び外線同時接続チャネル数等を記録し、閲覧に供するための装置をいいます。）に接続してチャネル情報の閲覧を可能とします。
- (2) 第3種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリー5に係る者を除きます。）及び第4種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリー3に係る者に限ります。）は、チャネル情報の閲覧の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第3表（附帯サービスに関する料金）に規定する料金の支払いを要します。
- (3) 第3種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリー5に係る者を除きます。）及び第4種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリー3に係る者に限ります。）は、チャネル情報の閲覧を可能とする者を識別するために当社が割り当てる契約者識別符号及び暗証符号に関し、利用上、管理上その他の責任を負うものとします。
- (4) 当社は、チャネル情報の閲覧及び利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。

### 13 協定事業者の電気通信サービスに関する手続きの代行

当社は、IP通信網サービスに係る契約の申込みをする者又は契約者から要請があったときは、協定事業者（当社が別に定める協定事業者に限ります。）の電気通信サービスの利用に係る申込み、請求、届出、その他当社が別に定める事項について、手続きの代行を行います。

### 13の2 IP通信網サービスの提供に係る当社又は特定協定事業者の電気通信サービスの契約

- (1) 接続契約者回線に係るもの

契約の種別等	契約約款の名称
第1種契約、第2種契約又は第5種契約	イーサネット通信サービス契約約款
VPN契約（アクセスタイプ7に係るものに限ります。）	IP伝送サービス契約約款
第2種データ着信契約（クラス2に係るものに限ります。）	IP通信網サービス契約約款
ネットワークプラットフォーム契約	ネットワークプラットフォームサービス契約約款

モバイルアクセス契約（カテゴリーP（タイプ1に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）	モバイルアクセスサービス契約約款
--	------------------

(2) 他社接続契約者回線に係るもの

事業者の名称	契約の種別等	契約約款の名称
東日本電信電話株式会社	専用契約（DSL等接続専用サービスに係るものを除きます。）又は臨時専用契約	専用サービス契約約款
	LAN型通信網契約（当社が別に定めるものに限ります。）	LAN型通信網サービス契約約款
	データ伝送契約	データ伝送サービス契約約款
西日本電信電話株式会社	専用契約（DSL等接続専用サービスに係るものを除きます。）又は臨時専用契約	専用サービス契約約款
	LAN型通信網契約（当社が別に定めるものに限ります。）	LAN型通信網サービス契約約款
	データ伝送契約	データ伝送サービス契約約款
北海道総合通信網株式会社	専用契約	専用サービス契約約款
	イーサネット通信網契約（当社が別に定めるものに限ります。）	イーサネット通信網サービス契約約款
東北インテリジェント通信株式会社	専用契約	専用サービス契約約款
	高速イーサネット網契約（当社が別に定めるものに限ります。）	高速イーサネット網サービス契約約款
KDDI株式会社	専用契約又は臨時専用契約	専用サービス契約約款 （旧株式会社パワードコムによるもの）
	パワードイーサネット契約（当社が別に定めるものに限ります。）	パワードイーサネットサービス約款
中部テレコミュニケーション株式会社	専用契約（当社が別に定めるものに限ります。）	専用サービス契約約款
	イーサネット網契約（当社が別に定めるものに限ります。）	イーサネット網サービス契約約款
北陸通信ネットワーク株式会社	専用契約	専用サービス契約約款
	イーサネット通信網契約（当社が別に定めるものに限ります。）	イーサネット通信網サービス契約約款
株式会社ケイ・オ	専用契約又は臨時専用契約	専用サービス契約約款

プティコム	イーサネット網契約	イーサネット網サービス契約約款
株式会社エネルギー・コミュニケーションズ	専用契約	専用サービス契約約款
	イーサネット通信網契約（当社が別に定めるものに限ります。）	イーサネット通信網サービス契約約款
株式会社STNet	専用契約	専用サービス契約約款
	高速イーサネット網契約（当社が別に定めるものに限ります。）	高速イーサネット網サービス契約約款
九州通信ネットワーク株式会社	専用契約	専用サービス契約約款
	高速イーサネット専用契約	
沖縄通信ネットワーク株式会社	専用契約	専用サービス契約約款

(3) DSL回線に係るもの

ア 1の2の(1)に規定する特定協定事業者のみに係るもの

事業者の名称	契約の種別等	契約約款の名称
東日本電信電話株式会社	IP通信網契約（メニュー4のタイプ1（プラン2を除きます。）及びタイプ2に係るものに限ります。）	IP通信網サービス契約約款
西日本電信電話株式会社	IP通信網契約（メニュー4に係るものに限ります。）	IP通信網サービス契約約款

イ ア以外のもの

次の(ア)及び(イ)に掲げる契約の組合せによる2の契約とします。

(ア)

事業者の名称	契約の種別等	契約約款の名称
東日本電信電話株式会社	専用契約（DSL等接続専用サービスのタイプ2（タイプ2-1を除きます。）に係るものに限ります。）	専用サービス契約約款
西日本電信電話株式会社	専用契約（DSL等接続専用サービスのタイプ2（タイプ2-1を除きます。）に係るものに限ります。）	

(イ)

事業者の名称	契約の種別等	契約約款の名称
株式会社アッカ・ネットワークス	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社経由DSLサービス契約	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社経由DSLサービスに関する契約約款

(3)の2 DSL回線に係るもの

1の2の(1)に規定する特定協定事業者（東日本電信電話株式会社に限ります。）

のみに係るもの

事業者の名称	契約の種別等	契約約款の名称
東日本電信電話株式会社	I P 通信網契約（メニュー 4 のタイプ 2（プラン 2 に限ります。）に係るものに限ります。）	I P 通信網サービス契約約款

(4) 加入電話等設備に係るもの

ア 当社に係るもの

契約の種別等	契約約款の名称
専用アクセス契約	電話等サービス契約約款

イ 特定協定事業者のうち加入電話等契約に係るもの

事業者の名称	契約の種別等	契約約款の名称
東日本電信電話株式会社	加入電話契約、臨時加入電話契約、着信用電話契約又は支店代行電話契約	電話サービス契約約款
	第 1 種契約、臨時第 1 種契約、第 2 種契約又は臨時第 2 種契約	総合デジタル通信サービス契約約款
西日本電信電話株式会社	加入電話契約、臨時加入電話契約、着信用電話契約又は支店代行電話契約	電話サービス契約約款
	第 1 種契約、臨時第 1 種契約、第 2 種契約又は臨時第 2 種契約	総合デジタル通信サービス契約約款
東北インテリジェント通信株式会社	第 1 種契約、短期第 1 種契約、第 2 種契約又は短期第 2 種契約	総合デジタル通信サービス契約約款
中部テレコミュニケーション株式会社	第 1 種契約、短期第 1 種契約、第 2 種契約又は短期第 2 種契約	総合デジタル通信サービス契約約款
北陸通信ネットワーク株式会社	第 1 種契約、短期第 1 種契約、第 2 種契約又は短期第 2 種契約	総合デジタル通信サービス契約約款
株式会社ケイ・オプティコム	第 1 種契約又は第 2 種契約	総合デジタル通信サービス契約約款
株式会社エネルギー・コミュニケーションズ	第 1 種契約又は第 2 種契約	総合デジタル通信サービス契約約款
株式会社 S T N e t	第 1 種契約、短期第 1 種契約、第 2 種契約又は短期第 2 種契約	総合デジタル通信サービス契約約款
九州通信ネットワーク株式会社	直加入通信契約	総合デジタル通信サービス契約約款

株式会社KVH	I SDN契約	総合デジタル通信サービス契約約款
ベライゾンジャパン合同会社	電話加入契約、臨時電話加入契約、総合デジタル通信加入契約又は臨時総合デジタル通信加入契約	電話サービス等契約約款
KDDI株式会社	ダイレクト電話契約、臨時ダイレクト電話契約、ダイレクト通信契約又は臨時ダイレクト通信契約	電話サービス等契約約款
ソフトバンクテレコム株式会社	ダイレクト電話契約、臨時ダイレクト電話契約、デジタルダイレクト通信契約又は臨時デジタルダイレクト通信契約	電話サービス等契約約款
	加入契約	電話サービス契約約款
	I SDN加入契約	総合デジタル通信サービス契約約款
	直加入電話契約	電話サービス（H）契約約款
株式会社ジェイコム東京	電話サービス契約	電話サービス契約約款
株式会社ジェイコム関東	電話サービス契約	電話サービス契約約款
株式会社ジェイコム千葉	電話サービス契約	電話サービス契約約款
株式会社ジェイコム湘南	電話サービス契約	電話サービス契約約款
土浦ケーブルテレビ株式会社	電話サービス契約	電話サービス契約約款
株式会社ジェイコムさいたま	電話サービス契約	電話サービス契約約款
株式会社ジェイコムウエスト	電話サービス契約	電話サービス契約約款
株式会社ジェイコム福岡	電話サービス契約	電話サービス契約約款
株式会社ジェイコム北九州	電話サービス契約	電話サービス契約約款
株式会社ケーブルネット下関	電話サービス契約	電話サービス契約約款
株式会社ケーブルネット神戸芦屋	電話サービス契約	電話サービス契約約款
株式会社UCOM	直加入契約	直加入サービス契約約款

フュージョン・コミュニケーションズ株式会社	電話サービス等契約	電話等サービス契約約款
Z I P T e l e c o m株式会社	直加入電話契約	電話サービス等契約約款

ウ 特定協定事業者のうち携帯電話等契約に係るもの

事業者の名称	契約の種別等	契約約款の名称
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	mov a契約、プリペイド携帯電話契約又はドコモコール契約	mov aサービス契約約款
	F O M A契約又はF O M Aドコモコール契約	F O M Aサービス契約約款
	衛星電話契約	衛星電話サービス契約約款
ソフトバンクモバイル株式会社	ソフトバンクサービス契約又はプリペイドサービスに係る契約	ソフトバンク通信サービス契約約款
	3 Gサービス契約	3 G通信サービス契約約款
K D D I株式会社	a uサービスに係る契約又はプリペイド電話契約	a u通信サービス契約約款
沖縄セルラー電話株式会社	a uサービスに係る契約又はプリペイド電話契約	a u通信サービス契約約款
イー・モバイル株式会社	E M O B I L E契約	E M O B I L E通信サービス契約約款（電話・データ通信編）

エ 特定協定事業者のうちPHS契約に係るもの

事業者の名称	契約の種別等	契約約款の名称
株式会社ウィルコム	一般ウィルコム通信契約又は定期一般ウィルコム通信契約	ウィルコム通信サービス契約約款

(注) 上記契約の種別等には、上記事業者が他の事業者に提供する卸電気通信役務（電気通信事業法第29条第1項第10項に定めるものをいいます。）を利用して他の事業者が提供するPHS等契約を含むものとします。

(5) 光アクセス回線に係るもの

ア 1の2の(1)に規定する特定協定事業者のみに係るもの

事業者の名称	契約の種別等	契約約款の名称
東日本電信電話株式会社	I P通信網契約（メニュー5に係るものに限ります。）	I P通信網サービス契約約款

西日本電信電話株式会社	I P 通信網契約（メニュー 5 に係るものに限ります。）	I P 通信網サービス契約約款
-------------	-------------------------------	-----------------

イ 1 の 2 の(3)に規定する特定協定事業者のみに係るもの

事業者の名称	契約の種別等	契約約款の名称
株式会社アッカ・ネットワークス	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社経由アッカ光サービス契約	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社経由アッカ光サービスに関する契約約款

(6) 利用回線に係るもの

事業者の名称	契約の種別等	契約約款の名称
東日本電信電話株式会社	I P 通信網契約（メニュー 1 に係るものに限ります。）	I P 通信網サービス契約約款
西日本電信電話株式会社	I P 通信網契約（メニュー 1 に係るものに限ります。）	I P 通信網サービス契約約款

(7) 移動利用回線に係るもの

事業者の名称	契約の種別等	契約約款の名称
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	ドコモパケット契約	パケット通信サービス契約約款

(注) I S P 接続サービスを利用する場合に限ります。

(8) 削除

(9) データ利用回線に係るもの（電話等契約）

ア 加入電話等契約

事業者の名称	契約の種別等	契約約款の名称
東日本電信電話株式会社	加入電話契約又は臨時加入電話契約	電話サービス契約約款
	第 1 種契約、臨時第 1 種契約、第 2 種契約又は臨時第 2 種契約	総合デジタル通信サービス契約約款
西日本電信電話株式会社	加入電話契約又は臨時加入電話契約	電話サービス契約約款
	第 1 種契約、臨時第 1 種契約、第 2 種契約又は臨時第 2 種契約	総合デジタル通信サービス契約約款
ソフトバンクテレコム株	加入電話契約又はデジタル	電話サービス等契約約

株式会社	加入通信契約	款
------	--------	---

イ PHS等契約

(ア) (イ) 以外のもの

事業者の名称	契約の種別等	契約約款の名称
株式会社ウィルコム	一般ウィルコム通信契約又は 定期一般ウィルコム通信契約	ウィルコム通信サービス契約約款

(イ) 当社に係るもの

契約の種別等	契約約款の名称
モバイルアクセス契約 (カテゴリーP (タイプ2に係るものに限ります。))に係るもの に限ります。)	モバイルアクセスサービス契約約款

ウ 携帯電話等契約

(ア) (イ) 以外のもの

事業者の名称	契約の種別等	契約約款の名称
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	mova契約、プリペイド携帯電話契約又はドコモコール契約	movaサービス契約約款
	衛星電話契約	衛星電話サービス契約約款
	FOMA契約又はFOMAドコモコール契約	FOMAサービス契約約款
KDDI株式会社	a u契約	a u通信サービス契約約款
ソフトバンクモバイル株式会社	ソフトバンクサービス契約又はプリペイドサービス契約	ソフトバンク通信サービス契約約款
	3Gサービス契約	3G通信サービス契約約款

(イ) 当社に係るもの

契約の種別等	契約約款の名称
モバイルアクセス契約 (カテゴリーCに係るものに限ります。)	モバイルアクセスサービス契約約款

(10) 第1種ドットフォンサービス及び第2種ドットフォンサービスに係る加入電話等設備に係るもの

事業者の名称	契約の種別等	契約約款の名称
東日本電信電話株式会社	加入電話契約、臨時加入電話契約又は支店代行電話契約	電話サービス契約約款

	第1種契約、臨時第1種契約、 第2種契約又は臨時第2種契約	総合デジタル通信サ ービス契約約款
西日本電信電話株式会 社	加入電話契約、臨時加入電話契 約又は支店代行電話契約	電話サービス契約約款
	第1種契約、臨時第1種契約、 第2種契約又は臨時第2種契約	総合デジタル通信サ ービス契約約款

(1) 削除

(2) モバイルアクセス利用回線に係るもの

契約の種別等	契約約款の名称
モバイルアクセス契約（カテゴリーP （タイプ2に係るものに限ります。）に 係るものに限ります。）	モバイルアクセスサービス契約約款

(3) 他社モバイルアクセス利用回線に係るもの

事業者の名称	契約の種別等	契約約款の名称
株式会社ウィルコム	一般ウィルコム通信契約又は定 期一般ウィルコム通信契約	ウィルコム通信サービ ス契約約款

13の2の2 IP通信網サービスの提供に係る契約事業者の電気通信サービスの契  
約

特定加入者回線に係るもの

ア DSL回線に係るもの

事業者の名称	契約の種別等	契約約款の名称
東日本電信電話株式会 社	IP通信網契約（メニュー4の タイプ1（プラン2を除きま す。）及びタイプ2に係るもの に限ります。）	IP通信網サービス契 約約款
西日本電信電話株式会 社	IP通信網契約（メニュー4に 係るものに限ります。）	IP通信網サービス契 約約款

イ 光アクセス回線に係るもの

事業者の名称	契約の種別等	契約約款の名称
東日本電信電話株式会 社	IP通信網契約（メニュー5に 係るものに限ります。）	IP通信網サービス契 約約款
西日本電信電話株式会 社	IP通信網契約（メニュー5に 係るものに限ります。）	IP通信網サービス契 約約款

13の3 他の電気通信事業者との利用契約の締結

契約相手となる電気通信事業者	締結する利用契約
KDD I 株式会社	KDD I 株式会社の電話サービス等契約約款に規定する第2種一般電話等契約
ソフトバンクテレコム株式会社	ソフトバンクテレコム株式会社の電話サービス等契約約款に規定する第2種中継電話等契約

#### 13の4 削除

#### 14 新聞社等の基準

区 分	基 準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 (2) 発行部数が1の題号について、8,000部以上であること。
2 放送事業者	電波法（昭和25年法律第131号）の規定により放送局の免許を受けた者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送するためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

## 料金表

### 通則

(利用料金の設定)

- 1 第3種契約(2に規定するものを除きます。)、第4種契約(2に規定するものを除きます。 )及び第6種契約(2に規定するものを除きます。 )に係る定額利用料(2に規定するものを除きます。 )、ダイヤルアウト通信料(別記13の2の(4)のアに掲げる契約に係る加入電話等設備への通信に係るものを除きます。 )並びにデータ通信料については、当社の提供区間と特定協定事業者及びV o I P協定事業者の提供区間とを合わせて当社が設定するものとします。

ただし、特定協定事業者又はV o I P協定事業者の契約約款及び料金表に規定するところによりその特定協定事業者又はV o I P協定事業者が定める料金については、この限りでありませぬ。

- 2 第2種契約、第3種契約(加入者回線、接続契約者回線又は他社接続契約者回線(別記1の2の(1)に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するLAN型通信網サービスに係るものに限りませぬ。 )に係るものに限りませぬ。 )、第4種契約(料金表第1表(料金)に規定するタイプ3のコース3に係るものを除きます。 )、第5種契約、第6種契約(料金表第1表(料金)に規定するタイプ2、タイプ3のコース1、コース1の2若しくはコース4、コース4の2又はタイプ4に係るものに限りませぬ。 )、第7種契約、第8種契約、第1種ホスティング契約、第2種ホスティングサービス、第3種ホスティングサービス、第4種ホスティングサービス、クラウドコンピュータ通信網契約、第1種データ着信契約、第2種データ着信契約、第1種シェアードI P-P B X契約、第2種シェアードI P-P B X契約、第3種シェアードI P-P B X契約、第4種シェアードI P-P B X契約、第5種シェアードI P-P B X契約、第1種ドットフォンサービス、第2種ドットフォンサービス及び第3種ドットフォンサービスに係る定額利用料等及び利用料等については、第6条(I P通信網サービスの提供区間等)第1項に規定する当社のI P通信網サービスの区間について適用します。

ただし、料金表第1表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。(料金の計算方法等)

- 3 当社は、契約者(臨時第3種契約者を除きます。以下3から7の規定において同じとします。 )がその契約に基づき支払う料金のうち、利用料金及び使用料は料金月に従って計算します。

ただし、請求書等の発行に関する料金及び当社が必要と認めるときは料金月によらず随時に計算します。

- 4 当社は、次の場合が生じたときは、利用料金(利用料(当社が別に定める第4種契約に係る利用料を除きます。 )、定額利用料(クラウドコンピュータ通信網契約の料金表第1表(料金)に定めるカテゴリー2のクラス2のプラン3(第82条(定額利用料等の支払義務)第2項第3号及び第93条(責任の制限)にかかわる場合を除きます。 )又は第1種ホスティング契約若しくは第3種ホスティング契約の加算額に係るものに限りませぬ。 )ただし、第82条(定額利用料等の支払義務)第2項第3号及び第93条(責任の制限)にかかわる場合を除きます。 )、特定ダイヤルアップ回線及びポータブルI Pアクセスの利用の場合の利用料又は定額利用料の加算額、ローミング機能に係る付加機能利用料、ポータブルI Pアクセス機能に係る付加機能利用料、ダイヤルアウト通信料、データ通信料、留守番伝言機能(メッセージ再生機能に限りませぬ。 )に係る付加機能利用料及びパケット通信料を除きます。 )及び使用料(以下6まで「定額利用料等」といいます。 )をその利用日数に応じて日割します。

ただし、第2種契約(料金表第1表(料金)に規定するタイプ1を除きます。 )に係る定額利用料(タイプ2のコース2については、定額利用料のうちの基本額とします。 )について、次の(1)に該当する場合が生じたとき及び第2種契約(料金表

- 第1表(料金)に規定するタイプ1(コース1のプラン5を除きます。)を除くものに限り、)に係る定額利用料について、次の(4)に該当する場合が生じたときは、当社は、その定額利用料を日割しません。
- (1) 料金月の初日以外の日により I P 通信網サービスの提供の開始(端末設備についてはその提供の開始)があったとき。
  - (2) 料金月の初日以外の日により契約の解除(端末設備についてはその廃止)があったとき。
  - (3) 料金月の初日により I P 通信網サービスの提供の開始(端末設備についてはその提供の開始)を行い、その日にその契約の解除(端末設備についてはその廃止)があったとき。
  - (4) 料金月の初日以外の日により I P 通信網サービスの品目の変更又は回線収容部の変更等により定額利用料等の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の利用料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。
  - (5) 第82条(定額利用料等の支払義務)第2項第3号の表(2欄の規定を除きます。)の規定(これに準ずる規定を含みます。)に該当するとき
  - (6) 8の規定に基づく起算日の変更があったとき。
- 5 当社は、利用料の基本額及びデータ通信料(着信課金通信に係るものに限り、)の基本額及び請求書等の発行に関する料金については、日割しません。
- ただし、第83条(利用料等の支払義務)第2項第2号の表又は第83条の4(データ通信料の支払義務)第2項第2号の表の規定に該当するときは利用料の基本額又は着信課金通信料の基本額をその利用日数に応じて日割します。
- 6 4の規定による定額利用料等の日割は暦日数により行い、5の規定による料金の日割は料金月の日数により行います。この場合、第82条第2項第3号の表の1欄に規定する料金、第83条第2項第2号の表の1欄に規定する料金及び第83条の4第2項第2号の表の1欄に規定する料金の算出に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する日とみなします。
- 7 利用料金のうち利用料、ダイヤルアウト通信料、データ通信料及び留守番電話機能再生利用料については、当社は、特別の事情がある場合は、あらかじめ契約者の承諾を得て、3の規定にかかわらず、2以上の料金月分まとめて計算し、それらの料金月のうち最終料金月以外の料金については、それぞれ概算額とすることがあります。この場合の精算は、最終料金月において行います。
- 8 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、料金月の起算日を変更することがあります。
- (端数処理)
- 9 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
- (料金等の支払い)
- 10 契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が定める期日までに、当社が指定する I P 通信網サービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。
- 11 料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。
- 11の2 当社は、契約者の1月の支払額(本規定の対象とする旨当社が別に定める料金を含みます。)が1,000円未満である場合は、2月の料金を当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。
- ただし、あらかじめ契約者から、当社がこの取扱いを行うことについて承諾しない旨の申し出があったときは、この限りではありません。
- (料金等の一括後払い)
- 12 当社は、当社に特別の事情がある場合は、10及び11の規定にかかわらず、契約者の承諾を得て、2月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払って

いただくことがあります。

(前受金)

- 13 当社は、料金又は工事に関する費用について、契約者が希望される場合には、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。

(注) 13に規定する当社が別に定める条件とは、前受金には利息を付さないことを条件として預かることとします。

(消費税相当額の加算)

- 14 第82条(定額利用料等の支払義務)から第85条(工事費の支払義務)までの規定その他この約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額(税抜価格(消費税相当額を加算しない額とします。以下同じとします。))に基づき計算された額とします。)に消費税相当額を加算した額とします。

上記算定方法により、支払いを要することになった額は、料金表に表示された額(税込価格(消費税相当額を加算した額とします。以下同じとします。))の合計と異なる場合があります。

(注) この料金表に規定する料金額は、税抜価格とします。なお、かっこ内の料金額は、税込価格を表示します。

(料金等の臨時減免)

- 15 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

(注) 当社は料金等の減免を行ったときは、関係のIP通信網サービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

(高額利用割引)

- 16 高額利用に係る料金の割引の適用については、次のとおりとします。

(1) 当社は、次の場合には、次表に規定する額の割引(以下16において「高額利用割引」といいます。)を行います。

ア そのIP通信網契約(臨時第3種契約、第4種契約、第8種契約、第1種ホスティング契約、第2種ホスティング、第3種ホスティング契約、第4種ホスティング契約、第1種データ着信契約、第2種データ着信契約、データ発信契約、第1種シェアードIP-PBX契約、第2種シェアードIP-PBX契約、第3種シェアードIP-PBX契約、第4種シェアードIP-PBX契約、第5種シェアードIP-PBX契約、第1種ドットフォン契約、第2種ドットフォン契約及び第3種ドットフォン契約並びに17に規定する長期高額利用割引の適用を受けるものを除きます。以下16において同じとします。)の料金(次のA又はBに掲げる料金とします。)の額が100万円(105万円)を超えるとき。  
(イに該当する場合を除きます。)

A 定額利用料(第1表(料金)第1(利用料金)2(第2種契約に係るもの)2-1(適用)の表の(7)、(8)及び(9)欄の適用、第1表第1の3(第3種契約に係るもの)3-1-1(適用)の表の(1)欄から(10)-2欄までの適用又は第1表第1の5(第5種契約に係るもの)5-1(適用)の表の(1)欄から(8)欄までの適用による場合は、適用した後の定額利用料(アクセス回線料の加算額を除きます。)とします。以下16において同じとします。)

B 利用料(第1表第1の2(第2種契約に係るもの)2-1(適用)の表の(7)欄及び(10)欄の適用による場合は、適用した後の利用料とします。以下16において同じとします。)

イ 契約者(臨時第3種契約者、第4種契約者、第8種契約者、第1種ホスティング契約者、第2種ホスティング契約者、第3種ホスティング契約者、第4種ホスティング契約者、第1種データ着信契約者、第2種データ着信契約者、データ発信契約、第1種シェアードIP-PBX契約者、第2種シェアードIP-PBX契約者、第3種シェアードIP-PBX契約者、第4種シェアードI

P-PBX契約者、第5種シェアードIP-PBX契約、第1種ドットフォン契約者、第2種ドットフォン契約者及び第3種ドットフォン契約者を除きます。以下16において同じとします。) からあらかじめ申出があった1の高額利用指定回線群(契約者が指定する2以上のIP通信網契約(その契約者と同一名義のものに限ります。以下16において同じとします。)又はIP通信網契約及び当社の他の電気通信サービス(当社が別に定めるものに限ります。以下16において同じとします。)に係る契約(その契約者と同一名義のものであって、その電気通信サービスの契約約款に規定する高額利用割引の適用を受けるものに限ります。以下16において同じとします。)により構成されるものをいいます。以下16において同じとします。)の料金額(高額利用指定回線群を構成するIP通信網契約の料金(アのA及びBに掲げる料金並びにオープンコンピュータ通信網サービスの着信課金通信に係るデータ通信料とします。以下16において同じとします。)又はIP通信網契約の料金及び当社の他の電気通信サービスの契約に係る料金(その電気通信サービスの契約約款に規定する高額利用割引の適用の対象となる料金に限ります。以下16において同じとします。)の合計額をいいます。以下16において同じとします。)が100万円(105万円)を超えるとき。

割 引 額	ア イ以外の場合	1の高額利用指定回線群の料金額(アに規定する1のIP通信網契約の料金の額を含みます。)に、次表に規定する割引率を乗じて得た額							
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">高額利用指定回線群の料金額</th> <th style="text-align: center;">割引率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">100万円(105万円)を超え500万円(525万円)までの部分</td> <td style="text-align: center;">3%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">500万円(525万円)を超え3,000万円(3,150万円)までの部分</td> <td style="text-align: center;">5%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3,000万円(3,150万円)を超える部分</td> <td style="text-align: center;">7%</td> </tr> </tbody> </table>	高額利用指定回線群の料金額	割引率	100万円(105万円)を超え500万円(525万円)までの部分	3%	500万円(525万円)を超え3,000万円(3,150万円)までの部分	5%	3,000万円(3,150万円)を超える部分
高額利用指定回線群の料金額	割引率								
100万円(105万円)を超え500万円(525万円)までの部分	3%								
500万円(525万円)を超え3,000万円(3,150万円)までの部分	5%								
3,000万円(3,150万円)を超える部分	7%								
額	イ 高額利用指定回線群に当社の他の電気通信サービスに係る契約を含む場合	<p>次の算式により算出した額</p> $\begin{array}{l} \text{1の高額利用指定回線群の料金額にア欄の表に規定する割引率を乗じて得た額} \\ \times \\ \frac{\text{その高額利用指定回線群の料金額 (IP通信網契約に係る料金に限ります。)} \\ \text{その高額利用指定回線群の料金額}} \end{array}$							

(2) (1)の表のイ欄の割引額を算出する場合において、その計算結果に1円未満の端数が生じたときは、当社は、その端数を、16又は当社の他の電気通信サービスの契約約款に規定する高額利用割引のうち、契約者が指定する高額利用割引の割引額に加算するものとします。

ただし、その端数の取扱いについては、当社の他の電気通信サービスの契約約款に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(3) 割引率の計算は、料金月単位で行います。

(4) 高額利用指定回線群の料金額に対する高額利用割引は、契約者からの申出を当社が承諾した日からその廃止があった日の前日までの期間について適用します。

(5) 当社は、契約者から、その高額利用指定回線群に新たにIP通信網契約(当社の他の電気通信サービスに係る契約を含みます。以下(5)において同じとします。)

を追加する申出があったときは、その申出を当社が承諾した日から、高額利用指定回線群を構成している I P 通信網契約をその高額利用指定回線群から除外する旨の申出があったときは、その申出があった日の前日まで、その高額利用指定回線群を構成する I P 通信網契約として取り扱います。

- (6) (4)及び(5)に規定するほか、料金月の初日以外の日において、17に規定する長期高額利用割引に係る割引適用回線群に、高額利用指定回線群を構成する I P 通信網契約を追加する申出を当社が承諾した場合は、当社は、その I P 通信網契約について、その料金月の初日に高額利用割引の廃止又は高額利用指定回線群から除外する旨の申出があったものとみなして取り扱います。
- (7) (4)から(6)に規定する場合の高額利用指定回線群の料金額の対象となるその I P 通信網契約の料金は、料金表通則の規定に準じて取り扱います。
- (8) 当社は、料金返還その他の場合において高額利用指定回線群を構成する I P 通信網契約の 1 契約当たりの料金の額を確定する必要が生じたときは、その料金の額は次の算式により算出します。

$$\text{I P 通信網契約の 1 契約当たりの料金の額} = \frac{\text{高額利用割引適用後の高額利用指定回線群の料金額 (I P 通信網契約に係る料金に限ります。)} \times \text{高額利用割引適用前のその I P 通信網契約の料金の額}}{\text{高額利用割引適用前的高額利用指定回線群の料金額 (I P 通信網契約に係る料金に限ります。)}} \times \text{高額利用割引適用前的高額利用指定回線群の料金額 (I P 通信網契約に係る料金に限ります。)}$$

- (9) (8)の場合において、高額利用割引適用後的高額利用指定回線群の料金額 (I P 通信網契約に係る料金に限ります。) からその高額利用指定回線群を構成するすべての I P 通信網契約について(8)の算式により算出した 1 契約当たりの料金の額を合計した額を控除し、残額が生じたときは、当社は、その残額を契約者が指定する 1 の I P 通信網契約 (その高額利用指定回線群を構成するものに限ります。) の料金の額に加算するものとします。

(注) 16の(1)に規定する当社が別に定める当社の他の電気通信サービスは、I P 伝送サービスとします。

(長期高額利用割引)

17 長期高額利用割引の適用については、次のとおりとします。

- (1) 当社は、契約者 (臨時第 3 種契約者以外の第 3 種契約者に限ります。以下17において同じとします。) から、次表に規定する期間において、1 の長期高額利用回線群 (契約者が指定する I P 通信網契約 (臨時第 3 種契約以外の第 3 種契約に限ります。以下17において同じとします。) 及び当社の他の電気通信サービス (当社が別に定めるものに限ります。以下17において同じとします。) に係る契約 (その電気通信サービスの契約約款に規定する長期高額利用割引の適用を受けるものに限ります。以下17において同じとします。) により構成されるものをいいます。以下17において同じとします。) の料金額の年間累計額が同表に規定する額 (以下17において「約定金額」といいます。) 以上となるよう、その長期高額利用回線群に係る電気通信サービスを利用する申出があった場合には、割引適用回線群 (その長期高額利用回線群を構成する契約のうち I P 通信網契約により構成されるものをいいます。以下17において同じとします。) の料金額から、同表に規定する額の割引 (以下17において「長期高額利用割引」といいます。) を行います。この場合、長期高額利用割引には同表の 7 種類があり、あらかじめいずれか 1 つ (長期高額利用回線群を構成する当社の他の電気通信サービスに係る契約について適用されるその電気通信サービスの契約約款に規定する長期高額利用割引の種類に相当するものに限ります。) を選択していただきます。

種 類	期 間	約定金額	割引額 (月額)
-----	-----	------	----------

ア プレミア 1	36料金月	1,000 万円 (1,050万円)	割引適用回線群の料金額に0.05 の割引率を乗じて得た額
イ プレミア 2	36料金月	5,000 万円 (5,250万円)	割引適用回線群の料金額に0.06 の割引率を乗じて得た額
ウ プレミア 3	36料金月	1億円 (1億 500万円)	割引適用回線群の料金額に0.07 の割引率を乗じて得た額
エ プレミア 4	36料金月	2億円 (2億 1,000万円)	割引適用回線群の料金額に0.08 の割引率を乗じて得た額
オ プレミア 5	36料金月	3億円 (3億 1,500万円)	割引適用回線群の料金額に0.09 の割引率を乗じて得た額
カ プレミア 6	36料金月	4億円 (4億 2,000万円)	割引適用回線群の料金額に0.1 の割引率を乗じて得た額
キ プレミア 7	36料金月	5億円 (5億 2,500万円)	割引適用回線群の料金額に0.11 の割引率を乗じて得た額

(2) (1)に規定する長期高額利用回線群の料金額は、次のア及びイに規定する額の合計額とします。

ア (1)に規定する割引適用回線群の料金額（その割引適用回線群を構成する I P 通信網契約に係る定額利用料（第 1 表（料金）第 1（利用料金）3（第 3 種契約に係るもの）3-1（臨時第 3 種契約以外の契約に関するもの）3-1-1（適用）の表の(1)欄から(9)欄までの適用による場合は、適用した後の定額利用料（アクセス回線料の加算額を除きます。）とします。以下17において同じとします。）の合計額をいいます。以下17において同じとします。）

イ その長期高額利用回線群を構成する当社の他の電気通信サービスの契約に係る料金（その電気通信サービスの契約約款に規定する長期高額利用割引の適用の対象となる料金に限ります。）の合計額

(3) 当社は、長期高額利用割引の申出があった場合は、次のいずれかに該当する場合を除き、これを承諾します。

ア 割引適用回線群を構成する I P 通信網契約について、16に規定する高額利用割引の適用又は第 1 表（料金）第 1（利用料金）に規定する長期継続利用に係る定額利用料の適用若しくは複合利用割引の適用を受けるものであるとき。

イ 長期高額利用回線群に電話等サービス又は専用サービスに係る契約が含まれていないとき。

ウ 長期高額利用回線群を構成する I P 通信網契約又は当社の他の電気通信サービスに係る契約（電話等サービスに係る契約を除きます。）を締結している者が長期高額利用割引の申出をした契約者と同一の者とならないとき。

エ 長期高額利用回線群に電話等サービスに係る契約を含む場合において、その電話等サービスに係る契約のうち電話等サービス契約約款に規定する割引選択代表回線に係る契約を締結している者が長期高額利用割引の申出をした契約者と同一の者とならないとき。

オ その他長期高額利用割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(4) 長期高額利用割引は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月から適用します。

(5) 長期高額利用割引の適用期間（以下17において「長期高額利用期間」といいます。）は、長期高額利用割引の適用を開始した料金月から、その長期高額利用割引の種類に応じ(1)の表中に規定する期間とします。

ただし、長期高額利用割引の適用開始の際現に、その長期高額利用回線群を構成する当社の他の電気通信サービスに係る契約について、その電気通信サービスの契約約款に規定する長期高額利用割引が適用されている場合はこの限りではありません。この場合の長期高額利用期間は、その長期高額利用回線群を構成する当社の他の電気通信サービスに係る契約について、その電気通信サービスの契約約款に規定する長期高額利用割引の適用が開始された料金月を長期高額利用割引の適用を開始した料金月とみなして起算するものとします。

- (6) 長期高額利用期間には、I P通信網サービスの利用の一時中断及び利用停止があった期間を含むものとします。
- (7) 当社は、契約者から、割引適用回線群に新たにI P通信網契約を追加する申出があったときは、(3)の規定に準じて取り扱います。
- (8) 当社は、割引適用回線群を構成するI P通信網契約の解除があったとき又は契約者から割引適用回線群を構成するI P通信網契約をその割引適用回線群から除外する旨の申出があったときは、その割引適用回線群からそのI P通信網契約を除外します。
- (9) 当社は、(7)の規定により割引適用回線群に新たにI P通信網契約を追加する申出を承諾したときは、その承諾した日を含む料金月からのそのI P通信網契約に係る定額利用料について、(8)の規定により割引適用回線群からI P通信網契約を除外したときは、その除外した日を含む料金月までのそのI P通信網契約に係る定額利用料について、その割引適用回線群の料金額に含めるものとします。
- (10) 当社は、次のいずれかに該当する場合には、長期高額利用割引を廃止します。
  - (ア) 割引適用回線群を構成する全てのI P通信網契約の解除があったとき。
  - (イ) (3)のイ、ウ、エ又はオの規定に該当する場合が生じたとき。
  - (ウ) 長期高額利用回線群の料金額を支払うこととなる契約者が、その料金について支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (11) 長期高額利用割引の廃止があった場合の割引の適用については、次表のとおりとします。

区 分	長期高額利用割引の適用
ア イ以外により長期高額利用割引の廃止があった場合	その廃止があった日を含む料金月まで長期高額利用割引を適用します。
イ (10)のウの規定により長期高額利用割引の廃止があった場合	その廃止があった日を含む料金月の前料金月まで長期高額利用割引を適用します。

- (12) 契約者は、長期高額利用期間満了後も長期高額利用割引を継続しようとするときは、長期高額利用期間が満了する料金月の末日の10日前までに、新たに長期高額利用割引の種類を選択して、当社に申し出てください。
- (13) 長期高額利用期間の中途における長期高額利用割引の種類の変更については、変更後の種類の約定金額が変更前の種類の約定金額よりも高くなる場合に限り行うことができます。
- (14) (13)の規定により長期高額利用割引の種類を変更したときは、変更後の種類の長期高額利用割引については、その種類の変更を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月から適用します。この場合、変更後の種類の長期高額利用期間が満了する料金月については、変更前の種類の長期高額利用期間に係る起算月から起算して算出します。
- (15) 契約者は、長期高額利用割引及び当社の他の電気通信サービスの契約約款に規定する長期高額利用割引適用後の長期高額利用回線群の料金額の年間累計額（長期高額利用期間の起算月から起算して12料金月ごとの累計額とします。）が約定金額に満たないときは、次の規定により算出した割引相当額の累計額に当社が別

に定める実費相当の手数料を加算した額を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。

ただし、当社の他の電気通信サービスの契約約款に定めるところによりその実費相当の手数料に相当する額を支払うこととなるときは、契約者は、その実費相当の手数料の支払いを要しません。

- (16) 契約者は、長期高額利用期間満了前に長期高額利用回線群を構成する全ての契約について長期高額利用割引及び当社の他の電気通信サービスの契約約款に規定する長期高額利用割引の廃止があったときは、その廃止前の種類及びその廃止があった日を含む料金月の翌料金月から長期高額利用期間が満了する料金月までの料金月数（以下17において「残余月数」といいます。）に応じて、次表に規定する額を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。

ただし、当社の他の電気通信サービスの契約約款に定めるところにより次表に規定する額に相当する額を支払うこととなるときはこの限りではありません。

種 類	割引額（月額）
プレミア 1	5万円（5万2千5百円）×残余月数
プレミア 2	30万円（31万5千円）×残余月数
プレミア 3	60万円（63万円）×残余月数
プレミア 4	130万円（136万5千円）×残余月数
プレミア 5	230万円（241万5千円）×残余月数
プレミア 6	330万円（346万5千円）×残余月数
プレミア 7	460万円（483万円）×残余月数

- (17) 当社は、料金返還その他の場合において割引適用回線群を構成する I P 通信網契約の 1 契約当たりの定額利用料を確定する必要があるときは、その定額利用料は次の算式により算出します。

$$\begin{array}{l}
 \text{I P 通信網契約} \\
 \text{の 1 契約当たり} \\
 \text{の定額利用料}
 \end{array}
 =
 \begin{array}{l}
 \text{長期高額利用割} \\
 \text{引適用後の割引} \\
 \text{適用回線群の料} \\
 \text{金額}
 \end{array}
 \times
 \frac{\begin{array}{l} \text{長期高額利用割引適用前の} \\ \text{その I P 通信網契約の定額} \\ \text{利用料} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{長期高額利用割引適用前の} \\ \text{割引適用回線群の料金額} \end{array}}$$

- (18) (17)の場合において、長期高額利用割引適用後の割引適用回線群の料金額からその割引適用回線群を構成するすべての I P 通信網契約について(17)の算式により算出した I P 通信網契約の 1 契約当たりの定額利用料を合計した額を控除し、残額が生じたときは、当社は、その残額を契約者が指定する 1 の I P 通信網契約（その割引適用回線群を構成するものに限り、）の定額利用料に加算するものとします。

- (注 1) 17の(1)に規定する当社が別に定める当社の他の電気通信サービスは、次に掲げるものとします。

- ア 電話等サービス
- イ 専用サービス
- ウ データ伝送サービス

- (注 2) 17に規定する長期高額利用割引の割引額及び割引相当額の計算において、そ

の計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、9の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。

第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）

第1 利用料金

1 削除

1-1 削除

1-2 削除

1-2-1 削除

1-2-2 削除

1-2-3 削除

1-2-4 削除

1-2-5 削除

2 第2種契約に係るもの

2-1 適用

区 分	内 容										
(1) 細目に係る料金の適用	<p>当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり通信の態様による細目を定めます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 別</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">タイプ1</td> <td>ダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続して通信を行うことができるもの（利用回線を使用して通信を行うことができるものを含みます。）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">タイプ2</td> <td>ダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続して通信を行うことができるとともに、DSL回線を使用して通信を行うことができるもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">タイプ3</td> <td>ダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続して通信を行うことができるとともに、光アクセス回線を使用して通信を行うことができるもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">タイプ6</td> <td>ダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続して通信を行うことができるとともに、他社接続モバイルデータ通信利用回線を使用して通信を行うことができるもの</td> </tr> </tbody> </table>	区 別	内 容	タイプ1	ダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続して通信を行うことができるもの（利用回線を使用して通信を行うことができるものを含みます。）	タイプ2	ダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続して通信を行うことができるとともに、DSL回線を使用して通信を行うことができるもの	タイプ3	ダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続して通信を行うことができるとともに、光アクセス回線を使用して通信を行うことができるもの	タイプ6	ダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続して通信を行うことができるとともに、他社接続モバイルデータ通信利用回線を使用して通信を行うことができるもの
区 別	内 容										
タイプ1	ダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続して通信を行うことができるもの（利用回線を使用して通信を行うことができるものを含みます。）										
タイプ2	ダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続して通信を行うことができるとともに、DSL回線を使用して通信を行うことができるもの										
タイプ3	ダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続して通信を行うことができるとともに、光アクセス回線を使用して通信を行うことができるもの										
タイプ6	ダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続して通信を行うことができるとともに、他社接続モバイルデータ通信利用回線を使用して通信を行うことができるもの										

備考

- 1 第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る通信は契約者回線等との間で行うことができます。この場合において、当社は、相互接続点又はNSPIXPとの接続点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。
  - 2 この備考の1に規定するほか、第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る通信について、当社が別に定める当社の契約約款に別段の定めがある場合は、その定めるところによる通信を行うことができます。
  - 3 第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る通信は、当社が別に定めるところに従って契約者識別符号及び暗証符号を送信することにより行うことができます。
  - 4 細目の変更があった場合の変更後の細目の利用料又は定額利用料は、その変更の承諾日を含む料金月の翌料金月から適用します。
  - 5 タイプ2、タイプ3に係る定額利用料（タイプ2のコース2については、定額利用料のうちの基本額とします。）については、第82条（定額利用料等の支払義務）の規定にかかわらず、当社がIP通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から適用します。
  - 6 固定型パケットフィルタリングは、タイプ2及びタイプ3に係る第2種契約者に限り提供します。
- (注) この備考の2に規定する当社が別に定める当社の契約約款は、IP伝送サービス契約約款とします。

(2) タイプ1の区分に係る料金の適用

ア タイプ1には、次の区分があります。

区 分	内 容
コース1	コース2以外のもの
コース2	当社が別に定めるアクセスポイントに接続して通信を行う場合に、当社の提供区間と特定協定事業者（別記1の2の(1)および当社が別に定める特定協定事業者に限ります。以下(2)欄において同じとします。）の提供区間とを合わせて当社がその第2種契約に係る利用料を設定するもの（特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するところによりその特定協定事業者が定める料金を除きます。）
(注) この欄に規定する当社が別に定める特定協定事業者は、ソフトバンクテレコム株式会社とします。	

イ コース1には、次の区分があります。

区 分	内 容
(ア) プラン 1	利用料について接続通信時間の料金月単位での累計時間が4時間までの場合(累計時間が0の場合を含みます。)は基本額のみを適用し、4時間を超える場合は4時間を超える1分までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。
(イ) プラン 2	利用料について接続通信時間の料金月単位での累計時間が15時間までの場合(累計時間が0の場合を含みます。)は基本額のみを適用し、15時間を超える場合は15時間を超える1分までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。
(ウ) プラン 3	利用料について接続通信時間の料金月単位での累計時間が40時間までの場合(累計時間が0の場合を含みます。)は基本額のみを適用し、40時間を超える場合は40時間を超える1分までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。
(エ) プラン 4	利用料について接続通信時間の料金月単位での累計時間が100時間までの場合(累計時間が0の場合を含みます。)は基本額のみを適用し、100時間を超える場合は100時間を超える1分までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。
(オ) プラン 5	接続通信時間にかかわらず定額利用料を適用します。
(カ) プラン 6	利用料について接続通信時間の料金月単位での累計時間が0時間までの場合は基本額のみを適用し、0時間を超える場合は0時間を超える1分までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。
(キ) プラン 7	利用料について接続通信時間の料金月単位での累計時間が3時間までの場合(累計時間が0の場合を含みます。)は基本額のみを適用し、3時間を超える場合は3時間を超える1分までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。ただし、当社が別に定めるアクセスポイントへ接続する場合には、接続通信時間にかかわらず基本額のみを適用します。

備考

- 1 プラン5については、利用回線を使用して通信を行うことができます。
- 2 プラン6については、2-2-5（付加機能利用料）に規定するウェブ機能及び当社が別に定める機能を利用することができません。

ウ コース2には、次の区分があります。

区 分	内 容
(ア) プラン1	① 当社が別に定めるアクセスポイントに接続して通信を行う場合 接続通信時間の料金月単位での累計時間が1時間までの場合（累計時間が0の場合を含みます。）は基本額のみを適用し、1時間を超える場合は1時間を超える1分までごとに加算額1を計算し、基本額にその額を加算して適用します。 ② ①以外の場合 接続通信時間の料金月単位での累計時間1分までごとに加算額2を計算し、基本額にその額を加算して適用します。
(イ) プラン2	① 当社が別に定めるアクセスポイントに接続して通信を行う場合 接続通信時間の料金月単位での累計時間が3時間までの場合（累計時間が0の場合を含みます。）は基本額のみを適用し、3時間を超える場合は3時間を超える1分までごとに加算額1を計算し、基本額にその額を加算して適用します。 ② ①以外の場合 接続通信時間の料金月単位での累計時間1分までごとに加算額2を計算し、基本額にその額を加算して適用します。
(ウ) プラン3	① 当社が別に定めるアクセスポイントに接続して通信を行う場合 接続通信時間の料金月単位での累計時間が10時間までの場合（累計時間が0の場合を含みます。）は基本額のみを適用し、10時間を超える場合は10時間を超える1分までごとに加算額1を計算し、基本額にその額を加算して適用します。 ② ①以外の場合 接続通信時間の料金月単位での累計

	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="571 264 783 376"></td> <td data-bbox="783 264 1294 376">時間 1 分までごとに加算額 2 を計算し、基本額にその額を加算して適用します。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="571 376 783 875">(エ) プラン 4</td> <td data-bbox="783 376 1294 875"> <p>① 当社が別に定めるアクセスポイントに接続して通信を行う場合  接続通信時間の料金月単位での累計時間が20時間までの場合（累計時間が0の場合を含みます。）は基本額のみを適用し、20時間を超える場合は20時間を超える1分までごとに加算額1を計算し、基本額にその額を加算して適用します。</p> <p>② ①以外の場合  接続通信時間の料金月単位での累計時間1分までごとに加算額2を計算し、基本額にその額を加算して適用します。</p> </td> </tr> </table> <p>エ 第2種契約者は、タイプ1に係る区分（コース1のプラン6に係るものを除きます。）の変更の請求をすることができません。この場合において、変更後の区分の利用料又は定額利用料は、その変更の承諾日を含む料金月の翌料金月から適用します。</p>		時間 1 分までごとに加算額 2 を計算し、基本額にその額を加算して適用します。	(エ) プラン 4	<p>① 当社が別に定めるアクセスポイントに接続して通信を行う場合  接続通信時間の料金月単位での累計時間が20時間までの場合（累計時間が0の場合を含みます。）は基本額のみを適用し、20時間を超える場合は20時間を超える1分までごとに加算額1を計算し、基本額にその額を加算して適用します。</p> <p>② ①以外の場合  接続通信時間の料金月単位での累計時間1分までごとに加算額2を計算し、基本額にその額を加算して適用します。</p>				
	時間 1 分までごとに加算額 2 を計算し、基本額にその額を加算して適用します。								
(エ) プラン 4	<p>① 当社が別に定めるアクセスポイントに接続して通信を行う場合  接続通信時間の料金月単位での累計時間が20時間までの場合（累計時間が0の場合を含みます。）は基本額のみを適用し、20時間を超える場合は20時間を超える1分までごとに加算額1を計算し、基本額にその額を加算して適用します。</p> <p>② ①以外の場合  接続通信時間の料金月単位での累計時間1分までごとに加算額2を計算し、基本額にその額を加算して適用します。</p>								
(3) タイプ2の区分に係る料金の適用	<p>ア タイプ2には、次の区分があります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="571 1115 783 1167">区 分</th> <th data-bbox="783 1115 1294 1167">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="571 1167 783 1256">コース1</td> <td data-bbox="783 1167 1294 1256">当社の提供区間についてその第2種契約に係る定額利用料を設定するもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="571 1256 783 1581">コース2</td> <td data-bbox="783 1256 1294 1581">当社の提供区間とDSL回線に係る別記1の2の(1)及び(3)に定める特定協定事業者の提供区間とを合わせて当社がその第2種契約に係る定額利用料を設定するもの（DSL回線に係る別記1の2の(1)及び(3)に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するところによりその特定協定事業者が定める料金を除きます。）</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 コース1に係るDSL回線は、別記13の2の(3)のイに規定する契約に係るものとします。</p> <p>2 コース2に係るDSL回線は、別記13の2の(3)のイに規定する契約に係るものとします。</p> <p>イ コース2には、次の区分があります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="571 1821 783 1872">区 分</th> <th data-bbox="783 1821 1294 1872">内 容</th> </tr> </thead> </table>	区 分	内 容	コース1	当社の提供区間についてその第2種契約に係る定額利用料を設定するもの	コース2	当社の提供区間とDSL回線に係る別記1の2の(1)及び(3)に定める特定協定事業者の提供区間とを合わせて当社がその第2種契約に係る定額利用料を設定するもの（DSL回線に係る別記1の2の(1)及び(3)に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するところによりその特定協定事業者が定める料金を除きます。）	区 分	内 容
区 分	内 容								
コース1	当社の提供区間についてその第2種契約に係る定額利用料を設定するもの								
コース2	当社の提供区間とDSL回線に係る別記1の2の(1)及び(3)に定める特定協定事業者の提供区間とを合わせて当社がその第2種契約に係る定額利用料を設定するもの（DSL回線に係る別記1の2の(1)及び(3)に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するところによりその特定協定事業者が定める料金を除きます。）								
区 分	内 容								

(ア) プラン 1	D S L回線の終端への伝送方向については最大3.027Mbit/sまで、他の伝送方向については最大1.024Mbit/sまでの符号伝送が可能なものであって、そのD S L回線が当社が別に定める特定協定事業者に係るもの
(イ) プラン 2	D S L回線の終端への伝送方向については最大1.536Mbit/sまで、他の伝送方向については最大512kbit/sまでの符号伝送が可能なものであって、そのD S L回線が当社が別に定める特定協定事業者に係るもの
(ウ) プラン 3	D S L回線の終端への伝送方向については最大8.064Mbit/sまで、他の伝送方向については最大1.024Mbit/sまでの符号伝送が可能なものであって、そのD S L回線が当社が別に定める特定協定事業者に係るもの
(エ) プラン 4	D S L回線の終端への伝送方向については最大12.512Mbit/sまで、他の伝送方向については最大1.024Mbit/sまでの符号伝送が可能なものであって、そのD S L回線が当社が別に定める特定協定事業者に係るもの
(オ) プラン 5	D S L回線の終端への伝送方向については最大26.080Mbit/sまで、他の伝送方向については最大1.024Mbit/sまでの符号伝送が可能なものであって、そのD S L回線が当社が別に定める特定協定事業者に係るもの
(カ) プラン 6	D S L回線の終端への伝送方向については最大50.112Mbit/sまで、他の伝送方向については最大3.072Mbit/sまでの符号伝送が可能なものであって、そのD S L回線が当社が別に定める特定協定事業者に係るもの
(キ) プラン 7	D S L回線の終端への伝送方向については最大50.560 Mbit/sまで、他の伝送方向については最大12.288Mbit/sまでの符号伝送が可能なものであって、そのD S L回線が当社が別に定める特定協定事業者に係るもの
(注) この欄に規定する当社が別に定める特定協定事業者は、株式会社アッカ・ネットワークスとします。	

ウ コース2に係る第2種オープンコンピュータ通信網サービスの定額利用料は、基本額と端末回線料を合算して適用します。

エ 第2種契約者は、タイプ2に係る区分（タイプ1のコース1のプラン6に係るものを除きます。）の変更の請求をすることができます。この場合において、変更後の区分の定額利用料は、その変更の承諾日を含む料金月の翌料金月から適用します。

オ 固定型パケットフィルタリングは、コース2に係る第2種契約者に限り提供します。

カ 固定型パケットフィルタリングの利用方法等は、当社が別に定めるところによります。

キ 当社は、固定型パケットフィルタリングの利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。

(4) タイプ3の区分に係る料金の適用

ア タイプ3には、次の区分があります。

区 分 z	内 容
コース1	当社の提供区間についてその第2種契約に係る定額利用料を設定するもの
コース2	当社の提供区間と光アクセス回線に係る別記1の2の(3)に定める特定協定事業者の提供区間とを合わせて当社がその第2種契約に係る定額利用料を設定するもの（光アクセス回線に係る別記1の2の(3)に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するところによりその特定協定事業者が定める料金を除きます。）
備考	
1 コース1に係る光アクセス回線は、別記13の2の(5)のイに規定する契約に係るものとします。	
2 コース2に係る光アクセス回線は、別記13の2の(5)のイに規定する契約に係るものとします。	

イ コース1には、次の区分があります。

区 分	内 容
(ア) プラン1	最大100Mbit/sまでの符号伝送が可能なものであって、その光アクセス回線が別記1の2の(1)に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するメニュー5-1（100Mb/s品目のプラン3のもの（当社が別に定めるものを除きます。））に係るもの
(イ) プラン2	最大100Mbit/sまでの符号伝送が可能なものであって、その光アクセス回線が別記1の2の(1)に定める特定協定事業者の

	契約約款及び料金表に規定するメニュー5-1(品目が46Mb/sのものに限ります。)及びメニュー5-2(当社が別に定めるものに限ります。)に係るもの
(ウ) プラン3	最大100Mbit/sまでの符号伝送が可能なものであって、その光アクセス回線が別記1の2の(1)に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するメニュー5-1(100Mb/s品目のプラン2のものに限ります。)に係るもの
(エ) プラン4	最大100Mbit/sまでの符号伝送が可能なものであって、その光アクセス回線が別記1の2の(1)に定める特定協定事業者(西日本電信電話株式会社に限ります。)の契約約款及び料金表に規定するメニュー5-1(100Mb/s品目のプラン4のものに限ります。)に係るもの
(オ) プラン5	最大100Mbit/sまでの符号伝送が可能なものであって、その光アクセス回線が別記1の2の(1)に定める特定協定事業者(西日本電信電話株式会社に限ります。)の契約約款及び料金表に規定するメニュー5-2(100Mb/s品目のカテゴリー2のものに限ります。)に係るもの
(カ) プラン6	最大100Mbit/sまでの符号伝送が可能なものであって、その光アクセス回線が別記1の2の(1)に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するメニュー5-1(100Mb/s品目のプラン3のもの(当社が別に定めるものに限ります。)及びプラン5のものに限ります。)に係るもの
(キ) プラン7	最大100Mbit/sまでの符号伝送が可能なものであって、その光アクセス回線が別記1の2の(1)に定める特定協定事業者(当社が別に定めるものに限ります。)の契約約款及び料金表に規定するメニュー5-2(当社が別に定めるものに限ります。)に係るもの
<p>(注1) この欄の(ア)及び(カ)で規定する当社が別に定めるメニュー5-1のプラン3は、東日本電信電話株式会社のIP通信網サービス契約約款に規定する提供の形態による細目がII型(フレッツ 光ネクスト)のものとしします。</p> <p>(注2) この欄の(イ)で規定する当社が別に定めるメニュー5-2は、東日本電信電話株式会社のIP通信網サービス契約約款に規定する提供の形態による細目がI型(Bフレッツ)のもの及び西日本電信電話株式会社のIP通信網サービス契約約款に規定する通信方式の態様による細目がカテゴリー1(Bフレッツ マンションタイプ)のものとしします。</p>	

(注3) この欄の(キ)で規定する当社が別に定めるメニュー5-2は、東日本電信電話株式会社のIP通信網サービス契約約款に規定する提供の形態による細目がⅡ型(フレッツ 光ネクスト)のもの及び西日本電信電話株式会社のIP通信網サービス契約約款に規定する通信方式の態様による細目がカテゴリ-3(フレッツ 光ネクスト マンションタイプ)のものとなります。

ウ コース2には、次の区分があります。

区 分	内 容
(ア) プラン1	最大100Mbit/sまでの符号伝送が可能なものであって、VDSL方式に係るものであり、その光アクセス回線が当社の別に定める特定協定事業者に係るもの
(イ) プラン2	最大100Mbit/sまでの符号伝送が可能なものであって、プラン1以外のものであり、その光アクセス回線が当社の別に定める特定協定事業者に係るもの

備考

1 VDSL方式による通信については、設備状況等により通信の伝送速度が低下若しくは変動する状態、符号誤りが発生する状態又は通信が全く利用できない状態となる場合があります(通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。)

(注) この欄に規定する当社が別に定める特定協定事業者は、株式会社アッカ・ネットワークスとします。

エ 第2種契約者は、タイプ3に係る区分(タイプ1のコース1のプラン6に係るものを除きます。)の変更の請求をすることができます。この場合において、変更後の区分の定額利用料は、その変更の承諾日を含む料金月の翌料金月から適用します。

オ 固定型パケットフィルタリングは、コース2に係る第2種契約者に限り提供します。

カ 固定型パケットフィルタリングの利用方法等は、当社が別に定めるところによります。

キ 当社は、固定型パケットフィルタリングの利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。

(5) 削除

(5)の2 タイプ6  
の区分に係る料  
金の適用

ア タイプ6には、次の区分があります。

区 分	内 容
コース1	当社の提供区間についてその第2種契約に係る利用料を設定するもの

イ コース1には、次の区分があります。

区 分	内 容
(ア) プラン1	<p>利用料について接続通信時間の料金月単位での累積時間が0時間までの場合は基本額のみを適用し、0時間を超える場合は0時間を超える1分までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。</p> <p>ただし、他社接続モバイルデータ通信を行う場合においては、接続通信時間にかかわらず基本額のみを適用します。</p>

備考

1 当社は1のプラン1の契約に伴い、2-2-5（付加機能利用料）に規定する1の他社接続モバイルデータ通信機能を合わせて適用します。

2 プラン1の契約に伴い、当社が別に定める特定協定事業者が端末機器を配送し、その特定協定事業者が契約者の端末機器の受け取りを確認した日をもって、IP通信網サービスの提供を開始した日とします。

3 プラン1に係る基本額については、第83条（利用料等の支払義務）の規定にかかわらず、当社がIP通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から適用します。

4 第2種契約者は、タイプ6に係る区分の変更の請求をすることができます。この場合において、変更前の区分に2-2-5（付加機能利用料）に規定する他社接続モバイルデータ通信機能を契約している場合は、変更後の区分においてもその機能を適用します。

5 プラン1については、2-2-5（付加機能利用料）に規定する他社接続モバイルデータ通信機能を廃止した場合、合わせて本契約を解除します。ただし、当社が許容した場合はこの限りではありません。

（注）この欄に規定される当社が別に定める特定協定事業者は、イー・アクセス株式会社とします。

(6) 接続通信時間  
の測定等

ア 接続通信時間（着信課金通信に係るものを除きます。）は、アクセスポイントから送信された契約者識別符号及び暗証符

	<p>号により当社がその第2種契約者を識別した時刻から起算し、利用者からの通信終了の信号を受け、又は第77条（通信利用の制限等）第3項の規定により、その通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社の機器により測定します。</p> <p>イ 当社の設置した電気通信設備の故障等利用者の責任によらない理由により接続を打ち切った場合（第77条第3項の規定による場合を除きます。）は、2-2（料金額）に規定する分数に満たない端数の接続時間は、ア又はイに規定する接続通信時間には含みません。</p>
<p>(7) 当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の料金の取扱い</p>	<p>当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の利用料等（特定ダイヤルアップ回線及びポータブルIPアクセスの利用の場合の利用料又は定額利用料の加算額を含みます。以下この欄において同じとします。）は次のとおりとします。</p> <p>ア 過去1年間の実績を把握することができる場合</p> <p>機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初日（初日が確定できないときにあつては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があつたと認められる日）の属する料金月の前12料金月の各料金月における1日平均の利用料等が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>イ ア以外の場合</p> <p>把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した1日平均の利用料等が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>(注) 本欄イに規定する当社が別に定める方法は、原則として次のとおりとします。</p> <p>(1) 過去2か月以上の実績を把握することができる場合</p> <p>機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる各料金月における1日平均の利用料等が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>(2) 過去2か月間の実績を把握することができない場合</p> <p>機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる期間における1日平均の利用料等又は故障等の回復後の7日間における1日平均の利用料等のうち低いほうの値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p>
<p>(8) 電話等サービスの月極割引との複合継続利用に係る利用料の適用</p>	<p>ア 当社は、電話等サービス契約約款に規定する選択制による通話料金の月極割引（当社が別に定めるものに限り、以下この欄において「電話等サービスの月極割引」といいます。）の適用を受けている第2種契約者（タイプ1のコース1（プラン5、プラン6、プラン7）及びタイプ6のコース1のプラン1を除きます。）に係る者に限り、（電話等サービスの月極割引を選択する旨の申出をした者を含みます。）以下この欄において同じとします。）から、その第2種オープンコンピュータ通信網サービスについて、12料金月以上の継続利用（以下この欄において「電話等サービスの月極割引との複合継続利用」といいます。）の申出があつた場合には、この表の</p>

(2)欄のイの表の利用料の適用の規定及び2-2-1(利用料)  
 (1)(タイプ1のもの)ア(コース1のもの)の加算額の額にかかわらず、次の(ア)及び(イ)のとおりとします。  
 (ア) 利用料は、次表の規定により適用します。

区 分	利用料の適用
(ア) プラン1	接続通信時間の料金月単位での累計時間が6時間までの場合(累計時間が0の場合を含みます。)は基本額のみを適用し、6時間を超える場合は6時間を超える1分までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。
(イ) プラン2	接続通信時間の料金月単位での累計時間が20時間までの場合(累計時間が0の場合を含みます。)は基本額のみを適用し、20時間を超える場合は20時間を超える1分までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。
(ウ) プラン3	接続通信時間の料金月単位での累計時間が55時間までの場合(累計時間が0の場合を含みます。)は基本額のみを適用し、55時間を超える場合は55時間を超える1分までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。
(エ) プラン4	接続通信時間の料金月単位での累計時間が130時間までの場合(累計時間が0の場合を含みます。)は基本額のみを適用し、130時間を超える場合は130時間を超える1分までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。

(イ) 加算額は、次表に規定する額を適用します。

区 分	加算額(1分までごとに)
(ア) プラン1	7円(7.35円)
(イ) プラン2	4円(4.20円)
(ウ) プラン3	3円(3.15円)
(エ) プラン4	2円(2.10円)

イ 当社は、電話等サービスの月極割引との複合継続利用の申出があったときは、次の各号に該当する場合に限り、これを承諾します。

(ア) その申出をした第2種契約者が、電話等サービスの月極割引の適用を受けている者となるとき(当社が別に定める基準に適合するときを含みます。)

(イ) その申出が電話等サービスの月極割引に係るOCN追加割引の申出を伴うとき。

(ウ) その申出が1の割引選択回線(電話等サービス契約約款に規定する利用回線であって、電話等サービスの月極割

	<p>引を選択するもの（電話等サービスの月極割引に係るOCN特別適用又はOCN追加割引の適用を受けていないものに限ります。）をいいます。以下この欄において同じとします。）につき1の第2種契約に係る申出であるとき。</p> <p>(エ) その他電話等サービスの月極割引との複合継続利用に係る利用料を適用することについて、当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。</p> <p>ウ 電話等サービスの月極割引との複合継続利用に係る利用料については、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月（第2種契約者の申込みと同時に電話等サービスの月極割引との複合継続利用の申出があった場合は、その第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月）から適用します。</p> <p>エ 当社は、次のいずれかに該当する場合は生じたときは、電話等サービスの月極割引との複合継続利用を廃止します。</p> <p>(ア) 電話等サービスの月極割引との複合継続利用に係る第2種オープンコンピュータ通信網サービスについて、タイプ1のコース1（プラン5を除きます。）以外の細目及び区分への変更があったとき、又は第2種契約の解除があったとき。</p> <p>(イ) 電話等サービスの月極割引の廃止（その電話等サービスの月極割引以外の電話等サービスの月極割引の選択の申出に伴うものを除きます。）又は電話等サービスの月極割引に係るOCN特別適用若しくはOCN追加割引の廃止があったとき。</p> <p>(ウ) 電話等サービスの月極割引との複合継続利用に係る第2種契約者から、その利用の廃止の申出があったとき。</p> <p>(エ) その他イに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。</p> <p>オ 当社は、電話等サービスの月極割引との複合継続利用の廃止があった場合は、その廃止があった日を含む料金月までの利用料について、電話等サービスの月極割引との複合継続利用に係る利用料を適用します。</p> <p>カ 電話等サービスの月極割引との複合継続利用に係る第2種契約者は、その適用が開始された料金月から起算して12料金月の間に電話等サービスの月極割引との複合継続利用の廃止があった場合には、その廃止があった日を含む料金月の翌料金月からその12料金月のうちの最終料金月までの料金月数に200円を乗じて得た額を、当社が定める期日までに一括して支払っていただくことがあります。</p> <p>(注) この欄のアに規定する当社が別に定める選択制による通話料金の月極割引は、次に掲げるものとします。</p> <p>(ア) 特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅰ</p> <p>(イ) 特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅱ</p> <p>(ウ) 全時間帯の国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅰ</p> <p>(エ) 全時間帯の国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅱ</p>
(9) 優先接続の取扱いに係る定額利用料の適用	<p>ア 当社は、第2種契約者（タイプ2及びタイプ3のコース1（プラン2、プラン5、プラン6及びプラン7に係るものを除きます。）に係る者に限ります。以下、この欄において同じ</p>

	<p>とします。)の電話等回線(タイプ2のコース1及びタイプ3については、第2種契約者がIP通信網サービスに係る料金と「電話等サービス契約約款」に定める電話等サービスに係る料金とを一括して請求(以下この欄において「統合請求」といいます。)することを承諾している場合(当社が別に定める場合を除きます。)の、その電話等サービスに係る回線をいい、タイプ2のコース2については、DSL回線に係る別記1の2の(1)に掲げる特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定する利用回線型サービスに係る回線又は契約者回線型サービスに係る回線をいいます。以下この欄において同じとします。)について、別記1の2の(1)に定める特定協定事業者の電話サービス契約約款又は総合デジタル通信サービス契約約款に規定する優先接続の取扱いにおける電話会社固定に係る県間市外通話の通話区分又は県間市外通信の通信区分(以下この欄において「県間固定区分」といいます。)として当社の事業者識別番号(電気通信番号規則第5条に規定する電気通信番号をいいます。以下この欄において同じとします。)を指定している場合には、タイプ2のコース1については、2-2-2(定額利用料)に規定する定額利用料から1契約者識別符号ごとに700円(735円)(月額)を減額、タイプ2のコース2については、2-2-2(定額利用料)に規定する基本額から1契約者識別符号ごとにプラン1については110円(115.5円)(月額)、プラン2については510円(535.5円)(月額)、プラン3、プラン4、プラン5、プラン6及びプラン7については610円(640.5円)(月額)を減額、タイプ3のコース1については、2-2-2(定額利用料)に規定する定額利用料から1契約者識別符号ごとにプラン1及びプラン4については100円(105円)(月額)、プラン3については300円(315円)(月額)を減額して適用します。(以下この欄において「県間固定特別割引」といいます。)</p> <p>イ 当社は、次の各号に該当する場合に限り、1の電話等回線につき1の県間固定特別割引を適用します。</p> <p>(ア) 第2種契約者と電話等回線の契約者が同一の者であるとき。(当社が別に定める基準に適合するときを含みます。)</p> <p>(イ) タイプ2のコース2について、DSL回線に係る終端の場所が電話等回線の設置場所と同一のものであるとき。(当社が別に定める基準に適合するときを含みます。)</p> <p>ウ 県間固定特別割引は、県間固定区分について当社の事業者識別番号を指定していることを当社が確認できた日を含む料金月について適用します。</p> <p>エ アの規定にかかわらず、(10)に規定するドットフォン特別割引の適用を受けている第2種契約者については、県間固定特別割引を適用しません。</p>
(10) ドットフォン契約の取扱いに係る定額利用料の適用	<p>ア 当社は、第2種契約者が当社と第1種ドットフォン契約(タイプ1のうち第1種ドットフォン利用回線が当社が提供する第2種契約に係る回線でないもの及びタイプ2を除きます。)又は第2種ドットフォン契約(タイプ1に係るものに限り)を締結している場合には、タイプ2のコース1については、2-2-2(定額利用料)に規定する定額利用料から1</p>

	<p>契約者識別符号ごとに700円(735円)(月額)を減額、タイプ2のコース2については、2-2-2(定額利用料)に規定する基本額から1契約者識別符号ごとにプラン1については110円(115.5円)(月額)、プラン3、プラン4及びプラン7については610円(640.5円)(月額)、プラン5及びプラン6については890円(934.5円)(月額)を減額、タイプ3のコース1については、2-2-2(定額利用料)に規定する定額利用料から1契約者識別符号ごとにプラン1、プラン4及びプラン6については100円(105円)(月額)、プラン3については300円(315円)(月額)を減額して適用します。(以下この欄において「ドットフォン特別割引」といいます。)</p> <p>イ (9)欄に定める県間固定特別割引の適用を受けている第2種契約者については、ドットフォン特別割引を適用しません。</p>
<p>(11) 「エンジョイパック」の取扱いに係る定額利用料の適用</p>	<p>ア 当社は、第2種契約者(タイプ2のコース2のプラン7(電話重畳のものに限ります。))のものに限ります。)が、当社が別に定める「ウイルス検知・駆除サービス利用規約」に規定するウイルス検知・駆除契約と、当社が別に定める「cocoa利用規約」に規定するcocoa(「WIDEプラン」又は「OPENプラン」に係るものを除きます。)に係る契約をしている場合であって、当社が別に定める「エンジョイパック」に係る申込みの承諾を当社が行った場合に限り、2-2-2(定額利用料)に規定する定額利用料から1契約者識別符号ごとに200円(210円)(月額)を減額して適用します。(以下この欄において「エンジョイパック割引」といいます。)</p> <p>イ 当社は、次のいずれかに該当する場合(以下この欄において解約等といいます。)が生じたときは、「エンジョイパック割引」を廃止します。</p> <p>(ア) 第2種契約者がアの規定において当社が承諾した第2種契約、ウイルス検知・駆除契約又はcocoaに係る契約のいずれか又はすべてを解約したとき。</p> <p>(イ) 第2種契約者が第2種契約の細目又は区分の変更をしたとき。</p> <p>(ウ) 第2種契約者がアの規定において当社が承諾したcocoaに係る契約において「cocoa利用規約」に規定する「WIDEプラン」又は「OPENプラン」に係る契約をしたとき。</p> <p>ウ 廃止後、イで解約等をしたものを再度契約した場合であっても、当社が別に定める「エンジョイパック」に係る申込みの承諾を当社が行わない場合は、「エンジョイパック割引」を適用しません。</p>
<p>(12) 同一場所の回線群を単位とする定額時間による通話料金等の月極割引の適用</p>	<p>ア 当社は、第2種契約者(タイプ2のコース2に係る者で当社が別に定める者に限ります。)が、「電話等サービス契約約款」に規定する「同一場所の回線群を単位とする定額時間による通話料金等の月極割引」(以下この欄において、「電話等サービスの月極割引」といいます。)の適用を受けている場合には、この表の(9)欄及び(10)欄に規定する減額及び2-2-2(定額利用料)に規定する基本額にかかわらず、電話等サービスの月極割引に定める定額料金の額を適用することとします。</p> <p>イ 当社は、アに規定する定額料金の適用を受けている第2種</p>

	<p>契約者に係る料金は、電話等サービスの月極割引に規定する割引選択代表回線の電話等利用契約者に請求します。</p> <p>ウ 第2種契約に関する提供条件について、電話等サービスの月極割引に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。</p>				
<p>(13) 長期継続利用に係る基本額の適用</p>	<p>ア 当社は、第2種契約者（タイプ1のコース1のプラン4に係る第2種契約者に限ります。以下この欄において同じとします。）から、その第2種オープンコンピュータ通信網サービスについて、次表に定める期間の継続利用（以下この欄において「長期継続利用」といいます。）の申出があった場合には、その期間における基本額については、2-2-1（利用料）(1)（タイプ1のもの）ア（コース1のもの）に規定する基本額から同表に規定する額を減額して適用します。</p> <table border="1" data-bbox="539 734 1267 840"> <thead> <tr> <th data-bbox="539 734 863 786">継続して利用する期間</th> <th data-bbox="863 734 1267 786">基本額の減額（月額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="539 786 863 840">36料金月</td> <td data-bbox="863 786 1267 840">820円（861円）</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 長期継続利用に係る基本額については、長期継続利用の申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月（タイプ1のコース1のプラン4に係る第2種契約の申込みと同時に長期継続利用の申出があった場合は、その第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月）から適用します。</p> <p>ウ 長期継続利用に係る基本額の適用の対象となる期間（以下この欄において「長期継続利用期間」といいます。）には、第2種オープンコンピュータ通信網サービスの利用停止があった期間を含むものとします。</p> <p>エ 当社は、長期継続利用に係る第2種オープンコンピュータ通信網サービスについて、その細目若しくは区分の変更又は第2種契約の解除があった場合には、長期継続利用を廃止します。</p> <p>オ 長期継続利用に係る第2種契約者は、長期継続利用期間満了後も長期継続利用を継続しようとするときは、長期継続利用期間が満了する料金月の末日の10日前までに、新たに長期継続利用を当社に申し出ていただきます。</p> <p>カ 長期継続利用に係る第2種契約者は、長期継続利用期間の満了前に長期継続利用の廃止があった場合には、その廃止があった日を含む料金月の翌料金月から長期継続利用期間が満了する料金月までの料金月数に対応する廃止前の基本額に0.35を乗じて得た額を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。</p>	継続して利用する期間	基本額の減額（月額）	36料金月	820円（861円）
継続して利用する期間	基本額の減額（月額）				
36料金月	820円（861円）				
<p>(14) 電子メールの利用の場合の利用料又は定額利用料の加算額の適用</p>	<p>電子メールの利用の場合の利用料又は定額利用料の加算額は、1契約者識別符号につき利用することとなる1のメールアドレスを除く他のメールアドレスについて適用します。</p>				
<p>(15) 特定ダイヤルアップ回線の利用の場合の利用料又は定額利用</p>	<p>ア 第2種契約者が当社が別に定める協定事業者の提供する電気通信サービスに係るダイヤルアップ回線（以下「特定ダイヤルアップ回線」といいます。）から従量制アクセスポイントに接続して通信を行った場合は、この表の(1)欄（タイプ1の</p>				

<p>料の加算額の適用</p>	<p>コース1のプラン7を除きます。)から(5)欄、(8)欄から(13)欄の規定にかかわらず、その接続通信時間の料金月単位での累計時間1分までごとに2-2-4に規定する加算額を計算して適用します。</p> <p>イ 第2種契約者が当社が別に定める協定事業者の提供する電気通信サービスに係るダイヤルアップ回線(以下「特定ダイヤルアップ回線」といいます。)から定額制アクセスポイントに接続して通信を行った場合は、この表の(1)欄(タイプ1のコース1のプラン7を除きます。)から(5)欄、(8)欄から(13)欄の規定にかかわらず、料金月単位で2-2-4に規定する加算額を適用します。</p> <p>(注) 本欄アに規定する当社が別に定める特定ダイヤルアップ回線は、特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するパケット通信モードのものに限ります。</p> <p>(注) 本欄イに規定する当社が別に定める特定ダイヤルアップ回線は、特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するパケット通信モードのもの及びデータ専用プランの定額データプランに係るものに限ります。</p> <p>(注) この欄に規定する当社が別に定める協定事業者の提供する電気通信サービスは、次のとおりとします。</p> <table border="1" data-bbox="571 1115 1289 1355"> <thead> <tr> <th>事業者の名称</th> <th>電気通信サービスの種類</th> <th>契約約款の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株式会社エヌ・ティ・ドコモ</td> <td>FOMA及びFOMAドコモコール(パケット通信モードに限ります。)</td> <td>FOMAサービス契約約款</td> </tr> </tbody> </table>	事業者の名称	電気通信サービスの種類	契約約款の名称	株式会社エヌ・ティ・ドコモ	FOMA及びFOMAドコモコール(パケット通信モードに限ります。)	FOMAサービス契約約款
事業者の名称	電気通信サービスの種類	契約約款の名称					
株式会社エヌ・ティ・ドコモ	FOMA及びFOMAドコモコール(パケット通信モードに限ります。)	FOMAサービス契約約款					
<p>(16) ポータブルIPアクセスの利用の場合の利用料又は定額利用料の加算額の適用</p>	<p>ア 第2種契約者が契約者識別符号を利用し、ポータブルIPサービス契約約款に規定するポータブルIP網を介してIP通信網へ通信を行った場合(以下「ポータブルIPアクセス」といいます。)は、この表の(1)欄から(5)欄、(8)欄から(13)欄の規定にかかわらず、2-2-4に規定する加算額を計算して適用します。</p> <p>イ ポータブルIPアクセスに係る営業区域、インターフェース、無線区間に係るセキュリティの確保等、認証に係るセキュリティの確保及び移動無線装置の電源の確保等については、ポータブルIPサービス契約約款の規定に準じます。</p>						

<p>(17) 「安心セレクトパック」の取扱いに係る定額利用料の適用</p>	<p>ア 当社は、第2種契約者が、当社が別に定める「ウイルス検知・駆除サービス利用規約」に規定するウイルス検知・駆除契約、当社が別に定める「迷惑メールブロックサービス利用規約」に規定する迷惑メールブロックサービス契約、当社が別に定める「cocoaギガストレージ for OCN 利用規約」に規定するcocoaギガストレージ for OCN契約、当社が別に定める「OCNモバイルコントロール（るす番モニター）対応ソフトウェア利用規約」に規定するるす番モニターに係る契約及び第1種ドットフォン契約（タイプ1のうち050あんしんナンバー転送機能を利用しているものに限ります。）の5契約（サービス）のうち、異なる複数（サービス）の契約をしている場合であって、その複数（サービス）の契約が1料金月継続して締結されている場合限り、その複数（サービス）の契約の定額利用料金（月額）の合算料金から減額をいたします。減額料金は、異なる2つの契約（サービス）で50円（税込52.5円）（cocoaギガストレージ for OCNが含まれる場合は更に50円（税込52.5円））、異なる3つのサービス（契約）で100円（税込105円）（cocoaギガストレージ for OCNが含まれる場合は更に50円（税込52.5円））、異なる4つのサービス（契約）で150円（税込157.5円）（cocoaギガストレージ for OCNが含まれる場合は更に50円（税込52.5円））、異なる5つのサービス（契約）で250円（税込262.5円）を減額いたします。（以下「安心セレクトパック」といいます。）</p> <p>イ 当社は、次のいずれかに該当する場合は生じたときは、「安心セレクトパック」を適用しません。</p> <p>（ア） 第2種契約者がアの規定において当社が承諾した第2種契約、ウイルス検知・駆除契約、迷惑メールブロックサービス契約、cocoaギガストレージ for OCN契約、るす番モニターサービス及び第1種ドットフォン契約（タイプ1のうち050あんしんナンバー転送機能を利用しているものに限ります。）に係る契約のいずれか又はすべてを解約したとき。</p> <p>（イ） 定額利用料金の適用外期間（無料期間等）のとき。</p> <p>（ウ） 利用料金が日割りされているとき。</p> <p>（エ） 第2種契約者が当社が別に規定する「WIDEプラン」又は「エンジョイパック」に係る契約を締結しているとき。</p>
--	--

(18) 他社接続モバイルデータ通信利用回線の利用の場合の定額利用料の加算額の適用

- ア 当社が承諾した第2種契約者が契約者識別符号を利用し、当社が別に定める特定協定事業者のモバイルデータ通信ネットワークサービスを通じてIP通信網へ通信を行った場合（以下、「他社接続モバイルデータ通信」といいます。）は、この表の(1)欄から(5)欄、(8)欄から(13)欄の規定にかかわらず、2-2-5に規定する加算額を計算して適用します。
- イ 他社接続モバイルデータ通信機能は、当社が別に定める特定協定事業者が端末機器を配送し、その特定協定事業者が契約者の端末機器の受け取りを確認した日をもって、この機能の提供を開始した日とします。
- ウ 第2種契約者がこの機能の提供を請求したとき、当社がこの機能の提供を開始した日を含む料金月の翌料金月からこの欄に規定する料金を適用します。
- エ 当社は、第2種契約者から請求があったときは、他社接続モバイルデータ通信機能に関する工事を行います。この場合、第2種契約者は、料金表第2表（工事に関する費用）に規定する料金の支払いを要します。
- オ 他社接続モバイルデータ通信に係るサービス提供区域、電波伝播条件による通信場所の制限通信場所、通信利用の制限等については、当社が別に定める特定事業者の契約約款の規定に準じます。
- カ 当社が承諾した第2種契約を解約したとき本機能を廃止します。
- キ 廃止後、カで解約等をしたものを再度契約した場合であっても、申込みの承諾を当社が行わない場合は、本機能を適用しません。
- ク この欄に規定するほか他社接続モバイルデータ通信機能のその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

(注) この欄に規定する当社が別に定める協定事業者の提供する電気通信サービスは、次のとおりとします。

事業者の名称	電気通信サービスの種類	契約約款の名称
イー・アクセス株式会社	モバイルデータ通信ネットワークサービス契約	モバイルデータ通信ネットワークサービス契約約款【エンドユーザー編】

(19) 請求書発行等に関する料金の適用

当社は、請求書又は口座振替通知書の発行の場合には、第2種契約の数にかかわらず、一の請求書の発行又は一の口座振替通知書の発行ごとに請求書等の発行に関する料金を適用します。ただし、次に掲げる条件のいずれかに該当する場合は、請求書等の発行に関する料金を適用しません。

ア 当社のホームページ (<http://www.ntt.com/tariff/comm/>) にて公表する契約約款又は利用規約等に定めるいずれかのサービス（当社が別に定めるサービスを除きます。）の料金又は個別契約等の料金と第2種契約に係る料金を一括して請求しているとき

イ 当社が第2種契約の申込みを承諾した日を含む料金月から起算して4料金月以内に請求書又は口座振替通知書が発行されたとき

ウ 当社が別に定める当社の都合又は当社が真にやむを得ないと認める理由により請求書の発行を行うとき

(注1) 本欄アに規定する当社が別に定めるサービスは、次表に掲げる契約約款又は利用規約に定めるサービスとします。

「緊急地震速報 フレッツタイプ」サービス利用規約
ウイルス検知・駆除サービス利用規約
セットトップボックス等貸出サービスに関する利用規約
端末機器貸出サービスに関する利用規約
電話等サービス契約約款（別記2の5 区分1(1)及び区分6で定めるものに限りします。）
ドリームネット利用規約
ドリームネット利用規約 - メール会員向け
パケット交換サービス契約約款（第2種パケット交換サービス及び第3種パケット交換サービスに限りします。）
ビリングステーション利用規約
ファクシミリ通信網サービス契約約款（第1種ファクシミリ通信網サービス及び第5種ファクシミリ通信網サービスに限りします。）
ブログ人サービス契約約款
ポータブルIPサービス契約約款
マイアドレスプラス利用規約
マイホスティング・ウイルスチェックサービス利用規約
迷惑メールブロックサービス利用規約
ユーザーサポートプラン利用規約
ユーザーサポートプラン～おたすけ電話サポート～利用規約
cocoa ギガストレージ for OCN利用規約
cocoa 利用規約
CoDenペイメント利用規約（一般利用型）
CoDenペイメント利用規約（利用先固定型）
IP通信網サービス契約約款（第2種オープンコンピュータ通信網サービス、第1種ドットフォンサービス及び第3種ドットフォンサービスに限りします。）

	<table border="1"> <tr> <td>MusicOcean利用規約</td> </tr> <tr> <td>OCN 光 with フレッツ利用規約</td> </tr> <tr> <td>OCNTheater利用規約</td> </tr> <tr> <td>OCNペイオン利用規約</td> </tr> </table> <p>(注2) 本欄ウに規定する当社が別に定める当社の都合又は当社が真にやむを得ないと認める理由とは次に掲げるものとします。</p> <p>a 当社のサービスの仕様又は技術上の都合によりインターネットによる料金明細を確認できないとき</p> <p>b 点字請求書の発行等社会通念上やむを得ないと認められるとき</p>	MusicOcean利用規約	OCN 光 with フレッツ利用規約	OCNTheater利用規約	OCNペイオン利用規約
MusicOcean利用規約					
OCN 光 with フレッツ利用規約					
OCNTheater利用規約					
OCNペイオン利用規約					
(20) ユニバーサルサービス料の適用	2-2-8に規定するユニバーサルサービス料は、2-2-5(付加機能利用料)に規定する1の他社接続モバイルデータ通信機能ごとに適用します。				

2-2 料金額

2-2-1 利用料

(1) タイプ1のもの

ア コース1のもの

1 契約者識別符号ごとに

区 分		料 金 額
プラン1	基本額 (月額)	980円 (1,029円)
	加算額 (1分までごとに)	10円 (10.5円)
プラン2	基本額 (月額)	1,750円 (1837.5円)
	加算額 (1分までごとに)	7円 (7.35円)
プラン3	基本額 (月額)	2,300円 (2,415円)
	加算額 (1分までごとに)	5円 (5.25円)
プラン4	基本額 (月額)	2,800円 (2,940円)
	加算額 (1分までごとに)	3円 (3.15円)
プラン6	基本額 (月額)	250円 (262.5円)
	加算額 (1分までごとに)	15円 (15.75円)
プラン7	基本額 (月額)	800円 (840円)
	加算額 (1分までごとに)	10円 (10.5円)
備考		
1 当社は、メールアドレスを当社が別に指定するところにより割り当てます。		

- 2 当社は、第2種契約者から請求があったときは、当社が別に指定するところにより、メールアドレスの追加、変更その他電子メールの利用内容の変更を行います。
- 3 電子メールとして蓄積できる通信の情報量及び期間等は、当社が別に指定するところによります。
- 4 第2種契約者が送信した電子メールにコンピュータウイルス（第三者のプログラムやデータベースに対して意図的に何らかの被害を及ぼすように作られたプログラムであり、自己伝染機能、潜伏機能又は発病機能のうち1つ以上を有するものをいいます。以下同じとします。）が添付されている又は電子メール本文に含まれている場合、当社が別に定めるコンピュータウイルス対策ソフトにより、そのコンピュータウイルスを検知し、電子メールの転送を停止させることができます。
- 5 コンピュータウイルス対策ソフトにより検知可能なコンピュータウイルスは、ウイルスの検知の実施時における、当社が別に定めるウイルスパターンファイルにより対応可能なウイルスとします。
- 6 この備考の4に規定する電子メールの転送の停止は、当社が別に指定する方法により利用可能とします。
- 7 当社は、この備考の4の電子メールの転送の停止に伴い発生する損害については、第2種契約者その他のいかなる者に対しても責任を負いません。

(注1) この備考の4に規定する当社が別に定めるソフトウェアとはトレンドマイクロ株式会社が提供する「InterScan VirusWall」とします。

(注2) この備考の5に規定する当社が別に定めるウイルスパターンファイルとは、トレンドマイクロ株式会社が下記URL に掲示するウイルスパターンファイルとします。ただし、トレンドマイクロ株式会社が下記URL に掲示するウイルスパターンファイルを、本サービスにおいて検知可能となるのは、トレンドマイクロ株式会社による当該ウイルスパターンファイル更改後2日後以降となります。

URL: <http://www.trendmicro.co.jp/support/>

#### イ コース2のもの

1 契約者識別符号ごとに

区 分		料 金 額
プラン1	基本額（月額）	400円（420円）
	加算額1（1分までごとに）	10円（10.5円）
	加算額2（1分までごとに）	10円（10.5円）
プラン2	基本額（月額）	980円（1,029円）
	加算額1（1分までごとに）	10円（10.5円）
	加算額2（1分までごとに）	10円（10.5円）
プラン3	基本額（月額）	2,350円（2,467.5円）
	加算額1（1分までごとに）	10円（10.5円）
	加算額2（1分までごとに）	10円（10.5円）

プラン4	基本額（月額）	4,700円（4,935円）
	加算額1（1分までごとに）	10円（10.5円）
	加算額2（1分までごとに）	10円（10.5円）
備考		
<p>1 当社は、メールアドレスを当社が別に指定するところにより割り当てます。</p> <p>2 当社は、第2種契約者から請求があったときは、当社が別に指定するところにより、メールアドレスの追加、変更その他電子メールの利用内容の変更を行います。</p> <p>3 電子メールとして蓄積できる通信の情報量及び期間等は、当社が別に指定するところによります。</p> <p>4 第2種契約者が送信した電子メールにコンピュータウイルスが添付されている又は電子メール本文に含まれている場合、当社が別に定めるコンピュータウイルス対策ソフトにより、そのコンピュータウイルスを検知し、電子メールの転送を停止させることができます。</p> <p>5 コンピュータウイルス対策ソフトにより検知可能なコンピュータウイルスは、ウイルスの検知の実施時における、当社が別に定めるウイルスパターンファイルにより対応可能なウイルスとします。</p> <p>6 この備考の4に規定する電子メールの転送の停止は、当社が別に指定する方法により利用可能とします。</p> <p>7 当社は、この備考の4の電子メールの転送の停止に伴い発生する損害については、第2種契約者その他のいかなる者に対しても責任を負いません。</p> <p>(注1) この備考の4に規定する当社が別に定めるソフトウェアとはトレンドマイクロ株式会社が提供する「InterScan VirusWall」とします。</p> <p>(注2) この備考の5に規定する当社が別に定めるウイルスパターンファイルとは、トレンドマイクロ株式会社が下記URLに掲示するウイルスパターンファイルとします。ただし、トレンドマイクロ株式会社が下記URLに掲示するウイルスパターンファイルを、本サービスにおいて検知可能となるのは、トレンドマイクロ株式会社による当該ウイルスパターンファイル更改後2日後以降となります。</p> <p>URL: <a href="http://www.trendmicro.co.jp/support/">http://www.trendmicro.co.jp/support/</a></p>		

(2) タイプ6のもの  
ア コース1のもの

1 契約者識別符号ごとに

区 分		料 金 額
プラン1	基本額（月額）	200円（210円）
	加算額（1分までごとに）	15円（15.75円）
備考		
<p>1 当社は、メールアドレスを当社が別に指定するところにより割り当てます。</p> <p>2 当社は、第2種契約者から請求があったときは、当社が別に指定するところにより、メールアドレスの追加、変更その他電子メールの利用内容の変更を行います。</p> <p>3 電子メールとして蓄積できる通信の情報量及び期間等は、当社が別に指定す</p>		

るところによります。

- 4 第2種契約者が送信した電子メールにコンピュータウイルスが添付されている又は電子メール本文に含まれている場合、当社が別に定めるコンピュータウイルス対策ソフトにより、そのコンピュータウイルスを検知し、電子メールの転送を停止させることができます。
- 5 コンピュータウイルス対策ソフトにより検知可能なコンピュータウイルスは、ウイルスの検知の実施時における、当社が別に定めるウイルスパターンファイルにより対応可能なウイルスとします。
- 6 この備考の4に規定する電子メールの転送の停止は、当社が別に指定する方法により利用可能とします。
- 7 当社は、この備考の4の電子メールの転送の停止に伴い発生する損害については、第2種契約者その他のいかなる者に対しても責任を負いません。
- 8 1の契約者識別符号により同時に通信を行うことができる数は1とします。

(注1) この備考の4に規定する当社が別に定めるソフトウェアとはトレンドマイクロ株式会社が提供する「InterScan VirusWall」とします。

(注2) この備考の5に規定する当社が別に定めるウイルスパターンファイルとは、トレンドマイクロ株式会社が下記URLに掲示するウイルスパターンファイルとします。ただし、トレンドマイクロ株式会社が下記URLに掲示するウイルスパターンファイルを、本サービスにおいて検知可能となるのは、トレンドマイクロ株式会社による当該ウイルスパターンファイル更改後2日後以降となります。

URL: <http://www.trendmicro.co.jp/support/>

## 2-2-2 定額利用料

### (1) タイプ1のもの

#### ア コース1のもの

1 契約者識別符号ごとに月額

区 分	料 金 額
プラン5	1,950円 (2,047.5円)

#### 備考

- 1 当社は、メールアドレスを当社が別に指定するところにより割り当てます。
- 2 当社は、第2種契約者から請求があったときは、当社が別に指定するところにより、メールアドレスの追加、変更その他電子メールの利用内容の変更を行います。

- 3 電子メールとして蓄積できる通信の情報量及び期間等は、当社が別に指定するところによります。
- 4 第2種契約者が送信した電子メールにコンピュータウイルスが添付されている又は電子メール本文に含まれている場合、当社が別に定めるコンピュータウイルス対策ソフトにより、そのコンピュータウイルスを検知し、電子メールの転送を停止させることができます。
- 5 コンピュータウイルス対策ソフトにより検知可能なコンピュータウイルスは、ウイルスの検知の実施時における、当社が別に定めるウイルスパターンファイルにより対応可能なウイルスとします。
- 6 この備考の4に規定する電子メールの転送の停止は、当社が別に指定する方法により利用可能とします。
- 7 当社は、この備考の4の電子メールの転送の停止に伴い発生する損害については、第2種契約者その他のいかなる者に対しても責任を負いません。
- 8 1の契約者識別符号により同時に通信を行うことができる数は1とします。

(注1) この備考の4に規定する当社が別に定めるソフトウェアとはトレンドマイクロ株式会社が提供する「InterScan VirusWall」とします。

(注2) この備考の5に規定する当社が別に定めるウイルスパターンファイルとは、トレンドマイクロ株式会社が下記URLに掲示するウイルスパターンファイルとします。ただし、トレンドマイクロ株式会社が下記URLに掲示するウイルスパターンファイルを、本サービスにおいて検知可能となるのは、トレンドマイクロ株式会社による当該ウイルスパターンファイル更改後2日後以降となります。

URL: <http://www.trendmicro.co.jp/support/>

- (2) タイプ2のもの  
ア コース1のもの

1 契約者識別符号ごとに月額

区 分	料 金 額
定額利用料	1,950円 (2,047.5円)
備考	
1 当社は、メールアドレスを当社が別に指定するところにより割り当てます。	

- 2 当社は、第2種契約者から請求があったときは、当社が別に指定するところにより、メールアドレスの追加、変更その他電子メールの利用内容の変更を行います。
- 3 電子メールとして蓄積できる通信の情報量及び期間等は、当社が別に指定するところによります。
- 4 第2種契約者が送信した電子メールにコンピュータウイルスが添付されている又は電子メール本文に含まれている場合、当社が別に定めるコンピュータウイルス対策ソフトにより、そのコンピュータウイルスを検知し、電子メールの転送を停止させることができます。
- 5 コンピュータウイルス対策ソフトにより検知可能なコンピュータウイルスは、ウイルスの検知の実施時における、当社が別に定めるウイルスパターンファイルにより対応可能なウイルスとします。
- 6 この備考の4に規定する電子メールの転送の停止は、当社が別に指定する方法により利用可能とします。
- 7 当社は、この備考の4の電子メールの転送の停止に伴い発生する損害については、第2種契約者その他のいかなる者に対しても責任を負いません。

(注1) この備考の4に規定する当社が別に定めるソフトウェアとはトレンドマイクロ株式会社が提供する「InterScan VirusWall」とします。

(注2) この備考の5に規定する当社が別に定めるウイルスパターンファイルとは、トレンドマイクロ株式会社が下記URLに掲示するウイルスパターンファイルとします。ただし、トレンドマイクロ株式会社が下記URLに掲示するウイルスパターンファイルを、本サービスにおいて検知可能となるのは、トレンドマイクロ株式会社による当該ウイルスパターンファイル更改後2日後以降となります。

URL: <http://www.trendmicro.co.jp/support/>

## イ コース2のもの

### 1 契約者識別符号ごとに月額

区 分		料 金 額	
プラン1	電話重畳のもの	基本額	1,980円 (2,079円)
		端末回線料	158円 (165.9円)
	電話非重畳のもの	基本額	1,980円 (2,079円)
		端末回線料	1,385円 (1,454.25円)
プラン2	電話重畳のもの	基本額	3,180円 (3,339円)
		端末回線料	158円 (165.9円)
	電話非重畳のもの	基本額	3,180円 (3,339円)
		端末回線料	1,385円 (1,454.25円)
プラン3	電話重畳のもの	基本額	3,480円 (3,654円)
		端末回線料	158円 (165.9円)
	電話非重	基本額	3,480円 (3,654円)

	畳のもの	端末回線料	1,385円 (1,454.25円)
プラン4	電話重畳のもの	基本額	3,480円 (3,654円)
		端末回線料	158円 (165.9円)
	電話非重畳のもの	基本額	3,480円 (3,654円)
		端末回線料	1,385円 (1,454.25円)
プラン5	電話重畳のもの	基本額	3,770円 (3,958.5円)
		端末回線料	158円 (165.9円)
	電話非重畳のもの	基本額	3,770円 (3,958.5円)
		端末回線料	1,385円 (1,454.25円)
プラン6	電話重畳のもの	基本額	3,770円 (3,958.5円)
		端末回線料	158円 (165.9円)
	電話非重畳のもの	基本額	3,770円 (3,958.5円)
		端末回線料	1,385円 (1,454.25円)
プラン7	電話重畳のもの	基本額	3,490円 (3,664.5円)
		端末回線料	158円 (165.9円)
	電話非重畳のもの	基本額	3,490円 (3,664.5円)
		端末回線料	1,385円 (1,454.25円)

備考

- 1 電話重畳のものは、DSL回線に係る別記13の2の(3)のイの(ア)に定める契約がその特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定する利用回線型サービスに係るものをいいます。以下同じとします。
- 2 電話非重畳のものは、DSL回線に係る別記13の2の(3)のイの(ア)に定める契約がその特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定する契約者回線型サービスに係るものをいいます。以下同じとします。
- 3 当社は、メールアドレスを当社が別に指定するところにより割り当てます。
- 4 当社は、第2種契約者から請求があったときは、当社が別に指定するところにより、メールアドレスの追加、変更その他電子メールの利用内容の変更を行います。
- 5 電子メールとして蓄積できる通信の情報量及び期間等は、当社が別に指定するところによります。
- 6 第2種契約者が送信した電子メールにコンピュータウイルスが添付されている又は電子メール本文に含まれている場合、当社が別に定めるコンピュータウイルス対策ソフトにより、そのコンピュータウイルスを検知し、電子メールの転送を停止させることができます。
- 7 コンピュータウイルス対策ソフトにより検知可能なコンピュータウイルスは、ウイルスの検知の実施時における、当社が別に定めるウイルスパターンファイルにより対応可能なウイルスとします。
- 8 この備考の6に規定する電子メールの転送の停止は、当社が別に指定する方法により利用可能とします。
- 9 当社は、この備考の6の電子メールの転送の停止に伴い発生する損害について

ては、第2種契約者その他のいかなる者に対しても責任を負いません。

- 10 コース2に係る第2種契約者が指定することのできるDSL回線の終端の場所は、DSL回線に係る特定協定事業者の契約約款及び料金表に定めるところによるほか、当社が別に定めるところによります。

(注1) この備考の6に規定する当社が別に定めるソフトウェアとはトレンドマイクロ株式会社が提供する「InterScan VirusWall」とします。

(注2) この備考の7に規定する当社が別に定めるウイルスパターンファイルとは、トレンドマイクロ株式会社が下記URLに掲示するウイルスパターンファイルとします。ただし、トレンドマイクロ株式会社が下記URLに掲示するウイルスパターンファイルを、本サービスにおいて検知可能となるのは、トレンドマイクロ株式会社による当該ウイルスパターンファイル更改後2日後以降となります。

URL: <http://www.trendmicro.co.jp/support/>

- (3) タイプ3のもの  
ア コース1のもの

1 契約者識別符号ごとに月額

区 分	料 金 額
プラン1	1,980円 (2,079円)
プラン2	950円 (997.5円)
プラン3	7,800円 (8,190円)
プラン4	1,980円 (2,079円)
プラン5	950円 (997.5円)
プラン6	1,980円 (2,079円)
プラン7	950円 (997.5円)

備考

- 1 当社は、メールアドレスを当社が別に指定するところにより割り当てます。
- 2 当社は、第2種契約者から請求があったときは、当社が別に指定するところにより、メールアドレスの追加、変更その他電子メールの利用内容の変更を行います。
- 3 電子メールとして蓄積できる通信の情報量及び期間等は、当社が別に定めるところによります。
- 4 第2種契約者が送信した電子メールにコンピュータウイルスが添付されている又は電子メール本文に含まれている場合、当社が別に定めるコンピュータウイルス対策ソフトにより、そのコンピュータウイルスを検知し、電子メールの転送を停止させることができます。
- 5 コンピュータウイルス対策ソフトにより検知可能なコンピュータウイルスは、ウイルスの検知の実施時における、当社が別に定めるウイルスパターンファイルにより対応可能なウイルスとします。
- 6 この備考の4に規定する電子メールの転送の停止は、当社が別に指定する方法により利用可能とします。
- 7 当社は、この備考の4の電子メールの転送の停止に伴い発生する損害につい

ては、第2種契約者その他のいかなる者に対しても責任を負いません。

(注1) この備考の4に規定する当社が別に定めるソフトウェアとはトレンドマイクロ株式会社が提供する「InterScan VirusWall」とします。

(注2) この備考の5に規定する当社が別に定めるウイルスパターンファイルとは、トレンドマイクロ株式会社が下記URLに掲示するウイルスパターンファイルとします。ただし、トレンドマイクロ株式会社が下記URLに掲示するウイルスパターンファイルを、本サービスにおいて検知可能となるのは、トレンドマイクロ株式会社による当該ウイルスパターンファイル更改後2日後以降となります。

URL: <http://www.trendmicro.co.jp/support/>

イ コース2のもの

1 契約者識別符号ごとに月額

区 分	料 金 額
プラン1	3,400円 (3,570円)
プラン2	5,000円 (5,250円)

備考

- 1 当社は、メールアドレスを当社が別に指定するところにより割り当てます。
- 2 当社は、第2種契約者から請求があったときは、当社が別に指定するところにより、メールアドレスの追加、変更その他電子メールの利用内容の変更を行います。
- 3 電子メールとして蓄積できる通信の情報量及び期間等は、当社が別に指定するところによります。
- 4 第2種契約者が送信した電子メールにコンピュータウイルスが添付されている又は電子メール本文に含まれている場合、当社が別に定めるコンピュータウイルス対策ソフトにより、そのコンピュータウイルスを検知し、電子メールの転送を停止させることができます。
- 5 コンピュータウイルス対策ソフトにより検知可能なコンピュータウイルスは、ウイルスの検知の実施時における、当社が別に定めるウイルスパターンファイルにより対応可能なウイルスとします。
- 6 この備考の4に規定する電子メールの転送の停止は、当社が別に指定する方法により利用可能とします。
- 7 当社は、この備考の4の電子メールの転送の停止に伴い発生する損害については、第2種契約者その他のいかなる者に対しても責任を負いません。

(注1) この備考の4に規定する当社が別に定めるソフトウェアとはトレンドマイクロ株式会社が提供する「InterScan VirusWall」とします。

(注2) この備考の5に規定する当社が別に定めるウイルスパターンファイルとは、トレンドマイクロ株式会社が下記URLに掲示するウイルスパターンファイルとします。ただし、トレンドマイクロ株式会社が下記URLに掲示するウイルスパターンファイルを、本サービスにおいて検知可能となるのは、トレンドマイクロ株式会社による当該ウイルスパターンファイル更改後2日後以降となります。

URL: <http://www.trendmicro.co.jp/support/>

(4) 削除

2-2-3 電子メールの利用の場合の利用料又は定額利用料の加算額

区 分	単 位	料 金 額
追加利用するメールアドレスが1までの場合		250円 (262.5円)
追加利用するメールアドレスが1を超える29までの場合	追加利用するメールアドレス1ごとに月額	100円 (105円)

2-2-4 特定ダイヤルアップ回線及びポータブルIPアクセスの利用の場合の利用料又は定額利用料の加算額

通信時間1分までごとに

区 分	単 位	料 金 額	
特定ダイヤルアップ回線の利用	ア 従量制アクセスポイントに接続した場合	接続通信時間の累計時間1分までごとに	10円 (10.5円)
	イ 定額制アクセスポイントに接続した場合	月額	550円 (577.5円)
ポータブルIPアクセスの利用		接続通信時間の累計時間1分までごとに	10円 (10.5円)
備考 ポータブルIPアクセスの利用の場合の利用料又は定額利用料の加算額が3,200円 (3,360円)を超える場合は、接続通信時間にかかわらず3,200円 (3,360円)を適用します。			

2-2-5 付加機能利用料

区 分	単 位	料 金 額
ローミング機能 当社が別に定める当社の海外現地法人等又は他事業者等（以下「他事業者」といいます。）の電気通信設備から送信された契約者識別符号及び暗証符号を、その第2種契約者のものであることを識別することにより、その他事業者の電気通信サービスの提供を受けることができるようにする機能	ア イ 以 外の場 合	通信時間の料金月単位での累計時間1分までごとに 18円 (18.9円)

		イ 当社の海外現地法人等の電気通信サービスの提供を受ける場合	通信時間の料金月単位での累計時間1分までごとに	10円 (10.5円)
備考	本機能に係る通信時間は、他事業者が信号（その他事業者に係る電気通信設備から送信された契約者識別符号及び暗証符号が第2種契約者のものであることを識別した信号をいいます。）を受信した時刻から起算し、第2種契約者からの通信終了の信号を受け又はその通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社の機器により測定します。			
ウェブ機能	この機能を利用する第2種契約者が当社のドメイン名を使用するホームページに係る情報の蓄積又は転送等を行うことができる機能	蓄積できる情報量が10メガバイトまでのもの		—
		蓄積できる情報量が10メガバイトを超えるもの	10メガバイトを超え5メガバイトごとに月額	200円 (210円)
備考	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 当社は、ホームページアドレスを当社が別に定めるところにより割り当てます。この場合のホームページアドレスの数は、1の第2種契約につき1とします。</li> <li>2 この機能を利用する場合において、蓄積できるホームページに係る情報量は、当社が別に定めるところによります。</li> <li>3 当社は、当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないときその他当社のIP通信網サービスに係る業務の遂行上著しい支障があるときは、現に蓄積している情報の転送を停止し、又は消去することがあります。</li> <li>4 当社は、他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、法令に反する、他人の利益を害する、又は別記4の2に定める事項に抵触する態様でこの機能が利用されていると認めた場合は、現に蓄積している情報の転送の停止を行うことがあります。</li> <li>5 当社は、この備考の4の規定により現に蓄積している情報の転送の停止をされた第2種契約者が、なおその事実を解消しないときは、この機能の廃止を行うことがあります。</li> <li>6 この備考の3から5までの規定により現に蓄積している情報の転送の停止若しくは消去又はこの機能の廃止を行う場合は、当社はあらかじめそのことを第2種契約者にお知らせします。 なお、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。</li> </ol>			

	<p>7 当社は、一定期間情報を蓄積していないときは、この機能の廃止を行うことがあります。この場合、当社は、あらかじめそのことを第2種契約者にお知らせします。</p> <p>8 当社は、この機能の利用に伴い発生する損害（この備考の3から5までの規定及び7の規定により現に蓄積している情報の転送の停止若しくは消去又はこの機能の廃止を行ったことに伴い発生するものを含みます。）については、責任を負いません。</p>			
ホス テイ ング 機 能	電子メールの蓄積又は転送及びホームページに係る情報の蓄積又は転送等を行うことができる機能	蓄積できる情報量が30メガバイトまでのものであり、登録可能メールアドレス（あらかじめ登録することができるメールアドレスをいいます。以下同じとします。）及び自動転送メールアドレス（そのメールアドレスへ送信された電子メールが、あらかじめ登録のあった他のメールアドレスに自動的に転送されることとなるメールアドレスをいいます。以下同じとします。）の数がそれぞれ10までのものであり、当社が別途定めるホームページ作成ツール（ホームページの作成を支援する機能をいいます。以下同じとします。）が利用可能なもの		2,480円 (2,604円)
		登録可能メールアドレスの数が10を超えるもの	追加するメールアドレス数1ごとに月額	50円 (52.5円)
		自動転送メールアドレスの数が10を超えるもの	追加するメールアドレス数1ごとに月額	50円 (52.5円)
		蓄積できる情報量が30メガバイトを超えるもの	追加ディスク容量5メガバイトごとに月額	400円 (420円)
備考	<p>1 当社は1の第2種契約につき、1のホスティング機能を提供します。</p> <p>2 当社は、メールアドレス及びドメイン名を当社が別に定めるところにより割り当てます。</p>			

- 3 当社は、ホスティング機能を利用する第2種契約者から申出があった場合には、追加するメールアドレスの数又は増加する蓄積情報量の変更を行います。
- 4 ホスティング機能において追加することができるメールアドレスの数又は増加することができる蓄積情報量等は、当社が別に定めるところによります。
- 5 ホスティング機能で提供されるホームページ作成ツールの著作権は当社またはホスティング機能提供にあたっての協力会社に帰属します。それ以外に第2種契約者が、ホスティング機能を利用して作成するコンテンツに含まれる著作物の著作権は、その著作物を作成した第2種契約者に基本的に帰属します。
- 6 第2種契約者は、ホスティング機能の利用にあたって使用する自分のIDとパスワードの管理責任を負い、その使用上の誤り又は第三者による不正使用等により第2種契約者に生じた損害については、当該第2種契約者の故意過失の有無に関わらず、当社は一切の責任を負いません。ホスティング機能において、第2種契約者のID及びパスワードが使用された場合、当社は当該IDに対応する第2種契約者が使用したものとして取扱います。第2種契約者は、ID及びパスワードを第三者に使用、貸与又は譲渡等をしてはなりません。
- 7 第2種契約者は、過失の有無に関わらず、自らが掲載したホームページの内容及びそのホームページに起因する、物理的・精神的被害を含む一切の結果に対して責任を持つものとします。
- 8 第2種契約者は、ホスティング機能を自らの責任のみにおいて利用するものであり、ホスティング機能を利用して得た情報や、当社のサービスを通じてダウンロード及びその他の方法によって得たホームページ作成ツールを自らの判断と責任で使用するものとし、このような情報から生じた一切の責任・損害・費用や、ホームページ作成ツールのダウンロードによって生じたコンピュータの機能やデータの損失については自らの責任において処理するものとします。
- 9 当社は、当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないときその他当社のIP通信網サービスに係る業務の遂行上著しい支障があるときは、現に蓄積しているホームページに係る情報の転送を停止し、又は消去することがあります。
- 10 当社は、他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、法令に反する、他人の利益を害する、又は別記4の2に定める事項に抵触する態様でこの機能が利用されていると認めた場合は、現に蓄積している情報の転送の停止を行うことがあります。
- 11 当社は、この備考の10の規定により現に蓄積している情報の転送の停止をされた第2種契約者が、なおその事実を解消しないときは、この機能の廃止を行うことがあります。
- 12 この備考の9から11までの規定により現に蓄積しているホームページに係る情報の転送の停止若しくは消去又はこの機能の廃止を行う場合は、当社は、あらかじめそのことを第2種契約者にお知らせします。  
なお、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
- 13 当社は、ホームページに係る情報の蓄積又は転送等に伴い発生する損害（この備考の9から11までの規定により現に蓄積しているホームページに係る情報の転送の停止若しくは消去又はこの機能の廃止を行ったことに伴い発生するものを含みます。）については、責任を負いません。
- 14 当社は、ホスティング機能の契約の解除があった場合は、あらかじめ

	<p>め第2種契約者に対し通知することなく、蓄積していたホームページに係る情報を消去します。この場合において、当社は、ホームページに係る情報の消去を行ったことに伴い発生する損害について、責任を負いません。</p> <p>15 転送情報量は、蓄積装置から契約者回線等への方向へ送信されるホームページに係る情報の情報量とし、当社の機器により測定します。</p> <p>16 当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の料金は次のとおりとします。</p> <p>ア 過去1年間の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初日（初日が確定できないときにあつては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があつたと認められる日）の属する料金月の前12料金月の各料金月における1日平均の利用料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>イ ア以外の場合 把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した1日平均の利用料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>(注) 本欄イに規定する当社が別に定める方法は、原則として、次のとおりとします。</p> <p>(1) 過去2か月以上の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる各料金月における1日平均の利用料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>(2) 過去2か月間の実績を把握することができない場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日前的実績が把握できる期間における1日平均の利用料又は故障等の回復後の7日間における1日平均の利用料のうち低いほうの値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p>		
<p>携帯電話番号等認証機能</p>	<p>移動利用回線を使用して送信された携帯電話番号（電気通信番号規則（平成9年11月17日郵政省令第82号）に基づき使用される携帯電話に係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号をいいます。以下、本欄において同じとします。）等により、本機能を利用する第2種契約者を識別し、その契約サービスに付帯もしくは付加されるサービスの提供を受けることができるようにする機能</p>	<p>月額</p>	<p>300円 (315円)</p>
<p>備考</p>	<p>1 本機能の提供を請求する契約者は、当社所定の契約申込書を契約事務を行うIP通信網サービス取扱所に提出し本機能に係る携帯電話番号等の事前登録を行うか、もしくは当社の指定する携帯電話番号等の払い出しを受けることを要します。</p> <p>2 この場合登録もしくは払い出しを受けることのできる携帯電話番号等は、1の第2種契約につき1とします。</p> <p>3 本機能で提供を受けることのできるサービスは、OCNモバイルコントロール対応ソフトウェア利用規約で規定する「るす番モニターサービス」とします。</p> <p>4 《削除》</p>		

	(注)《削除》		
ポータブルIPアクセス機能	2-1 (適用) の(15)に係る規定にかかわらず、接続通信時間に関係なくこの欄に規定する料金額を適用してポータブルIPアクセスを提供する機能	1の契約者識別符号ごとに月額	1,400円 (1,470円)
備考	第2種契約者がこの機能の提供を請求したとき、その請求の承諾日を含む料金月においては2-1 (適用) の(15)に係る規定を適用し、翌料金月からこの欄に規定する料金を適用します。ただし、第2種契約の申込みと同時に第2種契約者がこの機能の提供を請求したときは、その請求の承諾日を含む料金月からこの欄に規定する料金を適用します。		
IPv6トンネリング機能	IPv6トンネリング装置(契約者識別符号及び暗証符号がその第2種契約者のものであることを識別するものに限り、)を介してIPv6パケットに係る通信を行うことができるようにする機能	月額	300円 (315円)
備考	当社は1の第2種契約につき、1のIPv6トンネリング機能を提供します。		
他社接続モバイルデータ通信機能	接続通信時間に関係なくこの欄に規定する料金額を適用して他社接続モバイルデータ通信を提供する機能	1の契約者識別符号ごとに月額	4,643円 (4,875.15円)
備考	1 当社が別に定める特定協定事業者は、1の第2種契約につき、1の他社接続モバイルデータ通信機能を適用します。  (注) この欄に規定される当社が別に定める特定協定事業者は、イー・アクセス株式会社とします。		

2-2-6 削除

2-2-7 請求書等の発行に関する料金

区分	単位	料金額
請求書等発行手数料	一の請求書につき	100円 (105円)

	一の口座振替通知書につき	100円 (105円)
--	--------------	-------------

2-2-8 ユニバーサルサービス料

区分	単位	料金額
ユニバーサルサービス料	1 の他社接続モバイルデータ通信機能ごとに月額	基礎的電気通信役務支援機関がその適用期間ごとに総務大臣に認可を受けた番号単価と同額
備考 番号単価は、基礎的電気通信役務支援機関が別に定める期間ごとに算定し、ホームページ ( <a href="http://www.tca.or.jp/universalservice/">http://www.tca.or.jp/universalservice/</a> ) で公表します。		

3 第3種契約に係るもの

3-1 臨時第3種契約以外の契約に関するもの

3-1-1 適用

区 分	内 容																																													
(1) 第3種オープンコンピュータ通信網サービス区域の設定	当社は、行政区画、その地域の社会的経済的諸条件、第3種オープンコンピュータ通信網サービスの需要と供給の見込み等を考慮して第3種オープンコンピュータ通信網サービス区域を設定します。																																													
(2) 品目に係る料金の適用	<p data-bbox="528 618 1281 685">当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目を定めます。</p> <table border="1" data-bbox="539 692 1267 1986"> <thead> <tr> <th data-bbox="539 692 730 741">品 目</th> <th colspan="2" data-bbox="730 692 1267 741">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="539 741 592 965" rowspan="10">S T M 方 式 の も の</td> <td data-bbox="592 741 730 790">64kb/s</td> <td data-bbox="730 741 1267 790">64kbit/sまでの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="592 790 730 840">128kb/s</td> <td data-bbox="730 790 1267 840">128kbit/sまでの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="592 840 730 889">192kb/s</td> <td data-bbox="730 840 1267 889">192kbit/sまでの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="592 889 730 938">256kb/s</td> <td data-bbox="730 889 1267 938">256kbit/sまでの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="592 938 730 987">384kb/s</td> <td data-bbox="730 938 1267 987">384kbit/sまでの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="592 987 730 1037">512kb/s</td> <td data-bbox="730 987 1267 1037">512kbit/sまでの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="592 1037 730 1086">768kb/s</td> <td data-bbox="730 1037 1267 1086">768kbit/sまでの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="592 1086 730 1135">1 Mb/s</td> <td data-bbox="730 1086 1267 1135">1.152Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="592 1135 730 1184">1.5Mb/s</td> <td data-bbox="730 1135 1267 1184">1.536Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="592 1184 730 1234">3 Mb/s</td> <td data-bbox="730 1184 1267 1234">3.072Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="592 1234 730 1283">4.5Mb/s</td> <td data-bbox="730 1234 1267 1283">4.608Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="592 1283 730 1332">6 Mb/s</td> <td data-bbox="730 1283 1267 1332">6.144Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="539 1361 592 1615">A T M 方 式 の も の</td> <td data-bbox="592 1361 730 1615">0.5Mb/s 及び1 Mb/sから1 Mb/sごとに135Mb/sまでの品目</td> <td data-bbox="730 1361 1267 1615">料金表別表1に規定する伝送速度までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="539 1621 592 1986" rowspan="6">イ ー サ ネ ッ ト 方 式 の も の</td> <td data-bbox="592 1621 730 1671">3 Mb/s</td> <td data-bbox="730 1621 1267 1671">3 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="592 1671 730 1720">4 Mb/s</td> <td data-bbox="730 1671 1267 1720">4 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="592 1720 730 1805">10Mb/s (半二重)</td> <td data-bbox="730 1720 1267 1805">最大10Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="592 1805 730 1890">10Mb/s (全二重)</td> <td data-bbox="730 1805 1267 1890">10Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="592 1890 730 1939">100Mb/s</td> <td data-bbox="730 1890 1267 1939">100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="592 1939 730 1986">1 Gb/s</td> <td data-bbox="730 1939 1267 1986">1 Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの</td> </tr> </tbody> </table>		品 目	内 容		S T M 方 式 の も の	64kb/s	64kbit/sまでの符号伝送が可能なもの	128kb/s	128kbit/sまでの符号伝送が可能なもの	192kb/s	192kbit/sまでの符号伝送が可能なもの	256kb/s	256kbit/sまでの符号伝送が可能なもの	384kb/s	384kbit/sまでの符号伝送が可能なもの	512kb/s	512kbit/sまでの符号伝送が可能なもの	768kb/s	768kbit/sまでの符号伝送が可能なもの	1 Mb/s	1.152Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	1.5Mb/s	1.536Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	3 Mb/s	3.072Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	4.5Mb/s	4.608Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	6 Mb/s	6.144Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	A T M 方 式 の も の	0.5Mb/s 及び1 Mb/sから1 Mb/sごとに135Mb/sまでの品目	料金表別表1に規定する伝送速度までの符号伝送が可能なもの	イ ー サ ネ ッ ト 方 式 の も の	3 Mb/s	3 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	4 Mb/s	4 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	10Mb/s (半二重)	最大10Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	10Mb/s (全二重)	10Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	100Mb/s	100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	1 Gb/s	1 Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの
品 目	内 容																																													
S T M 方 式 の も の	64kb/s	64kbit/sまでの符号伝送が可能なもの																																												
	128kb/s	128kbit/sまでの符号伝送が可能なもの																																												
	192kb/s	192kbit/sまでの符号伝送が可能なもの																																												
	256kb/s	256kbit/sまでの符号伝送が可能なもの																																												
	384kb/s	384kbit/sまでの符号伝送が可能なもの																																												
	512kb/s	512kbit/sまでの符号伝送が可能なもの																																												
	768kb/s	768kbit/sまでの符号伝送が可能なもの																																												
	1 Mb/s	1.152Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの																																												
	1.5Mb/s	1.536Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの																																												
	3 Mb/s	3.072Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの																																												
4.5Mb/s	4.608Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの																																													
6 Mb/s	6.144Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの																																													
A T M 方 式 の も の	0.5Mb/s 及び1 Mb/sから1 Mb/sごとに135Mb/sまでの品目	料金表別表1に規定する伝送速度までの符号伝送が可能なもの																																												
イ ー サ ネ ッ ト 方 式 の も の	3 Mb/s	3 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの																																												
	4 Mb/s	4 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの																																												
	10Mb/s (半二重)	最大10Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの																																												
	10Mb/s (全二重)	10Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの																																												
	100Mb/s	100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの																																												
	1 Gb/s	1 Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの																																												

10Gb/s

10Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの

備考

- 1 第3種オープンコンピュータ通信網サービスに係る通信は、契約者回線等との間で行うことができます。この場合において、当社は、相互接続点又はNSPIXPとの接続点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。
- 2 この備考の1に規定するほか、第3種オープンコンピュータ通信網サービスに係る通信について、3-1-2（料金額）(3)（付加機能利用料）又は当社が別に定める当社の契約約款に別段の定めがある場合は、その定めるところによる通信を行うことができます。
- 3 STM方式のものは、次に掲げるものをいいます。
  - (1) 別記1の2の(1)、(2)及び(7)に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定する高速デジタル伝送サービス（Yインタフェースのもの及び多重アクセスを利用するもの以外のものとします。）に係る他社接続契約者回線と接続して提供するもの
  - (2) 別記13の2の(1)に定める契約に基づいて設置される当社の電気通信設備に係る接続契約者回線と接続して提供するもの（当社が別に定める接続条件によるものに限ります。）
- 4 ATM方式のものは、別記1の2の(1)、(2)及び(7)に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するATM専用サービス（端末回線多重を利用するもの以外のものとします。）又は別記1の2の(1)に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するデータ伝送サービス（ATMデータ通信網サービスに限ります。）に係る他社接続契約者回線と接続して提供するものをいいます。
- 5 イーサネット方式のものは、次に掲げるものをいいます。
  - (1) その終端におけるインタフェースがイーサネット対応の加入者回線を設置して提供するもの
  - (2) 別記1の2の(1)に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するLAN型通信網サービス又は別記1の2の(2)若しくは別記1の2の(7)に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定する高速イーサネット網サービス、イーサネット網サービス、イーサネット通信網サービス、高速イーサネット専用サービス、専用サービス若しくはパワードイーサネットサービスに係る他社接続契約者回線と接続して提供するものであって、当社が別に定めるものに限ります。
  - (3) 別記13の2の(1)に定める契約に基づいて設置される当社の電気通信設備に係る接続契約者回線と接続して提供するもの（当社が別に定める接続条件によるものに限ります。）
- 6 当社は、加入者回線の終端の場所に当社の回線終端装置を設置します。

- 7 この備考の4の規定にかかわらず、アクセス回線共用を行うときは、その他社接続共用回線について、端末回線多重を利用することができるものとします。
- 8 接続契約者回線等の契約の種別は、アクセス回線共用を行う場合を除き、その第3種オープンコンピュータ通信網サービスの契約の種別と同一のものとします。この場合において、接続契約者回線等に係る契約に契約の種別がないときは、第3種オープンコンピュータ通信網サービスの契約の種別は、臨時第3種契約以外のものとします。
- 9 他社接続契約者回線（別記1の2の(1)に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するデータ伝送サービスに係るものを除きます。）の品目は、次のとおりとします。
- (1) S T M方式のものに係るもの
- 別記1の2の(1)から(3)及び(7)に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定する高速品目とします。この場合、第3種オープンコンピュータ通信網サービスの品目は、次のとおりとします。
- ア イ以外のとき。
- 他社接続契約者回線の品目と同一のものとします。
- イ 他社接続契約者回線（タイプ1に係るものに限ります。）が別記1の2の(1)に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するエコノミークラスのもの（1.5Mb/s品目のものに限ります。）の場合であって、その他社接続契約者回線に係る相互接続点の所在場所が当社が別に定めるものとき。
- 192kb/sから1.5Mb/sまでのものとします。
- (2) A T M方式のものに係るもの
- 別記1の2の(1)から(3)及び(7)に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定する0.5Mb/s及び1Mb/sから1Mb/sごとに135Mb/sまでの品目とします。この場合、第3種オープンコンピュータ通信網サービスの品目は、他社接続契約者回線の品目と同一のものとします。
- (3) イーサネット方式のものに係るもの
- 別記1の2の(1)に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定する100Mb/s及び1Gb/sの品目とします。この場合、第3種オープンコンピュータ通信網サービスの品目は、100Mb/sの他社接続契約者回線については10Mb/s（全二重）及び100Mb/sのもの、1Gb/sの他社接続契約者回線については1Gb/sのものとします。
- 10 他社接続契約者回線（別記1の2の(1)に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するデータ伝送サービスに係るものに限ります。）の論理チャンネル（第3種オープンコンピュータ通信網サービスに係るものに限ります。）に係る通信の態様による細目は、次

のとおりとします。この場合、第3種オープンコンピュータ通信網サービスの品目は、他社接続契約者回線の論理チャンネルに係る上限伝送速度の細目と同一のものとし（500kb/sの上限伝送速度の細目には、0.5Mb/sの品目が対応するものとし。）。

- (1) 通信の区別は、タイプ1とします。
- (2) サービスクラスによる区別は、クラス2とします。
- (3) 上限伝送速度の細目及び最低伝送速度の細分は、次表に掲げるものとし。

上限伝送速度の細目	最低伝送速度の細分
500kb/s	300kb/s
1 Mb/s	500kb/s
2 Mb/s	1 Mb/s
3 Mb/s	1.5Mb/s
4 Mb/s	2 Mb/s
5 Mb/s	2.5Mb/s
6 Mb/s	3 Mb/s
7 Mb/s	3.5Mb/s
8 Mb/s	4 Mb/s
9 Mb/s	4.5Mb/s
10Mb/s	5 Mb/s

11 この備考の9の規定にかかわらず、アクセス回線共用（他社接続契約者回線に係るものに限り。）を行う場合の他社接続共用回線の品目は、第3種オープンコンピュータ通信網サービスの品目にかかわらず次のとおりとします。

- (1) S T M方式のものに係るもの  
別記1の2の(1)、(2)及び(7)に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定する高速品目（64kb/s品目のものを除きます。）とします。
- (2) A T M方式のものに係るもの  
別記1の2の(1)、(2)及び(7)に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定する1 Mb/sから1 Mb/sごとに135Mb/sまでの品目とします。

12 接続契約者回線の品目は、当社が別に定める接続条件によるものとし。

13 この備考の11及び12の規定において、アクセス回線共用に係る複数の電気通信回線（以下「アクセス回線共用回線群」といいます。）の品目に係る符号伝送速度の合計値は、接続共用回線等の品目に係る符号伝送速度以下とします。

14 アクセス回線共用を行う場合において、同一のアクセス回線共用を行う他の電気通信サービスの契約約款にその接続共用回線等に係る通信又は保守の態様による細目について別段の定めがあるときは、その定めるところによります。この場合、第3種契約者はその内容を当社に通知していただきます。

15 アクセス回線共用を行う場合において、第82条（定額利用料等の支払義務）第2項第3号の表の1欄及び第93条（責任の制限）第3項に規定する時間については、他社接続共用回線の部分の料金については、その通信又は保守の態様に応じ、別記1の2の(1)、(2)及び(7)に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表の規定により適用します。

16 アクセス回線二重化を行う場合の通常契約及び二重化付加契約における契約の種別等に係る条件については、次のとおりとします。

なお、1の加入者回線と1の接続契約者回線（当社が別に定めるものに限り、）によりアクセス回線二重化を行うことはできません。

(1) 契約の種別は、通常契約と二重化付加契約とで同一とします。

(2) 第3種オープンコンピュータ通信網サービスの品目は、次のとおりとします。

ただし、この適用の表の(3)欄に規定するプラン2の場合の品目については、通常契約と二重化付加契約とで同一とします。

ア STM方式のもの、ATM方式のもの及びイーサネット方式のものとの区分は、通常契約と二重化付加契約とで同一とします。

イ 二重化付加契約の品目に係る符号伝送速度は、通常契約の品目に係る符号伝送速度以下とします。

(3) 第3種オープンコンピュータ通信網サービスの通信又は保守の態様による細目は、通常契約と二重化付加契約とで同一とします。

17 当社は、他社接続契約者回線が次に該当する場合は、第3種オープンコンピュータ通信網サービスを提供しません。

(1) STM方式のものに係るものの場合

ア 別記1の2の(1)に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定する64kb/s品目のものであって、48kbit/sの符号伝送が可能なものとき、1.5Mb/s品目のエコノミークラスのものであって、その契約の区分がプラン1のものとき又は保守の区分がタイプ1-2のものとき。

イ 別記1の2の(2)及び(7)に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するシンプルクラスのものとき。

ウ 当社が別に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定する64kb/s又は128kb/s品目のエコノミークラスのものとき。

エ 別記1の2の(3)に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定する通常クラスのタイプ1のもの又はエコノミークラスのものとき。

(2) ATM方式のものに係るもの場合

ア 別記1の2の(1)に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するATM専用サービスのセカンドクラスに係るもの又は保守の区別がタイプ1-2のものとき。

イ 別記1の2の(3)に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定する通常クラスのタイプ1のもの又はエコノミークラスのものとき。

(注1) この備考の2に規定する当社が別に定める当社の契約約款は、データ伝送サービス契約約款又はIP伝送サービス契約約款とします。

(注2) この備考の3から5及び12に規定する当社が別に定める接続条件は次のとおりとします。

接続契約者回線		対応する第3種オープンコンピュータ通信網サービス
第1種イーサネット通信サービス	サービス接続点における契約者回線に係る1.5Mb/s品目のもの	STM方式のものであって、1.5Mb/s品目のもの
	サービス接続点における契約者回線に係る10BASE-T品目のもの	イーサネット方式のものであって、3Mb/s、4Mb/s、10Mb/s(半二重)及び10Mb/s(全二重)品目のもの
	サービス接続点における契約者回線に係る100BASE-TX品目のもの	イーサネット方式のものであって、10Mb/s(全二重)及び100Mb/s品目のもの
	サービス接続点における契約者回線に係る1000BASE-SX品目のもの	イーサネット方式のものであって、1Gb/s品目のもの
	サービス接続点における契約者回線に係る10GBASE-LR品目のもの	イーサネット方式のものであって、10Gb/s品目のもの

(注3) この備考の16に規定する当社が別に定める接続契約者回線は、第1種イーサネット通信サービスに係るものとします。

(注4) この備考の17に規定する当社が別に定める特定協定事業者は、KDDI株式会社とします。

(3) 細目に係る料金の適用

当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり通信の態様による細目を定めます。

ア 品質による区別

区別	内 容
タイプ 1	タイプ 2 以外のもの
タイプ 2	他社接続契約者回線又は回線収容部において、通信がふくそうした場合にその接続契約者回線等に係る通信の利用が制限されることがあるもの

備考

- 1 タイプ 1 については、A T M方式のもの（別記 1 の 2 の(1)に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するデータ伝送サービスに係る他社接続契約者回線と接続するものに限りません。）は提供しません。
- 2 タイプ 2 については、S T M方式のものであって、64kb/s及び128kb/sの品目、A T M方式のもの（別記 1 の 2 の(1)に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するデータ伝送サービスに係る他社接続契約者回線と接続するものに限りません。）並びにイーサネット方式のものであって10Mb/s（半二重）、10Mb/s（全二重）及び100Mb/s（全二重）の品目に限り提供します。
- 3 アクセス回線二重化は、タイプ 1 に限り提供します（二重化付加契約は、タイプ 1 に限り締結します。）。
- 4 タイプ 2 には、以下の区別があります。

区別	内 容
加入者回線専有タイプ	加入者回線共有タイプ以外のもの
加入者回線共有タイプ	加入者回線（イーサネット方式に係るものに限りません。）を複数の契約者で同時に利用することがあるもの

- 5 タイプ 2 については、その第 3 種契約に係る I P アドレスは、当社が別に定める数を超えてその第 3 種オープンコンピュータ通信網サービスを利用することができません。

イ I P アドレス数による区別

区別	内 容
コース 1	コース 2 以外のもの
コース 2	その第 3 種契約に係る I P アドレスについて、当社が別に定める数を超えてその第 3 種オープンコンピュータ通信網サービスを利用することができないもの

備考

- 1 I P アドレス数による区別は、品質による区別がタイプ 1 のものに限り適用します。
- 2 コース 1 については、S T M方式のもの全品目、

A T M方式のものの全品目並びにイーサネット方式のものであって、10Mb/s（半二重）、100Mb/s、1 Gb/s及び10Gb/sの品目について提供します。

3 コース2については、次に掲げる品目に限り提供します。

(1) S T M方式のもの

1. 5Mb/s及び6 Mb/sの品目

(2) A T M方式のもの

3 Mb/sから10Mb/sまでの品目

(3) イーサネット方式のもの

3 Mb/s、4 Mb/s、10Mb/s（半二重）及び10Mb/s（全二重）の品目

4 アクセス回線二重化を行うコース2におけるI Pアドレス数の制限については、2の契約（通常契約及び二重化付加契約）を1の契約とみなして適用します。

#### ウ 料金の適用方法による区別

区別	内 容
プラン1	プラン2以外のもの
プラン2	当社が測定した利用速度に基づいて算定した定額利用料の支払いを要するもの

#### 備考

- 1 料金の適用方法による区別は、I Pアドレス数による区別がコース1のものに限り適用します。
- 2 プラン1については、S T M方式のもの及びA T M方式のものについて提供します。
- 3 プラン2については、イーサネット方式のものについて提供します。
- 4 アクセス回線二重化は、プラン2に限り提供します。

#### エ 通信プロトコルによる区別

区別	内 容
IPv4 タイプ	その第3種契約に係る通信のプロトコルにIPv4プロトコルを利用するもの
IPv6 タイプ	その第3種契約に係る通信のプロトコルにIPv6プロトコル及びIPv4プロトコルを利用するもの

#### 備考

- 1 通信プロトコルによる区別は、品質による区別がタイプ1のものに限り適用します。
- 2 IPv6タイプについては、イーサネット方式のものであって、10Mb/s（半二重）、100Mb/s、1 Gb/s及び10Gb/sの品目について提供します。
- 3 IPv6プロトコルに係るI Pアドレスの付与等については当社が別に定めるところによります。

#### オ 加入者回線インタフェースの区別

区別	内 容
----	-----

10BASE-T	加入者回線の終端におけるインタフェースが10BASE-Tのもの
100BASE-TX	加入者回線の終端におけるインタフェースが100BASE-TXのもの
1000BASE-SX	加入者回線の終端におけるインタフェースが1000BASE-SXのもの
10GBASE-LR	加入者回線の終端におけるインタフェースが10GBASE-LRのもの
<p>備考</p> <p>1 加入者回線インタフェースの区別は、加入者回線に係るものに限り適用します。</p> <p>2 10BASE-Tについては、イーサネット方式のものであって、3 Mb/s、4 Mb/s、10Mb/s（半二重）及び10Mb/s（全二重）の品目に限り提供します。</p> <p>3 100BASE-TXについては、イーサネット方式のものであって、10Mb/s（全二重）及び100Mb/sの品目に限り提供します。</p> <p>4 1000BASE-SXについては、イーサネット方式のものであって、1 Gb/sの品目に限り提供します。</p> <p>5 10GBASE-LRについては、イーサネット方式のものであって、10Gb/sの品目に限り提供します。</p>	

(4) 定額利用料の適用

ア 第3種オープンコンピュータ通信網サービスの定額利用料は、基本額とアクセス回線料を合算して適用します。ただし、次に掲げるものについては、基本額のみを適用します。

(ア) 接続契約者回線に係るもの

(イ) 他社接続契約者回線（別記1の2の(1)に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するLAN型通信網サービスに係るものに限り）に係るもの

(ウ) タイプ2のイーサネット方式に係るもの

イ アの規定にかかわらず、アクセス回線料（別記1の2の(1)に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するデータ伝送サービスに係るものに限り）を以下このイにおいて同じとします。）の一部を別記1の2の(1)に定める特定協定事業者が定める場合は、アクセス回線料の基本額を適用しません。

ウ アの規定にかかわらず、アクセス回線共用を行う場合のアクセス回線料については、同一のアクセス回線共用を行う第3種契約（当社の他の電気通信サービスに係る契約を含みます。以下この欄において同じとします。）のうち、1の第3種契約を除く他の第3種契約についてはアクセス回線料（当社の他の電気通信サービスについてはアクセス回線料に相当する料金とします。）を適用しません。

エ アの規定にかかわらず、二重化付加契約（タイプ1のコース1のプラン2に係るものに限り）については、基本額を適用しません。

	<p>オ 当社は、イーサネット方式（タイプ2のものを除きます。）のもの定額利用料を適用するため、当社が別に定めるところにより定額利用料適用区域を設定します。</p> <p>カ オに規定する定額利用料適用区域には、第1区域、第2区域及び第3区域の区分があり、定額利用料は、加入者回線の終端の場所が所属する区域に基づき適用します。</p>																				
<p>(5) プラン2の基本額の適用</p>	<p>第3種オープンコンピュータ通信網サービスのタイプ1のコース1のプラン2の基本額は、その品目ごとに利用速度が次のア又はイの表に定める基本料適用速度までの場合（利用速度が0の場合を含みます。）は基本料のみを適用し、利用速度が基本料適用速度を超える場合は基本料とその利用速度に対応する加算料を合算して適用します。</p> <p>ア イ以外の場合</p> <table border="1" data-bbox="568 734 1294 1003"> <thead> <tr> <th>品 目</th> <th>基本料適用速度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10Mb/s（半二重）</td> <td>1 Mbit/s</td> </tr> <tr> <td>100Mb/s</td> <td>5 Mbit/s</td> </tr> <tr> <td>1 Gb/s</td> <td>100Mbit/s</td> </tr> <tr> <td>10Gb/s</td> <td>1 Gbit/s</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ アクセス回線二重化を行う場合</p> <table border="1" data-bbox="568 1055 1294 1323"> <thead> <tr> <th>品 目</th> <th>基本料適用速度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10Mb/s（半二重）</td> <td>2 Mbit/s</td> </tr> <tr> <td>100Mb/s</td> <td>10Mbit/s</td> </tr> <tr> <td>1 Gb/s</td> <td>200Mbit/s</td> </tr> <tr> <td>10Gb/s</td> <td>2 Gbit/s</td> </tr> </tbody> </table>	品 目	基本料適用速度	10Mb/s（半二重）	1 Mbit/s	100Mb/s	5 Mbit/s	1 Gb/s	100Mbit/s	10Gb/s	1 Gbit/s	品 目	基本料適用速度	10Mb/s（半二重）	2 Mbit/s	100Mb/s	10Mbit/s	1 Gb/s	200Mbit/s	10Gb/s	2 Gbit/s
品 目	基本料適用速度																				
10Mb/s（半二重）	1 Mbit/s																				
100Mb/s	5 Mbit/s																				
1 Gb/s	100Mbit/s																				
10Gb/s	1 Gbit/s																				
品 目	基本料適用速度																				
10Mb/s（半二重）	2 Mbit/s																				
100Mb/s	10Mbit/s																				
1 Gb/s	200Mbit/s																				
10Gb/s	2 Gbit/s																				
<p>(6) アクセス回線二重化を行う場合の加算料の特例</p>	<p>アクセス回線二重化（タイプ1のコース1のプラン2に係るものに限ります。）を行う場合において、アクセス回線二重化の目的外利用により利用速度がその通常契約の品目に係る符号伝送速度を超えたときは、次表に規定する額を加算料に加算して適用します。</p> <table border="1" data-bbox="568 1541 1294 1951"> <thead> <tr> <th>品 目</th> <th>加算額（1契約ごとに月額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10Mb/s（半二重）</td> <td>超過速度 1 Mbit/sまでごとに240,000円（252,000円）を加えた額</td> </tr> <tr> <td>100Mb/s</td> <td>超過速度 5 Mbit/sまでごとに1,200,000円（1,260,000円）を加えた額</td> </tr> <tr> <td>1 Gb/s</td> <td>超過速度 5 Mbit/sまでごとに640,000円（672,000円）を加えた額</td> </tr> </tbody> </table>	品 目	加算額（1契約ごとに月額）	10Mb/s（半二重）	超過速度 1 Mbit/sまでごとに240,000円（252,000円）を加えた額	100Mb/s	超過速度 5 Mbit/sまでごとに1,200,000円（1,260,000円）を加えた額	1 Gb/s	超過速度 5 Mbit/sまでごとに640,000円（672,000円）を加えた額												
品 目	加算額（1契約ごとに月額）																				
10Mb/s（半二重）	超過速度 1 Mbit/sまでごとに240,000円（252,000円）を加えた額																				
100Mb/s	超過速度 5 Mbit/sまでごとに1,200,000円（1,260,000円）を加えた額																				
1 Gb/s	超過速度 5 Mbit/sまでごとに640,000円（672,000円）を加えた額																				

	10Gb/s	超過速度50Mbit/sまでごとに4,000,000円(4,200,000円)を加えた額						
(7) アクセス回線の適用	<p>ア 他社接続契約者回線の品目及び通信又は保守の態様による細目については、別記1の2の(1)、(2)及び(7)に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に準じて取り扱います。</p> <p>イ S T M方式のものアクセス回線料については、3-1-2(1)イ(アクセス回線料)に規定する額から1引込ごとに次の額を減額して適用します。</p> <table border="1" data-bbox="541 645 1267 797"> <thead> <tr> <th data-bbox="541 645 863 696">品 目</th> <th data-bbox="863 645 1267 696">アクセス回線料の減額(月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="541 696 863 748">64kb/s又は128kb/s</td> <td data-bbox="863 696 1267 748">70円(73.5円)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="541 748 863 797">その他の品目</td> <td data-bbox="863 748 1267 797">2,000円(2,100円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ イの規定にかかわらず、他社接続契約者回線が別記1の2の(1)、(2)及び(7)に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定する1.5Mb/s品目のエコノミークラスのもの又は別記1の2の(1)に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定する6Mb/s品目のエコノミークラスのものとなる場合は、その第3種契約に係るアクセス回線料については、3-1-2(1)イ(アクセス回線料)に規定する額から1契約ごとに2,000円(2,100円)(月額)を減額して適用します。</p> <p>エ A T M方式のものに係る他社接続契約者回線について別記1の2の(1)、(2)及び(7)に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定する1芯式と2芯式の区別が1芯式のものとなる場合又は別記1の2の(1)に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するデータ伝送サービスに係る場合は、その第3種契約に係るアクセス回線料については、3-1-2(1)イ(アクセス回線料)に規定する額から1契約ごとに2,000円(2,100円)(月額)を減額して適用します。</p> <p>ただし、(4)のイの規定が適用される場合又はアクセス回線共用を行う場合において、他社接続共用回線が別記1の2の(1)、(2)及び(7)に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定する端末回線多重を利用するときは、この限りではありません。この場合のアクセス回線料の適用については、データ伝送サービス契約約款の規定に準ずるものとします。</p> <p>オ アクセス回線共用を行う場合の他社接続共用回線の部分の料金については、アクセス回線料を適用します。</p> <p>カ アクセス回線料について、他社接続契約者回線の回線距離の測定及び回線距離測定局の変更があった場合の料金の適用については、特定協定事業者及び接続する他社接続契約者回線の種類ごとに、別記1の2の(1)、(2)及び(7)に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定する高速デジタル伝送サービス又はA T M専用サービスの場合と、それぞれ同一とします。</p>		品 目	アクセス回線料の減額(月額)	64kb/s又は128kb/s	70円(73.5円)	その他の品目	2,000円(2,100円)
品 目	アクセス回線料の減額(月額)							
64kb/s又は128kb/s	70円(73.5円)							
その他の品目	2,000円(2,100円)							
211								

(8) 利用速度の測定等

ア 第3種オープンコンピュータ通信網サービスのタイプ1のコース1のプラン2に係る利用速度は、次表に定める最大送信速度又は最大受信速度のうち大きい方の値とし、その品目ごとに当社の機器により測定します。

区 分	内 容
最大送信速度	測定対象期間において、加入者回線等の終端から交換設備への伝送方向についての通信速度を一定時間ごとに測定し、その総測定値から上位5%の測定値を除外した残りの測定値の最大値
最大受信速度	測定対象期間において、交換設備から加入者回線等の終端への伝送方向についての通信速度を一定時間ごとに測定し、その総測定値から上位5%の測定値を除外した残りの測定値の最大値

イ アクセス回線二重化を行う場合においては、通常契約に係る通信と二重化付加契約に係る通信を合算し、アの規定に準じて測定した利用速度をその通常契約に係る利用速度として適用します。

ウ アの表に規定する測定対象期間は、その品目ごとに料金月の初日から末日までとします。

ただし、次の場合は、この限りではありません。

(ア) 料金月の初日以外の日にその品目の利用の開始があったとき。

この場合、測定対象期間は、その利用開始日からとします。

(イ) 料金月の末日以外の日にその品目の利用の終了があったとき。

この場合、測定対象期間は、その利用終了日までとします。

エ ウに規定するほか、当社は、アクセス回線二重化の利用の開始又は廃止があった場合は、その開始等の前後で測定対象期間を分割します。この場合、開始等前の測定対象期間は、その開始等のあった日までとし、開始等後の測定対象期間は、その開始等のあった日からとします。

オ 当社は、利用速度に1 Mbit/s未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

ただし、小数第1位が0の場合は、その端数を切り捨てます。

(9) 最低利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用

ア 第3種オープンコンピュータ通信網サービスには、臨時第3種契約に係るもの及び他社接続契約者回線が異経路となるものを除いて、最低利用期間があります。

イ 第32条（最低利用期間）に規定する基本最低利用期間が適用される基本最低利用基準額は、定額利用料の基本額（加算料を除きます。）とします。

ウ 第32条に規定する接続最低利用期間が適用される接続最低利用基準額は、定額利用料のアクセス回線料（データ伝送サービス契約約款に規定する他社接続契約者回線（IP-VPNサービスのATM（VC）アクセスに係るものとします。）とみなした場合に適用される回線使用料のアクセス回線料の

加算額を除きます。) とします。

エ 第3種契約者は、最低利用期間内に第3種契約の解除（当社が別に定める理由によるものを除きます。）又は接続事業者変更等があった場合は、第82条（定額利用料等の支払義務）、第82条の2（定額利用料等の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する基本最低利用基準額及び接続最低利用基準額（接続事業者変更等があった場合は、接続最低利用基準額とします。）に相当する額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。

オ 第3種契約者は、最低利用期間内に第3種オープンコンピュータ通信網サービスの品目等の変更（品目若しくは通信又は保守の態様による細目の変更、契約の区分の変更、加入者回線の移転、他社接続契約者回線に係る種類、品目、終端の場所、サービスクラスによる区別若しくは1芯式と2芯式の区別の変更又はアクセス回線二重化に係る通常契約についてアクセス回線二重化に係るもの以外のものとなることをいいます。以下この欄において同じとします。）があった場合であって、次表に定める額があるときは、その額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。

区 分	支払いを要する額
(ア) (イ)以外のとき	変更前の基本最低利用基準額及び接続最低利用基準額に残余の期間を乗じて得た額（基本最低利用期間及び接続最低利用期間を各々適用して得た額を合算した額とします。以下この表において同じとします。）から変更後の基本最低利用基準額及び接続最低利用基準額に残余の期間を乗じて得た額を控除し、残額があるときにはその額
(イ) 接続事業者変更等と同時に品目等の変更があったとき	次の額を合算して得た額 ① 残余の期間に対応する接続最低利用基準額 ② 変更前の基本最低利用基準額に残余の期間を乗じて得た額から変更後の基本最低利用基準額に残余の期間を乗じて得た額を控除し、残額があるときにはその額

カ エ及びオの場合において、第3種オープンコンピュータ通信網サービス（他社接続契約者回線が、別記1の2の(1)に掲げる特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するデータ伝送サービスに係るものに限り、)に係る最低利用期間については、別記1の2の(1)に掲げる特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定する基本契約期間の起算開始日をアクセス回線料に係る最低利用期間の起算開始日として取り扱います。

ただし、この取扱いは、別記1の2の(1)に掲げる特定協定事業者からの通知等により、その事実について当社が確認で

きた場合に限りです。

キ オの場合に、品目等の変更（加入者回線の移転及び他社接続契約者回線に係る終端の場所の変更を除きます。）と同時にその加入者回線等に係る終端の場所において、第3種オープンコンピュータ通信網サービスに係る加入者回線等の新設若しくは契約の解除（当社が別に定める理由によるものを除きます。）、品目等の変更又は他社接続契約者回線（別記1の2の(1)に掲げる特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するデータ伝送サービスに係るものに限りです。以下このキにおいて同じとします。）に係る品目等の変更と同時にこの回線の終端場所において他社接続契約者回線の新設若しくは廃止を行うときの残額の算定は、同時に行う新設等の加入者回線等に係る第3種オープンコンピュータ通信網サービスの基本最低利用基準額又は接続最低利用基準額を合算して行います。

ク エ、オ及びキの規定にかかわらず、長期継続利用に係る第3種オープンコンピュータ通信網サービスについて、最低利用期間内に第3種契約の解除又は接続事業者変更等若しくは品目等の変更があった場合の第3種契約者が支払いを要する額については、この表の(10)欄に定めるところによります。

(注) この欄に規定する当社が別に定める理由は、他社接続契約者回線が別記1の2の(1)に掲げる特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定する後行回線となる場合であって、その後行回線がその特定協定事業者の他の電気通信サービスに対し信号の漏えいによる影響を与える等により、その特定協定事業者によってその後行回線に係る契約が解除となる場合とします。

(10) 長期継続利用に係る定額利用料の適用

ア 当社は、第3種契約者（臨時第3種契約者を除きます。以下この欄において同じとします。）から、その第3種オープンコンピュータ通信網サービス（料金表通則の17に規定する長期高額利用割引の適用を受けるものを除きます。以下この欄において同じとします。）について、次表に定める期間の継続利用（以下この欄において「長期継続利用」といいます。）の申出があった場合には、その期間における定額利用料については、3-1-2（料金額）(1)（定額利用料）に規定する定額利用料の額（この表の(1)欄から(9)欄までの適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。）から同表に規定する額を減額して適用します。この場合、長期継続利用には同表の2種類があり、あらかじめいずれか1つを選択していただきます。

種 類	継続して利用する期間	定額利用料の減額（月額）
(ア) 3年利用	3年間	3-1-2(1)アに規定する基本額（加算料を除きます。以下この表において同じとします。）に0.1を乗じて得た額と

		3-1-2(1)イに規定するアクセス回線料の額に0.07を乗じて得た額を合算した額
(イ) 6年利用	6年間	3-1-2(1)アに規定する基本額に0.11を乗じて得た額と3-1-2(1)イに規定するアクセス回線料の額に0.11を乗じて得た額を合算した額

イ 長期継続利用に係る定額利用料については、長期継続利用の申出を当社が承諾した日（第3種契約の申込みと同時に長期継続利用の申出があった場合は、その第3種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日）から適用します。

ウ 長期継続利用に係る定額利用料の適用の対象となる期間（以下この欄において「長期継続利用期間」といいます。）には、第3種オープンコンピュータ通信網サービスの利用停止があった期間を含むものとします。

エ 当社は、長期継続利用に係る第3種契約の解除があった場合には、長期継続利用を廃止します。

オ エに規定するほか、料金月の初日以外の日において、料金表通則の17に規定する長期高額利用割引に係る割引適用回線群に、長期継続利用に係る第3種契約（その料金月において長期継続利用の廃止があったものを含みます。）を追加する申出を当社が承諾した場合は、当社は、その料金月の初日（その料金月がその長期継続利用に係る定額利用料の適用を開始した料金月である場合は、その適用を開始した日とします。）にその第3種契約に係る長期継続利用の廃止があったものとみなして取り扱います。

カ 長期継続利用に係る第3種契約者は、長期継続利用期間満了後も長期継続利用を継続しようとするときは、長期継続利用期間の満了日の10日前までに、新たに長期継続利用の種類を選択して、当社に申し出てください。

キ 長期継続利用期間の途中における長期継続利用の種類の変更については、変更後の種類の長期継続利用期間が変更前の種類の長期継続利用期間よりも長くなる場合に限り行うことができます。

ク キの規定により長期継続利用の種類を変更したときは、変更後の種類の長期継続利用に係る定額利用料については、その種類の変更を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月から適用します。この場合、変更後の種類の長期継続利用期間満了日については、変更前の種類の長期継続利用の適用を開始した日から起算して算出します。

ケ 長期継続利用に係る第3種契約者は、長期継続利用期間の満了前に接続事業者変更等によりその第3種契約に係る定額利用料の額（基本額の加算料及びアクセス回線料の加算額を除きます。以下この欄において同じとします。）が減少した場合、品目の変更等（第3種オープンコンピュータ通信網サービスの品目若しくは通信又は保守の態様による細目の変更、契約の区分の変更、加入者回線の移転、他社接続契約者回線

に係る種類、品目、終端の場所、サービスクラスによる区別、保守の区別若しくは1芯式と2芯式の区別の変更又はアクセス回線二重化に係る通常契約についてアクセス回線二重化に係るもの以外のものとなることをいいます。以下この欄において同じとします。)によりその第3種契約に係る定額利用料の額が減少した場合又は長期継続利用の廃止(当社が別に定める理由による第3種契約の解除に伴うものを除きます。)があった場合には、それぞれ次に掲げる額を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。

区 分	支払いを要する額
(ア) 定額利用料が減少した場合	残余の期間に対応する定額利用料にアに規定する減額を適用した額の差額(減少前の定額利用料にアに規定する減額を適用した額から減少後の定額利用料にアに規定する減額を適用した額を控除して得た額をいいます。)に0.35を乗じて得た額。
(イ) 長期継続利用の廃止があった場合	残余の期間に対応する廃止前の定額利用料にアに規定する減額を適用した額に0.35を乗じて得た額

コ ケの規定にかかわらず、この表の(9)欄に規定する最低利用期間内に第3種契約の解除(当社が別に定める理由によるものを除きます。)又は接続事業者変更等若しくは品目の変更等があった場合には、ケの規定により算出した額とこの表の(9)欄の規定により支払いを要する額とを比較し、高額となる方のみを適用します。

(注) この欄に規定する当社が別に定める理由は、他社接続契約者回線が別記1の2の(1)に掲げる特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定する後行回線となる場合であって、その後行回線がその特定協定事業者の他の電気通信サービスに対し信号の漏えいによる影響を与える等により、その特定協定事業者によってその後行回線に係る契約が解除となる場合によるものとします。

(10)ー2 複合利用割引の適用

ア 当社は、イに定める条件を満たす第3種契約者から申出があった場合には、その第3種契約に係る定額利用料の基本額について、3-1-2(1)ア(ア)A(B)(a)(aa)に規定する額(この表の(1)欄から(9)欄までの適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。)から次表に規定する額の割引(以下この欄において「複合利用割引」といいます。)を適用します。

区 分	割 引 額 (月額)
基本料	3-1-2(1)ア(ア)A(B)(a)(aa)に規定する基本料の額に0.1を乗じて得た額
加算料	3-1-2(1)ア(ア)A(B)(a)(aa)に規定する加算料の額に0.25を乗じて得た額

イ 複合利用割引の申出を行うことができる条件は、次のとお

	<p>りとします。</p> <p>(ア) その第3種契約について、次のAからEの全てに該当するものであること。</p> <p>A 臨時第3種契約以外のもの</p> <p>B タイプ1のコース1のプラン2に係るもの</p> <p>C イーサネット方式のものであって、100Mb/sの品目に係るもの</p> <p>D アクセス回線二重化に係るもの以外のもの</p> <p>E 料金表通則の17に規定する長期高額利用割引の適用を受けていないもの</p> <p>(イ) 1の複合利用回線群（その第3種契約者が指定する当社の提供する電気通信サービス（当社が別に定めるものに限ります。）に係る契約により構成されるものであって、その第3種契約者に係るもの（その第3種契約者と業務上緊密な関係を有することについて当社の基準に適合する者に係るものを含みます。）をいいます。）の料金額の年間累計額（前12料金月の累計額とします。）が、30億円（31億5千万円）以上であること。</p> <p>ウ 複合利用割引は、その申出を当社が承諾した日（第3種契約の申込みと同時にその申出があった場合は、その第3種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日）から適用します。</p> <p>エ 当社は、複合利用割引に係る第3種契約の解除があった場合又はイに規定する条件を満たさなくなった場合には、複合利用割引を廃止します。</p> <p>なお、料金月の初日以外の日において、料金表通則の17に規定する長期高額利用割引に係る割引適用回線群に、複合利用割引に係る第3種契約（その料金月において複合利用割引の廃止があったものを含みます。）を追加する申出を当社が承諾した場合は、当社は、その料金月の初日（その料金月がその複合利用割引の適用を開始した料金月である場合は、その適用を開始した日とします。）にその複合利用割引の廃止があったものとみなして取り扱います。</p> <p>(注) この欄のイの(イ)に規定する当社が別に定める当社の提供する電気通信サービスは、電話等サービス、専用サービス、データ伝送サービス、IP通信網サービス及びイーサネット通信サービスとします。</p>
<p>(11) サービス品質（故障回復時間）に係る料金の適用</p>	<p>当社は、第3種オープンコンピュータ通信網サービスのタイプ1のコース1（臨時第3種契約に係るものを除きます。）について、次のとおり故障回復時間に係る料金の適用を行います。</p> <p>ア 当社は、第3種契約者の責めによらない理由により、その第3種オープンコンピュータ通信網サービスを全く利用できない状態（その第3種契約に係る電気通信設備による全ての通信（通信プロトコルによる区別がIPv6タイプの場合は、IPv6プロトコル又はIPv4プロトコルのどちらか一方又は両方の通信が、全く利用できない状態である場合を含みます。）に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。以下この表の(13)欄まで同じとします。）が生じた場合において、そのことを当社が知った時刻（第91条（契約者</p>

の切分責任)の規定により、その第3種契約者が当社に修理の請求をした時刻(その時刻以前に当社がそのことを知った場合は、その知った時刻とします。)とします。)から起算して30分以上その状態が連続したときは、その第3種契約に係る料金(以下「故障回復時間返還料金額」といいます。)を返還します。

ただし、次の場合には、この限りではありません。この場合の料金の取扱いについては、当社は、第82条(定額利用料等の支払義務)第2項の規定を適用します。

(ア) 第74条(利用中止)第1項の規定により第3種オープンコンピュータ通信網サービスの利用を中止する場合であって、当社があらかじめそのことを第3種契約者に通知したとき。

(イ) 第76条(接続休止)の規定により第3種オープンコンピュータ通信網サービスについて接続休止としたとき。

(ウ) その第3種契約者の責めによらない理由が次のいずれかの区間以外の区間において生じたものとき。

A 別記1に定める区間(加入者回線に係る区間を除きます。)

B 他社接続契約者回線(当社が別に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定する高速デジタル伝送サービス(エコノミークラスのものを除きます。)又はATM専用サービス(エコノミークラスのものを除きます。)に係るものに限り)に係る区間(その他社接続契約者回線について、当社が別に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定する端末設備が提供されている場合は、その端末設備に係る区間を含みます。)

イ アに規定するほか、当社の故意又は重大な過失によりそのIP通信網サービスを全く利用できない状態(その状態が連続した時間が30分未満となるものに限り)が生じたときは、当社は、第82条第2項の規定を適用します。

ウ アの規定にかかわらず、次の(ア)及び(イ)に規定する第3種オープンコンピュータ通信網サービスを全く利用できない状態が連続した場合の第3種契約に係る定額利用料のうちアクセス回線料については、当社は、第82条第2項の規定を適用します。

(ア) 加入者回線を設置して提供するもの

(イ) その他社接続契約者回線が当社が別に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定する高速デジタル伝送サービス(エコノミークラスのものに限り)又はATM専用サービス(エコノミークラスのものに限り)に係るものとなるもの

エ アに規定する故障回復時間返還料金額は、その第3種オープンコンピュータ通信網サービスを全く利用できない状態が連続した時点における3-1-2(料金額)(1)(定額利用料)に規定する定額利用料(ウの規定に該当する場合は基本額に限り)の額(この表の(1)欄から(8)欄までの適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において「故障回復時間返還基準額」といいます。)に、次表に規定する料金返還率を乗じて得た額とします。

アに規定する状態が連続した時間	料金返還率
30分以上 1 時間未満	1/90
1 時間以上12時間未満	1/30
12時間以上24時間未満	1/10
24時間以上72時間未満	1/5
72時間以上	1

オ エの場合において、その第3種オープンコンピュータ通信網サービスがプラン2のときは、エの規定中「全く利用できない状態が連続した時点」を「全く利用できない状態が連続した時点を含む利用速度の測定対象期間」と読み替えて適用するものとします。

カ 当社は、エの規定により算出した故障回復時間返還料金額の返還にあたっては、次の(ア)又は(イ)の規定により算出した料金額（以下「故障回復時間返還上限額」といいます。）を上限として返還します。

(ア) (イ)以外の場合

その料金月におけるその第3種契約に係る定額利用料（故障回復時間返還基準額に係るもの（その料金月において料金表通則の4の各号に規定する場合は生じたときは、料金表通則の4及び6の規定に基づき算出した額とします。）に限ります。）の額（第82条第2項第3号の規定により支払いを要しないこととなる料金額、この表の(10)欄及び(10)－2欄の規定により減額又は割引となる料金額並びに料金表通則の16及び17の規定により割引となる料金額をそれぞれ減じた額とします。）

(イ) その料金月がその第3種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した料金月であって、その第3種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日がその料金月の初日以外の日の場合

その料金月及び翌料金月について、それぞれ(ア)の規定に準じた方法で算出した料金額の合計額

キ アの場合において、その第3種オープンコンピュータ通信網サービスを全く利用できない状態が連続した場合が1の料金月（カの(イ)の規定に該当する場合は、その規定に係る2の料金月とします。以下この欄において同じとします。）において複数回となるときは、当社は、それぞれの故障回復時間返還料金額の合計額を返還します。

ただし、その故障回復時間返還料金額の合計額が故障回復時間返還上限額を超える場合は、故障回復時間返還上限額を返還します。

ク アからキの場合において、アクセス回線二重化を行う第3種オープンコンピュータ通信網サービス（プラン2のものに限ります。）については、2の契約（通常契約及び二重化付加契約）に係るものを1の契約に係るものとみなして取り扱います。

ケ この欄の規定による料金の返還とこの表の(12)欄又は(13)欄の規定による料金の返還を1の料金月に同時に行う場合の故障

	<p>回復時間返還料金額の取扱いについては、(13)欄の規定に定めるところによります。</p> <p>(注1) この欄のアの(ウ)のB及びウの(イ)に規定する当社が別に定める特定協定事業者は、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、北海道総合通信網株式会社、東北インテリジェント通信株式会社、KDDI株式会社、北陸通信ネットワーク株式会社、中部テレコミュニケーション株式会社、株式会社ケイ・オブティコム、株式会社エネルギア・コミュニケーションズ、株式会社STNet、九州通信ネットワーク株式会社及び沖縄通信ネットワーク株式会社とします。</p>
<p>(12) サービス品質（遅延時間）に係る料金の適用</p>	<p>当社は、第3種オープンコンピュータ通信網サービス（臨時第3種契約に係るもの及びタイプ2のSTM方式のものを除きます。）について、次のとおり遅延時間に係る料金の適用を行います。</p> <p>ア 当社は、当社が別に定める提供区間の全ての提供区間において当社が別に定める方法により測定した遅延時間（その1の提供区間の一端から送信されたIPパケットのその提供区間の往復に要する時間をいいます。）の料金月単位での平均時間（通信プロトコルによる区別がIPv6タイプの場合は、IPv6プロトコル及びIPv4プロトコルにおいて、どちらか一方の遅延の平均時間が大きい方の値をいいます。）が、2の料金月を連続して40秒を超えた場合は、その連続する2の料金月のうちの最終料金月における第3種オープンコンピュータ通信網サービス（その2の料金月を連続して当社がその提供をしているものに限ります。以下この欄において同じとします。）の定額利用料の基本額（この表の(1)欄から(8)欄までの適用及び料金表通則の4の規定（第82条（定額利用料等の支払義務）第2項第3号の規定に係るものを除きます。）による場合は、適用した後の額とし、この表の(10)欄及び(10-2)欄の規定並びに料金表通則の16及び17の規定による場合は、適用前の額とします。）に、1/30を乗じて得た額（以下「遅延時間返還料金額」といいます。）をその第3種契約者に返還します。</p> <p>ただし、その第3種オープンコンピュータ通信網サービスについて、その2の料金月を連続して利用中止、利用停止又は接続休止があったときは、この限りではありません。</p> <p>イ この欄の規定による料金の返還を行うこととなる料金月において、この表の(11)欄又は(13)欄の規定による料金の返還を同時に行う場合の遅延時間返還料金額の取扱いについては、(13)欄の規定に定めるところによります。</p>
<p>(13) サービス品質（故障通知時間）に係る料金の適用</p>	<p>当社は、第3種オープンコンピュータ通信網サービスのタイプ1のコース1（臨時第3種契約に係るものを除きます。）について、次のとおり故障通知時間に係る料金の適用を行います。</p> <p>ア 当社は、第3種契約者の責めによらない理由により、その第3種オープンコンピュータ通信網サービスを全く利用できない状態が生じた場合において、そのことを当社が知った時刻から起算して30分以内にそのことをその第3種契約者があらかじめ指定した連絡先（当社とその第3種契約者との協議により定めたもの）に限ります。以下この欄において同じとし</p>

ます。)に通知しなかったときは、そのことを当社が知った時刻から起算して30分を超えた時点における3-1-2(料金額)(1)(定額利用料)に規定する定額利用料の基本額(この表の(1)欄から(8)欄までの適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において「故障通知時間返還基準額」といいます。)に1/30を乗じて得た額(以下「故障通知時間返還料金額」といいます。)をその第3種契約者に返還します。

ただし、次の場合には、この限りではありません。

(ア) その第3種オープンコンピュータ通信網サービスを全く利用できない状態が生じたことを当社が知った時点において、その第3種オープンコンピュータ通信網サービスについて利用中止又は接続休止としているとき。

(イ) その第3種契約者の責めによらない理由が次のいずれかの区間以外の区間において生じたものとき。

A 別記1に定める区間

B 接続契約者回線等(別記1の2の(1)に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するLAN型通信網サービスに係るものを除きます。)に係る区間(その接続契約者回線等について、当社又は特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定する端末設備が提供されている場合は、その端末設備に係る区間を含みます。)

(ウ) その第3種契約者の責めに帰すべき理由により、又は連絡先に係る電気通信設備の状況により当社からその連絡先に通知できないとき。

イ アの場合において、その第3種オープンコンピュータ通信網サービスがプラン2のときは、アの規定中「そのことを当社が知った時刻から起算して30分を超えた時点」を「そのことを当社が知った時刻から起算して30分を超えた時点を含む利用速度の測定対象期間」と読み替えて適用するものとします。

ウ 当社は、アの規定により算出した故障通知時間返還料金額の返還にあたっては、次の(ア)又は(イ)の規定により算出した料金額(以下「故障通知時間返還上限額」といいます。)を上限として返還します。

(ア) (イ)以外の場合

その料金月におけるその第3種契約に係る定額利用料(故障通知時間返還基準額に係るもの(その料金月において料金表通則の4の各号に規定する場合は生じたときは、料金表通則の4及び6の規定に基づき算出した額とします。)に限ります。)の額(第82条(定額利用料等の支払義務)第2項第3号の規定により支払いを要しないこととなる基本額の部分、この表の(10)欄及び(10)-2欄の規定により減額又は割引となる基本額の部分並びに料金表通則の16及び17の規定により割引となる基本額の部分をそれぞれ減じた額とします。)

(イ) その料金月がその第3種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した料金月であって、その第3種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日がその料金月の初日以外の日の場合

その料金月及び翌料金月について、それぞれ(ア)の規定

	<p>に準じた方法で算出した料金額の合計額</p> <p>エ アの場合において、その第3種オープンコンピュータ通信網サービスを全く利用できない状態が生じたことを当社が知った時刻から起算して30分以内にそのことをその第3種契約者に通知しなかった場合が1の料金月（ウの(イ)の規定に該当する場合は、その規定に係る2の料金月とします。以下この欄において同じとします。）において複数回となるときは、当社は、それぞれの故障通知時間返還料金額の合計額を返還します。</p> <p>ただし、その故障通知時間返還料金額の合計額が故障通知時間返還上限額を超える場合は、故障通知時間返還上限額を返還します。</p> <p>オ アからエの場合において、アクセス回線二重化を行う第3種オープンコンピュータ通信網サービス（プラン2のものに限ります。）については、2の契約（通常契約及び二重化付加契約）に係るものを1の契約に係るものとみなして取り扱います。</p> <p>カ この表の(11)欄から(13)欄までの規定による料金の返還のいずれかを1の料金月に同時に行う場合は、当社は、故障回復時間返還料金額、遅延時間返還料金額及び故障通知時間返還料金額の合計額を返還します。</p> <p>ただし、その合計額が故障回復時間返還上限額を超える場合は、当社は、故障回復時間返還上限額を返還します。</p>
(14) 復旧等に伴い一時的に当社が回線収容部を変更した場合又は特定協定事業者が専用サービス取扱所を変更した場合のアクセス回線料の適用	<p>当社又は別記1の2の(1)、(2)及び(7)に定める特定協定事業者の設置した電気通信設備を修理又は復旧するときに、一時的にその収容する回線収容部又は他社接続契約者回線に係る特定協定事業者の専用サービス取扱所等を変更した場合のアクセス回線料は、3-1-2(1)イ（アクセス回線料）の規定にかかわらず、その回線収容部又は他社接続契約者回線を変更前の経路で修理又は復旧したものとみなして適用します。</p>
(15) ダイヤルアップアクセスサービス着信機能に関する付加機能利用料の適用	<p>ダイヤルアップアクセスサービス着信機能に関する付加機能利用料については、1発信者識別共通符号につき同時着信可能数が1の場合は基本額のみを適用し、1を超える場合は1を超える1ごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。</p>
(16) データ通信料の適用	<p>着信課金通信に係るデータ通信料の適用については、次表のとおりとします。</p>
区 分	データ通信料の適用

100時間 コース	ダイヤルアップアクセス回線からの着信課金通信に係る換算接続通信時間（接続通信時間にそのダイヤルアップアクセス回線に係るデータ伝送サービス契約約款に規定する電話等契約ごとに備考の1の表に規定する換算率を乗じて得た時間をいいます。以下同じとします。）の料金月単位での累計時間が100時間までの場合（累計時間が0の場合を含みます。）は基本額のみを適用し、100時間を超える場合は100時間を超える1分までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。
300時間 コース	ダイヤルアップアクセス回線からの着信課金通信に係る換算接続通信時間の料金月単位での累計時間が300時間までの場合（累計時間が0の場合を含みます。）は基本額のみを適用し、300時間を超える場合は300時間を超える1分までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。
500時間 コース	ダイヤルアップアクセス回線からの着信課金通信に係る換算接続通信時間の料金月単位での累計時間が500時間までの場合（累計時間が0の場合を含みます。）は基本額のみを適用し、500時間を超える場合は500時間を超える1分までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。

備考

1 当社は、着信課金通信に係る換算接続通信時間を適用するにあたって、次表のとおり換算率を定めます。

そのダイヤルアップアクセス回線に係るデータ伝送サービス契約約款に規定する電話等契約	換算率
(1) 加入電話等契約（ダイヤルアップアクセス回線に係るものに限ります。）	1.0
(2) PHS等契約	1.6
(3) 携帯電話等契約（(4)に規定するものを除きます。）	2.8
(4) 携帯電話等契約（当社が別に定めるものに限ります。） (注) 本欄に規定する当社が別に定める携帯電話等契約は、データ伝送サービス契約約款別記4の3の(7)に掲げる協定事業者のFOMAサービス契約約款に係る携帯電話等契約とします。	5.6

2 着信課金通信に係るダイヤルアップアクセス回線が別記1の2の(1)に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定する総合デジタル通信サービスに係

	<p>る契約者回線であって、複数のBチャンネルを利用する場合の換算接続通信時間の算定については、それぞれのBチャンネルごとに換算接続通信時間を算定し、それらを合計した時間とします。</p> <p>3 第3種契約者は、データ通信料の区分の変更の請求をすることができます。この場合において、変更後の区分のデータ通信料は、その変更の承諾日を含む料金月の翌料金月から適用します。</p> <p>ただし、変更の承諾日が料金月の初日である場合は、その変更の承諾日を含む料金月から適用します。</p>
(17) ユニバーサルサービス料の適用	<p>3-1-2に規定するユニバーサルサービス料は、ダイヤルアップアクセスサービス着信番号1番号ごとに適用します。</p>
(18) 接続通信時間の測定等	<p>ア 着信課金通信に係る接続通信時間は、そのダイヤルアップアクセス回線と加入者回線等を接続して通信できる状態にした時刻から起算し、発信者若しくは着信者からの通信終了の信号を受け、又はデータ伝送サービス契約約款第35条（通信利用の制限等）第3項の規定により、その通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社の機器により測定します。</p> <p>イ 次の時間は、アに規定する接続通信時間には含みません。</p> <p>(ア) 発信者又は着信者の責任によらない理由により、通信中に一時通信ができなかった時間</p> <p>(イ) 発信者又は着信者の責任によらない理由により通信を打ち切った場合（データ伝送サービス契約約款第35条第3項の規定による場合を除きます。）は、3-1-2（料金額）に規定する分数に満たない端数の時間</p>
(19) 当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の料金の取扱い	<p>当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の定額利用料の基本額又は着信課金通信に係るデータ通信料（以下この欄において「基本額等」といいます。）は、次のとおりとします。</p> <p>ア 過去1年間の実績を把握することができる場合</p> <p>機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初日（初日が確定できないときにあつては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があつたと認められる日）の属する料金月の前12料金月の各料金月における1日平均の基本額等が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>イ ア以外の場合</p> <p>把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した1日平均の基本額等が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>(注) 本欄イに規定する当社が別に定める方法は、原則として次のとおりとします。</p>

- |  |   |
|--|---|
|  | <p>(1) 過去2か月以上の実績を把握することができる場合<br/>機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる各料金月における1日平均の基本額等が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>(2) 過去2か月間の実績を把握することができない場合<br/>機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる期間における1日平均の基本額等又は故障等の回復後の7日間における1日平均の基本額等のうち低いほうの値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> |
|--|---|

3-1-2 料金額

(1) 定額利用料

ア 基本額

(ア) タイプ1のもの

A コース1のもの

(A) プラン1のもの

(a) STM方式のもの

1の通常契約又は1の二重化付加契約ごとに月額

区 分	料 金 額	
	通 常 契 約	二重化付加契約
64kb/sのもの	46,000円 (48,300円)	9,200円 (9,660円)
128kb/sのもの	52,000円 (54,600円)	10,400円 (10,920円)
192kb/sのもの	165,000円 (173,250円)	33,000円 (34,650円)
256kb/sのもの	205,000円 (215,250円)	41,000円 (43,050円)
384kb/sのもの	285,000円 (299,250円)	57,000円 (59,850円)
512kb/sのもの	333,000円 (349,650円)	66,600円 (69,930円)
768kb/sのもの	440,000円 (462,000円)	88,000円 (92,400円)
1 Mb/sのもの	500,000円 (525,000円)	100,000円 (105,000円)
1.5Mb/sのもの	530,000円 (556,500円)	106,000円 (111,300円)
3 Mb/sのもの	929,000円 (975,450円)	185,800円 (195,090円)
4.5Mb/sのもの	1,280,000円 (1,344,000円)	256,000円 (268,800円)
6 Mb/sのもの	1,553,000円 (1,630,650円)	310,600円 (326,130円)

(b) ATM方式のもの

1の通常契約又は1の二重化付加契約ごとに月額

区 分	料 金 額	
	通 常 契 約	二重化付加契約
0.5Mb/sのもの	270,000円 (283,500円)	54,000円 (56,700円)
1 Mb/sのもの	360,000円 (378,000円)	72,000円 (75,600円)
2 Mb/sのもの	570,000円 (598,500円)	114,000円 (119,700円)
3 Mb/sのもの	730,000円 (766,500円)	146,000円 (153,300円)

4 Mb/sのもの	870,000円 (913,500円)	174,000円 (182,700円)
5 Mb/sのもの	950,000円 (997,500円)	190,000円 (199,500円)
6 Mb/sのもの	1,120,000円 (1,176,000円)	224,000円 (235,200円)
7 Mb/sのもの	1,290,000円 (1,354,500円)	258,000円 (270,900円)
8 Mb/sのもの	1,460,000円 (1,533,000円)	292,000円 (306,600円)
9 Mb/sのもの	1,630,000円 (1,711,500円)	326,000円 (342,300円)
10Mb/sのもの	1,800,000円 (1,890,000円)	360,000円 (378,000円)
11Mb/sのもの	1,970,000円 (2,068,500円)	394,000円 (413,700円)
12Mb/sのもの	2,140,000円 (2,247,000円)	428,000円 (449,400円)
13Mb/sのもの	2,310,000円 (2,425,500円)	462,000円 (485,100円)
14Mb/sのもの	2,480,000円 (2,604,000円)	496,000円 (520,800円)
15Mb/sのもの	2,650,000円 (2,782,500円)	530,000円 (556,500円)
16Mb/sのもの	2,820,000円 (2,961,000円)	564,000円 (592,200円)
17Mb/sのもの	2,990,000円 (3,139,500円)	598,000円 (627,900円)
18Mb/sのもの	3,160,000円 (3,318,000円)	632,000円 (663,600円)
19Mb/sのもの	3,330,000円 (3,496,500円)	666,000円 (699,300円)
20Mb/sのもの	3,500,000円 (3,675,000円)	700,000円 (735,000円)
21Mb/sのもの	3,670,000円 (3,853,500円)	734,000円 (770,700円)
22Mb/sのもの	3,840,000円 (4,032,000円)	768,000円 (806,400円)
23Mb/sのもの	4,010,000円 (4,210,500円)	802,000円 (842,100円)

24Mb/sのもの	4,180,000円 (4,389,000円)	836,000円 (877,800円)
25Mb/sのもの	4,350,000円 (4,567,500円)	870,000円 (913,500円)
26Mb/sのもの	4,520,000円 (4,746,000円)	904,000円 (949,200円)
27Mb/sのもの	4,690,000円 (4,924,500円)	938,000円 (984,900円)
28Mb/sのもの	4,860,000円 (5,103,000円)	972,000円 (1,020,600円)
29Mb/sのもの	5,030,000円 (5,281,500円)	1,006,000円 (1,056,300円)
30Mb/sのもの	5,200,000円 (5,460,000円)	1,040,000円 (1,092,000円)
31Mb/sのもの	5,370,000円 (5,638,500円)	1,074,000円 (1,127,700円)
32Mb/sのもの	5,540,000円 (5,817,000円)	1,108,000円 (1,163,400円)
33Mb/sのもの	5,710,000円 (5,995,500円)	1,142,000円 (1,199,100円)
34Mb/sのもの	5,880,000円 (6,174,000円)	1,176,000円 (1,234,800円)
35Mb/sのもの	6,050,000円 (6,352,500円)	1,210,000円 (1,270,500円)
36Mb/sのもの	6,220,000円 (6,531,000円)	1,244,000円 (1,306,200円)
37Mb/sのもの	6,390,000円 (6,709,500円)	1,278,000円 (1,341,900円)
38Mb/sのもの	6,560,000円 (6,888,000円)	1,312,000円 (1,377,600円)
39Mb/sのもの	6,730,000円 (7,066,500円)	1,346,000円 (1,413,300円)
40Mb/sのもの	6,900,000円 (7,245,000円)	1,380,000円 (1,449,000円)
41Mb/sのもの	7,070,000円 (7,423,500円)	1,414,000円 (1,484,700円)
42Mb/sのもの	7,240,000円 (7,602,000円)	1,448,000円 (1,520,400円)
43Mb/sのもの	7,410,000円 (7,780,500円)	1,482,000円 (1,556,100円)

44Mb/sのもの	7,580,000円 (7,959,000円)	1,516,000円 (1,591,800円)
45Mb/sのもの	7,750,000円 (8,137,500円)	1,550,000円 (1,627,500円)
46Mb/sのもの	7,920,000円 (8,316,000円)	1,584,000円 (1,663,200円)
47Mb/sのもの	8,090,000円 (8,494,500円)	1,618,000円 (1,698,900円)
48Mb/sのもの	8,260,000円 (8,673,000円)	1,652,000円 (1,734,600円)
49Mb/sのもの	8,430,000円 (8,851,500円)	1,686,000円 (1,770,300円)
50Mb/sのもの	8,600,000円 (9,030,000円)	1,720,000円 (1,806,000円)
51Mb/sのもの	8,725,000円 (9,161,250円)	1,745,000円 (1,832,250円)
52Mb/sのもの	8,850,000円 (9,292,500円)	1,770,000円 (1,858,500円)
53Mb/sのもの	8,975,000円 (9,423,750円)	1,795,000円 (1,884,750円)
54Mb/sのもの	9,100,000円 (9,555,000円)	1,820,000円 (1,911,000円)
55Mb/sのもの	9,225,000円 (9,686,250円)	1,845,000円 (1,937,250円)
56Mb/sのもの	9,350,000円 (9,817,500円)	1,870,000円 (1,963,500円)
57Mb/sのもの	9,475,000円 (9,948,750円)	1,895,000円 (1,989,750円)
58Mb/sのもの	9,600,000円 (10,080,000円)	1,920,000円 (2,016,000円)
59Mb/sのもの	9,725,000円 (10,211,250円)	1,945,000円 (2,042,250円)
60Mb/sのもの	9,850,000円 (10,342,500円)	1,970,000円 (2,068,500円)
61Mb/sのもの	9,975,000円 (10,473,750円)	1,995,000円 (2,094,750円)
62Mb/sのもの	10,100,000円 (10,605,000円)	2,020,000円 (2,121,000円)
63Mb/sのもの	10,225,000円 (10,736,250円)	2,045,000円 (2,147,250円)

64Mb/sのもの	10,350,000円 (10,867,500円)	2,070,000円 (2,173,500円)
65Mb/sのもの	10,475,000円 (10,998,750円)	2,095,000円 (2,199,750円)
66Mb/sのもの	10,600,000円 (11,130,000円)	2,120,000円 (2,226,000円)
67Mb/sのもの	10,725,000円 (11,261,250円)	2,145,000円 (2,252,250円)
68Mb/sのもの	10,850,000円 (11,392,500円)	2,170,000円 (2,278,500円)
69Mb/sのもの	10,975,000円 (11,523,750円)	2,195,000円 (2,304,750円)
70Mb/sのもの	11,100,000円 (11,655,000円)	2,220,000円 (2,331,000円)
71Mb/sのもの	11,225,000円 (11,786,250円)	2,245,000円 (2,357,250円)
72Mb/sのもの	11,350,000円 (11,917,500円)	2,270,000円 (2,383,500円)
73Mb/sのもの	11,475,000円 (12,048,750円)	2,295,000円 (2,409,750円)
74Mb/sのもの	11,600,000円 (12,180,000円)	2,320,000円 (2,436,000円)
75Mb/sのもの	11,725,000円 (12,311,250円)	2,345,000円 (2,462,250円)
76Mb/sのもの	11,850,000円 (12,442,500円)	2,370,000円 (2,488,500円)
77Mb/sのもの	11,975,000円 (12,573,750円)	2,395,000円 (2,514,750円)
78Mb/sのもの	12,100,000円 (12,705,000円)	2,420,000円 (2,541,000円)
79Mb/sのもの	12,225,000円 (12,836,250円)	2,445,000円 (2,567,250円)
80Mb/sのもの	12,350,000円 (12,967,500円)	2,470,000円 (2,593,500円)
81Mb/sのもの	12,475,000円 (13,098,750円)	2,495,000円 (2,619,750円)
82Mb/sのもの	12,600,000円 (13,230,000円)	2,520,000円 (2,646,000円)
83Mb/sのもの	12,725,000円 (13,361,250円)	2,545,000円 (2,672,250円)

84Mb/sのもの	12,850,000円 (13,492,500円)	2,570,000円 (2,698,500円)
85Mb/sのもの	12,975,000円 (13,623,750円)	2,595,000円 (2,724,750円)
86Mb/sのもの	13,100,000円 (13,755,000円)	2,620,000円 (2,751,000円)
87Mb/sのもの	13,225,000円 (13,886,250円)	2,645,000円 (2,777,250円)
88Mb/sのもの	13,350,000円 (14,017,500円)	2,670,000円 (2,803,500円)
89Mb/sのもの	13,475,000円 (14,148,750円)	2,695,000円 (2,829,750円)
90Mb/sのもの	13,600,000円 (14,280,000円)	2,720,000円 (2,856,000円)
91Mb/sのもの	13,725,000円 (14,411,250円)	2,745,000円 (2,882,250円)
92Mb/sのもの	13,850,000円 (14,542,500円)	2,770,000円 (2,908,500円)
93Mb/sのもの	13,975,000円 (14,673,750円)	2,795,000円 (2,934,750円)
94Mb/sのもの	14,100,000円 (14,805,000円)	2,820,000円 (2,961,000円)
95Mb/sのもの	14,225,000円 (14,936,250円)	2,845,000円 (2,987,250円)
96Mb/sのもの	14,350,000円 (15,067,500円)	2,870,000円 (3,013,500円)
97Mb/sのもの	14,475,000円 (15,198,750円)	2,895,000円 (3,039,750円)
98Mb/sのもの	14,600,000円 (15,330,000円)	2,920,000円 (3,066,000円)
99Mb/sのもの	14,725,000円 (15,461,250円)	2,945,000円 (3,092,250円)
100Mb/sのもの	14,850,000円 (15,592,500円)	2,970,000円 (3,118,500円)
101Mb/sのもの	14,975,000円 (15,723,750円)	2,995,000円 (3,144,750円)
102Mb/sのもの	15,100,000円 (15,855,000円)	3,020,000円 (3,171,000円)
103Mb/sのもの	15,225,000円 (15,986,250円)	3,045,000円 (3,197,250円)

104Mb/sのもの	15,350,000円 (16,117,500円)	3,070,000円 (3,223,500円)
105Mb/sのもの	15,475,000円 (16,248,750円)	3,095,000円 (3,249,750円)
106Mb/sのもの	15,600,000円 (16,380,000円)	3,120,000円 (3,276,000円)
107Mb/sのもの	15,725,000円 (16,511,250円)	3,145,000円 (3,302,250円)
108Mb/sのもの	15,850,000円 (16,642,500円)	3,170,000円 (3,328,500円)
109Mb/sのもの	15,975,000円 (16,773,750円)	3,195,000円 (3,354,750円)
110Mb/sのもの	16,100,000円 (16,905,000円)	3,220,000円 (3,381,000円)
111Mb/sのもの	16,225,000円 (17,036,250円)	3,245,000円 (3,407,250円)
112Mb/sのもの	16,350,000円 (17,167,500円)	3,270,000円 (3,433,500円)
113Mb/sのもの	16,475,000円 (17,298,750円)	3,295,000円 (3,459,750円)
114Mb/sのもの	16,600,000円 (17,430,000円)	3,320,000円 (3,486,000円)
115Mb/sのもの	16,725,000円 (17,561,250円)	3,345,000円 (3,512,250円)
116Mb/sのもの	16,850,000円 (17,692,500円)	3,370,000円 (3,538,500円)
117Mb/sのもの	16,975,000円 (17,823,750円)	3,395,000円 (3,564,750円)
118Mb/sのもの	17,100,000円 (17,955,000円)	3,420,000円 (3,591,000円)
119Mb/sのもの	17,225,000円 (18,086,250円)	3,445,000円 (3,617,250円)
120Mb/sのもの	17,350,000円 (18,217,500円)	3,470,000円 (3,643,500円)
121Mb/sのもの	17,475,000円 (18,348,750円)	3,495,000円 (3,669,750円)
122Mb/sのもの	17,600,000円 (18,480,000円)	3,520,000円 (3,696,000円)
123Mb/sのもの	17,725,000円 (18,611,250円)	3,545,000円 (3,722,250円)

124Mb/sのもの	17,850,000円 (18,742,500円)	3,570,000円 (3,748,500円)
125Mb/sのもの	17,975,000円 (18,873,750円)	3,595,000円 (3,774,750円)
126Mb/sのもの	18,100,000円 (19,005,000円)	3,620,000円 (3,801,000円)
127Mb/sのもの	18,225,000円 (19,136,250円)	3,645,000円 (3,827,250円)
128Mb/sのもの	18,350,000円 (19,267,500円)	3,670,000円 (3,853,500円)
129Mb/sのもの	18,475,000円 (19,398,750円)	3,695,000円 (3,879,750円)
130Mb/sのもの	18,600,000円 (19,530,000円)	3,720,000円 (3,906,000円)
131Mb/sのもの	18,725,000円 (19,661,250円)	3,745,000円 (3,932,250円)
132Mb/sのもの	18,850,000円 (19,792,500円)	3,770,000円 (3,958,500円)
133Mb/sのもの	18,975,000円 (19,923,750円)	3,795,000円 (3,984,750円)
134Mb/sのもの	19,100,000円 (20,055,000円)	3,820,000円 (4,011,000円)
135Mb/sのもの	19,225,000円 (20,186,250円)	3,845,000円 (4,037,250円)

(B) プラン2のもの

(a) イーサネット方式のもの

(aa) (ab)以外のもの

(α) 10Mb/s (半二重) のもの

(I) IPv4タイプのもの

1の通常契約ごとに月額

区 分		料 金 額		
		第1区域	第2区域	第3区域
基本料		150,000円 (157,500円)	190,000円 (199,500円)	420,000円 (441,000円)
加算料	利用速度が1Mbit/sを超えて2Mbit/sまでの場合	120,000円 (126,000円)		

利用速度が2 Mbit/sを超えて3 Mbit/sまでの場合	240,000円 (252,000円)
利用速度が3 Mbit/sを超えて4 Mbit/sまでの場合	360,000円 (378,000円)
利用速度が4 Mbit/sを超えて10 Mbit/sまでの場合	550,000円 (577,500円)

(II) IPv6タイプのもの

1の通常契約ごとに月額

区 分	料 金 額		
	第1区域	第2区域	第3区域
基本料	180,000円 (189,000円)	228,000円 (239,400円)	504,000円 (529,200円)
加算料	(B) プラン2(a)(aa)(α)に規定するIPv4タイプの利用速度における加算料と同額		

(β) 100Mb/sのもの

(I) IPv4タイプのもの

1の通常契約ごとに月額

区 分	料 金 額		
	第1区域	第2区域	第3区域
基本料	700,000円 (735,000円)	990,000円 (1,039,500円)	1,570,000円 (1,648,500円)
加算料	利用速度が5 Mbit/sを超えて10 Mbit/sまでの場合	600,000円 (630,000円)	
	利用速度が10 Mbit/sを超えて15 Mbit/sまでの場合	1,200,000円 (1,260,000円)	
	利用速度が15 Mbit/sを超えて20 Mbit/sまでの場合	1,800,000円 (1,890,000円)	
	利用速度が20 Mbit/sを超えて25 Mbit/sまでの場合	2,400,000円 (2,520,000円)	
	利用速度が25 Mbit/sを超えて30 Mbit/sまでの場合	3,000,000円 (3,150,000円)	
	利用速度が30 Mbit/sを超えて35 Mbit/sまでの場合	3,600,000円 (3,780,000円)	
	利用速度が35 Mbit/sを超えて40 Mbit/sまでの場合	4,200,000円 (4,410,000円)	
	利用速度が40 Mbit/sを超えて45 Mbit/sまでの場合	4,800,000円 (5,040,000円)	

利用速度が45Mbit/sを超えて50Mbit/sまでの場合	5,400,000円 (5,670,000円)
利用速度が50Mbit/sを超えて55Mbit/sまでの場合	6,000,000円 (6,300,000円)
利用速度が55Mbit/sを超えて60Mbit/sまでの場合	6,600,000円 (6,930,000円)
利用速度が60Mbit/sを超えて65Mbit/sまでの場合	7,200,000円 (7,560,000円)
利用速度が65Mbit/sを超えて70Mbit/sまでの場合	7,800,000円 (8,190,000円)
利用速度が70Mbit/sを超えて75Mbit/sまでの場合	8,400,000円 (8,820,000円)
利用速度が75Mbit/sを超えて80Mbit/sまでの場合	9,000,000円 (9,450,000円)
利用速度が80Mbit/sを超えて85Mbit/sまでの場合	9,600,000円 (10,080,000円)
利用速度が85Mbit/sを超えて90Mbit/sまでの場合	10,200,000円 (10,710,000円)
利用速度が90Mbit/sを超えて100Mbit/sまでの場合	10,800,000円 (11,340,000円)

(II) IPv6タイプのもの

1の通常契約ごとに月額

区 分	料 金 額		
	第1区域	第2区域	第3区域
基本料	840,000円 (882,000円)	1,188,000円 (1,247,400円)	1,884,000円 (1,978,200円)
加算料	(B) プラン2(a)(aa)(β)に規定するIPv4タイプの利用速度における加算料と同額		

(γ) 1Gb/sのもの

(I) IPv4タイプのもの

1の通常契約ごとに月額

区 分	料 金 額		
	第1区域	第2区域	第3区域
基本料	8,000,000円 (8,400,000円)	8,500,000円 (8,925,000円)	10,900,000円 (11,445,000円)
加算料	利用速度が100Mbit/sを超えて950Mbit/sまでの場合に5Mbit/sまでごとに 320,000円 (336,000円)		

利用速度が950Mbit/sを超えて1Gbit/sまでの場合	—
--------------------------------	---

(II) IPv6タイプのもの

1の通常契約ごとに月額

区 分	料 金 額		
	第1区域	第2区域	第3区域
基本料	9,600,000円 (10,080,000円)	10,200,000円 (10,710,000円)	13,080,000円 (13,734,000円)
加算料	(B) プラン2(a)(aa)(γ)に規定するIPv4タイプの利用速度における加算料と同額		

(δ) 10Gb/sのもの

(I) IPv4タイプのもの

1の通常契約ごとに月額

区 分	料 金 額		
	第1区域	第2区域	第3区域
基本料	52,000,000円 (54,600,000円)	55,000,000円 (57,750,000円)	70,000,000円 (73,500,000円)
加算料	利用速度が1Gbit/sを超えて9.5Gbit/sまでの場合に50Mbit/sまでごとに	2,000,000円 (2,100,000円)	
	利用速度が9.5Gbit/sを超えて10Gbit/sまでの場合	—	

(II) IPv6タイプのもの

1の通常契約ごとに月額

区 分	料 金 額		
	第1区域	第2区域	第3区域
基本料	62,400,000円 (65,520,000円)	66,000,000円 (69,300,000円)	84,000,000円 (88,200,000円)
加算料	(B) プラン2(a)(aa)(δ)に規定するIPv4タイプの利用速度における加算料と同額		

(ab) アクセス回線二重化に係るもの

(α) 10Mb/s(半二重)のもの

(I) IPv4タイプのもの

1の二重化付加契約ごとに月額

区 分		料 金 額		
		第 1 区域	第 2 区域	第 3 区域
基本料		300,000円 (315,000円)	380,000円 (399,000円)	840,000円 (882,000円)
加算料	利用速度が 2 Mbit/s を超えて 3 Mbit/s までの場合	120,000円 (126,000円)		
	利用速度が 3 Mbit/s を超えて 4 Mbit/s までの場合	240,000円 (252,000円)		
	利用速度が 4 Mbit/s を超えて 10 Mbit/s までの場合	430,000円 (451,500円)		

(II) IPv6タイプのもの

1 の二重化付加契約ごとに月額

区 分		料 金 額		
		第 1 区域	第 2 区域	第 3 区域
基本料		360,000円 (378,000円)	456,000円 (478,800円)	1,008,000円 (1,058,400円)
加算料		(B) プラン 2 (a) (ab) ( $\alpha$ ) に規定する IPv4 タイプの利用速度における加算料と同額		

(B) 100Mb/sのもの

(I) IPv4タイプのもの

1 の二重化付加契約ごとに月額

区 分		料 金 額		
		第 1 区域	第 2 区域	第 3 区域
基本料		1,400,000円 (1,470,000円)	1,980,000円 (2,079,000円)	3,140,000円 (3,297,000円)
加算料	利用速度が 10 Mbit/s を超えて 15 Mbit/s までの場合	600,000円 (630,000円)		
	利用速度が 15 Mbit/s を超えて 20 Mbit/s までの場合	1,200,000円 (1,260,000円)		
	利用速度が 20 Mbit/s を超えて 25 Mbit/s までの場合	1,800,000円 (1,890,000円)		
	利用速度が 25 Mbit/s を超えて 30 Mbit/s までの場合	2,400,000円 (2,520,000円)		
	利用速度が 30 Mbit/s を超えて 35 Mbit/s までの場合	3,000,000円 (3,150,000円)		
	利用速度が 35 Mbit/s を超えて	3,600,000円		

て40Mbit/sまでの場合	(3,780,000円)
利用速度が40Mbit/sを超えて45Mbit/sまでの場合	4,200,000円 (4,410,000円)
利用速度が45Mbit/sを超えて50Mbit/sまでの場合	4,800,000円 (5,040,000円)
利用速度が50Mbit/sを超えて55Mbit/sまでの場合	5,400,000円 (5,670,000円)
利用速度が55Mbit/sを超えて60Mbit/sまでの場合	6,000,000円 (6,300,000円)
利用速度が60Mbit/sを超えて65Mbit/sまでの場合	6,600,000円 (6,930,000円)
利用速度が65Mbit/sを超えて70Mbit/sまでの場合	7,200,000円 (7,560,000円)
利用速度が70Mbit/sを超えて75Mbit/sまでの場合	7,800,000円 (8,190,000円)
利用速度が75Mbit/sを超えて80Mbit/sまでの場合	8,400,000円 (8,820,000円)
利用速度が80Mbit/sを超えて85Mbit/sまでの場合	9,000,000円 (9,450,000円)
利用速度が85Mbit/sを超えて90Mbit/sまでの場合	9,600,000円 (10,080,000円)
利用速度が90Mbit/sを超えて100Mbit/sまでの場合	10,200,000円 (10,710,000円)

(II) IPv6タイプのもの

1の二重化付加契約ごとに月額

区 分	料 金 額		
	第1区域	第2区域	第3区域
基本料	1,680,000円 (1,764,000円)	2,376,000円 (2,494,800円)	3,768,000円 (3,956,400円)
加算料	(B) プラン2(a)(ab)(β)に規定するIPv4タイプの利用速度における加算料と同額		

(γ) 1Gb/sのもの

(I) IPv4タイプのもの

1の二重化付加契約ごとに月額

区 分	料 金 額		
	第1区域	第2区域	第3区域

基本料	16,000,000円 (16,800,000円)	17,000,000円 (17,850,000円)	21,800,000円 (22,890,000円)
加算料	利用速度が200Mbit/sを超えて950Mbit/sまでの場合に5Mbit/sまでごとに	320,000円 (336,000円)	
	利用速度が950Mbit/sを超えて1Gbit/sまでの場合	—	

(II) IPv6タイプのもの

1の二重化付加契約ごとに月額

区 分	料 金 額		
	第1区域	第2区域	第3区域
基本料	19,200,000円 (20,160,000円)	20,400,000円 (21,420,000円)	26,160,000円 (27,468,000円)
加算料	(B) プラン2(a)(ab)(γ)に規定するIPv4タイプの利用速度における加算料と同額		

(δ) 10Gb/sのもの

(I) IPv4タイプのもの

1の二重化付加契約ごとに月額

区 分	料 金 額		
	第1区域	第2区域	第3区域
基本料	104,000,000円 (109,200,000円)	110,000,000円 (115,500,000円)	140,000,000円 (147,000,000円)
加算料	利用速度が2Gbit/sを超えて9.5Gbit/sまでの場合に50Mbit/sまでごとに	2,000,000円 (2,100,000円)	
	利用速度が9.5Gbit/sを超えて10Gbit/sまでの場合	—	

(II) IPv6タイプのもの

1の二重化付加契約ごとに月額

区 分	料 金 額		
	第1区域	第2区域	第3区域

基本料	124,800,000 円 (131,040,000円)	132,000,000 円 (138,600,000円)	168,000,000 円 (176,400,000円)
加算料	(B) プラン2(a)(ab)(δ)に規定するIPv4タイプの利用速度における加算料と同額		

B コース2のもの

(A) S T M方式のもの

1の通常契約又は1の二重化付加契約ごとに月額

区 分	料 金 額	
	通 常 契 約	二重化付加契約
1.5Mb/sのもの	125,000円 (131,250円)	37,500円 (39,375円)
6 Mb/sのもの	500,000円 (525,000円)	150,000円 (157,500円)

(B) A T M方式のもの

1の通常契約又は1の二重化付加契約ごとに月額

区 分	料 金 額	
	通 常 契 約	二重化付加契約
3 Mb/sのもの	300,000円 (315,000円)	90,000円 (94,500円)
4 Mb/sのもの	400,000円 (420,000円)	120,000円 (126,000円)
5 Mb/sのもの	500,000円 (525,000円)	150,000円 (157,500円)
6 Mb/sのもの	600,000円 (630,000円)	180,000円 (189,000円)
7 Mb/sのもの	700,000円 (735,000円)	210,000円 (220,500円)
8 Mb/sのもの	800,000円 (840,000円)	240,000円 (252,000円)
9 Mb/sのもの	900,000円 (945,000円)	270,000円 (283,500円)
10Mb/sのもの	1,000,000円 (1,050,000円)	300,000円 (315,000円)

(C) イーサネット方式のもの

(a) (b)以外のもの

1の通常契約ごとに月額

区 分	料 金 額		
	第1区域	第2区域	第3区域
3 Mb/sのもの (半二重/全二重)	240,000円 (252,000円)	280,000円 (294,000円)	510,000円 (535,500円)
4 Mb/sのもの (半二重/全二重)	320,000円 (336,000円)	360,000円 (378,000円)	590,000円 (619,500円)
10Mb/s (10BASE-T) のもの (半二重/全二重)	500,000円 (525,000円)	540,000円 (567,000円)	770,000円 (808,500円)
10Mb/s (100BASE-TX) のもの (全二重)	500,000円 (525,000円)	790,000円 (829,500円)	1,370,000円 (1,438,500円)

(b) アクセス回線二重化に係るもの

1の通常契約ごとに月額

区 分	料 金 額		
	第1区域	第2区域	第3区域
3 Mb/sのもの (半二重/全二重)	80,000円 (84,000円)	120,000円 (126,000円)	350,000円 (367,500円)
4 Mb/sのもの (半二重/全二重)	80,000円 (84,000円)	120,000円 (126,000円)	350,000円 (367,500円)
10Mb/s (10BASE-T) のもの (半二重/全二重)	80,000円 (84,000円)	120,000円 (126,000円)	350,000円 (367,500円)
10Mb/s (100BASE-TX) のもの (全二重)	80,000円 (84,000円)	370,000円 (388,500円)	950,000円 (997,500円)

(イ) タイプ2のもの

A S T M方式のもの

1の通常契約ごとに月額

区 分	料 金 額
64kb/sのもの	32,000円 (33,600円)
128kb/sのもの	38,000円 (39,900円)

B A T M方式のもの

1の通常契約ごとに月額

区 分	料 金 額
0.5Mb/sのもの	37,500円 (39,375円)

1 Mb/sのもの	75,000円 (78,750円)
2 Mb/sのもの	150,000円 (157,500円)
3 Mb/sのもの	205,000円 (215,250円)
4 Mb/sのもの	300,000円 (315,000円)
5 Mb/sのもの	375,000円 (393,750円)
6 Mb/sのもの	450,000円 (472,500円)
7 Mb/sのもの	525,000円 (551,250円)
8 Mb/sのもの	600,000円 (630,000円)
9 Mb/sのもの	675,000円 (708,750円)
10Mb/sのもの	750,000円 (787,500円)

C イーサネット方式のもの

1の通常契約ごとに月額

区 分	料 金 額
10Mb/s (10BASE-T) のもの (半二重 /全二重)	168,000円 (176,800円)
100Mb/s (100BASE-TX) のもの	198,000円 (207,900円)

イ アクセス回線料

(ア) S T M方式のもの

1の通常契約又は1の二重化付加契約ごとに月

額

他社接続契約者回線の品目		料 金 額
下 記 以 外 の も の	64kb/s、128kb/s、192kb/s、 256kb/s、384kb/s、512kb/s、 768kb/s、1 Mb/s、1.5Mb/s、3 Mb/s、4.5Mb/s又は6 Mb/sのもの	その他社接続契約者回線をデータ伝送サービス 契約約款に規定する他社接続契約者回線 (フレームリレーサービスのプラン1のS T M アクセスに係るものとします。)とみなした 場合に適用される回線使用料のアクセス回線 料と同額
ア ク セ ス 回 線 共 用 に 係 る	128kb/s、192kb/s、256kb/s、 384kb/s、512kb/s、768kb/s、1 Mb/s、1.5Mb/s、3 Mb/s、4.5Mb/s 又は6 Mb/sのもの	その他社接続共用回線をデータ伝送サービス 契約約款に規定する他社接続契約者回線 (フ レームリレーサービスのプラン1のS T Mア クセスに係るものとします。)とみなした場合 に適用される回線使用料のアクセス回線料と 同額

もの		
----	--	--

(イ) ATM方式のもの（他社接続契約者回線に係るもの）

A B以外のもの

1の通常契約又は1の二重化付加契約ごとに月額

他社接続契約者回線の品目		料 金 額
下記以外のもの	0.5Mb/s及び1 Mb/sから1 Mb/sごとに135Mb/sまでのもの	その他社接続契約者回線をデータ伝送サービス契約約款に規定する他社接続契約者回線（セルリレーサービスのATMアクセスに係るものとします。）とみなした場合に適用される回線使用料のアクセス回線料と同額
アクセス回線共用に係るもの	1 Mb/sから1 Mb/sごとに135 Mb/sまでのもの	その他社接続共用回線をデータ伝送サービス契約約款に規定する他社接続契約者回線（セルリレーサービスのATMアクセスに係るものとします。）とみなした場合に適用される回線使用料のアクセス回線料と同額

B タイプ2のもの

1の通常契約又は1の二重化付加契約ごとに月額

他社接続契約者回線の品目		料 金 額
下記以外のもの	3 Mb/sから3 Mb/sごとに42Mb/sまでのもの	その他社接続契約者回線をデータ伝送サービス契約約款に規定する他社接続契約者回線（IP-VPNサービスのATM（VC）アクセスに係るものとします。）とみなした場合に適用される回線使用料のアクセス回線料と同額

アクセス回線共用に係るもの	3 Mb/s から 3 Mb/s ごとに 42 Mb/s までのもの	その他接続共用回線をデータ伝送サービス契約約款に規定する他社接続契約者回線（IP-VPNサービスのATM（VC）アクセスに係るものとし、）とみなした場合に適用される回線使用料のアクセス回線料と同額
---------------	------------------------------------	--

(ウ) イーサネット方式のもの

A 加入者回線に係るもの

1 の通常契約又は 1 の二重化付加契約ごとに月額

区 分	料 金 額
10BASE-Tのもの（半二重／全二重）	110,000円（115,500円）
100BASE-TXのもの（全二重）	250,000円（262,500円）
1000BASE-SXのもの（全二重）	870,000円（913,500円）
10GBASE-LRのもの（全二重）	2,170,000円（2,278,500円）

B 他社接続契約者回線に係るもの

(A) KDDI 株式会社に係るもの

1 の通常契約又は 1 の二重化付加契約ごとに月額

区 分	料 金 額
10BASE-Tのもの（半二重／全二重）	194,400円（204,120円）
100BASE-TXのもの（全二重）	338,000円（354,900円）

(B) 株式会社エネルギア・コミュニケーションズに係るもの

1 の通常契約又は 1 の二重化付加契約ごとに月額

区 分	料 金 額
10BASE-Tのもの（半二重／全二重）	162,400円（170,520円）
100BASE-TXのもの（全二重）	341,200円（358,260円）
1000BASE-SXのもの（全二重）	1,059,000円（1,111,950円）

(C) 北海道総合通信網株式会社にかかるもの

1 の通常契約又は 1 の二重化付加契約ごとに月額

区 分	料 金 額
10BASE-Tのもの（半二重／全二重）	138,800円（145,740円）
100BASE-TXのもの（全二重）	391,800円（411,390円）

- (D) 東北インテリジェント通信株式会社にかかるもの  
1の通常契約又は1の二重化付加契約ごとに月額

区 分	料 金 額
10BASE-Tのもの（半二重／全二重）	197,600円（207,480円）
100BASE-TXのもの（全二重）	294,100円（308,805円）

- (E) 中部テレコミュニケーション株式会社にかかるもの  
1の通常契約又は1の二重化付加契約ごとに月額

区 分	料 金 額
10BASE-Tのもの（半二重／全二重）	171,800円（180,390円）
100BASE-TXのもの（全二重）	403,500円（423,675円）

- (F) 北陸通信ネットワーク株式会社にかかるもの  
1の通常契約又は1の二重化付加契約ごとに月額

区 分	料 金 額
10BASE-Tのもの（半二重／全二重）	163,500円（171,675円）
100BASE-TXのもの（全二重）	317,600円（333,480円）

- (G) 株式会社ケイ・オプティコムにかかるもの  
1の通常契約又は1の二重化付加契約ごとに月額

区 分	料 金 額
10BASE-Tのもの（半二重／全二重）	212,900円（223,545円）
100BASE-TXのもの（全二重）	352,900円（370,545円）

- (H) 株式会社 STNetにかかるもの  
1の通常契約又は1の二重化付加契約ごとに月額

区 分	料 金 額
10BASE-Tのもの（半二重／全二重）	164,700円（172,935円）
100BASE-TXのもの（全二重）	364,700円（382,935円）

- (I) 九州通信ネットワーク株式会にかかるもの  
1の通常契約又は1の二重化付加契約ごとに月額

区 分	料 金 額
10BASE-Tのもの（半二重／全二重）	194,100円（203,805円）
100BASE-TXのもの（全二重）	397,600円（417,480円）

(J) 沖縄通信ネットワーク株式会社にかかるもの  
1の通常契約又は1の二重化付加契約ごとに月額

区 分	料 金 額
10BASE-Tのもの（半二重／全二重）	123,500円（129,675円）
100BASE-TXのもの（全二重）	305,900円（321,195円）

## (2) 電子メールの利用の場合の定額利用料の加算額

1 契約ごとに月額

区 分	料 金 額
利用するメールアドレスが1の場合	250円 (262.5円)
利用するメールアドレスが2の場合	350円 (367.5円)
利用するメールアドレスが3の場合	450円 (472.5円)
利用するメールアドレスが4以上の 場合	利用するアドレス数に150円 (157.5円) を乗 じて得た額
備考	
<p>1 電子メールの利用の請求をすることができる者は、タイプ2 (S T M方式のものに限ります。) 又はクラス2に係る第3種契約者に限ります。</p> <p>2 当社は、メールアドレスを当社が別に指定するところにより割り当てます。</p> <p>3 当社は、第3種契約者から請求があったときは、当社が別に指定するところにより、メールアドレスの追加、変更その他電子メールの利用内容の変更を行います。</p> <p>4 電子メールとして蓄積できる通信の情報量及び期間等は、当社が別に指定するところによります。</p>	

## (3) 付加機能利用料

区 分	単 位	料金額
ダイヤルアップアクセスサービス着信機能	基本額 (1 発信者識別共通符号ごとに月額)	6,000円 (6,300円)
	加算額 (同時着信可能数 (第3種契約者に係る加入者回線等へダイヤルアップアクセス回線等から同時に通信を行うことができる数をいいます。以下この欄において同じとします。)) 1ごとに月額)	2,500円 (2,625円)

	備考	<ol style="list-style-type: none"> <li>この機能において利用することができる発信者識別共通符号の数及び登録することができる同時着信可能数等は、当社が別に定めるところによります。</li> <li>当社は、1の発信者識別共通符号につき1のダイヤルアップアクセスサービス着信番号を付与します。</li> <li>この機能を利用するときは、契約事務を行うIP通信網サービス取扱所に、通信相手先のダイヤルアップアクセス回線に係る電話番号又は契約者回線番号をあらかじめ通知していただきます。</li> </ol>
着信課金機能	<p>この機能を利用する第3種契約者に係るダイヤルアップアクセスサービス着信番号に着信するダイヤルアップアクセス回線からの通信について、その通信に関する料金の支払いを要する者をその第3種契約者とし、その第3種契約者に一括して課金することができるようにする機能</p>	
	備考	<ol style="list-style-type: none"> <li>この機能は、ダイヤルアップアクセスサービス着信機能を利用する第3種契約者に限り提供します。この場合、そのダイヤルアップアクセスサービス着信機能については、この機能の利用に係る専用の発信者識別共通符号により利用していただくものとし、その通信については、ダイヤルアップアクセス回線との間に限り行うことができますものとします。</li> <li>当社は、この機能を利用する旨の申出があったときは、その利用を承諾した日を含む料金月の翌料金月から提供します。 ただし、その承諾した日が料金月の初日である場合は、その承諾した日を含む料金月から提供します。</li> <li>この機能の提供にあたっては、当社は、この機能に係る特定のダイヤルアップアクセスサービス着信番号を別に付与します。</li> <li>当社は、ダイヤルアップアクセス回線からの着信のうち、この備考の3に規定する特定のダイヤルアップアクセスサービス着信番号に着信したものを、着信課金通信として取り扱います。</li> <li>この機能を利用するときは、契約事務を行うIP通信網サービス取扱所に、通信相手先のダイヤルアップアクセス回線に係る電話番号又は契約者回線番号をあらかじめ通知していただきます。</li> </ol>
選択型パケットファイルリング機能	<p>この機能を利用する第3種契約者に係る接続契約者回線等へその第3種契約者以外の者から通信開始の要求があった場合に、その通信開始の要求に係る内容があらかじめその第3種契約者が指定したものであるときに限り、その要求に係る通信を行うことができるようにする機能</p>	
	備考	<ol style="list-style-type: none"> <li>この機能は、タイプ2（STM方式のものに限ります。）に係る第3種契約者に限り提供します。</li> <li>この機能において、第3種契約者が指定することができる通信開始の要求に係る内容等は、当社が別に定めるところによります。</li> <li>当社は、この機能の利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。</li> </ol>

I P v 6 トンネリング機能	I P v 6 トンネリング装置を利用して I P v 6 パケットに係る通信を行うことができるようにする機能	タイプ 1 のコースのもの	S T M 方式のもの	64kb/s 品目のもの	1 の通常契約ごとに月額	4,000円 (4,200円)
				128kb/s 品目のもの	1 の通常契約ごとに月額	6,000円 (6,300円)
				192kb/s 品目のもの	1 の通常契約ごとに月額	7,000円 (7,350円)
				256kb/s 品目のもの	1 の通常契約ごとに月額	9,000円 (9,450円)
				384kb/s 品目のもの	1 の通常契約ごとに月額	13,000円 (13,650円)
				512kb/s 品目のもの	1 の通常契約ごとに月額	16,000円 (16,800円)
				768kb/s 品目のもの	1 の通常契約ごとに月額	24,000円 (25,200円)
				1 Mb/s 品目のもの	1 の通常契約ごとに月額	34,000円 (35,700円)
				1.5Mb/s 品目のもの	1 の通常契約ごとに月額	45,000円 (47,250円)
				上記以外の品目のもの	1 の通常契約ごとに月額	50,000円 (52,500円)
		A T M 方式のもの	0.5Mb/s 品目のもの	1 の通常契約ごとに月額	16,000円 (16,800円)	
			1 Mb/s 品目のもの	1 の通常契約ごとに月額	30,000円 (31,500円)	
			上記以外の品目のもの	1 の通常契約ごとに月額	50,000円 (52,500円)	
		イーサネット方式のもの (IPv6タイプのものを除きます。)			1 の通常契約ごとに月額	50,000円 (52,500円)

	タイプ1のコース2のもの	S T M方式のもの	1の通常契約ごとに月額	31,000円 (32,550円)			
		A T M方式のもの	1の通常契約ごとに月額	31,000円 (32,550円)			
		イーサネット方式のもの (IPv6タイプのものを除きます。)	1の通常契約ごとに月額	31,000円 (32,550円)			
	タイプ2のもの	S T M方式のもの	64kb/s 品目のもの	1の通常契約ごとに月額	3,000円 (3,150円)		
			128kb/s 品目のもの	1の通常契約ごとに月額	4,000円 (4,200円)		
		A T M方式のもの	0.5Mb/s 品目のもの	1の通常契約ごとに月額	9,000円 (9,450円)		
			1 Mb/s 品目のもの	1の通常契約ごとに月額	16,000円 (16,800円)		
			2 Mb/s 品目のもの	1の通常契約ごとに月額	30,000円 (31,500円)		
			上記以外の品目のもの	1の通常契約ごとに月額	31,000円 (32,550円)		
		イーサネット方式のもの	10Mb/s品目のもの	1の通常契約ごとに月額	30,000円 (31,500円)		
100Mb/s品目のもの	1の通常契約ごとに月額		31,000円 (32,550円)				
上限伝送速度設定機能	この機能を利用する第3種契約者に係る第3種オープンコンピュータ通信網サービスにおいて通信可能な符号伝送速度の上限値を、その第3種契約者があらかじめ指定することができる機能			—			
	備考	<p>1 この機能は、タイプ1のコース1のプラン2に係る第3種契約者に限り提供します。</p> <p>2 この機能において第3種契約者があらかじめ指定することができる符号伝送速度の上限値は、その品目ごとに次のとおりとします。</p> <table border="1" data-bbox="427 1966 1289 2018"> <thead> <tr> <th>品 目</th> <th>指定可能な符号伝送速度の上限値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>			品 目	指定可能な符号伝送速度の上限値	
品 目	指定可能な符号伝送速度の上限値						

10Mb/s (半二重)	1 Mbit/sから 1 Mbit/sごとに 4 Mbit/sまで
100Mb/s	5 Mbit/sから 5 Mbit/sごとに 90Mbit/sまで
1 Gb/s	100Mbit/sから 50Mbit/sごとに 900Mbit/sまで
10Gb/s	1 Gbit/sから 500Mbit/sごとに 9 Gbit/sまで

- 3 アクセス回線二重化を行う第3種契約者がこの機能を利用するときは、その通常契約及び二重化付加契約の双方において、同一の上限値を指定していただきます。
- 4 当社は、この機能の利用の申出又は上限値の変更の申出があったときは、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からその申出に係る上限値を設定します。  
ただし、その申出が、現に設定されている上限値を超える上限値への変更に係るものであるときは、この限りではありません。
- 5 当社は、アクセス回線二重化の目的外利用については、この機能の利用に係る上限値の指定はなかったものとして取り扱います。

DNS機能	この機能を利用する第3種契約者に係るドメイン名及びIPアドレスを当社のドメイン名管理装置に登録し、ドメインネームシステムによる名前解決をすることができる機能	プライマリ型	正引き登録	1ゾーンごとに月額	2,000円 (2,100円)
			逆引き登録	10ゾーンごとに月額	2,000円 (2,100円)
		セカンダリ型		1のドメイン名を除く  他のドメイン名について1のドメイン名ごとに月額	1,000円 (1,050円)
備考	<p>1 「プライマリ型」とは、プライマリDNS及びセカンダリDNSを利用することができるものをいいます。</p> <p>2 「セカンダリ型」とは、セカンダリDNSに限り利用することができるものをいいます。</p> <p>3 この機能において登録することができるドメイン名、ドメイン名の文字数及びIPアドレスについては、当社が別に定めるところによります。</p>				

マルチポリシー設定機能	第3種契約者がマルチポリシー設定機能を利用する第3種契約者、第5種契約者、第6種契約者及び第8種契約者と相互に設定を行うことにより、最大20のIPセキュリティプロトコル通信を行うことができる機能	下記以外のもの	端末設備1台ごとに	6,000円 (6,300円)
		付加機能（IPv6トンネリング機能に係るものに限ります。）又は通信プロトコルによる区別がIPv6タイプを利用している場合	端末設備1台ごとに	5,000円 (5,250円)
備考	当社は、この機能を当社が別に定める第3種契約者には提供しません。 （注）本欄に規定する当社が別に定める第3種契約者とは、付帯サービス（回線制御装置に係るものに限ります。）を利用する者をいいます。			

(4) ユニバーサルサービス料

区 分	単 位	料 金 額
ユニバーサルサービス料	ダイヤルアップアクセスサービス着信番号ごとに月額	基礎的電気通信役務支援機関がその適用期間ごとに総務大臣に認可を受けた番号単価と同額
備考 番号単価は、基礎的電気通信役務支援機関が別に定める期間ごとに算定し、ホームページ（ <a href="http://www.tca.or.jp/universalservice/">http://www.tca.or.jp/universalservice/</a> ）で公表します。		

(5) データ通信料（着信課金通信に係るもの）

1のダイヤルアップアクセスサービス着信番号ごとに

区 分	料 金 額
基本額（月額）	データ伝送サービス契約約款に規定する着信課金通信に係る通信料金の定額利用料（その通信料金の区分がデータ通信料の区分と同一のものに限ります。）と同額
加算額（1分までごとに）	データ伝送サービス契約約款に規定する着信課金通信に係る通信料金の加算額（その通信料金の区分がデータ通信料の区分と同一のものに限ります。）と同額

3-2 臨時第3種契約に関するもの

3-2-1 適用

区 分	内 容						
(1) 利用速度の測定等	<p>ア 第3種オープンコンピュータ通信網サービスのタイプ1のコース1のプラン2に係る利用速度は、次表に定める最大送信速度又は最大受信速度のうち大きい方の値とし、その品目ごとに当社の機器により測定します。</p> <table border="1" data-bbox="539 573 1267 936"> <thead> <tr> <th data-bbox="539 573 676 622">区 分</th> <th data-bbox="676 573 1267 622">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="539 622 676 779">最大送信速度</td> <td data-bbox="676 622 1267 779">測定対象期間において、加入者回線の終端から交換設備等への伝送方向についての通信速度を一定時間ごとに測定し、その総測定値から上位5%の測定値を除外した残りの測定値の最大値</td> </tr> <tr> <td data-bbox="539 779 676 936">最大受信速度</td> <td data-bbox="676 779 1267 936">測定対象期間において、交換設備等から加入者回線の終端への伝送方向についての通信速度を一定時間ごとに測定し、その総測定値から上位5%の測定値を除外した残りの測定値の最大値</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ アクセス回線二重化を行う場合においては、通常契約に係る通信と二重化付加契約に係る通信を合算し、アの規定に準じて測定した利用速度をその通常契約に係る利用速度として適用します。</p> <p>ウ アの表に規定する測定対象期間は、その契約に基づいて当社が第3種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日からその契約の解除があった日までとします。</p> <p>エ ウに規定するほか、当社は、品目の変更又はアクセス回線二重化の利用の開始若しくは廃止があった場合は、その変更等の前後で測定対象期間を分割します。この場合、変更等前の測定対象期間は、その変更等のあった日までとし、変更等後の測定対象期間は、その変更等のあった日からとします。</p> <p>オ 測定対象期間が2の料金月にまたがるときは、料金月ごとに測定対象期間があるものとみなしてア又はイの規定に基づいて測定した利用速度のうち大きい方の値を、その測定対象期間における利用速度とします。</p> <p>カ 当社は、利用速度に1Mbit/s未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。 ただし、小数第1位が0の場合は、その端数を切り捨てます。</p>	区 分	内 容	最大送信速度	測定対象期間において、加入者回線の終端から交換設備等への伝送方向についての通信速度を一定時間ごとに測定し、その総測定値から上位5%の測定値を除外した残りの測定値の最大値	最大受信速度	測定対象期間において、交換設備等から加入者回線の終端への伝送方向についての通信速度を一定時間ごとに測定し、その総測定値から上位5%の測定値を除外した残りの測定値の最大値
区 分	内 容						
最大送信速度	測定対象期間において、加入者回線の終端から交換設備等への伝送方向についての通信速度を一定時間ごとに測定し、その総測定値から上位5%の測定値を除外した残りの測定値の最大値						
最大受信速度	測定対象期間において、交換設備等から加入者回線の終端への伝送方向についての通信速度を一定時間ごとに測定し、その総測定値から上位5%の測定値を除外した残りの測定値の最大値						
(2) その他の適用	<p>第3種オープンコンピュータ通信網サービス区域の設定、品目及び細目に係る料金の適用、定額利用料の適用、プラン2の基本額の適用、アクセス回線料の適用、復旧等に伴い一時的に当社が回線収容部を変更した場合又は特定協定事業者が専用サービス取扱所を変更した場合のアクセス回線料の適用並びに当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の料金の取扱い（いずれもATM方式のものに係る適用を除きます。）については、臨時第3種契約以外の契約に関するものの場合に準ずるものとします。</p>						

3-2-2 料金額

定額利用料、電子メールの利用の場合の定額利用料の加算額

日額

区 分	料 金 額
(1) (2)以外のもの	その第3種オープンコンピュータ通信網サービスを臨時第3種契約以外の契約に係るものとみなした場合に適用される料金額の10分の1
(2) アクセス回線共用に係るアクセス回線料	その第3種オープンコンピュータ通信網サービスを臨時第3種契約以外の契約に係るものとみなした場合に適用される料金額と同額
備考 ATM方式のもの及びイーサネット方式のもの（タイプ2のものに限ります。）については、臨時契約は締結しません。	

4 第4種契約に係るもの

4-1 適用

区 分	内 容												
(1) 区別に係る料金の適用	<p>当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり区別を定めます。</p> <table border="1" data-bbox="539 488 1267 712"> <thead> <tr> <th data-bbox="539 488 676 537">区 別</th> <th data-bbox="676 488 1267 537">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="539 537 676 622">カテゴリ ー1</td> <td data-bbox="676 537 1267 622">その契約に係る特定のIPアドレスを使用して通信を行うことができるもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="539 622 676 712">カテゴリ ー2</td> <td data-bbox="676 622 1267 712">不特定のIPアドレスを使用して通信を行うことができるもの</td> </tr> </tbody> </table>	区 別	内 容	カテゴリ ー1	その契約に係る特定のIPアドレスを使用して通信を行うことができるもの	カテゴリ ー2	不特定のIPアドレスを使用して通信を行うことができるもの						
区 別	内 容												
カテゴリ ー1	その契約に係る特定のIPアドレスを使用して通信を行うことができるもの												
カテゴリ ー2	不特定のIPアドレスを使用して通信を行うことができるもの												
(2) 細目に係る料金の適用	<p>ア 当社は、料金額を適用するにあたって、次のとおり通信の態様による細目を定めます。</p> <p>(ア) アクセス回線による区別</p> <table border="1" data-bbox="539 846 1267 1397"> <thead> <tr> <th data-bbox="539 846 676 896">区 別</th> <th data-bbox="676 846 1267 896">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="539 896 676 985">タイプ1</td> <td data-bbox="676 896 1267 985">ダイヤルアップ回線等からアクセスポイントに接続して通信を行うことができるもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="539 985 676 1075">タイプ2</td> <td data-bbox="676 985 1267 1075">利用回線を使用して通信を行うことができるもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="539 1075 676 1164">タイプ3</td> <td data-bbox="676 1075 1267 1164">DSL回線を使用して通信を行うことができるもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="539 1164 676 1254">タイプ4</td> <td data-bbox="676 1164 1267 1254">光アクセス回線を使用して通信を行うことができるもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="539 1254 676 1397">タイプ5</td> <td data-bbox="676 1254 1267 1397">当社が別に定める当社の海外現地法人等又は他事業者等（以下「他事業者」といいます。）の電気通信設備を使用して通信を行うことができるもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p>	区 別	内 容	タイプ1	ダイヤルアップ回線等からアクセスポイントに接続して通信を行うことができるもの	タイプ2	利用回線を使用して通信を行うことができるもの	タイプ3	DSL回線を使用して通信を行うことができるもの	タイプ4	光アクセス回線を使用して通信を行うことができるもの	タイプ5	当社が別に定める当社の海外現地法人等又は他事業者等（以下「他事業者」といいます。）の電気通信設備を使用して通信を行うことができるもの
区 別	内 容												
タイプ1	ダイヤルアップ回線等からアクセスポイントに接続して通信を行うことができるもの												
タイプ2	利用回線を使用して通信を行うことができるもの												
タイプ3	DSL回線を使用して通信を行うことができるもの												
タイプ4	光アクセス回線を使用して通信を行うことができるもの												
タイプ5	当社が別に定める当社の海外現地法人等又は他事業者等（以下「他事業者」といいます。）の電気通信設備を使用して通信を行うことができるもの												

通信は、契約者回線等との間で行うことができます。  
この場合において、当社は、相互接続点又はNSPIXPとの接続点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。

2 カテゴリー1については、タイプ2からタイプ4に限り提供します。

3 カテゴリー2については、タイプ1からタイプ5の全てのタイプに提供します。

4 第4種オープンコンピュータ通信網サービスに係る通信は、当社が別に定めるところに従って利用者識別符号を含む情報を送信することにより行うことができます。

ただし、次の場合は、この限りではありません。

(1) 利用者識別符号を含む情報の全部又は一部を第4種契約者があらかじめ指定する電気通信設備に送信することができないとき。

(2) 利用者識別符号を含む情報の全部又は一部について、第4種契約者の電気通信設備においてその第4種契約者が指定する者のものでないことを識別したとき。

(3) (オ) (同時セッション可能数による区別) に規定する同時セッション可能数を超える通信となるとき。

5 1の利用者識別符号により同時に通信を行うことができる数は1とします。

6 タイプ2については、別記13の2の(6)のアに定める契約に係る利用回線を使用して提供するものとし、その利用回線に係る符号伝送速度の上限については、その利用回線に係る特定協定事業者の契約約款及び料金表に定めるところによります。

(イ) アクセス回線の細目による区別

A タイプ1に係るもの

区 別	内 容
コース1	コース2からコース11以外のもの
コース4	別記1の2の(5)に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するウィルコム通信サービス(当社が別に定めるものに限り)に係るダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続して通信を行うことができるもの (注) 本欄に規定する当社が別に定めるウィルコム通信サービスは、その特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するパケット交換型又は複合型に係るものとし、
コース5	別記1の2の(6)に定める特定協定事業者の契約

	<p>約款及び料金表に規定する携帯自動車電話サービス（当社が別に定めるものに限りません。）に係るダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続して通信を行うことができるもの</p> <p>（注）本欄に規定する当社が別に定める携帯自動車電話サービスは、その特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定する専用回線等接続契約に基づく専用回線等への通信に係るものとしします。</p>
コース 6	<p>別記 1 の 2 の(6)に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するパケット通信サービス（当社が別に定めるものに限りません。）に係るダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続して通信を行うことができるもの</p> <p>（注）本欄に規定する当社が別に定めるパケット通信サービスは、その特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するD o P a サービスに係るものとしします。</p>
コース 7	<p>別記 1 の 2 の(1)に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定する無線通信サービス（当社が別に定めるものに限りません。）に係るダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続して通信を行うことができるもの</p> <p>（注）本欄に規定する当社が別に定める無線通信サービスは、その特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するフレッツスポットに係るものとしします。</p>
コース 8	<p>データ利用回線から当社が別に定めるアクセスポイント（コース10に係るものに限りません。）に接続して通信を行うことができるものであって当社がデータ利用回線に係る特定協定事業者の提供区間と当社の提供区間とを合わせて当社が第 4 種契約に係る利用料を設定するもの（特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するところによりその特定協定事業者が定める料金を除きます。）</p>
コース 9	<p>データ利用回線（加入電話等契約に係るものに限りません。）から I P 通信網（コース11に係るものに限りません。）に接続して通信を行うことができるものであって、当社の提供区間と特定協定事業者（別記 1 の 2 の(1)に規定する特定協定事業者に限ります。）の提供区間とを合わせて当社がその第 4 種契約に係る利用料を設定するもの</p>
コース10	<p>データ利用回線から当社が別に定めるアクセスポイント（コース 8 に係るものに限りません。）に接続する通信の着信を行うことができるもの</p>

コース11	データ利用回線（コース9の加入電話等契約に係るものに限ります。）からIP通信網（コース11に係るものに限ります。）に接続する通信の着信を行うことができるもの
-------	--

B タイプ3に係るもの

区 別	内 容
コース1	そのDSL回線が別記13の2の(3)のアに定める契約に係るもの
コース2	そのDSL回線が別記13の2の(3)の2に定める契約に係るもの
コース3	そのDSL回線が別記13の2の(3)のイに定める契約に係るもの

備考

- 1 タイプ3のコース1及びコース2に係る符号伝送速度の上限については、この表に定めるところによるほか、そのDSL回線に係る特定協定事業者の契約約款及び料金表に定めるところによります。
- 2 コース2は、カテゴリー1に限り提供します。

C タイプ4に係るもの

区 別	内 容
コース1	<p>別記13の2の(5)のアに定める光アクセス回線（当社が別に定めるものに限ります。）を利用するもの</p> <p>(注) 本欄に規定する当社が別に定める光アクセス回線は、次に掲げる特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するものとします。</p> <p>a 東日本電信電話株式会社に係るもの</p> <p>(a) メニュー5-1のI型の10Mb/s品目のもの又は100Mb/s品目のプラン3のもの</p> <p>(b) メニュー5-2のI型の46Mb/s品目のもの又は100Mb/s品目のもの</p> <p>b 西日本電信電話株式会社に係るもの</p> <p>(a) メニュー5-1の46Mb/s品目のもの又は100Mb/s品目のプラン3のもの</p> <p>(b) メニュー5-2の46Mb/s品目のもの又は100Mb/s品目のカテゴリー1のもの</p>

<p>コース 1 の 2</p>	<p>別記13の2の(5)のアに定める光アクセス回線 (当社が別に定めるものに限り)を利用するもの</p> <p>(注) 本欄に規定する当社が別に定める光アクセス回線は、次に掲げる特定協定事業者(西日本電信電話株式会社に限り)の契約約款及び料金表に規定するものとします。</p> <p>a メニュー5-1の100Mb/s品目のプラン4のもの</p> <p>b メニュー5-2の100Mb/s品目のカテゴリ-2のもの</p>
<p>コース 2</p>	<p>別記13の2の(5)のアに定める光アクセス回線 (当社が別に定めるものに限り)を利用するもの</p> <p>(注) 本欄に規定する当社が別に定める光アクセス回線は、次に掲げる特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するものとします。</p> <p>a 東日本電信電話株式会社に係るもの メニュー5-1のI型の100Mb/s品目のプラン2のもの</p> <p>b 西日本電信電話株式会社に係るもの メニュー5-1の100Mb/s品目のプラン2のもの</p>
<p>コース 3</p>	<p>別記13の2の(5)のアに定める光アクセス回線 (当社が別に定めるものに限り)を利用するもの</p> <p>(注) 本欄に規定する当社が別に定める光アクセス回線は、次に掲げる特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するものとします。</p> <p>a 東日本電信電話株式会社に係るもの メニュー5-1のI型の100Mb/s品目のプラン1のもの</p> <p>b 西日本電信電話株式会社に係るもの メニュー5-1の100Mb/s品目のプラン1のもの</p>

コースN	<p>別記13の2の(5)のAに定める光アクセス回線(当社が別に定めるものに限ります。)を利用するもの</p> <p>(注) 本欄に規定する当社が別に定める光アクセス回線は、次に掲げる特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するものとします。</p> <p>a 東日本電信電話株式会社に係るもの</p> <p>メニュー5-1のII型の100Mb/s品目のプラン3のもの及びメニュー5-2のII型の100Mb/s品目のもの</p> <p>b 西日本電信電話株式会社に係るもの</p> <p>メニュー5-1の100Mb/s品目のプラン5のもの及びメニュー5-2の100Mb/s品目のカテゴリ3のもの</p>
------	---

コースNB	<p>別記13の2の(5)のAに定める光アクセス回線(当社が別に定めるものに限ります。)を利用するもの</p> <p>(注) 本欄に規定する当社が別に定める光アクセス回線は、次に掲げる特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するものとします。</p> <p>a 東日本電信電話株式会社に係るもの</p> <p>メニュー5-1のII型の1Gb/s品目のもの</p> <p>b 西日本電信電話株式会社に係るもの</p> <p>メニュー5-1の1Gb/s品目のプラン2のもの</p>
-------	--

備考	<p>1 タイプ4に係る符号伝送速度の上限については、この表に定めるところによるほか、その光アクセス回線に係る特定協定事業者の契約約款及び料金表に定めるところによります。</p> <p>2 コース3は、カテゴリ1に限り提供します。</p> <p>3 コースNBは、カテゴリ1に限り提供します。</p>
----	--

(ウ) IPアドレス数による区別

区別	内 容
プラン1	その第4種契約に係るIPアドレスの数が、1個のもの
プラン2	その第4種契約に係るIPアドレスの数が、8個のもの
プラン3	その第4種契約に係るIPアドレスの数が、16個のもの

プラン4	その第4種契約に係るIPアドレスの数が、32個までのもの
プラン5	その第4種契約に係るIPアドレスの数が、64個までのもの

備考 IPアドレス数による区別は、カテゴリ1であって、アクセス回線による区別がタイプ2からタイプ4のものに限り適用します。この場合、アクセス回線による区別及びアクセス回線の細目等による区別ごとに提供するプランは、次表のとおりとします。

区 別		提供するプラン
タイプ2		プラン1及びプラン2
タイプ3	コース1	プラン1からプラン3
	コース2	プラン1からプラン3
	コース3	プラン1
タイプ4	コース1	プラン1及びプラン2
	コース1の2	プラン1及びプラン2
	コース2	プラン1からプラン3
	コース3	プラン1からプラン5
	コースN	プラン1からプラン3
	コースNB	プラン1からプラン5

(エ) 料金の適用方法による区別

区 別	内 容
パターンA	当社が測定した接続通信時間に基づいて算定した利用料の支払いを要するものであってパターンD以外のもの
パターンB	当社が測定した接続利用者識別符号数に基づいて算定した利用料の支払いを要するもの
パターンC	(オ)に規定する同時セッション可能数のみに基づいて利用料を適用するもの
パターンD	当社が測定した接続通信時間(タイプ1のコース8、コース9、コース11及びタイプ5に係るものに限ります。)に基づいて算定した利用料の支払いを要するもの

備考

- 1 タイプ1のコース1については、パターンAに限り提供します。
- 2 タイプ1のコース4からコース7については、パターンCに限り提供します。
- 3 タイプ1のコース8及びコース11、タイプ5については、パターンDに限り提供します。
- 4 タイプ1のコース10については、パターンA、パターンB又はパターンCを提供します。
- 5 タイプ2（カテゴリー1のプラン1及びカテゴリー2に限ります。）、タイプ3（カテゴリー1のコース1又はコース2のプラン1若しくはカテゴリー2のコース1に限ります。）及びタイプ4（カテゴリー1のプラン1及びカテゴリー2に限ります。）については、パターンBに限り提供します。

(オ) 同時セッション可能数による区別

- A 第4種オープンコンピュータ通信網サービスのタイプ1のパターンAには、同時セッション可能数（第4種契約者が指定する者が同時にダイヤルアップ回線又はデータ利用回線からアクセスポイントに接続して行うことができる通信の数をいいます。以下同じとします。）による区別があります。
- B 上記の区別は、同時セッション可能数の単位（タイプ1のコース1及びコース10については100の倍数とし、それ以外のものについては1の倍数とします。）ごとに1の区別とします。

イ 品目

タイプ3のコース3のもの

品目	内 容
3 Mb/s	D S L回線の終端への伝送方向については最大3.027Mbit/sまで、他の伝送方向については最大1.024Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
12Mb/s	D S L回線の終端への伝送方向については最大12.512Mbit/sまで、他の伝送方向については最大1.024Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
26Mb/s	D S L回線の終端への伝送方向については最大26.080Mbit/sまで、他の伝送方向については最大1.024Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
50Mb/s	D S L回線の終端への伝送方向については最大50.560Mbit/sまで、他の伝送方向については最大12.288Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの

- ウ 通信の態様による細目の変更は、(オ)に定める同時セッション可能数による区別の変更（同時セッション可能数の変更）に限り行うことができます。この場合、その変更日は、料金月の初日とします。

(3) パターンAの利用料の適用	<p>第4種オープンコンピュータ通信網サービスのパターンAの利用料は、接続通信時間の料金月単位での累計時間が同時セッション可能数に200分を乗じて得た時間（以下「基本額適用時間」といいます。）までの場合（累計時間が0の場合を含みます。）は基本額のみを適用し、基本額適用時間を超える場合は、基本額適用時間を超える1分までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。</p>																																		
(4) パターンBの利用料の適用	<p>第4種オープンコンピュータ通信網サービスのパターンBの利用料は、接続利用者識別符号数の料金月単位での累計数が次表に定める基本額適用数までの場合（累計数が0の場合を含みます。）は基本額のみを適用し、基本額適用数を超える場合は、基本額適用数を超える1ごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。</p> <p>ただし、カテゴリー2のタイプ4のコース1、コース1の2及びコースNの基本額適用数については、それぞれの接続利用者識別符号数を合算して適用します。</p> <p>ア カテゴリー1のもの（プラン1のものに限ります。）</p> <table border="1" data-bbox="539 920 1265 1464"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 別</th> <th>基 本 額 適 用 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">タイプ2</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">タイプ3</td> <td>コース1</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>コース2</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">タイプ4</td> <td>コース1</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>コース1の2</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>コース2</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>コース3</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>コースN</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>コースNB</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ カテゴリー2のもの</p> <table border="1" data-bbox="539 1514 1265 1944"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>基 本 額 適 用 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タイプ1（コース10のもの）</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>タイプ2</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>タイプ3（コース1のもの）</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>タイプ4（コース1、コース1の2、コース2及びコースNのもの）</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table>	区 別		基 本 額 適 用 数	タイプ2		20	タイプ3	コース1	20	コース2	5	タイプ4	コース1	20	コース1の2	20	コース2	5	コース3	2	コースN	20	コースNB	2	区 別	基 本 額 適 用 数	タイプ1（コース10のもの）	300	タイプ2	300	タイプ3（コース1のもの）	200	タイプ4（コース1、コース1の2、コース2及びコースNのもの）	100
区 別		基 本 額 適 用 数																																	
タイプ2		20																																	
タイプ3	コース1	20																																	
	コース2	5																																	
タイプ4	コース1	20																																	
	コース1の2	20																																	
	コース2	5																																	
	コース3	2																																	
	コースN	20																																	
	コースNB	2																																	
区 別	基 本 額 適 用 数																																		
タイプ1（コース10のもの）	300																																		
タイプ2	300																																		
タイプ3（コース1のもの）	200																																		
タイプ4（コース1、コース1の2、コース2及びコースNのもの）	100																																		

<p>(5) パターンCの利用料の適用</p>	<p>第4種オープンコンピュータ通信網サービスのパターンCの利用料は、同時セッション可能数の料金月単位での累計数が次表に定める基本額適用数までの場合（累計数が0の場合を含みます。）は基本額のみを適用し、基本額適用数を超える場合は、基本額適用数を超える1ごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。ただし、専用番号を使用する場合には基本額にその専用番号の数に加算額を乗じて得た額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。</p> <table border="1" data-bbox="571 555 1294 864"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 別</th> <th>基 本 額 適 用 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">タイプ1</td> <td>コース4</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>コース5</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>コース6</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>コース7</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>コース10</td> <td>20</td> </tr> </tbody> </table>	区 別		基 本 額 適 用 数	タイプ1	コース4	1	コース5	1	コース6	1	コース7	1	コース10	20
区 別		基 本 額 適 用 数													
タイプ1	コース4	1													
	コース5	1													
	コース6	1													
	コース7	1													
	コース10	20													
<p>(6) パターンDの利用料の適用</p>	<p>ア 利用者識別共通符号による接続通信時間の料金月単位での累計時間（以下「基本額適用時間」といいます。）が以下に規定する基本額適用時間までの場合は基本額のみを適用し、基本額適用時間を超える1分までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。</p> <table border="1" data-bbox="571 1099 1294 1283"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>基 本 額 適 用 時 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タイプ1（コース11のもの）</td> <td>15,000分</td> </tr> <tr> <td>タイプ5</td> <td>1,200分</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 接続通信時間の料金月単位での累計時間に対して4-2-1(2)ア(エ)②に規定する分数までごとにデータ通信料を計算し、その額を適用します。（カテゴリー2のタイプ1のコース8のもの）</p>	区 別	基 本 額 適 用 時 間	タイプ1（コース11のもの）	15,000分	タイプ5	1,200分								
区 別	基 本 額 適 用 時 間														
タイプ1（コース11のもの）	15,000分														
タイプ5	1,200分														
<p>(7) 最低利用期間内に契約の解除等があった場合</p>	<p>ア 第4種契約者（タイプ1のコース8及びコース9に係る契約者を除きます。以下この欄において同じとします。）は、最低利用期間内に第4種契約の解除があった場合は、第83条（利用料等の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、その第4種契約の解除のあった日を含む料金月の翌料金月から最低利用期間が満了する日を含む料金月までの料金月数に対応する解除前の基本額に相当する額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。</p> <p>イ 第4種契約者は、最低利用期間内に第4種オープンコンピュータ通信網サービスの通信又は保守の態様による細目の変更があった場合は、その変更について変更前の基本額から変更後の基本額を控除し、残額があるときは、その残額にその変更のあった日を含む料金月から最低利用期間が満了する日を含む料金月までの料金月数を乗じて得た額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。</p>														
<p>(8) 接続通信時間</p>	<p>ア 接続通信時間は、当社が信号（当社の電気通信設備から送</p>														

<p>の測定等</p>	<p>信された利用者識別符号を含む情報の全部又は一部が第4種契約者が指定する者のものであることを識別した信号をいいます。)を受信した時刻から起算し、利用者からの通信終了の信号を受け、又は第77条(通信利用の制限等)第3項の規定により、その通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社の機器により測定します。</p> <p>イ 当社の設置した電気通信設備の故障等利用者の責任によらない理由により接続を打ち切った場合(第77条第3項の規定による場合を除きます。)は、4-2(利用料)に規定する分数に満たない端数の接続時間は、前項の接続通信時間には含みません。</p>						
<p>(9) 接続利用者識別符号数の測定等</p>	<p>ア 接続利用者識別符号数は、料金月単位で当社の機器により測定します。</p> <p>イ 1の料金月において同一の利用者識別符号による通信の数が複数であった場合は、その数を1として測定します。</p>						
<p>(10) 当社の機器の故障等により正しく算定できなかった場合の料金の取扱い</p>	<p>当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の利用料は次のとおりとします。</p> <p>ア 過去1年間の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初日(初日が確定できないときにあつては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があつたと認められる日)の属する料金月の前12料金月の各料金月における1日平均の利用料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>イ ア以外の場合 把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した1日平均の利用料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>(注)本欄イに規定する当社が別に定める方法は、原則として次のとおりとします。</p> <p>(1) 過去2か月以上の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる各料金月における1日平均の利用料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>(2) 過去2か月間の実績を把握することができない場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる期間における1日平均の利用料又は故障等の回復後の7日間における1日平均の利用料のうち低いほうの値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p>						
<p>(11) 昼間及び夜間の料金額の適用</p>	<p>タイプ1のコース8に係る「昼間」及び「夜間」とは、次の時間帯をいいます。</p> <table border="1" data-bbox="539 1805 1265 1957"> <thead> <tr> <th data-bbox="539 1805 810 1854">区 分</th> <th data-bbox="810 1805 1265 1854">時 間 帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="539 1854 810 1906">昼間</td> <td data-bbox="810 1854 1265 1906">午前8時から午後11時までの間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="539 1906 810 1957">夜間</td> <td data-bbox="810 1906 1265 1957">午後11時から午前8時までの間</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	時 間 帯	昼間	午前8時から午後11時までの間	夜間	午後11時から午前8時までの間
区 分	時 間 帯						
昼間	午前8時から午後11時までの間						
夜間	午後11時から午前8時までの間						

4-2 料金額

4-2-1 利用料

(1) カテゴリー1のもの

ア タイプ2のもの

1の第4種契約者識別番号ごとに(月額)

区 分		料 金 額	
プラン1のもの	基本額(月額)	78,000円 (81,900円)	
	加算額(接続利用者識別符号数1ごとに)	接続利用者識別符号数が20を超えて100までの部分	3,900円 (4,095円)
		接続利用者識別符号数が100を超える部分	3,800円 (3,990円)
プラン2のもの	1の利用者識別符号ごとに(月額)	5,400円 (5,670円)	

イ タイプ3のもの

(ア) コース1のもの

1の第4種契約者識別番号ごとに(月額)

区 分		料 金 額	
プラン1のもの	基本額(月額)	104,000円 (109,200円)	
	加算額(接続利用者識別符号数1ごとに)	接続利用者識別符号数が20を超えて100までの部分	5,200円 (5,460円)
		接続利用者識別符号数が100を超える部分	5,100円 (5,355円)
プラン2のもの	1の利用者識別符号ごとに(月額)	9,400円 (9,870円)	
プラン3のもの	1の利用者識別符号ごとに(月額)	18,000円 (18,900円)	

(イ) コース2のもの

1の第4種契約者識別番号ごとに(月額)

区 分		料 金 額
プラン1のもの	基本額(月額)	35,000円 (36,750円)
	加算額(接続利用者識別符号)	接続利用者識別符号数が5を超えて100までの部分

	号数1ごとに)	接続利用者識別符号数が100を超える部分	6,900円 (7,245円)
プラン2のもの	1の利用者識別符号ごとに (月額)		11,000円 (11,550円)
プラン3のもの	1の利用者識別符号ごとに (月額)		23,000円 (24,150円)

(ウ) コース3のもの

1の第4種契約者識別番号ごとに (月額)

区 分		料 金 額
12Mb/sのもの	電話重畳のもの	7,500円 (7,875円)
	電話非重畳のもの	8,800円 (9,240円)
26Mb/sのもの	電話重畳のもの	7,700円 (8,085円)
	電話非重畳のもの	9,000円 (9,450円)

ウ タイプ4のもの

(ア) コース1のもの

1の第4種契約者識別番号ごとに (月額)

区 分		料 金 額	
プラン1のもの	基本額 (月額)		156,000円 (163,800円)
	加算額 (接続利用者識別符号数1ごとに)	接続利用者識別符号数が20を超えて100までの部分	7,800円 (8,190円)
		接続利用者識別符号数が100を超える部分	7,700円 (8,085円)
プラン2のもの	1の利用者識別符号ごとに (月額)		15,000円 (15,750円)

(イ) コース1の2のもの

1の第4種契約者識別番号ごとに (月額)

区 分		料 金 額	
プラン1のもの	基本額 (月額)		156,000円 (163,800円)
	加算額 (接続利用者識別符号数1ごとに)	接続利用者識別符号数が20を超えて100までの部分	7,800円 (8,190円)
		接続利用者識別符号数が100を超える部分	7,700円 (8,085円)
プラン2のもの	1の利用者識別符号ごとに (月額)		15,000円 (15,750円)

## (ウ) コース2のもの

1の第4種契約者識別番号ごとに(月額)

区 分		料 金 額	
プラン1のもの	基本額(月額)	105,000円 (110,250円)	
	加算額(接続利用者識別符号数1ごとに)	接続利用者識別符号数が5を超えて50までの部分	21,000円 (22,050円)
		接続利用者識別符号数が50を超える部分	20,000円 (21,000円)
プラン2のもの	1の利用者識別符号ごとに(月額)	27,000円 (28,350円)	
プラン3のもの	1の利用者識別符号ごとに(月額)	44,000円 (46,200円)	

## (エ) コース3のもの

1の第4種契約者識別番号ごとに(月額)

区 分		料 金 額	
プラン1のもの	基本額(月額)	120,000円 (126,000円)	
	加算額(接続利用者識別符号数1ごとに)	接続利用者識別符号数が2を超えて10までの部分	60,000円 (63,000円)
		接続利用者識別符号数が10を超える部分	59,000円 (61,950円)
プラン2のもの	1の利用者識別符号ごとに(月額)	85,000円 (89,250円)	
プラン3のもの	1の利用者識別符号ごとに(月額)	101,000円 (106,050円)	
プラン4のもの	1の利用者識別符号ごとに(月額)	128,000円 (134,400円)	
プラン5のもの	1の利用者識別符号ごとに(月額)	152,000円 (159,600円)	

## (オ) コースNのもの

1の第4種契約者識別番号ごとに(月額)

区 分		料 金 額
プラン1のもの	基本額(月額)	156,000円 (163,800円)

	加算額（接続利用者識別符号数1ごとに）	接続利用者識別符号数が20を超えて100までの部分	7,800円 (8,190円)
		接続利用者識別符号数が100を超える部分	7,700円 (8,085円)
プラン2のもの	1の利用者識別符号ごとに（月額）		15,000円 (15,750円)
プラン3のもの	1の利用者識別符号ごとに（月額）		28,000円 (29,400円)

(カ) コースNBのもの

1の第4種契約者識別番号ごとに（月額）

区 分		料 金 額	
プラン1のもの	基本額（月額）		120,000円 (126,000円)
	加算額（接続利用者識別符号数1ごとに）	接続利用者識別符号数が2を超えて10までの部分	60,000円 (63,000円)
		接続利用者識別符号数が10を超える部分	59,000円 (61,950円)
プラン2のもの	1の利用者識別符号ごとに（月額）		85,000円 (89,250円)
プラン3のもの	1の利用者識別符号ごとに（月額）		101,000円 (106,050円)
プラン4のもの	1の利用者識別符号ごとに（月額）		128,000円 (134,400円)
プラン5のもの	1の利用者識別符号ごとに（月額）		152,000円 (159,600円)

(2) カテゴリー2のもの

ア タイプ1のもの

(ア) パターンAのもの

区 分		料 金 額	
コース1	基本額	1の第4種契約者識別番号ごとに（月額）	同時セッション可能数に800円（840円）を乗じて得た額
	加算額	接続通信時間1分までごとに	4円（4.2円）
コース10	基本額	1の第4種契約者識別番号ごとに（月額）	同時セッション可能数に800円（840円）を乗じて得た額
	加算額	接続通信時間1分までごとに	4円（4.2円）

(イ) パターンBのもの (コース10のもの)

1の第4種契約者識別番号ごとに (月額)

区 分		料 金 額
基本額 (月額)		390,000円 (409,500円)
加算額 (接続利用者 識別符号数1ごと に)	接続利用者識別符号数が300を超 えて5,000までの部分	1,300円 (1,365円)
	接続利用者識別符号数が5,000を 超える部分	1,200円 (1,260円)

(ウ) パターンCのもの

1の第4種契約者識別番号ごとに (月額)

区 分		料 金 額
コース4	基本額	7,500円 (7,875円)
	加算額	1セッションごとに (月額) 7,500円 (7,875円)
コース5	基本額	7,500円 (7,875円)
	加算額	1セッションごとに (月額) 7,500円 (7,875円)
コース6	基本額	7,500円 (7,875円)
	加算額	1セッションごとに (月額) 7,500円 (7,875円)
コース7	基本額	7,500円 (7,875円)
	加算額	1セッションごとに (月額) 7,500円 (7,875円)
コース10	基本額	160,000円 (168,000円)
	加算額	1セッションごとに (月額) 8,000円 (8,400円)

(エ) パターンDのもの

① タイプ1のコース11のもの

1の第4種契約者識別番号ごとに (月額)

区 分		料 金 額
基本額		100,000円 (105,000円)
加算額	接続通信時間が15,000分を超える 部分1分までごとに	7円 (7.35円)

② タイプ1のコース8のもの

1の第4種契約者識別番号ごとに (月額)

区 分		料 金 額
昼間	1の通信につき接続通信時間3分 までごとに	8.5円 (8.925円)

夜間	1の通信につき接続通信時間4分までごとに	8.5円(8,925円)
----	----------------------	--------------

イ タイプ2のもの(パターンBのもの)

1の第4種契約者識別番号ごとに(月額)

区 分		料 金 額
基本額(月額)		390,000円(409,500円)
加算額(接続利用者識別符号数1ごとに)	接続利用者識別符号数が300を超えて1,000までの部分	1,300円(1,365円)
	接続利用者識別符号数が1,000を超える部分	1,250円(1,313円)

ウ タイプ3のもの

(ア) コース1のもの(パターンBのもの)

1の第4種契約者識別番号ごとに(月額)

区 分		料 金 額
基本額(月額)		300,000円(315,000円)
加算額(接続利用者識別符号数1ごとに)	接続利用者識別符号数が200を超えて1,000までの部分	1,500円(1,575円)
	接続利用者識別符号数が1,000を超える部分	1,400円(1,470円)

(イ) コース3のもの

1の第4種契約者識別番号ごとに(月額)

区 分		料 金 額
3Mb/sのもの	電話重畳のもの	1,800円(1,890円)
	電話非重畳のもの	3,200円(3,360円)
12Mb/sのもの	電話重畳のもの	2,700円(2,835円)
	電話非重畳のもの	4,200円(4,410円)
26Mb/sのもの	電話重畳のもの	2,700円(2,835円)
	電話非重畳のもの	4,200円(4,410円)
50Mb/sのもの	電話重畳のもの	2,700円(2,835円)
	電話非重畳のもの	4,200円(4,410円)

エ タイプ4のもの

(ア) コース1、コース1の2及びコースNのもの(パターンBのもの)

1の第4種契約者識別番号ごとに(月額)

区 分	料 金 額
-----	-------

基本額（月額）		210,000円（220,500円）
加算額（接続利用者 識別符号数1ごとに）	接続利用者識別符号数が100を超えて1,000までの部分	2,100円（2,205円）
	接続利用者識別符号数が1,000を超える部分	2,000円（2,100円）

（イ） コース2のもの（パターンBのもの）

1の第4種契約者識別番号ごとに（月額）

区 分		料 金 額
基本額（月額）		600,000円（630,000円）
加算額（接続利用者 識別符号数1ごとに）	接続利用者識別符号数が100を超えて500までの部分	6,000円（6,300円）
	接続利用者識別符号数が500を超える部分	5,800円（6,090円）

オ タイプ5のもの（パターンDのもの）

（ア） イ以外のもの

1の第4種契約者識別番号ごとに（月額）

区 分		料 金 額
基本額（月額）		20,000円 (21,000円)
加算額	接続通信時間が1,200分を超える部分1分までごとに	15円 (15.75円)

（イ） 当社が別に定める当社の海外現地法人等のもの

1の第4種契約者識別番号ごとに（月額）

区 分		料 金 額
基本額（月額）		10,000円 (10,500円)
加算額	接続通信時間が1,200分を超える部分1分までごとに	8円 (8.4円)

5 第5種契約に係るもの

5-1 適用

区 分	内 容		
(1) 品目に係る料金の適用	当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目を定めます。		
	品 目		内 容
	イー サ ネ ッ ト	対称型 0.5Mb/s、1Mb/sから1Mb/sごとに9Mb/sまでの品目	料金表別表2に規定する伝送速度までの符号伝送が可能なもの
		10Mb/s (10BASE-T)	最大10Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
		10Mb/s (100BASE-TX)	10Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
		11Mb/sから1Mb/sごとに35Mb/sまで及び40Mb/sから5Mb/sごとに100Mb/sまでの品目	料金表別表2に規定する伝送速度までの符号伝送が可能なもの
		1Gb /s	1Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの
		10Gb /s	10Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	非 対 称 型	1 Mb /s	契約者回線の終端から交換設備等への伝送方向に係る通信（以下(1)欄において「送信」といいます。）においては1Mbit/sまで、他の伝送方向に係る通信（以下(1)欄において「受信」といいます。）においては250kbit/sまでの符号伝送が可能なもの
		2 Mb /s	送信においては2Mbit/sまで、受信においては500kbit/sまでの符号伝送が可能なもの
		3 Mb /s	送信においては3Mbit/sまで、受信においては750kbit/sまでの符号伝送が可能なもの

	4 Mb /s	送信においては4Mbit/sまで、受信においては1Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	5 Mb /s	送信においては5Mbit/sまで、受信においては1.25Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	10Mb/s (10BASE-T)	送信においては最大10Mbit/sまで、受信においては2.5Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	10Mb/s (100BASE-TX)	送信においては10Mbit/sまで、受信においては2.5Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	20Mb/s	送信においては20Mbit/sまで、受信においては5Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	30Mb/s	送信においては30Mbit/sまで、受信においては7.5Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	40Mb/s	送信においては40Mbit/sまで、受信においては10Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	50Mb/s	送信においては50Mbit/sまで、受信においては12.5Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	100Mb/s(全二重)	送信においては100Mbit/sまで、受信においては25Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	1 Gb/ s	送信においては1Gbit/sまで、受信においては250Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	10Gb/ s	送信においては10Gbit/sまで、受信においては2.5Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの
S T M 方式 のもの	64kb/s	64kbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	128kb/s	128kbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	192kb/s	192kbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	256kb/s	256kbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	384kb/s	384kbit/sまでの符号伝送が可能なもの

	512kb/s	512kbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	768kb/s	768kbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	1 Mb/s	1.152Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	1.5Mb/s	1.536Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	3 Mb/s	3.072Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	4.5Mb/s	4.608Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	6 Mb/s	6.144Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
A T M 方式 のもの	0.5Mb/s及び1 Mb /s から 1 Mb/s ごとに 135Mb/ sまでの品目	料金表別表1に規定する伝送速度までの符号伝送が可能なもの

備考

- 1 第5種オープンコンピュータ通信網サービスに係る通信は、契約者回線等との間で行うことができます。この場合において、当社は、相互接続点又はNSPIXとの接続点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。
- 2 この備考の1に規定するほか、第5種オープンコンピュータ通信網サービスに係る通信について、5-2-2（付加機能利用料）又は当社が別に定める当社の契約約款に別段の定めがある場合は、その定めるところによる通信を行うことができます。
- 3 イーサネット方式のものは、その終端におけるインタフェースがイーサネット対応の契約者回線を設置して提供するものをいいます。この場合、対称型の0.5Mb/sから4Mb/sまで及び10Mb/s（10BASE-T）の品目並びに非対称型の1Mb/sから10Mb/s（10BASE-T）までの品目については10BASE-T、対称型及び非対称型の1Gb/s品目については1000BASE-SX、対称型及び非対称型の10Gb/s品目については10GBASE-LR、それ以外の品目については100BASE-TXのインタフェースにより提供します。
- 4 アクセス回線二重化を行う場合の通常契約及び二重

化付加契約における品目等に係る条件については、次のとおりとします。

(1) 第5種オープンコンピュータ通信網サービスの品目は、次のとおりとします。

ただし、この適用の表の(2)欄に規定するプラン2の場合の品目については、通常契約と二重化付加契約とで同一とします。

ア STM方式のもの、ATM方式のもの及びイーサネット方式のものとの区分は、通常契約と二重化付加契約とで同一とします。

イ イーサネット方式のものにおける対称型と非対称型の区分は、通常契約と二重化付加契約とで同一とします。

ウ 二重化付加契約の品目に係る符号伝送速度は、通常契約の品目に係る符号伝送速度以下とします。

(2) 第5種オープンコンピュータ通信網サービスの通信又は保守の態様による細目（この適用の表の(2)欄に規定する1芯式と2芯式の区別を除きます。）は、通常契約と二重化付加契約とで同一とします。

(注) この備考の2に規定する当社が別に定める当社の契約約款は、IP伝送サービス契約約款とします。

(2) 細目に係る料金の適用

当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり通信の態様による細目を定めます。

ア 交換設備等による区別

区 別	内 容
タイプ1	当社が別に指定するIP通信網サービス取扱所の交換設備に契約者回線を収容して提供するもの
タイプ2	タイプ1以外のもの

備考

1 タイプ1については、イーサネット方式のもの及びATM方式のものに限り提供します。この場合、ATM方式のもの品目は、0.5Mb/s、1Mb/sから1Mb/sごとに35Mb/sまで及び40Mb/sから5Mb/sごとに100Mb/sまでとします。

2 タイプ2のイーサネット方式のものについては、次に掲げる品目に限り提供します。

(1) 対称型

1Mb/sから1Mb/sごとに9Mb/sまで、10Mb/s（10BASE-T）、10Mb/s（100BASE-TX）及び20Mb/sから10Mb/sごとに100Mb/sまで、1Gb/s又は10Gb/sの品目

(2) 非対称型

全ての品目

3 当社は、タイプ2のイーサネット方式のものに係る契約者回線の終端の場所に当社のインタフェースケーブルを設置します。

イ IPアドレス数による区別

区 別	内 容
コース1	コース2以外のもの
コース2	その第5種契約に係るIPアドレスについて、当社が別に定める数を超えてその第5種オープンコンピュータ通信網サービスを利用することができないもの
備考	
<p>1 コース2については、交換設備等による区別がタイプ2のものであって、STM方式のもの(1.5Mb/s及び6Mb/sの品目に限ります。)及びATM方式のもの(3Mb/sから10Mb/sまでの品目に限ります。)に限り提供します。</p> <p>2 アクセス回線二重化を行うコース2におけるIPアドレス数の制限については、2の契約(通常契約及び二重化付加契約)を1の契約とみなして適用します。</p>	

ウ 料金の適用方法による区別

区 別	内 容
プラン1	プラン2以外のもの
プラン2	当社が測定した利用速度に基づいて算定した定額利用料の支払いを要するもの
備考	
<p>1 料金の適用方法による区別は、IPアドレス数による区別がコース1のものに限り適用します。</p> <p>2 プラン1については、イーサネット方式のものであって、対称型の10Mb/s(10BASE-T)、1Gb/s及び10Gb/sの品目並びに非対称型の1Gb/s及び10Gb/sの品目については、提供しません。</p> <p>3 プラン2については、イーサネット方式のものであって、対称型の10Mb/s(10BASE-T)、100Mb/s、1Gb/s及び10Gb/sの品目並びに非対称型の10Mb/s(10BASE-T)、100Mb/s(全二重)、1Gb/s及び10Gb/sの品目に限り提供します。</p> <p>4 アクセス回線二重化は、プラン2に限り提供します。</p>	

エ 通信プロトコルによる区別

区 別	内 容
-----	-----

IPv4タイプ	その第5種契約に係る通信のプロトコルにIPv4プロトコルを利用するもの
IPv6タイプ	その第5種契約に係る通信のプロトコルにIPv6プロトコル及びIPv4プロトコルを利用するもの
備考	
1 通信プロトコルによる区別は、品質による区別がコース1のものであってイーサネット方式のものに限り適用します。	
2 IPv6プロトコルに係るIPアドレスの付与等については当社が別に定めるところによります。	

オ 1 芯式と2芯式の区別

区 別	内 容
1 芯式	契約者回線が1芯のもの
2 芯式	契約者回線が2芯のもの

備考

1 1芯式と2芯式の区別は、交換設備等による区別がタイプ2のものであって、ATM方式のものに限り適用します。

2 当社は、45Mb/sから135Mb/sまでの品目にあつては2芯式、その他の品目にあつては1芯式又は2芯式のものを提供します。

ただし、1芯式において、その回線終端装置の端末側インタフェースごとに接続可能な第5種オープンコンピュータ通信網サービスの品目は、当社が別に定めるところによります。

3 当社は、1芯式の契約者回線の終端の場所に当社の回線終端装置を設置します。

(注) この備考の2に規定する当社が別に定める接続可能な第5種オープンコンピュータ通信網サービスの品目は、回線終端装置の端末側インタフェースごとに、次のとおりとします。

端末側インタフェース	品 目
メタリックケーブル	0.5Mb/s及び1 Mb/sから1 Mb/sごとに24Mb/sまでの品目
同軸ケーブル	0.5Mb/s及び1 Mb/sから1 Mb/sごとに40Mb/sまでの品目
光ケーブル	0.5Mb/s及び1 Mb/sから1 Mb/sごとに44Mb/sまでの品目

(3) タイプ2の定額利用料の適用

ア 当社は、第5種オープンコンピュータ通信網サービスのタイプ2（イーサネット方式のものに限ります。）の定額利用料を適用するため、当該第5種オープンコンピュータ通信網サービスを提供するIP通信網サービス取扱所について、当社が別に定めるところによりその区分を定めます

イ アに規定する区分は、第1群、第2群及び第3群とし、定額利用料は、その契約者回線に係るIP通信網サービス取扱所の区分に基づき適用します。

ウ 第5種オープンコンピュータ通信網サービスのタイプ2（1芯式のものに限ります。）の定額利用料については、5-2-1（定額利用料）に規定する定額利用料の額に1契約ごとに2,000円（2,100円）（月額）を加算して適用します。

(4) プラン2の定額利用料の適用

ア 第5種オープンコンピュータ通信網サービスのプラン2の定額利用料は、その品目ごとに利用速度が次の(ア)又は(イ)の表に定める基本料適用速度までの場合（利用速度が0の場合を含みます。）は基本料のみを適用し、利用速度が基本料適用速度を超える場合は基本料とその利用速度に対応する加算料を合算して適用します。

(ア) (イ)以外の場合

品 目		基本料適用速度
対称型	10Mb/s (10BASE-T) (全二重/半二重)	1 Mbit/s
	100Mb/s (全二重)	5 Mbit/s
	1 Gb/s (全二重)	100Mbit/s
	10Gb/s (全二重)	1 Gbit/s
非対称型	10Mb/s (10BASE-T) (全二重/半二重)	1 Mbit/s
	100Mb/s (全二重)	10Mbit/s
	1 Gb/s (全二重)	100Mbit/s
	10Gb/s (全二重)	1 Gbit/s

(イ) アクセス回線二重化を行う場合

品 目		基本料適用速度
対称型	10Mb/s (10BASE-T) (全二重/半二重)	2 Mbit/s
	100Mb/s (全二重)	10Mbit/s
	1 Gb/s (全二重)	200Mbit/s
	10Gb/s (全二重)	2 Gbit/s
非対称型	10Mb/s (10BASE-T) (全二重/半二重)	2 Mbit/s
	100Mb/s (全二重)	20Mbit/s

	<table border="1"> <tr> <td>1 Gb/s (全二重)</td> <td>200Mbit/s</td> </tr> <tr> <td>10Gb/s (全二重)</td> <td>2 Gbit/s</td> </tr> </table> <p>イ アの規定にかかわらず、二重化付加契約（プラン2に係るものに限ります。）については、定額利用料を適用しません。</p>	1 Gb/s (全二重)	200Mbit/s	10Gb/s (全二重)	2 Gbit/s																	
1 Gb/s (全二重)	200Mbit/s																					
10Gb/s (全二重)	2 Gbit/s																					
(5) アクセス回線二重化を行う場合の加算料の特例	<p>アクセス回線二重化（プラン2に係るものに限ります。）を行う場合において、アクセス回線二重化の目的外利用により利用速度がその通常契約の品目に係る符号伝送速度を超えたときは、次表に規定する額を加算料に加算して適用します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">品 目</th> <th>料金額（1契約ごとに月額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">対称型</td> <td>10Mb/s (10BASE-T) (全二重/半二重)</td> <td>超過速度 1 Mbit/s までごとに 240,000円 (252,000円) を加えた額</td> </tr> <tr> <td>100Mb/s (全二重)</td> <td>超過速度 5 Mbit/s までごとに 1,200,000円 (1,260,000円) を加えた額</td> </tr> <tr> <td>1 Gb/s (全二重)</td> <td>超過速度 5Mbit/s までごとに 640,000円 (672,000円) を加えた額</td> </tr> <tr> <td>10Gb/s (全二重)</td> <td>超過速度 50Mbit/s までごとに 4,000,000円 (4,200,000円) を加えた額</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">非対称型</td> <td>10Mb/s (10BASE-T) (全二重/半二重)</td> <td>超過速度 1 Mbit/s までごとに 180,000円 (189,000円) を加えた額</td> </tr> <tr> <td>100Mb/s (全二重)</td> <td>超過速度 5 Mbit/s までごとに 320,000円 (336,000円) を加えた額</td> </tr> <tr> <td>1 Gb/s (全二重)</td> <td>超過速度 5Mbit/s までごとに 300,000円 (315,000円) を加えた額</td> </tr> <tr> <td>10Gb/s (全二重)</td> <td>超過速度 50Mbit/s までごとに 2,000,000円 (2,100,000円) を加えた額</td> </tr> </tbody> </table>	品 目		料金額（1契約ごとに月額）	対称型	10Mb/s (10BASE-T) (全二重/半二重)	超過速度 1 Mbit/s までごとに 240,000円 (252,000円) を加えた額	100Mb/s (全二重)	超過速度 5 Mbit/s までごとに 1,200,000円 (1,260,000円) を加えた額	1 Gb/s (全二重)	超過速度 5Mbit/s までごとに 640,000円 (672,000円) を加えた額	10Gb/s (全二重)	超過速度 50Mbit/s までごとに 4,000,000円 (4,200,000円) を加えた額	非対称型	10Mb/s (10BASE-T) (全二重/半二重)	超過速度 1 Mbit/s までごとに 180,000円 (189,000円) を加えた額	100Mb/s (全二重)	超過速度 5 Mbit/s までごとに 320,000円 (336,000円) を加えた額	1 Gb/s (全二重)	超過速度 5Mbit/s までごとに 300,000円 (315,000円) を加えた額	10Gb/s (全二重)	超過速度 50Mbit/s までごとに 2,000,000円 (2,100,000円) を加えた額
品 目		料金額（1契約ごとに月額）																				
対称型	10Mb/s (10BASE-T) (全二重/半二重)	超過速度 1 Mbit/s までごとに 240,000円 (252,000円) を加えた額																				
	100Mb/s (全二重)	超過速度 5 Mbit/s までごとに 1,200,000円 (1,260,000円) を加えた額																				
	1 Gb/s (全二重)	超過速度 5Mbit/s までごとに 640,000円 (672,000円) を加えた額																				
	10Gb/s (全二重)	超過速度 50Mbit/s までごとに 4,000,000円 (4,200,000円) を加えた額																				
非対称型	10Mb/s (10BASE-T) (全二重/半二重)	超過速度 1 Mbit/s までごとに 180,000円 (189,000円) を加えた額																				
	100Mb/s (全二重)	超過速度 5 Mbit/s までごとに 320,000円 (336,000円) を加えた額																				
	1 Gb/s (全二重)	超過速度 5Mbit/s までごとに 300,000円 (315,000円) を加えた額																				
	10Gb/s (全二重)	超過速度 50Mbit/s までごとに 2,000,000円 (2,100,000円) を加えた額																				
(6) 利用速度の測定等	<p>ア 第5種オープンコンピュータ通信網サービスのプラン2に係る利用速度は、次の(ア)又は(イ)の表に定める最大送信速度又は最大受信速度のうち大きい方の値とし、その品目ごとに当社の機器により測定します。</p> <p>(ア) 対称型の品目の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最大送信速度</td> <td>測定対象期間において、契約者回線の終端から交換設備への伝送方向についての通信速度を一定時間ごとに測定し、その総測定値から上位5%の測定値を除外した残りの測定値の最大値</td> </tr> <tr> <td>最大受信</td> <td>測定対象期間において、交換設備から契約者回</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	最大送信速度	測定対象期間において、契約者回線の終端から交換設備への伝送方向についての通信速度を一定時間ごとに測定し、その総測定値から上位5%の測定値を除外した残りの測定値の最大値	最大受信	測定対象期間において、交換設備から契約者回															
区 分	内 容																					
最大送信速度	測定対象期間において、契約者回線の終端から交換設備への伝送方向についての通信速度を一定時間ごとに測定し、その総測定値から上位5%の測定値を除外した残りの測定値の最大値																					
最大受信	測定対象期間において、交換設備から契約者回																					

速度	線の終端への伝送方向についての通信速度を一定時間ごとに測定し、その総測定値から上位5%の測定値を除外した残りの測定値の最大値
----	--

(イ) 非対称型の品目の場合

区 分	内 容
最大送信速度	測定対象期間において、契約者回線の終端から交換設備への伝送方向についての通信速度を一定時間ごとに測定し、その総測定値から上位5%の測定値を除外した残りの測定値の最大値
最大受信速度	測定対象期間において、交換設備から契約者回線の終端への伝送方向についての通信速度を一定時間ごとに測定し、その総測定値から上位5%の測定値を除外した残りの測定値の最大値に4を乗じて得た値

イ アクセス回線二重化を行う場合においては、通常契約に係る通信と二重化付加契約に係る通信を合算し、アの規定に準じて測定した利用速度をその通常契約に係る利用速度として適用します。

ウ アの表に規定する測定対象期間は、その品目ごとに料金月の初日から末日までとします。

ただし、次の場合は、この限りではありません。

(ア) 料金月の初日以外の日とその品目の利用の開始があったとき。

この場合、測定対象期間は、その利用開始日からとします。

(イ) 料金月の末日以外の日とその品目の利用の終了があったとき。

この場合、測定対象期間は、その利用終了日までとします。

エ ウに規定するほか、当社は、アクセス回線二重化の利用の開始又は廃止があった場合は、その開始等の前後で測定対象期間を分割します。この場合、開始等前の測定対象期間は、その開始等のあった日までとし、開始等後の測定対象期間は、その開始等のあった日からとします。

オ 当社は、利用速度に1Mbit/s未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

ただし、小数第1位が0の場合は、その端数を切り捨てます。

(7) 最低利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用

ア 第5種オープンコンピュータ通信網サービスには、最低利用期間があります。

イ 第5種契約者は、最低利用期間内に第5種契約の解除があった場合は、第82条（定額利用料等の支払義務）、第82条の2（定額利用料等の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する定額利用料（加算料を除きます。以下この欄において同じとします。）に相当する額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。

ウ 第5種契約者は、最低利用期間内に第5種オープンコンピュータ通信網サービスの品目等の変更（品目の変更、通信又は保守の態様による細目の変更、契約の区分の変更、契約者回線の移転又はアクセス回線二重化に係る通常契約についてアクセス回線二重化に係るもの以外のものとなることをいいます。以下この欄において同じとします。）があった場合は、その品目等の変更について変更前の定額利用料の額から変更後の定額利用料の額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間を乗じて得た額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。

エ ウの場合に、品目等の変更（契約者回線の移転を除きます。）と同時にその契約者回線に係る終端の場所において、第5種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約者回線の新設又は契約の解除を行うときの残額の算定は、同時に行う新設等の契約者回線に係る第5種オープンコンピュータ通信網サービスの定額利用料を合算して行います。

オ イ、ウ及びエの規定にかかわらず、長期継続利用に係る第5種契約者について、最低利用期間内に第5種契約の解除又は品目の変更等があった場合の支払いを要する額の適用については、この表の(8)欄に定めるところによります。

(8) 長期継続利用に係る定額利用料の適用

ア 当社は、第5種契約者から、その第5種オープンコンピュータ通信網サービスについて、次表に定める期間の継続利用（以下この欄において「長期継続利用」といいます。）の申出があった場合には、その期間における定額利用料（加算料を除きます。以下この欄において同じとします。）については、5-2-1（定額利用料）に規定する定額利用料の額（この表の(1)欄から(7)欄までの適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。）から同表に規定する額を減額して適用します。この場合、長期継続利用には同表の2種類があり、あらかじめいずれか1つを選択していただきます。

種 類	継続して利用する期間	定額利用料の減額（月額）
(ア) 3年利用	3年間	5-2-1に規定する定額利用料の額に0.1を乗じて得た額
(イ) 6年利用	6年間	5-2-1に規定する定額利用料の額に0.11を乗じて得た額

イ 長期継続利用に係る定額利用料については、長期継続利用の申出を当社が承諾した日（第5種契約の申込みと同時に長期継続利用の申出があった場合は、その第5種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日）から適用します。

ウ 長期継続利用に係る定額利用料の適用の対象となる期間（以下この欄において「長期継続利用期間」といいます。）には、第5種オープンコンピュータ通信網サービスの利用停止

があった期間を含むものとします。

エ 当社は、長期継続利用に係る第5種契約の解除があった場合には、長期継続利用を廃止します。

オ 長期継続利用に係る第5種契約者は、長期継続利用期間満了後も長期継続利用を継続しようとするときは、長期継続利用期間の満了日の10日前までに、新たに長期継続利用の種類を選択して、当社に申し出ていただきます。

カ 長期継続利用期間の中途における長期継続利用の種類の変更については、変更後の種類の長期継続利用期間が変更前の種類の長期継続利用期間よりも長くなる場合に限り行うことができます。

キ カの規定により長期継続利用の種類を変更したときは、変更後の種類の長期継続利用に係る定額利用料については、その種類の変更を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月から適用します。この場合、変更後の種類の長期継続利用期間の満了日については、変更前の種類の長期継続利用の適用を開始した日から起算して算出します。

ク 長期継続利用に係る第5種契約者は、長期継続利用期間の満了前に品目の変更、通信又は保守の態様による細目の変更、契約の区分の変更、契約者回線の移転若しくはアクセス回線二重化に係る通常契約についてアクセス回線二重化に係るもの以外のものとなることによりその第5種契約に係る定額利用料の額が減少した場合又は長期継続利用の廃止があった場合には、それぞれ次に掲げる額を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。

区 分	支払いを要する額
(ア) 定額利用料が減少した場合	残余の期間に対応する定額利用料にアに規定する減額を適用した額の差額（減少前の定額利用料にアに規定する減額を適用した額から減少後の定額利用料にアに規定する減額を適用した額を控除して得た額をいいます。）に0.35を乗じて得た額
(イ) 長期継続利用の廃止があった場合	残余の期間に対応する廃止前の定額利用料にアに規定する減額を適用した額に0.35を乗じて得た額

ケ クの規定にかかわらず、この表の(7)欄に規定する最低利用期間内に第5種契約の解除又は品目の変更等があった場合には、クの規定により算出した額とこの表の(7)欄の規定により支払いを要する額とを比較し、高額となる方のみを適用します。

(9) サービス品質（故障回復時間）に係る料金の適用

当社は、第5種オープンコンピュータ通信網サービス（コース2のものを除きます。）について、次のとおり故障回復時間に係る料金の適用を行います。

ア 当社は、第5種契約者の責めによらない理由により、その第5種オープンコンピュータ通信網サービスを全く利用できない状態（その第5種契約に係る電気通信設備による全ての通信（通信プロトコルによる区別がIPv6タイプの場合は、IPv6

プロトコル又はIPv4プロトコルのどちらか一方又は両方の通信が、全く利用できない状態である場合を含みます。)に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。以下この表の(II)欄まで同じとします。)が生じた場合において、そのことを当社が知った時刻(第91条(契約者の切分責任)の規定により、その第5種契約者が当社に修理の請求をした時刻(その時刻以前に当社がそのことを知った場合は、その知った時刻とします。)とします。)から起算して30分以上その状態が連続したときは、その第5種契約に係る料金(以下「故障回復時間返還料金額」といいます。)を返還します。

ただし、次の場合には、この限りではありません。この場合の料金の取扱いについては、当社は、第82条(定額利用料等の支払義務)第2項の規定を適用します。

(ア) 第74条(利用中止)第1項の規定により第5種オープンコンピュータ通信網サービスの利用を中止する場合であって、当社があらかじめそのことを第5種契約者に通知したとき。

(イ) その第5種契約者の責めによらない理由が別記1に定める区間(当社の提供する端末設備又はそれに相当する部分に係る区間を除きます。)以外の区間において生じたものとき。

イ アに規定するほか、当社の故意又は重大な過失によりそのIP通信網サービスを全く利用できない状態(その状態が連続した時間が30分未満となるものに限り)が生じたときは、当社は、第82条第2項の規定を適用します。

ウ アに規定する故障回復時間返還料金額は、その第5種オープンコンピュータ通信網サービスを全く利用できない状態が連続した時点における5-2-1(定額利用料)に規定する定額利用料の額(この表の(1)欄から(6)欄までの適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において「故障回復時間返還基準額」といいます。)に、次表に規定する料金返還率を乗じて得た額とします。

アに規定する状態が連続した時間	料金返還率
30分以上1時間未満	1/90
1時間以上12時間未満	1/30
12時間以上24時間未満	1/10
24時間以上72時間未満	1/5
72時間以上	1

エ ウの場合において、その第5種オープンコンピュータ通信網サービスがプラン2のときは、ウの規定中「全く利用できない状態が連続した時点」を「全く利用できない状態が連続した時点を含む利用速度の測定対象期間」と読み替えて適用するものとします。

	<p>オ 当社は、ウの規定により算出した故障回復時間返還料金額の返還にあたっては、次の(ア)又は(イ)の規定により算出した料金額（以下「故障回復時間返還上限額」といいます。）を上限として返還します。</p> <p>(ア) (イ)以外の場合</p> <p>その料金月におけるその第5種契約に係る定額利用料（故障回復時間返還基準額に係るもの（その料金月において料金表通則の4の各号に規定する場合は生じたときは、料金表通則の4及び6の規定に基づき算出した額とします。）に限ります。）の額（第82条第2項第3号の規定により支払いを要しないこととなる料金額、この表の(8)欄の規定により減額となる料金額及び料金表通則の16の規定により割引となる料金額をそれぞれ減じた額とします。）</p> <p>(イ) その料金月がその第5種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した料金月であって、その第5種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日がその料金月の初日以外の日の場合</p> <p>その料金月及び翌料金月について、それぞれ(ア)の規定に準じた方法で算出した料金額の合計額</p> <p>カ アの場合において、その第5種オープンコンピュータ通信網サービスを全く利用できない状態が連続した場合が1の料金月（オの(イ)の規定に該当する場合は、その規定に係る2の料金月とします。以下この欄において同じとします。）において複数回となるときは、当社は、それぞれの故障回復時間返還料金額の合計額を返還します。</p> <p>ただし、その故障回復時間返還料金額の合計額が故障回復時間返還上限額を超える場合は、故障回復時間返還上限額を返還します。</p> <p>キ アからカの場合において、アクセス回線二重化を行う第5種オープンコンピュータ通信網サービス（プラン2のものに限ります。）については、2の契約（通常契約及び二重化付加契約）に係るものを1の契約に係るものとみなして取り扱います。</p> <p>ク この欄の規定による料金の返還とこの表の(10)欄又は(11)欄の規定による料金の返還を1の料金月に同時に行う場合の故障回復時間返還料金額の取扱いについては、(11)欄の規定に定めるところによります。</p>
<p>(10) サービス品質（遅延時間）に係る料金の適用</p>	<p>当社は、第5種オープンコンピュータ通信網サービスについて、次のとおり遅延時間に係る料金の適用を行います。</p> <p>ア 当社は、当社が別に定める提供区間の全ての提供区間において当社が別に定める方法により測定した遅延時間（その1の提供区間の一端から送信されたIPパケットのその提供区間の往復に要する時間をいいます。）の料金月単位での平均時間（通信プロトコルによる区別がIPv6タイプの場合は、IPv6プロトコル及びIPv4プロトコルにおいて、どちらか一方の遅延の平均時間が大きい方の値をいいます。）が、2の料金月を連続して40秒を超えた場合は、その連続する2の料金月のうちの最終料金月における第5種オープンコンピュータ通信網サービス（その2の料金月を連続して当社がその提供をしているものに限ります。以下この欄において同じとします。）</p>

	<p>の定額利用料（この表の(1)欄から(6)欄までの適用及び料金表通則の4の規定（第82条（定額利用料等の支払義務）第2項第3号の規定に係るものを除きます。）による場合は、適用した後の額とし、料金表通則の16の規定又はこの表の(8)欄の規定による場合は、適用前の額とします。）に、1/30を乗じて得た額（以下「遅延時間返還料金額」といいます。）をその第5種契約者に返還します。</p> <p>ただし、その第5種オープンコンピュータ通信網サービスについて、その2の料金月を連続して利用中止又は利用停止があったときは、この限りではありません。</p> <p>イ この欄の規定による料金の返還を行うこととなる料金月において、この表の(9)欄又は(11)欄の規定による料金の返還を同時に行う場合の遅延時間返還料金額の取扱いについては、(11)欄の規定に定めるところによります。</p>
<p>(11) サービス品質（故障通知時間）に係る料金の適用</p>	<p>当社は、第5種オープンコンピュータ通信網サービス（コース2のものを除きます。）について、次のとおり故障通知時間に係る料金の適用を行います。</p> <p>ア 当社は、第5種契約者の責めによらない理由により、その第5種オープンコンピュータ通信網サービスを全く利用できない状態が生じた場合において、そのことを当社が知った時刻から起算して30分以内にそのことをその第5種契約者があらかじめ指定した連絡先（当社とその第5種契約者との協議により定めたもの）に限り、以下この欄において同じとします。）に通知しなかったときは、そのことを当社が知った時刻から起算して30分を超えた時点における5-2-1（定額利用料）に規定する定額利用料の額（この表の(1)欄から(6)欄までの適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において「故障通知時間返還基準額」といいます。）に1/30を乗じて得た額（以下「故障通知時間返還料金額」といいます。）をその第5種契約者に返還します。</p> <p>ただし、次の場合には、この限りではありません。</p> <p>(ア) その第5種オープンコンピュータ通信網サービスを全く利用できない状態が生じたことを当社が知った時点において、その第5種オープンコンピュータ通信網サービスについて利用中止としているとき。</p> <p>(イ) その第5種契約者の責めによらない理由が別記1に定める区間（その契約者回線について端末設備が提供されている場合は、その端末設備（マルチポリシー設定機能に係るものを除きます。）に係る区間を含みます。）以外の区間において生じたものとき。</p> <p>(ウ) その第5種契約者の責めに帰すべき理由により、又は連絡先に係る電気通信設備の状況により当社からその連絡先に通知できないとき。</p> <p>イ アの場合において、その第5種オープンコンピュータ通信網サービスがプラン2のときは、アの規定中「そのことを当社が知った時刻から起算して30分を超えた時点」を「そのことを当社が知った時刻から起算して30分を超えた時点を含む利用速度の測定対象期間」と読み替えて適用するものとします。</p>

	<p>ウ 当社は、アの規定により算出した故障通知時間返還料金額の返還にあたっては、次の(ア)又は(イ)の規定により算出した料金額（以下「故障通知時間返還上限額」といいます。）を上限として返還します。</p> <p>(ア) (イ)以外の場合</p> <p>その料金月におけるその第5種契約に係る定額利用料（故障通知時間返還基準額に係るもの（その料金月において料金表通則の4の各号に規定する場合は生じたときは、料金表通則の4及び6の規定に基づき算出した額とします。）に限ります。）の額（第82条（定額利用料等の支払義務）第2項第3号の規定により支払いを要しないこととなる料金額、この表の(8)欄の規定により減額となる料金額及び料金表通則の16の規定により割引となる料金額をそれぞれ減じた額とします。）</p> <p>(イ) その料金月がその第5種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した料金月であって、その第5種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日がその料金月の初日以外の日の場合</p> <p>その料金月及び翌料金月について、それぞれ(ア)の規定に準じた方法で算出した料金額の合計額</p> <p>エ アの場合において、その第5種オープンコンピュータ通信網サービスを全く利用できない状態が生じたことを当社が知った時刻から起算して30分以内にそのことをその第5種契約者に通知しなかった場合が1の料金月（ウの(イ)の規定に該当する場合は、その規定に係る2の料金月とします。以下この欄において同じとします。）において複数回となるときは、当社は、それぞれの故障通知時間返還料金額の合計額を返還します。</p> <p>ただし、その故障通知時間返還料金額の合計額が故障通知時間返還上限額を超える場合は、故障通知時間返還上限額を返還します。</p> <p>オ アからエの場合において、アクセス回線二重化を行う第5種オープンコンピュータ通信網サービス（プラン2のものに限ります。）については、2の契約（通常契約及び二重化付加契約）に係るものを1の契約に係るものとみなして取り扱います。</p> <p>カ この表の(9)欄から(11)欄までの規定による料金の返還のいずれかを1の料金月に同時に行う場合は、当社は、故障回復時間返還料金額、遅延時間返還料金額及び故障通知時間返還料金額の合計額を返還します。</p> <p>ただし、その合計額が故障回復時間返還上限額を超える場合は、当社は、故障回復時間返還上限額を返還します。</p>
(12) ダイヤルアップアクセスサービス着信機能に関する付加機能利用料の適用	<p>ダイヤルアップアクセスサービス着信機能に関する付加機能利用料については、1発信者識別共通符号につき同時着信可能数が1の場合は基本額のみを適用し、1を超える場合は1を超える1ごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。</p>
(13) データ通信料の適用	<p>データ通信に係るデータ通信料の適用については、第3種契約に係るものの場合に準ずるものとします。</p>

<p>(14) ユニバーサルサービス料の適用</p>	<p>5-2-3に規定するユニバーサルサービス料は、ダイヤルアップアクセスサービス着信番号1番号ごとに適用します。</p>
<p>(15) 接続通信時間の測定等</p>	<p>ア 着信課金通信に係る接続通信時間は、そのダイヤルアップアクセス回線と契約者回線を接続して通信できる状態にした時刻から起算し、発信者若しくは着信者からの通信終了の信号を受け、又はデータ伝送サービス契約約款第35条（通信利用の制限等）第3項の規定により、その通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社の機器により測定します。</p> <p>イ 次の時間は、アに規定する接続通信時間には含みません。</p> <p>(ア) 発信者又は着信者の責任によらない理由により、通信中に一時通信ができなかった時間</p> <p>(イ) 発信者又は着信者の責任によらない理由により通信を打ち切った場合（データ伝送サービス契約約款第35条第3項の規定による場合を除きます。）は、5-2（料金額）に規定する分数に満たない端数の時間</p>
<p>(16) 当社の機器の故障等により正しく算定できなかった場合の料金の取扱い</p>	<p>当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の定額利用料又は着信課金通信に係るデータ通信料（以下この欄において「データ通信料等」といいます。）は、次のとおりとします。</p> <p>ア 過去1年間の実績を把握することができる場合</p> <p>機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初日（初日が確定できないときにあつては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があったと認められる日）の属する料金月の前12料金月の各料金月における1日平均のデータ通信料等が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>イ ア以外の場合</p> <p>把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した1日平均のデータ通信料等が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>(注)本欄イに規定する当社が別に定める方法は、原則として次のとおりとします。</p> <p>(1) 過去2か月以上の実績を把握することができる場合</p> <p>機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる各料金月における1日平均のデータ通信料等が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>(2) 過去2か月間の実績を把握することができない場合</p> <p>機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる期間における1日平均のデータ通信料等又は故障等の回復後の7日間における1日平均のデータ通信料等のうち低いほうの値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p>

5-2 料金額

5-2-1 定額利用料

(1) タイプ1のもの

ア コース1のもの

(ア) プラン1のもの

① イーサネット方式のもの

(A) 対称型のもの

(a) IPv4タイプのもの

1の通常契約又は1の二重化付加契約ごとに月額

区 分	料 金 額	
	通 常 契 約	二重化付加契約
0.5Mb/sのもの	50,000円 (52,500円)	———
1 Mb/sのもの (全二重/半二重)	100,000円 (105,000円)	80,000円 (84,000円)
2 Mb/sのもの (全二重/半二重)	200,000円 (210,000円)	80,000円 (84,000円)
3 Mb/sのもの (全二重/半二重)	300,000円 (315,000円)	80,000円 (84,000円)
4 Mb/sのもの (全二重/半二重)	400,000円 (420,000円)	80,000円 (84,000円)
5 Mb/sのもの (全二重)	500,000円 (525,000円)	250,000円 (262,500円)
6 Mb/sのもの (全二重)	600,000円 (630,000円)	250,000円 (262,500円)
7 Mb/sのもの (全二重)	700,000円 (735,000円)	250,000円 (262,500円)
8 Mb/sのもの (全二重)	800,000円 (840,000円)	250,000円 (262,500円)
9 Mb/sのもの (全二重)	900,000円 (945,000円)	250,000円 (262,500円)
10Mb/s (100BASE-TX) のもの (全二重)	1,000,000円 (1,050,000円)	250,000円 (262,500円)
11Mb/sのもの (全二重)	1,100,000円 (1,155,000円)	250,000円 (262,500円)
12Mb/sのもの (全二重)	1,200,000円 (1,260,000円)	250,000円 (262,500円)
13Mb/sのもの (全二重)	1,300,000円 (1,365,000円)	250,000円 (262,500円)
14Mb/sのもの (全二重)	1,400,000円 (1,470,000円)	250,000円 (262,500円)

15Mb/sのもの (全二重)	1,500,000円 (1,575,000円)	250,000円 (262,500円)
16Mb/sのもの (全二重)	1,600,000円 (1,680,000円)	250,000円 (262,500円)
17Mb/sのもの (全二重)	1,700,000円 (1,785,000円)	250,000円 (262,500円)
18Mb/sのもの (全二重)	1,800,000円 (1,890,000円)	250,000円 (262,500円)
19Mb/sのもの (全二重)	1,900,000円 (1,995,000円)	250,000円 (262,500円)
20Mb/sのもの (全二重)	2,000,000円 (2,100,000円)	250,000円 (262,500円)
21Mb/sのもの (全二重)	2,100,000円 (2,205,000円)	250,000円 (262,500円)
22Mb/sのもの (全二重)	2,200,000円 (2,310,000円)	250,000円 (262,500円)
23Mb/sのもの (全二重)	2,300,000円 (2,415,000円)	250,000円 (262,500円)
24Mb/sのもの (全二重)	2,400,000円 (2,520,000円)	250,000円 (262,500円)
25Mb/sのもの (全二重)	2,500,000円 (2,625,000円)	250,000円 (262,500円)
26Mb/sのもの (全二重)	2,600,000円 (2,730,000円)	250,000円 (262,500円)
27Mb/sのもの (全二重)	2,700,000円 (2,835,000円)	250,000円 (262,500円)
28Mb/sのもの (全二重)	2,800,000円 (2,940,000円)	250,000円 (262,500円)
29Mb/sのもの (全二重)	2,900,000円 (3,045,000円)	250,000円 (262,500円)
30Mb/sのもの (全二重)	3,000,000円 (3,150,000円)	250,000円 (262,500円)
31Mb/sのもの (全二重)	3,100,000円 (3,255,000円)	250,000円 (262,500円)
32Mb/sのもの (全二重)	3,200,000円 (3,360,000円)	250,000円 (262,500円)
33Mb/sのもの (全二重)	3,300,000円 (3,465,000円)	250,000円 (262,500円)

34Mb/sのもの（全二重）	3,400,000円 (3,570,000円)	250,000円 (262,500円)
35Mb/sのもの（全二重）	3,500,000円 (3,675,000円)	250,000円 (262,500円)
40Mb/sのもの（全二重）	4,000,000円 (4,200,000円)	250,000円 (262,500円)
45Mb/sのもの（全二重）	4,500,000円 (4,725,000円)	250,000円 (262,500円)
50Mb/sのもの（全二重）	5,000,000円 (5,250,000円)	250,000円 (262,500円)
55Mb/sのもの（全二重）	5,500,000円 (5,775,000円)	250,000円 (262,500円)
60Mb/sのもの（全二重）	6,000,000円 (6,300,000円)	250,000円 (262,500円)
65Mb/sのもの（全二重）	6,500,000円 (6,825,000円)	250,000円 (262,500円)
70Mb/sのもの（全二重）	7,000,000円 (7,350,000円)	250,000円 (262,500円)
75Mb/sのもの（全二重）	7,500,000円 (7,875,000円)	250,000円 (262,500円)
80Mb/sのもの（全二重）	8,000,000円 (8,400,000円)	250,000円 (262,500円)
85Mb/sのもの（全二重）	8,500,000円 (8,925,000円)	250,000円 (262,500円)
90Mb/sのもの（全二重）	9,000,000円 (9,450,000円)	250,000円 (262,500円)
95Mb/sのもの（全二重）	9,500,000円 (9,975,000円)	250,000円 (262,500円)
100Mb/sのもの（全二重）	10,000,000円 (10,500,000円)	250,000円 (262,500円)
備考 0.5Mb/sの品目については、アクセス回線二重化を提供しません（二重化付加契約を締結しません。）。		

(b) IPv6タイプのもの

1の通常契約又は1の二重化付加契約ごとに月額

区 分	料 金 額	
	通 常 契 約	二重化付加契約
0.5Mb/sのもの	60,000円 (63,000円)	—
1 Mb/sのもの	120,000円 (126,000円)	96,000円 (100,800円)

(全二重/半二重)		
2 Mb/sのもの (全二重/半二重)	240,000円 (252,000円)	96,000円 (100,800円)
3 Mb/sのもの (全二重/半二重)	360,000円 (378,000円)	96,000円 (100,800円)
4 Mb/sのもの (全二重/半二重)	480,000円 (504,000円)	96,000円 (100,800円)
5 Mb/sのもの (全二重)	600,000円 (630,000円)	300,000円 (315,000円)
6 Mb/sのもの (全二重)	720,000円 (756,000円)	300,000円 (315,000円)
7 Mb/sのもの (全二重)	840,000円 (882,000円)	300,000円 (315,000円)
8 Mb/sのもの (全二重)	960,000円 (1,008,000円)	300,000円 (315,000円)
9 Mb/sのもの (全二重)	1,080,000円 (1,134,000円)	300,000円 (315,000円)
10Mb/s (100BASE-TX) のもの (全 二重)	1,200,000円 (1,260,000円)	300,000円 (315,000円)
11Mb/sのもの (全二重)	1,320,000円 (1,386,000円)	300,000円 (315,000円)
12Mb/sのもの (全二重)	1,440,000円 (1,512,000円)	300,000円 (315,000円)
13Mb/sのもの (全二重)	1,560,000円 (1,638,000円)	300,000円 (315,000円)
14Mb/sのもの (全二重)	1,680,000円 (1,764,000円)	300,000円 (315,000円)
15Mb/sのもの (全二重)	1,800,000円 (1,890,000円)	300,000円 (315,000円)
16Mb/sのもの (全二重)	1,920,000円 (2,016,000円)	300,000円 (315,000円)
17Mb/sのもの (全二重)	2,040,000円 (2,142,000円)	300,000円 (315,000円)
18Mb/sのもの (全二重)	2,160,000円 (2,268,000円)	300,000円 (315,000円)
19Mb/sのもの (全二重)	2,280,000円 (2,394,000円)	300,000円 (315,000円)
20Mb/sのもの (全二重)	2,400,000円 (2,520,000円)	300,000円 (315,000円)
21Mb/sのもの (全二重)	2,520,000円 (2,646,000円)	300,000円 (315,000円)
22Mb/sのもの (全二重)	2,640,000円 (2,772,000円)	300,000円 (315,000円)
23Mb/sのもの (全二重)	2,760,000円 (2,898,000円)	300,000円 (315,000円)
24Mb/sのもの (全二重)	2,880,000円 (3,024,000円)	300,000円 (315,000円)
25Mb/sのもの (全二重)	3,000,000円 (3,150,000円)	300,000円 (315,000円)
26Mb/sのもの (全二重)	3,120,000円 (3,276,000円)	300,000円 (315,000円)
27Mb/sのもの (全二重)	3,240,000円 (3,402,000円)	300,000円 (315,000円)

28Mb/sのもの（全二重）	3,360,000円 (3,528,000円)	300,000円 (315,000円)
29Mb/sのもの（全二重）	3,480,000円 (3,654,000円)	300,000円 (315,000円)
30Mb/sのもの（全二重）	3,600,000円 (3,780,000円)	300,000円 (315,000円)
31Mb/sのもの（全二重）	3,720,000円 (3,906,000円)	300,000円 (315,000円)
32Mb/sのもの（全二重）	3,840,000円 (4,032,000円)	300,000円 (315,000円)
33Mb/sのもの（全二重）	3,960,000円 (4,158,000円)	300,000円 (315,000円)
34Mb/sのもの（全二重）	4,080,000円 (4,284,000円)	300,000円 (315,000円)
35Mb/sのもの（全二重）	4,200,000円 (4,410,000円)	300,000円 (315,000円)
40Mb/sのもの（全二重）	4,800,000円 (5,040,000円)	300,000円 (315,000円)
45Mb/sのもの（全二重）	5,400,000円 (5,670,000円)	300,000円 (315,000円)
50Mb/sのもの（全二重）	6,000,000円 (6,300,000円)	300,000円 (315,000円)
55Mb/sのもの（全二重）	6,600,000円 (6,930,000円)	300,000円 (315,000円)
60Mb/sのもの（全二重）	7,200,000円 (7,560,000円)	300,000円 (315,000円)
65Mb/sのもの（全二重）	7,800,000円 (8,190,000円)	300,000円 (315,000円)
70Mb/sのもの（全二重）	8,400,000円 (8,820,000円)	300,000円 (315,000円)
75Mb/sのもの（全二重）	9,000,000円 (9,450,000円)	300,000円 (315,000円)
80Mb/sのもの（全二重）	9,600,000円 (10,080,000円)	300,000円 (315,000円)
85Mb/sのもの（全二重）	10,200,000円 (10,710,000円)	300,000円 (315,000円)
90Mb/sのもの（全二重）	10,800,000円 (11,340,000円)	300,000円 (315,000円)
95Mb/sのもの（全二重）	11,400,000円 (11,970,000円)	300,000円 (315,000円)
100Mb/sのもの（全二重）	12,000,000円 (12,600,000円)	300,000円 (315,000円)
備考 0.5Mb/sの品目については、アクセス回線二重化を提供しません（二重化付加契約を締結しません。）。		

(B) 非対称型のもの

(a) IPv4タイプのもの

1の通常契約又は1の二重化付加契約ごとに月額

区 分	料 金 額	
	通 常 契 約	二重化付加契約
1 Mb/sのもの (全二重/半二重)	80,000円 (84,000円)	80,000円 (84,000円)
2 Mb/sのもの (全二重/半二重)	160,000円 (168,000円)	80,000円 (84,000円)
3 Mb/sのもの (全二重/半二重)	240,000円 (252,000円)	80,000円 (84,000円)
4 Mb/sのもの (全二重/半二重)	320,000円 (336,000円)	80,000円 (84,000円)
5 Mb/sのもの (全二重)	400,000円 (420,000円)	80,000円 (84,000円)
10Mb/s (10BASE-T) のもの (全二重)	480,000円 (504,000円)	80,000円 (84,000円)
10Mb/s (100BASE-TX) のもの (全二重)	900,000円 (945,000円)	250,000円 (262,500円)
20Mb/sのもの (全二重)	1,100,000円 (1,155,000円)	250,000円 (262,500円)
30Mb/sのもの (全二重)	1,300,000円 (1,365,000円)	250,000円 (262,500円)
40Mb/sのもの (全二重)	1,500,000円 (1,575,000円)	250,000円 (262,500円)
50Mb/sのもの (全二重)	1,600,000円 (1,680,000円)	250,000円 (262,500円)
100Mb/sのもの (全二重)	3,000,000円 (3,150,000円)	250,000円 (262,500円)

(b) IPv6タイプのもの

1の通常契約又は1の二重化付加契約ごとに月額

区 分	料 金 額	
	通 常 契 約	二重化付加契約
1 Mb/sのもの (全二重/半二重)	96,000円 (100,800円)	96,000円 (100,800円)
2 Mb/sのもの (全二重/半二重)	192,000円 (201,600円)	96,000円 (100,800円)
3 Mb/sのもの (全二重/半二重)	288,000円 (302,400円)	96,000円 (100,800円)

4 Mb/sのもの (全二重/半二重)	384,000円 (403,200円)	96,000円 (100,800円)
5 Mb/sのもの (全二重)	480,000円 (504,000円)	96,000円 (100,800円)
10Mb/s (10BASE-T) のもの (全二重)	576,000円 (604,800円)	96,000円 (100,800円)
10Mb/s (100BASE-TX) のもの (全二重)	1,080,000円 (1,134,000円)	300,000円 (315,000円)
20Mb/sのもの (全二重)	1,320,000円 (1,386,000円)	300,000円 (315,000円)
30Mb/sのもの (全二重)	1,560,000円 (1,638,000円)	300,000円 (315,000円)
40Mb/sのもの (全二重)	1,800,000円 (1,890,000円)	300,000円 (315,000円)
50Mb/sのもの (全二重)	1,920,000円 (2,016,000円)	300,000円 (315,000円)
100Mb/sのもの (全二重)	3,600,000円 (3,780,000円)	300,000円 (315,000円)

② ATM方式のもの

1の通常契約又は1の二重化付加契約ごとに月額

区 分	料 金 額
0.5Mb/s、1 Mb/sから1 Mb/s ごとに35Mb/sまで及び40Mb/s から5 Mb/sごとに100Mb/sま での品目	その第5種オープンコンピュータ通信網サービスを 同一品目の第3種オープンコンピュータ通信網サー ビス (クラス1のタイプ1のコース1のプラン1の ATM方式のものに限ります。)とみなした場合に適 用される定額利用料の基本額と同額

- (イ) プラン2のもの
  - ① イーサネット方式のもの
    - (A) 対称型のもの
      - (a) (b)以外のもの
        - (aa) IPv4タイプのもの

1の通常契約ごとに月額

区 分		料 金 額	
10Mb/s (10BASE-T) のもの (全二重/ 半二重)	基本料	150,000円 (157,500円)	
	加算料	利用速度が1Mbit/sを超えて 2Mbit/sまでの場合	120,000円 (126,000円)
		利用速度が2Mbit/sを超えて 3Mbit/sまでの場合	240,000円 (252,000円)
		利用速度が3Mbit/sを超えて 4Mbit/sまでの場合	360,000円 (378,000円)
		利用速度が4Mbit/sを超えて 10Mbit/sまでの場合	550,000円 (577,500円)
100Mb/sのもの  (全二重)	基本料	700,000円 (735,000円)	
	加算料	利用速度が5Mbit/sを超えて 10Mbit/sまでの場合	600,000円 (630,000円)
		利用速度が10Mbit/sを超えて 15Mbit/sまでの場合	1,200,000円 (1,260,000円)
		利用速度が15Mbit/sを超えて 20Mbit/sまでの場合	1,800,000円 (1,890,000円)
		利用速度が20Mbit/sを超えて 25Mbit/sまでの場合	2,400,000円 (2,520,000円)
		利用速度が25Mbit/sを超えて 30Mbit/sまでの場合	3,000,000円 (3,150,000円)
		利用速度が30Mbit/sを超えて 35Mbit/sまでの場合	3,600,000円 (3,780,000円)
		利用速度が35Mbit/sを超えて 40Mbit/sまでの場合	4,200,000円 (4,410,000円)
		利用速度が40Mbit/sを超えて 45Mbit/sまでの場合	4,800,000円 (5,040,000円)
		利用速度が45Mbit/sを超えて 50Mbit/sまでの場合	5,400,000円 (5,670,000円)
		利用速度が50Mbit/sを超えて 55Mbit/sまでの場合	6,000,000円 (6,300,000円)
		利用速度が55Mbit/sを超えて 60Mbit/sまでの場合	6,600,000円 (6,930,000円)

		利用速度が60Mbit/sを超えて 65Mbit/sまでの場合	7,200,000円 (7,560,000円)
		利用速度が65Mbit/sを超えて 70Mbit/sまでの場合	7,800,000円 (8,190,000円)
		利用速度が70Mbit/sを超えて 75Mbit/sまでの場合	8,400,000円 (8,820,000円)
		利用速度が75Mbit/sを超えて 80Mbit/sまでの場合	9,000,000円 (9,450,000円)
		利用速度が80Mbit/sを超えて 85Mbit/sまでの場合	9,600,000円 (10,080,000円)
		利用速度が85Mbit/sを超えて 90Mbit/sまでの場合	10,200,000円 (10,710,000円)
		利用速度が90Mbit/sを超えて 100Mbit/sまでの場合	10,800,000円 (11,340,000円)
1 Gb/sのもの  (全二重)	基本料		8,000,000円 (8,400,000円)
	加算料	利用速度が100Mbit/sを超えて 950Mbit/sまでの場合に5 Mbit/sまでごとに	320,000円 (336,000円)
		利用速度が950Mbit/sを超えて 1 Gbit/sまでの場合	—
10Gb/sのもの  (全二重)	基本料		52,000,000円 (54,600,000円)
	加算料	利用速度が1 Gbit/sを超えて 9.5Gbit/sまでの場合に 50Mbit/sまでごとに	2,000,000円 (2,100,000円)
		利用速度が9.5Gbit/sを超えて 10Gbit/sまでの場合	—

(ab) IPv6タイプのもの

1の通常契約ごとに月額

区 分		料 金 額
10Mb/s (10BASE-T) のもの (全二重/ 半二重)	基本料	180,000円 (189,000円)
	加算料	(イ) プラン 2 ① (A) (a) (aa) に規定す るIPv4タイプの利用速 度における加算料と同 額
100Mb/sのもの (全二重)	基本料	840,000円 (882,000円)

	加算料	(イ) プラン 2 ① (A) (a) (aa) に規定するIPv4タイプの利用速度における加算料と同額
1 Gb/sのもの (全二重)	基本料	9,600,000円 (10,080,000円)
	加算料	(イ) プラン 2 ① (A) (a) (aa) に規定するIPv4タイプの利用速度における加算料と同額
10Gb/sのもの (全二重)	基本料	62,400,000円 (65,520,000円)
	加算料	(イ) プラン 2 ① (A) (a) (aa) に規定するIPv4タイプの利用速度における加算料と同額

(b) アクセス回線二重化に係るもの

(aa) IPv4タイプのもの

1の二重化付加契約ごとに月額

区 分		料 金 額	
10Mb/s (10BASE-T) のもの (全二重/ 半二重)	基本料	300,000円 (315,000円)	
	加算料	利用速度が2 Mbit/sを超えて 3 Mbit/sまでの場合	120,000円 (126,000円)
		利用速度が3 Mbit/sを超えて 4 Mbit/sまでの場合	240,000円 (252,000円)
		利用速度が4 Mbit/sを超えて 10 Mbit/sまでの場合	430,000円 (451,500円)
100Mb/sのもの (全二重)	基本料	1,400,000円 (1,470,000円)	
	加算料	利用速度が10 Mbit/sを超えて 15 Mbit/sまでの場合	600,000円 (630,000円)
		利用速度が15 Mbit/sを超えて 20 Mbit/sまでの場合	1,200,000円 (1,260,000円)
		利用速度が20 Mbit/sを超えて 25 Mbit/sまでの場合	1,800,000円 (1,890,000円)
		利用速度が25 Mbit/sを超えて 30 Mbit/sまでの場合	2,400,000円 (2,520,000円)
		利用速度が30 Mbit/sを超えて 35 Mbit/sまでの場合	3,000,000円 (3,150,000円)

		利用速度が35Mbit/sを超えて 40Mbit/sまでの場合	3,600,000円 (3,780,000円)
		利用速度が40Mbit/sを超えて 45Mbit/sまでの場合	4,200,000円 (4,410,000円)
		利用速度が45Mbit/sを超えて 50Mbit/sまでの場合	4,800,000円 (5,040,000円)
		利用速度が50Mbit/sを超えて 55Mbit/sまでの場合	5,400,000円 (5,670,000円)
		利用速度が55Mbit/sを超えて 60Mbit/sまでの場合	6,000,000円 (6,300,000円)
		利用速度が60Mbit/sを超えて 65Mbit/sまでの場合	6,600,000円 (6,930,000円)
		利用速度が65Mbit/sを超えて 70Mbit/sまでの場合	7,200,000円 (7,560,000円)
		利用速度が70Mbit/sを超えて 75Mbit/sまでの場合	7,800,000円 (8,190,000円)
		利用速度が75Mbit/sを超えて 80Mbit/sまでの場合	8,400,000円 (8,820,000円)
		利用速度が80Mbit/sを超えて 85Mbit/sまでの場合	9,000,000円 (9,450,000円)
		利用速度が85Mbit/sを超えて 90Mbit/sまでの場合	9,600,000円 (10,080,000円)
		利用速度が90Mbit/sを超えて 100Mbit/sまでの場合	10,200,000円 (10,710,000円)
1 Gb/sのもの	基本料		16,000,000円 (16,800,000円)
	加算料	利用速度が200Mbit/sを超えて 950Mbit/sまでの場合に5 Mbit/sまでごとに	320,000円 (336,000円)
		利用速度が950Mbit/sを超えて 1 Gbit/sまでの場合	—
10Gb/sのもの  (全二重)	基本料		104,000,000円 (109,200,000円)
	加算料	利用速度が2 Gbit/sを超えて 9.5Gbit/sまでの場合に 50Mbit/sまでごとに	2,000,000円 (2,100,000円)
		利用速度が9.5Gbit/sを超えて 10Gbit/sまでの場合	—

## (ab) IPv6タイプのもの

1の二重化付加契約ごとに月額

区 分		料 金 額
10Mb/s (10BASE-T) のもの (全二重/ 半二重)	基本料	360,000円 (378,000円)
	加算料	(イ) プラン 2 ① (A) (b)に規定するIPv4 タイプの利用速度にお ける加算料と同額
100Mb/sのもの  (全二重)	基本料	1,680,000円 (1,764,000円)
	加算料	(イ) プラン 2 ① (A) (b)に規定するIPv4 タイプの利用速度にお ける加算料と同額
1 Gb/sのもの  (全二重)	基本料	19,200,000円 (20,160,000円)
	加算料	(イ) プラン 2 ① (A) (b)に規定するIPv4 タイプの利用速度にお ける加算料と同額
10Gb/sのもの  (全二重)	基本料	124,800,000円 (131,040,000円)
	加算料	(イ) プラン 2 ① (A) (b)に規定するIPv4 タイプの利用速度にお ける加算料と同額

## (B) 非対称型のもの

(a) (b)以外のもの

(aa) IPv4タイプのもの

1の通常契約ごとに月額

区 分		料 金 額	
10Mb/s (10BASE-T) のもの (全二重/ 半二重)	基本料	100,000円 (105,000円)	
	加算料	利用速度が1 Mbit/sを超えて 2 Mbit/sまでの場合	90,000円 (94,500円)
		利用速度が2 Mbit/sを超えて 3 Mbit/sまでの場合	180,000円 (189,000円)
		利用速度が3 Mbit/sを超えて 4 Mbit/sまでの場合	270,000円 (283,500円)
		利用速度が4 Mbit/sを超えて 5 Mbit/sまでの場合	360,000円 (378,000円)
		利用速度が5 Mbit/sを超えて 10 Mbit/sまでの場合	450,000円 (472,500円)

100Mb/sのもの (全二重)	基本料	950,000円 (997,500円)	
	加算料	利用速度が10Mbit/sを超えて 15Mbit/sまでの場合	160,000円 (168,000円)
		利用速度が15Mbit/sを超えて 20Mbit/sまでの場合	320,000円 (336,000円)
		利用速度が20Mbit/sを超えて 25Mbit/sまでの場合	480,000円 (504,000円)
		利用速度が25Mbit/sを超えて 30Mbit/sまでの場合	640,000円 (672,000円)
		利用速度が30Mbit/sを超えて 35Mbit/sまでの場合	800,000円 (840,000円)
		利用速度が35Mbit/sを超えて 40Mbit/sまでの場合	960,000円 (1,008,000円)
		利用速度が40Mbit/sを超えて 45Mbit/sまでの場合	1,120,000円 (1,176,000円)
		利用速度が45Mbit/sを超えて 50Mbit/sまでの場合	1,280,000円 (1,344,000円)
		利用速度が50Mbit/sを超えて 55Mbit/sまでの場合	1,440,000円 (1,512,000円)
		利用速度が55Mbit/sを超えて 60Mbit/sまでの場合	1,600,000円 (1,680,000円)
		利用速度が60Mbit/sを超えて 65Mbit/sまでの場合	1,760,000円 (1,848,000円)
		利用速度が65Mbit/sを超えて 70Mbit/sまでの場合	1,920,000円 (2,016,000円)
		利用速度が70Mbit/sを超えて 75Mbit/sまでの場合	2,080,000円 (2,184,000円)
		利用速度が75Mbit/sを超えて 80Mbit/sまでの場合	2,240,000円 (2,352,000円)
利用速度が80Mbit/sを超えて 85Mbit/sまでの場合	2,400,000円 (2,520,000円)		
利用速度が85Mbit/sを超えて 90Mbit/sまでの場合	2,560,000円 (2,688,000円)		
利用速度が90Mbit/sを超えて 100Mbit/sまでの場合	2,720,000円 (2,856,000円)		
1 Gb/sのもの (全二重)	基本料	3,500,000円 (3,675,000円)	
	加算料	利用速度が100Mbit/sを超えて 950Mbit/sまでの場合に5 Mbit/sまでごとに 150,000円 (157,500円)	

		利用速度が950Mbit/sを超えて 1 Gbit/sまでの場合	——
10Gb/sのもの  (全二重)	基本料		23,000,000円 (24,150,000円)
	加算料	利用速度が1 Gbit/sを超えて 9.5Gbit/s までの場合に 50Mbit/sまでごとに	1,000,000円 (1,050,000円)
		利用速度が9.5Gbit/sを超えて 10Gbit/sまでの場合	——

(ab) IPv6タイプのもの

1の通常契約ごとに月額

区 分		料 金 額
10Mb/s (10BASE-T) のもの (全二重/半 二重)	基本料	120,000円 (126,000円)
	加算料	(イ) プラン 2 ① (B) (a) に規定するIPv4 タイプの利用速度にお ける加算料と同額
100Mb/sのもの (全二重)	基本料	1,140,000円 (1,197,000円)
	加算料	(イ) プラン 2 ① (B) (a) に規定するIPv4 タイプの利用速度にお ける加算料と同額
1 Gb/sのもの  (全二重)	基本料	4,200,000円 (4,410,000円)
	加算料	(イ) プラン 2 ① (B) (a) に規定するIPv4 タイプの利用速度にお ける加算料と同額
10Gb/sのもの  (全二重)	基本料	27,600,000円 (28,980,000円)
	加算料	(イ) プラン 2 ① (B) (a) に規定するIPv4 タイプの利用速度にお ける加算料と同額

(b) アクセス回線二重化に係るもの

(aa) IPv4タイプのもの

1の二重化付加契約ごとに月額

区 分		料 金 額
10Mb/s (10BASE-T) のもの (全二重/	基本料	200,000円 (210,000円)

半二重)	加算料	利用速度が2Mbit/sを超えて 3Mbit/sまでの場合	90,000円 (94,500円)
		利用速度が3Mbit/sを超えて 4Mbit/sまでの場合	180,000円 (189,000円)
		利用速度が4Mbit/sを超えて 5Mbit/sまでの場合	270,000円 (283,500円)
		利用速度が5Mbit/sを超えて 10Mbit/sまでの場合	360,000円 (378,000円)
100Mb/sのもの (全二重)	基本料		1,900,000円 (1,995,000円)
	加算料	利用速度が20Mbit/sを超えて 25Mbit/sまでの場合	160,000円 (168,000円)
		利用速度が25Mbit/sを超えて 30Mbit/sまでの場合	320,000円 (336,000円)
		利用速度が30Mbit/sを超えて 35Mbit/sまでの場合	480,000円 (504,000円)
		利用速度が35Mbit/sを超えて 40Mbit/sまでの場合	640,000円 (672,000円)
		利用速度が40Mbit/sを超えて 45Mbit/sまでの場合	800,000円 (840,000円)
		利用速度が45Mbit/sを超えて 50Mbit/sまでの場合	960,000円 (1,008,000円)
		利用速度が50Mbit/sを超えて 55Mbit/sまでの場合	1,120,000円 (1,176,000円)
		利用速度が55Mbit/sを超えて 60Mbit/sまでの場合	1,280,000円 (1,344,000円)
		利用速度が60Mbit/sを超えて 65Mbit/sまでの場合	1,440,000円 (1,512,000円)
		利用速度が65Mbit/sを超えて 70Mbit/sまでの場合	1,600,000円 (1,680,000円)
		利用速度が70Mbit/sを超えて 75Mbit/sまでの場合	1,760,000円 (1,848,000円)
		利用速度が75Mbit/sを超えて 80Mbit/sまでの場合	1,920,000円 (2,016,000円)
		利用速度が80Mbit/sを超えて 85Mbit/sまでの場合	2,080,000円 (2,184,000円)
利用速度が85Mbit/sを超えて 90Mbit/sまでの場合	2,240,000円 (2,352,000円)		
利用速度が90Mbit/sを超えて 100Mbit/sまでの場合	2,400,000円 (2,520,000円)		

1 Gb/sのもの (全二重)	基本料		7,000,000円 (7,350,000円)
	加算料	利用速度が200Mbit/sを超えて 950Mbit/sまでの場合に5 Mbit/sまでごとに	150,000円 (157,500円)
		利用速度が950Mbit/sを超えて 1Gbit/sまでの場合	—
10Gb/sのもの (全二重)	基本料		46,000,000円 (48,300,000円)
	加算料	利用速度が2Gbit/sを超えて 9.5Gbit/sまでの場合に 50Mbit/sまでごとに	1,000,000円 (1,050,000円)
		利用速度が9.5Gbit/sを超えて 10Gbit/sまでの場合	—

(ab) IPv6タイプのもの

1の二重化付加契約ごとに月額

区 分		料 金 額
10Mb/s (10BASE-T) のもの (全二重/ 半二重)	基本料	240,000円 (252,000円)
	加算料	(イ) プラン 2 ① (B) (b) に規定するIPv4 タイプの利用速度にお ける加算料と同額
100Mb/sのもの (全二重)	基本料	2,280,000円 (2,394,000円)
	加算料	(イ) プラン 2 ① (B) (b) に規定するIPv4 タイプの利用速度にお ける加算料と同額
1 Gb/sのもの (全二重)	基本料	8,400,000円 (8,820,000円)
	加算料	(イ) プラン 2 ① (B) (b) に規定するIPv4 タイプの利用速度にお ける加算料と同額
10Gb/sのもの (全二重)	基本料	55,200,000円 (57,960,000円)
	加算料	(イ) プラン 2 ① (B) (b) に規定するIPv4 タイプの利用速度にお ける加算料と同額

- (2) タイプ2のもの  
 ア コース1のもの  
 (ア) プラン1のもの  
 ① イーサネット方式のもの  
 (A) 対称型のもの  
 (a) 通常契約に係るもの  
 (aa) IPv4タイプのもの

1の通常契約ごとに月額

区 分	料 金 額		
	第1群	第2群	第3群
1 Mb/sのもの (全二重/半二重)	131,000円 (137,550円)	153,000円 (160,650円)	170,000円 (178,500円)
2 Mb/sのもの (全二重/半二重)	232,000円 (243,600円)	256,000円 (268,800円)	300,000円 (315,000円)
3 Mb/sのもの (全二重/半二重)	333,000円 (349,650円)	359,000円 (376,950円)	415,000円 (435,750円)
4 Mb/sのもの (全二重/半二重)	434,000円 (455,700円)	462,000円 (485,100円)	525,000円 (551,250円)
5 Mb/sのもの (全二重/半二重)	535,000円 (561,750円)	565,000円 (593,250円)	630,000円 (661,500円)
6 Mb/sのもの (全二重/半二重)	636,000円 (667,800円)	668,000円 (701,400円)	740,000円 (777,000円)
7 Mb/sのもの (全二重/半二重)	737,000円 (773,850円)	771,000円 (809,550円)	885,000円 (929,250円)
8 Mb/sのもの (全二重/半二重)	838,000円 (879,900円)	874,000円 (917,700円)	1,030,000円 (1,081,500円)
9 Mb/sのもの (全二重/半二重)	939,000円 (985,950円)	977,000円 (1,025,850円)	1,180,000円 (1,239,000円)
10Mb/s (100BASE-TX) のもの (全二重)	1,040,000円 (1,092,000円)	1,080,000円 (1,134,000円)	1,310,000円 (1,375,500円)
20Mb/sのもの (全二重)	2,060,000円 (2,163,000円)	2,190,000円 (2,299,500円)	2,375,000円 (2,493,750円)
30Mb/sのもの (全二重)	3,075,000円 (3,228,750円)	3,225,000円 (3,386,250円)	3,438,000円 (3,609,900円)
40Mb/sのもの (全二重)	4,090,000円 (4,294,500円)	4,260,000円 (4,473,000円)	4,540,000円 (4,767,000円)

50Mb/sのもの（全二重）	5,105,000円 (5,360,250円)	5,295,000円 (5,559,750円)	5,580,000円 (5,859,000円)
60Mb/sのもの（全二重）	6,120,000円 (6,426,000円)	6,330,000円 (6,646,500円)	6,700,000円 (7,035,000円)
70Mb/sのもの（全二重）	7,135,000円 (7,491,750円)	7,365,000円 (7,733,250円)	7,810,000円 (8,200,500円)
80Mb/sのもの（全二重）	8,150,000円 (8,557,500円)	8,400,000円 (8,820,000円)	8,850,000円 (9,292,500円)
90Mb/sのもの（全二重）	9,165,000円 (9,623,250円)	9,435,000円 (9,906,750円)	9,900,000円 (10,395,000円)
100Mb/sのもの（全二重）	10,180,000円 (10,689,000円)	10,470,000円 (10,993,500円)	11,050,000円 (11,602,500円)

(ab) IPv6タイプのもの

1の通常契約ごとに月額

区 分	料 金 額		
	第1群	第2群	第3群
1 Mb/sのもの（全二重／半二重）	157,200円 (165,060円)	183,600円 (192,780円)	204,000円 (214,200円)
2 Mb/sのもの（全二重／半二重）	278,400円 (292,320円)	307,200円 (322,560円)	360,000円 (378,000円)
3 Mb/sのもの（全二重／半二重）	399,600円 (419,580円)	430,800円 (452,340円)	498,000円 (522,900円)
4 Mb/sのもの（全二重／半二重）	520,800円 (546,840円)	554,400円 (582,120円)	630,000円 (661,500円)
5 Mb/sのもの（全二重／半二重）	642,000円 (674,100円)	678,000円 (711,900円)	756,000円 (793,800円)
6 Mb/sのもの（全二重／半二重）	763,200円 (801,360円)	801,600円 (841,680円)	888,000円 (932,400円)
7 Mb/sのもの（全二重／半二重）	884,400円 (928,620円)	925,200円 (971,460円)	1,062,000円 (1,115,100円)
8 Mb/sのもの（全二重／半二重）	1,005,600円 (1,055,880円)	1,048,800円 (1,101,240円)	1,236,000円 (1,297,800円)
9 Mb/sのもの（全二重／半二重）	1,126,800円 (1,183,140円)	1,172,400円 (1,231,020円)	1,416,000円 (1,486,800円)
10Mb/s（100BASE-TX）のもの （全二重）	1,248,000円 (1,310,400円)	1,296,000円 (1,360,800円)	1,572,000円 (1,650,600円)
20Mb/sのもの（全二重）	2,472,000円 (2,595,600円)	2,628,000円 (2,759,400円)	2,850,000円 (2,992,500円)

30Mb/sのもの（全二重）	3,690,000円 (3,874,500円)	3,870,000円 (4,063,500円)	4,125,600円 (4,331,880円)
40Mb/sのもの（全二重）	4,908,000円 (5,153,400円)	5,112,000円 (5,367,600円)	5,448,000円 (5,720,400円)
50Mb/sのもの（全二重）	6,126,000円 (6,432,300円)	6,354,000円 (6,671,700円)	6,696,000円 (7,030,800円)
60Mb/sのもの（全二重）	7,344,000円 (7,711,200円)	7,596,000円 (7,975,800円)	8,040,000円 (8,442,000円)
70Mb/sのもの（全二重）	8,562,000円 (8,990,100円)	8,838,000円 (9,279,900円)	9,372,000円 (9,840,600円)
80Mb/sのもの（全二重）	9,780,000円 (10,269,000円)	10,080,000円 (10,584,000円)	10,620,000円 (11,151,000円)
90Mb/sのもの（全二重）	10,998,000円 (11,547,900円)	11,322,000円 (11,888,100円)	11,880,000円 (12,474,000円)
100Mb/sのもの（全二重）	12,216,000円 (12,826,800円)	12,564,000円 (13,192,200円)	13,260,000円 (13,923,000円)

(b) 二重化付加契約に係るもの

(aa) IPv4タイプのもの

1の二重化付加契約ごとに月額

区 分	料 金 額		
	第1群	第2群	第3群
1 Mb/sのもの（全二重／半二重）	111,000円 (116,550円)	133,000円 (139,650円)	150,000円 (157,500円)
2 Mb/sのもの（全二重／半二重）	112,000円 (117,600円)	136,000円 (142,800円)	180,000円 (189,000円)
3 Mb/sのもの（全二重／半二重）	113,000円 (118,650円)	139,000円 (145,950円)	195,000円 (204,750円)
4 Mb/sのもの（全二重／半二重）	114,000円 (119,700円)	142,000円 (149,100円)	205,000円 (215,250円)
5 Mb/sのもの（全二重／半二重）	285,000円 (299,250円)	315,000円 (330,750円)	380,000円 (399,000円)
6 Mb/sのもの（全二重／半二重）	286,000円 (300,300円)	318,000円 (333,900円)	390,000円 (409,500円)
7 Mb/sのもの（全二重／半二重）	287,000円 (301,350円)	321,000円 (337,050円)	435,000円 (456,750円)
8 Mb/sのもの（全二重／半二重）	288,000円 (302,400円)	324,000円 (340,200円)	480,000円 (504,000円)
9 Mb/sのもの（全二重／半二重）	289,000円 (303,450円)	327,000円 (343,350円)	530,000円 (556,500円)
10Mb/s（100BASE-TX）のもの （全二重）	290,000円 (304,500円)	330,000円 (346,500円)	560,000円 (588,000円)
20Mb/sのもの（全二重）	310,000円 (325,500円)	440,000円 (462,000円)	625,000円 (656,250円)
30Mb/sのもの（全二重）	325,000円	475,000円	688,000円

	(341,250円)	(498,750円)	(722,400円)
40Mb/sのもの (全二重)	340,000円 (357,000円)	510,000円 (535,500円)	790,000円 (829,500円)
50Mb/sのもの (全二重)	355,000円 (372,750円)	545,000円 (572,250円)	830,000円 (871,500円)
60Mb/sのもの (全二重)	370,000円 (388,500円)	580,000円 (609,000円)	950,000円 (997,500円)
70Mb/sのもの (全二重)	385,000円 (404,250円)	615,000円 (645,750円)	1,060,000円 (1,113,000円)
80Mb/sのもの (全二重)	400,000円 (420,000円)	650,000円 (682,500円)	1,100,000円 (1,155,000円)
90Mb/sのもの (全二重)	415,000円 (435,750円)	685,000円 (719,250円)	1,150,000円 (1,207,500円)
100Mb/sのもの (全二重)	430,000円 (451,500円)	720,000円 (756,000円)	1,300,000円 (1,365,000円)

(ab) IPv4タイプのもの

1の二重化付加契約ごとに月額

区 分	料 金 額		
	第1群	第2群	第3群
1 Mb/sのもの (全二重/半二重)	133,200円 (139,860円)	159,600円 (167,580円)	180,000円 (189,000円)
2 Mb/sのもの (全二重/半二重)	134,400円 (141,120円)	163,200円 (171,360円)	216,000円 (226,800円)
3 Mb/sのもの (全二重/半二重)	135,600円 (142,380円)	166,800円 (175,140円)	234,000円 (245,700円)
4 Mb/sのもの (全二重/半二重)	136,800円 (143,640円)	170,400円 (178,920円)	246,000円 (258,300円)
5 Mb/sのもの (全二重/半二重)	342,000円 (359,100円)	378,000円 (396,900円)	456,000円 (478,800円)
6 Mb/sのもの (全二重/半二重)	343,200円 (360,360円)	381,600円 (400,680円)	468,000円 (491,400円)
7 Mb/sのもの (全二重/半二重)	344,400円 (361,620円)	385,200円 (404,460円)	522,000円 (548,100円)
8 Mb/sのもの (全二重/半二重)	345,600円 (362,880円)	388,800円 (408,240円)	576,000円 (604,800円)
9 Mb/sのもの (全二重/半二重)	346,800円 (364,140円)	392,400円 (412,020円)	636,000円 (667,800円)
10Mb/s (100BASE-TX) のもの (全二重)	348,000円 (365,400円)	396,000円 (415,800円)	672,000円 (705,600円)
20Mb/sのもの (全二重)	372,000円 (390,600円)	528,000円 (554,400円)	750,000円 (787,500円)
30Mb/sのもの (全二重)	390,000円 (409,500円)	570,000円 (598,500円)	825,600円 (866,880円)

40Mb/sのもの（全二重）	408,000円 (428,400円)	612,000円 (642,600円)	948,000円 (995,400円)
50Mb/sのもの（全二重）	426,000円 (447,300円)	654,000円 (686,700円)	996,000円 (1,045,800円)
60Mb/sのもの（全二重）	444,000円 (466,200円)	696,000円 (730,800円)	1,140,000円 (1,197,000円)
70Mb/sのもの（全二重）	462,000円 (485,100円)	738,000円 (774,900円)	1,272,000円 (1,335,600円)
80Mb/sのもの（全二重）	480,000円 (504,000円)	780,000円 (819,000円)	1,320,000円 (1,386,000円)
90Mb/sのもの（全二重）	498,000円 (522,900円)	822,000円 (863,100円)	1,380,000円 (1,449,000円)
100Mb/sのもの（全二重）	516,000円 (541,800円)	864,000円 (907,200円)	1,560,000円 (1,638,000円)

(B) 非対称型のもの

(a) 通常契約に係るもの

(aa) IPv4タイプのもの

1の通常契約ごとに月額

区 分	料 金 額		
	第1群	第2群	第3群
1 Mb/sのもの（全二重／半二重）	111,000円 (116,550円)	133,000円 (139,650円)	150,000円 (157,500円)
2 Mb/sのもの（全二重／半二重）	192,000円 (201,600円)	216,000円 (226,800円)	260,000円 (273,000円)
3 Mb/sのもの（全二重／半二重）	273,000円 (286,650円)	299,000円 (313,950円)	355,000円 (372,750円)
4 Mb/sのもの（全二重／半二重）	354,000円 (371,700円)	382,000円 (401,100円)	445,000円 (467,250円)
5 Mb/sのもの（全二重／半二重）	435,000円 (456,750円)	465,000円 (488,250円)	530,000円 (556,500円)
10Mb/s（10BASE-T）のもの （全二重／半二重）	520,000円 (546,000円)	560,000円 (588,000円)	790,000円 (829,500円)
10Mb/s（100BASE-TX）のもの （全二重）	940,000円 (987,000円)	980,000円 (1,029,000円)	1,210,000円 (1,270,500円)
20Mb/sのもの（全二重）	1,160,000円 (1,218,000円)	1,290,000円 (1,354,500円)	1,475,000円 (1,548,750円)
30Mb/sのもの（全二重）	1,375,000円 (1,443,750円)	1,525,000円 (1,601,250円)	1,738,000円 (1,824,900円)
40Mb/sのもの（全二重）	1,590,000円 (1,669,500円)	1,760,000円 (1,848,000円)	2,040,000円 (2,142,000円)

	円)	円)	円)
50Mb/sのもの (全二重)	1,705,000円 (1,790,250円)	1,895,000円 (1,989,750円)	2,180,000円 (2,289,000円)
100Mb/sのもの (全二重)	3,180,000円 (3,339,000円)	3,470,000円 (3,643,500円)	4,050,000円 (4,252,500円)

(ab) IPv6タイプのもの

1の通常契約ごとに月額

区 分	料 金 額		
	第1群	第2群	第3群
1 Mb/sのもの (全二重/半二重)	133,200円 (139,860円)	159,600円 (167,580円)	180,000円 (189,000円)
2 Mb/sのもの (全二重/半二重)	230,400円 (241,920円)	259,200円 (272,160円)	312,000円 (327,600円)
3 Mb/sのもの (全二重/半二重)	327,600円 (343,980円)	358,800円 (376,740円)	426,000円 (447,300円)
4 Mb/sのもの (全二重/半二重)	424,800円 (446,040円)	458,400円 (481,320円)	534,000円 (560,700円)
5 Mb/sのもの (全二重/半二重)	522,000円 (548,100円)	558,000円 (585,900円)	636,000円 (667,800円)
10Mb/s (10BASE-T) のもの (全二重/半二重)	624,000円 (655,200円)	672,000円 (705,600円)	948,000円 (995,400円)
10Mb/s (100BASE-TX) のもの (全二重)	1,128,000円 (1,184,400円)	1,176,000円 (1,234,800円)	1,452,000円 (1,524,600円)
20Mb/sのもの (全二重)	1,392,000円 (1,461,600円)	1,548,000円 (1,625,400円)	1,770,000円 (1,858,500円)
30Mb/sのもの (全二重)	1,650,000円 (1,732,500円)	1,830,000円 (1,921,500円)	2,085,600円 (2,189,880円)
40Mb/sのもの (全二重)	1,908,000円 (2,003,400円)	2,112,000円 (2,217,600円)	2,448,000円 (2,570,400円)
50Mb/sのもの (全二重)	2,046,000円 (2,148,300円)	2,274,000円 (2,387,700円)	2,616,000円 (2,746,800円)
100Mb/sのもの (全二重)	3,816,000円 (4,006,800円)	4,164,000円 (4,372,200円)	4,860,000円 (5,103,000円)

(b) 二重化付加契約に係るもの

(aa) IPv4タイプのもの

1の二重化付加契約ごとに月額

区 分	料 金 額		
	第1群	第2群	第3群
1 Mb/sのもの (全二重/半二重)	111,000円 (116,550円)	133,000円 (139,650円)	150,000円 (157,500円)

2 Mb/sのもの (全二重/半二重)	112,000円 (117,600円)	136,000円 (142,800円)	180,000円 (189,000円)
3 Mb/sのもの (全二重/半二重)	113,000円 (118,650円)	139,000円 (145,950円)	195,000円 (204,750円)
4 Mb/sのもの (全二重/半二重)	114,000円 (119,700円)	142,000円 (149,100円)	205,000円 (215,250円)
5 Mb/sのもの (全二重/半二重)	115,000円 (120,750円)	145,000円 (152,250円)	210,000円 (220,500円)
10Mb/s (10BASE-T) のもの (全二重/半二重)	120,000円 (126,000円)	160,000円 (168,000円)	390,000円 (409,500円)
10Mb/s (100BASE-TX) のもの (全二重)	290,000円 (304,500円)	330,000円 (346,500円)	560,000円 (588,000円)
20Mb/sのもの (全二重)	310,000円 (325,500円)	440,000円 (462,000円)	625,000円 (656,250円)
30Mb/sのもの (全二重)	325,000円 (341,250円)	475,000円 (498,750円)	688,000円 (722,400円)
40Mb/sのもの (全二重)	340,000円 (357,000円)	510,000円 (535,500円)	790,000円 (829,500円)
50Mb/sのもの (全二重)	355,000円 (372,750円)	545,000円 (572,250円)	830,000円 (871,500円)
100Mb/sのもの (全二重)	430,000円 (451,500円)	720,000円 (756,000円)	1,300,000円 (1,365,000円)

(ab) IPv6タイプのもの

1の二重化付加契約ごとに月額

区 分	料 金 額		
	第1群	第2群	第3群
1 Mb/sのもの (全二重/半二重)	133,200円 (139,860円)	159,600円 (167,580円)	180,000円 (189,000円)
2 Mb/sのもの (全二重/半二重)	134,400円 (141,120円)	163,200円 (171,360円)	216,000円 (226,800円)
3 Mb/sのもの (全二重/半二重)	135,600円 (142,380円)	166,800円 (175,140円)	234,000円 (245,700円)
4 Mb/sのもの (全二重/半二重)	136,800円 (143,640円)	170,400円 (178,920円)	246,000円 (258,300円)
5 Mb/sのもの (全二重/半二重)	138,000円 (144,900円)	174,000円 (182,700円)	252,000円 (264,600円)
10Mb/s (10BASE-T) のもの (全二重/半二重)	144,000円 (151,200円)	192,000円 (201,600円)	468,000円 (491,400円)
10Mb/s (100BASE-TX) のもの (全二重)	348,000円 (365,400円)	396,000円 (415,800円)	672,000円 (705,600円)
20Mb/sのもの (全二重)	372,000円	528,000円	750,000円

	(390,600円)	(554,400円)	(787,500円)
30Mb/sのもの(全二重)	390,000円 (409,500円)	570,000円 (598,500円)	825,600円 (866,880円)
40Mb/sのもの(全二重)	408,000円 (428,400円)	612,000円 (642,600円)	948,000円 (995,400円)
50Mb/sのもの(全二重)	426,000円 (447,300円)	654,000円 (686,700円)	996,000円 (1,045,800円)
100Mb/sのもの(全二重)	516,000円 (541,800円)	864,000円 (907,200円)	1,560,000円 (1,638,000円)

② STM方式のもの

1の通常契約又は1の二重化付加契約ごとに月額

区 分	料 金 額
64kb/s、128kb/s、192kb/s、256kb/s、384kb/s、512kb/s、768kb/s、1 Mb/s、1.5Mb/s、3 Mb/s、4.5Mb/s又は6 Mb/sのもの	その第5種オープンコンピュータ通信網サービスを同一品目の第3種オープンコンピュータ通信網サービス(クラス1のタイプ1のコース1のプラン1のSTM方式のものであって、臨時第3種契約以外の契約に係るものに限ります。)とみなした場合に適用される定額利用料の基本額と同額

③ ATM方式のもの

1の通常契約又は1の二重化付加契約ごとに月額

区 分	料 金 額
0.5Mb/s及び1 Mb/sから1 Mb/sごとに135Mb/sまでのもの	その第5種オープンコンピュータ通信網サービスを同一品目の第3種オープンコンピュータ通信網サービス(クラス1のタイプ1のコース1のプラン1のATM方式のものに限ります。)とみなした場合に適用される定額利用料の基本額と同額

(イ) プラン2のもの

① イーサネット方式のもの

(A) 対称型のもの

(a) (b)以外のもの

(aa) IPv4タイプのもの

1の通常契約ごとに月額

区 分		料 金 額		
		第 1 群	第 2 群	第 3 群
10Mb/s (10BASE-T)のもの	基本料	190,000円 (199,500円)	230,000円 (241,500円)	460,000円 (483,000円)
	加算料	(1) (タイプ1のもの) ア(イ)①(A)(a)(aa)に規定する加算料と同額		

100Mb/sのもの	基本料	880,000円 (924,000円)	1,170,000円 (1,228,500円)	1,750,000円 (1,837,500円)
	加算料	(1) (タイプ1のもの) ア(イ)①(A)(a)(aa)に規定する加算料と同額		
1Gb/sのもの	基本料	8,600,000円 (9,030,000円)	9,100,000円 (9,555,000円)	11,500,000円 (12,075,000円)
	加算料	(1) (タイプ1のもの) ア(イ)①(A)(a)(aa)に規定する加算料と同額		
10Gb/sのもの	基本料	56,000,000円 (58,800,000円)	59,000,000円 (61,950,000円)	74,000,000円 (77,700,000円)
	加算料	(1) (タイプ1のもの) ア(イ)①(A)(a)(aa)に規定する加算料と同額		

(ab) IPv6タイプのもの

1の通常契約ごとに月額

区 分		料 金 額		
		第 1 群	第 2 群	第 3 群
10Mb/s (10BASE-T)のもの	基本料	228,000円 (239,400円)	276,000円 (289,800円)	552,000円 (579,600円)
	加算料	(1) (タイプ1のもの) ア(イ)①(A)(a)(ab)に規定する加算料と同額		
100Mb/sのもの	基本料	1,056,000円 (1,108,800円)	1,404,000円 (1,474,200円)	2,100,000円 (2,205,000円)
	加算料	(1) (タイプ1のもの) ア(イ)①(A)(a)(ab)に規定する加算料と同額		
1Gb/sのもの	基本料	10,320,000円 (10,836,000円)	10,920,000円 (11,466,000円)	13,800,000円 (14,490,000円)
	加算料	(1) (タイプ1のもの) ア(イ)①(A)(a)(ab)に規定する加算料と同額		
10Gb/sのもの	基本料	67,200,000円 (70,560,000円)	70,800,000円 (74,340,000円)	88,800,000円 (93,240,000円)
	加算料	(1) (タイプ1のもの) ア(イ)①(A)(a)(ab)に規定する加算料と同額		

(b) アクセス回線二重化に係るもの

(aa) IPv4タイプのもの

1の二重化付加契約ごとに月額

区 分	料 金 額
-----	-------

		第 1 群	第 2 群	第 3 群
10Mb/s (10BASE-T) のもの	基本料	380,000円 (399,000円)	460,000円 (483,000円)	920,000円 (966,000円)
	加算料	(1) (タイプ1のもの) ア(イ)①(A)(b)(a a)に規定する加算料と同額		
100Mb/sのもの	基本料	1,760,000円 (1,848,000円)	2,340,000円 (2,457,000円)	3,500,000円 (3,675,000円)
	加算料	(1) (タイプ1のもの) ア(イ)①(A)(b)(a a)に規定する加算料と同額		
1 Gb/sのもの	基本料	17,200,000円 (18,060,000円)	18,200,000円 (19,110,000円)	23,000,000円 (24,150,000円)
	加算料	(1) (タイプ1のもの) ア(イ)①(A)(b)(a a)に規定する加算料と同額		
10Gb/sのもの	基本料	112,000,000円 (117,600,000円)	118,000,000円 (123,900,000円)	148,000,000円 (155,400,000円)
	加算料	(1) (タイプ1のもの) ア(イ)①(A)(b)(a a)に規定する加算料と同額		

(ab) IPv6タイプのもの

1の二重化付加契約ごとに月額

区 分		料 金 額		
		第 1 群	第 2 群	第 3 群
10Mb/s (10BASE-T) のもの	基本料	456,000円 (478,800円)	552,000円 (579,600円)	1,104,000円 (1,159,200円)
	加算料	(1) (タイプ1のもの) ア(イ)①(A)(b)(a b)に規定する加算料と同額		
100Mb/sのもの	基本料	2,112,000円 (2,217,600円)	2,808,000円 (2,948,400円)	4,200,000円 (4,410,000円)
	加算料	(1) (タイプ1のもの) ア(イ)①(A)(b)(a b)に規定する加算料と同額		
1 Gb/sのもの	基本料	20,640,000円 (21,672,000円)	21,840,000円 (22,932,000円)	27,600,000円 (28,980,000円)
	加算料	(1) (タイプ1のもの) ア(イ)①(A)(b)(a b)に規定する加算料と同額		
10Gb/sのもの	基本料	134,400,000円 (141,120,000円)	141,600,000円 (148,680,000円)	177,600,000円 (186,480,000円)
	加算料	(1) (タイプ1のもの) ア(イ)①(A)(b)(a b)に規定する加算料と同額		

加算料	(1) (タイプ1のもの) ア(イ)①(A)(b)(ab)に規定する加算料と同額
-----	--

- (B) 非対称型のもの  
(a) (b)以外のもの  
(aa) IPv4タイプのもの

1の通常契約ごとに月額

区 分		料 金 額		
		第 1 群	第 2 群	第 3 群
10Mb/s (10BASE-T)のもの	基本料	140,000円 (147,000円)	180,000円 (189,000円)	410,000円 (430,500円)
	加算料	(1) (タイプ1のもの) ア(イ)①(B)(a)(aa)に規定する加算料と同額		
100Mb/sのもの (全二重)	基本料	1,130,000円 (1,186,500円)	1,420,000円 (1,491,000円)	2,000,000円 (2,100,000円)
	加算料	(1) (タイプ1のもの) ア(イ)①(B)(a)(aa)に規定する加算料と同額		
1Gb/sのもの	基本料	4,100,000円 (4,305,000円)	4,600,000円 (4,830,000円)	7,000,000円 (7,350,000円)
	加算料	(1) (タイプ1のもの) ア(イ)①(B)(a)(aa)に規定する加算料と同額		
10Gb/sのもの	基本料	27,000,000円 (28,350,000円)	30,000,000円 (31,500,000円)	45,000,000円 (47,250,000円)
	加算料	(1) (タイプ1のもの) ア(イ)①(B)(a)(aa)に規定する加算料と同額		

- (ab) IPv6タイプのもの

1の通常契約ごとに月額

区 分		料 金 額		
		第 1 群	第 2 群	第 3 群
10Mb/s (10BASE-T)のもの	基本料	168,000円 (176,400円)	216,000円 (226,800円)	492,000円 (516,600円)
	加算料	(1) (タイプ1のもの) ア(イ)①(B)(a)(ab)に規定する加算料と同額		
100Mb/sのもの (全二重)	基本料	1,356,000円 (1,423,800円)	1,704,000円 (1,789,200円)	2,400,000円 (2,520,000円)
	加算料	(1) (タイプ1のもの) ア(イ)①(B)(a)(ab)に規定する加算料と同額		
1Gb/sのもの	基本料	4,920,000円 (5,166,000円)	5,520,000円 (5,796,000円)	8,400,000円 (8,820,000円)

	加算料	(1) (タイプ1のもの) ア(イ)①(B)(a)(ab)に規定する加算料と同額		
10Gb/sのもの	基本料	32,400,000円 (34,020,000円)	36,000,000円 (37,800,000円)	54,000,000円 (56,700,000円)
	加算料	(1) (タイプ1のもの) ア(イ)①(B)(a)(ab)に規定する加算料と同額		

(b) アクセス回線二重化に係るもの

(aa) IPv4タイプのもの

1の二重化付加契約ごとに月額

区 分		料 金 額		
		第 1 群	第 2 群	第 3 群
10Mb/s (10BASE-T)のもの	基本料	280,000円 (294,000円)	360,000円 (378,000円)	820,000円 (861,000円)
	加算料	(1) (タイプ1のもの) ア(イ)①(B)(b)(aa)に規定する加算料と同額		
100Mb/sのもの (全二重)	基本料	2,260,000円 (2,373,000円)	2,840,000円 (2,982,000円)	4,000,000円 (4,200,000円)
	加算料	(1) (タイプ1のもの) ア(イ)①(B)(b)(aa)に規定する加算料と同額		
1 Gb/sのもの	基本料	8,200,000円 (8,610,000円)	9,200,000円 (9,660,000円)	14,000,000円 (14,700,000円)
	加算料	(1) (タイプ1のもの) ア(イ)①(B)(b)(aa)に規定する加算料と同額		
10Gb/sのもの	基本料	54,000,000円 (56,700,000円)	60,000,000円 (63,000,000円)	90,000,000円 (94,500,000円)
	加算料	(1) (タイプ1のもの) ア(イ)①(B)(b)(aa)に規定する加算料と同額		

(ab) IPv6タイプのもの

1の二重化付加契約ごとに月額

区 分		料 金 額		
		第 1 群	第 2 群	第 3 群
10Mb/s (10BASE-T)のもの	基本料	336,000円 (352,800円)	432,000円 (453,600円)	984,000円 (1,033,200円)
	加算料	(1) (タイプ1のもの) ア(イ)①(B)(b)(ab)に規定する加算料と同額		
100Mb/sのもの (全二重)	基本料	2,712,000円 (2,847,600円)	3,408,000円 (3,578,400円)	4,800,000円 (5,040,000円)

	加算料	(1) (タイプ1のもの) ア(イ)①(B)(b)(ab)に規定する加算料と同額		
1Gb/sのもの	基本料	9,840,000円 (10,332,000円)	11,040,000円 (11,592,000円)	16,800,000円 (17,640,000円)
	加算料	(1) (タイプ1のもの) ア(イ)①(B)(b)(ab)に規定する加算料と同額		
10Gb/sのもの	基本料	64,800,000円 (68,040,000円)	72,000,000円 (75,600,000円)	108,000,000円 (113,400,000円)
	加算料	(1) (タイプ1のもの) ア(イ)①(B)(b)(ab)に規定する加算料と同額		

イ コース2のもの

(ア) STM方式のもの

1の通常契約又は1の二重化付加契約ごとに月額

区 分	料 金 額
1.5Mb/s又は6Mb/sのもの	その第5種オープンコンピュータ通信網サービスを同一品目の第3種オープンコンピュータ通信網サービス(クラス1のタイプ1のコース2のSTM方式のものであって、臨時第3種契約以外の契約に係るものに限り、)とみなした場合に適用される定額利用料の基本額と同額

(イ) ATM方式のもの

1の通常契約又は1の二重化付加契約ごとに月額

区 分	料 金 額
3Mb/sから1Mb/sごとに10Mb/sまでのもの	その第5種オープンコンピュータ通信網サービスを同一品目の第3種オープンコンピュータ通信網サービス(クラス1のタイプ1のコース2のATM方式のものであって、)とみなした場合に適用される定額利用料の基本額と同額

5-2-2 付加機能利用料

区 分		単 位	料金額
ク セ ス サ	この機能を利用する第5種契約者に係る契約者回線へダイヤルアップアクセス回線等から発信し、当社が別に定めるところに従って、発信者識別符号(その第5種契約者がその指定する者(その第5種契約者を含み	基本額(1 発信者識別 共通符号ご とに月額)	6,000円 (6,300 円)

		加算額（同時着信可能数（第5種契約者に係る契約者回線へダイヤルアップアクセス回線等から同時に通信を行うことができる数をいいます。以下この欄において同じとします。）1ごとに月額）	2,500円 (2,625円)
備考	<ol style="list-style-type: none"> <li>この機能において利用することができる発信者識別共通符号の数及び登録することができる同時着信可能数等は、当社が別に定めるところによります。</li> <li>当社は、1の発信者識別共通符号につき1のダイヤルアップアクセスサービス着信番号を付与します。</li> <li>この機能を利用するときは、契約事務を行うIP通信網サービス取扱所に、通信相手先のダイヤルアップアクセス回線に係る電話番号又は契約者回線番号をあらかじめ通知していただきます。</li> </ol>		
着信課金機能	この機能を利用する第5種契約者に係るダイヤルアップアクセスサービス着信番号に着信するダイヤルアップアクセス回線からの通信について、その通信に関する料金の支払いを要する者をその第5種契約者とし、その第5種契約者に一括して課金することができるようにする機能		—
備考	<ol style="list-style-type: none"> <li>この機能は、ダイヤルアップアクセスサービス着信機能を利用する第5種契約者に限り提供します。この場合、そのダイヤルアップアクセスサービス着信機能については、この機能の利用に係る専用の発信者識別共通符号により利用していただくものとし、その通信については、ダイヤルアップアクセス回線との間に限り行うことができるものとし、</li> <li>当社は、この機能を利用する旨の申出があったときは、その利用を承諾した日を含む料金月の翌料金月から提供します。 ただし、その承諾した日が料金月の初日である場合は、その承諾した日を含む料金月から提供します。</li> <li>この機能の提供にあたっては、当社は、この機能に係る特定のダイヤルアップアクセスサービス着信番号を別に付与します。</li> <li>当社は、ダイヤルアップアクセス回線からの着信のうち、この備考の3に規定する特定のダイヤルアップアクセスサービス着信番号に着信したものを、着信課金通信として取り扱います。</li> </ol>		

5 この機能を利用するときは、契約事務を行う I P 通信網サービス取扱所に、通信相手先のダイヤルアップアクセス回線に係る電話番号又は契約者回線番号をあらかじめ通知していただきます。

I P v 6 トンネリング機能	I P v 6 トンネリング装置を利用して I P v 6 パケットに係る通信を行うことができるようにする機能	タイプ 1 のコースのもの	イーサネット方式のもの (IP v6 タイプのものを除きます。)	対称型 0.5 Mb/s 品目のもの	1 の通常契約ごとに月額	16,000円 (16,800円)	
				対称型 1 Mb/s 又は非対称型 1 Mb/s の品目のもの	1 の通常契約ごとに月額	30,000円 (31,500円)	
				上記以外の品目のもの	1 の通常契約ごとに月額	50,000円 (52,500円)	
		A T M 方式のもの		0.5Mb/s 品目のもの	1 の通常契約ごとに月額	16,000円 (16,800円)	
				1 Mb/s 品目のもの	1 の通常契約ごとに月額	30,000円 (31,500円)	
				上記以外の品目のもの	1 の通常契約ごとに月額	50,000円 (52,500円)	
		タイプ 2 のコースのもの		イーサネット方式のもの (IP v6 タイプのものを除きます。)	対称型 1 Mb/s 又は非対称型 1 Mb/s の品目のもの	1 の通常契約ごとに月額	30,000円 (31,500円)
					上記以外の品目のもの	1 の通常契約ごとに月額	50,000円 (52,500円)

		STM方式のもの 又はATM方式のもの	1の通常契約ごとに月額	3-1-2(3)に規定するIPv6トンネリング機能に係る付加機能利用料(クラス1のタイプ1のコース1のものに限ります。)と同額												
		タイプ2のコース2のもの	1の通常契約ごとに月額	3-1-2(3)に規定するIPv6トンネリング機能に係る付加機能利用料(クラス1のタイプ1のコース2のものに限ります。)と同額												
上限伝送速度設定機能	この機能を利用する第5種契約者に係る第5種オープンコンピュータ通信網サービスにおいて通信可能な符号伝送速度の上限値を、その第5種契約者があらかじめ指定することができる機能			—												
備考	<p>1 この機能は、プラン2に係る第5種契約者に限り提供します。</p> <p>2 この機能において第5種契約者があらかじめ指定することができる符号伝送速度の上限値は、その品目ごとに次のとおりとします。</p> <p>なお、非対称型の品目における交換設備等から契約者回線の終端への伝送方向に係る上限値は、次に掲げる値の1/4となります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">品目</th> <th>指定可能な符号伝送速度の上限値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">対称型</td> <td>10Mb/s (10BASE-T)</td> <td>1 Mbit/sから 1 Mbit/sごとに 4 Mbit/sまで</td> </tr> <tr> <td>100Mb/s</td> <td>5 Mbit/sから 5 Mbit/sごとに 90Mbit/sまで</td> </tr> <tr> <td>1 Gb/s</td> <td>100Mbit/sから 50Mbit/sごとに 900Mbit/sまで</td> </tr> <tr> <td>10Gb/s</td> <td>1 Gbit/sから 500Mbit/sごとに 9 Gbit/sまで</td> </tr> </tbody> </table>				品目		指定可能な符号伝送速度の上限値	対称型	10Mb/s (10BASE-T)	1 Mbit/sから 1 Mbit/sごとに 4 Mbit/sまで	100Mb/s	5 Mbit/sから 5 Mbit/sごとに 90Mbit/sまで	1 Gb/s	100Mbit/sから 50Mbit/sごとに 900Mbit/sまで	10Gb/s	1 Gbit/sから 500Mbit/sごとに 9 Gbit/sまで
品目		指定可能な符号伝送速度の上限値														
対称型	10Mb/s (10BASE-T)	1 Mbit/sから 1 Mbit/sごとに 4 Mbit/sまで														
	100Mb/s	5 Mbit/sから 5 Mbit/sごとに 90Mbit/sまで														
	1 Gb/s	100Mbit/sから 50Mbit/sごとに 900Mbit/sまで														
	10Gb/s	1 Gbit/sから 500Mbit/sごとに 9 Gbit/sまで														

非対称型	10Mb/s (10BASE-T)	1 Mbit/sから 1 Mbit/sごとに 5 Mbit/sまで			
	100Mb/s (全二重)	10Mbit/sから 5 Mbit/sごとに90Mbit/sまで			
	1 Gb/s	100Mbit/sから50Mbit/sごとに900Mbit/sまで			
	10Gb/s	1 Gbit/sから500Mbit/sごとに 9 Gbit/sまで			
<p>3 アクセス回線二重化を行う第5種契約者がこの機能を利用するときは、その通常契約及び二重化付加契約の双方において、同一の上限値を指定していただきます。</p> <p>4 当社は、この機能の利用の申出又は上限値の変更の申出があったときは、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からその申出に係る上限値を設定します。</p> <p>ただし、その申出が、現に設定されている上限値を超える上限値への変更に係るものであるときは、この限りではありません。</p> <p>5 当社は、アクセス回線二重化の目的外利用については、この機能の利用に係る上限値の指定はなかったものとして取り扱います。</p>					
DNS機能	利用する第5種契約者に係るドメイン名及びIPアドレスを当社のドメイン名管理装置に登録し、ドメインネームシステムによる名前解決をすることができる機能	プライマリ型	正引き登録	1ゾーンごとに月額	2,000円 (2,100円)
			逆引き登録	10ゾーンごとに月額	2,000円 (2,100円)
		セカンダリ型		1のドメイン名を除く他のドメイン名について1のドメイン名ごとに月額	1,000円 (1,050円)
備考	<p>1 「プライマリ型」とは、プライマリDNS及びセカンダリDNSを利用することができるものをいいます。</p> <p>2 「セカンダリ型」とは、セカンダリDNSに限り利用することができるものをいいます。</p> <p>3 この機能において登録することができるドメイン名、ドメイン名の文字数及びIPアドレスについては、当社が別に定めるところによります。</p>				
マルチポリシー設定機能	第5種契約者がマルチポリシー設定機能を利用する第3種契約者、第5種契約者、第6種契約者及び第8種契約者と相互に設定を行うことにより、最大20のIPセキュリティプロトコル通信を行うことができる機能	下記以外のもの		端末設備 1台ごとに	6,000円 (6,300円)
		付加機能（IPv6トンネリング機能に係るものに限ります。）又は通信プロトコルによる区別がIPv6タイプを利用している場合		端末設備 1台ごとに	5,000円 (5,250円)

備考	<p>当社は、この機能を当社が別に定める第5種契約者には提供しません。</p> <p>(注)本欄に規定する当社が別に定める第5種契約者とは、附帯サービス(回線制御装置に係るもの)に限ります。)を利用する者をいいます。</p>
----	--

5-2-3 ユニバーサルサービス料

区 分	単 位	料 金 額
ユニバーサルサービス料	1のダイヤルアップアクセスサービス着信番号ごとに月額	基礎的電気通信役務支援機関がその適用期間ごとに総務大臣に認可を受けた番号単価と同額
備考 番号単価は、基礎的電気通信役務支援機関が別に定める期間ごとに算定し、ホームページ ( <a href="http://www.tca.or.jp/universalservice/">http://www.tca.or.jp/universalservice/</a> ) で公表します。		

5-2-4 データ通信料(着信課金通信に係るもの)

1のダイヤルアップアクセスサービス着信番号ごとに

区 分	料 金 額
基本額(月額)	データ伝送サービス契約約款に規定する着信課金通信に係る通信料金の定額利用料(その通信料金の区分がデータ通信料の区分と同一のものに限ります。)と同額
加算額(1分までごとに)	データ伝送サービス契約約款に規定する着信課金通信に係る通信料金の加算額(その通信料金の区分がデータ通信料の区分と同一のものに限ります。)と同額

5の2 第6種契約に係るもの

5の2-1 適用

区 分	内 容																
(1) 区別に係る料金の適用	<p>当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり区別を定めます。</p> <table border="1" data-bbox="539 488 1265 1832"> <thead> <tr> <th data-bbox="539 488 727 537">区 別</th> <th data-bbox="727 488 1265 537">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="539 537 727 689">カテゴリー1</td> <td data-bbox="727 537 1265 689">その契約に係る特定のIPアドレスを使用して通信を行うことができるものであって、カテゴリー4及びカテゴリー5以外のもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="539 689 727 842">カテゴリー2</td> <td data-bbox="727 689 1265 842">その契約に係る不特定のIPアドレスを使用して通信を行うものであって、ダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続して通信を行うことができないもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="539 842 727 994">カテゴリー3</td> <td data-bbox="727 842 1265 994">その契約に係る不特定のIPアドレスを使用して通信を行うものであって、契約者識別符号グループを設定して提供するものであって、カテゴリー6以外のもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="539 994 727 1402">カテゴリー4</td> <td data-bbox="727 994 1265 1402">その契約に係る不特定のIPアドレス（IPv4プロトコルによる通信を行うためのIPアドレスに限ります。）及び特定のIPアドレス（IPv6プロトコルによる通信を行うためのIPアドレスに限ります。）を使用してIPv6プロトコルによる通信とIPv4プロトコルによる通信を通信の相手先の態様に応じて同時に独立して行うことができるものであって、別記1の2の(3)に定める特定協定事業者の提供するDSL回線を利用して提供するもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="539 1402 727 1514">カテゴリー5</td> <td data-bbox="727 1402 1265 1514">その契約に係る特定のIPアドレスを使用して通信を行うことができるものであって、特定加入者回線とともに提供するもの。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="539 1514 727 1666">カテゴリー6</td> <td data-bbox="727 1514 1265 1666">その契約に係る不特定のIPアドレスを使用して通信を行うものであって、特定加入者回線とともに契約者識別符号グループを設定して提供するもの</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="539 1666 1265 1832">備考 第6種契約者は、その第6種契約について、カテゴリー1、カテゴリー2及びカテゴリー3相互間又はカテゴリー5及びカテゴリー6相互間に係るもの以外の区別の変更を請求を行う事はできません。</td> </tr> </tbody> </table>	区 別	内 容	カテゴリー1	その契約に係る特定のIPアドレスを使用して通信を行うことができるものであって、カテゴリー4及びカテゴリー5以外のもの	カテゴリー2	その契約に係る不特定のIPアドレスを使用して通信を行うものであって、ダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続して通信を行うことができないもの	カテゴリー3	その契約に係る不特定のIPアドレスを使用して通信を行うものであって、契約者識別符号グループを設定して提供するものであって、カテゴリー6以外のもの	カテゴリー4	その契約に係る不特定のIPアドレス（IPv4プロトコルによる通信を行うためのIPアドレスに限ります。）及び特定のIPアドレス（IPv6プロトコルによる通信を行うためのIPアドレスに限ります。）を使用してIPv6プロトコルによる通信とIPv4プロトコルによる通信を通信の相手先の態様に応じて同時に独立して行うことができるものであって、別記1の2の(3)に定める特定協定事業者の提供するDSL回線を利用して提供するもの	カテゴリー5	その契約に係る特定のIPアドレスを使用して通信を行うことができるものであって、特定加入者回線とともに提供するもの。	カテゴリー6	その契約に係る不特定のIPアドレスを使用して通信を行うものであって、特定加入者回線とともに契約者識別符号グループを設定して提供するもの	備考 第6種契約者は、その第6種契約について、カテゴリー1、カテゴリー2及びカテゴリー3相互間又はカテゴリー5及びカテゴリー6相互間に係るもの以外の区別の変更を請求を行う事はできません。	
区 別	内 容																
カテゴリー1	その契約に係る特定のIPアドレスを使用して通信を行うことができるものであって、カテゴリー4及びカテゴリー5以外のもの																
カテゴリー2	その契約に係る不特定のIPアドレスを使用して通信を行うものであって、ダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続して通信を行うことができないもの																
カテゴリー3	その契約に係る不特定のIPアドレスを使用して通信を行うものであって、契約者識別符号グループを設定して提供するものであって、カテゴリー6以外のもの																
カテゴリー4	その契約に係る不特定のIPアドレス（IPv4プロトコルによる通信を行うためのIPアドレスに限ります。）及び特定のIPアドレス（IPv6プロトコルによる通信を行うためのIPアドレスに限ります。）を使用してIPv6プロトコルによる通信とIPv4プロトコルによる通信を通信の相手先の態様に応じて同時に独立して行うことができるものであって、別記1の2の(3)に定める特定協定事業者の提供するDSL回線を利用して提供するもの																
カテゴリー5	その契約に係る特定のIPアドレスを使用して通信を行うことができるものであって、特定加入者回線とともに提供するもの。																
カテゴリー6	その契約に係る不特定のIPアドレスを使用して通信を行うものであって、特定加入者回線とともに契約者識別符号グループを設定して提供するもの																
備考 第6種契約者は、その第6種契約について、カテゴリー1、カテゴリー2及びカテゴリー3相互間又はカテゴリー5及びカテゴリー6相互間に係るもの以外の区別の変更を請求を行う事はできません。																	
(2) 品目及び細目に係る料金の適用	<p>当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目及び通信及び保守の態様による細目を定めます。</p> <p>ア 通信の態様による細目</p> <p>(ア) アクセス回線による区別</p>																

区 別	内 容
タイプ 1	D S L回線を使用して通信を行うことができるもの
タイプ 2	利用回線を使用して通信を行うことができるとともに、ダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続して通信を行うことができるもの
タイプ 3	D S L回線を使用して通信を行うことができるとともに、ダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続して通信を行うことができるもの
タイプ 4	光アクセス回線（別記 1 の 2 の(1)に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定する光アクセス回線に限ります。）を使用して通信を行うことができるとともに、ダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続して通信を行うことができるもの
タイプ 5	利用回線、D S L回線（別記 1 の 2 の(1)に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するD S L回線に限ります。）、光アクセス回線（別記 1 の 2 の(1)に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定する光アクセス回線（当社が別に定めるものを除きます。）に限ります。）、移動利用回線、無線アクセス回線（別記 1 の 2 の(1)に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定する無線通信サービス及び当社が別に定める当社の海外現地法人等又は他事業者等（以下「他事業者」といいます。）の電気通信設備）を使用して通信を行うことができるとともに、ダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続して通信を行うことができるもの  （注） 本欄に規定する別に定める光アクセス回線とは、Bフレッツビジネスタイプ又はベーシックタイプとします。

備考

- 1 第 6 種オープンコンピュータ通信網サービスに係る通信は、契約者回線等との間で行うことができます。この場合において、当社は、相互接続点又はN S P I X Pとの接続点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。
- 2 この備考の 1 に規定するほか、第 6 種オープンコンピュータ通信網サービスに係る通信について、5 の 2 - 2 - 5（付加機能利用料）又は当社が別に定める当社の契約約款に別段の定めがある場合は、その定めるところによる通信を行うことができます。

3 第6種オープンコンピュータ通信網サービスに係る  
 区別ごとに提供するアクセス回線による区別は、次表の  
 とおりとします。

区 別	提供するアクセス回線による 区別
カテゴリー1	タイプ1からタイプ4
カテゴリー2	タイプ2からタイプ4
カテゴリー3	タイプ2からタイプ5
カテゴリー4	タイプ3
カテゴリー5	タイプ3及びタイプ4
カテゴリー6	タイプ3及びタイプ4

4 タイプ1のDSL回線は、別記13の2の(3)のイに定め  
 る契約（別記1の2の(3)に定める特定協定事業者に係る  
 ものに限ります。）に係るものとします。

5 タイプ2からタイプ5に係る通信は、当社が別に定め  
 るところに従って契約者識別符号及び暗証符号を送信  
 することにより行うことができます。

6 カテゴリー1のタイプ2からタイプ4又はカテゴリ  
 ー5については、利用回線、DSL回線又は光アクセ  
 ス回線を使用する場合に限りその契約に係る特定のIP  
 アドレスを使用して通信を行うことができます。

7 セキュリティサービスは、カテゴリー1のタイプ3又  
 はタイプ4に係る第6種契約者に限り提供します。

(注) この備考の2に規定する当社が別に定める当社の契  
 約約款は、データ伝送サービス契約約款又はIP伝送  
 サービス契約約款とします。

(イ) アクセス回線の細目等による区別

A タイプ3に係るもの

区 別	内 容
コース1	そのDSL回線が別記13の2の(3)のアに定め る契約に係るものであって、セキュリテ ィサービスを利用することができないもの
コース1の2	そのDSL回線が別記13の2の(3)の2に定め る契約に係るものであって、セキュリテ ィサービスを利用することができないもの
コース1の3	そのDSL回線が別記13の2の(3)のイに定め る契約（別記1の2の(3)に定める特定協 定事業者に係るものに限ります。）に係るも のであって、セキュリティサービスを利用 することができないもの

コース 2	そのDSL回線が別記13の2の(3)のイに定める契約（別記1の2の(3)に定める特定協定事業者に係るものに限ります。）に係るものであって、セキュリティサービスのうち固定型パケットフィルタリングを利用することができるもの
コース 3	そのDSL回線が別記13の2の(3)のイに定める契約（別記1の2の(3)に定める特定協定事業者に係るものに限ります。）に係るものであって、セキュリティサービスの全てを利用することができるもの
コース 4	そのDSL回線が別記13の2の(3)のアに定める契約に係るものであって、セキュリティサービスのうちメールリレーを利用することができるもの
コース 4 の 2	そのDSL回線が別記13の2の(3)の2に定める契約に係るものであって、セキュリティサービスのうちメールリレーを利用することができるもの

備考

- 1 第6種オープンコンピュータ通信網サービスに係る区別ごとに提供するアクセス回線の細目等による区別は、次表のとおりとします。

区 別	提供するアクセス回線の細目等による区別
カテゴリー 1	コース 1、コース 1 の 2 及びコース 2 からコース 4 の 2
カテゴリー 2	コース 1 及びコース 1 の 2
カテゴリー 3	コース 1 からコース 1 の 3
カテゴリー 4	コース 1 の 3
カテゴリー 5 及びカテゴリー 6	コース 1 及びコース 1 の 2（保守の態様による細目が保守メニュー 2 に係るものに限ります。）

- 2 タイプ 3 のコース 1、コース 1 の 2、コース 4 及びコース 4 の 2 におけるDSL回線の終端への伝送方向については、そのDSL回線に係る特定協定事業者の契約約款及び料金表に定めるところによります。
- 3 カテゴリー 5 及びカテゴリー 6 については、当社はコースに規定するDSL回線（電話非重畳のものに限ります。）を特定加入者回線として提供します。
- 4 「セキュリティサービス」とは、次に掲げるものをいいます。

- (1) 固定型パケットフィルタリング（その第6種契約者に係るDSL回線へその第6種契約者以外の者から通信開始の要求があった場合に、その通信開始の要求に係る内容が当社指定のものであるときに限り、その要求に係る通信を行うことができるようにすることをいいます。以下同じとします。）
- (2) メールリレー（IP通信網を介して第6種契約者のメール蓄積装置へ送信される電子メールについて、当社のメール中継装置により中継することをいいます。以下同じとします。）
- (3) 侵入検知等（第6種契約者が意図しない通信があった場合に、当社が別に定めるところにより、それに関する通知又はその通信の遮断等を行うことをいいます。以下同じとします。）
- 5 セキュリティサービスは、ダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続して行う通信については、利用することができません。
- 6 セキュリティサービスの利用方法等は、当社が別に定めるところによります。
- 7 当社は、セキュリティサービスの利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。

B タイプ4に係るもの

区 別	内 容
コース1	<p>別記13の2の(5)のアに定める光アクセス回線（当社が別に定めるものに限り。）を利用するものであって、セキュリティサービスを利用することができないもの</p> <p>（注）本欄に規定する当社が別に定める光アクセス回線は、次に掲げる特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するものとします。</p> <p>a 東日本電信電話株式会社に係るもの メニュー5-1のI型の10Mb/s品目のもの</p> <p>b 西日本電信電話株式会社に係るもの メニュー5-1の10Mb/s品目のもの</p>
コース2	<p>別記13の2の(5)のアに定める光アクセス回線（当社が別に定めるものに限り。）を利用するものであって、セキュリティサービスを利用することができないもの</p> <p>（注）本欄に規定する当社が別に定める光アクセス回線は、次に掲げる特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するものとします。</p> <p>a 東日本電信電話株式会社に係るもの メニュー5-1の100Mb/s品目のI型の</p>

	<p>プラン 3 もの</p> <p>b 西日本電信電話株式会社に係るもの メニュー 5 - 1 の 100Mb/s 品目のプラン 3 のもの</p>
コース 2 の 2	<p>別記 13 の 2 の (5) の ア に定める光アクセス回線 (当社が別に定めるものに限ります。) を利用するものであって、セキュリティサービスを利用することができないもの</p> <p>(注) 本欄に規定する当社が別に定める光アクセス回線は、次に掲げる特定協定事業者 (西日本電信電話株式会社に限りません。) の契約約款及び料金表に規定するものとします。</p> <p>メニュー 5 - 1 の 100Mb/s 品目のプラン 4 もの</p>
コース 3	<p>別記 13 の 2 の (5) の ア に定める光アクセス回線 (当社が別に定めるものに限ります。) を利用するものであって、セキュリティサービスを利用することができないもの</p> <p>(注) 本欄に規定する当社が別に定める光アクセス回線は、次に掲げる特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するものとします。</p> <p>a 東日本電信電話株式会社に係るもの メニュー 5 - 1 の 100Mb/s 品目の I 型の プラン 2 もの</p> <p>b 西日本電信電話株式会社に係るもの メニュー 5 - 1 の 100Mb/s 品目のプラン 2 もの</p>
コース 3 の 2	<p>別記 13 の 2 の (5) の ア に定める光アクセス回線 (当社が別に定めるものに限ります。) を利用するものであって、セキュリティサービスを利用することができないもの</p> <p>(注) 本欄に規定する当社が別に定める光アクセス回線は、次に掲げる特定協定事業者 (西日本電信電話株式会社に限りません。) の契約約款及び料金表に規定するものとします。</p> <p>メニュー 5 - 1 の 1 Gb/s 品目のプラン 1 の もの</p>
コース 4	<p>別記 13 の 2 の (5) の ア に定める光アクセス回線 (当社が別に定めるものに限ります。) を利用するものであって、セキュリティサービスを利用することができないもの</p>

		<p>(注) 本欄に規定する当社が別に定める光アクセス回線は、次に掲げる特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するものとします。</p> <p>a 東日本電信電話株式会社に係るもの メニュー 5 - 1 の100Mb/s品目の I 型のプラン 1 もの</p> <p>b 西日本電信電話株式会社に係るもの メニュー 5 - 1 の100Mb/s品目のプラン 1 もの</p>	
コース 5		<p>別記13の 2 の(5)のアに定める光アクセス回線(当社が別に定めるものに限ります。)を利用するものであって、セキュリティサービスのうちメールリレーを利用することができるもの</p> <p>(注) 本欄に規定する当社が別に定める光アクセス回線は、次に掲げる特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するものとします。</p> <p>a 東日本電信電話株式会社に係るもの メニュー 5 - 1 の I 型の10Mb/s品目のもの</p> <p>b 西日本電信電話株式会社に係るもの メニュー 5 - 1 の10Mb/s品目のもの</p>	
コース 6		<p>別記13の 2 の(5)のアに定める光アクセス回線(当社が別に定めるものに限ります。)を利用するものであって、セキュリティサービスのうちメールリレーを利用することができるもの</p> <p>(注) 本欄に規定する当社が別に定める光アクセス回線は、次に掲げる特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するものとします。</p> <p>a 東日本電信電話株式会社に係るもの メニュー 5 - 1 の100Mb/s品目の I 型のプラン 3 もの</p> <p>b 西日本電信電話株式会社に係るもの メニュー 5 - 1 の100Mb/s品目のプラン 3 もの</p>	

<p>コース 7</p>	<p>別記13の2の(5)のアに定める光アクセス回線（当社が別に定めるものに限ります。）を利用するものであって、セキュリティサービスのうちメールリレーを利用することができるもの</p> <p>（注）本欄に規定する当社が別に定める光アクセス回線は、次に掲げる特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するものとします。</p> <p>a 東日本電信電話株式会社に係るもの メニュー 5 - 1 の100Mb/s品目の I 型のプラン 2 もの</p> <p>b 西日本電信電話株式会社に係るもの メニュー 5 - 1 の100Mb/s品目のプラン 2 もの</p>
<p>コース 8</p>	<p>別記13の2の(5)のアに定める光アクセス回線（当社が別に定めるものに限ります。）を利用するものであって、セキュリティサービスのうちメールリレーを利用することができるもの</p> <p>（注）本欄に規定する当社が別に定める光アクセス回線は、次に掲げる特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するものとします。</p> <p>a 東日本電信電話株式会社に係るもの メニュー 5 - 1 の100Mb/s品目の I 型のプラン 1 もの</p> <p>b 西日本電信電話株式会社に係るもの メニュー 5 - 1 の100Mb/s品目のプラン 1 もの</p>

	コース 9	<p>別記13の2の(5)のアに定める光アクセス回線（当社が別に定めるものに限ります。）を利用するものであって、セキュリティサービスを利用することができないもの</p> <p>（注）本欄に規定する当社が別に定める光アクセス回線は、次に掲げる特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するものとします。</p> <p>a 東日本電信電話株式会社に係るもの メニュー 5 - 2 の I 型の46Mb/s品目のもの又は100Mb/s品目のもの</p> <p>b 西日本電信電話株式会社に係るもの</p> <p>（a）メニュー 5 - 1 の46Mb/s品目のもの</p> <p>（b）メニュー 5 - 2 の46Mb/s品目のもの又は100Mb/s品目のカテゴリー 1 のもの</p>	
	コース 9 の 2	<p>別記13の2の(5)のアに定める光アクセス回線（当社が別に定めるものに限ります。）を利用するものであって、セキュリティサービスを利用することができないもの</p> <p>（注）本欄に規定する当社が別に定める光アクセス回線は、次に掲げる特定協定事業者（西日本電信電話株式会社に限ります。）の契約約款及び料金表に規定するものとします。</p> <p>メニュー 5 - 2 の100Mb/s品目のカテゴリー 2 のもの</p>	
	コース10	<p>別記13の2の(5)のアに定める光アクセス回線（当社が別に定めるものに限ります。）を利用するものであって、セキュリティサービスのうちメールリレーを利用することができるもの</p> <p>（注）本欄に規定する当社が別に定める光アクセス回線は、次に掲げる特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するものとします。</p> <p>a 東日本電信電話株式会社に係るもの メニュー 5 - 2 の I 型の46Mb/s品目のもの又は100Mb/s品目のもの</p> <p>b 西日本電信電話株式会社に係るもの</p> <p>（a）メニュー 5 - 1 の46Mb/s品目のもの</p> <p>（b）メニュー 5 - 2 の46Mb/s品目のもの</p>	

	の又は100Mb/s品目のカテゴリー 1 のもの
コースNF	<p>別記13の2の(5)のAに定める光アクセス回線(当社が別に定めるものに限り、)を利用するものであって、セキュリティサービスを利用することができないもの</p> <p>(注) 本欄に規定する当社が別に定める光アクセス回線は、次に掲げる特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するものとします。</p> <p>a 東日本電信電話株式会社に係るもの メニュー5-1のII型の100Mb/s品目のもの</p> <p>b 西日本電信電話株式会社に係るもの メニュー5-1の100Mb/s品目のプラン5のもの</p>
コースNM	<p>別記13の2の(5)のAに定める光アクセス回線(当社が別に定めるものに限り、)を利用するものであって、セキュリティサービスを利用することができないもの</p> <p>(注) 本欄に規定する当社が別に定める光アクセス回線は、次に掲げる特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するものとします。</p> <p>a 東日本電信電話株式会社に係るもの メニュー5-2のII型の100Mb/s品目のもの</p> <p>b 西日本電信電話株式会社に係るもの メニュー5-2の100Mb/s品目のカテゴリー3のもの</p>
コースNB	<p>別記13の2の(5)のAに定める光アクセス回線(当社が別に定めるものに限り、)を利用するものであって、セキュリティサービスを利用することができないもの</p> <p>a 東日本電信電話株式会社に係るもの メニュー5-1のII型の1Gb/s品目のもの</p> <p>b 西日本電信電話株式会社に係るもの メニュー5-1の1Gb/s品目のプラン2のもの</p>
<p>備考</p> <p>1 第6種オープンコンピュータ通信網サービスに係る区別ごとに提供するアクセス回線の細目等による区別は、次表のとおりとします。</p>	
332	

区 別	提供するアクセス回線の細目等による区別
カテゴリー1	コース1、コースNM及びコースNB
カテゴリー2	コース1からコース3、コース9、コース9の2、コースNF及びコースNM
カテゴリー3	コース1からコース3、コース9、コース9の2、コースNF及びコースNM
カテゴリー5及びカテゴリー6	コース2、コース3、コース4（カテゴリー6を除きます。）、コース9（別記1の2の(1)に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定する46Mb/s品目に係るものを除きます。）に限り提供します。

2 カテゴリー5及びカテゴリー6については、当社はコースに規定する光アクセス回線を特定加入者回線として提供します。

3 カテゴリー5及びカテゴリー6のコース9に係る光アクセス回線には、次のとおり契約者グループの態様による区別があります。

区 別	内 容
クラス1	別記1の2の(1)に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するメニュー5-2に係るプラン1のもの
クラス2	別記1の2の(1)に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するメニュー5-2に係るプラン2のもの
備考 その契約者グループに属する特定加入者回線が1となった場合であって、そのことを当社が第6種契約者に通知した日の翌日から起算して3ヶ月経過したときの利用料金は、当社が別に定める加算額を適用します。	

4 セキュリティサービスに関する提供条件については、A（タイプ3に係るもの）の表の備考に定めるところによります

(ウ) IPアドレス数による区別

① IPv4に係るIPアドレス

区 別	内 容
プラン1	その第6種契約に係るIPアドレスの数が、1個のもの

プラン2	その第6種契約に係るIPアドレスの数が、8個のもの
プラン3	その第6種契約に係るIPアドレスの数が、16個のもの
プラン4	その第6種契約に係るIPアドレスの数が、32個のもの
プラン5	その第6種契約に係るIPアドレスの数が、64個のもの

備考 IPアドレス数による区別は、カテゴリー1又はカテゴリー5であって、アクセス回線による区別がタイプ2からタイプ4のもの（タイプ3のコース3のものを除きます。）に限り適用します。この場合、アクセス回線による区別及びアクセス回線の細目等による区別ごとに提供するプランは、次表のとおりとします。

区 別		提供するプラン
タイプ2		プラン1及びプラン2
タイプ3	コース1	プラン1からプラン3
	コース1の2	プラン1からプラン3
	コース2	プラン1
	コース4	プラン2及びプラン3
	コース4の2	プラン2及びプラン3
タイプ4	コース1	プラン1及びプラン2
	コース2	プラン1及びプラン2
	コース2の2	プラン1及びプラン2
	コース3	プラン1からプラン3
	コース3の2	プラン1からプラン3
	コース4	プラン1からプラン5
	コース5	プラン2
	コース6	プラン2
	コース7	プラン2及びプラン3
	コース8	プラン2からプラン5
	コース9	プラン1及びプラン2
	コース9の2	プラン1及びプラン2
	コース10	プラン2
	コースNF	プラン1及びプラン3
コースNM	プラン1からプラン2	
コースNB	プラン1からプラン5	

② IPv 6に係る I Pアドレス

カテゴリ 4 の契約者が利用する IPv6 プロトコルに係る I P アドレスは、/48 のアドレスブロックを割り当てるものとします。

イ 保守の態様による細目

区 別	内 容
保守メニュー 1	午前 9 時から午後 5 時までの時間帯以外の時刻に、その第 6 種契約に係る修理又は復旧の請求を受け付けたときに、午前 9 時から午後 5 時までの時間帯（その受け付けた時刻以後の直近のものとする。）においてその修理又は復旧を行うもの
保守メニュー 2	保守メニュー 1 以外のもの

備考

- 1 保守の態様による細目は、カテゴリ 5 又はカテゴリ 6 の特定加入者回線に限り適用します。
- 2 保守メニュー 2 のものは、カテゴリ 5 及びカテゴリ 6 の DSL 回線又は光アクセス回線（特定加入者回線に限り。）に限り提供します。
- 3 第 6 種契約者は、その第 6 種契約について、同一月において複数回の保守の態様による細目の変更（その細目の変更と同時に品目の変更を行う場合を除きます。）の請求を行うことはできません。

ウ 品目

(ア) タイプ 1 のもの

品 目	内 容
512kb/s	最大 512kbit/s までの符号伝送が可能なもの
1.5Mb/s	最大 1.536Mbit/s までの符号伝送が可能なもの

(イ) タイプ 2 のもの

品 目	内 容
64kb/s	最大 64kbit/s までの符号伝送が可能なもの

(ウ) タイプ 3 のもの

A コース1のもの

品目	内容
1 Mb/s	D S L回線の終端への伝送方向については最大1 Mbit/sまで、他の伝送方向については最大512Kbit/sまでの符号伝送が可能なもの
1.5Mb/s	D S L回線の終端への伝送方向については最大1.536Mbit/sまで、他の伝送方向については最大512Kbit/sまでの符号伝送が可能なもの
8 Mb/s	D S L回線の終端への伝送方向については最大概ね8 Mbit/sまで、他の伝送方向については最大概ね1 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
12Mb/s	D S L回線の終端への伝送方向については最大概ね12Mbit/sまで、他の伝送方向については最大概ね1 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
24Mb/s	D S L回線の終端への伝送方向については最大概ね24Mbit/sまで、他の伝送方向については最大概ね1 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
40 Mb/s	D S L回線の終端への伝送方向については最大概ね40Mbit/sまで、他の伝送方向については最大概ね1 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
47 Mb/s	D S L回線の終端への伝送方向については最大概ね47Mbit/sまで、他の伝送方向については最大概ね5 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
備考	
<p>1 1 Mb/s品目のものは、カテゴリー1 及びカテゴリー3に限り提供します。</p> <p>2 24Mb/s品目のものは、光アクセス回線が別記1の2に規定する特定協定事業者のうち、西日本電信電話株式会社に係るものに限り提供します。</p>	

B コース1の2のもの

品目	内容
40 Mb/s	D S L回線の終端への伝送方向については最大概ね40Mbit/sまで、他の伝送方向については最大概ね1 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
47 Mb/s	D S L回線の終端への伝送方向については最大概ね47Mbit/sまで、他の伝送方向については最大概ね5 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
備考 コース1の2に係る品目はカテゴリ5又はカテゴリ6に限り適用します。	

C コース1の3のもの

品目	内容
47Mb/s	D S L回線の終端への伝送方向については最大47.232Mbit/sまで、他の伝送方向については最大3.072Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
50Mb/s	D S L回線の終端への伝送方向については最大50.560Mbit/sまで、他の伝送方向については最大12.288Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
備考 1 47Mb/sに係る品目はカテゴリ4に限り適用します。 2 50Mb/sに係る品目はカテゴリ3に限り適用します。	

D コース2のもの

品目	内容
1.5Mb/s	D S L回線の終端への伝送方向については最大1.536Mbit/sまで、他の伝送方向については最大512kbit/sまでの符号伝送が可能なもの
8 Mb/s	D S L回線の終端への伝送方向については最大8.064Mbit/sまで、他の伝送方向については最大1.024Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
12Mb/s	D S L回線の終端への伝送方向については最大12.512Mbit/sまで、他の伝送方向については最大1.024Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
26Mb/s	D S L回線の終端への伝送方向については最大26.080Mbit/sまで、他の伝送方向については最大1.024Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの

E コース3のもの

品 目	内 容
10Mb/s	D S L回線の終端への伝送方向については最大10.592Mbit/sまで、他の伝送方向については最大1.024Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの

(エ) タイプ4のもの

区 分	品 目	内 容
コース1及びコース5のもの	10Mb/s	最大10Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
コース2からコース4、コース6からコース8、コース9の2、コースNF及びコースNMのもの（コース3の2を除きます）	100Mb/s	最大100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
コース3の2及びコースNB	1 Gb/s	最大概ね1 Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの
コース9及びコース10のもの	46Mb/s又は100Mb/s	46Mb/s品目は最大46Mbit/sまで、100Mb/s品目は最大100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの

備考 コース9及びコース10については、特定協定事業者の契約約款及び料金表に別段の定めがある場合には、その定めるところにより符号伝送速度の最大が100Mb/sとならない場合があります。

(オ) タイプ5のもの

最大100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの。ただし、アクセス方法又は特定協定事業者の契約約款及び料金表に別段の定めがある場合には、その定めるところにより符号伝送速度の最大が100Mb/sとならない場合があります。

(3) 最低利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用

ア 第6種契約者は、最低利用期間内に第6種契約の解除（当社が別に定める理由によるものを除きます。）があった場合は、第82条（定額利用料等の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する定額利用料に相当する額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。

イ 第6種契約者は、最低利用期間内に第6種オープンコンピュータ通信網サービスの区別、品目又は通信又は保守の態様による細目の変更（以下この欄において「品目等の変更」といいます。）があった場合は、その品目等の変更について変更前の定額利用料の額から変更後の定額利用料の額を控除し、

	<p>残額があるときは、その残額に残余の期間を乗じて得た額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。</p> <p>この場合において、適用される最低利用期間が変更前後で異なっているときの残余の期間は、変更前の最低利用期間を基準として適用します。</p> <p>ウイの場合に、品目等の変更と同時にその利用回線、DSL回線又は光アクセス回線に係る終端の場所において、第6種オープンコンピュータ通信網サービスに係るDSL回線又は光アクセス回線の新設又は契約の解除を行うときの残額の算定は、同時に行う新設等のDSL回線又は光アクセス回線に係る第6種オープンコンピュータ通信網サービスの定額利用料を合算して行います。</p> <p>(注) この欄に規定する当社が別に定める理由は、DSL回線が別記1の2の(1)に掲げる特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定する後行回線となる場合であって、その後行回線がその特定協定事業者の他の電気通信サービスに対し信号の漏えいによる影響を与える等により、その特定協定事業者によってその後行回線に係る契約が解除となる場合とします。</p>
<p>(4) サービス品質（遅延時間）に係る料金の適用</p>	<p>当社は、当社が別に定める提供区間の全ての提供区間において当社が別に定める方法により測定した遅延時間（その1の提供区間の一端から送信されたIPパケットのその提供区間の往復に要する時間をいいます。）の料金月単位での平均時間が、2の料金月を連続して40秒を超えた場合は、その連続する2の料金月のうちの最終料金月における第6種オープンコンピュータ通信網サービス（タイプ1又はタイプ3のコース3に係るものであって、その2の料金月を連続して当社がその提供をしているものに限りません。）の定額利用料（料金表通則の4の規定（第82条（定額利用料等の支払義務）第2項第3号の規定に係るものを除きます。）による場合は、適用した後の額とし、料金表通則の16の規定による場合は、適用前の額とします。）に、1/30を乗じて得た額をその第6種契約者に返還します。</p> <p>ただし、その第6種オープンコンピュータ通信網サービスについて、その2の料金月を連続して利用中止又は利用停止があったときは、この限りではありません。</p>
<p>(5) 電子メールの利用の場合の定額利用料の加算額の適用</p>	<p>電子メールの利用の場合の定額利用料の加算額は、次のとおり適用します。</p> <p>ア カテゴリー1（プラン1に限りません。）、カテゴリー2、カテゴリー3又はカテゴリー4の場合</p> <p>1 契約につき利用することとなる1のメールアドレスを除く他のメールアドレスについて適用します。</p> <p>イ カテゴリー1（タイプ2、タイプ3のコース1若しくはコース1の2又はタイプ4のコース1からコース4、コース9、コース9の2、コースNF、コースNM又はコースNBであって、プラン2に限りません。）の場合</p> <p>1 契約につき利用することとなる全てのメールアドレスについて適用します。</p>

<p>(6) メールリレーの利用の場合の定額利用料の加算額の適用</p>	<p>メールリレーの利用の場合の定額利用料の加算額は、セキュリティサービスにおけるメールリレーについて、1契約につき利用することとなる1のメールリレードメイン名（第6種契約者に係るドメイン名又はドメイン名を含む1の英字及び数字の組合せであって、メールリレーの利用に係るものをいいます。）を除く他のメールリレードメイン名について適用します。</p>
<p>(7) 特定ダイヤルアップ回線の利用の場合の利用料又は定額利用料の加算額の適用</p>	<p>特定ダイヤルアップ回線の利用の場合の利用料又は定額利用料の加算額の適用は、次に掲げるア及びイを合算して適用します。</p> <p>ア タイプ2からタイプ5に係る第6種契約者（カテゴリー2に係る者を除きます。）が特定ダイヤルアップ回線（当社が別に定めるものに限ります。）から従量制アクセスポイント（アクセスポイントのうち1の料金月における接続通信時間の累計時間に応じて料金を適用するものを言います。以下、同じとします。）に接続して通信を行った場合は、その接続通信時間の料金月単位での累計時間1分までごとに5の2-2-4に規定する加算額を計算して適用します。</p> <p>イ タイプ2からタイプ5に係る第6種契約者（カテゴリー2に係る者を除きます。）が1の料金月において特定ダイヤルアップ回線（当社が別に定めるものに限ります。）から定額制アクセスポイント（アクセスポイントのうち1の料金月において少なくとも1の接続通信を行った場合に料金を適用するものを言います。以下、同じとします。）に接続した場合は、5の2-2-4に規定する加算額を適用します。</p> <p>(注) 本欄アに規定する当社が別に定める特定ダイヤルアップ回線は、特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するパケット通信モードのものに限ります。</p> <p>(注) 本欄イに規定する当社が別に定める特定ダイヤルアップ回線は、特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するパケット通信モードのもの及びデータ専用プランの定額データプランに係るものに限ります。</p>
<p>(8) ポータブルIPアクセスの利用の場合の利用料又は定額利用料の加算額の適用</p>	<p>ア 第6種契約者（カテゴリー1（プラン1のものに限ります。）、カテゴリー3、カテゴリー4（IPv4プロトコルによる利用の場合に限ります。）、カテゴリー5（プラン1のものに限ります。）及びカテゴリー6に係る契約者に限ります。）が契約者識別符号を利用し、ポータブルIPサービス契約約款に規定するポータブルIP網を介してIP通信網へ通信を行った場合（以下「ポータブルIPアクセス」といいます。）は、この表の(1)欄から(5)欄、(8)欄及び(9)欄の規定にかかわらず、5の2-2-4に規定する加算額を計算して適用します。</p> <p>イ ポータブルIPアクセスに係る営業区域、インターフェース、無線区間に係るセキュリティの確保等、認証に係るセキュリティの確保及び移動無線装置の電源の確保等については、ポータブルIPサービス契約約款の規定に準じます。</p>

<p>(9) ダイヤルアップアクセスサービス着信機能に関する付加機能利用料の適用</p>	<p>ダイヤルアップアクセスサービス着信機能に関する付加機能利用料については、1発信者識別共通符号につき同時着信可能数が1の場合は基本額のみを適用し、1を超える場合は1を超える1ごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。</p>
<p>(10) データ通信料の適用</p>	<p>着信課金通信に係るデータ通信料の適用については、第3種契約に係るものの場合に準ずるものとします。</p>
<p>(11) ユニバーサルサービス料の適用</p>	<p>5の2-2-6に規定するユニバーサルサービス料は、ダイヤルアップアクセスサービス着信番号1番号ごとに適用します。</p>
<p>(12) 接続通信時間の測定等</p>	<p>ア 特定ダイヤルアップ回線及びポータブルIPアクセスの利用に係る接続通信時間は、アクセスポイントから送信された契約者識別符号及び暗証符号により当社がその第6種契約者を識別した時刻から起算し、利用者からの通信終了の信号を受け、又は第77条（通信利用の制限等）第3項の規定により、その通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社の機器により測定します。</p> <p>イ 当社の設置した電気通信設備の故障等利用者の責任によらない理由により接続を打ち切った場合（第77条第3項の規定による場合を除きます。）は、5の2-2（料金額）に規定する分数に満たない端数の接続時間は、アに規定する接続通信時間には含みません。</p> <p>ウ 着信課金通信に係る接続通信時間は、そのダイヤルアップアクセス回線とDSL回線を接続して通信できる状態にした時刻から起算し、発信者若しくは着信者からの通信終了の信号を受け、又はデータ伝送サービス契約約款第35条（通信利用の制限等）第3項の規定により、その通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社の機器により測定します。</p> <p>エ 次の時間は、ウに規定する接続通信時間には含みません。  （ア） 発信者又は着信者の責任によらない理由により、通信中に一時通信ができなかった時間  （イ） 発信者又は着信者の責任によらない理由により通信を打ち切った場合（データ伝送サービス契約約款第35条第3項の規定による場合を除きます。）は、5の2-2（料金額）に規定する分数に満たない端数の時間</p>
<p>(13) 当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の料金の取扱い</p>	<p>当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の特定ダイヤルアップ回線及びポータブルIPアクセスの利用の場合の定額利用料の加算額又は着信課金通信に係るデータ通信料（以下この欄において「加算額等」といいます。）は、次のとおりとします。</p> <p>ア 過去1年間の実績を把握することができる場合  機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初日（初日が確定できないときにあつては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があつたと認められる日）の属する料金月の前12料金月の各料金月における1日平均の加算額等が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p>

	<p>イ ア以外の場合</p> <p>把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した1日平均の加算額等が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>(注)本欄イに規定する当社が別に定める方法は、原則として次のとおりとします。</p> <p>(1) 過去2か月以上の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる各料金月における1日平均の加算額等が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>(2) 過去2か月間の実績を把握することができない場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる期間における1日平均の加算額等又は故障等の回復後の7日間における1日平均の加算額等のうち低いほうの値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p>
(14) 保守メニューに係る加算額の適用	<p>特定加入者回線に係る保守メニュー2の利用の場合定額利用料の加算額は、1の特定加入者回線(料金表第1表(料金)に定めるタイプ3のコース1の2に係るものを除きます。)ごとに適用します。</p>
(15) 利用料金の適用除外	<p>第6種オープンコンピュータ通信網サービス(カテゴリー5又はカテゴリー6のタイプ3(特定加入者回線に係るものに限ります。)に係るものに限ります。)の提供の開始、特定加入者回線の移転又は品目の変更により、リンク未確立状態(当社が別に定める事象であって、特定加入者回線の終端に接続される端末設備とその端末設備と対向して収容IP通信網サービス取扱所に設置される特定加入者回線に係る回線収容部との間における通信が全く利用できない状態をいいます。以下、同じとします。)となった場合(そのことを当社が確認できる場合に限り)であって、その第6種オープンコンピュータ通信網サービスの提供の開始、特定加入者回線の移転又は品目の変更の日の翌日から起算して20日以内に、第6種契約者からその旨の申出があり、その第6種契約の解除又は特定加入者回線の移転若しくは品目の変更の請求が行われた場合は、料金表第1表(料金)の規定にかかわらず、リンク未確立状態の期間に係る利用料金は適用しません。</p> <p>(注)本欄に規定する当社が別に定める事象とは、別記13の2の(3)のア又は別記13の2の(3)の2に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するDSL方式に起因する事象に準ずるものとします。</p>

5の2-2 料金額

5の2-2-1 定額利用料

(1) カテゴリー1のもの

ア タイプ1のもの

1 契約ごとに月額

区 分		料 金 額
512kb/sのもの	電話非重畳のもの	50,000円 (52,500円)
1.5Mb/sのもの	電話非重畳のもの	100,000円 (105,000円)
備考 第6種契約者が指定することのできるDSL回線の終端の場所は、DSL回線に係る特定協定事業者の契約約款及び料金表に定めるところによるほか、当社が別に定めるところによります。		

イ タイプ2のもの

1 契約ごとに月額

区 分	料 金 額
プラン1のもの	4,800円 (5,040円)
プラン2のもの	6,800円 (7,140円)

ウ タイプ3のもの

(ア) コース1のもの

1 契約ごとに月額

区 分	料 金 額
プラン1のもの	6,800円 (7,140円)
プラン2のもの	11,800円 (12,390円)
プラン3のもの	23,100円 (24,255円)

(イ) コース2のもの

1 契約ごとに月額

区 分			料 金 額
プラン1のもの	1.5Mb/sのもの	電話重畳のもの	7,650円 (8,032.5円)
		電話非重畳のもの	9,450円 (9,922.5円)
	8Mb/sのもの	電話重畳のもの	7,800円 (8,190円)
		電話非重畳のもの	9,600円 (10,080円)
12Mb/sのもの	電話重畳のもの	9,300円 (9,765円)	

		電話非重畳のもの	11,000円 (11,550円)
	26Mb/sのもの	電話重畳のもの	9,500円 (9,975円)
		電話非重畳のもの	11,200円 (11,760円)
備考			
<p>1 当社は、ダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続して行う通信については、第6条（IP通信網サービスの提供区間等）第1項に規定する当社のIP通信網サービスの区間についてこの料金を適用します。</p> <p>2 第6種契約者が指定することのできるDSL回線の終端の場所は、DSL回線に係る特定協定事業者の契約約款及び料金表に定めるところによるほか、当社が別に定めるところによります。</p>			

(ウ) コース3のもの

1 契約ごとに月額

区 分		料 金 額
10Mb/sのもの	電話重畳のもの	25,000円 (26,250円)
	電話非重畳のもの	27,000円 (28,350円)

備考

- 1 当社は、ダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続して行う通信については、第6条（IP通信網サービスの提供区間等）第1項に規定する当社のIP通信網サービスの区間についてこの料金を適用します。
- 2 第6種契約者が指定することのできるDSL回線の終端の場所は、DSL回線に係る特定協定事業者の契約約款及び料金表に定めるところによるほか、当社が別に定めるところによります。

(エ) コース4のもの

1 契約ごとに月額

区 分	料 金 額
プラン2のもの	12,800円 (13,440円)
プラン3のもの	24,100円 (25,305円)

(オ) コース1の2のもの

1 契約ごとに月額

区 分	料 金 額
プラン1のもの	8,800円 (9,240円)
プラン2のもの	13,800円 (14,490円)
プラン3のもの	28,800円 (30,240円)

(カ) コース4の2のもの

1 契約ごとに月額

区 分	料 金 額
プラン2のもの	14,800円 (15,540円)
プラン3のもの	29,800円 (31,290円)

エ タイプ4のもの

(ア) コース1のもの

1 契約ごとに月額

区 分	料 金 額
プラン1のもの	9,800円 (10,290円)
プラン2のもの	18,800円 (19,740円)

(イ) コース2のもの

1 契約ごとに月額

区 分	料 金 額
プラン1のもの	9,800円 (10,290円)
プラン2のもの	18,800円 (19,740円)

(ウ) コース2の2のもの

1 契約ごとに月額

区 分	料 金 額
プラン1のもの	9,800円 (10,290円)
プラン2のもの	18,800円 (19,740円)

(エ) コース3のもの

1 契約ごとに月額

区 分	料 金 額
プラン1のもの	25,500円 (26,775円)
プラン2のもの	34,500円 (36,225円)
プラン3のもの	55,000円 (57,750円)

(オ) コース3の2のもの

1 契約ごとに月額

区 分	料 金 額
プラン1のもの	30,500円 (32,025円)
プラン2のもの	40,000円 (42,000円)
プラン3のもの	59,000円 (61,950円)

(カ) コース4のもの

1 契約ごとに月額

区 分	料 金 額
プラン1のもの	75,000円 (78,750円)
プラン2のもの	107,000円 (112,350円)
プラン3のもの	127,000円 (133,350円)
プラン4のもの	160,000円 (168,000円)
プラン5のもの	190,000円 (199,500円)

(キ) コース5のもの

1 契約ごとに月額

区 分	料 金 額
プラン2のもの	19,800円 (20,790円)

(ク) コース6のもの

1 契約ごとに月額

区 分	料 金 額
プラン2のもの	19,800円 (20,790円)

(ケ) コース7のもの

1 契約ごとに月額

区 分	料 金 額
プラン2のもの	35,500円 (37,275円)
プラン3のもの	56,000円 (58,800円)

(コ) コース8のもの

1 契約ごとに月額

区 分	料 金 額
プラン2のもの	108,000円 (113,400円)
プラン3のもの	128,000円 (134,400円)
プラン4のもの	161,000円 (169,050円)
プラン5のもの	191,000円 (200,550円)

(サ) コース9のもの

1 契約ごとに月額

区 分	料 金 額
プラン1のもの	6,800円 (7,140円)
プラン2のもの	15,800円 (16,590円)

(シ) コース9の2のもの

1 契約ごとに月額

区 分	料 金 額
プラン1のもの	6,800円 (7,140円)
プラン2のもの	15,800円 (16,590円)

(ス) コース10のもの

1 契約ごとに月額

区 分	料 金 額
プラン2のもの	16,800円 (17,640円)

(セ) コースNFのもの

1 契約ごとに月額

区 分	料 金 額
プラン1のもの	9,800円 (10,290円)
プラン2のもの	18,800円 (19,740円)
プラン3のもの	34,700円 (36,435円)

(ソ) コースNMのもの

1 契約ごとに月額

区 分	料 金 額
プラン1のもの	6,800円 (7,140円)
プラン2のもの	15,800円 (16,590円)

(タ) コースNBのもの

1 契約ごとに月額

区 分	料 金 額
プラン1のもの	75,000円 (78,750円)
プラン2のもの	107,000円 (112,350円)
プラン3のもの	127,000円 (133,500円)
プラン4のもの	160,000円 (168,000円)
プラン5のもの	190,000円 (199,500円)

(2) カテゴリー2のもの

1 契約ごとに月額

区 分	料 金 額
タイプ2のもの	1,950円 (2,047.5円)

タイプ3のもの	コース1のもの	1,250円 (1,312.5円)
	コース1の2のもの	1,620円 (1,701円)
タイプ4のもの	コース1のもの	1,880円 (1,974円)
	コース2のもの	1,880円 (1,974円)
	コース2の2のもの	1,880円 (1,974円)
	コース3のもの	7,500円 (7,875円)
	コース9のもの	1,250円 (1,312.5円)
	コース9の2のもの	1,250円 (1,312.5円)
	コースNFのもの	1,880円 (1,974円)
	コースNMのもの	1,250円 (1,312.5円)

(3) カテゴリー3のもの

1 契約ごとに月額

区 分		料 金 額	
タイプ2のもの		2,050円 (2,152.5円)	
タイプ3のもの	コース1のもの	2,050円 (2,152.5円)	
	コース1の2のもの	2,650円 (2,782.5円)	
	コース1の3のもの	電話重畳のもの	3,700円 (3,885円)
		電話非重畳のもの	5,000円 (5,250円)
タイプ4のもの	コース1のもの	3,080円 (3,234円)	
	コース2のもの	3,130円 (3,286.5円)	
	コース2の2のもの	3,130円 (3,286.5円)	

	コース3のもの	8,200円 (8,610円)
	コース9のもの	2,980円 (3,129円)
	コース9の2のもの	2,980円 (3,129円)
	コースNFのもの	3,130円 (3,286.5円)
	コースNMのもの	2,980円 (3,129円)
タイプ5のもの		4,800円 (5,040円)

(4) カテゴリー4のもの

1 契約ごとに月額

区 分	料 金 額
電話重畳のもの	6,138円 (6,444.9円)
電話非重畳のもの	7,365円 (7,735.25円)

(5) カテゴリー5のもの

ア タイプ3のもの

(ア)コース1のもの

① 東日本電信電話株式会社に係るもの

1 契約ごとに月額

区 分		料 金 額
プラン1のもの	1.5Mb/sのもの	11,350円 (11,917.5円)
	8Mb/sのもの	11,550円 (12,127.5円)
	12Mb/sのもの	11,650円 (12,232.5円)
	40Mb/sのもの	11,750円 (12,337.5円)
	47Mb/sのもの	11,850円 (12,442.5円)
プラン2のもの	1.5Mb/sのもの	16,350円 (17,167.5円)
	8Mb/sのもの	16,550円 (17,377.5円)
	12Mb/sのもの	16,650円 (17,482.5円)
	40Mb/sのもの	16,750円 (17,587.5円)
	47Mb/sのもの	16,850円 (17,692.5円)
プラン3のもの	1.5Mb/sのもの	27,650円 (29,032.5円)
	8Mb/sのもの	27,850円 (29,242.5円)
	12Mb/sのもの	27,950円 (29,347.5円)
	40Mb/sのもの	28,050円 (29,452.5円)
	47Mb/sのもの	28,150円 (29,557.5円)

② 西日本電信電話株式会社に係るもの

1 契約ごとに月額

区 分		料 金 額
プラン1のもの	1.5Mb/sのもの	11,350円 (11,917.5円)
	8 Mb/sのもの	11,550円 (12,127.5円)
	12Mb/sのもの	11,650円 (12,232.5円)
	24Mb/sのもの	11,720円 (12,306円)
	40Mb/sのもの	11,750円 (12,337.5円)
	47Mb/sのもの	11,750円 (12,337.5円)
プラン2のもの	1.5Mb/sのもの	16,350円 (17,167.5円)
	8 Mb/sのもの	16,550円 (17,377.5円)
	12Mb/sのもの	16,650円 (17,482.5円)
	24Mb/sのもの	16,720円 (17,556円)
	40Mb/sのもの	16,750円 (17,587.5円)
	47Mb/sのもの	16,750円 (17,587.5円)
プラン3のもの	1.5Mb/sのもの	27,650円 (29,032.5円)
	8 Mb/sのもの	27,850円 (29,242.5円)
	12Mb/sのもの	27,950円 (29,347.5円)
	24Mb/sのもの	28,020円 (29,421円)
	40Mb/sのもの	28,050円 (29,452.5円)
	47Mb/sのもの	28,050円 (29,452.5円)

(イ) コース1の2のもの

① 東日本電信電話株式会社に係るもの

1 契約ごとに月額

区 分		料 金 額
プラン1のもの	40Mb/sのもの	19,800円 (20,790円)
	47Mb/sのもの	19,800円 (20,790円)
プラン2のもの	40Mb/sのもの	24,800円 (26,040円)
	47Mb/sのもの	24,800円 (26,040円)
プラン3のもの	40Mb/sのもの	39,800円 (41,790円)
	47Mb/sのもの	39,800円 (41,790円)

イ タイプ4のもの

(ア) コース2のもの

① 東日本電信電話株式会社に係るもの

1 契約ごとに月額

区 分	料 金 額
プラン1のもの	13,900円 (14,595円)
プラン2のもの	22,900円 (24,045円)

② 西日本電信電話株式会社に係るもの

1 契約ごとに月額

区 分	料 金 額
プラン1のもの	14,100円 (14,805円)
プラン2のもの	23,100円 (24,255円)

(イ) コース3のもの

① 東日本電信電話株式会社に係るもの

1 契約ごとに月額

区 分	料 金 額
プラン1のもの	34,500円 (36,225円)
プラン2のもの	43,500円 (45,675円)
プラン3のもの	64,000円 (67,200円)

② 西日本電信電話株式会社に係るもの

1 契約ごとに月額

区 分	料 金 額
プラン1のもの	34,500円 (36,225円)
プラン2のもの	43,500円 (45,675円)
プラン3のもの	64,000円 (67,200円)

(ウ) コース4のもの

① 東日本電信電話株式会社に係るもの

1 契約ごとに月額

区 分	料 金 額
プラン1のもの	115,000円 (120,750円)
プラン2のもの	147,000円 (154,350円)
プラン3のもの	167,000円 (175,350円)
プラン4のもの	200,000円 (210,000円)
プラン5のもの	230,000円 (241,500円)

② 西日本電信電話株式会社に係るもの

1 契約ごとに月額

区 分	料 金 額
プラン1のもの	115,000円 (120,750円)
プラン2のもの	147,000円 (154,350円)
プラン3のもの	167,000円 (175,350円)
プラン4のもの	200,000円 (210,000円)
プラン5のもの	230,000円 (241,500円)

(エ) コース9のもの

① 東日本電信電話株式会社に係るもの

1 契約ごとに月額

区 分		料 金 額
クラス1のもの	プラン1のもの	9,700円 (10,185円)
	プラン2のもの	18,700円 (19,635円)
クラス2のもの	プラン1のもの	9,300円 (9,765円)
	プラン2のもの	18,300円 (19,215円)

② 西日本電信電話株式会社に係るもの

1 契約ごとに月額

区 分		料 金 額
クラス1のもの	プラン1のもの	9,700円 (10,185円)
	プラン2のもの	18,700円 (19,635円)

クラス2のもの	プラン1のもの	9,300円 (9,765円)
	プラン2のもの	18,300円 (19,215円)

(6) カテゴリー6のもの

ア タイプ3のもの

(ア)コース1のもの

① 東日本電信電話株式会社に係るもの

1 契約ごとに月額

区 分	料 金 額
1.5Mb/sのもの	8,100円 (8,505円)
8 Mb/sのもの	8,300円 (8,715円)
12Mb/sのもの	8,400円 (8,820円)
40Mb/sのもの	8,500円 (8,925円)
47Mb/sのもの	8,600円 (9,030円)

② 西日本電信電話株式会社に係るもの

1 契約ごとに月額

区 分	料 金 額
1.5Mb/sのもの	8,100円 (8,505円)
8 Mb/sのもの	8,300円 (8,715円)
12Mb/sのもの	8,400円 (8,820円)
24Mb/sのもの	8,470円 (8,893.5円)
40Mb/sのもの	8,500円 (8,925円)
47Mb/sのもの	8,500円 (8,925円)

(イ) コース1の2のもの

1 契約ごとに月額

区 分	料 金 額
40Mb/sのもの	15,150円 (15,907.5円)
47Mb/sのもの	15,150円 (15,907.5円)

イ タイプ4のもの

(ア) 東日本電信電話株式会社に係るもの

1 契約ごとに月額

区 分	料 金 額	
コース2のもの	8,730円 (9,166.5円)	
コース3のもの	18,700円 (19,635円)	
コース9のもの	クラス1のもの	7,380円 (7,749円)
	クラス2のもの	6,980円 (7,329円)

(イ) 西日本電信電話株式会社に係るもの

1 契約ごとに月額

区 分	料 金 額	
コース2のもの	8,930円 (9,376.5円)	
コース3のもの	18,700円 (19,635円)	
コース9のもの	クラス1のもの	7,580円 (7,959円)
	クラス2のもの	7,080円 (7,434円)

5の2-2-2 電子メールの利用の場合の定額利用料の加算額

5の2-2-2-1 カテゴリー1（タイプ2、タイプ3のコース1、コース1の2若しくはコース2又はタイプ4のコース1からコース4、コース9、コース9の2、コースNF、コースNM若しくはコースNBであって、プラン1に限ります。）、カテゴリー2、カテゴリー3、カテゴリー4、カテゴリー5（タイプ3のコース1又はコース1の2、タイプ4のコース2からコース4又はコース9であって、プラン1に限ります。）又はカテゴリー6の場合

1 契約ごとに月額

区 分	料 金 額
追加利用するメールアドレスが1の場合	250円（262.5円）
追加利用するメールアドレスが2の場合	350円（367.5円）
追加利用するメールアドレスが3の場合	450円（472.5円）

備考

- 1 電子メールを利用することができる者は、カテゴリー1（タイプ2、タイプ3のコース1、コース1の2若しくはコース2又はタイプ4のコース1からコース4、コース9、コース9の2、コースNF、コースNM若しくはコースNBであって、プラン1に限ります。）、カテゴリー2、カテゴリー3又はカテゴリー4（IPv4プロトコルによる利用の場合に限ります。）、カテゴリー5（タイプ3のコース1又はコース1の2、タイプ4のコース2からコース4又はコース9であって、プラン1に限ります。）又はカテゴリー6に係る第6種契約者に限ります。
- 2 当社は、メールアドレスを当社が別に指定するところにより割り当てます。
- 3 当社は、第6種契約者から請求があったときは、当社が別に指定するところにより、メールアドレスの追加、変更その他電子メールの利用内容の変更を行います。
- 4 電子メールとして蓄積できる通信の情報量及び期間等は、当社が別に指定するところによります。
- 5 第6種契約者が送信した電子メールにコンピュータウイルス（第三者のプログラムやデータベースに対して意図的に何らかの被害を及ぼすように作られたプログラムであり、自己伝染機能、潜伏機能又は発病機能のうち1つ以上を有するもの）が添付されている又は電子メール本文に含まれている場合、当社が別に定めるコンピュータウイルス対策ソフトにより、そのコンピュータウイルスを検知し、電子メールの転送を停止させることができます。
- 6 コンピュータウイルス対策ソフトにより検知可能なコンピュータウイルスは、ウイルスの検知の実施時における、当社が別に定めるウイルスパターンファイルにより対応可能なウイルスとします。
- 7 この備考の5に規定する電子メールの転送の停止は、当社が別に指定する方法により利用可能とします。

8 当社は、この備考の4の電子メールの転送の停止に伴い発生する損害については、第6種契約者その他のいかなる者に対しても責任を負いません。

(注1) この備考の5に規定する当社が別に定めるソフトウェアとはトレンドマイクロ株式会社が提供する「InterScan VirusWall」とします。

(注2) この備考の6に規定する当社が別に定めるウイルスパターンファイルとは、トレンドマイクロ株式会社が下記URL に掲示するウイルスパターンファイルとします。ただし、トレンドマイクロ株式会社が下記URL に掲示するウイルスパターンファイルを、本サービスにおいて検知可能となるのは、トレンドマイクロ株式会社による当該ウイルスパターンファイル更改後2日後以降となります。

URL: <http://www.trendmicro.co.jp/support/>

5の2-2-2-2 カテゴリー1 (タイプ2、タイプ3のコース1若しくはコース1の2又はタイプ4のコース1からコース4、コース9、コース9の2、コースNF、コースNM若しくはコースNBであって、プラン2に限ります。) 又はカテゴリー5 (タイプ3のコース1、コース1の2又はタイプ4のコース2からコース4若しくはコース9であって、プラン2に限ります。) の場合

1 契約ごとに月額

区 分	料 金 額
利用するメールアドレスが1の場合	250円 (262.5円)
利用するメールアドレスが2の場合	350円 (367.5円)
利用するメールアドレスが3の場合	450円 (472.5円)
利用するメールアドレスが4以上の場合	利用するアドレス数に150円 (157.5円) を乗じて得た額

備考

- 1 電子メールを利用することができる者は、カテゴリー1 (タイプ2、タイプ3のコース1若しくはコース1の2又はタイプ4のコース1からコース4、コース9、コース9の2、コースNF、コースNM若しくはコースNBであって、プラン2に限ります。) 又はカテゴリー5 (タイプ3のコース1、コース1の2又はタイプ4のコース2からコース4若しくはコース9であって、プラン2に限ります。) に係る第6種契約者に限ります。
- 2 当社は、メールアドレスを当社が別に指定するところにより割り当てます。
- 3 当社は、第6種契約者から請求があったときは、当社が別に指定するところにより、メールアドレスの追加、変更その他電子メールの利用内容の変更を行います。
- 4 電子メールとして蓄積できる通信の情報量及び期間等は、当社が別に指定するところによります。

5の2-2-3 メールリレーの利用の場合の定額利用料の加算額

1のメールリレードメイン名ごとに月額

区 分	料 金 額
メールリレーの利用	1,000円 (1,050円)

5の2-2-4 特定ダイヤルアップ回線及びポータブルIPアクセスの利用の場合の利用料又は定額利用料の加算額

区 分	単 位	料 金 額
特定ダイヤルアップ回線の利用	ア 従量制アクセスポイントに接続した場合	接続通信時間の累計時間1分までごとに 10円 (10.5円)
	イ 定額制アクセスポイントに接続した場合	月額 550円 (577.5円)
ポータブルIPアクセスの利用	接続通信時間の累計時間1分までごとに	10円 (10.5円)
備考 ポータブルIPアクセスの利用の場合の利用料又は定額利用料の加算額が3,200円 (3,360円)を超える場合は、接続通信時間にかかわらず3,200円 (3,360円)を適用します。		

5の2-2-4の2 特定加入者回線に係る加算額

(1) 保守メニュー2のものに係る加算額

ア 東日本電信電話株式会社に係るもの

1の特定加入者回線ごとに

区 分	料 金 額		
タイプ3のコース1に係るもの	2,500円 (2,625円)		
タイプ4に係るもの	コース2、コース3又はコース4に係るもの	2,500円 (2,625円)	
	コース9に係るもの	クラス1のもの	1,600円 (1,680円)
		クラス2のもの	1,350円 (1,417.5円)

イ 西日本電信電話株式会社に係るもの

1の特定加入者回線ごとに

区 分	料 金 額		
タイプ3のコース1に係るもの	2,500円 (2,625円)		
タイプ4に係るもの	コース2、コース3又はコース4に係るもの	2,500円 (2,625円)	
	コース9に係るもの	下記以外のもの	2,000円 (2,100円)
		当社が別に定める保守グループを設定して提供するもの	1,000円 (1,050円)

5の2-2-5 付加機能利用料

区 分		単 位	料金額	
ローミング機能	当社が別に定める当社の海外現地法人等又は他事業者等（以下「他事業者」といいます。）の電気通信設備から送信された契約者識別符号及び暗証符号を、その第6種契約者のものであることを識別することにより、その他事業者の電気通信サービスの提供を受けることができるようにする機能	ア イ以外 の場合	通信時間の 料金月単位 での累計時 間1分まで ごとに	18円 (18.9 円)
		イ 当社の 海外現地 法人等の 電気通信 サービス の提供を 受ける場 合	通信時間の 料金月単位 での累計時 間1分まで ごとに	10円 (10.5 円)
備考	<p>1 この機能は、カテゴリー1（プラン1に係るものに限り）、カテゴリー3、カテゴリー4（IPv4プロトコルによる利用の場合に限り）、カテゴリー5（プラン1に係るものに限り）及びカテゴリー6に係る第6種契約者に限り提供します。</p> <p>2 この機能に係る通信時間は、他事業者が信号（その他事業者に係る電気通信設備から送信された契約者識別符号及び暗証符号が第6種契約者のものであることを識別した信号をいいます。）を受信した時刻から起算し、第6種契約者からの通信終了の信号を受け又はその通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社の機器により測定します。</p>			

ウェブ機能	この機能を利用する第6種契約者が当社のドメイン名を使用するホームページに係る情報の蓄積又は転送等を行うことができる機能	蓄積できる情報量が10メガバイトまでのもの		—
		蓄積できる情報量が10メガバイトを超えるもの	10メガバイトを超え5メガバイトまでごとに月額	200円 (210円)
備考	<p>1 この機能は、カテゴリー1からカテゴリー3のプラン1、カテゴリー4（IPv4プロトコルによる利用の場合に限ります。）、カテゴリー5のプラン1又はカテゴリー6に係る第6種契約者に限り提供します。</p> <p>2 当社は、ホームページアドレスを当社が別に定めるところにより割り当てます。この場合のホームページアドレスの数は、1の第6種契約につき1とします。</p> <p>3 この機能を利用する場合において、蓄積できるホームページに係る情報量は、当社が別に定めるところによります。</p> <p>4 当社は、当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないときその他当社のIP通信網サービスに係る業務の遂行上著しい支障があるときは、現に蓄積している情報の転送を停止し、又は消去することがあります。</p> <p>5 当社は、他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、法令に反する、他人の利益を害する、又は別記4の2に定める事項に抵触する態様でこの機能が利用されていると認めた場合は、現に蓄積している情報の転送の停止を行うことがあります。</p> <p>6 当社は、この備考の5の規定により現に蓄積している情報の転送の停止をされた第6種契約者が、なおその事実を解消しないときは、この機能の廃止を行うことがあります。</p> <p>7 この備考の4から6までの規定により現に蓄積している情報の転送の停止若しくは消去又はこの機能の廃止を行う場合は、当社はあらかじめそのことを第6種契約者にお知らせします。 なお、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。</p> <p>8 当社は、一定期間情報を蓄積していないときは、この機能の廃止を行うことがあります。この場合、当社は、あらかじめそのことを第6種契約者にお知らせします。</p> <p>9 当社は、この機能の利用に伴い発生する損害（この備考の4から6までの規定及び8の規定により現に蓄積している情報の転送の停止若しくは消去又はこの機能の廃止を行ったことに伴い発生するものを含みます。）については、責任を負いません。</p>			

ダイヤルアップアクセスサービス着信機能	この機能を利用する第6種契約者に係るDSL回線へダイヤルアップアクセス回線等から発信し、当社が別に定めるところに従って、発信者識別符号（その第6種契約者がその指定する者（その第6種契約者を含みます。以下この欄において同じとします。）を識別するために割り当てる発信者識別共通符号（その第6種契約者がその指定する者の全員に割り当てる1の英字及び数字の組合せであって、その第6種契約者に係るドメイン名を含むものをいいます。以下この欄において同じとします。）並びにその他の英字及び数字の組み合わせをいいます。以下この欄において同じとします。）を送信することによりそのダイヤルアップアクセス回線等との間の通信を行うことができるようにする機能	基本額（1発信者識別共通符号ごとに月額）	6,000円 (6,300円)
		加算額（同時着信可能数（第6種契約者に係るDSL回線へダイヤルアップアクセス回線等から同時に通信を行うことができる数をいいます。以下この欄において同じとします。）1ごとに月額）	2,500円 (2,625円)
備考	<ol style="list-style-type: none"> <li>この機能は、タイプ1に係る第6種契約者に限り提供します。</li> <li>この機能において利用することができる発信者識別共通符号の数及び登録することができる同時着信可能数等は、当社が別に定めるところによります。</li> <li>当社は、1の発信者識別共通符号につき1のダイヤルアップアクセスサービス着信番号を付与します。</li> <li>この機能を利用するときは、契約事務を行うIP通信網サービス取扱所に、通信相手先のダイヤルアップアクセス回線に係る電話番号又は契約者回線番号をあらかじめ通知していただきます。</li> </ol>		
着信課金機能	この機能を利用する第6種契約者に係るダイヤルアップアクセスサービス着信番号に着信するダイヤルアップアクセス回線からの通信について、その通信に関する料金の支払いを要する者をその第6種契約者とし、その第6種契約者に一括して課金することができるようにする機能		—
備考	<ol style="list-style-type: none"> <li>この機能は、ダイヤルアップアクセスサービス着信機能を利用する第6種契約者に限り提供します。この場合、そのダイヤルアップアクセスサービス着信機能については、この機能の利用に係る専用の発信者識別共通符号により利用していただくものとし、その通信については、ダイヤルアップアクセス回線との間に限り行うことができるものとします。</li> <li>当社は、この機能を利用する旨の申出があったときは、その利用を承諾した日を含む料金月の翌料金月から提供します。 ただし、その承諾した日が料金月の初日である場合は、その承諾した日を含む料金月から提供します。</li> <li>この機能の提供にあたっては、当社は、この機能に係る特定のダイヤルアップアクセスサービス着信番号を別に付与します。</li> </ol>		

	<p>4 当社は、ダイヤルアップアクセス回線からの着信のうち、この備考の3に規定する特定のダイヤルアップアクセスサービス着信番号に着信したものを、着信課金通信として取り扱います。</p> <p>5 この機能を利用するときは、契約事務を行うIP通信網サービス取扱所に、通信相手先のダイヤルアップアクセス回線に係る電話番号又は契約者回線番号をあらかじめ通知していただきます。</p>				
選択型パケットフィルタリング機能	この機能を利用する第6種契約者に係るDSL回線へその第6種契約者以外の者から通信開始の要求があった場合に、その通信開始の要求に係る内容があらかじめその第6種契約者が指定したものであるときに限り、その要求に係る通信を行うことができるようにする機能			—	
備考	<p>1 この機能は、タイプ1に係る第6種契約者に限り提供します。</p> <p>2 この機能において、第6種契約者が指定することができる通信開始の要求に係る内容等は、当社が別に定めるところによります。</p> <p>3 当社は、この機能の利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。</p>				
IP v 6 トンネリング機能	IP v 6 トンネリング装置を利用してIP v 6 パケットに係る通信を行うことができるようにする機能	タイプ1のもの		512kb/s 品目のもの	1 契約ごとに月額 12,000 円 (12,600 円)
				1.5Mb/s 品目のもの	1 契約ごとに月額 31,000 円 (32,550 円)
	タイプ2のもの	プラン1のもの	64kb/s 品目のもの	1 契約ごとに月額 2,500 円 (2,625 円)	
		プラン2のもの	64kb/s 品目のもの	1 契約ごとに月額 3,000 円 (3,150 円)	
	タイプ3のもの	コース1のもの		プラン1のもの	1 契約ごとに月額 2,500 円 (2,625 円)
				プラン2のもの	1 契約ごとに月額 3,000 円 (3,150 円)
				プラン3のもの	1 契約ごとに月額 3,500 円 (3,675 円)

	コース1の2のもの	プラン1のもの		1契約ごとに月額	3,000円 (3,150円)
		プラン2のもの		1契約ごとに月額	4,000円 (4,200円)
		プラン3のもの		1契約ごとに月額	5,000円 (5,250円)
	コース2のもの	プラン1のもの		1契約ごとに月額	2,500円 (2,625円)
タイプ4のもの	コース1のもの	プラン1のもの	10Mb/s品目のもの	1契約ごとに月額	3,000円 (3,150円)
		プラン2のもの	10Mb/s品目のもの	1契約ごとに月額	4,000円 (4,200円)
	コース2のもの	プラン1のもの	100Mb/s品目のもの	1契約ごとに月額	3,000円 (3,150円)
		プラン2のもの	100Mb/s品目のもの	1契約ごとに月額	4,000円 (4,200円)
	コース2の2のもの	プラン2のもの		1契約ごとに月額	4,000円 (4,200円)
	コース3のもの	プラン1のもの	100Mb/s品目のもの	1契約ごとに月額	4,000円 (4,200円)
		プラン2のもの	100Mb/s品目のもの	1契約ごとに月額	6,000円 (6,300円)
		プラン3のもの	100Mb/s品目のもの	1契約ごとに月額	7,000円 (7,350円)

			コース3のもの	プラン2のもの	1Gb/s 品目のもの	1 契約ごとに月額	6,500円 (6,825円)
				プラン3のもの	1Gb/s 品目のもの	1 契約ごとに月額	7,500円 (7,875円)
			コース4のもの	プラン1のもの	100Mb/s 品目のもの	1 契約ごとに月額	7,000円 (7,350円)
				プラン2のもの	100Mb/s 品目のもの	1 契約ごとに月額	14,000円 (14,700円)
				プラン3のもの	100Mb/s 品目のもの	1 契約ごとに月額	25,000円 (26,250円)
				プラン4のもの	100Mb/s 品目のもの	1 契約ごとに月額	27,000円 (28,350円)
				プラン5のもの	100Mb/s 品目のもの	1 契約ごとに月額	29,000円 (30,450円)
			コース9のもの	プラン1のもの		1 契約ごとに月額	2,500円 (2,625円)
				プラン2のもの		1 契約ごとに月額	4,000円 (4,200円)
			コース9のもの	プラン2のもの		1 契約ごとに月額	4,000円 (4,200円)
			コースNFのもの	プラン1のもの		1 契約ごとに月額	3,000円 (3,150円)
				プラン2のもの		1 契約ごとに月額	4,000円 (4,200円)

			プラン3のもの	1契約ごとに月額	5,000円 (5,250円)
		コースNMのもの	プラン1のもの	1契約ごとに月額	2,500円 (2,625円)
			プラン2のもの	1契約ごとに月額	4,000円 (4,200円)
		コースNBのもの	プラン1のもの	1契約ごとに月額	7,000円 (7,350円)
			プラン2のもの	1契約ごとに月額	14,000円 (14,700円)
			プラン3のもの	1契約ごとに月額	25,000円 (26,250円)
			プラン4のもの	1契約ごとに月額	27,000円 (28,350円)
			プラン5のもの	1契約ごとに月額	29,000円 (30,450円)
備考	この機能は、カテゴリー1又はカテゴリー5に係る第6種契約者に限り提供します。				
CCNグループ内通信機能	この機能を利用する第6種契約者に係るDSL回線又は光アクセス回線をクローズドコンピュータ通信網サービスに係るCCNグループ回線とし、そのCCNグループに係る他のCCNグループ回線との間の通信を行うことができるようにする機能	ア	クローズドコンピュータ通信網サービスのカテゴリー1のタイプ1に係るCCNグループに所属する場合	1契約ごとに月額	200円 (210円)

		イ クロー ズドコン ピュータ 通信網サ ービスの カテゴリ ー1のタ イプ2に 係るCC Nグルー プに所属 する場合		—	
備考	<p>1 この機能は、カテゴリ1（タイプ3のコース1、コース1の2若しくはコース2又はタイプ4（コース2の2、コース3の2及びコース9の2を除きます。）に限ります。）であって、プラン1のもの、カテゴリ3（タイプ3又はタイプ5に限ります。）、カテゴリ5（タイプ3のコース1又はコース1の2、タイプ4（コース2、コース3、コース4又はコース9に限ります。）に限ります。）であって、プラン1のもの又はカテゴリ6（タイプ3に限ります。）に係る第6種契約者に限り提供します。</p> <p>2 この機能を利用するときは、契約事務を行うIP通信網サービス取扱所に、所属する1のCCNグループ（以下「所属CCNグループ」といいます。）をあらかじめ届け出ていただきます。</p> <p>3 当社は、所属CCNグループに係るクローズドコンピュータ通信網契約者の同意がないときは、この機能の利用の申出を承諾しないことがあります。</p> <p>4 この機能を利用する第6種契約者から所属CCNグループの変更の請求があったときは、この備考の3の規定に準じて取り扱います。</p> <p>5 所属CCNグループに係るクローズドコンピュータ通信網契約において外部接続回線が設置されているときは、この機能を利用する第6種オープンコンピュータ通信網サービスに係る通信は、その外部接続回線との間で行うことができます。</p>				
DNS機能	この機能を利用する第6種契約者に係るドメイン名及びIPアドレスを当社のドメイン名管理装置に登録し、ドメインネームシステムによる名前解決をすることができる機能	プライマリ型	正引き登録	1ゾーンごとに月額	2,000円 (2,100円)
			逆引き登録	10ゾーンごとに月額	2,000円 (2,100円)
		セカンダリ型		1のドメイン名を除く他のドメイン名について1のドメイン名ごとに月額	1,000円 (1,050円)

	備考	<p>1 この機能は、カテゴリー1（プラン1を除きます。）、カテゴリー4（IPv4プロトコルによる利用の場合に限ります。）又はカテゴリー5（プラン1を除きます。）に係る第6種契約者に限り提供します。</p> <p>2 「プライマリ型」とは、プライマリDNS及びセカンダリDNSを利用することができるものをいいます。</p> <p>3 「セカンダリ型」とは、セカンダリDNSに限り利用することができるものをいいます。</p> <p>4 この機能において登録することができるドメイン名、ドメイン名の文字数及びIPアドレスについては、当社が別に定めるところによります。</p>		
ポータブルIPアクセス機能		5の2-1 適用の(7)に係る規定にかかわらず、接続通信時間に関係なくこの欄に規定する料金額を適用してポータブルIPアクセスを提供する機能	1の契約者識別符号ごとに月額	1,400円 (1,470円)
	備考	<p>1 この機能は、カテゴリー1（プラン1のものに限ります。）、カテゴリー3、カテゴリー4（IPv4プロトコルによる利用の場合に限ります。）、カテゴリー5（プラン1のものに限ります。）及びカテゴリー6に係る契約者に限り提供します。</p> <p>2 第6種契約者がこの機能の提供を請求したとき、その請求の承諾日を含む料金月においては5の2-1（適用）の(7)に係る規定を適用し、翌料金月からこの欄に規定する料金を適用します。ただし、第6種契約の申込みと同時に第6種契約者がこの機能の提供を請求したときは、その請求の承諾日を含む料金月からこの欄に規定する料金を適用します。</p>		
マルチポリシー設定機能		第6種契約者がマルチポリシー設定機能を利用する第3種契約者、第5種契約者、第6種契約者及び第8種契約者と相互に設定を行うことにより、最大20のIPセキュリティプロトコル通信を行うことができる機能	下記以外のもの	端末設備1台ごとに 6,000円 (6,300円)
			カテゴリー4に係る第6種契約者又は付加機能（IPv6トンネリング機能に係るものに限ります。）を利用している場合	端末設備1台ごとに 5,000円 (5,250円)
	備考	<p>当社は、この機能をカテゴリー1（セキュリティサービスを利用するもの並びにコースNF、コースNM及びコースNBに係るものに限ります。）、カテゴリー2及びカテゴリー3（タイプ4のコースNF及びコースNM並びにタイプ5に係るものに限ります。）並びにCCNグループ内通信機能に係る付加機能並びに当社が別に定める第6種契約者には提供しません。</p> <p>（注）本欄に規定する当社が別に定める第6種契約者とは、付帯サービス（回線制御装置に係るものに限ります。）を利用する者をいいます。</p>		

5の2-2-6 ユニバーサルサービス料

区 分	単 位	料 金 額
-----	-----	-------

ユニバーサルサービス料	1のダイヤルアップアクセスサービス着信番号ごとに月額	基礎的電気通信役務支援機関がその適用期間ごとに総務大臣に認可を受けた番号単価と同額
備考 番号単価は、基礎的電気通信役務支援機関が別に定める期間ごとに算定し、ホームページ ( <a href="http://www.tca.or.jp/universalservice/">http://www.tca.or.jp/universalservice/</a> ) で公表します。		

5の2-2-7 データ通信料（着信課金通信に係るもの）

1のダイヤルアップアクセスサービス着信番号ごとに

区 分	料 金 額
基本額（月額）	データ伝送サービス契約約款に規定する着信課金通信に係る通信料金の定額利用料（その通信料金の区分がデータ通信料の区分と同一のものに限ります。）と同額
加算額（1分までごとに）	データ伝送サービス契約約款に規定する着信課金通信に係る通信料金の加算額（その通信料金の区分がデータ通信料の区分と同一のものに限ります。）と同額

5の3 第7種契約に係るもの

5の3-1 適用

区 分	内 容	
(1) 区別に係る料金の適用	当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり区別を定めます。	
	区 別	内 容
	カテゴリー1	第7種回線制御装置を使用して通信を行うことができるものであって、特定加入者回線を利用するもの
	カテゴリー2	第7種回線制御装置を使用して通信を行うことができるものであって、カテゴリー1及びカテゴリーS以外のもの
	カテゴリーS（OCNセキュリティplus）	第7種回線制御装置を使用して通信を行うことができるものであって、Webアクセス時ウイルスチェック（当社が指定するコンピュータウイルス対策ソフトを利用してコンピュータウイルスの検知されたホームページへのアクセス制限を行うことができる機能。以下同じとします。）を有するもの
	備考	1 カテゴリー1に係る特定加入者回線に係る提供条件

	<p>は、別記13の2の(3)のア、別記13の2の(3)の2又は別記13の2の(5)に定める特定協定事業者の契約約款（料金表の規定に係るものであって、当社が指定するものに限ります。）に準ずるものとし、当社が提供するその特定加入者回線の品目及び通信の態様による細目は、当社が料金表第1表（料金）に定めるところによります。</p> <p>2 Webアクセス時ウイルスチェックにおいて検知可能なコンピュータウイルスは、コンピュータウイルスの検知の実施時における、当社が指定するウイルスパターンファイルにより対応可能なコンピュータウイルスとします。</p> <p>3 第7種契約者（カテゴリーSに係るものに限ります。以下、本欄において同じとします。）は、Webアクセス時ウイルスチェックの利用にあたっては、その自営端末設備等について、当社が指定する設定をしていただきます。</p> <p>4 当社は、第7種契約者がホームページ等からダウンロードする情報のうち、当社が指定する情報については、ウイルスチェックを行わないことがあります。</p> <p>5 Webアクセス時ウイルスチェックは、Webアクセス時ウイルスチェックの利用中の通信の品質を保証するものではありません。</p>
--	---

<p>(2) 品目及び細目に係る料金の適用</p>	<p>当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目及び通信又は保守の態様による細目を定めます。</p> <p>ア 通信の態様による細目</p> <p>(ア) アクセス回線による区別</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">区 別</th> <th style="width: 50%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タイプ1</td> <td>D S L回線を使用して通信を行うことができるもの</td> </tr> <tr> <td>タイプ2</td> <td>光アクセス回線を使用して通信を行うことができるもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 第7種オープンコンピュータ通信網サービスに係る通信は、契約者回線等との間で行うことができます。この場合において、当社は、相互接続点又はN S P I X Pとの接続点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。</p> <p>2 この備考の1に規定するほか、第7種オープンコンピュータ通信網サービスに係る通信について、5の3-2-5（付加機能利用料）又は当社が別に定める当社の契約約款に別段の定めがある場合は、その定めるところによる通信を行うことができます。</p> <p>(イ) アクセス回線の細目等による区別</p> <p>A タイプ1に係るもの</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">細 目</th> <th style="width: 50%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コース1</td> <td>そのD S L回線が別記13の2の(3)のアに定める契約に係るもの</td> </tr> <tr> <td>コース2</td> <td>そのD S L回線が別記13の2の(3)の2に定める契約に係るもの</td> </tr> </tbody> </table>	区 別	内 容	タイプ1	D S L回線を使用して通信を行うことができるもの	タイプ2	光アクセス回線を使用して通信を行うことができるもの	細 目	内 容	コース1	そのD S L回線が別記13の2の(3)のアに定める契約に係るもの	コース2	そのD S L回線が別記13の2の(3)の2に定める契約に係るもの
区 別	内 容												
タイプ1	D S L回線を使用して通信を行うことができるもの												
タイプ2	光アクセス回線を使用して通信を行うことができるもの												
細 目	内 容												
コース1	そのD S L回線が別記13の2の(3)のアに定める契約に係るもの												
コース2	そのD S L回線が別記13の2の(3)の2に定める契約に係るもの												

備考

- 1 コース2のものは、保守の態様による細目が保守メニュー2に係るものに限りません。
- 2 当社は、コース1、コース2に係るDSL回線がカテゴリ1に係る場合は、そのDSL回線を特定加入者回線として提供します。この場合、当社はコース1、コース2に規定するDSL回線を電話非重畳のものに限り提供します。
- 3 カテゴリ1、カテゴリ2及びカテゴリSに係るものについては、コース1又はコース2に限り提供しません。

B タイプ2に係るもの

区 別	内 容
コース1	<p>別記13の2の(5)のAに規定する光アクセス回線（当社が別に定めるものに限りません。）を利用するもの</p> <p>(注)本欄に規定する当社が別に定める光アクセス回線は、次に掲げる特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するものとします。</p> <p>a 東日本電信電話株式会社に係るもの メニュー5-1のI型の10Mb/s品目のもの</p> <p>b 西日本電信電話株式会社に係るもの メニュー5-1の10Mb/s品目のもの</p>
コース2	<p>別記13の2の(5)のAに規定する光アクセス回線（当社が別に定めるものに限りません。）を利用するもの</p> <p>(注)本欄に規定する当社が別に定める光アクセス回線は、次に掲げる特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するものとします。</p> <p>a 東日本電信電話株式会社に係るもの メニュー5-1の100Mb/s品目のI型のプラン3のもの</p> <p>b 西日本電信電話株式会社に係るもの メニュー5-1の100Mb/s品目のプラン3のもの</p>
コース3	<p>別記13の2の(5)のAに規定する光アクセス回線（当社が別に定めるものに限りません。）を利用するもの</p> <p>(注)本欄に規定する当社が別に定める光アクセス回線は、次に掲げる特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するものとします。</p> <p>a 東日本電信電話株式会社に係るもの メニュー5-1の100Mb/s品目のI型のプラン2のもの</p> <p>b 西日本電信電話株式会社に係るもの メニュー5-1の100Mb/s品目のプラン2のもの</p>
コース4	<p>別記13の2の(5)のAに規定する光アクセス回線（当社が別に定めるものに限りません。）を利用するもの</p> <p>(注)本欄に規定する当社が別に定める光ア</p>

		<p>セス回線は、次に掲げる特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するものとします。</p> <p>a 東日本電信電話株式会社に係るもの メニュー5-1の100Mb/s品目のI型のプラン1のもの</p> <p>b 西日本電信電話株式会社に係るもの メニュー5-1の100Mb/s品目のプラン1のもの</p>
コース5	別記13の2の(5)のAに規定する光アクセス回線（当社が別に定めるものに限ります。）を利用するもの	<p>(注)本欄に規定する当社が別に定める光アクセス回線は、次に掲げる特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するものとします。</p> <p>a 東日本電信電話株式会社に係るもの メニュー5-2のI型の100Mb/s品目のもの</p> <p>b 西日本電信電話株式会社に係るもの メニュー5-2の100Mb/s品目のカテゴリ-1のもの</p>
コース6	別記13の2の(5)のAに規定する光アクセス回線（当社が別に定めるものに限ります。）を利用するもの	<p>(注)本欄に規定する当社が別に定める光アクセス回線は、次に掲げる特定協定事業者（西日本電信電話株式会社に限りません。）の契約約款及び料金表に規定するものとします。</p> <p>a メニュー5-1の100Mb/s品目のプラン4のもの</p> <p>b メニュー5-2の100Mb/s品目のカテゴリ-1のもの</p>
コースNF	別記13の2の(5)のAに規定する光アクセス回線（当社が別に定めるものに限ります。）を利用するもの	<p>(注)本欄に規定する当社が別に定める光アクセス回線は、次に掲げる特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するものとします。</p> <p>a 東日本電信電話株式会社に係るもの メニュー5-1のII型の100Mb/s品目のもの</p> <p>b 西日本電信電話株式会社に係るもの メニュー5-1の100Mb/s品目のプラン5のもの</p>
コースNM	別記13の2の(5)のAに規定する光アクセス回線（当社が別に定めるものに限ります。）を利用するもの	<p>(注)本欄に規定する当社が別に定める光アクセス回線は、次に掲げる特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するものとします。</p> <p>a 東日本電信電話株式会社に係るもの メニュー5-2のII型の100Mb/s品目のもの</p>

の  
 b 西日本電信電話株式会社に係るもの  
 メニュー5-2の100Mb/s品目のカテゴリー3のもの

備考  
 1 カテゴリー1については、コース2からコース4に限り提供します。この場合、当社はコースに規定する光アクセス回線を特定加入者回線として提供します。  
 2 カテゴリー2については、コース1からコース6に限り提供します。

イ 保守の態様による細目

区 別	内 容
保守メニュー1	午前9時から午後5時までの時間帯以外の時刻に、その第7種契約に係る修理又は復旧の請求を受け付けたときに、午前9時から午後5時までの時間帯(その受け付けた時刻以後の直近のものとしします。)においてその修理又は復旧を行うもの
保守メニュー2	保守メニュー1以外のもの

備考  
 1 保守の態様による細目は、カテゴリー1の特定加入者回線に限り適用します。  
 2 保守メニュー2のものは、カテゴリー1に係るものに提供します。  
 3 第7種契約者は、その第7種契約について、同一月において複数回の保守の態様による細目の変更(その細目の変更と同時に品目の変更を行う場合を除きます。)の請求を行うことはできません。

ウ 品目

(ア) タイプ1に係るもの  
 A コース1に係るもの

第6種契約(タイプ3のコース1に係るものに限ります。)に係る品目と同一とします。

備考  
 1 Mb/s品目はカテゴリーSに限り提供します。

B コース2に係るもの

第6種契約(タイプ3のコース1の2に係るものに限ります。)に係る品目と同一とします。

備考  
 タイプ1のコース2に係る品目は、カテゴリー1、カテゴリー2及びカテゴリーSに限り提供します。

(イ) タイプ2に係るもの

品 目	内 容
10Mb/s	最大10Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
100Mb/s	最大100Mbit/s までの符号伝送が可能なもの

	備考 10Mb/s品目のものは、カテゴリー2に限り提供します。																									
(3) OCNビジネス安心パック割引の適用	<p>ア 当社は、第7種契約者（次に掲げる(1)から(4)までの契約を全て当社と締結している者に限ります。以下この欄において同じとします。）からあらかじめ申出があった場合には、定額利用料について、5の3-2-1の(3)に規定する額から、次表に規定する額を減額（以下この欄において「OCNビジネス安心パック割引」といいます。）して適用します。</p> <p>(1) 第7種契約（カテゴリーSに係るものに限ります。）</p> <p>(2) 第1種ホスティング契約（メール・ウェブホスティングサービスのタイプ1のプラン5、プラン6又はプラン7に係るものに限ります。）</p> <p>(3) 当社のウイルスチェックサービス利用規約に規定する第3種契約（(2)の契約に係るメール・ウェブホスティングサービスに対応する区分に限ります。）</p> <p>(4) 当社の迷惑メールフィルタリングサービス利用規約に規定する迷惑メールフィルタリング契約（(2)の契約に係るメール・ウェブホスティングサービスに対応する区分に限ります。）</p> <table border="1" data-bbox="592 954 1289 1534"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>定額利用料の減額 (月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">タイプ1のもの</td> <td>コース1のもの</td> <td>1,100円(1,155円)</td> </tr> <tr> <td>コース2のもの</td> <td>1,100円(1,155円)</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">タイプ2のもの</td> <td>コース1のもの</td> <td>1,100円(1,155円)</td> </tr> <tr> <td>コース2のもの</td> <td>1,100円(1,155円)</td> </tr> <tr> <td>コース3のもの</td> <td>3,000円(3,150円)</td> </tr> <tr> <td>コース4のもの</td> <td>3,000円(3,150円)</td> </tr> <tr> <td>コース5のもの</td> <td>1,100円(1,155円)</td> </tr> <tr> <td>コース6のもの</td> <td>1,100円(1,155円)</td> </tr> <tr> <td>コースNFのもの</td> <td>1,100円(1,155円)</td> </tr> <tr> <td>コースNMのもの</td> <td>1,100円(1,155円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 当社は、アに掲げる(1)から(4)までの各々1の契約の合計4契約の組み合わせごとに、1のOCNビジネス安心パック割引を適用します。</p> <p>ウ 当社は、第7種契約者からOCNビジネス安心パック割引の申出があった場合に、第7種契約者にOCNビジネス安心パック割引の申出に対する当社の承諾が同一料金月内にあったときは、その申出を承諾しないことがあります。</p> <p>エ 当社は、アに規定する料金額について、アに掲げる(1)から(4)までの契約に係る全てのサービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から適用し、それらの契約のうち1以上を解除（第1種ホスティング契約の種類の利用の廃止を含みます。）した日を含む料金月まで適用します。</p> <p>ただし、当社は、アに掲げる(1)から(4)までの契約に係るサ</p>	区 分		定額利用料の減額 (月額)	タイプ1のもの	コース1のもの	1,100円(1,155円)	コース2のもの	1,100円(1,155円)	タイプ2のもの	コース1のもの	1,100円(1,155円)	コース2のもの	1,100円(1,155円)	コース3のもの	3,000円(3,150円)	コース4のもの	3,000円(3,150円)	コース5のもの	1,100円(1,155円)	コース6のもの	1,100円(1,155円)	コースNFのもの	1,100円(1,155円)	コースNMのもの	1,100円(1,155円)
区 分		定額利用料の減額 (月額)																								
タイプ1のもの	コース1のもの	1,100円(1,155円)																								
	コース2のもの	1,100円(1,155円)																								
タイプ2のもの	コース1のもの	1,100円(1,155円)																								
	コース2のもの	1,100円(1,155円)																								
	コース3のもの	3,000円(3,150円)																								
	コース4のもの	3,000円(3,150円)																								
	コース5のもの	1,100円(1,155円)																								
	コース6のもの	1,100円(1,155円)																								
	コースNFのもの	1,100円(1,155円)																								
	コースNMのもの	1,100円(1,155円)																								

	<p>ービスについて、全て同時に提供を開始したときは、それらの契約に係るサービスの提供を開始した日から、アの規定を適用します。</p>
(4) 最低利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用	<p>ア 第7種契約者は、最低利用期間内に第7種契約の解除（当社が別に定める理由によるものを除きます。）があった場合は、第82条（定額利用料等の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する定額利用料に相当する額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。</p> <p>イ 第7種契約者は、最低利用期間内に第7種オープンコンピュータ通信網サービスの品目又は通信又は保守の態様による細目の変更（以下この欄において「品目等の変更」といいます。）があった場合は、その品目等の変更について変更前の定額利用料の額から変更後の定額利用料の額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間を乗じて得た額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。</p> <p>ウ イの場合に、品目等の変更と同時にそのDSL回線又は光アクセス回線に係る終端の場所において、第7種オープンコンピュータ通信網サービスに係るDSL回線又は光アクセス回線の新設又は契約の解除を行うときの残額の算定は、同時に行う新設等のDSL回線又は光アクセス回線に係る第7種オープンコンピュータ通信網サービスの定額利用料を合算して行います。</p> <p>(注) この欄に規定する当社が別に定める理由は、DSL回線が別記1の2の(1)に掲げる特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定する後行回線となる場合であって、その後行回線がその特定協定事業者の他の電気通信サービスに対し信号の漏えいによる影響を与える等により、その特定協定事業者によってその後行回線に係る契約が解除となる場合とします。</p>
(5) 電子メールの利用の場合の定額利用料の加算額の適用	<p>電子メールの利用の場合の定額利用料の加算額は、1の第7種契約（カテゴリー1及びカテゴリー2に係るものを除きます。）につき利用することとなる1のメールアドレスを除く他のメールアドレスについて適用します。</p>
(6) 保守メニューに係る加算額の適用	<p>特定加入者回線に係る保守メニュー2の利用の場合の定額利用料の加算額は、1の特定加入者回線（本表(2)欄に規定するタイプ1のコース2に係るものを除きます。）ごとに適用します。</p>

(7) 利用料金の適用除外	<p>第7種オープンコンピュータ通信網サービス(カテゴリー1のタイプ1(特定加入者回線に係るものに限ります。))に係るものに限ります。)の提供の開始、特定加入者回線の移転又は品目の変更により、リンク未確立状態(当社が別に定める事象であって、特定加入者回線の終端に接続される端末設備とその端末設備と対向して収容IP通信網サービス取扱所に設置される特定加入者回線に係る回線収容部との間における通信が全く利用できない状態をいいます。以下、同じとします。)となった場合(そのことを当社が確認できる場合に限ります。)であって、その第7種オープンコンピュータ通信網サービスの提供の開始、特定加入者回線の移転又は品目の変更の日の翌日から起算して20日以内に、第7種契約者からその旨の申出があり、その第7種契約の解除又は特定加入者回線の移転若しくは品目の変更の請求が行われた場合は、料金表第1表(料金)の規定にかかわらず、リンク未確立状態の期間に係る利用料金は適用しません。</p> <p>(注) 本欄に規定する当社が別に定める事象とは、別記13の2の(3)のア又は別記13の2の(3)の2に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するDSL方式に起因する事象に準ずるものとします。</p>
---------------	--

5の3-2 料金額

5の3-2-1 定額利用料

(1) カテゴリー1のもの

ア タイプ1のもの

(ア) コース1のもの

① 東日本電信電話株式会社に係るもの

1契約ごとに月額

区 分	料 金 額
1.5Mb/sのもの	10,030円(10,531.5円)
8Mb/sのもの	10,230円(10,741.5円)
12Mb/sのもの	10,330円(10,846.5円)
40Mb/sのもの	10,430円(10,951.5円)
47Mb/sのもの	10,530円(11,056.5円)

② 西日本電信電話株式会社に係るもの

1契約ごとに月額

区 分	料 金 額
1.5Mb/sのもの	10,030円(10,531.5円)
8Mb/sのもの	10,230円(10,741.5円)
12Mb/sのもの	10,330円(10,846.5円)
24Mb/sのもの	10,400円(10,920円)
40Mb/sのもの	10,430円(10,951.5円)
47Mb/sのもの	10,430円(10,951.5円)

(イ) コース2のもの

① 東日本電信電話株式会社に係るもの

1契約ごとに月額

区 分	料 金 額
40Mb/sのもの	16,480円(17,304円)
47Mb/sのもの	16,480円(17,304円)

イ タイプ2のもの

(ア) 東日本電信電話株式会社に係るもの

1 契約ごとに月額

区 分	料 金 額
コース2のもの	10,580円 (11,109円)
コース3のもの	20,480円 (21,504円)
コース4のもの	91,500円 (96,075円)

(イ) 西日本電信電話株式会社に係るもの

1 契約ごとに月額

区 分	料 金 額
コース2のもの	10,780円 (11,319円)
コース3のもの	20,480円 (21,504円)
コース4のもの	91,500円 (96,075円)

(2) カテゴリー2のもの

ア タイプ1のもの

1 契約ごとに月額

区 分	料 金 額
コース1のもの	3,980円 (4,179円)
コース2のもの	3,980円 (4,179円)

イ タイプ2のもの

1 契約ごとに月額

区 分	料 金 額
コース1のもの	4,980円 (5,229円)
コース2のもの	4,980円 (5,229円)
コース3のもの	9,980円 (10,479円)
コース4のもの	50,000円 (52,500円)
コース5のもの	4,980円 (5,229円)

(3) カテゴリーSのもの

ア タイプ1のもの

1 契約ごとに月額

区 分	料 金 額
コース1のもの	3,700円 (3,885円)
コース2のもの	3,700円 (3,885円)

イ タイプ2のもの

1 契約ごとに月額

区 分	料 金 額
コース1のもの	3,700円 (3,885円)
コース2のもの	3,700円 (3,885円)
コース3のもの	26,000円 (27,300円)
コース4のもの	83,000円 (87,150円)
コース5のもの	3,700円 (3,885円)
コース6のもの	3,700円 (3,885円)
コースNFのもの	3,700円 (3,885円)
コースNMのもの	3,700円 (3,885円)

5の3-2-2 削除

5の3-2-3 電子メールの利用の場合の定額利用料の加算額

区 分	料 金 額
追加利用するメールアドレスが1の場合	250円 (262.5円)
追加利用するメールアドレスが2の場合	350円 (367.5円)
追加利用するメールアドレスが3の場合	450円 (472.5円)
備考	
<p>1 電子メールを利用することができる者は、カテゴリーSに係る第7種契約者に限ります。</p> <p>2 当社は、メールアドレスを当社が別に指定するところにより割り当てます。</p> <p>3 当社は、第7種契約者（カテゴリーSに係る者に限ります。以下、本欄において同じとします。）から請求があったときは、当社が別に指定するところにより、メールアドレスの追加、変更その他電子メールの利用内容の変更を行います。</p> <p>4 電子メールとして蓄積できる通信の情報量及び期間等は、当社が別に指定するところによります。</p> <p>5 第7種契約者が送信した電子メールにコンピュータウイルス（第三者のプログラムやデータベースに対して意図的に何らかの被害を及ぼすように作られたプログラムであり、自己伝染機能、潜伏機能又は発病機能のうち1つ以上を有するもの）が添付されている又は電子メール本文に含まれている場合、当社が別に定めるコンピュータウイルス対策ソフトにより、そのコンピュータウイルスを検知し、電子メールの転送を停止させることができます。</p> <p>6 コンピュータウイルス対策ソフトにより検知可能なコンピュータウイルスは、ウイルスの検知の実施時における、当社が別に定めるウイルスパターンファイルにより対応可能なウイルスとします。</p> <p>7 この備考の5に規定する電子メールの転送の停止は、当社が別に指定する方法により利用可能とします。</p> <p>8 当社は、この備考の4の電子メールの転送の停止に伴い発生する損害については、第7種契約者その他のいかなる者に対しても責任を負いません。</p> <p>（注1）この備考の5に規定する当社が別に定めるソフトウェアとはトレンドマイクロ株式会社が提供する「InterScan VirusWall」とします。</p> <p>（注2）この備考の6に規定する当社が別に定めるウイルスパターンファイルとは、トレンドマイクロ株式会社が下記URL に掲示するウイルスパターンファイルとします。ただし、トレンドマイクロ株式会社が下記URL に掲示するウイルスパターンファイルを、本サービスにおいて検知可能となるのは、トレンドマイクロ株式会社による当該ウイルスパターンファイル更改後2日後以降となります。</p> <p>URL:<a href="http://www.trendmicro.co.jp/support/">http://www.trendmicro.co.jp/support/</a></p>	

5の3-2-4 特定加入者回線の保守メニュー2に係る加算額

(1) 東日本電信電話株式会社に係るもの

1の特定加入者回線ごとに

区 分	料 金 額
タイプ1のコース1に係るもの	2,500円 (2,625円)
タイプ2に係るもの	2,500円 (2,625円)

(2) 西日本電信電話株式会社に係るもの

1の特定加入者回線ごとに

区 分	料 金 額
タイプ1のコース1に係るもの	2,500円 (2,625円)
タイプ2に係るもの	2,500円 (2,625円)

5の3-2-5 付加機能利用料

区 分	単 位	料 金 額

接続機能 インターネット	第7種契約者がインターネットに接続を行なうことができる機能	1 契約ごとに月額	1,000円 (1,050円)
	備考	1 この機能は、1の第7種アクセス契約ごとに提供します。 2 この機能を利用するものは、電子メール（1のメールアドレスに限ります。）を利用することができます。	
電子メール追加利用機能	追加利用するメールアドレスが1の場合	1 契約ごとに月額	250円 (262.5円)
	追加利用するメールアドレスが2の場合	1 契約ごとに月額	350円 (367.5円)
	追加利用するメールアドレスが3の場合	1 契約ごとに月額	450円 (472.5円)

	備考	<p>1 この機能はインターネット接続機能を利用する場合に限り、1の第7種アクセス回線契約ごとに提供します。</p> <p>2 当社は、メールアドレスを当社が別に指定するところにより割り当てます。</p> <p>3 当社は、第7種契約者（カテゴリー1及びカテゴリー2に係る者に限ります。以下、本欄において同じとします。）から請求があったときは、当社が別に指定するところにより、メールアドレスの追加、変更その他電子メールの利用内容の変更を行います。</p> <p>4 電子メールとして蓄積できる通信の情報量及び期間等は、当社が別に指定するところによります。</p> <p>5 第7種契約者が送信した電子メールにコンピュータウイルス（第三者のプログラムやデータベースに対して意図的に何らかの被害を及ぼすように作られたプログラムであり、自己伝染機能、潜伏機能又は発病機能のうち1つ以上を有するもの）が添付されている又は電子メール本文に含まれている場合、当社が別に定めるコンピュータウイルス対策ソフトにより、そのコンピュータウイルスを検知し、電子メールの転送を停止させることができます。</p> <p>6 コンピュータウイルス対策ソフトにより検知可能なコンピュータウイルスは、ウイルスの検知の実施時における、当社が別に定めるウイルスパターンファイルにより対応可能なウイルスとします。</p> <p>7 この備考の5に規定する電子メールの転送の停止は、当社が別に指定する方法により利用可能とします。</p> <p>8 当社は、この備考の4の電子メールの転送の停止に伴い発生する損害については、第7種契約者その他のいかなる者に対しても責任を負いません。</p> <p>(注1) この備考の5に規定する当社が別に定めるソフトウェアとはトレンドマイクロ株式会社が提供する「InterScan VirusWall」とします。</p> <p>(注2) この備考の6に規定する当社が別に定めるウイルスパターンファイルとは、トレンドマイクロ株式会社が下記URLに掲示するウイルスパターンファイルとします。ただし、トレンドマイクロ株式会社が下記URLに掲示するウイルスパターンファイルを、本サービスにおいて検知可能となるのは、トレンドマイクロ株式会社による当該ウイルスパターンファイル更改後2日後以降となります。</p> <p>URL: <a href="http://www.trendmicro.co.jp/support/">http://www.trendmicro.co.jp/support/</a></p>			
URLフィルタリング機能	第7種契約者が、インターネット上のホームページ等へのアクセスがあった場合に、カテゴリ選択（アダルト、違法行為、掲示板等のURLをカテゴリ別に分類したものをいいます。）されたサイト等へのアクセ	タイプ1のもの	コース1のもの	1契約ごとに月額	3,000円(3,150円)
			コース2のもの	1契約ごとに月額	3,000円(3,150円)
		タイプ2のもの	コース1のもの	1契約ごとに月額	3,000円(3,150円)
			コース2のもの	1契約ごとに月額	3,000円(3,150円)

ス制限を行うことができる機能	コース 3 のもの	1 契約ごとに月額	10,000円 (10,500円)
	コース 4 のもの	1 契約ごとに月額	20,000円 (21,000円)
	コース 5 のもの	1 契約ごとに月額	3,000円 (3,150円)
	コース 6 のもの	1 契約ごとに月額	3,000円 (3,150円)
	コース N F のもの	1 契約ごとに月額	3,000円 (3,150円)
	コース N M のもの	1 契約ごとに月額	3,000円 (3,150円)
備考	この機能は、カテゴリー S に係る第 7 種契約者に限り提供します。		

5 の 3 - 2 - 6 削除

5 の 4 第 8 種契約に係るもの

5 の 4 - 1 適用

区 分	内 容
(1) 第 8 種オープンコンピュータ通信網サービス区域の設定	当社は、行政区画、その地域の社会的経済的諸条件、第 8 種オープンコンピュータ通信網サービスの需要と供給の見込み等を考慮して第 8 種オープンコンピュータ通信網サービス区域を設定します。

(2) 品目に係る料金の適用

当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目を定めます。

	品 目	内 容
イーサネット方式のもの	0.5Mb/s	0.5Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	1 Mb/s	1 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	2 Mb/s	2 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	3 Mb/s	3 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	4 Mb/s	4 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	5 Mb/s	5 Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	10Mb/s	10Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	100 Mb/s	100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの

備考

- 1 第8種オープンコンピュータ通信網サービスに係る通信は、契約者回線等との間で行うことができます。この場合において、当社は、相互接続点又はNSPIXPとの接続点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。
- 2 この備考の1に規定するほか、第8種オープンコンピュータ通信網サービスに係る通信について、5の4-2（料金額）(2)（付加機能利用料）又は当社が別に定める当社の契約約款に別段の定めがある場合は、その定めるところによる通信を行うことができます。
- 3 イーサネット方式のものは、その終端におけるインタフェースがイーサネット対応の加入者回線を設置して提供するものをいいます。
- 4 当社は、加入者回線の終端の場所に当社の回線終端装置を設置します。

(3) 細目に係る料金の適用

当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり通信の態様による細目を定めます。

ア IPアドレス数による区別

区 別	内 容
コース 1	コース 2 以外のもの
コース 2	その第 8 種契約に係る IP アドレスについて、当社が別に定める数を超えてその第 8 種オープンコンピュータ通信網サービスを利用することができないもの

備考

- 1 コース 1 については、10Mb/s 及び 100Mb/s の品目について提供します。
- 2 コース 2 については、0.5Mb/s、1 Mb/s、2 Mb/s、3 Mb/s、4 Mb/s、5 Mb/s 及び 10 Mb/s の品目について提供します。
- 3 コース 1 については、当社が測定した利用速度に基づいて算定した定額利用料の支払いを要します。

イ 通信プロトコルによる区別

区 別	内 容
IPv4 タイプ	その第 8 種契約に係る通信のプロトコルに IPv4 プロトコルを利用するもの
IPv6 タイプ	その第 8 種契約に係る通信のプロトコルに IPv6 プロトコル及び IPv4 プロトコルを利用するもの

備考

- 1 IPv6 タイプについては、10Mb/s 及び 100Mb/s の品目について提供します。
- 2 通信プロトコルによる区別は、IP アドレス数による区別がコース 1 のものに限り適用します。
- 3 IPv6 プロトコルに係る IP アドレスの付与等については当社が別に定めるところによります。

ウ 加入者回線インタフェースの区別

区 別	内 容
10BASE-T	加入者回線の終端におけるインタフェースが 10BASE-T のもの
100BASE-TX	加入者回線の終端におけるインタフェースが 100BASE-TX のもの

備考

- 1 10BASE-T については、0.5Mb/s、1 Mb/s、2 Mb/s、3 Mb/s、4 Mb/s、5 Mb/s 及び 10 Mb/s の品目について提供します。
- 2 100BASE-TX については、10Mb/s 及び 100Mb/s の品目について提供します。

(4) 料金プランに係る料金の適用	ア 当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり料金プランによる区別を定めます。	
	区 別	内 容
	料 金 プラン1	当社が別に定める電気通信サービスを利用して提供するもの (注) 本欄に規定する当社が別に定める電気通信サービスは、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社のLAN型通信網サービス契約約款に規定するLAN型通信網サービス(第2種サービスに限ります。)とします。
	料 金 プラン2	料金プラン1以外のものであって当社が別に定める電気通信サービスを利用して提供するもの。 (注) 本欄に規定する当社が別に定める電気通信サービスは、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社のLAN型通信網サービス契約約款に規定するLAN型通信網サービス(第3種サービスに限ります。)とします。
備考 料金プランによる区別は、細目がコース1のIPv4タイプのもの及びコース2のものに限り提供します。		
イ 第8種契約者は、料金プランの変更を請求する事が出来ません。		
ウ イの規定に基づく請求があったときは、当社は、第51条の24(第8種契約申込みの承諾)の規定に準じて取り扱います。		
(5) コース1の定額利用料の適用	第8種オープンコンピュータ通信網サービスのコース1の定額利用料は、その品目ごとに利用速度が次表に定める基本料適用速度までの場合(利用速度が0の場合を含みます。)は基本料のみを適用し、利用速度が基本料適用速度を超える場合は基本料とその利用速度に対応する加算料を合算して適用します。	
	品 目	基本料適用速度
	10Mb/s	1 Mbit/s
	100Mb/s	5 Mbit/s
(6) 利用速度の測定等	ア 第8種オープンコンピュータ通信網サービスのコース1に係る利用速度は、次表に定める最大送信速度又は最大受信速度のうち大きい方の値とし、その品目ごとに当社の機器により測定します。	
	区 別	内 容
	最大送信速度	測定対象期間において、加入者回線の終端から交換設備への伝送方向についての通信速度を一定時間ごとに測定し、その総測定値から上位5%の測定値を除外した残りの測定値の最大値
	最大受信速度	測定対象期間において、交換設備から加入者回線の終端への伝送方向についての通信速度を一定時間ごとに測定し、その総測定値から上位5%の測

	<table border="1" data-bbox="544 262 1279 338"> <tr> <td data-bbox="544 262 799 338"></td> <td data-bbox="799 262 1279 338">定値を除外した残りの測定値の最大値</td> </tr> </table> <p>イ アの表に規定する測定対象期間は、その品目ごとに料金月の初日から末日までとします。</p> <p>ただし、次の場合は、この限りではありません。</p> <p>(ア) 料金月の初日以外の日にその品目の利用の開始があったとき。</p> <p>この場合、測定対象期間は、その利用開始日からとします。</p> <p>(イ) 料金月の末日以外の日にその品目の利用の終了があったとき。</p> <p>この場合、測定対象期間は、その利用終了日までとします。</p> <p>ウ 当社は、利用速度に1Mbit/s未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。</p> <p>ただし、小数第1位が0の場合は、その端数を切り捨てます。</p>		定値を除外した残りの測定値の最大値
	定値を除外した残りの測定値の最大値		
(7) 最低利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用	<p>ア 第8種オープンコンピュータ通信網サービスには、最低利用期間があります。</p> <p>イ 第8種契約者は、最低利用期間内に第8種契約の解除(当社が別に定める理由によるものを除きます。)があった場合は、第82条(定額利用料等の支払義務)、第82条の2(定額利用料等の支払義務)及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する定額利用料(加算料を除きます。以下、この欄において同じとします。)に相当する額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。</p> <p>ウ 第8種契約者は、最低利用期間内に第8種オープンコンピュータ通信網サービスの品目等の変更(品目、通信又は保守の態様による細目又は料金プランの変更をいいます。以下この欄において同じとします。)があった場合であって、変更前の定額利用料に残余の期間を乗じて得た額から変更後の定額利用料に残余の期間を乗じて得た額を控除し、残額があるときには、その額を当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。</p>		
(8) サービス品質(故障回復時間)に係る料金の適用	<p>当社は、第8種オープンコンピュータ通信網サービスのコース1について、次のとおり故障回復時間に係る料金の適用を行います。</p> <p>ア 当社は、第8種契約者の責めによらない理由により、その第8種オープンコンピュータ通信網サービスを全く利用できない状態(その第8種契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。以下この表の(10)欄まで同じとします。)が生じた場合において、そのことを当社が知った時刻(第91条(契約者の切分責任)の規定により、その第8種契約者が当社に修理の請求をした時刻(その時刻以前に当社がそのことを知った場合は、その知った時刻とします。)とします。)から起算して30分以上その状態が連続したときは、その第8種契約に係る料金(以下「故障回復時間返還料金額」といいます。)を返還します。</p> <p>ただし、次の場合には、この限りではありません。この場合の料金の取扱いについては、当社は、第82条(定額利用料等の支払義務)第2項の規定を適用します。</p>		

(ア) 第74条（利用中止）第1項の規定により第8種オープンコンピュータ通信網サービスの利用を中止する場合であって、当社があらかじめそのことを第8種契約者に通知したとき。

(イ) 第76条（接続休止）の規定により第8種オープンコンピュータ通信網サービスについて接続休止としたとき。

(ウ) その第8種契約者の責めによらない理由が別記1に定める区間以外の区間において生じたものとき。

イ アに規定するほか、当社の故意又は重大な過失によりそのIP通信網サービスを全く利用できない状態（その状態が連続した時間が30分未満となるものに限ります。）が生じたときは、当社は、第82条第2項の規定を適用します。

ウ アに規定する故障回復時間返還料金額は、その第8種オープンコンピュータ通信網サービスを全く利用できない状態が連続した時点を含む利用速度の測定対象期間における5の4-2（料金額）(1)（定額利用料）に規定する定額利用料の額（この表の(1)欄から(6)欄までの適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において「故障回復時間返還基準額」といいます。）に、次表に規定する料金返還率を乗じて得た額とします。

アに規定する状態が連続した時間	料金返還率
30分以上1時間未満	1/90
1時間以上12時間未満	1/30
12時間以上24時間未満	1/10
24時間以上72時間未満	1/5
72時間以上	1

エ 当社は、ウの規定により算出した故障回復時間返還料金額の返還にあたっては、次の(ア)又は(イ)の規定により算出した料金額（以下「故障回復時間返還上限額」といいます。）を上限として返還します。

(ア) (イ)以外の場合

その料金月におけるその第8種契約に係る定額利用料（故障回復時間返還基準額に係るもの（その料金月において料金表通則の4の各号に規定する場合は生じたときは、料金表通則の4及び6の規定に基づき算出した額とします。）に限ります。）の額（第82条第2項第3号の規定により支払いを要しないこととなる料金額を減じた額とします。）

(イ) その料金月がその第8種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した料金月であって、その第8種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日がその料金月の初日以外の日の場合

その料金月及び翌料金月について、それぞれ(ア)の規定に準じた方法で算出した料金額の合計額

オ アの場合において、その第8種オープンコンピュータ通信網サービスを全く利用できない状態が連続した場合が1の料金月（エの(イ)の規定に該当する場合は、その規定に係る2の料金月とします。以下この欄において同じとします。）において複数回となるときは、当社は、それぞれの故障回復時間返還料金額の合計額を返還します。

ただし、その故障回復時間返還料金額の合計額が故障回復

	<p>時間返還上限額を超える場合は、故障回復時間返還上限額を返還します。</p> <p>カ この欄の規定による料金の返還とこの表の(9)欄又は(10)欄の規定による料金の返還を1の料金月に同時に行う場合の故障回復時間返還料金額の取扱いについては、(10)欄の規定に定めるところによります。</p>
<p>(9) サービス品質 (遅延時間)に 係る料金の適用</p>	<p>当社は、第8種オープンコンピュータ通信網サービスについて、次のとおり遅延時間に係る料金の適用を行います。</p> <p>ア 当社は、当社が別に定める提供区間の全ての提供区間において当社が別に定める方法により測定した遅延時間(その1の提供区間の一端から送信されたIPパケットのその提供区間の往復に要する時間をいいます。)の料金月単位での平均時間が、2の料金月を連続して40ミ秒を超えた場合は、その連続する2の料金月のうちの最終料金月における第8種オープンコンピュータ通信網サービス(その2の料金月を連続して当社がその提供をしているものに限り、以下この欄において同じとします。)の定額利用料(この表の(1)欄から(6)欄までの適用及び料金表通則の4の規定(第82条(定額利用料等の支払義務)第2項第3号の規定に係るものを除きます。)による場合は、適用した後の額とします。)に、1/30を乗じて得た額(以下「遅延時間返還料金額」といいます。)をその第8種契約者に返還します。</p> <p>ただし、その第8種オープンコンピュータ通信網サービスについて、その2の料金月を連続して利用中止、利用停止又は接続休止があったときは、この限りではありません。</p> <p>イ この欄の規定による料金の返還を行うこととなる料金月において、この表の(8)欄又は(10)欄の規定による料金の返還を同時に行う場合の遅延時間返還料金額の取扱いについては、(10)欄の規定に定めるところによります。</p>
<p>(10) サービス品質 (故障通知時間)に係る料金の適用</p>	<p>当社は、第8種オープンコンピュータ通信網サービスのコース1について、次のとおり故障通知時間に係る料金の適用を行います。</p> <p>ア 当社は、第8種契約者の責めによらない理由により、その第8種オープンコンピュータ通信網サービスを全く利用できない状態が生じた場合において、そのことを当社が知った時刻から起算して30分以内にそのことをその第8種契約者があらかじめ指定した連絡先(当社とその第8種契約者との協議により定めたものに限り、以下この欄において同じとします。)に通知しなかったときは、そのことを当社が知った時刻から起算して30分を超えた時点を含む利用速度の測定対象期間における5の4-2(料金額)(1)(定額利用料)に規定する定額利用料(この表の(1)欄から(6)欄までの適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において「故障通知時間返還基準額」といいます。)に1/30を乗じて得た額(以下「故障通知時間返還料金額」といいます。)をその第8種契約者に返還します。</p> <p>ただし、次の場合には、この限りではありません。</p> <p>(ア) その第8種オープンコンピュータ通信網サービスを全く利用できない状態が生じたことを当社が知った時点において、その第8種オープンコンピュータ通信網サービ</p>

	<p>スについて利用中止又は接続休止としているとき。</p> <p>(イ) その第8種契約者の責めによらない理由が別記1に定める区間以外の区間において生じたものとき。</p> <p>(ウ) その第8種契約者の責めに帰すべき理由により、又は連絡先に係る電気通信設備の状況により当社からその連絡先に通知できないとき。</p> <p>イ 当社は、アの規定により算出した故障通知時間返還料金額の返還にあたっては、次の(ア)又は(イ)の規定により算出した料金額（以下「故障通知時間返還上限額」といいます。）を上限として返還します。</p> <p>(ア) (イ)以外の場合</p> <p>その料金月におけるその第8種契約に係る定額利用料（故障通知時間返還基準額に係るもの（その料金月において料金表通則の4の各号に規定する場合は生じたときは、料金表通則の4及び6の規定に基づき算出した額とします。）に限ります。）の額（第82条（定額利用料等の支払義務）第2項第3号の規定により支払いを要しないこととなる基本額の部分を減じた額とします。）</p> <p>(イ) その料金月がその第8種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した料金月であって、その第8種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日がその料金月の初日以外の日の場合</p> <p>その料金月及び翌料金月について、それぞれ(ア)の規定に準じた方法で算出した料金額の合計額</p> <p>ウ アの場合において、その第8種オープンコンピュータ通信網サービスを全く利用できない状態が生じたことを当社が知った時刻から起算して30分以内にそのことをその第8種契約者に通知しなかった場合が1の料金月(イの(イ)の規定に該当する場合は、その規定に係る2の料金月とします。以下この欄において同じとします。)において複数回となるときは、当社は、それぞれの故障通知時間返還料金額の合計額を返還します。</p> <p>ただし、その故障通知時間返還料金額の合計額が故障通知時間返還上限額を超える場合は、故障通知時間返還上限額を返還します。</p> <p>エ この表の(8)欄から(10)欄までの規定による料金の返還のいずれかを1の料金月に同時に行う場合は、当社は、故障回復時間返還料金額、遅延時間返還料金額及び故障通知時間返還料金額の合計額を返還します。</p> <p>ただし、その合計額が故障回復時間返還上限額を超える場合は、当社は、故障回復時間返還上限額を返還します。</p>
(11) ダイアルアップアクセスサービス着信機能に関する付加機能利用料の適用	ダイアルアップアクセスサービス着信機能に関する付加機能利用料については、1発信者識別共通符号につき同時着信可能数が1の場合は基本額のみを適用し、1を超える場合は1を超える1ごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。
(12) データ通信料の適用	着信課金通信に係るデータ通信料の適用については、第3種契約に係るものの場合に準ずるものとします。
(13) ユニバーサルサービス料の適用	5の4-2に規定するユニバーサルサービス料は、ダイアルアップアクセスサービス着信番号1番号ごとに適用します。

用	
(14) 接続通信時間の測定等	<p>ア 着信課金通信に係る接続通信時間は、そのダイヤルアップアクセス回線と加入者回線を接続して通信できる状態にした時刻から起算し、発信者若しくは着信者からの通信終了の信号を受け、又はデータ伝送サービス契約約款第35条（通信利用の制限等）第3項の規定により、その通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社の機器により測定します。</p> <p>イ 次の時間は、アに規定する接続通信時間には含みません。</p> <p>（ア） 発信者又は着信者の責任によらない理由により、通信中に一時通信ができなかった時間</p> <p>（イ） 発信者又は着信者の責任によらない理由により通信を打ち切った場合（データ伝送サービス契約約款第35条第3項の規定による場合を除きます。）は、5の4-2（料金額）に規定する分数に満たない端数の時間</p>
(15) 当社の機器の故障等により正しく算定できなかった場合の料金の取扱い	<p>当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の定額利用料又は着信課金通信に係るデータ通信料（以下この欄において「基本額等」といいます。）は、次のとおりとします。</p> <p>ア 過去1年間の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初日（初日が確定できないときにあつては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があつたと認められる日）の属する料金月の前12料金月の各料金月における1日平均の基本額等が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>イ ア以外の場合 把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した1日平均の基本額等が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>（注）本欄イに規定する当社が別に定める方法は、原則として、次のとおりとします。</p> <p>(1) 過去2か月以上の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる各料金月における1日平均の基本額等が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>(2) 過去2か月間の実績を把握することができない場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる期間における1日平均の基本額等又は故障等の回復後の7日間における1日平均の基本額等のうち低いほうの値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p>

5の4-2 料金額

(1) 定額利用料

ア コース1のもの

(ア) IPv4タイプのもの

A 10 Mb/sのもの

a 料金プラン1のもの

1の契約ごとに月額

区 分		料 金 額
基本料		188,000円 (197,400円)
加算料	利用速度が1Mbit/sを超えて4Mbit/s までの場合に1Mbit/sまでごとに	120,000円 (126,000円)
	利用速度が4Mbit/sを超えて10Mbit/s までの場合	550,000円 (577,500円)

b 料金プラン2のもの

1の契約ごとに月額

区 分		料 金 額
基本料		169,000円 (177,450円)
加算料	利用速度が1Mbit/sを超えて4Mbit/s までの場合に1Mbit/sまでごとに	120,000円 (126,000円)
	利用速度が4Mbit/sを超えて10Mbit/s までの場合	550,000円 (577,500円)

B 100 Mb/sのもの

a 料金プラン1のもの

1の契約ごとに月額

区 分		料 金 額
基本料		900,000円 (945,000円)
加算料	利用速度が5Mbit/sを超えて90Mbit/s までの場合に5Mbit/sまでごとに	600,000円 (630,000円)
	利用速度が90Mbit/sを超えて 100Mbit/sまでの場合	10,800,000円 (11,340,000円)

b 料金プラン2のもの

1の契約ごとに月額

区 分		料 金 額
基本料		810,000円 (850,500円)
加算料	利用速度が5Mbit/sを超えて90Mbit/s までの場合に5Mbit/sまでごとに	600,000円 (630,000円)
	利用速度が90Mbit/sを超えて 100Mbit/sまでの場合	10,800,000円 (11,340,000円)

(イ) IPv6タイプのもの

A 10 Mb/sのもの

a 料金プラン1のもの

1の契約ごとに月額

区 分		料 金 額
基本料		206,000円 (216,300円)
加算料	利用速度が1Mbit/sを超えて4Mbit/s までの場合に1Mbit/sまでごとに	144,000円 (151,200円)
	利用速度が4Mbit/sを超えて10Mbit/s までの場合	660,000円 (693,000円)

b 料金プラン2のもの

1の契約ごとに月額

区 分		料 金 額
基本料		185,000円 (194,250円)
加算料	利用速度が1Mbit/sを超えて4Mbit/s までの場合に1Mbit/sまでごとに	144,000円 (151,200円)
	利用速度が4Mbit/sを超えて10Mbit/s までの場合	660,000円 (693,000円)

B 100 Mb/sのもの

a 料金プラン1のもの

1の契約ごとに月額

区 分		料 金 額
基本料		1,032,000円 (1,083,600円)
加算料	利用速度が5Mbit/sを超えて90Mbit/s までの場合に5Mbit/sごとに	720,000円 (756,000円)
	利用速度が90Mbit/sを超えて 100Mbit/sまでの場合	12,960,000円 (13,608,000円)

b 料金プラン2のもの

1の契約ごとに月額

区 分		料 金 額
基本料		929,000円 (975,450円)
加算料	利用速度が5Mbit/sを超えて90Mbit/s までの場合に5Mbit/sまでごとに	720,000円 (756,000円)
	利用速度が90Mbit/sを超えて 100Mbit/sまでの場合	12,960,000円 (13,608,000円)

イ コース2のもの

(ア) 料金プラン1のもの

## 1の契約ごとに月額

区 分	料 金 額
0.5Mb/sのもの	68,000円(71,400円)
1 Mb/sのもの	118,000円(123,900円)
2 Mb/sのもの	200,000円(210,000円)
3 Mb/sのもの	282,000円(296,100円)
4 Mb/sのもの	364,000円(382,000円)
5 Mb/sのもの	445,000円(467,250円)
10 Mb/sのもの	550,000円(577,500円)

## (イ) 料金プラン2のもの

## 1の契約ごとに月額

区 分	料 金 額
0.5Mb/sのもの	61,000円(64,050円)
1 Mb/sのもの	106,000円(111,300円)
2 Mb/sのもの	180,000円(189,000円)
3 Mb/sのもの	254,000円(266,700円)
4 Mb/sのもの	328,000円(344,400円)
5 Mb/sのもの	401,000円(421,050円)
10 Mb/sのもの	495,000円(519,750円)

## (2) 付加機能利用料

区 分	単 位	料 金 額	
ダイヤルアップアクセスサービス着信機能	この機能を利用する第8種契約者に係る加入者回線へダイヤルアップアクセス回線等から発信し、当社が別に定めるところに従って、発信者識別符号（その第8種契約者がその指定する者（その第8種契約者を含みます。以下この欄において同じとします。）を識別するために割り当てる発信者識別共通符号（その第8種契約者がその指定する者の全員に割り当てる1の英字及び数字の組合せであって、その第8種契約者に係るドメイン名を含むものをいいます。以下この欄において同じとします。）並びにその他の英字及び数字の組み合わせをいいます。以下この欄において同じとします。）を送信することによりそのダイヤルアップアクセス回線等との間の通信を行うことができるようにする機能	基本額（1発信者識別共通符号ごとに月額）	6,000円 (6,300円)
	加算額（同時着信可能数（第8種契約者に係る加入者回線等へダイヤルアップアクセス回線等から同時に通信を行うことができる数をいいます。以下この欄において同じとします。）1ごとに月額）	2,500円 (2,625円)	

	備考	<p>1 この機能は、料金プラン1に係る第8種契約者に限り提供します。</p> <p>2 この機能において利用することができる発信者識別共通符号の数及び登録することができる同時着信可能数等は、当社が別に定めるところによります。</p> <p>3 当社は、1の発信者識別共通符号につき1のダイヤルアップアクセスサービス着信番号を付与します。</p> <p>4 この機能を利用するときは、契約事務を行うIP通信網サービス取扱所に、通信相手先のダイヤルアップアクセス回線に係る電話番号又は契約者回線番号をあらかじめ通知していただきます。</p>																				
着信課金機能	この機能を利用する第8種契約者に係るダイヤルアップアクセスサービス着信番号に着信するダイヤルアップアクセス回線からの通信について、その通信に関する料金の支払いを要する者をその第8種契約者とし、その第8種契約者に一括して課金することができるようにする機能			備考	<p>1 この機能は、ダイヤルアップアクセスサービス着信機能を利用する第8種契約者に限り提供します。この場合、そのダイヤルアップアクセスサービス着信機能については、この機能の利用に係る専用の発信者識別共通符号により利用していただくものとし、その通信については、ダイヤルアップアクセス回線との間に限り行うことができますものとしします。</p> <p>2 当社は、この機能を利用する旨の申出があったときは、その利用を承諾した日を含む料金月の翌料金月から提供します。 ただし、その承諾した日が料金月の初日である場合は、その承諾した日を含む料金月から提供します。</p> <p>3 この機能の提供にあたっては、当社は、この機能に係る特定のダイヤルアップアクセスサービス着信番号を別に付与します。</p> <p>4 当社は、ダイヤルアップアクセス回線からの着信のうち、この備考の3に規定する特定のダイヤルアップアクセスサービス着信番号に着信したものを、着信課金通信として取り扱います。</p> <p>5 この機能を利用するときは、契約事務を行うIP通信網サービス取扱所に、通信相手先のダイヤルアップアクセス回線に係る電話番号又は契約者回線番号をあらかじめ通知していただきます。</p>																	
IP v6 トンネリング機能	IP v6 トンネリング装置を利用してIP v6 パケットに係る通信を行うことができるようにする機能	イーサネット方式のもの	コース1のもの	10Mb/s 品目のもの	1の通常契約ごとに月額	50,000円 (52,500円)	100Mb/s 品目のもの	1の通常契約ごとに月額	50,000円 (52,500円)	コース2のもの	0.5Mb/s 品目のもの	1の通常契約ごとに月額	12,000円 (12,600円)	1 Mb/s 品目のもの	1の通常契約ごとに月額	21,000円 (22,050円)	2 Mb/s 品目のもの	1の通常契約ごとに月額	31,000円 (32,550円)	3 Mb/s 品目のもの	1の通常契約ごとに月	31,000円 (32,550円)

					額							
				4 Mb/s 品目のもの	1の通常契約ごとに月額	31,000円 (32,550円)						
				5 Mb/s 品目のもの	1の通常契約ごとに月額	31,000円 (32,550円)						
				10Mb/s 品目のもの	1の通常契約ごとに月額	31,000円 (32,550円)						
備考	この機能は、IPv4タイプに係る第8種契約者に限り提供します。											
上限伝送速度設定機能	この機能を利用する第8種契約者に係る第8種オープンコンピュータ通信網サービスにおいて通信可能な符号伝送速度の上限値を、その第8種契約者があらかじめ指定することができる機能											
	備考	<p>1 この機能は、コース1に係る第8種契約者に限り提供します。</p> <p>2 この機能において第8種契約者があらかじめ指定することができる符号伝送速度の上限値は、その品目ごとに次のとおりとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品目</th> <th>指定可能な符号伝送速度の上限値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10Mb/s</td> <td>1 Mbit/sから1 Mbit/sごとに4 Mbit/sまで</td> </tr> <tr> <td>100Mb/s</td> <td>5 Mbit/sから5 Mbit/sごとに90Mbit/sまで</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 当社は、この機能の利用の申出又は上限値の変更の申出があったときは、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からその申出に係る上限値を設定します。</p> <p>ただし、その申出が、現に設定されている上限値を超える上限値への変更に係るものであるときは、この限りではありません。</p>					品目	指定可能な符号伝送速度の上限値	10Mb/s	1 Mbit/sから1 Mbit/sごとに4 Mbit/sまで	100Mb/s	5 Mbit/sから5 Mbit/sごとに90Mbit/sまで
	品目	指定可能な符号伝送速度の上限値										
	10Mb/s	1 Mbit/sから1 Mbit/sごとに4 Mbit/sまで										
100Mb/s	5 Mbit/sから5 Mbit/sごとに90Mbit/sまで											
DNS機能	この機能を利用する第8種契約者に係るドメイン名及びIPアドレスを当社のドメイン名管理装置に登録し、ドメインネームシステムによる名前解決をすることができる機能	プライマリ型	正引き登録	1ゾーンごとに月額	2,000円 (2,100円)							
			逆引き登録	10ゾーンごとに月額	2,000円 (2,100円)							
		セカンダリ型		1のドメイン名を除く他のドメイン名について1のドメイン名ごとに月額	1,000円 (1,050円)							
備考	<p>1 「プライマリ型」とは、プライマリDNS及びセカンダリDNSを利用することができるものをいいます。</p> <p>2 「セカンダリ型」とは、セカンダリDNSに限り利用することができるものをいいます。</p> <p>3 この機能において登録することができるドメイン名、ドメイン名の文字数及びIPアドレスについては、当社が別に定めるところによります。</p>											

マルチポリシー設定機能	第8種契約者がマルチポリシー設定機能を利用する第3種契約者、第5種契約者、第6種契約者及び第8種契約者と相互に設定を行うことにより、最大20のIPセキュリティプロトコル通信を行うことができる機能	下記以外のもの	端末設備1台ごとに	6,000円 (6,300円)
		付加機能（IPv6トンネリング機能に係るものに限ります。）又は通信プロトコルによる区別がIPv6タイプを利用している場合	端末設備1台ごとに	5,000円 (5,250円)
備考	当社は、この機能を当社が別に定める第8種契約者には提供しません。 (注) 本欄に規定する当社が別に定める第8種契約者とは、附帯サービス（回線制御装置に係るものに限ります。）を利用する者をいいます。			

(3) ユニバーサルサービス料

区 分	単 位	料 金 額
ユニバーサルサービス料	1のダイヤルアップアクセスサービス着信番号ごとに月額	基礎的電気通信役務支援機関がその適用期間ごとに総務大臣に認可を受けた番号単価と同額
備考 番号単価は、基礎的電気通信役務支援機関が別に定める期間ごとに算定し、ホームページ ( <a href="http://www.tca.or.jp/universalservice/">http://www.tca.or.jp/universalservice/</a> ) で公表します。		

(4) データ通信料（着信課金通信に係るもの）

1のダイヤルアップアクセスサービス着信番号ごとに

区 分	料 金 額
基本額（月額）	データ伝送サービス契約約款に規定する着信課金通信に係る通信料金の定額利用料（その通信料金の区分がデータ通信料の区分と同一のものに限ります。）と同額
加算額（1分までごとに）	データ伝送サービス契約約款に規定する着信課金通信に係る通信料金の加算額（その通信料金の区分がデータ通信料の区分と同一のものに限ります。）と同額

6 第1種ホスティング契約に係るもの

6-1 適用

区 分	内 容						
(1) 第1種ホスティングサービスの種類に係る料金の適用	当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり第1種ホスティングサービスの種類を定めます。						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="571 510 783 555">種 類</th> <th data-bbox="783 510 1294 555">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="571 555 783 712">メールホスティングサービス</td> <td data-bbox="783 555 1294 712">電子メールの蓄積又は転送等を行うことができる第1種ホスティングサービスであって、メール・ウェブホスティングサービス以外のもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="571 712 783 969">メール・ウェブホスティングサービス</td> <td data-bbox="783 712 1294 969">電子メールの蓄積又は転送及びホームページに係る情報の蓄積又は転送等を行うことができる第1種ホスティングサービスであって、電子メール及びホームページの情報の蓄積に係る蓄積容量を電子メールとホームページに係る情報で共有するもの</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	内 容	メールホスティングサービス	電子メールの蓄積又は転送等を行うことができる第1種ホスティングサービスであって、メール・ウェブホスティングサービス以外のもの	メール・ウェブホスティングサービス	電子メールの蓄積又は転送及びホームページに係る情報の蓄積又は転送等を行うことができる第1種ホスティングサービスであって、電子メール及びホームページの情報の蓄積に係る蓄積容量を電子メールとホームページに係る情報で共有するもの
	種 類	内 容					
メールホスティングサービス	電子メールの蓄積又は転送等を行うことができる第1種ホスティングサービスであって、メール・ウェブホスティングサービス以外のもの						
メール・ウェブホスティングサービス	電子メールの蓄積又は転送及びホームページに係る情報の蓄積又は転送等を行うことができる第1種ホスティングサービスであって、電子メール及びホームページの情報の蓄積に係る蓄積容量を電子メールとホームページに係る情報で共有するもの						
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 第1種ホスティングサービスに係る通信は、契約者回線等との間で行うことができます。この場合において、当社は、相互接続点又はNSPIXPとの接続点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。</li> <li>2 メールホスティングサービスとメール・ウェブホスティングサービスを同時に利用する場合、メール・ウェブホスティングサービスについては、ホームページに係る情報の蓄積又は転送等のみを行うことができるものとします。</li> <li>3 当社は、当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないときその他当社のIP通信網サービスに係る業務の遂行上著しい支障があるときは、現に蓄積しているホームページに係る情報の転送を停止し、又は消去することがあります。</li> <li>4 この備考の3の規定により現に蓄積しているホームページに係る情報の転送の停止又は消去を行う場合は、当社は、あらかじめそのことを第1種ホスティング契約者にお知らせします。                      なお、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。</li> <li>5 当社は、ホームページに係る情報の蓄積又は転送等に伴い発生する損害（この備考の3の規定により現に蓄積しているホームページに係る情報の転送の停止又は消去を行ったことに伴い発生するものを含みます。）については、責任を負いません。</li> </ol>							

	<p>6 当社は、第1種ホスティング契約者が現に蓄積している電子メール及びホームページに係る情報について滅失、毀損、漏洩、又は改ざん等があった場合であっても、その結果発生する損害について、責任を負いません。</p> <p>7 当社は、第1種ホスティング契約の解除があった場合は、あらかじめ契約者に対し通知することなく、蓄積していた電子メール及びホームページに係る情報を消去します。この場合において、当社は、電子メール及びホームページに係る情報の消去を行ったことに伴い発生する損害について、責任を負いません。</p> <p>8 第1種ホスティング契約者（メールホスティングサービス又はメール・ウェブホスティングサービスに係るものに限ります。）は、第3種ホスティング契約で現に使用するものと同一の独自ドメイン名を申し込むことができません。</p>											
(2) メールホスティングサービスに係る料金の適用	<p>メールホスティングサービスの定額利用料については、1契約につき登録可能メールアドレスの数が10までの場合は基本額のみを適用し、10を超えて100までの場合は10を超える10までごとに基本加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。登録可能メールアドレス数が100を超える場合は、100を超える10までごとに追加加算額を計算し、基本額と基本加算額にその額を加算して適用します。また登録可能メールアドレス数が100を超える場合であって蓄積情報量を増加するときは、50メガバイトごとに追加加算額を計算し、基本額と基本加算額にその額を加算して適用します。</p>											
(3) OCNビジネス安心パック割引の適用	<p>ア 当社は、第1種ホスティング契約者（次に掲げる(1)から(4)までの契約を全て当社と締結している者に限ります。以下この欄において同じとします。）からあらかじめ申出があった場合には、定額利用料について、6-2-2に規定する額から、次表に規定する額を減額（以下この欄において「OCNビジネス安心パック割引」といいます。）して適用します。</p> <p>(1) 第7種契約（カテゴリーSに係るものに限ります。）</p> <p>(2) 第1種ホスティング契約（メール・ウェブホスティングサービスのタイプ1のプラン5、プラン6又はプラン7に係るものに限ります。）</p> <p>(3) 当社のウイルスチェックサービス利用規約に規定する第3種契約（(2)の契約に係るメール・ウェブホスティングサービスに対応する区分に限ります。）</p> <p>(4) 当社の迷惑メールフィルタリングサービス利用規約に規定する迷惑メールフィルタリング契約（(2)の契約に係るメール・ウェブホスティングサービスに対応する区分に限ります。）</p> <table border="1" data-bbox="539 1848 1267 2002"> <thead> <tr> <th colspan="3">区 分</th> <th>定額利用料の減額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">タイプ1</td> <td>プラン5</td> <td>基本額（月額）</td> <td>400円（420円）</td> </tr> <tr> <td>プラン6</td> <td>基本額（月額）</td> <td>1,100円（1,155円）</td> </tr> </tbody> </table>	区 分			定額利用料の減額	タイプ1	プラン5	基本額（月額）	400円（420円）	プラン6	基本額（月額）	1,100円（1,155円）
区 分			定額利用料の減額									
タイプ1	プラン5	基本額（月額）	400円（420円）									
	プラン6	基本額（月額）	1,100円（1,155円）									

	<table border="1" data-bbox="571 264 1294 315"> <tr> <td>プラン7</td> <td>基本額(月額)</td> <td>1,000円(1,050円)</td> </tr> </table> <p>イ 当社は、アに掲げる(1)から(4)までの各々1の契約の合計4契約の組み合わせごとに、1のOCNビジネス安心パック割引を適用します。</p> <p>ウ 当社は、第1種ホスティング契約者からOCNビジネス安心パック割引の申出があった場合に、第1種ホスティング契約者にOCNビジネス安心パック割引の申出に対する当社の承諾が同一料金月内にあったときは、その申出を承諾しないことがあります。</p> <p>エ 当社は、アに規定する料金額について、アに掲げる(1)から(4)までの契約に係る全てのサービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から適用し、それらの契約のうち1以上を解除(第1種ホスティング契約の種類の利用の廃止を含みます。)した日を含む料金月まで適用します。</p> <p>ただし、当社は、アに掲げる(1)から(4)までの契約に係るサービスについて、全て同時に提供を開始したときは、それらの契約に係るサービスの提供を開始した日から、アの規定を適用します。</p>	プラン7	基本額(月額)	1,000円(1,050円)							
プラン7	基本額(月額)	1,000円(1,050円)									
(4) 最低利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用	<p>ア 第1種ホスティングサービスには、最低利用期間があります。</p> <p>イ 第1種ホスティング契約者は、最低利用期間内に第1種ホスティング契約の解除又は第1種ホスティングサービスの種類の利用の廃止があった場合は、第82条(定額利用料等の支払義務)及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する定額利用料に相当する額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。</p>										
(5) メール・ウェブホスティングサービスの区分に係る料金の適用	<p>ア メール・ウェブホスティングサービスには、次の区分があります</p> <table border="1" data-bbox="571 1424 1294 1821"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タイプ1</td> <td>タイプ2以外のもの</td> </tr> <tr> <td>タイプ2</td> <td>第1種ホスティング契約者の独自ドメイン名を使用するホームページアドレスへの通信があった場合に、その通信を行った者に対し、あらかじめその第1種ホスティング契約者が指定するドメイン名(その第1種ホスティング契約者の独自ドメイン名を除きます。)を使用するホームページアドレスへの通信を行うよう指示することができるもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ タイプ1には、次の区分があります。</p> <table border="1" data-bbox="571 1872 1294 1921"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	タイプ1	タイプ2以外のもの	タイプ2	第1種ホスティング契約者の独自ドメイン名を使用するホームページアドレスへの通信があった場合に、その通信を行った者に対し、あらかじめその第1種ホスティング契約者が指定するドメイン名(その第1種ホスティング契約者の独自ドメイン名を除きます。)を使用するホームページアドレスへの通信を行うよう指示することができるもの	区 分	内 容		
区 分	内 容										
タイプ1	タイプ2以外のもの										
タイプ2	第1種ホスティング契約者の独自ドメイン名を使用するホームページアドレスへの通信があった場合に、その通信を行った者に対し、あらかじめその第1種ホスティング契約者が指定するドメイン名(その第1種ホスティング契約者の独自ドメイン名を除きます。)を使用するホームページアドレスへの通信を行うよう指示することができるもの										
区 分	内 容										

プラン 1	転送情報量の料金月単位での累計値が1ギガバイトまでの場合（累計値が0の場合を含みます。）は基本額のみを適用し、1ギガバイトを超える場合は1ギガバイトを超える1メガバイトまでごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用するもの。
プラン 2	転送情報量の料金月単位での累計値が30ギガバイトまでの場合（累計値が0の場合を含みます。）は基本額のみを適用し、30ギガバイトを超える場合は30ギガバイトを超える1メガバイトまでごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用するもの。
プラン 3	転送情報量の料金月単位での累計値が40ギガバイトまでの場合（累計値が0の場合を含みます。）は基本額のみを適用し、40ギガバイトを超える場合は40ギガバイトを超える1メガバイトまでごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用するもの。
プラン 4	転送情報量の料金月単位での累計値が50ギガバイトまでの場合（累計値が0の場合を含みます。）は基本額のみを適用し、50ギガバイトを超える場合は50ギガバイトを超える1メガバイトまでごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用するもの。
プラン 5	転送情報量の料金月単位での累計値が30ギガバイトまでの場合（累計値が0の場合を含みます。）は基本額のみを適用し、30ギガバイトを超える場合は30ギガバイトを超える1メガバイトまでごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用するものであってプラン2以外のもの。
プラン 6	転送情報量の料金月単位での累計値が40ギガバイトまでの場合（累計値が0の場合を含みます。）は基本額のみを適用し、40ギガバイトを超える場合は40ギガバイトを超える1メガバイトまでごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用するものであってプラン3以外のもの。
プラン 7	転送情報量の料金月単位での累計値が50ギガバイトまでの場合（累計値が0の場合を含みます。）は基本額のみを適用し、50ギガバイトを超える場合は50ギガバイトを超える1メガバイトまでごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用するものであってプラン4以外のもの。

備考

1 タイプ1において登録することができるメールアドレスの数は、次のとおりとします。

(1) プラン1からプラン4に係るもの

アイ以外のもの

区 分	メールアドレス数
プラン1	5
プラン2	30
プラン3	100
プラン4	200

イ 自動転送メールアドレス（そのメールアドレスへ送信された電子メールが、あらかじめ登録のあった他のメールアドレスに自動的に転送されることとなるメールアドレスをいいます。以下同じとします。）に係るもの

区 分	メールアドレス数
プラン1	5
プラン2	10
プラン3	50
プラン4	100

(2) プラン5からプラン7に係るもの

区分	メールアドレス数
プラン5	10
プラン6	60
プラン7	120

2 タイプ1において蓄積することができる情報は、次のとおりとします。

区 分	蓄積情報量
プラン1	10メガバイト
プラン2	60メガバイト
プラン3	200メガバイト
プラン4	400メガバイト
プラン5	200メガバイト
プラン6	600メガバイト
プラン7	1200メガバイト

	<p>ウ タイプ2において登録することができるメールアドレスは自動転送メールアドレスとし、その数は1とします。</p> <p>エ タイプ2において蓄積することができる情報量は、1メガバイトとします。</p> <p>オ メール・ウェブホスティングサービスを利用する第1種ホスティング契約者は、メール・ウェブホスティングサービスの区分の変更（プラン5、プラン6又はプラン7に係るものからプラン1、プラン2、プラン3、プラン4又はタイプ2に係るものへの変更を除きます）の請求をすることができます。この場合において、変更後の区分の利用料は、その変更の承諾日を含む料金月の翌料金月から適用します。</p>				
(6) 転送情報量の測定	<p>転送情報量は、蓄積装置から契約者回線等への方向へ送信されるホームページに係る情報の情報量とし、当社の機器により測定します。</p>				
(7) 当社の機器の故障等により正しく算定することができなかつた場合の料金の取扱い	<p>当社の機器の故障等により正しく算定することができなかつた場合の利用料は次のとおりとします。</p> <p>ア 過去1年間の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定することができなかつた日の初日（初日が確定できないときにあつては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があつたと認められる日）の属する料金月の前12料金月の各料金月における1日平均の利用料が最低となる値に、算定できなかつた期間の日数を乗じて得た額</p> <p>イ ア以外の場合 把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した1日平均の利用料が最低となる値に、算定できなかつた期間の日数を乗じて得た額</p> <p>(注) 本欄イに規定する当社が別に定める方法は、原則として次のとおりとします。</p> <p>(1) 過去2か月以上の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定することができなかつた日前の実績が把握できる各料金月における1日平均の利用料が最低となる値に、算定できなかつた期間の日数を乗じて得た額</p> <p>(2) 過去2か月間の実績を把握することができない場合 機器の故障等により正しく算定することができなかつた日前の実績が把握できる期間における1日平均の利用料又は故障等の回復後の7日間における1日平均の利用料のうち低いほうの値に、算定できなかつた期間の日数を乗じて得た額</p>				
(8) メール・ウェブホスティングサービスの追加機能に係る料金の適用	<p>ア 当社は、料金額を適用するにあたって、メール・ウェブホスティングサービスを利用する第1種ホスティング契約者から申出があつたときは、次表のとおり追加機能の区分を定めます。</p> <table border="1" data-bbox="539 1883 1267 1937"> <thead> <tr> <th data-bbox="539 1883 756 1937">区 分</th> <th data-bbox="756 1883 1267 1937">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容		
区 分	内 容				

メールアドレス数の追加利用	この表の(5)欄のイの備考の1及びウに規定するメール・ウェブホスティングサービスにおいて登録することができるメールアドレスの数を追加することができる機能
蓄積情報量の増加利用	この表の(5)欄のイの備考の2及びエに規定するメール・ウェブホスティングサービスにおいて蓄積することができる情報量を増加することができる機能

イ 当社は、メール・ウェブホスティングサービスを利用する第1種ホスティング契約者から申出があった場合には、追加するメールアドレスの数又は増加する蓄積情報量の変更を行います。

ウ メール・ウェブホスティングサービスにおいて追加することができるメールアドレスの数又は増加することができる蓄積情報量等は、当社が別に定めるところによります。

6-2 料金額

6-2-1 定額利用料（メールホスティングサービス）

1 契約ごとに月額

区 分		料金額（月額）
基本額		4,800円（5,040円）
基本加算額	登録可能メールアドレス数10までごとに100まで	1,300円（1,365円）
追加加算額	登録可能メールアドレス数が100を超えて10までごとに	1,000円（1,050円）
	登録可能メールアドレス数が100を超える場合に蓄積情報量50メガバイトごとに	1,500円（1,575円）
備考		
<p>1 メールホスティングサービスにおける蓄積情報量は、登録可能メールアドレス数が100までの場合は、登録可能メールアドレス数10までにつき50メガバイトとし、100を超える場合は、500メガバイトとします。</p> <p>ただし、登録可能メールアドレス数が100を超える場合に蓄積情報量を増加するときはこの限りではありません。</p> <p>2 メールホスティングサービスにおいて登録することができるメールアドレスの数等は、当社が別に定めるところによります。</p>		

6-2-2 定額利用料（メール・ウェブホスティングサービス）

1 契約ごとに

区 分		料 金 額	
タイプ 1	プラン1	基本額（月額）	3,500円（3,675円）
		加算額（1メガバイトまでごとに）	5円（5.25円）
	プラン2	基本額（月額）	4,800円（5,040円）
		加算額（1メガバイトまでごとに）	5円（5.25円）
	プラン3	基本額（月額）	9,800円（10,290円）
		加算額（1メガバイトまでごとに）	5円（5.25円）
	プラン4	基本額（月額）	25,000円（26,250円）
		加算額（1メガバイトまでごとに）	5円（5.25円）
	プラン5	基本額（月額）	3,300円（3,465円）
		加算額（1メガバイトまでごとに）	2円（2.1円）
	プラン6	基本額（月額）	5,700円（5,985円）
		加算額（1メガバイトまでごとに）	2円（2.1円）
	プラン7	基本額（月額）	12,000円（12,600円）
		加算額（1メガバイトまでごとに）	2円（2.1円）
タイプ2	基本額（月額）	2,500円（2,625円）	

6-2-3 メール・ウェブホスティングサービスの追加機能に係る定額利  
用料の加算額

(1) メールアドレス数の追加利用

ア プラン1からプラン4に係るもの

追加するメールアドレス数1ごとに月額

区 分	料 金 額
下記以外のもの	50円 (52.5円)
自動転送メールアドレスに係るもの	50円 (52.5円)

イ プラン5からプラン7に係るもの

追加するメールアドレス数1ごとに月額

区 分	料 金 額
メールアドレス数の追加	200円 (210円)

(2) 蓄積情報量の増加利用

ア プラン1からプラン4に係るもの

増加する蓄積情報量5メガバイトまでごとに月額

区 分	料 金 額
蓄積情報量の増加	400円 (420円)

イ プラン5からプラン7に係るもの

増加する蓄積情報量10メガバイトまでごとに月額

区 分	料 金 額
蓄積情報量の増加	400円 (420円)

6-2-4 付加機能利用料

区 分		単 位		料金額	
I M A P 4 機 能	この機能を利用する第1種ホスティング契約者（メールホスティングサービスを利用する者に限ります。）がIMAP4（Internet Message Access Protocol Version 4）によりメールホスティングサービスに係る電子メールの蓄積又は転送等を行うことができる機能			登録可能メールアドレス数（メールホスティングサービスに係るものに限りま す。）10までごと に月額	4,000円（4,200円）
	備考	この機能において蓄積することができる情報量は、当社が別に定めるところによります。			
ホ ー ム ペ ー ジ 作 成 支 援 機 能	第1種ホスティング契約者（メール・ウェブホスティングサービス（タイプ1のプラン5からプラン7に係るものに限ります。）に係る者に限ります。この欄において同じとします。）のホームページの作成を支援する機能	プラン1	利用できる機能に制限があるもの	-	-
		プラン2	上記以外のもの	月額	1,800円（1,890円）
備考	<p>1 当社は、第1種ホスティング契約（メール・ウェブホスティングサービス（タイプ1のプラン5からプラン7に限ります。）に係るものに限ります。この欄において同じとします。）の申込みがあったとき、同時に本機能のプラン1の提供の請求があったものとみなして取扱います。ただし、本機能のプラン2の提供の請求があった場合はこの限りではありません。</p> <p>2 当社は、本機能のプラン2の利用者から利用の廃止の請求があった場合は、本機能のプラン1への変更の請求があったものとみなして取扱います。</p> <p>3 当社は、本機能の利用者が作成又は蓄積しているホームページに係る情報について滅失、毀損、漏洩又は改ざん等があった場合であっても、その結果発生する損害について、責任を負いません。</p> <p>4 当社は、第1種ホスティング契約の解除があった場合は、あらかじめ契約者に対し通知することなく、解除前に作成又は蓄積していたホームページに係る情報を消去します。この場合において、当社は、ホームページに係る情報の消去を行ったことに伴い発生する損害について、責任を負いません。</p> <p>5 1から4に規定するほか、本機能に係るその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>				

6-3 第2種ホスティング契約に係るもの

6-3-1 適用

(1) 第2種ホスティングサービスの区別及び区分に係る料金の適用

ア 当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり第2種ホスティングサービスの区別を定めます。

区 別	内 容
タイプ1	オペレーションシステムにFreeBSDを利用するもの

備考

- 1 オペレーションシステムのバージョンについては当社が別に定めるところによります。
- 2 当社は、契約者に事前に通知する事なく、オペレーションシステムのバージョンを変更する事があります。
- 3 当社は、この備考の2の規定により、オペレーションシステムの変更に伴い発生する損害について責任を負いません。

イ 当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり第2種ホスティングサービスの区分を定めます。

タイプ1のもの

区 分	定額利用料の適用
プラン1	仮想専用蓄積装置への情報の蓄積が4ギガバイトまでの場合は基本額のみを適用し、4ギガバイトを超えて25メガバイトまでごとに基本加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。
プラン2	仮想専用蓄積装置への情報の蓄積が8ギガバイトまでの場合は基本額のみを適用し、8ギガバイトを超えて25メガバイトまでごとに基本加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。
プラン3	仮想専用蓄積装置への情報の蓄積が16ギガバイトまでの場合は基本額のみを適用し、16ギガバイトを超えて25メガバイトまでごとに基本加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。

備考

- 1 第2種ホスティングサービスに係る通信は、契約者回線等との間で行うことができます。この場合において、当社は、相互接続点又はN S P I X Pとの接続点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。
- 2 当社は、当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないときその他当社のIP通信網サービスに係る業務の遂行上著しい支障があるときは、現に蓄積し

	<p>ているホームページに係る情報の転送を停止し、又は消去することがあります。</p> <p>3 この備考の2の規定により現に蓄積しているホームページに係る情報の転送の停止又は消去を行う場合は、当社は、あらかじめそのことを第2種ホスティング契約者にお知らせします。</p> <p>なお、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。</p> <p>4 当社は、ホームページに係る情報の蓄積又は転送等に伴い発生する損害（この備考の2の規定により現に蓄積しているホームページに係る情報の転送の停止又は消去を行ったことに伴い発生するものを含みます。）については、責任を負いません。</p> <p>5 当社は、第2種ホスティング契約者が現に蓄積している電子メール及びホームページに係る情報について滅失、毀損、漏洩、又は改ざん等があった場合であっても、その結果発生する損害について、責任を負いません。</p> <p>6 当社は、第2種ホスティング契約の解除があった場合は、あらかじめ契約者に対し通知することなく、蓄積していた電子メール及びホームページに係る情報を消去します。この場合において、当社は、電子メール及びホームページに係る情報の消去を行ったことに伴い発生する損害について、責任を負いません。</p>				
(2) 最低利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用	<p>ア 第2種ホスティングサービスには、最低利用期間があります。</p> <p>イ 第2種ホスティング契約者は、最低利用期間内に第2種ホスティング契約の解除があった場合は、第82条（定額利用料等の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する定額利用料に相当する額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。</p>				
(3) 第2種ホスティングサービスの追加機能に係る料金の適用	<p>当社は、第2種ホスティング契約者から申出があったときは、次表に定める追加機能を提供します。</p> <table border="1" data-bbox="541 1487 1265 1659"> <thead> <tr> <th data-bbox="545 1494 756 1541">区 別</th> <th data-bbox="756 1494 1260 1541">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="545 1541 756 1653">仮想専用蓄積装置への追加蓄積容量</td> <td data-bbox="756 1541 1260 1653">仮想専用蓄積装置への蓄積容量の追加をすることができる機能</td> </tr> </tbody> </table>	区 別	内 容	仮想専用蓄積装置への追加蓄積容量	仮想専用蓄積装置への蓄積容量の追加をすることができる機能
区 別	内 容				
仮想専用蓄積装置への追加蓄積容量	仮想専用蓄積装置への蓄積容量の追加をすることができる機能				

6-3-2 定額利用料（カテゴリー1（タイプ1に係るもの）に係るもの）

区 分	単 位	料 金 額
プラン1	1契約ごとに月額	19,800円（20,790円）
プラン2	1契約ごとに月額	29,800円（31,290円）
プラン3	1契約ごとに月額	39,800円（41,790円）

6-3-3 定額利用料の加算額

区 分	料 金 額
仮想専用蓄積装置への蓄積容量の追加25MBまでごとに月額	2,000円 (2,100円)

6-4 第3種ホスティング契約に係るもの

6-4-1 適用

区 分	内 容								
(1) 第3種ホスティングサービスの区分に係る料金の適用	ア 当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり第3種ホスティングサービスの区分を定めます。								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プラン1</td> <td>独自ドメイン名をドメイン名管理装置に登録し、主としてその独自ドメイン名を使用するメールアドレスに係る電子メールの蓄積及び転送並びにホームページに係る情報の蓄積及び転送等を行うことができるもの</td> </tr> <tr> <td>プラン2</td> <td>独自ドメイン名をドメイン名管理装置に登録し、主としてその独自ドメイン名を使用するメールアドレスに係る電子メールの蓄積及び転送、ホームページに係る情報の蓄積及び転送並びにデータベースへの情報の蓄積等を行うことができるもの</td> </tr> <tr> <td>プラン3</td> <td>複数の独自ドメイン名をドメイン名管理装置に登録し、主としてその独自ドメイン名を使用するメールアドレスに係る電子メールの蓄積及び転送、ホームページに係る情報の蓄積及び転送並びにデータベースへの情報の蓄積等を行うことができるもの</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	プラン1	独自ドメイン名をドメイン名管理装置に登録し、主としてその独自ドメイン名を使用するメールアドレスに係る電子メールの蓄積及び転送並びにホームページに係る情報の蓄積及び転送等を行うことができるもの	プラン2	独自ドメイン名をドメイン名管理装置に登録し、主としてその独自ドメイン名を使用するメールアドレスに係る電子メールの蓄積及び転送、ホームページに係る情報の蓄積及び転送並びにデータベースへの情報の蓄積等を行うことができるもの	プラン3	複数の独自ドメイン名をドメイン名管理装置に登録し、主としてその独自ドメイン名を使用するメールアドレスに係る電子メールの蓄積及び転送、ホームページに係る情報の蓄積及び転送並びにデータベースへの情報の蓄積等を行うことができるもの
	区 分	内 容							
	プラン1	独自ドメイン名をドメイン名管理装置に登録し、主としてその独自ドメイン名を使用するメールアドレスに係る電子メールの蓄積及び転送並びにホームページに係る情報の蓄積及び転送等を行うことができるもの							
プラン2	独自ドメイン名をドメイン名管理装置に登録し、主としてその独自ドメイン名を使用するメールアドレスに係る電子メールの蓄積及び転送、ホームページに係る情報の蓄積及び転送並びにデータベースへの情報の蓄積等を行うことができるもの								
プラン3	複数の独自ドメイン名をドメイン名管理装置に登録し、主としてその独自ドメイン名を使用するメールアドレスに係る電子メールの蓄積及び転送、ホームページに係る情報の蓄積及び転送並びにデータベースへの情報の蓄積等を行うことができるもの								
備考	<p>1 プラン1からプラン3の定額利用料の適用は次のとおりです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>料金額の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プラン1</td> <td>転送情報量の料金月単位での累計値が20ギガバイトまでの場合（累計値が0の場合を含みます。）は基本額のみを適用し、20ギガバイトを超える場合は20ギガバイトを超える1メガバイトまでごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。</td> </tr> <tr> <td>プラン2</td> <td>転送情報量の料金月単位での累計値が40ギガバイトまでの場合（累計値が0の場合を含みます。）は基本額のみを適用し、40ギガバイトを超える</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	料金額の適用	プラン1	転送情報量の料金月単位での累計値が20ギガバイトまでの場合（累計値が0の場合を含みます。）は基本額のみを適用し、20ギガバイトを超える場合は20ギガバイトを超える1メガバイトまでごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。	プラン2	転送情報量の料金月単位での累計値が40ギガバイトまでの場合（累計値が0の場合を含みます。）は基本額のみを適用し、40ギガバイトを超える		
区 分	料金額の適用								
プラン1	転送情報量の料金月単位での累計値が20ギガバイトまでの場合（累計値が0の場合を含みます。）は基本額のみを適用し、20ギガバイトを超える場合は20ギガバイトを超える1メガバイトまでごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。								
プラン2	転送情報量の料金月単位での累計値が40ギガバイトまでの場合（累計値が0の場合を含みます。）は基本額のみを適用し、40ギガバイトを超える								

	場合は40ギガバイトを超える1メガバイトまでごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。
プラン3	転送情報量の料金月単位での累計値が80ギガバイトまでの場合（累計値が0の場合を含みます。）は基本額のみを適用し、80ギガバイトを超える場合は80ギガバイトを超える1メガバイトまでごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。

2 プラン1からプラン3において登録することができるメールアドレスの数は、次のとおりとします。

区 別	メールアドレス数
プラン1	100
プラン2	200
プラン3	300

3 プラン1からプラン3においてメールに関して蓄積することができる情報量は、次のとおりとします。

区 分	情報蓄積量
プラン1	500メガバイト
プラン2	1,000メガバイト
プラン3	2,000メガバイト

4 プラン1からプラン3においてホームページに関して蓄積することができる情報量は、次のとおりとします。

区 分	情報蓄積量
プラン1	500メガバイト
プラン2	1,000メガバイト
プラン3	2,000メガバイト

5 プラン2又はプラン3においてデータベースに関して蓄積することができる情報量は、次のとおりとします。

区 分	情報蓄積量
プラン2 又は プラン3	200メガバイト

イ 第3種ホスティング契約者は、第1種ホスティング契約（メールホスティングサービス又はメール・ウェブホスティングサービスに係るものに限り、）で現に使用するものと同一のドメイン名を申し込むことができません。

ウ 第3種ホスティング契約者は、第3種ホスティングサービスに係る独自ドメイン名（プラン3については、第59条の2の2で規定する当社への申込みを必要とするものに限り、）の変更の請求をすることができません。

エ 第3種ホスティングサービスに係る通信は、契約者回線等との間で行うことができます。この場合において、当社は、

	<p>相互接続点又はNSPIXPとの接続点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。</p> <p>オ 当社は、当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないときその他当社のIP通信網サービスに係る業務の遂行上著しい支障があるときは、現に蓄積しているホームページに係る情報の転送を停止し、又は消去することがあります。</p> <p>カ この備考のオの規定により現に蓄積しているホームページに係る情報の転送の停止又は消去を行う場合は、当社は、あらかじめそのことを第3種ホスティング契約者にお知らせします。</p> <p>なお、緊急やむを得ない場合は、この限りでありません。</p> <p>キ 当社は、ホームページに係る情報の蓄積又は転送等に伴い発生する損害（この備考のオの規定により現に蓄積しているホームページに係る情報の転送の停止又は消去を行ったことに伴い発生するものを含みます。）については、責任を負いません。</p> <p>ク 当社は、第3種ホスティング契約者が現に蓄積している電子メール及びホームページに係る情報について滅失、毀損、漏洩、又は改ざん等があった場合であっても、その結果発生する損害について、責任を負いません。</p> <p>ケ 当社は、第3種ホスティング契約の解除があった場合は、あらかじめ契約者に対し通知することなく、蓄積していた電子メール及びホームページに係る情報を消去します。この場合において、当社は、電子メール及びホームページに係る情報の消去を行ったことに伴い発生する損害について、責任を負いません。</p>
(2) 最低利用期間内に契約の解除があった場合の料金の適用	<p>ア 第3種ホスティングサービスには、最低利用期間があります。</p> <p>イ 第3種ホスティング契約者は、最低利用期間内に第1種ホスティング契約の解除があった場合は、第82条（定額利用料等の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する定額利用料に相当する額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。</p>
(3) 転送情報量の測定	<p>転送情報量は、蓄積装置から契約者回線等への方向へ送信されホームページに係る情報の情報量とし、当社の機器により測定します。</p>
(4) 当社の機器の故障等により正しく算定できなかった場合の料金の取扱い	<p>当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の利用料は次のとおりとします。</p> <p>ア 過去1年間の実績を把握することができる場合</p> <p>機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初日（初日が確定できないときあつては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があったと認められる日）の属する料金月の前12料金月の各料金月における1日平均の利用料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p>

	<p>イ ア以外の場合 把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した1日平均の利用料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額 (注) 本欄イに規定する当社が別に定める方法は、原則として、次のとおりとします。</p> <p>(1) 過去2か月以上の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる各料金月における1日平均の利用料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>(2) 過去2か月間の実績を把握することができない場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる期間における1日平均の利用料又は故障等の回復後の7日間における1日平均の利用料のうち低いほうの値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p>				
(5) 第3種ホスティングサービスの追加機能の区分に係る料金の適用	<p>ア 当社は、料金額を適用するにあたって、第3種ホスティングサービスを利用する第3種ホスティング契約者から申出があったときは、次表のとおり追加機能の区分を定めます。</p> <table border="1" data-bbox="528 913 1286 1077"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>メールアドレス数の追加利用</td> <td>この表の(1)欄の備考の2に規定する第3種ホスティングサービスにおいて登録することができるメールアドレスの数を追加することができる機能</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 当社は、第3種ホスティングサービスを利用する第3種ホスティング契約者から申出があった場合には、追加するメールアドレスの数の変更を行います。</p> <p>ウ 第3種ホスティングサービスにおいて追加することができるメールアドレスの数等は、当社が別に定めるところによります。</p>	区 分	内 容	メールアドレス数の追加利用	この表の(1)欄の備考の2に規定する第3種ホスティングサービスにおいて登録することができるメールアドレスの数を追加することができる機能
区 分	内 容				
メールアドレス数の追加利用	この表の(1)欄の備考の2に規定する第3種ホスティングサービスにおいて登録することができるメールアドレスの数を追加することができる機能				

6-4-2 料金額

6-4-2-1 定額利用料

1 契約ごとに

区 分		料金額 (月額)
プラン1	基本額 (月額)	10,000円 (10,500円)
	加算額 (1メガバイトまでごとに)	2円 (2.1円)
プラン2	基本額 (月額)	20,000円 (21,000円)
	加算額 (1メガバイトまでごとに)	2円 (2.1円)
プラン3	基本額 (月額)	30,000円 (31,500円)
	加算額 (1メガバイトまでごとに)	2円 (2.1円)

6-4-2-2 定額利用料の加算額 (メールアドレス数の追加利用に係るもの)

追加するメールアドレス数1ごとに月額

区 分	料 金 額
メールアドレス数の追加	200円 (210円)

6-5 第4種ホスティング契約に係るもの

6-5-1 適用

(1) 第4種ホスティングサービスの区分に係る料金の適用

ア 当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり第4種ホスティングサービスの区分を定めます。

区 分	内 容
プランL1	仮想専用蓄積装置への情報の蓄積が40ギガバイトまでできるもの。
プランL2	仮想専用蓄積装置への情報の蓄積が60ギガバイトまでできるもの。
プランL3	仮想専用蓄積装置への情報の蓄積が80ギガバイトまでできるもの。
プランPS	仮想専用蓄積装置を1の第4種ホスティング契約者が専有するものであって、情報の蓄積が200ギガバイトまでできるもの。

備考

- 1 第4種ホスティングサービスに係る通信は、契約者回線等との間で行うことができます。この場合において、当社は、相互接続点又はNSPIXPとの接続点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。
- 2 当社は、当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないときその他当社のIP通信網サービスに係る業務の遂行上著しい支障があるときは、現に蓄積しているホームページに係る情報の転送を停止し、又は消去することがあります。
- 3 この備考の2の規定により現に蓄積しているホームページに係る情報の転送の停止又は消去を行う場合は、当社は、あらかじめそのことを第4種ホスティング契約者にお知らせします。  
ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
- 4 当社は、ホームページに係る情報の蓄積又は転送等に伴い発生する損害（この備考の2の規定により現に蓄積しているホームページに係る情報の転送の停止又は消去を行ったことに伴い発生するものを含みます。）については、責任を負いません。
- 5 当社は、第4種ホスティング契約者が現に蓄積している電子メール及びホームページに係る情報について滅失、毀損、漏洩又は改ざん等があった場合であっても、その結果発生する損害について、責任を負いません。
- 6 当社は、第4種ホスティング契約の解除があった場合は、あらかじめ契約者に対し通知することなく、蓄積していた電子メール及びホームページに係る情報を消去します。この場合において、当社は、電子メール及びホームページに係る情報の消去を行ったことに伴い発生する損害について、責任を負いません。

(2) 最低利用期間内に契約の解除があった場合の料金の適用	ア 第4種ホスティング契約者は、最低利用期間内に第4種ホスティング契約の解除があった場合は、第82条（定額利用料等の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する定額利用料に相当する額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。
-------------------------------	--

6-5-2 定額利用料

1の契約ごとに月額

区 分	料 金 額
プランL1	19,800円 (20,790円)
プランL2	29,800円 (31,290円)
プランL3	39,800円 (41,790円)
プランPS	200,000円 (210,000円)

6の2 削除

6の2-1 削除

6の2-2 削除

6の2の2 削除

6の2の3 削除

6の2の3の2 削除

6の2の4 削除

6の3 クローズドコンピュータ通信網契約に係るもの

6の3-1 適用

区 分	内 容				
(1) 種別に係る料金の適用	<p>当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり種別を定めます。</p>				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="564 524 759 568">種 別</th> <th data-bbox="759 524 1289 568">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="564 568 759 943"> <p>カテゴリー 1</p> </td> <td data-bbox="759 568 1289 943"> <p>次の(1)及び(2)に掲げるものから構成されるグループを利用するものであって、CCNグループ内通信機能によりCCNグループ間の通信を行うもの</p> <p>(1) 第6種契約に係る他社接続契約者回線（DSL回線又は光アクセス回線に係るものに限り。）</p> <p>(2) 第6種契約に係る加入者回線（DSL回線又は光アクセス回線に係るものに限り。）</p> </td> </tr> </tbody> </table>	種 別	内 容	<p>カテゴリー 1</p>	<p>次の(1)及び(2)に掲げるものから構成されるグループを利用するものであって、CCNグループ内通信機能によりCCNグループ間の通信を行うもの</p> <p>(1) 第6種契約に係る他社接続契約者回線（DSL回線又は光アクセス回線に係るものに限り。）</p> <p>(2) 第6種契約に係る加入者回線（DSL回線又は光アクセス回線に係るものに限り。）</p>
	種 別	内 容			
<p>カテゴリー 1</p>	<p>次の(1)及び(2)に掲げるものから構成されるグループを利用するものであって、CCNグループ内通信機能によりCCNグループ間の通信を行うもの</p> <p>(1) 第6種契約に係る他社接続契約者回線（DSL回線又は光アクセス回線に係るものに限り。）</p> <p>(2) 第6種契約に係る加入者回線（DSL回線又は光アクセス回線に係るものに限り。）</p>				
<p>カテゴリー 2</p>	<p>1 次の(1)から(5)までに掲げるものから構成されるグループを利用するものであって、CCNグループ識別共通符号又は当社が付与するIPアドレスにより、本欄2（通信の相手先）に掲げる通信の相手先との通信を行うもの</p> <p>(1) 別記1の2の(1)に規定する特定協定事業者の利用回線</p> <p>(2) 他社接続契約者回線（DSL回線又は光アクセス回線に係るものに限ります。）</p> <p>(3) 別記13の2の(1)に規定する接続契約者回線のうち次に係るもの</p> <p>ア イーサネット通信サービス契約約款に定める第2種契約又は第5種契約</p> <p>イ ネットワークプラットフォームサービス契約約款に定めるネットワークプラットフォーム契約</p> <p>ウ IP伝送サービス契約約款に定めるVPN契約</p> <p>エ 第2種データ着信契約（クラス2に係るものに限り。）</p> <p>(4) 加入者回線</p> <p>(5) 契約者回線</p> <p>2 通信の相手先</p> <p>(1) クラス1からクラス4までに係るもの</p> <p>いずれかのクラス又はクラス相互</p>				

		<p>間におけるCCNグループ内のCCNグループ回線</p> <p>(2) クラス5に係るもの          クラス5におけるCCNグループ内のCCNグループ回線又は当社が別に定める電気通信サービスに係る回線</p> <p>(3) クラス6及びクラス7に係るもの          いずれかのクラス若しくはクラス相互間におけるCCNグループ内のCCNグループ回線又は当社が別に定める電気通信サービスに係る回線</p> <p>(注) 本欄に規定する当社が別に定める電気通信サービスは、IP伝送サービス契約約款に規定するIP伝送サービスとします。</p>										
	<p>カテゴリー3</p>	<p>次の(1)から(4)までに掲げるものから構成されるグループを利用するものであって、CCNグループ識別共通符号又は当社が付与するIPアドレスによりカテゴリー3に係るCCNグループ内の通信を行うもの</p> <p>(1) 別記1の2の(1)に規定する特定協定事業者の利用回線</p> <p>(2) 他社接続契約者回線(DSL回線又は光アクセス回線に係るものに限ります。)</p> <p>(3) 加入者回線</p> <p>(4) 契約者回線</p>										
<p>(2) 品目に係る料金の適用</p>	<p>ア 当社は、カテゴリー1に係る料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目を定めます。</p> <table border="1" data-bbox="539 1417 1262 1778"> <thead> <tr> <th>品 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5 Mb/sから5 Mb/sごとに80Mb/sまで及び100Mb/sの品目</td> <td>料金表別表2に規定する伝送速度までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td colspan="2">備考 クローズドコンピュータ通信網サービスに係る通信は、そのクローズドコンピュータ通信網契約に係るCCNグループ回線相互間又はCCNグループ回線と外部接続回線との間(外部接続回線を設置する場合があります。)で行うことができます。</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 当社は、カテゴリー2(クラス2(タイプ1のプラン3及びタイプ2のプラン3に係るものを除きます。))に限ります。)に係る料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目を定めます。</p> <table border="1" data-bbox="539 1933 1262 1989"> <thead> <tr> <th>品 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	品 目	内 容	5 Mb/sから5 Mb/sごとに80Mb/sまで及び100Mb/sの品目	料金表別表2に規定する伝送速度までの符号伝送が可能なもの	備考 クローズドコンピュータ通信網サービスに係る通信は、そのクローズドコンピュータ通信網契約に係るCCNグループ回線相互間又はCCNグループ回線と外部接続回線との間(外部接続回線を設置する場合があります。)で行うことができます。		品 目	内 容			
品 目	内 容											
5 Mb/sから5 Mb/sごとに80Mb/sまで及び100Mb/sの品目	料金表別表2に規定する伝送速度までの符号伝送が可能なもの											
備考 クローズドコンピュータ通信網サービスに係る通信は、そのクローズドコンピュータ通信網契約に係るCCNグループ回線相互間又はCCNグループ回線と外部接続回線との間(外部接続回線を設置する場合があります。)で行うことができます。												
品 目	内 容											

1 Mb/sから1 Mb/sごとに9 Mb/sまでのもの、10 Mb/sから10 Mb/sごとに100Mb/sまでの品目	料金表別表2に規定する伝送速度までの符号伝送が可能なもの
<p>備考</p> <p>1 カテゴリー2（クラス2のタイプ1、タイプ2又はタイプ3に係るものに限り。）に係る通信は、別記13の2の(1)に規定する接続契約者回線（イーサネット通信サービス契約約款に定める第2種契約若しくは第5種契約、ネットワークプラットフォームサービス契約約款に定めるネットワークプラットフォーム契約、IP伝送サービス契約約款に定めるVPN契約又は第2種データ着信契約（クラス2に係るものに限り。）に係るものに限り。）との間で行うことができます。</p> <p>2 カテゴリー2（クラス2に係るものに限り。）については、クラス1（タイプ1又はタイプ2に係るものに限り。）又はクラス4に係る契約が1以上の場合に限り提供します。</p> <p>3 カテゴリー2（クラス2のタイプ2のプラン3に係るものに限り。）は、100Mb/sに限り提供します。</p>	

ウ 当社は、カテゴリー2（クラス4、クラス5又はクラス7に係るものに限ります。）又はカテゴリー3（料金表第1表に定めるクラス2に係るものに限ります。）に係る料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目を定めます。

(ア)DSL回線に係るもの

品目	内容
1.5Mb/s	DSL回線の終端への伝送方向については最大1.536Mbit/sまで、他の伝送方向については最大512Kbit/sまでの符号伝送が可能なもの
8 Mb/s	DSL回線の終端への伝送方向については最大概ね8Mbit/sまで、他の伝送方向については最大概ね1Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
12Mb/s	DSL回線の終端への伝送方向については最大概ね12Mbit/sまで、他の伝送方向については最大概ね1Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
24Mb/s	DSL回線の終端への伝送方向については最大概ね24Mbit/sまで、他の伝送方向については最大概ね1Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
40 Mb/s	DSL回線の終端への伝送方向については最大概ね40Mbit/sまで、他の伝送方向については最大概ね1Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
47 Mb/s	DSL回線の終端への伝送方向については最大概ね47Mbit/sまで、他の伝送方向については最大概ね5Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
備考 24Mb/s品目のものは、特定加入者回線が西日本電信電話株式会社に係るもの限り提供します。	

(イ)光アクセス回線に係るもの

品目	内容
100 Mb/s	最大100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの

エ 当社は、カテゴリー 3（クラス 1 のタイプ 4 又はタイプ 6 に係るものに限ります。）に係る料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目を定めます。

品 目	内 容
10Mb/sから 20Mb/sごと に70Mb/sま で及び100M b/sの品目	料金表別表 2 に規定する伝送速度までの符号 伝送が可能なもの
備考 加入者回線インタフェースは、100BASE-TXに限り提供しま す。	

(3) 細目に係る料  
金の適用

ア 当社は、カテゴリー 1 に係る料金額を適用するにあたって、次表のとおり通信の態様による細目を定めます。  
中継網による区別

区 別	内 容
タイプ 1	タイプ 2 以外のもの
タイプ 2	CCNゲートウェイ装置をオープンコンピュ ータ通信網サービスに係る網と接続して提供 するもの

イ 当社は、カテゴリー 2 に係る料金額を適用するにあたって、次表のとおり通信の態様による細目を定めます。

(ア) 接続形態による区別

区 別	内 容
クラス 1	別記13の 2 の(3)、(5)のア又は(6)に規定するD S L回線、光アクセス回線又は利用回線と接 続して提供するもの
クラス 2	別記13の 2 の(1)に規定する接続契約者回線、 加入者回線（特定加入者回線に係るものを除 きます。）又は契約者回線と接続して提供す るもの
クラス 3	別記13の 2 の(3)のイに規定するD S L回線と 接続して提供するものであって、同一のCC Nグループに係るクラス 1 のタイプ 2（コー ス 1 に係るものに限ります。）に係るD S L回 線並びに光アクセス回線又はクラス 4（コー ス 1 に係るものに限ります。）に係る特定加入 者回線とともに提供するもの。
クラス 4	特定加入者回線と接続して提供するもの

クラス5	<p>特定加入者回線と接続して提供するものであって、当社が別に定める電気通信サービスとともに提供するもの</p> <p>(注) 本欄に規定する当社が別に定める電気通信サービスは、IP伝送サービス契約約款に係るIP伝送サービス(Y型に係る回線制御装置の予備回線利用機能を利用するものに限ります。)とします。</p>
クラス6	<p>別記13の2の(3)のア又は(5)のアに規定するDSL回線又は光アクセス回線と接続して提供するものであって、当社が別に定める電気通信サービスとともに提供するもの</p> <p>(注) 本欄に規定する当社が別に定める電気通信サービスは、IP伝送サービス契約約款及び料金表に定めるVPNサービス(回線制御装置(DI型、DII型、DIII型、DIV型又はDV型に係るものに限ります。)を利用するものに限ります。)とします。</p>
クラス7	<p>特定加入者回線と接続して提供するものであって、当社が別に定める電気通信サービスとともに提供するもの</p> <p>(注) 本欄に規定する当社が別に定める電気通信サービスは、IP伝送サービス契約約款及び料金表に係るVPNサービス(回線制御装置(DI型、DII型、DIII型、DIV型又はDV型に係るものに限ります。)を利用するものに限ります。)とします。</p>

備考 クラス4、クラス5及びクラス7の特定加入者回線に係る提供条件は、別記13の2の(3)のア又は別記13の2の(5)のアに定める特定協定事業者の契約約款(料金表の規定に係るものであって、当社が別に定めるものに限ります。)に準ずるものとし、当社が提供するその特定加入者回線の品目及び通信の態様による細目は、当社が別に定めるところによります。

(イ) アクセス回線による区別

A クラス1に係るもの

区 別	内 容
タイプ1	当社が別に定める端末設備を利用して別記13の2の(3)のイに規定するDSL回線と接続して提供するもの

タイプ 2	別記11の2の2に定める端末設備を利用して別記13の2の(3)のアに規定するDSL回線、別記13の2の(5)に規定する光アクセス回線又は別記13の2の(6)に規定する利用回線と接続して提供するもの
-------	--

B クラス2に係るもの

区 別	内 容
タイプ 1	別記13の2の(1)に規定する接続契約者回線（IP伝送サービス契約約款に定めるVPN契約に係るものに限ります。）と接続して提供するもの
タイプ 2	別記13の2の(1)に規定する接続契約者回線（イーサネット通信サービス契約約款に定める第2種契約若しくは第5種契約又はネットワークプラットフォームサービス契約約款及び料金表に定めるネットワークプラットフォーム契約に係るものに限ります。）と接続して提供するもの
タイプ 3	別記13の2の(1)に規定する接続契約者回線（データ着信サービスの第2種データ着信契約（料金表第1表に定めるクラス2に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）と接続して提供するもの
タイプ 4	加入者回線と接続して提供するもの
タイプ 5	契約者回線と接続して提供するもの

(ウ) 加入者回線インタフェースによる区別

区 別	内 容
10BASE-T	加入者回線の終端におけるインタフェースが10BASE-Tのもの
100BASE-T X	加入者回線の終端におけるインタフェースが100BASE-TXのもの

備考

- 1 加入者回線インタフェースの区別は、加入者回線に係るもの限り適用します。
- 2 プラン2に係るものは、100BASE-TXに限り提供しません。
- 3 10BASE-Tについては、イーサネット方式のものであって、1 Mb/s、2 Mb/s、3 Mb/s、4 Mb/s、5 Mb/s及び10 Mb/sの品目に限り提供します。
- 4 100BASE-TXについては、イーサネット方式のものであって、10 Mb/s（全二重）から10 Mb/sごとに100 Mb/sまでの品目に限り提供します。

(エ) 中継網による区別

区 別	内 容
コース1	コース2以外のもの
コース2	中継網の一部を2以上の都道府県の経路で二重化したもの
備考 コース2については、クラス1（タイプ2（プラン4、プランNF及びプランNMに係るものを除きます。）に係るものに限ります。）及びクラス4（プランNFに係るものを除きます。）に限り提供します。	

ウ 当社は、カテゴリ3に係る料金額を適用するにあたって、次表のとおり通信の態様による細目を定めます。

(ア) 接続形態による区別

区 別	内 容
クラス1	別記1の2の(1)に規定する特定協定事業者のDSL回線又は光アクセス回線と接続して提供するものであってクラス2以外のもの
クラス2	特定加入者回線と接続して提供するもの
備考 カテゴリ3におけるその他の技術的な提供条件等については、当社が別に定めるところによります。契約者は、当社が別に定める技術的な提供条件等を遵守するものとします。	

(イ) アクセス回線による区別

A クラス1に係るもの

区 別	内 容
タイプ1	別記13の2の(1)に定める利用回線を利用するもの
タイプ2	別記13の2の(3)のアに定めるDSL回線（当社が別に定めるものに限ります。）を利用するもの  (注) 本欄に規定する当社が別に定めるDSL回線は、特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するメニュー4（東日本電信電話株式会社に係るものはプラン2に係るもの又は1Mb/s品目に係るものを除きます。）に係るものとします。
タイプ3	別記13の2の(5)のアに定める光アクセス回線（当社が別に定めるものに限ります。）を利用するもの

	(注) 本欄に規定する当社が別に定める光アクセス回線は、特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するメニュー5-1の100Mb/s品目のプラン2、プラン3又はメニュー5-2（西日本電信電話株式会社に係るものはカテゴリー2を除きます。）に係るものとしします。
タイプ4	契約者回線と接続して提供するもの
タイプ5	別記13の2の(5)のアに定める光アクセス回線（当社が別に定めるものに限ります。）を利用するもの  (注) 本欄に規定する当社が別に定める光アクセス回線は、特定協定事業者（西日本電信電話株式会社に限りします。）の契約約款及び料金表に規定するメニュー5-1のプラン4に係るもの又はメニュー5-2のカテゴリー2に係るものとしします。
タイプ6	加入者回線（特定加入者回線に係るものを除きます。）と接続して提供するもの

B クラス2に係るもの

区 別	内 容
タイプ1	別記13の2の2のアに定めるDSL回線（当社が別に定めるものに限ります。）を利用するもの  (注) 本欄に規定する当社が別に定めるDSL回線は、契約事業者の契約約款及び料金表に規定する契約者回線型メニューとしします。
タイプ2	別記13の2の2のイに定める光アクセス回線（当社が別に定めるものに限ります。）を利用するもの  (注) 本欄に規定する当社が別に定める光アクセス回線は、契約事業者の契約約款及び料金表に規定するメニュー5-1の100Mb/s品目のプラン3に係るものに限ります。
タイプ3	別記13の2の2のイに定める光アクセス回線（当社が別に定めるものに限ります。）を利用するもの  (注) 本欄に規定する当社が別に定める光アクセス回線は、契約事業者の契約約款及び料金表に規定するメニュー5-1の100Mb/s品目のプラン2に係るものに限ります。

備考 クラス2の特定加入者回線に係る提供条件は、別記13の2の2に定める契約事業者の契約約款（料金表の規定に係るものであって、当社が別に定めるものに限ります。）に準ずるものとし、当社が提供するその特定加入者回線の品目及び通信の態様による細目は、当社が別に定めるところによります。

エ 当社は、カテゴリー2（クラス4、クラス5又はクラス7に係るものに限ります。）又はカテゴリー3（クラス2に係るものに限ります。）に係る料金額を適用するにあたって、次表のとおり保守の態様による細目を定めます。

区 別	内 容
保守メニュー1	午前9時から午後5時までの時間帯以外の時刻に、そのクローズドコンピュータ通信網契約に係る修理又は復旧の請求を受け付けたときに、午前9時から午後5時までの時間帯（その受け付けた時刻以後の直近のものとし、）においてその修理又は復旧を行うもの
保守メニュー2	保守メニュー1以外のもの

備考 クローズドコンピュータ通信網契約者は、そのクローズドコンピュータ通信網契約について、同一月において複数回の保守の態様による細目の変更（その細目の変更と同時に品目の変更を行う場合を除きます。）の請求を行うことはできません。

(4) カテゴリー2の区別に係る料金の適用

ア クラス1のタイプ2及びクラス6には次の区別があります

区 別	内 容
プラン1	別記13の2の(3)のアに定めるDSL回線（当社が別に定めるものに限ります。）を利用するもの (注) 本欄に規定する当社が別に定めるDSL回線は、次に掲げる特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するものとし、 a 東日本電信電話株式会社に係るものメニュー4のもの（プラン2に係るもの又は1 Mb/s品目に係るものを除きます。） b 西日本電信電話株式会社に係るものメニュー4のもの
プラン2	別記13の2の(5)のアに定める光アクセス回線（当社が別に定めるものに限ります。）を利用するもの

	<p>(注) 本欄に規定する当社が別に定める光アクセス回線は、次に掲げる特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するものとしてします。</p> <p>a 東日本電信電話株式会社に係るもの メニュー5-1の100Mb/s品目のI型のプラン3もの</p> <p>b 西日本電信電話株式会社に係るもの メニュー5-1の100Mb/s品目のプラン3もの</p>
プラン3	<p>別記13の2の(5)のAに定める光アクセス回線(当社が別に定めるものに限ります。)を利用するもの</p> <p>(注) 本欄に規定する当社が別に定める光アクセス回線は、次に掲げる特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するものとしてします。</p> <p>a 東日本電信電話株式会社に係るもの メニュー5-1の100Mb/s品目のI型のプラン2もの</p> <p>b 西日本電信電話株式会社に係るもの メニュー5-1の100Mb/s品目のプラン2もの</p>
プラン4	<p>別記13の2の(6)に定める利用回線を利用するもの</p>
プラン5	<p>別記13の2の(5)のAに定める光アクセス回線(当社が別に定めるものに限ります。)を利用するもの</p> <p>(注) 本欄に規定する当社が別に定める光アクセス回線は、次に掲げる特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するものとしてします。</p> <p>a 東日本電信電話株式会社に係るもの メニュー5-2の100Mb/s品目のI型のもの</p> <p>b 西日本電信電話株式会社に係るもの メニュー5-2の100Mb/s品目のカテゴリー1もの</p>
プラン6	<p>別記13の2の(5)のAに定める光アクセス回線(当社が別に定めるものに限ります。)を利用するもの</p>

	<p>(注) 本欄に規定する当社が別に定める光アクセス回線は、次に掲げる特定協定事業者(西日本電信電話株式会社に限りませう。)の契約約款及び料金表に規定するものとします。</p> <p>a メニュー5-1の100Mb/s品目のプラン4のもの</p> <p>b メニュー5-2の100Mb/s品目のカテゴリー2のもの</p>
プランNF	<p>別記13の2の(5)のAに定める光アクセス回線(当社が別に定めるものに限りませう。)を利用するもの</p> <p>(注) 本欄に規定する当社が別に定める光アクセス回線は、次に掲げる特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するものとします</p> <p>a 東日本電信電話株式会社に係るものメニュー5-1のII型の100Mb/s品目のもの</p> <p>b 西日本電信電話株式会社に係るものメニュー5-1の100Mb/s品目のプラン5のもの</p>
プランNM	<p>別記13の2の(5)のAに定める光アクセス回線(当社が別に定めるものに限りませう。)を利用するもの</p> <p>(注) 本欄に規定する当社が別に定める光アクセス回線は、次に掲げる特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するものとします</p> <p>a 東日本電信電話株式会社に係るものメニュー5-2のII型の100Mb/s品目のもの</p> <p>b 西日本電信電話株式会社に係るものメニュー5-2の100Mb/s品目のカテゴリー3のもの</p>
備考 プラン4については、クラス1のタイプ2に係る契約者限り提供します。	
イ クラス2のタイプ1には次の区別があります	
区別	内容
プラン1	<p>別記13の2の(1)に定める接続契約者回線(IP伝送サービス契約約款に定めるVPN契約(アクセスタイプ7のコース2のクラス1に限りませう。)に係るものに限りませう。)を利用するものであつて、回線収容部に係る電気通信設備の帯域を共有して提供するもの</p>

プラン 2	別記13の2の(1)に定める接続契約者回線（IP伝送サービス契約約款に定めるVPN契約（アクセスタイプ7のコース2のクラス2に限ります。）に係るものに限ります。）を利用するものであって、回線収容部に係る電気通信設備の帯域を専有して提供するもの
プラン 3	別記13の2の(1)に定める接続契約者回線（IP伝送サービス契約約款に定めるVPN契約（アクセスタイプ7のコース2のクラス3に限ります。）に係るものに限ります。）を利用するものであって、回線収容部に係る電気通信設備の帯域を共有して提供するもの

ウ クラス2のタイプ2には次の区別があります

区 別	内 容
プラン 1	別記13の2の(1)に定める接続契約者回線（イーサネット通信サービス契約約款に定める第2種契約若しくは第5種契約（タイプ2のCCNアクセスの10Mb/s品目に限ります。）又はネットワークプラットフォームサービス契約約款に定めるネットワークプラットフォーム契約（10Mb/s品目に限ります。）に係るものに限ります。）を利用するものであって、回線収容部に係る電気通信設備の帯域を共有して提供するもの
プラン 2	別記13の2の(1)に定める接続契約者回線（イーサネット通信サービス契約約款に定める第2種契約若しくは第5種契約（タイプ2のCCNアクセスに限ります。）又はネットワークプラットフォームサービス契約約款に定めるネットワークプラットフォーム契約に係るものに限ります。）を利用するものであって、回線収容部に係る電気通信設備の帯域を専有して提供するもの
プラン 3	別記13の2の(1)に定める接続契約者回線（イーサネット通信サービス契約約款に定める第2種契約若しくは第5種契約（タイプ2のCCNアクセスの100Mb/s品目に係るものであって、コース1又はコース2のものに限ります。）又はネットワークプラットフォームサービス契約約款に定めるネットワークプラットフォーム契約（100Mb/s品目に限ります。）に係るものに限ります。）を利用するものであって、回線収容部に係る電気通信設備の帯域を共有して提供するもの

エ クラス2のタイプ4には次の区別があります

区 別	内 容
-----	-----

プラン 1	回線収容部に係る電気通信設備の帯域を共有して提供するもの
プラン 2	回線収容部に係る電気通信設備の帯域を専有して提供するもの

オ クラス 2 のタイプ 5 には次の区別があります

区 別	内 容
プラン 1	回線収容部に係る電気通信設備の帯域を共有して提供するもの
プラン 2	回線収容部に係る電気通信設備の帯域を専有して提供するもの

カ クラス 4、クラス 5 又はクラス 7 には次の区別があります。

区 別	内 容
プラン 1	別記13の 2 の 2 のアに定めるDSL回線（当社が別に定めるものに限ります。）を利用するもの  （注）本欄に規定する当社が別に定めるDSL回線は、契約事業者の契約約款及び料金表に規定する契約者回線型メニューとします。
プラン 3	別記13の 2 の 2 のイに定める光アクセス回線（当社が別に定めるものに限ります。）を利用するもの  （注）本欄に規定する当社が別に定める光アクセス回線は、次に掲げる契約事業者の契約約款及び料金表に規定するものとし ます。 a 東日本電信電話株式会社に係るもの メニュー 5 - 1 の100Mb/s品目の I 型のプラン 3 のもの b 西日本電信電話株式会社に係るもの メニュー 5 - 1 の100Mb/s品目のプラン 3 のもの
プラン 4	別記13の 2 の 2 のイに定める光アクセス回線（当社が別に定めるものに限ります。）を利用するもの

		<p>(注) 本欄に規定する当社が別に定める光アクセス回線は、次に掲げる契約事業者の契約約款及び料金表に規定するものとしてします。</p> <p>a 東日本電信電話株式会社に係るもの メニュー5-1の100Mb/s品目のI型のプラン2のもの</p> <p>b 西日本電信電話株式会社に係るもの メニュー5-1の100Mb/s品目のプラン2のもの</p>
	<p>プラン N F</p>	<p>別記13の2の(5)のAに定める光アクセス回線(当社が別に定めるものに限ります。)を利用するもの</p> <p>(注) 本欄に規定する当社が別に定める光アクセス回線は、次に掲げる特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するものとしてします</p> <p>a 東日本電信電話株式会社に係るもの メニュー5-1のII型の100Mb/s品目のもの</p> <p>b 西日本電信電話株式会社に係るもの メニュー5-1の100Mb/s品目のプラン5のもの</p>
<p>(5) カテゴリー2の利用の開始等に係る料金の適用</p>	<p>カテゴリー2のクラス2のプラン3の利用の開始等があった場合の料金の適用は、次のとおりとします。</p> <p>ア 利用の開始があった場合</p> <p>利用の開始をした日を含む料金月の翌料金月から定額利用料を適用します。ただし、そのクローズドコンピュータ通信網サービスの利用の開始と廃止が同月に行われた場合、その廃止の日にかかわらず利用開始月の定額利用料の支払いを要します。</p> <p>イ CCNグループ回線の変更があった場合</p> <p>CCNグループ回線の変更(カテゴリー2に係る利用回線、DSL回線又は光アクセス回線との間の変更に限ります。)があった場合の定額利用料は、その変更前のCCNグループ回線の利用の廃止及び、その変更後のCCNグループ回線の利用の開始が同時にあったものとみなして取り扱い定額利用料を適用します。</p> <p>ウ 利用の廃止があった場合</p> <p>第82条(定額利用料等の支払義務)の規定に係らず、その廃止月を含む料金月の定額利用料の支払いを要します。</p>	
<p>(6) 定額利用料の適用</p>	<p>クローズドコンピュータ通信網サービスの定額利用料は、次のとおりとします。</p> <p>ア カテゴリー1の場合</p>	

CCNゲートウェイ装置が1の場合は基本額のみを適用し、1を超える場合は基本額と超過するCCNゲートウェイ装置の数に応じた加算額とを合算して適用します。

イ カテゴリー2の場合

(ア) クラス1の場合

A タイプ1の場合

CCNグループ回線における1の他社接続契約者回線(DSL回線(別記13の2の(3)のイに定める契約に係るものであって、12Mb/s品目のものに限り。))に係るものに限り。))ごとに基本額を適用します。

B タイプ2の場合

CCNグループ回線における1の他社接続契約者回線(DSL回線(別記13の2の(3)のアに定める契約に係るものに限り。))、光アクセス回線(別記13の2の(5)のアに定める契約に係るものに限り。))に係るものに限り。))又は利用回線(別記13の2の(6)に定める契約に係るものに限り。))ごとに基本額を適用します。

(イ) クラス2の場合

A タイプ1、タイプ2及びタイプ3の定額利用料(プラン3に係るものを除きます。)は、1回線ごとに基本額を適用します。

B タイプ4の定額利用料は、1回線ごとに基本額とアクセス回線料を合算して適用します。

C タイプ5の定額利用料は、1回線ごとに基本額を適用します。

D プラン3の定額利用料は、CCNグループ回線の利用回線、DSL回線又は光アクセス回線に係る回線数にそれぞれの基本額を乗じて得た額を合算して適用します。

(ウ) クラス3の場合

CCNグループ回線における1の他社接続契約者回線(DSL回線(別記13の2の(3)のイに定める契約に係るものであって、12Mb/s品目のものに限り。))に係るものに限り。))ごとに基本額を適用します。

(エ) クラス4、クラス5又はクラス7の場合

CCNグループ回線における1の特定加入者回線ごとに基本額を適用します。

(オ) クラス6の場合

CCNグループ回線における1の他社接続契約者回線(DSL回線(別記13の2の(3)のアに定めるものに限り。))又は光アクセス回線(別記13の2の(5)のアに定めるものに限り。))に係るものに限り。))ごとに基本額を適用します。

ウ カテゴリー3の場合

(ア) クラス1の場合

	<p>CCNグループ回線における1の利用回線、他社接続契約者回線（DSL回線、光アクセス回線に係るものに限ります。）、加入者回線（特定加入者回線に係るものを除きます。）又は契約者回線ごとに基本額を適用します。</p> <p>(イ) クラス2の場合</p> <p>CCNグループ回線における1の特定加入者回線ごとに基本額を適用します。</p>
(7) 利用料金の適用除外	<p>クローズドコンピュータ通信網サービス（カテゴリー2（クラス4（プラン1に係るものに限ります。）、クラス5（プラン1に係るものに限ります。）又はクラス7（プラン1に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）又はカテゴリー3（クラス2のタイプ1に係るものに限ります。）に係るものに限ります。以下、この欄において同じとします。）の提供の開始、特定加入者回線の移転又は品目の変更により、リンク未確立状態となった場合（そのことを当社が確認できる場合に限ります。）であって、そのクローズドコンピュータ通信網サービスの提供の開始、特定加入者回線の移転又は品目の変更の日の翌日から起算して20日以内に、クローズドコンピュータ通信網契約者からその旨の申出があり、そのクローズドコンピュータ通信網契約の解除、特定加入者回線の移転又は品目の変更の請求が行われた場合は、料金表第1表（料金）の規定にかかわらず、リンク未確立状態の期間に係る利用料金は適用しません。</p>
(8) 最低利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用	<p>ア クローズドコンピュータ通信網契約者のカテゴリー2（クラス1又はクラス3からクラス7までのものに限ります。）又はカテゴリー3（クラス1のタイプ4又はタイプ6に係るものを除きます。）に係るものに限ります。）に係る最低利用期間は、第64条（最低利用期間）にかかわらず1ヶ月とします。</p> <p>イ クローズドコンピュータ通信網契約者は、最低利用期間内にクローズドコンピュータ通信網契約（カテゴリー2のクラス2のプラン3に係るものを除きます。）の解除があった場合は、第82条（定額利用料等の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する定額利用料に相当する額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。</p> <p>ウ クローズドコンピュータ通信網契約者は、最低利用期間内にクローズドコンピュータ通信網サービスの品目の変更又はCCNゲートウェイ装置の廃止（以下この欄において「品目の変更等」といいます。）があった場合は、その品目の変更等について変更等前の定額利用料の額から変更等後の定額利用料の額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間を乗じて得た額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。</p>

6の3-2 料金額

6の3-2-1 定額利用料

(1) 基本額

ア カテゴリー1のもの

(ア) タイプ1のもの

1 契約ごとに月額

区 分	料 金 額	
	通常契約	二重化付加契約
5 Mb/sのもの	650,000円 (682,500円)	400,000円 (420,000円)
10Mb/sのもの	1,000,000円 (1,050,000円)	500,000円 (525,000円)
15Mb/sのもの	1,350,000円 (1,417,500円)	600,000円 (630,000円)
20Mb/sのもの	1,700,000円 (1,785,000円)	700,000円 (735,000円)
25Mb/sのもの	2,050,000円 (2,152,500円)	800,000円 (840,000円)
30Mb/sのもの	2,400,000円 (2,520,000円)	900,000円 (945,000円)
35Mb/sのもの	2,750,000円 (2,887,500円)	1,000,000円 (1,050,000円)
40Mb/sのもの	3,100,000円 (3,255,000円)	1,100,000円 (1,155,000円)
45Mb/sのもの	3,450,000円 (3,622,500円)	1,200,000円 (1,260,000円)
50Mb/sのもの	3,800,000円 (3,990,000円)	1,300,000円 (1,365,000円)
55Mb/sのもの	4,150,000円 (4,357,500円)	1,400,000円 (1,470,000円)
60Mb/sのもの	4,500,000円 (4,725,000円)	1,500,000円 (1,575,000円)
65Mb/sのもの	4,850,000円 (5,092,500円)	1,600,000円 (1,680,000円)
70Mb/sのもの	5,200,000円 (5,460,000円)	1,700,000円 (1,785,000円)
75Mb/sのもの	5,550,000円 (5,827,500円)	1,800,000円 (1,890,000円)
80Mb/sのもの	5,900,000円 (6,195,000円)	1,900,000円 (1,995,000円)
100Mb/sのもの	7,300,000円 (7,665,000円)	2,300,000円 (2,415,000円)

(イ) タイプ2のもの

1契約ごとに月額

区 分	料 金 額
-----	-------

	通常契約	二重化付加契約
5 Mb/sのもの	450,000円 (472,500円)	350,000円 (367,500円)
10Mb/sのもの	600,000円 (630,000円)	400,000円 (420,000円)
15Mb/sのもの	750,000円 (787,500円)	450,000円 (472,500円)
20Mb/sのもの	900,000円 (945,000円)	500,000円 (525,000円)
25Mb/sのもの	1,050,000円 (1,102,500円)	550,000円 (577,500円)
30Mb/sのもの	1,200,000円 (1,260,000円)	600,000円 (630,000円)
35Mb/sのもの	1,350,000円 (1,417,500円)	650,000円 (682,500円)
40Mb/sのもの	1,500,000円 (1,575,000円)	700,000円 (735,000円)
45Mb/sのもの	1,650,000円 (1,732,500円)	750,000円 (787,500円)
50Mb/sのもの	1,800,000円 (1,890,000円)	800,000円 (840,000円)
55Mb/sのもの	1,950,000円 (2,047,500円)	850,000円 (892,500円)
60Mb/sのもの	2,100,000円 (2,205,000円)	900,000円 (945,000円)
65Mb/sのもの	2,250,000円 (2,362,500円)	950,000円 (997,500円)
70Mb/sのもの	2,400,000円 (2,520,000円)	1,000,000円 (1,050,000円)
75Mb/sのもの	2,550,000円 (2,677,500円)	1,050,000円 (1,102,500円)
80Mb/sのもの	2,700,000円 (2,835,000円)	1,100,000円 (1,155,000円)
100Mb/sのもの	3,300,000円 (3,465,000円)	1,300,000円 (1,365,000円)

イ カテゴリー2のもの  
(ア) クラス1のもの  
(ア) - 1 タイプ1のもの

1のDSL回線ごとに

区 分	料 金 額
-----	-------

電話重畳のもの	7,100円 (7,455円)
電話非重畳のもの	9,000円 (9,450円)
備考	
<p>1 カテゴリー2に係る通信は、カテゴリー2に係るCCNグループ回線との間の通信を行うことができます。</p> <p>2 DSL回線は、別記13の2の(3)のイに定める契約（別記1の2の(3)に定める特定協定事業者に係るものに限り、）に係るものとし、</p> <p>3 カテゴリー2に係る通信の速度は、DSL回線の終端への伝送方向については最大12.512Mbit/sまで、他の伝送方向については最大1.024Mbit/sまでの符号伝送が可能とします。</p> <p>4 当社は、3に規定する通信の品質を保証しません。</p>	

(ア) - 2 タイプ2のもの

A コース1のもの

1のDSL回線、光アクセス回線又は利用回線ごとに月額

区 分	料 金 額
プラン1のもの	5,000円 (5,250円)
プラン2のもの	5,000円 (5,250円)
プラン3のもの	8,000円 (8,400円)
プラン4のもの	5,000円 (5,250円)
プラン5のもの	5,000円 (5,250円)
プラン6のもの	5,000円 (5,250円)
プランNFのもの	5,000円 (5,250円)
プランNMのもの	5,000円 (5,250円)

B コース2のもの

1のDSL回線、光アクセス回線又は利用回線ごとに月額

区 分	料 金 額
プラン1、プラン2、プラン3、プラン5又はプラン6のもの	そのDSL回線、光アクセス回線をカテゴリー2のクラス1のタイプ2のコース1のものとみなした場合に適用される6の3-2-1の(1)のイの(ア)の(ア)-2のAの基本額に2,800円(2,940円)を加算した額

(イ) クラス2のもの

(イ) - 1 タイプ1のもの

A プラン1のもの

1 接続契約者回線ごとに月額

区 分	料 金 額

1 Mb/sのもの	48,000円	(50,400円)
2 Mb/sのもの	60,000円	(63,000円)
3 Mb/sのもの	70,000円	(73,500円)
4 Mb/sのもの	75,000円	(78,750円)
5 Mb/sのもの	80,000円	(84,000円)
10Mb/sのもの	96,000円	(100,800円)
20Mb/sのもの	100,000円	(105,000円)
30Mb/sのもの	150,000円	(157,500円)

B プラン2のもの

1 接続契約者回線ごとに月額

区 分	料 金	額
10Mb/sのもの	500,000円	(525,000円)
20Mb/sのもの	610,000円	(640,500円)
30Mb/sのもの	798,000円	(837,900円)
40Mb/sのもの	960,000円	(1,008,000円)
50Mb/sのもの	1,115,000円	(1,170,750円)
60Mb/sのもの	1,280,000円	(1,344,000円)
70Mb/sのもの	1,490,000円	(1,564,500円)
80Mb/sのもの	1,660,000円	(1,743,000円)
90Mb/sのもの	1,830,000円	(1,921,500円)
100Mb/sのもの	2,000,000円	(2,100,000円)

C プラン3のもの

C C Nグループ回線ごとに月額

区 分	料 金	額
利用回線のもの	2,800円	(2,940円)
D S L回線のもの	2,800円	(2,940円)
光アクセス回線のもの	6,500円	(6,825円)

(イ) -2 タイプ2のもの

A プラン1のもの

1 接続契約者回線ごとに月額

区 分	料 金	額
10Mb/sのもの	96,000円	(100,800円)

B プラン2のもの

## 1 接続契約者回線ごとに月額

区 分	料 金 額
10Mb/sのもの	500,000円 (525,000円)
100Mb/sのもの	2,000,000円 (2,100,000円)

## C プラン3のもの

## CCNグループ回線ごとに月額

区 分	料 金 額
利用回線のもの	2,800円 (2,940円)
DSL回線のもの	2,800円 (2,940円)
光アクセス回線のもの	6,500円 (6,825円)

## (イ) - 3 タイプ3のもの

## 1 接続契約者回線ごとに月額

区 分	料 金 額
0.5Mb/sのもの	19,000円 (19,950円)
1 Mb/sのもの	29,000円 (30,450円)
2 Mb/sのもの	44,000円 (46,200円)
3 Mb/sのもの	59,000円 (61,950円)
4 Mb/sのもの	74,000円 (77,700円)
5 Mb/sのもの	89,000円 (93,450円)
6 Mb/sのもの	140,000円 (147,000円)
7 Mb/sのもの	151,000円 (158,550円)
8 Mb/sのもの	162,000円 (170,100円)
9 Mb/sのもの	173,000円 (181,650円)
10Mb/sのもの	184,000円 (193,200円)
20Mb/sのもの	300,000円 (315,000円)
30Mb/sのもの	350,000円 (367,500円)

## (イ) - 4 タイプ4のもの

## A プラン1のもの

## 1 加入者回線ごとに月額

区 分	料 金 額	
	通常契約	二重化付加契約
1 Mb/sのもの	48,000円 (50,400円)	16,000円 (16,800円)
2 Mb/sのもの	60,000円 (63,000円)	20,000円 (21,000円)
3 Mb/sのもの	70,000円 (73,500円)	23,000円 (24,150円)

4 Mb/sのもの	75,000円 (78,750円)	25,000円 (26,250円)
5 Mb/sのもの	80,000円 (84,000円)	27,000円 (28,350円)
10Mb/sのもの	96,000円 (100,800円)	32,000円 (33,600円)
20Mb/sのもの	100,000円 (105,000円)	34,000円 (35,700円)
30Mb/sのもの	150,000円 (157,500円)	50,000円 (52,500円)

B プラン2のもの

1 加入者回線ごとに月額

区 分	料 金 額	
	通常契約	二重化付加契約
10Mb/sのもの	500,000円 (525,000円)	166,000円 (174,300円)
20Mb/sのもの	610,000円 (640,500円)	203,000円 (213,150円)
30Mb/sのもの	798,000円 (837,900円)	266,000円 (279,300円)
40Mb/sのもの	960,000円 (1,008,000円)	320,000円 (336,000円)
50Mb/sのもの	1,115,000円 (1,170,750円)	371,000円 (389,550円)
60Mb/sのもの	1,280,000円 (1,344,000円)	426,000円 (447,300円)
70Mb/sのもの	1,490,000円 (1,564,500円)	496,000円 (520,800円)
80Mb/sのもの	1,660,000円 (1,743,000円)	553,000円 (580,650円)
90Mb/sのもの	1,830,000円 (1,921,500円)	610,000円 (640,500円)
100Mb/sのもの	2,000,000円 (2,100,000円)	666,000円 (699,300円)

(イ) - 5 タイプ5のもの

A プラン1のもの

1 契約者回線ごとに月額

区 分	料 金 額	
	通常契約	二重化付加契約
1 Mb/sのもの	48,000円 (50,400円)	16,000円 (16,800円)
2 Mb/sのもの	60,000円 (63,000円)	20,000円 (21,000円)
3 Mb/sのもの	70,000円 (73,500円)	23,000円 (24,150円)
4 Mb/sのもの	75,000円 (78,750円)	25,000円 (26,250円)
5 Mb/sのもの	80,000円 (84,000円)	27,000円 (28,350円)
10Mb/sのもの	96,000円 (100,800円)	32,000円 (33,600円)
20Mb/sのもの	100,000円 (105,000円)	34,000円 (35,700円)
30Mb/sのもの	150,000円 (157,500円)	50,000円 (52,500円)

B プラン2のもの

1 契約者回線ごとに月額

区 分	料 金 額	
	通常契約	二重化付加契約
10Mb/sのもの	500,000円 (525,000円)	166,000円 (174,300円)
20Mb/sのもの	610,000円 (640,500円)	203,000円 (213,150円)
30Mb/sのもの	798,000円 (837,900円)	266,000円 (279,300円)
40Mb/sのもの	960,000円 (1,008,000円)	320,000円 (336,000円)
50Mb/sのもの	1,115,000円 (1,170,750円)	371,000円 (389,550円)
60Mb/sのもの	1,280,000円 (1,344,000円)	426,000円 (447,300円)
70Mb/sのもの	1,490,000円 (1,564,500円)	496,000円 (520,800円)
80Mb/sのもの	1,660,000円 (1,743,000円)	553,000円 (580,650円)
90Mb/sのもの	1,830,000円 (1,921,500円)	610,000円 (640,500円)
100Mb/sのもの	2,000,000円 (2,100,000円)	666,000円 (699,300円)

(ウ) クラス3のもの

1のDSL回線ごとに月額

区 分	料 金 額
電話重畳のもの	3,300円 (3,465円)
電話非重畳のもの	4,600円 (4,830円)

備考

- 1 DSL回線は、別記13の2の(3)のイに定める契約（別記1の2の(3)に定める特定協定事業者に係るものに限り、）に係るものとします。
- 2 クラス3に係る通信の速度は、DSL回線の終端への伝送方向については最大12.512Mbit/sまで、他の伝送方向については最大1.024Mbit/sまでの符号伝送が可能とします。
- 3 当社は、2に規定する通信の品質を保証しません。

(エ) クラス4のもの

(エ) - 1 コース1のもの

A プラン1のもの

a 東日本電信電話株式会社に係るもの

1契約ごとに月額

区分	料金額
1.5Mb/sのもの	11,050円 (11,602.5円)
8Mb/sのもの	11,250円 (11,812.5円)
12Mb/sのもの	11,350円 (11,917.5円)
40Mb/sのもの	11,450円 (12,022.5円)
47Mb/sのもの	11,550円 (12,127.5円)

b 西日本電信電話株式会社に係るもの

1 契約ごとに月額

区分	料金額
1. 5Mb/sのもの	11,050 円 (11,602.5 円)
8 Mb/sのもの	11,250 円 (11,812.5 円)
12Mb/sのもの	11,350 円 (11,917.5 円)
24Mb/sのもの	11,420 円 (11,991 円)
40Mb/sのもの	11,450 円 (12,022.5 円)
47Mb/sのもの	11,450 円 (12,022.5 円)

B プラン3のもの

a 東日本電信電話株式会社に係るもの

1 契約ごとに月額

区分	料金額
100Mb/s のもの	10,600 円 (11,130 円)

b 西日本電信電話株式会社に係るもの

1 契約ごとに月額

区分	料金額
100Mb/s のもの	10,800 円 (11,340 円)

C プラン4のもの

a 東日本電信電話株式会社に係るもの

1 契約ごとに月額

区分	料金額
100Mb/s のもの	18,500 円 (19,425 円)

b 西日本電信電話株式会社に係るもの

1 契約ごとに月額

区分	料金額
100Mb/s のもの	18,500 円 (19,425 円)

D プランNFのもの

a 東日本電信電話株式会社に係るもの

1 契約ごとに月額

区分	料金額
100Mb/s のもの	10,600 円 (11,130 円)

b 西日本電信電話株式会社に係るもの

1 契約ごとに月額

区分	料金額
100Mb/s のもの	10,800 円 (11,340 円)

(エ) -2 コース2のもの

A プラン1のもの

a 東日本電信電話株式会社に係るもの

1 契約ごとに月額

区分	料金額

1.5Mb/s、8Mb/s、12Mb/s、40Mb/s又は47Mb/sのもの	そのDSL回線をカテゴリー2のクラス4のコース1のプラン1の東日本電信電話株式会社に係るのものとみなした場合に適用される6の3-2-1の(1)のイの(エ)の(エ)-1のAのaの基本額に2,800円(2,940円)を加算した額
--	--

b 西日本電信電話株式会社に係るもの

1 契約ごとに月額

区分	料金額
1.5Mb/s、8Mb/s、12Mb/s、24Mb/s、40Mb/s又は47Mb/sのもの	そのDSL回線をカテゴリー2のクラス4のコース1のプラン1の西日本電信電話株式会社に係るのものとみなした場合に適用される6の3-2-1の(1)のイの(エ)の(エ)-1のAのbの基本額に2,800円(2,940円)を加算した額

B プラン3のもの

a 東日本電信電話株式会社に係るもの

1 契約ごとに月額

区分	料金額
100Mb/sのもの	その光アクセス回線をカテゴリー2のクラス4のコース1のプラン3の東日本電信電話株式会社に係るのものとみなした場合に適用される6の3-2-1の(1)のイの(エ)の(エ)-1のBのaの基本額に2,800円(2,940円)を加算した額

b 西日本電信電話株式会社に係るもの

1 契約ごとに月額

区分	料金額
100Mb/sのもの	その光アクセス回線をカテゴリー2のクラス4のコース1のプラン3の西日本電信電話株式会社に係るのものとみなした場合に適用される6の3-2-1の(1)のイの(エ)の(エ)-1のBのbの基本額に2,800円(2,940円)を加算した額

C プラン4のもの

a 東日本電信電話株式会社に係るもの

1 契約ごとに月額

区分	料金額
100Mb/sのもの	その光アクセス回線をカテゴリー2のクラス4のコース1のプラン4の東日本電信電話株式会社に係るのものとみなした場合に適用される6の3-2-1の(1)のイの(エ)の(エ)-1のCのaの基本額に2,800円(2,940円)を加算した額

b 西日本電信電話株式会社に係るもの

1 契約ごとに月額

区分	料金額

100Mb/sのもの	その光アクセス回線をカテゴリー2のクラス4のコース1のプラン4の西日本電信電話株式会社に係るものとみなした場合に適用される6の3-2-1の(1)のイの(エ)の(エ)-1のCのbの基本額に2,800円(2,940円)を加算した額
------------	---

(オ) クラス5又はクラス7のもの

(オ)-1 プラン1のもの

A 東日本電信電話株式会社に係るもの

1 契約ごとに月額

区分	料金額
1.5Mb/s、8Mb/s、12Mb/s、40Mb/s又は47Mb/sのもの	そのDSL回線をカテゴリー2のクラス4のコース1のプラン1の東日本電信電話株式会社に係るものとみなした場合に適用される6の3-2-1の(1)のイの(エ)の(エ)-1のAのaの基本額と同額

B 西日本電信電話株式会社に係るもの

1 契約ごとに月額

区分	料金額
1.5Mb/s、8Mb/s、12Mb/s、24Mb/s、40Mb/s又は47Mb/sのもの	そのDSL回線をカテゴリー2のクラス4のコース1のプラン1の西日本電信電話株式会社に係るものとみなした場合に適用される6の3-2-1の(1)のイの(エ)の(エ)-1のAのbの基本額と同額

(オ)-2 プラン3のもの

A 東日本電信電話株式会社に係るもの

1 契約ごとに月額

区分	料金額
100Mb/sのもの	その光アクセス回線をカテゴリー2のクラス4のコース1のプラン3の東日本電信電話株式会社に係るものとみなした場合に適用される6の3-2-1の(1)のイの(エ)の(エ)-1のBのaの基本額と同額

B 西日本電信電話株式会社に係るもの

1 契約ごとに月額

区分	料金額
100Mb/sのもの	その光アクセス回線をカテゴリー2のクラス4のコース1のプラン3の西日本電信電話株式会社に係るものとみなした場合に適用される6の3-2-1の(1)のイの(エ)の(エ)-1のBのbの基本額と同額

(オ)-3 プラン4のもの

A 東日本電信電話株式会社に係るもの

1 契約ごとに月額

区分	料金額
100Mb/sのもの	その光アクセス回線をカテゴリー2のクラス4のコース1のプラン4の東日本電信電話株式会社に係るものとみなした場合に適用される6の3-2-1の(1)のイの(エ)

	) の (エ) - 1 の C の a の基本額と同額
--	-----------------------------

B 西日本電信電話株式会社に係るもの

1 契約ごとに月額

区分	料金額
100Mb/sのもの	その光アクセス回線をカテゴリー2のクラス4のコース1のプラン4の西日本電信電話株式会社に係るものとみなした場合に適用される6の3-2-1の(1)のイの(エ)の(エ)-1のCのbの基本額と同額

(オ) - 4 プランNFのもの

A 東日本電信電話株式会社に係るもの

1 契約ごとに月額

区分	料金額
100Mb/sのもの	その光アクセス回線をカテゴリー2のクラス4のコース1のプランNFの東日本電信電話株式会社に係るものとみなした場合に適用される6の3-2-1の(1)のイの(エ)の(エ)-1のDのaの基本額と同額

B 西日本電信電話株式会社に係るもの

1 契約ごとに月額

区分	料金額
100Mb/sのもの	その光アクセス回線をカテゴリー2のクラス4のコース1のプランNFの西日本電信電話株式会社に係るものとみなした場合に適用される6の3-2-1の(1)のイの(エ)の(エ)-1のDのbの基本額と同額

(カ) クラス6のもの

1のDSL回線、光アクセス回線又は利用回線ごとに月額

区分	料金額
プラン1のもの、プラン2のもの、プラン3のもの、プラン5のもの、プラン6のもの、プランNFのもの又はプランNMのもの	そのDSL回線、光アクセス回線をカテゴリー2のクラス1のタイプ2のコース1のものとみなした場合に適用される6の3-2-1の(1)のイの(ア)の(ア)-2のAの基本額と同額

ウ カテゴリー3のもの

(ア) クラス1のもの

1契約ごとに月額

区 分		料 金 額	
タイプ1		9,800円 (10,290円)	
タイプ2		9,800円 (10,290円)	
タイプ3		16,000円 (16,800円)	
タイプ4	10Mb/sのもの	通常契約のもの	96,000円 (100,800円)
		二重化付加契約のもの	32,000円 (33,600円)
	30Mb/sのもの	通常契約のもの	150,000円 (157,500円)
		二重化付加契約のもの	50,000円 (52,500円)

50Mb/sのもの	通常契約のもの	250,000円 (262,500円)
	二重化付加契約のもの	83,000円 (87,150円)
70Mb/sのもの	通常契約のもの	350,000円 (367,500円)
	二重化付加契約のもの	116,000円 (121,800円)
100Mb/sのもの	通常契約のもの	500,000円 (525,000円)
	二重化付加契約のもの	166,000円 (174,300円)
タイプ5		16,000円 (16,800円)
タイプ6 10Mb/sのもの	通常契約のもの	211,000円 (221,550円)
	二重化付加契約のもの	147,000円 (154,350円)
30Mb/sのもの	通常契約のもの	308,000円 (323,400円)
	二重化付加契約のもの	208,000円 (218,400円)
50Mb/sのもの	通常契約のもの	447,000円 (469,350円)
	二重化付加契約のもの	280,000円 (294,000円)
70Mb/sのもの	通常契約のもの	575,000円 (603,750円)
	二重化付加契約のもの	341,000円 (358,050円)
100Mb/sのもの	通常契約のもの	750,000円 (787,500円)
	二重化付加契約のもの	416,000円 (436,800円)
備考		
1 カテゴリー3に係る通信は、カテゴリー3に係るCCNグループ回線との間の通信を行うことができます。		
2 カテゴリー3に係る通信の速度は、当社が別に定めるところによります。		
3 当社は、2に規定する通信の品質を保証しません。		

(イ) クラス2のもの

(イ) -1 タイプ1のもの

A 東日本電信電話株式会社に係るもの

1契約ごとに月額

区 分	料 金 額
1. 5Mb/sのもの	15,850円 (16,642.5円)
8 Mb/sのもの	16,050円 (16,852.5円)
12Mb/sのもの	16,150円 (16,957.5円)
40Mb/sのもの	16,250円 (17,062.5円)
47Mb/sのもの	16,350円 (17,167.5円)

B 西日本電信電話株式会社に係るもの

1契約ごとに月額

区 分	料 金 額
1. 5Mb/sのもの	15,850円 (16,642.5円)
8 Mb/sのもの	16,050円 (16,852.5円)
12Mb/sのもの	16,150円 (16,957.5円)
24Mb/sのもの	16,220円 (17,031円)
40Mb/sのもの	16,250円 (17,062.5円)
47Mb/sのもの	16,250円 (17,062.5円)

(イ) -2 タイプ2のもの

A 東日本電信電話株式会社に係るもの

1契約ごとに月額

区 分	料 金 額

100Mb/sのもの	21,600円 (22,680円)
------------	-------------------

B 西日本電信電話株式会社に係るもの

1契約ごとに月額

区 分	料 金 額
100Mb/sのもの	21,800円 (22,890円)

(イ) - 3 タイプ3のもの

A 東日本電信電話株式会社に係るもの

1契約ごとに月額

区 分	料 金 額
100Mb/sのもの	26,500円 (27,825円)

B 西日本電信電話株式会社に係るもの

1契約ごとに月額

区 分	料 金 額
100Mb/sのもの	26,500円 (27,825円)

(2) アクセス回線料

ア カテゴリー2のクラス2のタイプ4のもの

(ア) プラン1のもの

1加入者回線ごとに月額

区 分	料 金 額	
1 Mb/sのもの	53,000円 (55,650円)	
2 Mb/sのもの	85,000円 (89,250円)	
3 Mb/sのもの	93,000円 (97,650円)	
4 Mb/sのもの	96,000円 (100,800円)	
5 Mb/sのもの	99,000円 (103,950円)	
10Mb/s の も の	10BASE-Tのもの	110,000円 (115,500円)
	100BASE-TXのもの	115,000円 (120,750円)
20Mb/sのもの	135,000円 (141,750円)	
30Mb/sのもの	158,000円 (165,900円)	

(イ) プラン2のもの

1加入者回線ごとに月額

区 分	料 金 額
10Mb/sのもの	115,000円 (120,750円)
20Mb/sのもの	135,000円 (141,750円)
30Mb/sのもの	158,000円 (165,900円)
40Mb/sのもの	179,000円 (187,950円)
50Mb/sのもの	197,000円 (206,850円)

60Mb/sのもの	212,000円	(222,600円)
70Mb/sのもの	225,000円	(236,250円)
80Mb/sのもの	235,000円	(246,750円)
90Mb/sのもの	243,000円	(255,150円)
100Mb/sのもの	250,000円	(262,500円)

(3) 加算額

ア カテゴリー1のタイプ1又はタイプ2のもの

1契約につき1のCCNゲートウェイ装置ごとに月額

区 分	料 金 額
CCNゲートウェイ装置	150,000円 (157,500円)
備考 1のCCNゲートウェイ装置により設定することのできるクローズドコンピュータ通信網サービスの通信に係る通信路の数は、当社が別に定めるところによります。	

イ 保守メニュー2のものに係る加算額

(ア) カテゴリー2のクラス4、クラス5又はクラス7のもの

(ア) - 1 東日本電信電話株式会社に係るもの

1の特定加入者回線ごとに

区 分	料 金 額
プラン1に係るもの	2,500円 (2,625円)
プラン3に係るもの	2,500円 (2,625円)
プラン4に係るもの	2,500円 (2,625円)
プランNFに係るもの	2,500円 (2,625円)

(ア) - 2 西日本電信電話株式会社に係るもの

1の特定加入者回線ごとに

区 分	料 金 額
プラン1に係るもの	2,500円 (2,625円)
プラン3に係るもの	2,500円 (2,625円)
プラン4に係るもの	2,500円 (2,625円)
プランNFに係るもの	2,500円 (2,625円)

(イ) カテゴリー3のクラス2のもの

(イ) - 1 東日本電信電話株式会社に係るもの

1の特定加入者回線ごとに

区 分	料 金 額
タイプ1	2,500円 (2,625円)
タイプ2	2,500円 (2,625円)
タイプ3	2,500円 (2,625円)

## (イ) - 2 西日本電信電話株式会社に係るもの

1 の特定加入者回線ごとに

区 分	料 金 額
タイプ 1	2,500円 (2,625円)
タイプ 2	2,500円 (2,625円)
タイプ 3	2,500円 (2,625円)

## 6 の 3 - 2 - 2 付加機能利用料

区 分			単 位	料金額		
インターネット接続機能	この機能を利用するクローズドコンピュータ通信網契約者がインターネットに接続を行うことができる機能	クラス 1 に係るもの	タイプ 1 に係るもの	1 の C C N アクセス回線ごとに	2,980円 (3,129円)	
			タイプ 2 に係るもの	プラン 1 に係るもの	1 の C C N アクセス回線ごとに	2,980円 (3,129円)
				プラン 2 に係るもの	1 の C C N アクセス回線ごとに	2,980円 (3,129円)
				プラン 3 に係るもの	1 の C C N アクセス回線ごとに	7,500円 (7,875円)
				プラン 5 に係るもの	1 の C C N アクセス回線ごとに	2,980円 (3,129円)
				プラン 6 に係るもの	1 の C C N アクセス回線ごとに	2,980円 (3,129円)
		クラス 4 又はクラス 7 に係るもの	プラン 1 に係るもの	1 の C C N アクセス回線ごとに	2,980円 (3,129円)	
			プラン 3 に係るもの	1 の C C N アクセス回線ごとに	2,980円 (3,129円)	
			プラン 4 に係るもの	1 の C C N アクセス回線ごとに	7,500円 (7,875円)	
		クラス 6 に係るもの	プラン 1 に係るもの	1 の C C N アクセス回線ごとに	2,980円 (3,129円)	
			プラン 2 に係るもの	1 の C C N アクセス回線ごとに	2,980円 (3,129円)	
			プラン 3 に係るもの	1 の C C N アクセス回線ごとに	7,500円 (7,875円)	
			プラン 5 に係るもの	1 の C C N アクセス回線ごとに	2,980円 (3,129円)	
			プラン 6 に係るもの	1 の C C N アクセス回線ごとに	2,980円 (3,129円)	
		備考	<p>1 この機能は、カテゴリー 2 に係るクローズドコンピュータ通信網契約者のうち次に掲げる者に限り提供します。</p> <p>(1) クラス 1 のタイプ 1 又はタイプ 2 (プラン 1、プラン 2、プラン 3、プラン 5 又はプラン 6 に係るものに限ります。) に係る者</p> <p>(2) クラス 4 のコース 1 (プラン 1、プラン 3 又はプラン 4 に係るものに限ります。) に係る者</p>			

(3) クラス6（プラン1、プラン2、プラン3、プラン5又はプラン6に係るものに限りま

す。）に係る者  
(4) クラス7（プラン1、プラン3又はプラン4に係るものに限りま

す。）に係る者  
2 この機能を利用した通信については、当社は、通信の品質を保証しません。

6の4 第1種データ着信契約に係るもの

6の4-1 適用

区 分	内 容																																						
(1) 第1種データ着信サービス区域の設定	当社は、行政区画、その地域の社会的経済的諸条件、第1種データ着信サービスの需要と供給の見込み等を考慮して第1種データ着信サービス区域を設定します。																																						
(2) 細目に係る料金の適用	<p>当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり通信の態様等による細目を定めます。</p> <p>ア 料金の適用方法による区別</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>クラス1</td> <td>クラス2以外のもの</td> </tr> <tr> <td>クラス2</td> <td>契約者があらかじめ利用品目、データ利用回線等に係る当社及び接続事業者の区別並びに同時接続可能数の区別を選択するもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 品目等による区別</p> <p>(ア) 提供品目による区別</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.5Mb/s</td> <td>0.5Mb/sまでの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>1 Mb/s</td> <td>1 Mb/sまでの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>2 Mb/s</td> <td>2 Mb/sまでの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>3 Mb/s</td> <td>3 Mb/sまでの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>4 Mb/s</td> <td>4 Mb/sまでの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>5 Mb/s</td> <td>5 Mb/sまでの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>6 Mb/s</td> <td>6 Mb/sまでの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>7 Mb/s</td> <td>7 Mb/sまでの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>8 Mb/s</td> <td>8 Mb/sまでの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>9 Mb/s</td> <td>9 Mb/sまでの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>10Mb/s</td> <td>10Mb/sまでの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>20Mb/s</td> <td>20Mb/sまでの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>30Mb/s</td> <td>30Mb/sまでの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td colspan="2">備考 提供品目による区別は、クラス2（定額通信料の基本料に限ります。）及びアクセスタイプ6のものに限り適用します。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) データ利用回線等からの接続に係る区別</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> </tbody> </table>	区 別	内 容	クラス1	クラス2以外のもの	クラス2	契約者があらかじめ利用品目、データ利用回線等に係る当社及び接続事業者の区別並びに同時接続可能数の区別を選択するもの	区 別	内 容	0.5Mb/s	0.5Mb/sまでの符号伝送が可能なもの	1 Mb/s	1 Mb/sまでの符号伝送が可能なもの	2 Mb/s	2 Mb/sまでの符号伝送が可能なもの	3 Mb/s	3 Mb/sまでの符号伝送が可能なもの	4 Mb/s	4 Mb/sまでの符号伝送が可能なもの	5 Mb/s	5 Mb/sまでの符号伝送が可能なもの	6 Mb/s	6 Mb/sまでの符号伝送が可能なもの	7 Mb/s	7 Mb/sまでの符号伝送が可能なもの	8 Mb/s	8 Mb/sまでの符号伝送が可能なもの	9 Mb/s	9 Mb/sまでの符号伝送が可能なもの	10Mb/s	10Mb/sまでの符号伝送が可能なもの	20Mb/s	20Mb/sまでの符号伝送が可能なもの	30Mb/s	30Mb/sまでの符号伝送が可能なもの	備考 提供品目による区別は、クラス2（定額通信料の基本料に限ります。）及びアクセスタイプ6のものに限り適用します。		区 別	内 容
区 別	内 容																																						
クラス1	クラス2以外のもの																																						
クラス2	契約者があらかじめ利用品目、データ利用回線等に係る当社及び接続事業者の区別並びに同時接続可能数の区別を選択するもの																																						
区 別	内 容																																						
0.5Mb/s	0.5Mb/sまでの符号伝送が可能なもの																																						
1 Mb/s	1 Mb/sまでの符号伝送が可能なもの																																						
2 Mb/s	2 Mb/sまでの符号伝送が可能なもの																																						
3 Mb/s	3 Mb/sまでの符号伝送が可能なもの																																						
4 Mb/s	4 Mb/sまでの符号伝送が可能なもの																																						
5 Mb/s	5 Mb/sまでの符号伝送が可能なもの																																						
6 Mb/s	6 Mb/sまでの符号伝送が可能なもの																																						
7 Mb/s	7 Mb/sまでの符号伝送が可能なもの																																						
8 Mb/s	8 Mb/sまでの符号伝送が可能なもの																																						
9 Mb/s	9 Mb/sまでの符号伝送が可能なもの																																						
10Mb/s	10Mb/sまでの符号伝送が可能なもの																																						
20Mb/s	20Mb/sまでの符号伝送が可能なもの																																						
30Mb/s	30Mb/sまでの符号伝送が可能なもの																																						
備考 提供品目による区別は、クラス2（定額通信料の基本料に限ります。）及びアクセスタイプ6のものに限り適用します。																																							
区 別	内 容																																						

アクセスタイプ 1	データ利用回線（データ発信契約者が別記1の2の(1)に定める特定協定事業者に係る者、別記13の2の(9)に定める当社のPHS等契約に係る者又は当社の携帯電話等契約に係る者の場合に限ります。）、別記13の2の(9)に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するPHS等契約（当社が別に定めるものに限ります。）又は携帯電話等契約（当社が別に定めるものに限ります。）に係るダイヤルアップ回線から接続して通信を行うことができるもの
アクセスタイプ 2	別記13の2の(9)に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に定める携帯電話等サービス（当社が別に定めるものに限ります。）に係るダイヤルアップ回線又は別記13の2の(9)に定める当社の携帯電話等契約に係る電気通信回線から接続して通信を行うことができるもの  (注) 本欄に規定する当社が別に定める携帯電話等サービスは、その特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するFOMAサービスに係るものとします。
アクセスタイプ 4	別記13の2の(9)に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に定めるPHS等契約（当社が別に定めるものに限ります。）に係るダイヤルアップ回線又は別記13の2の(9)に定める当社のPHS等契約（当社が別に定めるものに限ります。）に係る電気通信回線から接続して通信を行うことができるもの  (注1) 本欄に規定する当社が別に定めるPHS等契約は、その特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するパケット交換方式による通信、回線交換方式による通信又はパケット接続変換機能に係るものとします。  (注2) 本欄に規定する当社が別に定めるPHS等契約は、パケット交換方式に係るものとします。
アクセスタイプ 5	別記13の2の(1)に定める当社の契約約款及び料金表に定めるモバイルアクセス契約に係る電気通信回線から接続して通信を行うことができるもの

アクセスタイプ 6	別記13の2の(9)に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に定める携帯電話等サービス（当社が別に定めるものに限ります。）に係るダイヤルアップ回線から接続して通信を行うことができるもの  (注) 本欄に規定する当社が別に定める携帯電話等サービスは、その特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定する a u サービスに係るものとします。
-----------	--

備考

1 当社は、データ利用回線から接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。

2 アクセスタイプ 2 には、以下の区別があります。

区別	内容
オープンタイプ	そのデータ利用回線からの全ての第1種データ着信契約者への接続ができるもの
クローズタイプ	契約者があらかじめ指定した、特定協定事業者の携帯電話番号により第1種データ着信契約者への接続を識別し、指定された携帯電話番号からのみ接続ができるもの

3 アクセスタイプ 4 には以下の区別があります。

区別	内容
パターン 1	他社接続契約者回線がその特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するパケット交換方式による通信に係るもの又は回線交換方式による通信に係るもの並びにパケット接続変換機能に係るもの
パターン 2	他社接続契約者回線がその特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するパケット交換方式による通信に係るもの又は回線交換方式による通信に係るもの

(ウ) 同時接続可能数による区別

区 別	内 容
プラン 1	その第1種データ着信契約に係る同時接続可能数が、6 接続までのもの
プラン 2	その第1種データ着信契約に係る同時接続可能数が、1 4 接続までのもの
プラン 3	その第1種データ着信契約に係る同時接続可能数が、3 0 接続までのもの

プラン4	その第1種データ着信契約に係る同時接続可能数が、62接続までのもの												
プラン5	その第1種データ着信契約に係る同時接続可能数が、126接続までのもの												
プラン6	その第1種データ着信契約に係る同時接続可能数が、254接続までのもの												
プラン7	その第1種データ着信契約に係る同時接続可能数が、508接続までのもの												
プラン8	その第1種データ着信契約に係る同時接続可能数が、762接続までのもの												
備考 同時接続可能数による区別は、アクセスタイプ1からアクセスタイプ5のものに限り適用します。この場合、アクセスタイプごとに提供するプランは、次表のとおりとします。													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区別</th> <th>提供するプラン</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アクセスタイプ1</td> <td>プラン1からプラン7</td> </tr> <tr> <td>アクセスタイプ2</td> <td>プラン1からプラン6</td> </tr> <tr> <td>アクセスタイプ4 (パターン1に係るもの)</td> <td>プラン1からプラン8</td> </tr> <tr> <td>アクセスタイプ4 (パターン2に係るもの)</td> <td>プラン2からプラン8</td> </tr> <tr> <td>アクセスタイプ5</td> <td>プラン1からプラン6</td> </tr> </tbody> </table>		区別	提供するプラン	アクセスタイプ1	プラン1からプラン7	アクセスタイプ2	プラン1からプラン6	アクセスタイプ4 (パターン1に係るもの)	プラン1からプラン8	アクセスタイプ4 (パターン2に係るもの)	プラン2からプラン8	アクセスタイプ5	プラン1からプラン6
区別	提供するプラン												
アクセスタイプ1	プラン1からプラン7												
アクセスタイプ2	プラン1からプラン6												
アクセスタイプ4 (パターン1に係るもの)	プラン1からプラン8												
アクセスタイプ4 (パターン2に係るもの)	プラン2からプラン8												
アクセスタイプ5	プラン1からプラン6												

ウ 加入者回線インタフェースの区別

区別	内 容
10BASE-T	加入者回線の終端におけるインタフェースが10BASE-Tのもの
100BASE-TX (全二重)	加入者回線の終端におけるインタフェースが100BASE-TXのもの
備考	
1 当社は、加入者回線の終端の場所に当社の回線終端装置を設置します。	
2 クラス2において利用する10Base-Tのインターフェースの通信方式は全二重のもの及び半二重のものとし、半二重のものについては、0.5 Mb/s から6 Mb/s に限り提供します。	

(3) 定額利用料の適用	<p>ア 第1種データ着信サービスの定額利用料は、基本額とアクセス回線料を合算して適用します。</p> <p>イ 第1種データ着信サービスのクラス2の基本額は、基本料と加算料を合算して適用します。</p>
(4) 最低利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用	<p>ア 第1種データ着信契約者は、最低利用期間内に第1種データ着信契約の解除があった場合は、第82条(定額利用料等の支払義務)及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する定額利用料(クラス2に係る定額利用料の加算料を除きます。)に相当する額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。</p>

	<p>イ 第1種データ着信契約者（クラス1に係る者に限ります。）は、最低利用期間内に第1種データ着信サービスの通信又は保守の態様による細目の変更、着信ポートの廃止（以下この欄において「細目の変更等」といいます。）があった場合は、その細目の変更等について変更等前の定額利用料の額から変更等後の定額利用料の額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間を乗じて得た額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。</p> <p>ウ 第1種データ着信契約者（クラス2に係る者に限ります。）は、最低利用期間内に第1種データ着信契約者の品目の変更があった場合は、その品目の変更について変更前の基本料の額から変更後の基本料の額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間を乗じて得た額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。</p>								
(5) ユニバーサルサービス料の適用	6の4-2-2-2に規定するユニバーサルサービス料は、データ着信番号1番号ごとに適用します。								
(6) データ通信料の適用	<p>着信課金通信（クラス1に係るものであって、加入電話等契約に係るデータ利用回線からの通信を除きます。）に係るデータ通信料の適用については、次表のとおりとします。</p> <table border="1" data-bbox="539 936 1265 1899"> <thead> <tr> <th data-bbox="539 936 756 987">品 目</th> <th data-bbox="756 936 1265 987">データ通信料の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="539 987 756 1384">100時間コース</td> <td data-bbox="756 987 1265 1384">データ利用回線からの着信課金通信に係る換算接続通信時間（接続通信時間にそのデータ利用回線に係る電話等契約ごとに備考の1の表に規定する換算率を乗じて得た時間をいいます。以下同じとします。）の料金月単位での累計時間が100時間までの場合（累計時間が0の場合を含みます。）は基本額のみを適用し、100時間を超える場合は100時間を超える1分までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="539 1384 756 1641">300時間コース</td> <td data-bbox="756 1384 1265 1641">データ利用回線からの着信課金通信に係る換算接続通信時間の料金月単位での累計時間が300時間までの場合（累計時間が0の場合を含みます。）は基本額のみを適用し、300時間を超える場合は300時間を超える1分までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="539 1641 756 1899">500時間コース</td> <td data-bbox="756 1641 1265 1899">データ利用回線からの着信課金通信に係る換算接続通信時間の料金月単位での累計時間が500時間までの場合（累計時間が0の場合を含みます。）は基本額のみを適用し、500時間を超える場合は500時間を超える1分までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="539 1899 1265 1944">備考</p>	品 目	データ通信料の適用	100時間コース	データ利用回線からの着信課金通信に係る換算接続通信時間（接続通信時間にそのデータ利用回線に係る電話等契約ごとに備考の1の表に規定する換算率を乗じて得た時間をいいます。以下同じとします。）の料金月単位での累計時間が100時間までの場合（累計時間が0の場合を含みます。）は基本額のみを適用し、100時間を超える場合は100時間を超える1分までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。	300時間コース	データ利用回線からの着信課金通信に係る換算接続通信時間の料金月単位での累計時間が300時間までの場合（累計時間が0の場合を含みます。）は基本額のみを適用し、300時間を超える場合は300時間を超える1分までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。	500時間コース	データ利用回線からの着信課金通信に係る換算接続通信時間の料金月単位での累計時間が500時間までの場合（累計時間が0の場合を含みます。）は基本額のみを適用し、500時間を超える場合は500時間を超える1分までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。
品 目	データ通信料の適用								
100時間コース	データ利用回線からの着信課金通信に係る換算接続通信時間（接続通信時間にそのデータ利用回線に係る電話等契約ごとに備考の1の表に規定する換算率を乗じて得た時間をいいます。以下同じとします。）の料金月単位での累計時間が100時間までの場合（累計時間が0の場合を含みます。）は基本額のみを適用し、100時間を超える場合は100時間を超える1分までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。								
300時間コース	データ利用回線からの着信課金通信に係る換算接続通信時間の料金月単位での累計時間が300時間までの場合（累計時間が0の場合を含みます。）は基本額のみを適用し、300時間を超える場合は300時間を超える1分までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。								
500時間コース	データ利用回線からの着信課金通信に係る換算接続通信時間の料金月単位での累計時間が500時間までの場合（累計時間が0の場合を含みます。）は基本額のみを適用し、500時間を超える場合は500時間を超える1分までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。								

1 当社は、着信課金通信に係る換算接続通信時間を適用するにあたって、次表のとおり換算率を定めます。

そのデータ利用回線に係る電話等契約	換算率
(1) PHS等契約	1.6
(2) 携帯電話等契約（(3)から(6)までに規定するものを除きます。）	2.8
(3) 携帯電話等契約（当社が別に定めるものに限ります。）  （注）本欄に規定する当社が別に定める携帯電話等契約は、別記13の2の(9)のウの（ア）に掲げるソフトバンク通信サービス契約約款に係る携帯電話等契約とします。	3.0
(4) 携帯電話等契約（当社が別に定めるものに限ります。）  （注）本欄に規定する当社が別に定める携帯電話等契約は、別記13の2の(9)のウの（ア）に掲げるFOMAサービス契約約款に係る携帯電話等契約とします。	5.6
(5) 携帯電話等契約（当社が別に定めるものに限ります。）  （注）本欄に規定する当社が別に定める携帯電話等契約は、別記13の2の(9)のウの（ア）に掲げる3G通信サービス契約約款に係る携帯電話等契約とします。	6.0
(6) 携帯電話等契約（当社が別に定めるものに限ります。）  （注）本欄に規定する当社が別に定める携帯電話等契約は、別記13の2の(9)のウの（イ）に掲げるモバイルアクセスサービス契約約款に係る携帯電話等契約とします。	5.6

2 第1種データ着信契約者は、データ通信料の区分の変更の請求をすることができます。この場合において、変更後の区分のデータ通信料は、その変更の承諾日を含む料金月の翌料金月から適用します。

ただし、変更の承諾日が料金月の初日である場合は、その変更の承諾日を含む料金月から適用します。

<p>(7) 接続通信時間の測定等</p>	<p>ア 着信課金通信に係る接続通信時間は、そのデータ利用回線と加入者回線を接続して通信できる状態にした時刻から起算し、発信者若しくは着信者からの通信終了の信号を受け、又は第77条（通信利用の制限等）第3項の規定により、その通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社の機器により測定します。</p> <p>イ 次の時間は、アに規定する接続通信時間には含みません。  (ア)発信者又は着信者の責任によらない理由により、通信中に一時通信ができなかった時間  (イ)発信者又は着信者の責任によらない理由により通信を打ち切った場合（第77条第3項の規定による場合を除きます。）は、6の4-2（料金額）に規定する分数に満たない端数の時間</p>
<p>(8) 当社の機器の故障等により正しく算定できなかった場合の料金の取扱い</p>	<p>当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の着信課金通信に係るデータ通信料は、次のとおりとします。</p> <p>ア 過去1年間の実績を把握することができる場合  機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初日（初日が確定できないときにあつては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があつたと認められる日）の属する料金月の前12料金月の各料金月における1日平均のデータ通信料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>イ ア以外の場合  把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した1日平均のデータ通信料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>(注) 本欄イに規定する当社が別に定める方法は、原則として、次のとおりとします。</p> <p>(1) 過去2か月以上の実績を把握することができる場合  機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる各料金月における1日平均のデータ通信料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>(2) 過去2か月間の実績を把握することができない場合  機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる期間における1日平均のデータ通信料又は故障等の回復後の7日間における1日平均のデータ通信料のうち低いほうの値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p>

6の4-2 料金額

6の4-2-1 定額利用料

(1) 基本額

ア クラス1のもの

区 分	単 位	料 金 額
基本料	1 着信ポートごとに月額	120,000円 (126,000円)
備考 1の着信ポートにより1次群インタフェースに係る23のBチャンネルでの通信の着信を行うことができます。		

イ クラス2のもの

(ア) 基本料

区 分	単 位	料 金 額
0.5Mb/s	1 契約ごとに月額	10,000円 (10,500円)
1 Mb/s	1 契約ごとに月額	11,000円 (11,550円)
2 Mb/s	1 契約ごとに月額	13,000円 (13,650円)
3 Mb/s	1 契約ごとに月額	15,000円 (15,750円)
4 Mb/s	1 契約ごとに月額	17,000円 (17,850円)
5 Mb/s	1 契約ごとに月額	19,000円 (19,950円)
6 Mb/s	1 契約ごとに月額	21,000円 (22,050円)
7 Mb/s	1 契約ごとに月額	23,000円 (24,150円)
8 Mb/s	1 契約ごとに月額	25,000円 (26,250円)
9 Mb/s	1 契約ごとに月額	27,000円 (28,350円)
10Mb/s	1 契約ごとに月額	29,000円 (30,450円)
20Mb/s	1 契約ごとに月額	49,000円 (51,450円)
30Mb/s	1 契約ごとに月額	69,000円 (72,450円)

(イ) 加算料

① アクセスタイプ1に係る料金額

区 分	単 位	料 金 額
プラン1	1 アクセスタイプごとに月額	33,000円 (34,650円)
プラン2	1 アクセスタイプごとに月額	77,000円 (80,850円)
プラン3	1 アクセスタイプごとに月額	165,000円 (173,250円)
プラン4	1 アクセスタイプごとに月額	341,000円 (358,050円)

プラン5	1 アクセスタイプ ごとに月額	693,000円 (727,650円)
プラン6	1 アクセスタイプ ごとに月額	1,397,000円 (1,466,850円)
プラン7	1 アクセスタイプ ごとに月額	2,794,000円 (2,933,700円)

② アクセスタイプ2に係る料金額

A 別記13の2の(9)に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に定める携帯電話等サービス(当社が別に定めるものに限ります。)に係るダイヤルアップ回線に係るもの

区 分	単 位	料 金 額
プラン1	1 アクセスタイプ ごとに月額	70,000円 (73,500円)
プラン2	1 アクセスタイプ ごとに月額	93,000円 (97,650円)
プラン3	1 アクセスタイプ ごとに月額	139,000円 (145,950円)
プラン4	1 アクセスタイプ ごとに月額	231,000円 (242,550円)
プラン5	1 アクセスタイプ ごとに月額	415,000円 (435,750円)
プラン6	1 アクセスタイプ ごとに月額	783,000円 (822,150円)

B 別記13の2の(9)に定める当社の携帯電話等契約に係る電気通信回線に係るもの

区 分	単 位	料 金 額
プラン1	1 アクセスタイプ ごとに月額	70,000円 (73,500円)
プラン2	1 アクセスタイプ ごとに月額	93,000円 (97,650円)
プラン3	1 アクセスタイプ ごとに月額	139,000円 (145,950円)
プラン4	1 アクセスタイプ ごとに月額	231,000円 (242,550円)
プラン5	1 アクセスタイプ ごとに月額	415,000円 (435,750円)
プラン6	1 アクセスタイプ ごとに月額	783,000円 (822,150円)

③ アクセスタイプ4に係る料金額

A パターン1に係るもの

区 分	単 位	料 金 額
プラン1	1 アクセスタイプ ごとに月額	6,000円 (6,300円)
プラン2	1 アクセスタイプ ごとに月額	7,000円 (7,350円)
プラン3	1 アクセスタイプ ごとに月額	9,000円 (9,450円)
プラン4	1 アクセスタイプ ごとに月額	13,000円 (13,650円)
プラン5	1 アクセスタイプ ごとに月額	21,000円 (22,050円)
プラン6	1 アクセスタイプ ごとに月額	37,000円 (38,850円)
プラン7	1 アクセスタイプ ごとに月額	69,000円 (72,450円)
プラン8	1 アクセスタイプ ごとに月額	101,000円 (106,050円)

B パターン2に係るもの

区 分	単 位	料 金 額
プラン2	1 アクセスタイプ ごとに月額	27,000円 (28,350円)
プラン3	1 アクセスタイプ ごとに月額	32,000円 (33,600円)
プラン4	1 アクセスタイプ ごとに月額	55,000円 (57,750円)
プラン5	1 アクセスタイプ ごとに月額	100,000円 (105,000円)
プラン6	1 アクセスタイプ ごとに月額	190,000円 (199,500円)
プラン7	1 アクセスタイプ ごとに月額	280,000円 (294,000円)
プラン8	1 アクセスタイプ ごとに月額	370,000円 (388,500円)

④ アクセスタイプ5に係る料金額

区 分	単 位	料 金 額
プラン1	1 アクセスタイプ ごとに月額	13,500円 (14,175円)
プラン2	1 アクセスタイプ ごとに月額	14,500円 (15,225円)

	ごとに月額	
プラン3	1 アクセスタイプ ごとに月額	19,500円 (20,475円)
プラン4	1 アクセスタイプ ごとに月額	26,500円 (27,825円)
プラン5	1 アクセスタイプ ごとに月額	42,500円 (42,525円)
プラン6	1 アクセスタイプ ごとに月額	68,500円 (71,925円)

⑤ アクセスタイプ6に係る料金額

区 分	単 位	料 金 額
0.5Mb/s	1 契約ごとに月額	100,000円 (105,000円)
1 Mb/s	1 契約ごとに月額	147,000円 (154,350円)
2 Mb/s	1 契約ごとに月額	299,000円 (313,950円)
3 Mb/s	1 契約ごとに月額	311,000円 (326,550円)
4 Mb/s	1 契約ごとに月額	316,000円 (331,800円)
5 Mb/s	1 契約ごとに月額	320,000円 (336,000円)
6 Mb/s	1 契約ごとに月額	321,000円 (337,050円)
7 Mb/s	1 契約ごとに月額	351,000円 (368,550円)
8 Mb/s	1 契約ごとに月額	380,000円 (399,000円)
9 Mb/s	1 契約ごとに月額	410,000円 (430,500円)
10Mb/s	1 契約ごとに月額	440,000円 (462,000円)
20Mb/s	1 契約ごとに月額	514,000円 (539,700円)
30Mb/s	1 契約ごとに月額	654,000円 (686,700円)

(2) アクセス回線料 (クラス1又はクラス2のもの)

区 分	単 位	料 金 額
10BASE-Tのもの	1 契約ごとに月額	110,000円 (115,500円)
100BASE-TXのもの	1 契約ごとに月額	250,000円 (262,500円)

6の4-2-2 付加機能利用料

区 分	単 位	料金額
着信課金機 この機能を利用する第1種データ着信契約者に係るデータ着信番号に着信するデータ利用回線からの通信について、その通信に関する料金の支払いを要する者をその第1種データ着信契約者とし、その第1種データ着信契約者に一括して課金することができるようにする機能		—

能	備考	<p>1 この機能は、クラス1又はクラス2のアクセスタイプ1若しくはアクセスタイプ5に係る第1種データ着信契約者に限り提供します。</p> <p>2 この機能は、この機能に係る特定のデータ着信番号により利用していただきます。</p> <p>3 当社は、データ利用回線からの着信のうち、この備考の2に規定する特定のデータ着信番号に着信したものを、着信課金通信として取り扱います。</p>	
利用者 認証サ ービス 接続 機能		当社が設置をする電気通信設備（通信を行おうとする者を識別するための英字及び数字の組合せ並びにパスワードを識別するものをいいます。）を利用することができるようにする機能	この機能に係る1の電気通信設備ごとに 18,000円 (18,900円)
	備考	この機能は、クラス2に係る第1種データ着信契約者に限り提供します。	
イン ター ネッ ト 接 続 機 能		この機能を利用する第1種データ着信契約者がインターネットに接続を行うことができる機能	1の利用者認証符号（通信を行おうとするものを識別するための英字及び数字の組み合わせをいいます。）ごとに 800円 (840円)

備考	<p>1 この機能は、アクセスタイプ5に係る第1種データ着信契約者（以下、「インターネット接続機能契約者」といいます。）に限り提供します。</p> <p>2 この機能は、当社がインターネット接続機能契約者に提供する利用者認証符号数を上限として同時に利用することができます。</p> <p>3 この機能を利用した通信については、当社は、通信の品質を保証しません。</p> <p>4 この機能を利用するものは、電子メール（1のメールアドレスに限りませす。）を利用することができます。</p> <p>5 当社は、メールアドレスを当社が別に指定するところにより割り当てます。</p> <p>6 当社は、インターネット接続機能契約者から請求があったときは、当社が別に指定するところにより、メールアドレスの追加、変更その他電子メールの利用内容の変更を行ないます。</p> <p>7 電子メールとして蓄積できる通信の情報量及び期間等は、当社が別に指定するところによります。</p> <p>8 インターネット接続機能契約者が送信した電子メールにコンピュータウイルス（第三者のプログラムやデータベースに対して意図的に何らかの被害を及ぼすように作られたプログラムであり、自己感染機能、潜伏機能又は発病機能のうち1つ以上を有するもの）が添付されている又は電子メール本文に含まれている場合、当社が別に定めるコンピュータウイルス対策ソフトにより、そのコンピュータウイルスを検知し、電子メールの転送を停止させることができます。</p> <p>9 コンピュータウイルス対策ソフトにより検知可能なコンピュータウイルスはウイルスの検知の実施時における、当社が別に定めるウイルスパターンファイルにより対応可能なウイルスとします。</p> <p>10 この備考の7に規定する電子メールの転送の停止は、当社が別に指定する方法により利用可能とします。</p> <p>11 当社は、この備考の7の電子メールの転送の停止に伴い発生する損害についてはインターネット接続機能契約者その他のいかなる者に対しても責任を負いません。</p> <p>(注1)この備考の8に規定する当社が別に定めるソフトウェアとはトレンドマイクロ株式会社が提供する「InterScanVirusWall」とします。</p> <p>(注2)この備考の9に規定する当社が別に定めるウイルスパターンファイルとは、トレンドマイクロ株式会社が下記URLに掲示するウイルスパターンファイルとします。ただし、トレンドマイクロ株式会社が下記URLに掲示するウイルスパターンファイルを、本サービスにおいて検知可能となるのは、トレンドマイクロ株式会社による当該パターンファイル更改後の2日後以降となります。</p> <p>URL : <a href="http://www.trendmicro.co.jp/support/">http://www.trendmicro.co.jp/support/</a></p>		
電子メール追加利用機能	追加利用するメールアドレスが1の場合	1 契約ごとに月額	250円 (262.5円)
	追加利用するメールアドレスが2の場合	1 契約ごとに月額	350円 (367.5円)
	追加利用するメールアドレスが3の場合	1 契約ごとに月額	450円 (472.5円)
備考	<p>1 この機能は、インターネット接続機能を利用するアクセスタイプ5に係る第1種データ着信契約者に限り提供します。</p> <p>2 この機能の提供条件については、前欄備考の4から10と同じとします。</p>		

I P ア ド レ ス 追 加 設 定 機 能	252の I P アドレスを超えて、当社から I P アドレスの付与を受ける機能	252の I P アドレス ごとに月額	12,000円 (12,600円)
	備考	この機能は、アクセスタイプ6に係る第1種データ着信契約者に限り提 供します。	

6の4-2-2-2 ユニバーサルサービス料

区 分	単 位	料 金 額
ユニバーサルサービス料	1のデータ着信番号ごと に月額	基礎的電気通信役務支 援機関がその適用期間 ごとに総務大臣に認可 を受けた番号単価と同 額
備考 番号単価は、基礎的電気通信役務支援機関が別に定める期間ごとに算定し、 ホームページ ( <a href="http://www.tca.or.jp/universalservice/">http://www.tca.or.jp/universalservice/</a> ) で公表します。		

6の4-2-3 データ通信料（着信課金通信に係るもの）

(1) 加入電話等契約に係るデータ利用回線からの通信

1のデータ着信番号ごとに

区 分	単 位	料 金 額
データ通信料	1の通信につき接続通信時間3分までごとに	10円 (10.5円)

(2) (1)以外のもの

ア クラス1に係るもの

1のデータ着信番号ごとに

区 分	料 金 額
基本額（月額）	データ伝送サービス契約約款に規定する着信課金通信に係る通信料金の定額利用料（その通信料金の区分がデータ通信料の区分と同一のものに限ります。）と同額
加算額（1分までごとに）	データ伝送サービス契約約款に規定する着信課金通信に係る通信料金の加算額（その通信料金の区分がデータ通信料の区分と同一のものに限ります。）と同額

イ クラス2のアクセスタイプ1に係るもの

1のデータ着信番号ごとに

区 分	単 位	料 金 額		
データ通信料	データ利用回線がPHS等契約に係るもの	1の通信につき接続通信時間1分までごとに	16円（16.8円）	
	等契約に係るもの データ利用回線が携帯電話	mova契約に係るもの	1の通信につき接続通信時間1分までごとに	28円（29.4円）
		ソフトバンクサービス契約に係るもの	1の通信につき接続通信時間1分までごとに	30円（31.5円）
		FOMA契約に係るもの	1の通信につき接続通信時間1分までごとに	56円（58.8円）
		3Gサービス契約に係るもの	1の通信につき接続通信時間1分までごとに	60円（63円）
		モバイルアクセス契約（カテゴリーCに係るものに限ります。）に係るもの	1の通信につき接続通信時間1分までごとに	56円（58.8円）

6の5 第2種データ着信契約に係るもの

6の5-1 適用

区 分	内 容																																								
(1) 細目に係る料金の適用	<p>当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり通信の態様による細目を定めます。</p> <p>ア 料金の適用方法による区別</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 別</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">クラス1</td> <td>クラス2及びクラス3以外のもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">クラス2</td> <td>契約者があらかじめ利用品目、データ利用回線等に係る当社及び接続事業者の区別並びに同時接続可能数による区別を選択するもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">クラス3</td> <td>契約者があらかじめデータ利用回線等に係る当社及び接続事業者の区別を選択し、かつ利用者認証サービスの提供を受けるもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 品目等による区別 (ア) 提供品目による区別</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 別</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="text-align: center;">0.5Mb/s</td><td>0.5Mb/sまでの符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">1 Mb/s</td><td>1 Mb/sまでの符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">2 Mb/s</td><td>2 Mb/sまでの符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">3 Mb/s</td><td>3 Mb/sまでの符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">4 Mb/s</td><td>4 Mb/sまでの符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">5 Mb/s</td><td>5 Mb/sまでの符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">6 Mb/s</td><td>6 Mb/sまでの符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">7 Mb/s</td><td>7 Mb/sまでの符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">8 Mb/s</td><td>8 Mb/sまでの符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">9 Mb/s</td><td>9 Mb/sまでの符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">10Mb/s</td><td>10Mb/sまでの符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">20Mb/s</td><td>20Mb/sまでの符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">30Mb/s</td><td>30Mb/sまでの符号伝送が可能なもの</td></tr> </tbody> </table> <p>備考 提供品目による区別は、クラス2（定額通信料の基本料に限ります。）及びアクセスタイプ6のものに限り適用します。</p> <p>(イ) データ利用回線等からの接続に係る区別</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 別</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 別	内 容	クラス1	クラス2及びクラス3以外のもの	クラス2	契約者があらかじめ利用品目、データ利用回線等に係る当社及び接続事業者の区別並びに同時接続可能数による区別を選択するもの	クラス3	契約者があらかじめデータ利用回線等に係る当社及び接続事業者の区別を選択し、かつ利用者認証サービスの提供を受けるもの	区 別	内 容	0.5Mb/s	0.5Mb/sまでの符号伝送が可能なもの	1 Mb/s	1 Mb/sまでの符号伝送が可能なもの	2 Mb/s	2 Mb/sまでの符号伝送が可能なもの	3 Mb/s	3 Mb/sまでの符号伝送が可能なもの	4 Mb/s	4 Mb/sまでの符号伝送が可能なもの	5 Mb/s	5 Mb/sまでの符号伝送が可能なもの	6 Mb/s	6 Mb/sまでの符号伝送が可能なもの	7 Mb/s	7 Mb/sまでの符号伝送が可能なもの	8 Mb/s	8 Mb/sまでの符号伝送が可能なもの	9 Mb/s	9 Mb/sまでの符号伝送が可能なもの	10Mb/s	10Mb/sまでの符号伝送が可能なもの	20Mb/s	20Mb/sまでの符号伝送が可能なもの	30Mb/s	30Mb/sまでの符号伝送が可能なもの	区 別	内 容		
区 別	内 容																																								
クラス1	クラス2及びクラス3以外のもの																																								
クラス2	契約者があらかじめ利用品目、データ利用回線等に係る当社及び接続事業者の区別並びに同時接続可能数による区別を選択するもの																																								
クラス3	契約者があらかじめデータ利用回線等に係る当社及び接続事業者の区別を選択し、かつ利用者認証サービスの提供を受けるもの																																								
区 別	内 容																																								
0.5Mb/s	0.5Mb/sまでの符号伝送が可能なもの																																								
1 Mb/s	1 Mb/sまでの符号伝送が可能なもの																																								
2 Mb/s	2 Mb/sまでの符号伝送が可能なもの																																								
3 Mb/s	3 Mb/sまでの符号伝送が可能なもの																																								
4 Mb/s	4 Mb/sまでの符号伝送が可能なもの																																								
5 Mb/s	5 Mb/sまでの符号伝送が可能なもの																																								
6 Mb/s	6 Mb/sまでの符号伝送が可能なもの																																								
7 Mb/s	7 Mb/sまでの符号伝送が可能なもの																																								
8 Mb/s	8 Mb/sまでの符号伝送が可能なもの																																								
9 Mb/s	9 Mb/sまでの符号伝送が可能なもの																																								
10Mb/s	10Mb/sまでの符号伝送が可能なもの																																								
20Mb/s	20Mb/sまでの符号伝送が可能なもの																																								
30Mb/s	30Mb/sまでの符号伝送が可能なもの																																								
区 別	内 容																																								



アクセスタイプ 6	<p>別記13の2の(9)に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に定める携帯電話等サービス（当社が別に定めるものに限ります。）に係るダイヤルアップ回線から接続して通信を行うことができるもの</p> <p>（注）本欄に規定する当社が別に定める携帯電話等サービスは、その特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定する a u サービスに係るものとします。</p>
-----------	--

アクセスタイプ 7	<p>別記13の2の(9)に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に定める P H S 等契約（当社が別に定めるものに限ります。）に係るダイヤルアップ回線又は別記13の2の(9)に定める当社の P H S 等契約（当社が別に定めるものに限ります。）に係る電気通信回線から接続して、第2種データ着信契約者があらかじめ指定したドメインを利用したメールの送受信を行うことができるもの</p> <p>（注1）本欄に規定する当社が別に定める P H S 等契約は、その特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するパケット交換方式による通信、回線交換方式による通信又はパケット接続変換機能に係るものとします。</p> <p>（注2）本欄に規定する当社が別に定める P H S 等契約は、パケット交換方式に係るものとします。</p>
-----------	--

備考

1 当社は、データ利用回線から接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。

2 アクセスタイプ2には、以下の区別があります。

区別	内容
オープンタイプ	そのデータ利用回線からの全ての第2種データ着信契約者への接続ができるもの
クローズタイプ	契約者があらかじめ指定した、特定協定事業者の携帯電話番号により第2種データ着信契約者への接続を識別し、指定された携帯電話番号からのみ接続ができるもの

3 アクセスタイプ4には以下の区別があります。

区別	内容
パターン1	他社接続契約者回線がその特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するパケット交換方式による通信に係るもの又は回線交換方式による通信に係るもの並びにパケット接続変換機能に係るもの
パターン2	他社接続契約者回線がその特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するパケット交換方式による通信に係るもの又は回線交換方式による通信に係るもの

4 クラス3に係るものについては、アクセスタイプ1、アクセスタイプ2、アクセスタイプ4（パターン2に係るものに限ります。）、アクセスタイプ5及びアクセスタイプ7に限り適用します。

5 アクセスタイプ7については、6の5-2（料金額）に規定するサーバ利用基本額とアドレス加算額を合算して適用します。この場合において、第2種データ着信契約者は、1以上のメールアドレスを利用するものとします。

(ウ) 同時接続可能数による区別

区別	内容
プラン1	その第2種データ着信契約に係る同時接続可能数が、6接続までのもの
プラン2	その第2種データ着信契約に係る同時接続可能数が、14接続までのもの
プラン3	その第2種データ着信契約に係る同時接続可能数が、30接続までのもの
プラン4	その第2種データ着信契約に係る同時接続可能数が、62接続までのもの
プラン5	その第2種データ着信契約に係る同時接続可能数が、126接続までのもの
プラン6	その第2種データ着信契約に係る同時接続可能数が、254接続までのもの
プラン7	その第2種データ着信契約に係る同時接続可能数が、508接続までのもの
プラン8	その第2種データ着信契約に係る同時接続可能数が、762接続までのもの

備考

1 同時接続可能数による区別は、アクセスタイプ1からアクセスタイプ5のものに限り適用します。この場合、アクセスタイプごとに提供するプランは、次表のとおりとします。

区別	提供するプラン
アクセスタイプ1	プラン1からプラン7

アクセスタイプ 2	プラン 1 からプラン 6
アクセスタイプ 4 (パターン 1 に係るもの)	プラン 1 からプラン 8
アクセスタイプ 4 (パターン 2 に係るもの)	プラン 2 からプラン 8
アクセスタイプ 5	プラン 1 からプラン 6

2 同時接続可能数による区別はクラス 3 に係るものを除いて適用します。

ウ 加入者回線インタフェースの区別

区 別	内 容
10BASE-T	加入者回線の終端におけるインタフェースが10BASE-Tのもの
100BASE-TX (全二重)	加入者回線の終端におけるインタフェースが100BASE-TXのもの
備考	
1 クラス 2 において利用する 10Base-T のインターフェースの通信方式は全二重のもの及び半二重のものとし、半二重のものについては、0.5 Mb/s から 6 Mb/s に限り提供します。	
2 加入者インターフェースによる区別はクラス 3 に係るものを除いて適用します。	

(2) 定額利用料の適用

第 2 種データ着信サービスのクラス 2 の定額利用料は、基本料と加算料を合算して適用します。

(3) 最低利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用

ア 第 2 種データ着信契約者は、最低利用期間内に第 2 種データ着信契約の解除があった場合は、第 82 条（定額利用料等の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する定額利用料（クラス 2 に係る定額利用料の加算料を除きます。）に相当する額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。

イ 第 2 種データ着信契約者（クラス 1 に係る者に限ります。）は、最低利用期間内に第 2 種データ着信サービスの通信又は保守の態様による細目の変更、着信ポートの廃止（以下この欄において「細目の変更等」といいます。）があった場合は、その細目の変更等について変更等前の定額利用料の額から変更等後の定額利用料の額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間を乗じて得た額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。

ウ 第 2 種データ着信契約者（クラス 2 に係る者に限ります。）は、最低利用期間内に第 2 種データ着信契約者の品目の変更があった場合は、その品目の変更について変更前の基本料の額から変更後の基本料の額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間を乗じて得た額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。

(4) その他の適用等	ユニバーサルサービス料の適用、着信課金通信に係るデータ通信料の適用、接続通信時間の測定等及び当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の料金の取扱いについては、第1種データ着信契約に係るものの場合に準ずるものとしします。
-------------	---

6の5-2 料金額

6の5-2-1 定額利用料

(1) クラス1のもの

区 分	単 位	料 金 額
基本料	1 着信ポートごとに月額	120,000円 (126,000円)
備考 1の着信ポートにより1次群インタフェースに係る23のBチャンネルでの通信の着信を行うことができます。		

(2) クラス2のもの

ア 基本料

区 分	単 位	料 金 額
0.5Mb/s	1 契約ごとに月額	10,000円 (10,500円)
1 Mb/s	1 契約ごとに月額	11,000円 (11,550円)
2 Mb/s	1 契約ごとに月額	13,000円 (13,650円)
3 Mb/s	1 契約ごとに月額	15,000円 (15,750円)
4 Mb/s	1 契約ごとに月額	17,000円 (17,850円)
5 Mb/s	1 契約ごとに月額	19,000円 (19,950円)
6 Mb/s	1 契約ごとに月額	21,000円 (22,050円)
7 Mb/s	1 契約ごとに月額	23,000円 (24,150円)
8 Mb/s	1 契約ごとに月額	25,000円 (26,250円)
9 Mb/s	1 契約ごとに月額	27,000円 (28,350円)
10Mb/s	1 契約ごとに月額	29,000円 (30,450円)
20Mb/s	1 契約ごとに月額	49,000円 (51,450円)
30Mb/s	1 契約ごとに月額	69,000円 (72,450円)

イ 加算料

(ア) アクセスタイプ1に係る料金額

区 分	単 位	料 金 額
プラン1	1 アクセスタイプごとに月額	33,000円 (34,650円)
プラン2	1 アクセスタイプごとに月額	77,000円 (80,850円)
プラン3	1 アクセスタイプごとに月額	165,000円 (173,250円)
プラン4	1 アクセスタイプごとに月額	341,000円 (358,050円)
プラン5	1 アクセスタイプ	693,000円 (727,650円)

	ごとに月額	
プラン6	1 アクセスタイプ ごとに月額	1,397,000円 (1,466,850円)
プラン7	1 アクセスタイプ ごとに月額	2,794,000円 (2,933,700円)

(イ) アクセスタイプ2に係る料金額

A 別記13の2の(9)に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に定める携帯電話等サービス（当社が別に定めるものに限ります。）に係るダイヤルアップ回線に係るもの

区 分	単 位	料 金 額
プラン1	1 アクセスタイプ ごとに月額	70,000円 (73,500円)
プラン2	1 アクセスタイプ ごとに月額	93,000円 (97,650円)
プラン3	1 アクセスタイプ ごとに月額	139,000円 (145,950円)
プラン4	1 アクセスタイプ ごとに月額	231,000円 (242,550円)
プラン5	1 アクセスタイプ ごとに月額	415,000円 (435,750円)
プラン6	1 アクセスタイプ ごとに月額	783,000円 (822,150円)

B 別記13の2の(9)に定める当社の携帯電話等契約に係る電気通信回線に係るもの

区 分	単 位	料 金 額
プラン1	1 アクセスタイプ ごとに月額	70,000円 (73,500円)
プラン2	1 アクセスタイプ ごとに月額	93,000円 (97,650円)
プラン3	1 アクセスタイプ ごとに月額	139,000円 (145,950円)
プラン4	1 アクセスタイプ ごとに月額	231,000円 (242,550円)
プラン5	1 アクセスタイプ ごとに月額	415,000円 (435,750円)
プラン6	1 アクセスタイプ ごとに月額	783,000円 (822,150円)

(ウ) アクセスタイプ4に係る料金額

① パターン1に係るもの

区 分	単 位	料 金 額
プラン1	1 アクセスタイプ ごとに月額	6,000円 (6,300円)
プラン2	1 アクセスタイプ ごとに月額	7,000円 (7,350円)
プラン3	1 アクセスタイプ ごとに月額	9,000円 (9,450円)
プラン4	1 アクセスタイプ ごとに月額	13,000円 (13,650円)
プラン5	1 アクセスタイプ ごとに月額	21,000円 (22,050円)
プラン6	1 アクセスタイプ ごとに月額	37,000円 (38,850円)
プラン7	1 アクセスタイプ ごとに月額	69,000円 (72,450円)
プラン8	1 アクセスタイプ ごとに月額	101,000円 (106,050円)

② パターン2に係るもの

区 分	単 位	料 金 額
プラン2	1 アクセスタイプ ごとに月額	27,000円 (28,350円)
プラン3	1 アクセスタイプ ごとに月額	32,000円 (33,600円)
プラン4	1 アクセスタイプ ごとに月額	55,000円 (57,750円)
プラン5	1 アクセスタイプ ごとに月額	100,000円 (105,000円)
プラン6	1 アクセスタイプ ごとに月額	190,000円 (199,500円)
プラン7	1 アクセスタイプ ごとに月額	280,000円 (294,000円)
プラン8	1 アクセスタイプ ごとに月額	370,000円 (388,500円)

(エ) アクセスタイプ5に係る料金額

区 分	単 位	料 金 額
プラン1	1 アクセスタイプ ごとに月額	13,500円 (14,175円)

プラン 2	1 アクセスタイプ ごとに月額	14,500円 (15,225円)
プラン 3	1 アクセスタイプ ごとに月額	19,500円 (20,475円)
プラン 4	1 アクセスタイプ ごとに月額	26,500円 (27,825円)
プラン 5	1 アクセスタイプ ごとに月額	40,500円 (42,525円)
プラン 6	1 アクセスタイプ ごとに月額	68,500円 (71,925円)

(オ) アクセスタイプ 6 に係る料金額

区 分	単 位	料 金 額
0.5Mb/s	1 契約ごとに月額	100,000円(105,000円)
1 Mb/s	1 契約ごとに月額	147,000円(154,350円)
2 Mb/s	1 契約ごとに月額	299,000円(313,950円)
3 Mb/s	1 契約ごとに月額	311,000円(326,550円)
4 Mb/s	1 契約ごとに月額	316,000円(331,800円)
5 Mb/s	1 契約ごとに月額	320,000円(336,000円)
6 Mb/s	1 契約ごとに月額	321,000円(337,050円)
7 Mb/s	1 契約ごとに月額	351,000円(368,550円)
8 Mb/s	1 契約ごとに月額	380,000円(399,000円)
9 Mb/s	1 契約ごとに月額	410,000円(430,500円)
10Mb/s	1 契約ごとに月額	440,000円(462,000円)
20Mb/s	1 契約ごとに月額	514,000円(539,700円)
30Mb/s	1 契約ごとに月額	654,000円(686,700円)

(3) クラス 3 のもの

区 分	単 位	料 金 額
アクセスタイプ 1	1 アクセスタイプ ごとに月額	680円 (714円)
アクセスタイプ 2	1 アクセスタイプ ごとに月額	1,000円 (1,050円)
アクセスタイプ 4	1 アクセスタイプ ごとに月額	1,200円 (1,260円)
アクセスタイプ 5	1 アクセスタイプ ごとに月額	680円 (714円)
アクセスタイ	サーバ利用基	1 契約ごとに月額
		100,000円(105,000円)

プ7	本額		
	アドレス加算額	1 メールアドレスごとに月額	1,500円 (1,575円)

6の5-2-2 付加機能利用料

区 分		単 位	料金額
着信課金機能	この機能を利用する第2種データ着信契約者に係るデータ着信番号に着信するデータ利用回線からの通信について、その通信に関する料金の支払いを要する者をその第2種データ着信契約者とし、その第2種データ着信契約者に一括して課金することができるようにする機能		—
備考	<p>1 この機能は、クラス2及びクラス3（アクセスタイプ2及びアクセスタイプ4に限ります。）を除く第2種データ着信契約者に限り提供します。</p> <p>2 この機能は、この機能に係る特定のデータ着信番号により利用していただきます。</p> <p>3 当社は、データ利用回線からの着信のうち、この備考の2に規定する特定のデータ着信番号に着信したものを、着信課金通信として取り扱います。</p>		
利用者認証サービス接続機能	当社が設置をする電気通信設備（通信を行おうとする者を識別するための英字及び数字の組合せ並びにパスワードを識別するものをいいます。）を利用することができるようにする機能	この機能に係る1の電気通信設備ごとに	18,000円 (18,900円)
備考	この機能は、クラス2及びクラス3（アクセスタイプ7を除きます。）に係る第2種データ着信契約者に限り提供します。		
インターネット接続機能	この機能を利用する第2種データ着信契約者がインターネットに接続を行うことができる機能	1の利用者認証符号（通信を行おうとするものを識別するための英字及び数字の組み合わせをいいます。）ごとに	800円 (840円)

備考	<p>1 この機能は、アクセスタイプ5に係る第2種データ着信契約者に限り提供します。</p> <p>2 この機能は、当社がアクセスタイプ5に係る第2種データ着信契約者であってインターネット接続機能を利用する者（以下「インターネット接続機能契約者」といいます。）に提供する利用者認証符号数を上限として同時に利用することができます。</p> <p>3 この機能を利用した通信については、当社は、通信の品質を保証しません。</p> <p>4 この機能を利用するものは、電子メール（1のメールアドレスに限り利用します。）を利用することができます。</p> <p>5 当社は、メールアドレスを当社が別に指定するところにより割り当てます。</p> <p>6 当社は、インターネット接続機能契約者から請求があったときは、当社が別に指定するところにより、メールアドレスの追加、変更その他電子メールの利用内容の変更を行いません。</p> <p>7 電子メールとして蓄積できる通信の情報量及び期間等は、当社が別に指定するところによります。</p> <p>8 インターネット接続機能契約者が送信した電子メールにコンピュータウイルス（第三者のプログラムやデータベースに対して意図的に何らかの被害を及ぼすように作られたプログラムであり、自己感染機能、潜伏機能又は発病機能のうち1つ以上を有するもの）が添付されている又は電子メール本文に含まれている場合、当社が別に定めるコンピュータウイルス対策ソフトにより、そのコンピュータウイルスを検知し、電子メールの転送を停止させることができます。</p> <p>9 コンピュータウイルス対策ソフトにより検知可能なコンピュータウイルスはウイルスの検知の実施時における、当社が別に定めるウイルスパターンファイルにより対応可能なウイルスとします。</p> <p>10 この備考の7に規定する電子メールの転送の停止は、当社が別に指定する方法により利用可能とします。</p> <p>11 当社は、この備考の7の電子メールの転送の停止に伴い発生する損害についてはインターネット接続機能契約者その他のいかなる者に対しても責任を負いません。</p> <p>(注1)この備考の8に規定する当社が別に定めるソフトウェアとはトレンドマイクロ株式会社が提供する「InterScanVirusWall」とします。</p> <p>(注2)この備考の9に規定する当社が別に定めるウイルスパターンファイルとは、トレンドマイクロ株式会社が下記URLに掲示するウイルスパターンファイルとします。ただし、トレンドマイクロ株式会社が下記URLに掲示するウイルスパターンファイルを、本サービスにおいて検知可能となるのは、トレンドマイクロ株式会社による当該パターンファイル更改後の2日後以降となります。</p> <p>URL : <a href="http://www.trendmicro.co.jp/support/">http://www.trendmicro.co.jp/support/</a></p>		
電子メール追加利用機能	追加利用するメールアドレスが1の場合	1契約ごとに月額	250円 (262.5円)
	追加利用するメールアドレスが2の場合	1契約ごとに月額	350円 (367.5円)
	追加利用するメールアドレスが3の場合	1契約ごとに月額	450円 (472.5円)
備考	<p>1 この機能は、インターネット接続機能契約者に限り提供します。</p> <p>2 この機能の提供条件については、前欄備考の4から10と同じとします。</p>		

I P ア ド レ ス 追 加 設 定 機 能	252の I Pアドレスを超えて、当社から I P アドレスの付与を受ける機能	252の I Pアドレス ごとに月額	12,000円 (12,600円)
	備考	この機能は、アクセスタイプ 6 に係る第 2 種データ着信契約者に限り提 供します。	

6 の 5 - 2 - 2 - 2 ユニバーサルサービス料

区 分	単 位	料 金 額
ユニバーサルサービス料	1 のデータ着信番号ご とに月額	基礎的電気通信役務支援 機関がその適用期間ごと に総務大臣に認可を受け た番号単価と同額
備考 番号単価は、基礎的電気通信役務支援機関が別に定める期間ごとに算定し、 ホームページ ( <a href="http://www.tca.or.jp/universalservice/">http://www.tca.or.jp/universalservice/</a> ) で公表します。		

6 の 5 - 2 - 3 データ通信料（着信課金通信に係るもの）

1 クラス 1 及びクラス 2 に係るもの

(1) 加入電話等契約に係るデータ利用回線からの通信

1 のデータ着信番号ごと  
に

区 分	単 位	料 金 額
データ通信料	1 の通信につき接続通 信時間 3 分までごとに	10円 (10.5円)

(2) (1)以外のもの

ア クラス 1 に係るもの

1 のデータ着信番号ごとに

区 分	料 金 額
基本額（月額）	データ伝送サービス契約約款に規定する着信課金 通信に係る通信料金の定額利用料（その通信料金 の区分がデータ通信料の区分と同一のものに限り ます。）と同額
加算額（1 分までごとに）	データ伝送サービス契約約款に規定する着信課金 通信に係る通信料金の加算額（その通信料金の区 分がデータ通信料の区分と同一のものに限りま す。）と同額

イ クラス 2 のアクセスタイプ 1 に係るもの

1 のデータ着信番号ごとに

区 分	単 位	料 金 額

データ通信料	データ利用回線がPHS等契約に係るもの	1の通信につき接続通信時間1分までごとに	16円(16.8円)	
	等契約に係るもの データ利用回線が携帯電話	mova契約に係るもの	1の通信につき接続通信時間1分までごとに	28円(29.4円)
		ソフトバンクサービス契約に係るもの	1の通信につき接続通信時間1分までごとに	30円(31.5円)
		FOMA契約に係るもの	1の通信につき接続通信時間1分までごとに	56円(58.8円)
		3Gサービス契約に係るもの	1の通信につき接続通信時間1分までごとに	60円(63円)
		モバイルアクセス契約(カテゴリーCに係るものに限り)に係るもの	1の通信につき接続通信時間1分までごとに	56円(58.8円)

2 クラス3に係るもの

(1) 基本額

区 分	単 位	限 度 額	料 金 額
Aコース	1のデータ着信番号ごとに	—	—
Bコース	1のデータ着信番号ごとに	60,000円 (63,000円) となるもの	27,000円 (28,350円)
Cコース	1のデータ着信番号ごとに	180,000円 (189,000円) となるもの	81,000円 (85,050円)
Dコース	1のデータ着信番号ごとに	300,000円 (315,000円) となるもの	135,000円 (141,750円)

備考

データ利用回線からの着信課金通信に係る通信料金(次表に基づき算出されたもの  
とします。)の料金月単位での累計料金が限度額までの場合(累計料金が0の場合  
を含みます)は基本額のみを適用します。

区 分		単 位	料金額	
デ ー タ 通 信 料	加入電話等契約に係るデータ 利用回線からの通信に係るもの	1の通信につき 接続通信時間1 分までごとに	10円 (10.5円)	
	データ利用回線が当社が別に 定めるPHS等契約に係るもの	1の通信につき 接続通信時間1 分までごとに	16円 (16.8円)	
	デ ー タ 利 用 回 線 が 携 帯 電 話 等 契 約 に 係 る もの	mova契約に係るもの	1の通信につき 接続通信時間1 分までごとに	28円 (29.4円)
		ソフトバンクサー ビス契約に係るもの	1の通信につき 接続通信時間1 分までごとに	30円 (31.5円)
		FOMA契約に係 るもの	1の通信につき 接続通信時間1 分までごとに	56円 (58.8円)
		3Gサービス契約 に係るもの	1の通信につき 接続通信時間1 分までごとに	60円 (63円)
モバイルアクセス 契約(カテゴリーC に係るものに限り ます。)に係るもの	1の通信につき 接続通信時間1 分までごとに	56円 (58.8円)		

(2) 加算額

1のデータ着信番号ごとに

区 分	単 位	料 金 額
-----	-----	-------

データ 通信料	加入電話等契約に係るデータ利用回線からの通信に係るもの	1の通信につき接続通信 時間1分までごとに	10円 (10.5円)	
	データ利用回線がPHS等契約に係るもの	1の通信につき接続通信 時間1分までごとに	16円 (16.8円)	
	データ 利用回 線が携 帯電話 等契約 に係る もの	mova契約に係るもの	1の通信につき接続通信 時間1分までごとに	28円 (29.4円)
		ソフトバンクサービス契約に係るもの	1の通信につき接続通信 時間1分までごとに	30円 (31.5円)
		FOMA契約に係るもの	1の通信につき接続通信 時間1分までごとに	56円 (58.8円)
		3Gサービス契約に係るもの	1の通信につき接続通信 時間1分までごとに	60円 (63円)
		モバイルアクセス契約（カテゴリーCに係るものに限りま す。）に係るもの	1の通信につき接続通信 時間1分までごとに	56円 (58.8円)
備考			データ利用回線からの着信課金通信に係る通信料金の料金月単位での累計料金が 限度額を超える場合は1分ごとに加算額を計算し、基本額にその加算額を加算し て適用します。	

6の6 データ発信契約に係るもの

6の6-1 適用

区 分	内 容						
(1) 昼間及び夜間の料金額の適用	<p>「昼間」及び「夜間」とは、次の時間帯をいいます。</p> <table border="1" data-bbox="568 468 1294 624"> <thead> <tr> <th data-bbox="568 468 727 524">区 分</th> <th data-bbox="727 468 1294 524">時 間 帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="568 524 727 580">昼間</td> <td data-bbox="727 524 1294 580">午前8時から午後11時までの間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="568 580 727 624">夜間</td> <td data-bbox="727 580 1294 624">午後11時から午前8時までの間</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	時 間 帯	昼間	午前8時から午後11時までの間	夜間	午後11時から午前8時までの間
区 分	時 間 帯						
昼間	午前8時から午後11時までの間						
夜間	午後11時から午前8時までの間						
(2) 接続通信時間の測定等	<p>ア 接続通信時間は、そのデータ利用回線と加入者回線、契約者回線又は当社が別に定める当社の契約約款に規定する付加機能（データ発信サービス着信機能に限ります。）に係る電気通信回線を接続して通信できる状態にした時刻から起算し、発信者若しくは着信者からの通信終了の信号を受け、又は第77条（通信利用の制限等）第3項の規定により、その通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社の機器により測定します。</p> <p>イ 次の時間は、アに規定する接続通信時間には含みません。</p> <p>（ア） 発信者又は着信者の責任によらない理由により、通信中に一時通信ができなかった時間</p> <p>（イ） 発信者又は着信者の責任によらない理由により通信を打ち切った場合（第77条第3項の規定による場合を除きます。）は、6の6-2（料金額）に規定する分数に満たない端数の時間</p> <p>（注）本欄アに規定する当社が別に定める当社の契約約款は、データ伝送サービス契約約款又はIP伝送サービス契約約款とします。</p>						
(3) 当社の機器の故障等により正しく算定できなかった場合の料金の取扱い	<p>当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合のデータ通信料は、次のとおりとします。</p> <p>ア 過去1年間の実績を把握することができる場合</p> <p>機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初日（初日が確定できないときにあつては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があったと認められる日）の属する料金月の前12料金月の各料金月における1日平均のデータ通信料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>イ ア以外の場合</p> <p>把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した1日平均のデータ通信料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>（注）本欄イに規定する当社が別に定める方法は、原則として、次のとおりとします。</p> <p>(1) 過去2か月以上の実績を把握することができる場合</p> <p>機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる各料金月における1日平均のデータ通信料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p>						

(2) 過去2か月間の実績を把握することができない場合  
 機器の故障等により正しく算定することができなかった  
 日前の実績が把握できる期間における1日平均のデータ通  
 信料又は故障等の回復後の7日間における1日平均のデー  
 タ通信料のうち低いほうの値に、算定できなかった期間の  
 日数を乗じて得た額

6の6-2 料金額

6の6-2-1 データ通信料

区 分	単 位	料 金 額
昼間	1の通信につき接続通 信時間3分までごとに	8.5円 (8.925円)
夜間	1の通信につき接続通 信時間4分までごとに	8.5円 (8.925円)

6の7の1 第1種シェアードIP-PBX契約に係るもの

6の7の1-1 適用

区 分	内 容																		
(1) 細目に係る料金の適用	<p>当社は、第1種シェアードIP-PBXサービスに係る料金額を適用するにあたって、次のとおり通信の態様による細目を定めます。</p> <p>ア カテゴリー1のもの (ア) クラス1のもの</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 別</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タイプ1</td> <td>あらかじめ登録可能なチャンネル数、オンネット番号数及びIP電話番号数がそれぞれ1までのもの</td> </tr> <tr> <td>タイプ2</td> <td>あらかじめ登録可能なチャンネル数及びIP電話番号数がそれぞれ1までのもの</td> </tr> <tr> <td>タイプ3</td> <td>あらかじめ登録可能なチャンネル数及びオンネット番号数がそれぞれ1までのもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 第1種シェアードIP-PBX契約者は、付加機能（番号追加機能とします。）を利用してあらかじめ登録可能なIP電話番号又はオンネット番号の数を超えて追加登録することができます。</p> <p>2 第1種シェアードIP-PBX契約者が、追加登録する事ができるIP電話番号数については当社が別に定めるところによります。</p> <p>(イ) クラス2のもの あらかじめ登録可能なチャンネル数及びIP電話番号数は1までのもの。 ただし、付加機能（番号追加機能とします。）を利用した場合は、あらかじめ登録できるIP電話番号の数を超えて追加登録することができます。この場合の登録可能なIP電話番号数は、当社が別に定めるところによります。</p> <p>イ カテゴリー2のもの</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 別</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プラン1</td> <td>あらかじめ登録可能なチャンネル数、オンネット番号数及びIP電話番号数がそれぞれ4までのもの</td> </tr> <tr> <td>プラン2</td> <td>あらかじめ登録可能なチャンネル数、オンネット番号数及びIP電話番号数がそれぞれ8までのもの</td> </tr> <tr> <td>プラン3</td> <td>あらかじめ登録可能なチャンネル数、オンネット番号数及びIP電話番号数がそれぞれ23までのもの</td> </tr> <tr> <td>プラン4</td> <td>あらかじめ登録可能なチャンネル数、オンネット番号数及びIP電話番号数がそれぞれ30までのもの</td> </tr> </tbody> </table>	区 別	内 容	タイプ1	あらかじめ登録可能なチャンネル数、オンネット番号数及びIP電話番号数がそれぞれ1までのもの	タイプ2	あらかじめ登録可能なチャンネル数及びIP電話番号数がそれぞれ1までのもの	タイプ3	あらかじめ登録可能なチャンネル数及びオンネット番号数がそれぞれ1までのもの	区 別	内 容	プラン1	あらかじめ登録可能なチャンネル数、オンネット番号数及びIP電話番号数がそれぞれ4までのもの	プラン2	あらかじめ登録可能なチャンネル数、オンネット番号数及びIP電話番号数がそれぞれ8までのもの	プラン3	あらかじめ登録可能なチャンネル数、オンネット番号数及びIP電話番号数がそれぞれ23までのもの	プラン4	あらかじめ登録可能なチャンネル数、オンネット番号数及びIP電話番号数がそれぞれ30までのもの
区 別	内 容																		
タイプ1	あらかじめ登録可能なチャンネル数、オンネット番号数及びIP電話番号数がそれぞれ1までのもの																		
タイプ2	あらかじめ登録可能なチャンネル数及びIP電話番号数がそれぞれ1までのもの																		
タイプ3	あらかじめ登録可能なチャンネル数及びオンネット番号数がそれぞれ1までのもの																		
区 別	内 容																		
プラン1	あらかじめ登録可能なチャンネル数、オンネット番号数及びIP電話番号数がそれぞれ4までのもの																		
プラン2	あらかじめ登録可能なチャンネル数、オンネット番号数及びIP電話番号数がそれぞれ8までのもの																		
プラン3	あらかじめ登録可能なチャンネル数、オンネット番号数及びIP電話番号数がそれぞれ23までのもの																		
プラン4	あらかじめ登録可能なチャンネル数、オンネット番号数及びIP電話番号数がそれぞれ30までのもの																		

	<p>備考</p> <p>1 第1種シェアードIP-PBX契約者は、付加機能（番号追加機能とします。）を利用してあらかじめ登録可能なIP電話番号又はオンネット番号の数を超えて追加登録することができます。</p> <p>2 第1種シェアードIP-PBX契約者が、追加登録する事ができるIP電話番号数については当社が別に定めるところによります。</p>
(2) ユニバーサルサービス料の適用	<p>6の7の1-2-3に規定するユニバーサルサービス料は、IP電話番号（付加機能（番号追加機能とします。）を利用して追加登録するIP電話番号及び付加機能（代表機能とします。）を利用する代表番号を含みます。）1番号ごとに適用します。</p>
(3) 接続通信時間の測定等	<p>ア 当社は、第1種シェアードIP-PBXサービスに係る通信のうちダイヤルアウトについて接続通信時間を測定します。</p> <p>イ 接続通信時間は、接続先との通信が確立したことを当社が識別した時刻から起算し、利用者からの通信終了の信号を受け、その通信をできない状態にした時刻（当社の設置した電気通信設備の故障等利用者の責任によらない理由により接続を打ち切った時刻を含みます。）までの経過時間とし、当社の機器により測定します。</p>
(4) 当社の機器の故障等により正しく算定できなかった場合の料金の取扱い	<p>当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合のダイヤルアウト通信料は次のとおりとします。</p> <p>ア 過去1年間の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初日（初日が確定できないときにあつては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があつたと認められる日）の属する料金月の前12料金月の各料金月における1日平均のダイヤルアウト通信料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>イ ア以外の場合 把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した1日平均のダイヤルアウト通信料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>(注) 本欄イに規定する当社が別に定める方法は、原則として、次のとおりとします。</p> <p>(1) 過去2か月以上の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる各料金月における1日平均のダイヤルアウト通信料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>(2) 過去2か月間の実績を把握することができない場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる期間における1日平均のダイヤルアウト通信料又は故障等の回復後の7日間における1日平均のダイヤルアウト通信料のうち低いほうの値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p>

6の7の1-2 料金額

6の7の1-2-1 利用料

ア カテゴリー1

(ア) クラス1のもの

1の通信チャネル(1のIP電話番号を含みます。)ごとに月額

区 分	料 金 額
タイプ1のもの	1,000円(1,050円)
タイプ2のもの	600円(630円)
タイプ3のもの	600円(630円)

(イ) クラス2のもの

1の通信チャネル(1のIP電話番号を含みます。)ごとに月額

料金額	600円(630円)
-----	------------

イ カテゴリー2

(ア) タイプ1のもの

1の契約ごとに

区 分	料 金 額
プラン1	4,000円(4,200円)
プラン2	8,000円(8,400円)
プラン3	23,000円(24,150円)
プラン4	30,000円(31,500円)

(イ) タイプ2のもの

1の契約ごとに

区 分	料 金 額
プラン1	2,400円(2,520円)
プラン2	4,800円(5,040円)
プラン3	13,800円(14,490円)
プラン4	18,000円(18,900円)

(ウ) タイプ3のもの

1の契約ごとに

区 分	料 金 額
プラン1	2,400円(2,520円)
プラン2	4,800円(5,040円)
プラン3	13,800円(14,490円)
プラン4	18,000円(18,900円)

6の7の1-2-2 付加機能利用料

区 分		単 位	料金額
発信番号受信機能	この機能を利用する第1種シェアードIP-PBX契約者に係るVoIP利用回線へ通知される発信番号（発信元のオンネット番号又はIP電話番号その他当社が別に定める番号等をいいます。以下6の7の1-2-2において同じとします。）を受信することができるようにする機能		—
転送機能	この機能を利用する第1種シェアードIP-PBX契約者に係るVoIP利用回線に着信する通信を転送することができるようにする機能	利用する1の番号ごとに月額	—
備考	<p>1 この機能において転送することができる転送先等については、当社が別に定めるところによります。</p> <p>2 第1種シェアードIP-PBXサービスのタイプ1については、この機能の利用に係るオンネット番号及びIP電話番号を合わせて「利用する1の番号」とみなし、付加機能利用料を適用します。</p>		
保留等機能	通信中にフックボタン等の操作により、現に通信中の通信を保留し、着信への応答又は発信による通信を行った後、保留中の通信を再開することができるようにする機能（通信中に他から着信があることをお知らせする機能を含みます。）	利用する1の番号ごとに月額	—
備考	第1種シェアードIP-PBXサービスのタイプ1については、この機能の利用に係るオンネット番号及びIP電話番号を合わせて「利用する1の番号」とみなし、付加機能利用料を適用します。		
発信番号非通知着信拒否機能	この機能を利用する第1種シェアードIP-PBX契約者に係るVoIP利用回線へ発信番号が通知されない通信（当社が別に定めるものを除きます。）の着信を拒否することができるようにする機能	利用する1の番号ごとに月額	—
備考	第1種シェアードIP-PBXサービスのタイプ1については、この機能の利用に係るオンネット番号及びIP電話番号を合わせて利用する1の番号とみなし、付加機能利用料を適用します。		

番号追加機能	追加番号により通信を行うことができるようにする機能	クラス1のもの	追加番号1番号ごとに月額	400円 (420円)
		クラス2のもの	追加番号1番号ごとに月額	400円 (420円)
備考	<p>1 追加番号とは、この機能を利用するためのオンネット番号又はI P電話番号であって、第69条の13（第1種シェアードI P-P B X契約者のオンネット番号の指定）の規定に基づき第1種シェアードI P-P B X契約者が指定する番号、第69条の14（第1種シェアードI P-P B X契約者のI P電話番号）の規定に基づき当社が定める番号及び代表番号以外のものをいいます。</p> <p>2 この機能において利用することができる追加番号の数は、当社が別に定めるところによります。</p> <p>3 第1種シェアードI P-P B Xサービスのタイプ1については、オンネット番号に係る1の追加番号及びI P電話番号に係る1の追加番号をそれぞれ1の追加番号とみなし、付加機能利用料を適用します。</p> <p>4 追加番号に関するその他の取扱いについては、第69条の13又は第69条の14の規定に準ずるものとします。</p>			
代表機能	代表番号に着信があった場合に、その代表番号を代表とするオンネット番号又はI P電話番号（以下この欄において「子番号」といいます。）のうち、通信中でないいずれか1の子番号に着信することができるようにする機能		代表番号1番号ごとに月額	500円 (525円)
	備考	<p>1 代表番号とは、この機能を利用するためのオンネット番号又はI P電話番号であって、第69条の13（第1種シェアードI P-P B X契約者のオンネット番号の指定）の規定に基づき第1種シェアードI P-P B X契約者が指定する番号、第69条の14（第1種シェアードI P-P B X契約者のI P電話番号）の規定に基づき当社が定める番号及び追加番号以外のものをいいます。</p> <p>2 1の代表番号に係る子番号が複数の第1種シェアードI P-P B X契約者に係るものとなる場合は、第1種シェアードI P-P B X契約者は、そのうちの1人を当社に対する付加機能利用料の支払いに係る代表者と定め、当社にあらかじめ通知していただきます。</p> <p>3 代表番号に関するその他の取扱いについては、第69条の13又は第69条の14の規定に準ずるものとします。</p>		
発信番号非通知機能	この機能を利用する第1種シェアードI P-P B X契約者に係るV o I P利用回線から行う通信（当社が別に定める方法により行う通信を除きます。）について、発信元のオンネット番号又はI P電話番号を着信先へ通知しないようにする機能			—

代表番号通知機能	この機能を利用する第1種シェアードIP-PBX契約に係る任意のIP電話番号（代表機能の提供を受けているものに限ります。）から行う通信（所属オンネットグループ内の通信を除きます。）について、そのIP電話番号に替えて、代表番号を通信先に通知する機能		—
複数IPアドレス利用機能	第1種シェアードIP-PBX契約者が保持する端末設備に当社が付与するIPアドレスを設定する事で、複数端末設備によるボイスモード通信を行うことができる機能	1の契約ごとに	9,000円 (9,450円)
備考	<p>1 当社は、カテゴリー1に係る第1種シェアードIP-PBX契約者（第6種契約のカテゴリー1及びカテゴリー2のタイプ4に係る契約者に限ります。）に限り、この機能を提供します。</p> <p>2 当社が払い出すIPアドレスの数は、8とします。</p> <p>3 この機能を利用する場合、追加利用することが出来る通信チャネルの数は当社が別に定めるところによります。</p>		

6の7の1-2-3 ユニバーサルサービス料

区 分	単 位	料 金 額
ユニバーサルサービス料	1のIP電話番号ごとに月額	基礎的電気通信役務支援機関がその適用期間ごとに総務大臣に認可を受けた番号単価と同額
備考 番号単価は、基礎的電気通信役務支援機関が別に定める期間ごとに算定し、ホームページ（ <a href="http://www.tca.or.jp/universalservice/">http://www.tca.or.jp/universalservice/</a> ）で公表します。		

6の7の1-2-4 ダイヤルアウト通信料

ア イ以外のもの

(ア) 別記13の2の(4)のア及びイに係るもの

区 分	単 位	料 金 額
ダイヤルアウト通信料	1の通信につき接続通信時間3分までごとに	8円 (8.4円)

(イ) 別記13の2の(4)のウに係るもの

区 分	単 位	料 金 額
-----	-----	-------

ダイヤルアウト通信料	1の通信につき接続通信時間1分までごとに	16円 (16.8円)
------------	----------------------	----------------

(ウ) 別記13の2の(4)のエに係るもの

区 分	単 位	料 金 額
ダイヤルアウト通信料	1の通信につき接続通信時間1分までごとに	10円 (10.5円)
	上記ダイヤルアウト通信料のほか通信1回ごとに	10円 (10.5円)

(エ) IP電話設備のうち、当社に係るものであって電気通信番号規則第9条第1号に定める電話番号を用いるもの

区 分	単 位	料 金 額
ダイヤルアウト通信料	1の通信につき接続通信時間3分までごとに	8円 (8.4円)

(オ) IP電話設備のうち、別記1の3に係るもの（当社が別に定めるV o IP協定事業者を除きます。）

区 分	単 位	料 金 額
ダイヤルアウト通信料	1の通信につき接続通信時間3分までごとに	8円 (8.4円)

(注) (オ)欄に規定する当社が別に定めるV o IP協定事業者は、株式会社NTTぷらら及び株式会社エヌ・ティ・ティ・エムイーとします。

イ 通信のうち本邦と外国（インマルサットシステムに係る移動地球局（海事衛星通信を取り扱う船舶に設置した地球局及び可搬型地球局をいいます。以下同じとします。）を含みます。）との間で行われるもの

本邦と外国との間で行われる通信に関する地域及び料金額等については、第1種ドットフォンサービスに係る本邦と外国との間で行われる通信の料金に準ずるものとします。

6の7の2 第2種シェアードIP-PBX契約に係るもの

6の7の2-1 適用

区 分	内 容																		
(1) 細目に係る料金の適用	<p>当社は、第2種シェアードIP-PBXサービスに係る料金額を適用するにあたって、次のとおり通信の態様による細目を定めます。</p> <p>ア カテゴリー1のもの</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 別</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">タイプ1</td> <td>あらかじめ登録可能なチャンネル数、オンネット番号数及びIP電話番号数がそれぞれ1までのもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">タイプ2</td> <td>あらかじめ登録可能なチャンネル数及びIP電話番号数がそれぞれ1までのもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">タイプ3</td> <td>あらかじめ登録可能なチャンネル数及びオンネット番号数がそれぞれ1までのもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 第2種シェアードIP-PBX契約者は、付加機能(番号追加機能とします。)を利用してあらかじめ登録可能なIP電話番号又はオンネット番号の数を超えて追加登録することができます。</p> <p>2 第2種シェアードIP-PBX契約者が、追加登録する事ができるIP電話番号数については当社が別に定めるところによります。</p> <p>イ カテゴリー2のもの</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 別</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">プラン1</td> <td>あらかじめ登録可能なチャンネル数、オンネット番号数及びIP電話番号数がそれぞれ4までのもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">プラン2</td> <td>あらかじめ登録可能なチャンネル数、オンネット番号数及びIP電話番号数がそれぞれ8までのもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">プラン3</td> <td>あらかじめ登録可能なチャンネル数、オンネット番号数及びIP電話番号数がそれぞれ23までのもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">プラン4</td> <td>あらかじめ登録可能なチャンネル数、オンネット番号数及びIP電話番号数がそれぞれ30までのもの</td> </tr> </tbody> </table>	区 別	内 容	タイプ1	あらかじめ登録可能なチャンネル数、オンネット番号数及びIP電話番号数がそれぞれ1までのもの	タイプ2	あらかじめ登録可能なチャンネル数及びIP電話番号数がそれぞれ1までのもの	タイプ3	あらかじめ登録可能なチャンネル数及びオンネット番号数がそれぞれ1までのもの	区 別	内 容	プラン1	あらかじめ登録可能なチャンネル数、オンネット番号数及びIP電話番号数がそれぞれ4までのもの	プラン2	あらかじめ登録可能なチャンネル数、オンネット番号数及びIP電話番号数がそれぞれ8までのもの	プラン3	あらかじめ登録可能なチャンネル数、オンネット番号数及びIP電話番号数がそれぞれ23までのもの	プラン4	あらかじめ登録可能なチャンネル数、オンネット番号数及びIP電話番号数がそれぞれ30までのもの
区 別	内 容																		
タイプ1	あらかじめ登録可能なチャンネル数、オンネット番号数及びIP電話番号数がそれぞれ1までのもの																		
タイプ2	あらかじめ登録可能なチャンネル数及びIP電話番号数がそれぞれ1までのもの																		
タイプ3	あらかじめ登録可能なチャンネル数及びオンネット番号数がそれぞれ1までのもの																		
区 別	内 容																		
プラン1	あらかじめ登録可能なチャンネル数、オンネット番号数及びIP電話番号数がそれぞれ4までのもの																		
プラン2	あらかじめ登録可能なチャンネル数、オンネット番号数及びIP電話番号数がそれぞれ8までのもの																		
プラン3	あらかじめ登録可能なチャンネル数、オンネット番号数及びIP電話番号数がそれぞれ23までのもの																		
プラン4	あらかじめ登録可能なチャンネル数、オンネット番号数及びIP電話番号数がそれぞれ30までのもの																		

	<p>備考</p> <p>1 第2種シェアードIP-PBX契約者は、付加機能（番号追加機能とします。）を利用してあらかじめ登録可能なIP電話番号又はオンネット番号の数を超過して追加登録することができます。</p> <p>2 第2種シェアードIP-PBX契約者が、追加登録する事ができるIP電話番号数については当社が別に定めるところによります。</p>
(2) 同時接続数に関する料金の適用	<p>ア 当社は、第69条の20の5（イーサネット契約者回線の収容等）の届出によりイーサネット接続契約者回線グループの代表者となった第2種シェアードIP-PBX契約者（タイプ3に係る契約者を除きます。）に、6の7の2-2-2に規定する利用料の加算額を請求します。</p> <p>イ アの代表者は、申出た同時接続数に6の7の2-2-2に規定する額を乗じて得た額を支払うものとし、その利用が同時接続数に満たない場合であっても、料金額の支払いを要します。</p>
(3) 最低利用期間内に契約の解除があった場合の料金の適用	<p>第2種シェアードIP-PBX契約者（イーサネット契約者回線接続グループにおける代表者に限ります。）は、最低利用期間内に第2種シェアードIP-PBX契約の解除があった場合は、第82条（定額利用料等の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、利用の開始から契約の解除の期間における、最大同時接続チャンネル数に6の7の2-2-2に規定する額を乗じて得た額の残余の期間に対応する額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。</p>
(4) ユニバーサルサービス料の適用	<p>6の7の2-2-4に規定するユニバーサルサービス料は、IP電話番号（付加機能（番号追加機能とします。）を利用して追加登録するIP電話番号及び付加機能（代表機能とします。）を利用する代表番号を含みます。）1番号ごとに適用します。</p>
(5) 接続通信時間の測定等	<p>第2種シェアードIP-PBXサービスに係る通信時間の測定等については、第1種シェアードIP-PBXサービスに係る接続通信時間の測定等の規定に準ずるものとしします。</p>
(6) 当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の料金の取扱い	<p>第2種シェアードIP-PBXサービスに係る当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の料金の取扱いについては、第1種シェアードIP-PBXサービスに係る当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の料金の取扱いの規定に準ずるものとしします。</p>

6の7の2-2 料金額

6の7の2-2-1 利用料

ア カテゴリー1

1の通信チャンネル（1のIP電話番号を含みます。）ごとに月額

区 分	料 金 額
タイプ1のもの	1,000円（1,050円）

タイプ2のもの	600円 (630円)
タイプ3のもの	600円 (630円)

イ カテゴリー2  
(ア) タイプ1のもの

1の契約ごとに

区 分	料 金 額
プラン1	4,000円 (4,200円)
プラン2	8,000円 (8,400円)
プラン3	23,000円 (24,150円)
プラン4	30,000円 (31,500円)

(イ) タイプ2のもの

1の契約ごとに

区 分	料 金 額
プラン1	2,400円 (2,520円)
プラン2	4,800円 (5,040円)
プラン3	13,800円 (14,490円)
プラン4	18,000円 (18,900円)

(ウ) タイプ3のもの

1の契約ごとに

区 分	料 金 額
プラン1	2,400円 (2,520円)
プラン2	4,800円 (5,040円)
プラン3	13,800円 (14,490円)
プラン4	18,000円 (18,900円)

6の7の2-2-2 利用料の加算額

区 分	料 金 額
同時接続チャンネル数1チャンネル ごとに月額	1,500円 (1,575円)

6の7の2-2-3 付加機能利用料

区 分		単 位	料金額
発信番号受信機能	この機能を利用する第2種シェアードIP-PBX契約者に係るイーサネット利用回線へ通知される発信番号（発信元のオンネット番号又はIP電話番号その他当社が別に定める番号等をいいます。以下6の7の2-2-3において同じとします。）を受信することができるようにする機能		—
転送機能	この機能を利用する第2種シェアードIP-PBX契約者に係るイーサネット利用回線に着信する通信を転送することができるようにする機能	利用する1の番号ごとに月額	—
備考	<p>1 この機能において転送することができる転送先等については、当社が別に定めるところによります。</p> <p>2 第2種シェアードIP-PBXサービスのタイプ1については、この機能の利用に係るオンネット番号及びIP電話番号を合わせて「利用する1の番号」とみなし、付加機能利用料を適用します。</p>		
保留等機能	通信中にフックボタン等の操作により、現に通信中の通信を保留し、着信への応答又は発信による通信を行った後、保留中の通信を再開することができるようにする機能（通信中に他から着信があることをお知らせする機能を含みます。）	利用する1の番号ごとに月額	—
備考	第2種シェアードIP-PBXサービスのタイプ1については、この機能の利用に係るオンネット番号及びIP電話番号を合わせて「利用する1の番号」とみなし、付加機能利用料を適用します。		
発信番号非通知着信拒否機能	この機能を利用する第2種シェアードIP-PBX契約者に係るイーサネット利用回線へ発信番号が通知されない通信（当社が別に定めるものを除きます。）の着信を拒否することができるようにする機能	利用する1の番号ごとに月額	—
備考	第2種シェアードIP-PBXサービスのタイプ1については、この機能の利用に係るオンネット番号及びIP電話番号を合わせて利用する1の番号とみなし、付加機能利用料を適用します。		

番号追加機能	追加番号により通信を行うことができるようにする機能	追加番号1番号ごとに月額	400円 (420円)
	備考	<p>1 追加番号とは、この機能を利用するためのオンネット番号又はIP電話番号であって、第69条の20の8（第2種シェアードIP-PBX契約者のオンネット番号の指定）の規定に基づき第2種シェアードIP-PBX契約者が指定する番号、第69条の20の9（第2種シェアードIP-PBXサービスのIP電話番号）の規定に基づき当社が定める番号及び代表番号以外のものをいいます。</p> <p>2 この機能において利用することができる追加番号の数は、当社が別に定めるところによります。</p> <p>3 第2種シェアードIP-PBXサービスのタイプ1については、オンネット番号に係る1の追加番号及びIP電話番号に係る1の追加番号をそれぞれ1の追加番号とみなし、付加機能利用料を適用します。</p> <p>4 追加番号に関するその他の取扱いについては、第69条の20の8又は第69条の20の9の規定に準ずるものとします。</p>	
代表機能	代表番号に着信があった場合に、その代表番号を代表とするオンネット番号又はIP電話番号（以下この欄において「子番号」といいます。）のうち、通信中でないいずれか1の子番号に着信することができるようにする機能	代表番号1番号ごとに月額	500円 (525円)
	備考	<p>1 代表番号とは、この機能を利用するためのオンネット番号又はIP電話番号であって、第69条の20の8（第2種シェアードIP-PBX契約者のオンネット番号の指定）の規定に基づき第2種シェアードIP-PBX契約者が指定する番号、第69条の20の9（第2種シェアードIP-PBXサービスのIP電話番号）の規定に基づき当社が定める番号及び追加番号以外のものをいいます。</p> <p>2 1の代表番号に係る子番号が複数の第2種シェアードIP-PBX契約者に係るものとなる場合は、第2種シェアードIP-PBX契約者は、そのうちの1人を当社に対する付加機能利用料の支払いに係る代表者と定め、当社にあらかじめ通知していただきます。</p> <p>3 代表番号に関するその他の取扱いについては、第69条の20の8又は第69条の20の9の規定に準ずるものとします。</p>	
発信番号非通知機能	この機能を利用する第2種シェアードIP-PBX契約者に係るイーサネット利用回線から行う通信（当社が別に定める方法により行う通信を除きます。）について、発信元のオンネット番号又はIP電話番号を着信先へ通知しないようにする機能		—

代表 番号 通知 機能	この機能を利用する第2種シェアードIP-PBX契約に係る任意のIP電話番号（代表機能の提供を受けているものに限ります。）から行う通信（所属オンネットグループ内の通信を除きます。）について、そのIP電話番号に替えて、代表番号を通信先に通知する機能		—
----------------------	--	--	---

6の7の2-2-4 ユニバーサルサービス料

区 分	単 位	料 金 額
ユニバーサルサービス料	1のIP電話番号ごとに月額	基礎的電気通信役務支援機関がその適用期間ごとに総務大臣に認可を受けた番号単価と同額
備考 番号単価は、基礎的電気通信役務支援機関が別に定める期間ごとに算定し、ホームページ ( <a href="http://www.tca.or.jp/universalservice/">http://www.tca.or.jp/universalservice/</a> ) で公表します。		

6の7の2-2-5 ダイアルアウト通信料

ア イ以外のもの

(ア) 別記13の2の(4)のア及びイに係るもの

区 分	単 位	料 金 額
ダイアルアウト通信料	1の通信につき接続通信時間3分までごとに	8円 (8.4円)

(イ) 別記13の2の(4)のウに係るもの

区 分	単 位	料 金 額
ダイアルアウト通信料	1の通信につき接続通信時間1分までごとに	16円 (16.8円)

(ウ) 別記13の2の(4)のエに係るもの

区 分	単 位	料 金 額
ダイアルアウト通信料	1の通信につき接続通信時間1分までごとに	10円 (10.5円)
	上記ダイアルアウト通信料のほか通信1回ごとに	10円 (10.5円)

(エ) IP電話設備のうち、当社に係るものであって電気通信番号規則第9条第1号に定める電話番号を用いるもの

区 分	単 位	料 金 額
ダイアルアウト通信料	1の通信につき接続通信時間3分までごとに	8円 (8.4円)

(オ) IP電話設備のうち、別記1の3に係るもの（当社が別に定めるV o I P協定事業者を除きます。）

区 分	単 位	料 金 額
ダイアルアウト通信料	1の通信につき接続通信時間3分までごとに	8円 (8.4円)

(注) (オ) 欄に規定する当社が別に定めるV o I P協定事業者は、株式会社NTTぷらら及び株式会社エヌ・ティ・ティ・エムイーとします。

イ 通信のうち本邦と外国（インマルサットシステムに係る移動地球局（海事衛星通信を取り扱う船舶に設置した地球局及び可搬型地球局をいいます。以下同じとします。）を含みます。）との間で行われるもの

本邦と外国との間で行われる通信に関する地域及び料金額等については、第1種ドットフォンサービスに係る本邦と外国との間で行われる通信の料金に準ずるものとします。

6の7の2の2 第3種シェアードIP-PBX契約に係るもの  
6の7の2の2-1 適用

区 分	内 容																		
(1) 細目に係る料金の適用	<p>ア 当社は、第3種シェアードIP-PBXサービスに係る料金額を適用するにあたって、次のとおり通信の態様による細目を定めます。</p> <p>ただし、カテゴリー5についてはその限りではありません。</p> <p>(ア) カテゴリー1のもの</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 別</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">タイプ2</td> <td>あらかじめ登録可能なIPセントレックス番号及び音声用チャンネルの数をそれぞれ指定できるもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">タイプ4</td> <td>あらかじめ登録可能なIPセントレックス番号及び音声用チャンネルの数がそれぞれ1までのものであって当社が別に定める専用のソフトウェアを利用するもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 第3種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリー1のタイプ4を除きます。)については、音声用チャンネルの数を超えてIPセントレックス番号又はオンネット番号を利用する場合は、付加機能(番号追加機能とします。)を利用する必要があります。</li> <li>2 第3種シェアードIP-PBX契約者が、追加登録することができるIPセントレックス番号の数については当社が別に定めるところによります。</li> <li>3 タイプ2に係る第3種シェアードIP-PBXサービスには次のプランがあります。</li> </ol> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 別</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">プラン1</td> <td>オンネット番号を利用した通信が可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">プラン2</td> <td>プラン1以外のもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) カテゴリー2のもの</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 別</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">タイプ1</td> <td>あらかじめ登録可能なIPセントレックス番号及び音声用チャンネルの数がそれぞれ1までのものであってタイプ4以外のもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">タイプ2</td> <td>あらかじめ登録可能なIPセントレックス番号及び音声用チャンネルの数をそれぞれ指定できるものであってタイプ3以外のもの</td> </tr> </tbody> </table>	区 別	内 容	タイプ2	あらかじめ登録可能なIPセントレックス番号及び音声用チャンネルの数をそれぞれ指定できるもの	タイプ4	あらかじめ登録可能なIPセントレックス番号及び音声用チャンネルの数がそれぞれ1までのものであって当社が別に定める専用のソフトウェアを利用するもの	区 別	内 容	プラン1	オンネット番号を利用した通信が可能なもの	プラン2	プラン1以外のもの	区 別	内 容	タイプ1	あらかじめ登録可能なIPセントレックス番号及び音声用チャンネルの数がそれぞれ1までのものであってタイプ4以外のもの	タイプ2	あらかじめ登録可能なIPセントレックス番号及び音声用チャンネルの数をそれぞれ指定できるものであってタイプ3以外のもの
区 別	内 容																		
タイプ2	あらかじめ登録可能なIPセントレックス番号及び音声用チャンネルの数をそれぞれ指定できるもの																		
タイプ4	あらかじめ登録可能なIPセントレックス番号及び音声用チャンネルの数がそれぞれ1までのものであって当社が別に定める専用のソフトウェアを利用するもの																		
区 別	内 容																		
プラン1	オンネット番号を利用した通信が可能なもの																		
プラン2	プラン1以外のもの																		
区 別	内 容																		
タイプ1	あらかじめ登録可能なIPセントレックス番号及び音声用チャンネルの数がそれぞれ1までのものであってタイプ4以外のもの																		
タイプ2	あらかじめ登録可能なIPセントレックス番号及び音声用チャンネルの数をそれぞれ指定できるものであってタイプ3以外のもの																		

タイプ3	あらかじめ登録可能なIPセントレックス番号及び音声用チャンネルの数をそれぞれ指定できるものであって、当社が別に定める電気通信サービスに係る電気通信設備（当社が提供するものに限り）を利用してボイスモードに係る通信を行うもの
------	--

タイプ4	あらかじめ登録可能なIPセントレックス番号及び音声用チャンネルの数がそれぞれ1までのものであって当社が別に定める専用のソフトウェアを利用するもの
------	--

備考

- 第3種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリ2のタイプ1又はタイプ4を除きます。）は、あらかじめ登録可能なIPセントレックス番号又はオンネット番号の数を超過して追加登録することができます。
- 第3種シェアードIP-PBX契約者が、追加登録することができるIPセントレックス番号の数については当社が別に定めるところによります。
- タイプ2に係る第3種シェアードIP-PBXサービスには次のプランがあります。

区 別	内 容
プラン1	オンネット番号を利用した通信が可能なもの
プラン2	プラン1以外のもの

(ウ) カテゴリ3のもの

区 別	内 容
タイプ1	あらかじめ登録可能なIPセントレックス番号及び音声用チャンネルの数がそれぞれ1までのものであってタイプ4以外のもの
タイプ2	あらかじめ登録可能なIPセントレックス番号及び音声用チャンネルの数をそれぞれ指定できるもの
タイプ4	あらかじめ登録可能なIPセントレックス番号及び音声用チャンネルの数がそれぞれ1までのものであって当社が別に定める専用のソフトウェアを利用するもの

備考

- 第3種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリ3

のタイプ1又はタイプ4を除きます。)は、あらかじめ登録可能なIPセントレックス番号又はオンネット番号の数を超えて追加登録することができます。

2 第3種シェアードIP-PBX契約者が、追加登録することができるIPセントレックス番号の数については当社が別に定めるところによります。

3 タイプ2に係る第3種シェアードIP-PBXサービスには次のプランがあります。

区 別	内 容
プラン1	オンネット番号を利用した通信が可能なもの
プラン2	プラン1以外のもの

(エ) カテゴリー4のもの

区 別	内 容
タイプ1	あらかじめ登録可能なIPセントレックス番号及び音声用チャンネルの数がそれぞれ1までのものであってタイプ4以外のもの
タイプ2	あらかじめ登録可能なIPセントレックス番号及び音声用チャンネルの数をそれぞれ指定できるものであってタイプ3以外のもの
タイプ3	あらかじめ登録可能なIPセントレックス番号及び音声用チャンネルの数をそれぞれ指定できるものであって、当社が別に定める電気通信サービスに係る電気通信設備（当社が提供するものに限り、）を利用してボイスモードに係る通信を行うもの
タイプ4	あらかじめ登録可能なIPセントレックス番号及び音声用チャンネルの数がそれぞれ1までのものであって当社が別に定める専用のソフトウェアを利用するもの

備考

1 第3種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリー4のタイプ1又はタイプ4を除きます。)は、あらかじめ登録可能なIPセントレックス番号又はオンネット番号の数を超えて追加登録することができます。

2 第3種シェアードIP-PBX契約者が、追加登録することができるIPセントレックス番号の数については当社が別に定めるところによります。

3 タイプ2に係る第3種シェアードIP-PBXサービスには次のプランがあります。

区 別	内 容
プラン1	オンネット番号を利用した通信が可能なもの
プラン2	プラン1以外のもの

	<p>イ 1の所属オンネットグループを構成するオンネットグループ回線に係るボイスモードの区別は、同一のもの又はタイプ2（プラン2に限ります。）、タイプ3若しくはタイプ5を含まない組み合わせのいずれかとします。</p> <p>ウ カテゴリー1のタイプ2（プラン1に限ります。）若しくはタイプ4、カテゴリー2のタイプ1、タイプ2（プラン1に限ります。）若しくはタイプ4、カテゴリー3のタイプ1、タイプ2（プラン1に限ります。）若しくはタイプ4、カテゴリー4のタイプ1、タイプ2（プラン1に限ります。）若しくはタイプ4又はカテゴリー5のタイプ5は、IPセントレックス番号ごとに、オンネット番号に係る拠点番号（第3種シェアードIP-PBX契約者が指定した拠点に係る番号であって当社が管理するものをいいます。以下同じとします。）及び拠点内線番号（拠点番号の配下の番号であって第3種シェアードIP-PBX契約者が管理するものをいいます。以下同じとします。）を設定することができます。この場合において、設定できるオンネット番号の桁数その他の条件は、当社が別に定めるところによります。</p> <p>エ 当社は、第3種シェアードIP-PBX契約者から、IPセントレックス番号ごとに、そのIPセントレックス番号が所属する管理グループ（その第3種シェアードIP-PBX契約に係るIPセントレックス番号により構成されるグループをいいます。以下、同じとします。）をあらかじめ指定していただきます。</p>
<p>(2) 外線同時接続数に関する料金の適用</p>	<p>ア 当社は、第69条の20の16の5（第3種シェアードIP-PBX契約申込みの方法）の届出によりオンネットグループの代表者となった第3種シェアードIP-PBX契約者（タイプ3及びタイプ5に係る契約者を除きます。）に、6の7の2の2-2-2に規定する利用料の加算額を請求します。</p> <p>イ アの代表者は、申出た外線同時接続数に6の7の2の2-2-2に規定する額を乗じて得た額を支払うものとし、その利用が外線同時接続数に満たない場合であっても、料金額の支払いを要します。</p> <p>ウ 1のオンネットグループ（カテゴリー4に係るものに限ります。）においてIP-VPN利用回線が臨時のものと臨時以外のもが含まれる場合の加算額は、臨時以外のもを適用します。</p> <p>エ 1のオンネットグループにおいて異なるボイスモードの区別を含む場合は、6の7の2の2-2-2に規定する利用料の加算額は、1のボイスモードの区別に係る料金のみ支払いを要します。</p> <p>オ タイプ2のプラン2に係る第3種シェアードIP-PBX契約者については、6の7の2の2-2-2に規定する利用料の加算額を適用しません。</p>

(3) 最低利用期間内に契約の解除があった場合の料金の適用	第3種シェアードIP-PBX契約者（イーサネット契約者回線接続グループにおける代表者に限ります。）は、最低利用期間内に第3種シェアードIP-PBX契約の解除があった場合は、第82条（定額利用料等の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、利用の開始から契約の解除の期間における、最大同時接続チャンネル数に6の7の2の2-2-2に規定する額を乗じて得た額の残余の期間に対応する額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。
(4) ユニバーサルサービス料の適用	6の7の2の2-2-4に規定するユニバーサルサービス料は、IPセントレックス番号（付加機能（番号追加機能とします。）を利用して追加登録するIPセントレックス番号及び付加機能（代表機能とします。）を利用する代表番号を含みます。）1番号ごとに適用します。
(5) 接続通信時間の測定等	ア 第3種シェアードIP-PBXサービスに係る通信時間の測定等については、第1種シェアードIP-PBXサービスに係る接続通信時間の測定等の規定に準ずるものとします。 イ アの規定に関わらず、第3種シェアードIP-PBXサービスに係る付加機能（留守番伝言機能（メッセージ再生機能に限ります。）に係るものに限ります。）に係る接続通信時間については、当社が別に定める方法により本機能の利用を開始したことを当社が識別した時刻から起算し、利用者からの通信終了の信号を受け、その通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社の機器により測定します。
(6) 当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の料金の取扱い	第3種シェアードIP-PBXサービスに係る当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の料金の取扱いについては、第1種シェアードIP-PBXサービスに係る当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の料金の取扱いの規定に準ずるものとします。この場合において、付加機能（留守番伝言機能（メッセージ再生機能に限ります。）に係るものに限ります。）については、第1種シェアードIP-PBXサービスに係る規定において「ダイヤルアウト通信料」とあるのは、「付加機能利用料」と読み替えるものとします。

6の7の2の2-2 料金額

6の7の2の2-2-1 利用料

ア カテゴリー1

区 分		単 位	料 金 額
タイプ2	プラン1	1の通信チャンネル(1のIPセントレックス番号を含みます。)ごとに月額	1,000円(1,050円)
	プラン2	1の通信チャンネル(1のIPセントレックス番号を含みます。)ごとに月額	600円(630円)
タイプ4		1の通信チャンネル(1のIPセントレックス番号を含みます。)ごとに月額	1,100円(1,155円)

イ カテゴリー2

区 分		単 位	料 金 額
タイプ 1		1の通信チャンネル(1のIPセントレックス番号を含みます。)ごとに月額	1,100円 (1,155円)
タイプ 2	プラン 1	1の通信チャンネルごとに月額	600円 (630円)
		1のIPセントレックス番号ごとに月額	400円 (420円)
	プラン 2	1の通信チャンネルごとに月額	800円 (840円)
		1のIPセントレックス番号ごとに月額	80円 (84円)
タイプ 3		1のIPセントレックス番号ごとに月額	400円 (420円)
タイプ 4		1の通信チャンネル(1のIPセントレックス番号を含みます。)ごとに月額	1,100円 (1,155円)

ウ カテゴリー 3

区 分		単 位	料 金 額
タイプ 1		1を超える1の通信チャンネル(1のIPセントレックス番号を含みます。)ごとに月額	1,100円 (1,155円)
タイプ 2	プラン 1	1を超える1の通信チャンネルごとに月額	600円 (630円)
		1を超える1のIPセントレックス番号ごとに月額	400円 (420円)
	プラン 2	1を超える1の通信チャンネルごとに月額	800円 (840円)
		1を超える1のIPセントレックス番号ごとに月額	80円 (84円)
タイプ 4		1の通信チャンネル(1のIPセントレックス番号を含みます。)ごとに月額	1,100円 (1,155円)

エ カテゴリー 4

区 分	単 位	料 金 額	
		右記以外のもの(月額)	IP-VPN利用回線が臨時契約のもの(日額)
タイプ 1	1の通信チャンネル(1のIPセントレックス番号を含みます。)ごとに	1,100円 (1,155円)	110円 (115.5円)

タイプ 2	プラン 1	1の通信チャンネルごとに	600円 (630円)	60円 (63円)
		1のIPセントレックス番号ごとに	400円 (420円)	40円 (42円)
	プラン 2	1の通信チャンネルごとに	800円 (840円)	80円 (84円)
		1のIPセントレックス番号ごとに	80円 (84円)	8円 (8.4円)
タイプ 3		1のIPセントレックス番号ごとに	400円 (420円)	40円 (42円)
タイプ 4		1の通信チャンネル(1のIPセントレックス番号を含みます。)ごとに	1,100円 (1,155円)	110円 (115.5円)

オ カテゴリー 5

区 分	単 位	料 金 額
タイプ 5	1のIPセントレックス番号ごとに	715円 (750.7円)

6の7の2の2-2-2 利用料の加算額

ア カテゴリー 2

区 分		料 金 額
タイプ 1	外線同時接続外線数 1 接続ごとに月額	1,500円 (1,575円)
タイプ 2	外線同時接続外線数 1 接続ごとに月額	1,500円 (1,575円)
タイプ 3	外線同時接続外線数 1 接続ごとに月額	2,100円 (2,205円)
タイプ 4	外線同時接続外線数 1 接続ごとに月額	1,500円 (1,575円)

イ カテゴリー 3

区 分	単 位	料 金 額
タイプ 1	1を超える外線同時接続外線数 1 接続ごとに月額	1,500円 (1,575円)
タイプ 2	1を超える外線同時接続外線数 1 接続ごとに月額	1,500円 (1,575円)
タイプ 4	1を超える外線同時接続外線数 1 接続ごとに月額	1,500円 (1,575円)

ウ カテゴリー 4

区 分		料 金 額

		右記以外のもの（月額）	I P - V P N利用回線が臨時契約のもの（日額）
タイプ 1	外線同時接続外線数 1 接続ごとに	1,500円 (1,575円)	150円 (157.5円)
タイプ 2	外線同時接続外線数 1 接続ごとに	1,500円 (1,575円)	150円 (157.5円)
タイプ 3	外線同時接続外線数 1 接続ごとに	2,100円 (2,205円)	210円 (220.5円)
タイプ 4	外線同時接続外線数 1 接続ごとに	1,500円 (1,575円)	150円 (157.5円)

6の7の2の2-2-3 付加機能利用料

(1) (2)以外のもの

区分	単 位	料金額		
		右記以外のもの（月額）	カテゴリー 4に係る I P - V P N 利用回線が臨時のもの（日額）	
複数 I P アドレス利用機能	第 3 種シェアード I P - P B X 契約者が保持する端末設備に当社が付与する I P アドレスを設定する事で、複数端末設備によるボイスモード通信を行うことができる機能	1 の契約ごとに	9,000円 (9,450円)	—
備考	<p>1 当社は、カテゴリー 1 に係る第 3 種シェアード I P - P B X 契約者（第 6 種契約のカテゴリー 1 及びカテゴリー 2 のタイプ 4 に係る契約者に限り、この機能を提供します。</p> <p>2 当社が払い出す I P アドレスの数は、8 とします。</p> <p>3 この機能を利用する場合、追加利用することが出来る通信チャネルの数は当社が別に定めるところによります。</p>			
番号追加機能	追加番号により通信を行うことができるようにする機能	追加番号 1 番号ごとに	400円 (420円)	—
備	1 当社は、カテゴリー 1 のタイプ 2 に係る第 3 種シェアード I P - P B X 契約者に限り、この機能を提供します。			

考	<p>2 追加番号とは、この機能を利用するためのIPセントレックス番号であって、第69条の20の16の9（第3種シェアードIP-PBX契約者のオンネット番号の指定）の規定に基づき第3種シェアードIP-PBX契約者が指定する番号、第69条の20の16の10（第3種シェアードIP-PBX契約者のIPセントレックス番号）の規定に基づき当社が定める番号及び代表番号以外のものをいいます。</p> <p>3 この機能において利用することができる追加番号の数は、当社が別に定めるところによります。</p> <p>4 第3種シェアードIP-PBXサービスについては、IPセントレックス番号に係る1の追加番号ごとに付加機能利用料を適用します。</p> <p>5 追加番号に関するその他の取扱いについては、第69条の13又は第69条の14の規定に準ずるものとします。</p> <p>6 1の追加番号に対し、1のオンネット番号を利用可能とします。</p>			
代表機能	<p>代表番号に着信があった場合に、その代表番号を代表とするオンネット番号又はIPセントレックス番号（以下この欄において「子番号」といいます。）のうち、通信中でないいずれか1の子番号に着信することができるようにする機能</p>	代表番号 1番号ごとに	500円 (525円)	50円 (52.5円)
備考	<p>1 代表番号とは、この機能を利用するためのオンネット番号又はIPセントレックス番号であって、第69条の20の16の9（第3種シェアードIP-PBX契約者のオンネット番号の指定）の規定に基づき第2種シェアードIP-PBX契約者が指定する番号、第69条の20の16の10（第3種シェアードIP-PBXサービスのIPセントレックス番号）の規定に基づき当社が定める番号及び追加番号以外のものをいいます。</p> <p>2 当社は、この機能を利用する第3種シェアードIP-PBX契約者（タイプ1、タイプ2又はタイプ4に係る第3種シェアードIP-PBX契約者に限り、この機能を提供します。）に代表電話番号を付与します。</p> <p>3 この機能の申込みに当たっては、IPセントレックス番号に係る呼び出し方法をあらかじめ通知していただきます。</p>			
コールパーク機能	<p>この機能を利用するために第3種シェアードIP-PBX契約者が指定する2以上のIPセントレックス番号により構成されるグループ（以下「IP電話グループ」といいます。）内のIPセントレックス番号への着信を保留した場合に、その保留した通信をIP電話グループ内の他の任意のIPセントレックス番号に着信させることができるようにする機能</p>	—	—	—

備考	<p>1 当社は、カテゴリー2のタイプ1、カテゴリー3のタイプ1又はカテゴリー4のタイプ1に係る第3種シェアードIP-PBX契約者に限り、この機能を提供します。</p> <p>2 当社は、第3種シェアードIP-PBX契約者がこの機能に係る申込みを行った場合、同時にコールピックアップ機能の申込みをしていただきます。</p> <p>3 当社は、第3種シェアードIP-PBX契約者のコールピックアップ機能に係る契約が解除された場合、同時にこの機能に係る契約を解除します。</p> <p>4 この機能の申込みに当たっては、第3種シェアードIP-PBX契約者はIP電話グループに係るIPセントレックス番号をあらかじめ通知していただきます。</p>			
発信番号非通知機能	この機能を利用する第3種シェアードIP-PBX契約者に係るイーサネット利用回線から行う通信(当社が別に定める方法により行う通信を除きます。)について、発信元のオンネット番号又はIPセントレックス番号を着信先へ通知しないようにする機能	—	—	—
コールピックアップ機能	IP電話グループ内のコールピックアップ対象番号(第3種シェアードIP-PBX契約者が指定するIPセントレックス番号であって代理応答の対象とする番号をいいます。)に係る通信を、IP電話グループ内の任意のIPセントレックス番号に係る端末の操作により、その端末に代理応答させることができるようにする機能	—	—	—
備考	<p>1 当社は、カテゴリー2のタイプ1、カテゴリー3のタイプ1又はカテゴリー4のタイプ1に係る第3種シェアードIP-PBX契約者に限り、この機能を提供します。</p> <p>2 当社は、第3種シェアードIP-PBX契約者がこの機能に係る申込みを行った場合、同時にコールパーク機能の申込みをしていただきます。</p> <p>3 当社は、第3種シェアードIP-PBX契約者のコールパーク機能に係る契約が解除された場合、同時にこの機能に係る契約を解除します。</p> <p>4 この機能の申込みに当たっては、第3種シェアードIP-PBX契約者はコールピックアップ対象番号をあらかじめ通知していただきます。</p>			

複数チャネル機能	この機能を利用する、第3種シェアードIP-PBX契約に係る任意のIPセントレックス番号について、あらかじめ指定したセッション数までの通信を同時に行うことができるようにする機能	—	—	—
備考	<p>1 当社は、カテゴリー1のタイプ2、カテゴリー2のタイプ2、カテゴリー3のタイプ2又はカテゴリー4のタイプ2に係る第3種シェアードIP-PBX契約者に限り、この機能を提供します。</p> <p>2 第3種シェアードIP-PBX契約者は、この機能に係るIPセントレックス番号が所属する管理グループ（その第3種シェアードIP-PBX契約に係るIPセントレックス番号により構成されるグループをいいます。以下同じとします。）内のすべてのIPセントレックス番号において、この機能を共通に利用することができます。</p>			
代表番号通知機能	この機能を利用する第3種シェアードIP-PBX契約に係る任意のIPセントレックス番号（代表機能の提供を受けているものに限ります。）から行う通信について、そのIPセントレックス番号に替えて、代表電話番号を通信先に通知する機能	—	—	—
備考	<p>当社は、カテゴリー1、カテゴリー2のタイプ1、タイプ2若しくはタイプ4、カテゴリー3又はカテゴリー4のタイプ1、タイプ2若しくはタイプ4に係る第3種シェアードIP-PBX契約者に限り、この機能を提供します。</p> <p>（注）カテゴリー2及びカテゴリー4に係る第3種シェアードIP-PBX契約者については、IPセントレックス番号の区別（IP電話番号と電気通信番号規則第9条第1号に定める電気通信番号との間の区別をいいます。）が同一の場合に限り、そのIPセントレックス番号に替えて、代表電話番号を通信先に通知します。</p>			
通信中時転送機能	この機能を利用する第3種シェアードIP-PBX契約に係る任意のIPセントレックス番号の通信中に着信があった場合に、その着信する通信を第3種シェアードIP-PBX契約者があらかじめ指定した他のIPセントレックス番号に自動的に転送する機能	—	—	—

	備考	当社は、カテゴリー1、カテゴリー2のタイプ1、タイプ2若しくはタイプ4、カテゴリー3、カテゴリー4のタイプ1、タイプ2若しくはタイプ4又はカテゴリー5に係る第3種シェアードIP-PBX契約者に限り、この機能を提供します。			
無条件転送機能		この機能を利用する第3種シェアードIP-PBX契約に係る任意のIPセントレックス番号に着信があった場合に、その着信する通信を第3種シェアードIP-PBX契約者があらかじめ指定した他のIPセントレックス番号に自動的に転送する機能	—	—	—
	備考	当社は、カテゴリー1、カテゴリー2のタイプ1、タイプ2若しくはタイプ4、カテゴリー3、カテゴリー4のタイプ1、タイプ2若しくはタイプ4又はカテゴリー5に係る第3種シェアードIP-PBX契約者に限り、この機能を提供します。			
無応答転送機能		この機能を利用する第3種シェアードIP-PBX契約に係る任意のIPセントレックス番号に対する着信応答が、第3種シェアードIP-PBX契約者のあらかじめ指定する応答許容時間を超えても行われなかった場合に、その着信する通信を第3種シェアードIP-PBX契約者があらかじめ指定した他のIPセントレックス番号に自動的に転送する機能	—	—	—
	備考	<p>1 当社は、カテゴリー1、カテゴリー2のタイプ1、タイプ2若しくはタイプ4、カテゴリー3、カテゴリー4のタイプ1、タイプ2若しくはタイプ4又はカテゴリー5に係る第3種シェアードIP-PBX契約者に限り、この機能を提供します。</p> <p>2 この機能の申込みに当たっては、応答許容時間及び転送先となる他のIPセントレックス番号をあらかじめ通知していただきます。</p>			
圏外転送機能		この機能を利用する第3種シェアードIP-PBX契約に係る任意のIPセントレックス番号に係る端末設備が通信できる状況にない場合に、そのIPセントレックス番号に着信する通信を第3種シェアードIP-PBX契約者があらかじめ指定した他のIPセントレックス番号に自動的に転送する機能	—	—	—

	<p>備考</p> <p>1 当社は、カテゴリー1、カテゴリー2のタイプ1、タイプ2若しくはタイプ4、カテゴリー3、カテゴリー4のタイプ1、タイプ2若しくはタイプ4又はカテゴリー5に係る第3種シェアードIP-PBX契約者に限り、この機能を提供します。</p> <p>2 この機能の申込みに当たっては、転送先となる他のIPセントレックス番号をあらかじめ通知していただきます。</p>			
番号変換機能	<p>所属オンネットグループ以外(シームレス通信を行っているときはシームレスグループ以外)の通信相手先の電気通信番号を短縮番号(以下「擬似内線番号」といいます。)登録し、その擬似内線番号をダイヤルすることにより発信することができるようにする機能</p>	-	-	-
	<p>備考</p> <p>1 当社は、カテゴリー1、カテゴリー2のタイプ1、タイプ2若しくはタイプ4、カテゴリー3、カテゴリー4のタイプ1、タイプ2若しくはタイプ4又はカテゴリー5に係る第3種シェアードIP-PBX契約者に限り、この機能を提供します。</p> <p>2 第3種シェアードIP-PBX契約者は、所属オンネットグループ内(シームレス通信を行っているときはシームレスグループ内)において、この機能を共通に利用することができます。</p>			
CUG機能	<p>通信可能な相手先を制限することができるようにする機能</p>	-	-	-
	<p>備考</p> <p>1 第3種シェアードIP-PBX契約者が設定することができる通信可能な相手先の制限に関する条件は、当社が別に定めるところによります。</p> <p>2 第3種シェアードIP-PBX契約者は、所属オンネットグループ内(シームレス通信を行っているときはシームレスグループ内)において、この機能を共通に利用することができます。</p> <p>3 当社は、タイプ2のプラン2を除く第3種シェアードIP-PBX契約者に限り、この機能を提供します。</p>			
発信規制機能	<p>通信可能な相手先について、拠点内通信(同一の拠点番号に係るIPセントレックス番号又は拠点内線番号に係る端末設備間の通信をいいます。)以外の発信規制、オンネット通信(所属オンネットグループ内におけるIPセントレックス番号又はオンネット番号に係る端末設備間の通信をいいます。)又はシームレス通信以外の発信規制、任意の番号等への発信規制のいずれかの発信規制をすることができるようにする機能</p>	-	-	-

備考	<p>1 当社は、カテゴリー1、カテゴリー2のタイプ1、タイプ2若しくはタイプ4、カテゴリー3、カテゴリー4のタイプ1、タイプ2若しくはタイプ4又はカテゴリー5に係る第3種シェアードIP-PBX契約者に限り、この機能を提供します。</p> <p>2 第3種シェアードIP-PBX契約者は、所属オンネットグループ(シームレス通信を行っているときはシームレスグループ)、管理グループ又はIPセントレックス番号の単位で発信規制に係る申込みを行うことができます。ただしIPセントレックス番号の単位で申込みがあった場合については、特定番号帯への発信規制に係る機能を提供しません。</p> <p>3 この機能の申込みにあたっては発信規制に係る内容をあらかじめ通知していただきます。</p> <p>4 任意の番号等への発信規制に係る設定数は20を上限とします。</p>			
カスタマコントロール機能	<p>自営端末設備からこの機能を提供するために当社が設置する電気通信設備に接続してボイスモード及びボイスモードに係る付加機能の設定(当社が別に定めるものに限ります。)に係る操作を行うことができるようにする機能</p>	—	—	—
備考	<p>1 当社は、カテゴリー1、カテゴリー2のタイプ1、タイプ2若しくはタイプ4、カテゴリー3、カテゴリー4のタイプ1、タイプ2若しくはタイプ4又はカテゴリー5に係る第3種シェアードIP-PBX契約者に限り、この機能を提供します。</p> <p>2 第3種シェアードIP-PBX契約者は、カスタマコントロール契約者識別符号(この機能を利用する第3種シェアードIP-PBX契約者を識別するために当社が割当てする英字及び数字の組み合わせをいいます。)及びパスワードに関し、利用上、管理上その他の責任を負うものとします。</p> <p>3 当社は、この機能を利用することに伴い発生する損害(第93条に規定するものを除きます。)については、責任を負いません。</p>			
拠点番号ルーティング機能	<p>オンネット通信について、当社が拠点番号のみで経路制御を行うことにより、第3種シェアードIP-PBX契約者が当社への申出なしに拠点内線番号の追加、変更及び廃止に係る設定を行うことができるようにする機能</p>	1の拠点番号ごとに	1,000円 (1,050円)	100円 (105円)

備考	<p>1 当社は、カテゴリー1のタイプ2（プラン2を除きます。）、カテゴリー2のタイプ2（プラン2を除きます。）、カテゴリー3のタイプ2（プラン2を除きます。）又はカテゴリー4のタイプ2（プラン2を除きます。）に係る第3種シェアードIP-PBX契約者に限り、この機能を提供します。</p> <p>2 この機能の申込みに当たっては、設定を行う拠点内線番号に係る拠点番号をあらかじめ通知していただきます。</p> <p>3 第3種シェアードIP-PBX契約者は、拠点内線番号に関し、利用上、運用上、管理上その他の責任を負うものとします。</p> <p>4 当社は、この機能を利用することに伴い発生する損害（第93条に規定するものを除きます。）については、責任を負いません。</p>			
番号ポータビリティ機能	この機能を利用する第3種シェアードIP-PBX契約者のIPセントレックス番号において、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の電気通信事業法第33条第2項及び第7項に基づく指定電気通信設備との接続に関する契約約款に規定する一般番号ポータビリティ（これと同等のものを含みます。）を利用することができるようにする機能	1のIPセントレックス番号ごとに	500円 (525円)	—
備考	<p>1 当社は、カテゴリー2又はカテゴリー4に係る第3種シェアードIP-PBX契約者に限り、この機能を提供します。</p> <p>2 この機能の申込みに当たっては、設定を行うIPセントレックス番号（IP電話番号及び別記1の2の(1)に規定する特定協定事業者が付与する電気通信番号規則第9条第1号に定める電気通信番号に限り。）及びIPアドレスをあらかじめ通知していただきます。</p> <p>3 第3種シェアードIP-PBX契約者は、この機能に係るIPセントレックス番号を利用する自営端末設備の設置場所において、緊急通報が可能な通信手段を用意する必要があります。</p> <p>4 当社は、備考3に規定する設置拠点において緊急通報が可能な通信手段が確保されていないことが判明した場合、この機能を廃止することがあります。</p> <p>5 当社は、第3種シェアードIP-PBX契約者がイーサネット利用回線又はIP-VPN利用回線の終端の場所を変更した場合、この機能を廃止します。</p> <p>6 この機能は、アクセス回線の種類、品目及び通信の品質について、当社が別に定める条件があります。</p>			
発信番号非通知着信拒否機能	この機能を利用する第3種シェアードIP-PBX契約者の第3種シェアードIP-PBXサービスにおいて、発信者電話番号等が通知されない通信（当社が別に定める通信を除きます。）に対して、その発信電話番号等を通知してかけ直してほしい旨の案内により自動的に応答し着信を拒否する機能	1のオンネットグループごとに又は1のシームレスグループごとに	2,000円 (2,100円)	200円 (210円)

備考	<p>1 当社は、カスタマコントロール機能を利用する第3種シェアードIP-PBX契約者に限り、この機能を提供します。</p> <p>2 当社は、発信者電話番号等を通知してかけ直してほしい旨の案内により自動的に応答する通信について、着信した時刻から一定時間経過後、その通信を打ち切ります。</p> <p>3 第3種シェアードIP-PBX契約者は、所属オンネットグループ内(シームレス通信を行っているときはシームレスグループ内)において、この機能を共通に利用することができます。</p>			
迷惑電話おことわり機能	迷惑電話を防止したい旨の申出があった第3種シェアードIP-PBX契約者のために、登録応答装置(その第3種シェアードIP-PBX契約者が指定した電話番号等(当社が別に定めるものに限り)を登録し、その登録された電話番号からの以後の着信に対しておことわりする旨の案内を自動的に行う装置)を利用して提供する機能	1のオンネットグループごと又は1のシームレスグループごとに	2,000円 (2,100円)	200円 (210円)
備考	<p>1 当社は、カスタマコントロール機能を利用する第3種シェアードIP-PBX契約者に限り、この機能を提供します。</p> <p>2 登録可能な電話番号数は1のオンネットグループにつき(シームレス通信を行っているときはシームレスグループにつき)30とします。</p> <p>3 当社は現に登録中の電話番号等からの着信に対しておことわりする旨を案内する通信について、着信した時刻から一定時間経過後、その通信を打ち切ります。</p> <p>4 当社は、当社の電気通信設備の保守又は工事上やむを得ないときは、現に登録中の電話番号等を消去することがあります。</p> <p>5 当社は、現に登録中の電話番号等からの着信に対しておことわりする旨の案内を行うことに伴い発生する損害については、責任を負いません。</p> <p>6 第3種シェアードIP-PBX契約者は、所属オンネットグループ内(シームレス通信を行っているときはシームレスグループ内)において、この機能を共通に利用することができます。</p>			
特定番号通知機能	この機能を利用する第3種シェアードIP-PBX契約に係るIPセントレックス番号(当社の電話等サービス契約約款において当社が付与する着信課金番号又は特定着信番号による着信が可能なもの(そのIPセントレックス番号が代表機能を利用している場合は、代表番号通知機能を利用しているIPセントレックス番号を含みます。)に限り)から行う通信について、そのIPセントレックス番号に替えて、着信課金番号又は特定着信番号を通信先に通知する機能	1のIPセントレックス番号ごとに	100円 (105円)	10円 (10.5円)

備考	<p>1 当社は、カテゴリー2又はカテゴリー4に係る第3種シェアードIP-PBX契約者に限り、この機能を提供します。</p> <p>2 当社は、IPセントレックス番号（当社又は別記1の2の(1)に規定する特定協定事業者が付与する電気通信番号規則第9条第1号に定める電気通信番号に限り、この機能を提供します。）を利用する第3種シェアードIP-PBX契約者に限り、この機能を提供します。</p> <p>3 この機能の申込みに当たっては、利用する当社の電話等サービス契約約款において当社が付与する着信課金番号又は特定着信番号をあらかじめ通知していただきます。</p>
----	--

(2) 留守番伝言等機能に係るもの

区 分		単 位	料金額		
			右記以外 のもの	カテゴリー 4に係るIP-VPN 利用回線が 臨時のもの (日額)	
留守番伝言等機能	基本機能	この機能を利用する第3種シェアードIP-PBXサービスに着信した通話のメッセージの録音、録音したメッセージの再生及びメッセージが録音されたことをその第3種シェアードIP-PBX契約者又は第3種IP-PBX契約者が指定した者に対し当社が指定する方法により通知する機能	1のIPセントレックス番号ごとに (月額)	300円 (315円)	—
	1のメッセージ再生機能の利用につき3分までごとに		8円 (8.4円)	—	
追加機能	高度転送機能	この機能を利用する第3種シェアードIP-PBX契約者に着信した通信を、当社が別に定める転送条件に応じ、次に掲げることができる機能  (1) 第3種シェアードIP-PBX契約者が、あらかじめ指定した複数の電気通信番号（当社が指定するものに限ります。）に、指定した順序で、当社が別に定める方法により自動的に転送することができるもの	1のIPセントレックス番号ごとに (月額)	200円 (210円)	—

(2) 第3種シェアードIP-PBX契約者が、あらかじめ電気通信番号（それに相当するものを含みます。以下本欄において「電気通信番号等」といいます。）を指定し、その指定した電気通信番号等から着信する通信を、第3種シェアードIP-PBX契約者があらかじめ指定した他の電気通信番号（当社が指定するものに限ります。）に、転送することができるもの

(3) 第3種シェアードIP-PBX契約者があらかじめ時間帯を指定し、その指定した時間帯毎に着信する通信を、第3種シェアードIP-PBX契約者があらかじめ指定した他の電気通信番号（当社が指定するものに限ります。）に、転送することができるもの

(注1) 当社が別に定める転送条件は、第3種シェアードIP-PBXサービスに係る通信中転送機能、無条件転送機能、無応答転送機能又は圏外転送機能と同条件とします。ただし、(1)に規定する転送の場合は、無条件転送機能と同条件とします。

(注2) 当社が別に定める方法は、第3種シェアードIP-PBXサービスに係る通信中転送機能又は圏外転送機能と同じとします。

備考	<p>1 当社は、カテゴリー1、カテゴリー2のタイプ1、タイプ2若しくはタイプ4、カテゴリー3、カテゴリー4のタイプ1、タイプ2若しくはタイプ4又はカテゴリー5に係る第3種シェアードIP-PBX契約者（カスタマコントロール機能を利用する者に限り、この機能を提供します。</p> <p>2 第3種シェアードIP-PBX契約者は、この機能の利用にあたり、カスタマコントロール機能により、当社が別に定める条件について設定する必要があります。</p> <p>3 基本機能に係る録音できるメッセージの件数及び時間については、当社が指定する条件があります。</p> <p>4 録音したメッセージは、当社が別に定める蓄積日数経過後に消去します。</p> <p>5 当社は、この機能を利用した場合に生じた損害については、その原因の如何によらず一切の責任を負わないものとします。</p> <p>6 追加機能におけるあらかじめ指定できる(1)の転送に係る電気通信番号の数は最大5、(2)の転送に係る電気通信番号等の数は最大20、(3)の転送に係る時間帯の設定数は最大20とします。</p> <p>7 追加機能の申込みにあたっては、転送先となる他の電気通信番号をあらかじめ通知していただきます。</p> <p>(注) 当社が別に定める蓄積日数は、当社があらかじめ指定する蓄積日数とし、最大30日間とします。</p>
----	--

6の7の2の2-2-4 ユニバーサルサービス料

区 分	単 位	料 金 額	
		右記以外のもの (月額)	IP-VPN利用回線が臨時契約のもの(日額)
ユニバーサルサービス料	1のIPセントレックス番号ごとに	基礎的電気通信役務支援機関がその適用期間ごとに総務大臣に認可を受けた番号単価と同額	左欄の額に1/30を乗じて得た額
備考 番号単価は、基礎的電気通信役務支援機関が別に定める期間ごとに算定し、ホームページ ( <a href="http://www.tca.or.jp/universalservice/">http://www.tca.or.jp/universalservice/</a> ) で公表します。			

6の7の2の2-2-5 ダイアルアウト通信料

ア イ以外のもの

(ア) 別記13の2の(4)のア及びイに係るもの

区 分	単 位	料 金 額
ダイアルアウト通信料	1の通信につき接続通 信時間3分までごとに	8円 (8.4円)

(イ) 別記13の2の(4)のウに係るもの

区 分	単 位	料 金 額
ダイアルアウト通信料	1の通信につき接続通 信時間1分までごとに	16円 (16.8円)

(ウ) 別記13の2の(4)のエに係るもの

区 分	単 位	料 金 額
ダイアルアウト通信料	1の通信につき接続通 信時間1分までごとに	10円 (10.5円)
	上記ダイアルアウト通 信料のほか通信1回ご とに	10円 (10.5円)

(エ) IP電話設備のうち、当社に係るものであって電気通信番号  
規則第9条第1号に定める電話番号を用いるもの

区 分	単 位	料 金 額
ダイアルアウト通信料	1の通信につき接続通 信時間3分までごとに	8円 (8.4円)

(オ) IP電話設備のうち、別記1の3に係るもの（当社が別に定め  
るV o I P協定事業者を除きます。）

区 分	単 位	料 金 額
ダイアルアウト通信料	1の通信につき接続通 信時間3分までごとに	8円 (8.4円)

(注) (オ)欄に規定する当社が別に定めるV o I P協定事業者  
は、株式会社NTTぷらら及び株式会社エヌ・ティ・ティ・  
エムイーとします。

イ 通信のうち本邦と外国（インマルサットシステムに係る移動地球局  
（海事衛星通信を取り扱う船舶に設置した地球局及び可搬型地球局  
をいいます。以下同じとします。）を含みます。）との間で行われるもの

本邦と外国との間で行われる通信に関する地域及び料金額等については、第1種ドットフォンサービスに係る本邦と外国との間で行われる通信の料金に準ずるものとします。

6の7の2の3 第4種シェアードIP-PBX契約に係るもの

6の7の2の3-1 適用

区 分	内 容
(1) カテゴリー1に係る料金の適用	<p>ア 料金の適用 料金は、利用料、付加機能利用料及びダイヤルアウト通信料の合計とします。</p> <p>イ 利用料の適用 利用するIP電話番号が1までの場合は、基本額のみを適用し、1を超えてIP電話番号を利用する場合には、追加する1のIP電話番号ごとに基本加算額を計算し、基本額に基本加算額を合算して適用します。</p> <p>ウ タイプ1に係るダイヤルアウト通信料の適用 タイプ1に係る基本額及び基本加算額には、利用する1のIP電話番号につき、200円までのダイヤルアウト通信料を含みます。200円を超えるダイヤルアウト通信料については、(6)の測定に基づき計算し適用します。</p>
(2) カテゴリー1のタイプ1に係る基本加算額の適用等	<p>第4種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリー1のタイプ1に係るものに限り、以下本欄において同じとします。）は次に掲げるネットワーク電話帳及びクライアントソフトウェアの利用することができます。</p> <p>ア ネットワーク電話帳の適用 当社は、ネットワーク電話帳として専用電話帳、共有電話帳及び簡易電話帳を提供します。共有電話帳は共有電話帳に登録できる電話番号及び携帯電話番号の数が10,000電話番号までの場合基本額を適用し、10,000電話番号を超える場合、10,000電話番号ごとに基本加算額を適用します。</p> <p>専用電話帳は、登録可能な電話番号及び携帯電話番号の数を1,000までとし、追加して登録することはできません。簡易電話帳は、登録可能な電話番号及び携帯電話番号の数を200までとし、追加して登録することはできません。</p>

イ ネットワーク電話帳及びクライアントソフトウェアの適用

(ア) ネットワーク電話帳

当社は、ネットワーク電話帳として専用電話帳、共有電話帳及び簡易電話帳を提供します。共有電話帳は登録数が10,000電話番号を超える場合、10,000電話番号ごとに基本加算額を適用します。

区別	内容
(1) 専用電話帳	第4種シェアードIP-PBX契約者に払い出されるIP電話番号ごとに専用で利用することができるものであって(3)以外のネットワーク電話帳
(2) 共有電話帳	第4種シェアードIP-PBX契約(カテゴリー1のタイプ1に係るものに限ります。)ごとに利用することができるネットワーク電話帳
(3) 簡易電話帳	第4種シェアードIP-PBX契約者に払い出されるIP電話番号ごとに専用で利用することができるものであって、専用電話帳又は共有電話帳に登録してある任意の電話番号及び携帯電話番号を登録することができるネットワーク電話帳

備考

- 1 第4種シェアードIP-PBX契約者は、ネットワーク電話帳の電話番号及び携帯電話番号の管理について一切の責任を負うものとします。
- 2 当社は、ネットワーク電話帳に係る滅失、毀損、漏洩、又は改ざん等その他原因に伴い第4種シェアードIP-PBX契約者又はその他の者に対し発生する損害について一切の責任を負わないものとします。
- 3 当社は、第4種シェアードIP-PBX契約者について、利用の停止又はその契約の解除等があった場合には、そのネットワーク電話帳の利用の停止又は削除を行う場合があります。
- 4 当社は、ネットワーク電話帳の利用の停止又は削除に伴い第4種シェアードIP-PBX契約者又はその他の者に発生する損害について一切の責任を負わないものとします。

(イ) クライアントソフトウェア

当社は、第4種シェアードIP-PBXサービス（カテゴリー1のタイプ1に係るものに限ります。以下本欄において同じとします。）を携帯電話等契約及びパーソナルコンピュータ又は第4種シェアードIP-PBX契約者の自営端末設備から利用するためのクライアントソフトウェアを提供します。

区別	内容
携帯電話用ソフトウェア	携帯電話等契約から第4種シェアードIP-PBXサービスを利用するために当社が提供するソフトウェア
PC用ソフトウェア	パーソナルコンピュータ又は第4種シェアードIP-PBX契約者の自営端末設備から第4種シェアードIP-PBXサービスを利用するために当社が提供するソフトウェア

備考

- 1 クライアントソフトウェアは第4種シェアードIP-PBXサービスを利用する目的に限り使用することができます。利用者は、理由の如何を問わず、本サービスを利用する目的以外で使用することはできません。
- 2 当社は、クライアントソフトウェアの利用に伴い発生するあらゆる損害に対し一切の責任を負わないものとします。
- 3 クライアントソフトウェアのその他の提供条件等については、当社が別に定めるところによります。

(3) 複数IP電話番号利用に係る利用料の適用

当社は、第4種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリー1のタイプ1に係る契約者に限ります。以下本欄において同じとします。）から、1の第4種シェアードIP-PBX契約につき次表に定める対象となるIP電話番号の数の利用の申出があった場合には、そのIP電話番号の利用料については、6の7の2の3-2-1（利用料）に規定する基本加算額（IP電話番号数の追加に係る料金額に限ります。）に同表に規定する割引率を乗じて得た額を減額して適用します。

対象となるIP電話番号の数	割引率
50を超え100までの部分	10%
100を超え250までの部分	15%
250を超え500までの部分	20%
500を超えた部分	25%

<p>(4) カテゴリー 2 に係る料金の適用</p>	<p>ア カテゴリー 2 にかかる料金は、あらかじめ登録可能な発信チャンネル又は着信チャンネル数が 1 までの場合であって利用する IP 電話番号の数が 1 までの場合は基本額を適用し、追加する 1 の発信チャンネル又は着信チャンネル若しくは 1 の IP 電話番号ごとに基本加算額を計算し、基本額に基本加算額を合算して適用します。</p> <p>イ アに規定するチャンネル数は、発信用チャンネルと着信用チャンネルをそれぞれ 1 として計算します。</p>
<p>(5) カテゴリー 3 に係る料金の適用</p>	<p>ア カテゴリー 3 に係る料金は、利用料及びダイヤルアウト通信料の合計とします。</p> <p>イ 利用料は、利用する 1 の IP 電話番号又は 1 の通信チャンネルごとに適用します。</p>
<p>(6) ユニバーサルサービス料の適用</p>	<p>6 の 7 の 2 の 3 - 2 - 3 に規定するユニバーサルサービス料は、IP 電話番号 1 番号ごとに適用します。</p>
<p>(7) システムメンテナンス等</p>	<p>ア 当社は、第 4 種シェアード IP-PBX サービス（カテゴリー 1 に係るものに限ります。以下本欄において同じとします。）において、システムメンテナンスの理由により毎月第 1 日曜日及び第 3 日曜日の 2 3 時から翌朝 6 時までの間その第 4 種シェアード IP-PBX サービスの利用の一時中止を行います。</p> <p>イ 契約者は、アに基づく利用の一時中止の期間における利用料の支払いを要します。</p> <p>ウ 当社はアに基づく利用の一時中止によって生じた契約者、利用者及び第三者の損害につき一切責任を負いません。</p>
<p>(8) 接続通信時間の測定等</p>	<p>ア 当社は、第 4 種シェアード IP-PBX サービスに係る通信のうちダイヤルアウトについて接続通信時間を測定します。</p> <p>イ 接続通信時間は、接続先との通信が確立したことを当社が識別した時刻から起算し、利用者からの通信終了の信号を受け、その通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社の機器により測定します。</p> <p>ただし、相手先との相互の通信が確立されない場合であっても、第 4 種シェアード IP-PBX ゲートウェイ装置との通信の確立があった加入電話等設備とのダイヤルアウト通信料について、接続通信時間を測定します。</p> <p>ウ 当社の設置した電気通信設備の故障等利用者の責任によらない理由により接続を打ち切った場合は、6 の 7 の 2 の 3 - 2（料金額）に規定する分数に満たない端数の接続時間は、イに規定する接続通信時間には含みません。</p>
<p>(9) 当社の機器の故障等により正しく算定できなかった場合の料金の扱い</p>	<p>第 4 種シェアード IP-PBX サービスに係る当社の機器の故障等により正しく算定できなかった場合の料金の取扱いについては、第 1 種シェアード IP-PBX サービスに係る当社の機器の故障等により正しく算定できなかった場合の料金の取扱いの規定に準ずるものとします。</p>

6の7の2の3-2 料金額

6の7の2の3-2-1 利用料

ア カテゴリー1に係る利用料

(ア) タイプ1のもの

	単 位	料 金 額
基本額	1の契約ごとに月額	1,000円 (1,050円)
基本加算額	追加する1のIP電話番号ごとに月額	1,000円 (1,050円)
	追加する共有電話帳の登録数10,000電話番号までごとに月額	800円 (840円)

(イ) タイプ2のもの

	単 位	料 金 額
基本額	1の契約ごとに月額	3,000円 (3,150円)
	1のIP電話番号ごとに月額	1,000円 (1,050円)
基本加算額	追加する1のIP電話番号ごとに月額	1,000円 (1,050円)

イ カテゴリー2に係る利用料

区 分	単 位	料 金 額
基本額	1の契約ごとに月額	1,000円 (1,050円)
基本加算額	追加する1の発信用チャンネル又は着信用チャンネルごとに月額	600円 (630円)
	1のIP電話番号ごとに月額	400円 (420円)

ウ カテゴリー3に係る利用料

区 分	単 位	料 金 額
利用料	1のIP電話番号ごとに月額	100円 (105円)
	1の通信チャンネルごとに月額	100円 (105円)

6の7の2の3-2-2 付加機能利用料

区 分		単 位	料 金 額
発信番号受信機能	この機能を利用する第4種シェアードIP-PBX契約者に係る第4種シェアードIP-PBX設備へ通知される発信番号（発信元のIP電話番号をいいます。以下6の7の2の3-2-2において同じとします。）を受信することができるようにする機能	—	—
	備考	当社は、カテゴリー2に係る第4種シェアードIP-PBX契約者に限り、この機能を提供します。	

発信番号非通知機	この機能を利用する第4種シェアードIP-PBX契約者に係る第4種シェアードIP-PBX設備から行う通信（当社が別に定める方法により行う通信を除きます。）について、発信元のIP電話番号を着信先へ通知しないようにする機能	—	—
	備考	当社は、カテゴリ-2に係る第4種シェアードIP-PBX契約者に限り、この機能を提供します。	
カスタマコントロール機能	自営端末設備からこの機能を提供するために当社が設置する電気通信設備に接続してボイスモード及びボイスモードに係る付加機能の設定（当社が別に指定するものに限り、）に係る操作を行うことができるようにする機能	—	—
	備考	<p>1 当社は、第4種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリ-3に係る者に限り、）に限り、この機能を提供します。</p> <p>2 第4種シェアードIP-PBX契約者は、カスタマコントロール契約者識別符号（この機能を利用する第4種シェアードIP-PBX契約者を識別するために当社が割当てる英字及び数字の組み合わせをいいます。）及びパスワードに関し、利用上、管理上その他の責任を負うものとします。</p> <p>3 当社は、この機能を利用することに伴い発生する損害（第93条に規定するものを除きます。）については、責任を負いません。</p>	
発信番号非通知着信拒否機能	この機能を利用する第4種シェアードIP-PBX契約者の第4種シェアードIP-PBXサービスにおいて、発信者電話番号等が通知されない通信（当社が別に定める通信を除きます。）に対して、その発信電話番号等を通知してかけ直してほしい旨の案内により自動的に応答し着信を拒否する機能 （注）当社が別に定める通信は、本邦と外国との間で行われる通信又は特定協定事業者が設置する公衆電話若しくはデジタル公衆電話の電話機等に係る通信をいいます。	1の契約ごとに	2,000円 (2,100円)
	備考	<p>1 当社は、第4種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリ-3に係る者に限り、）に限り、この機能を提供します。</p> <p>2 当社は、カスタマコントロール機能を利用する第4種シェアードIP-PBX契約者に限り、この機能を提供します。</p> <p>3 当社は、発信者電話番号等を通知してかけ直してほしい旨の案内により自動的に応答する通信について、着信した時刻から一定時間経過後、その通信を打ち切ります。</p>	

迷惑電話おことわり機能	<p>迷惑電話を防止したい旨の申出があった第4種シェアードIP-PBX契約者のために、登録応答装置（その第4種シェアードIP-PBX契約者が指定した電話番号等（当社が別に定めるものを除きます。）を登録し、その登録された電話番号からの以後の着信に対しておことわりする旨の案内を自動的に行う装置をいいます。）を利用して提供する機能</p> <p>（注）当社が別に定めるものは、本邦と外国との間で行われる通信又は特定協定事業者が設置する公衆電話若しくはデジタル公衆電話の電話機等に係るものをいいます。</p>	1の契約ごとに	2,000円 (2,100円)
備考	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 当社は、第4種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリー3に係る者に限ります。以下本欄において同じとします。）に限り、この機能を提供します。</li> <li>2 当社は、カスタマコントロール機能を利用する第4種シェアードIP-PBX契約者に限り、この機能を提供します。</li> <li>3 登録可能な電話番号数は1の契約につき30とします。</li> <li>4 当社は現に登録中の電話番号等からの着信に対しておことわりする旨を案内する通信について、着信した時刻から一定時間経過後、その通信を打ち切ります。</li> <li>5 当社は、当社の電気通信設備の保守又は工事上やむを得ないときは、現に登録中の電話番号等を消去することがあります。</li> <li>6 当社は、現に登録中の電話番号等からの着信に対しておことわりする旨の案内を行うことに伴い発生する損害については、責任を負いません。</li> </ol>		
高度転送機能	<p>この機能を利用する第4種シェアードIP-PBX契約者に着信した通信を、次に掲げる(1)、(2)及び(3)の転送を行うことができる機能</p> <p>(1) 第4種シェアードIP-PBX契約者が、あらかじめ指定した複数の電気通信番号（当社が指定するものに限り、）又はシェアードゲートウェイ装置に、指定した順序で、当社が別に定める方法により自動的に転送することができるもの</p>	1のIP電話番号ごとに	200円 (210円)

(2) 第4種シェアードIP-PBX契約者が、あらかじめ電気通信番号(それに相当するものを含みます。以下本欄において「電気通信番号等」といいます。)を指定し、その指定した電気通信番号等から着信する通信を、第4種シェアードIP-PBX契約者があらかじめ指定した他の電気通信番号(当社が指定するものに限ります。)又はシェアードゲートウェイ装置に転送することができるもの

(3) 第4種シェアードIP-PBX契約者があらかじめ時間帯を指定し、その指定した時間帯毎に着信する通信を、第4種シェアードIP-PBX契約者があらかじめ指定した他の電気通信番号(当社が指定するものに限ります。)又はシェアードゲートウェイ装置に、転送することができるもの

(注) 当社が別に定める方法は、第3種シェアードIP-PBXサービスに係る通信中転送機能又は圏外転送機能と同じとします。

備考

- 1 当社は、カテゴリ3に係る第4種シェアードIP-PBX契約者(カスタマコントロール機能を利用する者に限ります。)に限り、この機能を提供します。
- 2 第4種シェアードIP-PBX契約者は、この機能の利用にあたり、カスタマコントロール機能により、当社が指定する条件について設定する必要があります。
- 3 追加機能におけるあらかじめ指定できる(1)の転送に係る電気通信番号の数は最大5、(2)の転送に係る電気通信番号等の数は最大20、(3)の転送に係る時間帯の設定数は最大20とします。
- 4 この機能の申し込みにあたっては、転送先となる他の電気通信番号をあらかじめ通知していただきます。

6の7の2の3-2-3 ユニバーサルサービス料

区 分	単 位	料 金 額
ユニバーサルサービス料	1のIP電話番号ごとに月額	基礎的電気通信役務支援機関がその適用期間ごとに総務大臣に認可を受けた番号単価と同額
備考 番号単価は、基礎的電気通信役務支援機関が別に定める期間ごとに算定し、ホームページ ( <a href="http://www.tca.or.jp/universalservice/">http://www.tca.or.jp/universalservice/</a> ) で公表します。		

6の7の2の3-2-4 ダイヤルアウト通信料

ア イ以外のもの

(ア) 別記13の2の(4)のア及びイに係るもの

区 分	単 位	料 金 額
ダイヤルアウト通信料	1の通信につき接続通信時間3分までごとに	第3種シェアードIP-PBXサービスに係るダイヤルアウト通信料の料金に準ずるものとします。

(イ) 別記13の2の(4)のウに係るもの

区 分	単 位	料 金 額
ダイヤルアウト通信料	1の通信につき接続通信時間1分までごとに	第3種シェアードIP-PBXサービスに係るダイヤルアウト通信料の料金に準ずるものとします。

(ウ) 別記13の2の(4)のエに係るもの

区 分	単 位	料 金 額
ダイヤルアウト通信料	1の通信につき接続通信時間1分までごとに	第3種シェアードIP-PBXサービスに係るダイヤルアウト通信料の料金に準ずるものとします。
	上記ダイヤルアウト通信料のほか通信1回ごとに	第3種シェアードIP-PBXサービスに係るダイヤルアウト通信料の料金に準ずるものとします。

(エ) IP電話設備のうち、当社に係るものであって電気通信番号規則第9条第1号に定める電話番号を用いるもの

区 分	単 位	料 金 額
ダイヤルアウト通信料	1の通信につき接続通信時間3分までごとに	第3種シェアードIP-PBXサービスに係るダイヤルアウト通信料の料金に準ずるものとします。

(オ) IP電話設備のうち、別記1の3に係るもの（当社が別に定めるV o IP協定事業者を除きます。）

区 分	単 位	料 金 額
ダイヤルアウト通信料	1の通信につき接続通信時間3分までごとに	第3種シェアードIP-PBXサービスに係るダイヤルアウト通信

		料の料金に準ずるもの とします。
--	--	---------------------

(注) (オ) 欄に規定する当社が別に定めるV o I P協定事業者は、株式会社N T Tぷらら及び株式会社エヌ・ティ・ティ・エムイーとします。

イ 通信のうち本邦と外国（インマルサットシステムに係る移動地球局（海事衛星通信を取り扱う船舶に設置した地球局及び可搬型地球局をいいます。以下同じとします。）を含みます。）との間で行われるもの

本邦と外国との間で行われる通信に関する地域及び料金額等については、第1種ドットフォンサービスに係る本邦と外国との間で行われる通信の料金に準ずるものとします。

6の7の2の4 第5種シェアードI P－P B X契約に係るもの

6の7の2の4－1 適用

区 分	内 容		
(1) 利用料金の適用	ア 当社は、第5種シェアードI P－P B Xサービスについて、利用料金を適用します。利用料金を適用するにあたって、次表の基本機能を提供します。		
	区 分	内 容	
	基本機能	ボイスモード通信機能	ボイスモード通信（電話会議機能に係るものを除きます。）を行うことを可能とする機能
		電話会議機能	第5種シェアードI P－P B X契約者が指定した複数の相手と同時にボイスモード通信を行うことを可能とする機能
		Web会議機能	第5種シェアードI P－P B X契約者が指定した複数の相手とWeb会議（インターネットプロトコルを利用して、電子ファイルや映像等の共有を行うものをいいます。以下同じとします。）を行うことを可能とする機能
		簡易Fax機能	インターネットプロトコルを利用してファクシミリ通信を行うことを可能とする機能
	アドレス管理機能	電気通信番号及びメールアドレス等の情報を管理し、他の基本機能と連携することを可能とする機能	
備考			
1 第5種シェアードI P－P B Xサービスに係る基本機能の利用については、当社が別に定めるソフトウェアを利用することを条件とします。			

	<p>2 電話会議機能において、同時に通信可能な相手先の数は、第5種シェアードIP-PBX契約者を含め最大5とします。この場合において1の通信を除く他の通信は、第5種シェアードIP-PBX契約者からの発信により利用するものとします。</p> <p>3 Web会議機能において、同時に利用可能なWeb会議は1のWeb会議とし、1のWeb会議で通信可能な相手先の数は第5種シェアードIP-PBX契約者を含め最大5とします。</p> <p>4 簡易Fax機能において、利用は送信のみとし受信はできないものとします。この場合において、送信回数は1の料金月において10回までとし、1回の送信で同時に送信可能な宛先の数は最大10まで、1回の送信で送信可能なサイズは1行83バイトで70行までとします。</p> <p>イ 第5種シェアードIP-PBXサービスに係る利用料金は、利用料、付加機能利用料、ユニバーサルサービス料及びダイヤルアウト通信料の合計とします。</p> <p>ウ 利用料は、1のIP電話番号ごとに適用します。</p> <p>エ 付加機能利用料は、以下のとおり適用します。</p> <p>(ア) 当社は、付加機能ごとに第5種シェアードIP-PBX契約者に契約者識別符号を付与します。</p> <p>(イ) 付加機能利用料は、契約者識別符号ごとに適用します。</p> <p>オ ユニバーサルサービス料は、1のIP電話番号ごとに適用します。</p> <p>カ ダイヤルアウト通信料は、1の通信ごとに適用します。</p>
(2) 接続通信時間の測定等	第5種シェアードIP-PBXサービスに係る通信時間の測定等については第1種シェアードIP-PBXサービスに係る接続通信時間の測定等の規定に準ずるものとします。
(3) 当社の機器の故障等により正しく算定できなかった場合の料金の扱い	第5種シェアードIP-PBXサービスに係る当社の機器の故障等により正しく算定できなかった場合の料金の取扱いについては、第1種シェアードIP-PBXサービスに係る当社の機器の故障等により正しく算定できなかった場合の料金の取扱いの規定に準ずるものとします。

6の7の2の4-2 利用料

6の7の2の4-2-1 利用料

区 分	単 位	料 金 額
利用料	1のIP電話番号ごとに月額	3,000円 (3,150円)

6の7の2の4-2-2 付加機能利用料

区 分	単 位	料 金 額
-----	-----	-------

発信番号非通知機能	この機能を利用する第5種シェアードIP-PBX契約者に係る第5種シェアードIP-PBX利用回線又はシェアードゲートウェイ装置から行う通信（当社が別に定める方法により行う通信を除きます。）について、IP電話番号を着信先へ通知しないようにする機能	—	—
通信中転送機能	この機能を利用する第5種シェアードIP-PBX契約に係る任意のIP電話番号の通信中に着信があった場合に、その着信する通信を第5種シェアードIP-PBX契約者があらかじめ指定した他の電気通信番号に自動的に転送する機能	—	—
無条件転送機能	この機能を利用する第5種シェアードIP-PBX契約に係る任意のIP電話番号に着信があった場合に、その着信する通信を第5種シェアードIP-PBX契約者があらかじめ指定した他の電気通信番号に自動的に転送する機能	—	—

無応答転送機能	この機能を利用する第5種シェアードIP-PBX契約に係る任意のIP電話番号に対する着信応答が、第5種シェアードIP-PBX契約者のあらかじめ指定する応答許容時間を超えても行われなかった場合に、その着信する通信を第5種シェアードIP-PBX契約者があらかじめ指定した他の電気通信番号に自動的に転送する機能	—	—
	備考	この機能の申込みにあたっては、応答許容時間及び転送先となる他の電気通信番号をあらかじめ通知していただきます。	
圏外転送機能	この機能を利用する第5種シェアードIP-PBX契約に係る任意のIP電話番号に係る端末設備が通信できる状況にない場合に、そのIP電話番号に着信する通信を第5種シェアードIP-PBX契約者があらかじめ指定した他の電気通信番号に自動的に転送する機能	—	—
	備考	この機能の申込みにあたっては、転送先となる他の電気通信番号をあらかじめ通知していただきます。	
リモートアクセス機能	この機能を利用する第5種シェアードIP-PBX契約者が第5種シェアードIP-PBXサービスを遠隔操作により利用することができるようにする機能	1の契約者識別符号ごとに月額	1,500円 (1,575円)

	備考	<p>1 この機能において利用することができるリモートアクセス機器は、別記11の9に規定するリモートアクセス機器に限りです。</p> <p>2 リモートアクセス機器の利用については、当社が別に定める専用のソフトウェアを利用することを条件とします。</p> <p>(注) 本欄に規定する当社が別に定めるソフトウェアは、エヌ・ティ・ティ アイティ株式会社が使用許諾契約書等により第5種シェアードIP-PBX契約者に使用を許諾した専用のソフトウェアとします。</p>	
端末起動機能	この機能を利用する第5種シェアードIP-PBX契約者が遠隔操作により第5種シェアードIP-PBXサービスに係る自営端末設備を起動させることができるようにする機能	1の契約者識別符号ごとに月額	1,500円 (1,575円)
	備考	<p>1 当社は、リモートアクセス機能を利用する第5種シェアードIP-PBX契約者に限り、この機能を提供します。</p> <p>2 この機能において利用することができる端末起動装置は、別記11の10に規定する端末起動装置に限りです。この場合において、1の端末起動装置において利用できる契約者識別符号の数は100までとします。</p>	
リモートソフトフォン機能	シェアードゲートウェイ装置を利用して1又は複数の相手と同時にボイスモードの通信を行うことができるようにする機能	—	—
	備考	<p>1 当社は、リモートアクセス機能を利用する第5種シェアードIP-PBX契約者に限り、リモートソフトフォン機能を提供します。</p> <p>2 リモートソフトフォン機能において、同時にボイスモードの通信が可能な相手先の数は、その第5種シェアードIP-PBX契約者を含め最大5とします。この場合において1の通信を除く他の通信は、第5種シェアードIP-PBX契約者からの発信により利用するものとします。</p> <p>3 契約者識別符号（リモートソフトフォン機能に係るものに限ります。）の数は、その第5種シェアードIP-PBX契約者に係る契約者識別符号（リモートアクセス機能に係るものに限ります。）の数を超えないものとします。</p> <p>4 リモートソフトフォン機能において利用することができるリモートアクセス機器は、備考1に規定するリモートアクセス機能に係るリモートアクセス機器に限りです。</p>	

	<p>5 当社は、第69条の20の16の27の規定に基づき1の契約者識別符号（リモートソフトフォン機能に係るものに限ります。）につき1のIP電話番号を定めます。</p> <p>6 当社は、1のIP電話番号ごとにユニバーサルサービス料を適用します。</p> <p>7 当社は、ダイヤルアウトに係る1の通信ごとに6の7の2の4-2-4に規定するダイヤルアウト通信料を適用します。</p> <p>8 リモートソフトフォン機能の利用については、当社が別に指定する専用のソフトウェアを利用することを条件とします。</p>
--	---

6の7の2の4-2-3 ユニバーサルサービス料

区 分	単 位	料 金 額
ユニバーサルサービス料	1のIP電話番号ごとに月額	基礎的電気通信役務支援機関がその適用期間ごとに総務大臣に認可を受けた番号単価と同額
備考 番号単価は、基礎的電気通信役務支援機関が別に定める期間ごとに算定し、ホームページ ( <a href="http://www.tca.or.jp/universalservice/">http://www.tca.or.jp/universalservice/</a> ) で公表します。		

6の7の2の4-2-4 ダイヤルアウト通信料

ア イ以外のもの

(ア) 別記13の2の(4)のア及びイに係るもの

区 分	単 位	料 金 額
ダイヤルアウト通信料	1の通信につき接続通信時間3分までごとに	第3種シェアードIP-PBXサービスに係るダイヤルアウト通信料の料金と同額

(イ) 別記13の2の(4)のウに係るもの

区 分	単 位	料 金 額
ダイヤルアウト通信料	1の通信につき接続通信時間1分までごとに	第3種シェアードIP-PBXサービスに係るダイヤルアウト通信料の料金と同額

(ウ) 別記13の2の(4)のエに係るもの

区 分	単 位	料 金 額
ダイヤルアウト通信料	1の通信につき接続通信時間1分までごとに	第3種シェアードIP-PBXサービスに係るダイヤルアウト通信料の料金と同額
	上記ダイヤルアウト通信料のほか通信1回ごとに	第3種シェアードIP-PBXサービスに係るダイヤルアウト通信料の料金と同額

(エ) I P 電話設備のうち、当社に係るものであって電気通信番号規則  
第9条第1号に定める電話番号を用いるもの

区 分	単 位	料 金 額
ダイヤルアウト通信料	1の通信につき接続通信時間3分までごとに	第3種シェアードI P - P B Xサービスに係るダイヤルアウト通信料の料金と同額

(オ) I P 電話設備のうち、別記1の3に係るもの（当社が別に定める  
V o I P 協定事業者を除きます。）

区 分	単 位	料 金 額
ダイヤルアウト通信料	1の通信につき接続通信時間3分までごとに	第3種シェアードI P - P B Xサービスに係るダイヤルアウト通信料の料金と同額

(注) (オ) 欄に規定する当社が別に定めるV o I P 協定事業者は、株式会社N T T ぷらら及び株式会社エヌ・ティ・ティ・エムイーとします。

イ 通信のうち本邦と外国との間で行われるもの

本邦と外国との間で行われる通信に関する地域及び料金額等については、第1種ドットフォンサービスに係る本邦と外国との間で行われる通信の料金と同額
--

6の7の3 第1種ドットフォン契約に係るもの  
6の7の3-1 適用

区 分	内 容
(1) 第1種ドットフォン契約者が行うダイヤルアウトに係る通信品質	第1種ドットフォン契約者が行うダイヤルアウトの通信品質は利用形態等により変動することがあります。
(2) ユニバーサルサービス料の適用	6の7の3-2-2に規定するユニバーサルサービス料は、IP電話番号1番号ごとに適用します。(当社が別に定める場合を除きます。)
(3) 接続通信時間の測定等	<p>ア 当社は、第1種ドットフォンサービスに係る通信のうちダイヤルアウト及び加入電話設備、IP電話設備(当社が別に定めるものに限り)及び料金表第1表(料金)6の7の3-2-4のイに規定する地域から第1種ドットフォン利用回線への通信(以下この表において「割引額算定対象着信」といいます。)について接続通信時間を測定します。</p> <p>ただし、第4条の2(IP通信網サービスの通信モード)第2項の規定にかかわらず、本料金表においては、第1種ドットフォン契約者が、その第1種ドットフォンサービスに係る第1種ドットフォン利用回線以外から通信を行った場合もダイヤルアウト通信とみなし接続通信時間を測定します。</p> <p>イ 接続通信時間は、接続先との通信が確立したことを当社が識別した時刻から起算し、利用者からの通信終了の信号を受け、その通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社の機器により測定します。</p> <p>ウ 当社の設置した電気通信設備の故障等利用者の責任によらない理由により接続を打ち切った場合は、6の7の3-2(料金額)に規定する分数に満たない端数の接続時間は、イに規定する接続通信時間には含みません。</p>
(4) 当社の機器の故障等により正しく算定できなかった場合の料金の取扱い	<p>当社の機器の故障等により正しく算定できなかった場合のダイヤルアウト通信料は次のとおりとします。</p> <p>ア 過去1年間の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定できなかった日の初日(初日が確定できないときにあつては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があつたと認められる日)の属する料金月の前12料金月の各料金月における1日平均のダイヤルアウト通信料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額。</p> <p>イ ア以外の場合 把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した1日平均のダイヤルアウト通信料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額。</p> <p>(注) 本欄イに規定する当社が別に定める方法は、原則として、次のとおりとします。</p> <p>(1) 過去2か月以上の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定できなかった</p>

	<p>日前的実績が把握できる各料金月における1日平均のダイヤルアウト通信料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額。</p> <p>(2) 過去2か月以上の実績を把握することができない場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日前的実績が把握できる期間における1日平均のダイヤルアウト通信料又は故障等の回復後の7日間における1日平均のダイヤルアウト通信料のうち低いほうの値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額。</p>								
(5) 第2種契約の取扱いに係る定額料割引の適用	<p>当社は、第1種ドットフォン契約者（タイプ1に係るものに限ります。）が当社と第2種契約を締結している場合には、6の7の3-2-1（定額料）に規定する定額料から1契約ごとに、当該定額料相当額を減額して適用します。</p>								
(6) 着信秒数に応じたダイヤルアウト通信料の割引の適用	<p>ア 当社は、割引額算定対象着信があった場合に、その第1種ドットフォン利用回線に係る支払いを要するダイヤルアウト通信料の月額累計額について、その月の割引額算定対象着信秒数を60で除して得た値の端数を切り捨てた値に0.5を乗じて得た額（以下この表において「割引額」といいます。）の割引を行います。</p> <p>ただし、ダイヤルアウト通信料の月額累計額（(7)欄に規定する割引の適用後の料金とします。以下この欄において同じとします。）が割引額を超えない場合は、ダイヤルアウト通信料の月額累計額を割引額とします。</p> <p>イ 当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の割引額算定対象着信秒数は、当社が把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した1日平均の割引額算定対象着信秒数に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た秒数とします。</p>								
(7) 一定額を上限としたダイヤルアウト通信料の月極割引の適用	<p>ア 当社は、第2種契約（タイプ3に限ります。）を締結している第1種ドットフォン契約者（タイプ1に係るものに限ります。）からこの月極割引の申出があった場合には、次表に規定する定額料を支払うことを条件に、第1種ドットフォン利用回線に係る支払いを要するダイヤルアウト通信料の月額累計額について、同表に規定する額の割引を行います。</p>								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">定額料</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">月額300円（315円）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">月額累計額</td> <td style="text-align: center;">割引額</td> </tr> <tr> <td>0円から350円（367.5円）の場合</td> <td>左欄に該当する額と同額</td> </tr> <tr> <td>350円（367.5円）を超える場合</td> <td>350円（367.5円）</td> </tr> </table>	定額料	月額300円（315円）	月額累計額	割引額	0円から350円（367.5円）の場合	左欄に該当する額と同額	350円（367.5円）を超える場合	350円（367.5円）	
定額料	月額300円（315円）								
月額累計額	割引額								
0円から350円（367.5円）の場合	左欄に該当する額と同額								
350円（367.5円）を超える場合	350円（367.5円）								

	<p>イ この月極割引に係る料金の月間累計は、料金月単位で行います。</p> <p>ウ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。</p> <p>エ 当社は、この月極割引の適用を受けている利用回線について、第1種ドットフォン契約の解除があったとき、この月極割引を廃止します。</p> <p>オ この月極割引の廃止があった場合、月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、この月極割引を適用します。</p> <p>カ 当社は、通則4の規定にかかわらず、定額料については、日割りしません。</p> <p>キ 当社は、支払を要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。</p>
(8) 複数の付加機能を同時に利用している場合の付加機能利用料の適用	着信拒否機能及び050あんしんナンバー転送機能を同時に利用している場合には、1の第1種ドットフォン契約（タイプ1に係るものに限り）ごとに、6の7の3-2-3（付加機能利用料）に規定する付加機能利用料の合計額から50円（52.5円）を減額して適用します。
(9) 電話等サービスの月極割引に係る定額料割引の適用	当社は、第1種ドットフォン（タイプ2に係るものに限り）の契約者が、電話等サービス契約約款に規定する「全時間帯における区域内通話料金の月極割引」及び「国内通話及び国際通話等の通話料金の月極割引」の適用を受けている場合には、その契約者から申出があった場合に限り、6の7の3-2-1（定額料）に規定する定額料から50円（52.5円）を減額して適用します。

6の7の3-2 料金額

6の7の3-2-1 定額料

1の契約者識別符号ごとに月額

区 分	料 金 額
タイプ1	380円（399円）
タイプ2	500円（525円）
備考	
<p>1 当社は、通則4の規定にかかわらず、第1種ドットフォンサービスに係る定額料については、日割りしません。</p> <p>2 第1種ドットフォンサービスに係る定額料の適用開始は、第82条（定額利用料等の支払義務）の規定にかかわらず、当社が第1種ドットフォンサービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月からとします。</p>	

6の7の3-2-2 ユニバーサルサービス料

1のIP電話番号ごとに月額

料 金 額	基礎的電気通信役務支援機関がその適用期間ごとに 総務大臣に認可を受けた番号単価と同額
<p>備考</p> <p>1 番号単価は、基礎的電気通信役務支援機関が別に定める期間ごとに算定し、ホームページ (<a href="http://www.tca.or.jp/universalservice/">http://www.tca.or.jp/universalservice/</a>) で公表します。</p> <p>2 当社は、通則4の規定にかかわらず、第1種ドットフォンサービスに係るユニバーサル料については、日割りしません。</p> <p>3 第1種ドットフォンサービスに係るユニバーサル料の適用開始は、第82条(定額利用料等の支払義務)の規定にかかわらず、当社が第1種ドットフォンサービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月からとします。</p>	

6の7の3-2-3 付加機能利用料

区 分		単 位	料金額
着信拒否機能	この機能を利用する第1種ドットフォン契約者の第1種ドットフォンサービスにおいて、発信電話番号等が通知されない通信(当社が別に定める通信を除きます。)に対して、その発信電話番号等を通知してかけ直してほしい旨の案内により自動的に応答する機能	1の第1種ドットフォンサービス毎に月額	300円 (315円)
指定番号着信拒否機能	この機能を利用する第1種ドットフォン契約者の第1種ドットフォンサービスにおいて、登録応答装置(その第1種ドットフォン契約者が指定した電話番号等(当社が別に定めるものに限り)を登録し、その登録された電話番号からの以後の着信に対して拒否する旨の案内を自動的に行う装置)を利用して提供する機能		
備考	<p>1 当社は、第1種ドットフォンサービス(タイプ1)に限り本付加機能を提供します。</p> <p>2 当社は、本付加機能を利用し、発信者電話番号等を通知してかけ直してほしい旨の案内により自動的に応答又は現に登録中の電話番号等からの着信に対して拒否する旨を案内する通信について、着信した時刻から一定時間経過後、その通信を打ち切ります。</p>		

	<p>3 当社は、本付加機能を利用し、発信者電話番号等を通知してかけ直ししてほしい旨の案内により自動的に応答又は現に登録中の電話番号等からの着信に対して拒否する旨の案内を行うことに伴い発生する損害については、責任を負いません。</p> <p>4 当社は、当社の電気通信設備の保守又は工事上やむを得ないときは、本付加機能に係る、現に登録中の電話番号及びその他の情報等を消去することがあります。</p> <p>5 本付加機能に係る設定方法、登録可能な電話番号数その他の条件等については、当社が別に定めるところによります。</p> <p>6 当社は、通則4の規定にかかわらず、本付加機能利用料については、日割しません。</p> <p>7 本付加機能利用料の適用開始は、当社が別に定める場合を除き、第82条（定額料利用料等の支払義務）の規定にかかわらず、当社が本付加機能の提供を開始した日を含む料金月の翌料金月からとします</p>		
国際電話	この機能を利用する第1種ドットフォン契約者の第1種ドットフォンサービスにおいて、料金表第1表(料金)6の7の3-2-4ダイヤルアウト通信料イに定める通信を規制する機能		—
利用休止	備考 1 当社は、第1種ドットフォンサービス(タイプ1)に限り本付加機能を提供します。		
050あんしんナンバー転送機能	この機能を利用する第1種ドットフォン契約に係る番号に着信をする通信を、第1種ドットフォン契約者があらかじめ指定した他の電話番号等に転送することができるようにする機能	1の第1種ドットフォンサービス毎に月額	200円 (210円)
	備考 1 当社が別に定める「050あんしんナンバー留守番電話機能に関する利用規約」の契約を締結している第1種ドットフォンサービス(タイプ1)に限り、本付加機能を提供します。 2 本付加機能の申込みと同時に当社が別に定める「050あんしんナンバー留守番電話機能に関する利用規約」の申込みをしたものとします。 3 転送機能に係る通信については、発信者からこの機能に係るIP電話番号への通信とこの機能に係るIP電話番号からの転送先の番号へのダイヤルアウト通信の2の通信として取り扱います。		

		<p>4 第4条第2項の定めにかかわらず、料金表第1表（料金）6の7の3-2-4のイに規定する地域についての電話番号を着信先番号として指定することはできません。</p> <p>5 当社は、この転送機能に係る転送先からその転送される通信について、間違いのためその転送が行われないようにしてほしい旨の申し出がある場合であって当社が必要と認めるときは、その転送を中止することがあります。</p> <p>6 当社は、本付加機能を利用した場合に生じた損害については、その原因の如何によらず一切の責任を負わないものとします。</p> <p>7 当社は、当社の電気通信設備の保守又は工事上やむを得ないときは、本付加機能に係る、現に設定中の転送先、転送の条件、その他の情報等を消去することがあります。</p> <p>8 本付加機能に係る設定方法、転送することができる転送先、転送条件及びその数、その他の条件等については、当社が別に定めるところによります。</p> <p>9 当社は、通則4の規定にかかわらず、本付加機能利用料については、日割しません。</p> <p>10 本付加機能利用料の適用開始は、当社が別に定める場合を除き、第82条（定額料利用料等の支払義務）の規定にかかわらず、当社が本付加機能の提供を開始した日を含む料金月の翌料金月からとします。</p>	
<p>タイプ2に係る050あんしんナンバー転送等機能</p>	<p>転送機能</p> <p>発信番号非通知着信拒否機能</p> <p>指定番号着信拒否機能</p>	<p>この機能を利用する第1種ドットフォン契約に係る番号に着信をする通信を、第1種ドットフォン契約者があらかじめ指定した他の電話番号等に転送することができるようにする機能</p> <p>この機能を利用する第1種ドットフォン契約者の第1種ドットフォンサービスにおいて、発信電話番号等が通知されない通信（当社が別に定める通信を除きます。）に対して、その発信電話番号等を通知してかけ直してほしい旨の案内により自動的に応答する機能</p> <p>この機能を利用する第1種ドットフォン契約者の第1種ドットフォンサービスにおいて、登録応答装置（その第1種ドットフォン契約者が指定した電話番号等（当社が別に定めるものに限ります。）を登録し、その登録された電話番号からの以後の着信に対して拒否する旨の案内を自動的に行う装置）を利用して提供する機能</p>	<p>—</p>

備考	<p>1 当社が別に定める「050あんしんナンバー留守番電話機能に関する利用規約」の契約を締結している第1種ドットフォンサービス（タイプ2）に限り、本付加機能を提供します。</p> <p>2 本付加機能の申込みと同時に当社が別に定める「050あんしんナンバー留守番電話機能に関する利用規約」の申込みをしたものとします。</p> <p>3 転送機能に係る通信については、発信者からこの機能に係るIP電話番号への通信とこの機能に係るIP電話番号からの転送先の番号へのダイヤルアウト通信の2の通信として取り扱います。</p> <p>4 第4条第2項の定めにかかわらず、料金表第1表（料金）6の7の3-2-4のイに規定する地域についての電話番号を着信先番号として指定することはできません。</p> <p>5 当社は、この転送機能に係る転送先からその転送される通信について、間違いのためその転送が行われないようにしてほしい旨の申し出がある場合であって当社が必要と認めるときは、その転送を中止することがあります。</p> <p>6 本付加機能に係る設定方法、転送することができる転送先、転送条件及びその数、その他の条件等については、当社が別に定めるところによります。</p> <p>7 当社は、本付加機能を利用し、発信者電話番号等を通知してかけ直ししてほしい旨の案内により自動的に応答又は現に登録中の電話番号等からの着信に対して拒否する旨を案内する通信について、着信した時刻から一定時間経過後、その通信を打ち切ります。</p> <p>8 本付加機能に係る設定方法、登録可能な電話番号数その他の条件等については、当社が別に定めるところによります。</p> <p>9 当社は、当社の電気通信設備の保守又は工事上やむを得ないときは、本付加機能に係る、現に登録中の電話番号及びその他の情報等を消去することがあります。</p> <p>10 当社は、本付加機能を利用した場合に生じた損害については、その原因の如何によらず一切の責任を負わないものとします。</p>
----	---

6の7の3-2-4 ダイヤルアウト通信料

ア イ以外に係るもの

(ア) 別記13の2の(4)のア及びイに係るもの

単 位	料 金 額
1の通信につき接続通信時間3分までごとに	8円(8.4円)

(イ) 別記13の2の(4)のウに係るもの

単 位	料 金 額
1の通信につき接続通信時間1分までごとに	16円(16.8円)

(ウ) 別記13の2の(4)のエに係るもの

単 位	料 金 額
1の通信につき接続通信時間1分までごとに	10円(10.5円)
上記ダイヤルアウト通信料のほか通信1回ごとに	10円(10.5円)

(エ) I P電話設備のうち、当社に係るものであつて電気通信番号規則第9条第1号に定める電話番号を用いるもの

単 位	料 金 額
1の通信につき接続通信時間3分までごとに	8円(8.4円)

(オ) I P電話設備のうち、別記1の3に係るもの(当社が別に定めるV o I P協定事業者を除きます。)

単 位	料 金 額
1の通信につき接続通信時間3分までごとに	8円(8.4円)

(注) (オ)欄に規定する当社が別に定めるV o I P協定事業者は、株式会社N T Tぶらら及び株式会社エヌ・ティ・ティ・エムイーとします。

イ 通信のうち本邦と外国(インマルサットシステムに係る移動地球局(海事 衛星通信を取り扱う船舶に設置した地球局及び可搬型地球局をいいます。以下同じとします。))を含みます。)(単位:円)

地域	料金額	1の通信につき接続通信時間1分までごとに
アイスランド共和国		70
アイルランド		20
アゼルバイジャン共和国		70
アゾレス諸島		35
アフガニスタン・イスラム共和国		160
アメリカ合衆国(ハワイを除きます。)		9
アラブ首長国連邦		50
アルジェリア民主人民共和国		127
アルゼンチン共和国		50
アルバ		80
アルバニア共和国		120
アルメニア共和国		202
アンギラ		80
アンゴラ共和国		45

アンティグア・バーブーダ	80
アンドラ公国	41
イエメン共和国	140
イスラエル国	30
イタリア共和国	20
イラク共和国	225
イラン・イスラム共和国	80
インド	80
インドネシア共和国	45
ウガンダ共和国	50
ウクライナ	50
ウズベキスタン共和国	100
ウルグアイ東方共和国	60
英領バージン諸島	55
エクアドル共和国	60
エジプト・アラブ共和国	75
エストニア共和国	80
エチオピア連邦民主共和国	150
エリトリア国	125
エルサルバドル共和国	60
オーストラリア連邦	20
オーストリア共和国	30
オマーン国	80
オランダ王国	20
オランダ領アンティール	70
ガーナ共和国	70
カーボベルデ共和国	75
カザフスタン共和国	70
カタール国	112
カナダ	10
カナリア諸島	30
ガボン共和国	70
カメルーン共和国	80
ガンビア共和国	115

カンボジア王国	90
ギニア共和国	70
キプロス共和国	45
キューバ共和国	112
ギリシャ共和国	35
キリバス共和国	155
キルギス共和国	140
グアテマラ共和国	50
グアドループ島	75
グアム	20
クウェート国	80
クック諸島	155
グリーンランド	91
クリスマス島	20
グルジア	101
グレート・ブリテンおよび北部アイルランド連合王国	20
クロアチア共和国	101
ケイマン諸島	70
ケニア共和国	75
コートジボワール共和国	80
ココス・キーリング諸島	20
コスタリカ共和国	35
コモロ連合	80
コロンビア共和国	45
コンゴ共和国	150
コンゴ民主共和国	75
サイパン	30
サウジアラビア王国	80
サモア独立国	80
サントメ・プリンシペ民主共和国	200
ザンビア共和国	70
サンピエール島・ミクロン島	50
サンマリノ共和国	60
シエラレオネ共和国	175

ジブチ共和国	125
ジブラルタル	90
ジャマイカ	75
シリア・アラブ共和国	110
シンガポール共和国	30
ジンバブエ共和国	70
スイス連邦	40
スウェーデン王国	20
スーダン共和国	125
スペイン	30
スペイン領北アフリカ	30
スリナム共和国	80
スリランカ民主社会主義共和国	75
スロバキア共和国	45
スロベニア共和国	100
スワジランド王国	45
赤道ギニア共和国	120
セネガル共和国	125
セルビア共和国	120
セントビンセントおよびグレナディーン諸島	80
ソマリア民主共和国	125
ソロモン諸島	159
タイ王国	45
大韓民国	30
大リビア・アラブ社会主義人民ジャマーヒーリーヤ国	70
台湾	30
タジキスタン共和国	60
タンザニア連合共和国	80
チェコ共和国	45
チャド共和国	250
中華人民共和国	29
チュニジア共和国	70
朝鮮民主主義人民共和国	129
チリ共和国	35

ツバル	120
デンマーク王国	30
ドイツ連邦共和国	20
トーゴ共和国	110
トケラウ諸島	159
ドミニカ共和国	35
トリニダード・トバゴ共和国	55
トルクメニスタン	110
トルコ共和国	45
トンガ王国	105
ナイジェリア連邦共和国	80
ナウル共和国	110
ナミビア共和国	80
ニカラグア共和国	55
ニジェール共和国	70
ニューカレドニア	100
ニュージーランド	25
ネパール	106
ノーフォーク島	79
ノルウェー王国	20
バーレーン王国	80
ハイチ共和国	75
パキスタン・イスラム共和国	70
バチカン市国	20
パナマ共和国	55
バヌアツ共和国	159
バハマ国	35
パプアニューギニア独立国	50
バミューダ諸島	50
バラオ共和国	100
パラグアイ共和国	60
バルバドス	75
パレスチナ	30
ハワイ	9

ハンガリー共和国	35
バングラデシュ人民共和国	70
東ティモール民主共和国	126
フィジー諸島共和国	50
フィリピン共和国	35
フィンランド共和国	30
ブータン王国	70
プエルトリコ	40
フェロー諸島	75
フォークランド諸島	190
ブラジル連邦共和国	30
フランス共和国	20
フランス領ギアナ	50
フランス領ポリネシア	50
フランス領ワリス・フテュナ諸島	230
ブルガリア共和国	80
ブルキナファソ	80
ブルネイ・ダルサラーム国	62
ブルンジ共和国	70
米領サモア	50
米領バージン諸島	20
ベトナム社会主義共和国	85
ベナン共和国	80
ベネズエラ・ボリバル共和国	50
ベラルーシ共和国	80
ベリーズ	55
ペルー共和国	55
ベルギー王国	20
ポーランド共和国	40
ボスニア・ヘルツェゴビナ	60
ボツワナ共和国	75
ボリビア共和国	55
ポルトガル共和国	35
香港	30

ホンジュラス共和国	65
マーシャル諸島共和国	110
マイヨット島	150
マカオ	55
マケドニア・旧ユーゴスラビア共和国	80
マダガスカル共和国	160
マディラ諸島	35
マラウイ共和国	127
マリ共和国	55
マルタ共和国	70
マルチニーク島	55
マレーシア	30
ミクロネシア連邦	79
南アフリカ共和国	75
ミャンマー連邦	90
メキシコ合衆国	35
モーリシャス共和国	70
モーリタニア・イスラム共和国	80
モザンビーク共和国	127
モナコ公国	25
モルディヴ共和国	105
モロッコ王国	70
モンゴル国	60
モンテネグロ共和国	120
ヨルダン・ハシミテ王国	110
ラオス人民民主共和国	105
ラトビア共和国	90
リトアニア共和国	60
リヒテンシュタイン公国	30
リベリア共和国	75
ルーマニア	60
ルクセンブルク大公国	35
ルワンダ共和国	125
レソト王国	70

レバノン共和国	112
レユニオン	70
ロシア連邦	45
インマルサット-B	307
インマルサット-M	363
インマルサット-ミニM/M4/F	209
インマルサット-M4/F (HSD)	700
インマルサット-BGAN	209
インマルサット-BGAN (HSD)	700
イリジウム衛星携帯電話	250
スラーヤ衛星携帯電話	175
備考 1 第1種ドットフォンサービスにおける、外国への通信の取扱いに関しては、外国の法令、外国の電気通信事業者が定める契約約款等により制限されることがあります。 2 本邦とインマルサットシステムに係る移動地球局との間で行われる通信については、その着信先となる移動地球局の所在地にかかわらず、国際通信として取り扱います。 3 通則14（消費税相当額の加算）の規定にかかわらず、この表に規定する料金は消費税課税対象外とします。	

6の7の4 第2種ドットフォン契約に係るもの

6の7の4-1 適用

区 分	内 容
(1) 第2種ドットフォン契約者が行うダイヤルアウトに係る通信品質	第2種ドットフォン契約者が行うダイヤルアウトの通信品質は利用形態等により変動することがあります。
(2) ユニバーサルサービス料の適用	6の7の4-2-2に規定するユニバーサルサービス料は、IP電話番号（付加機能（番号情報送出機能タイプ2及び番号追加機能とします。）を利用する追加番号を含みます。）1番号ごとに適用します。（当社が別に定める場合を除きます。）
(3) 接続通信時間の測定等	<p>ア 当社は、第2種ドットフォンサービスに係る通信のうちダイヤルアウト及び加入電話設備、IP電話設備（当社が別に定めるものに限り）及び料金表第1表（料金）6の7の3-2-4のイに規定する地域から第2種ドットフォン利用回線への通信（以下この表において「割引額算定対象着信」といいます。）について接続通信時間を測定します。</p> <p>ただし、第4条の2（IP通信網サービスの通信モード）第2項の規定にかかわらず、本料金表においては、第2種ドットフォン契約者が、その第2種ドットフォンサービスに係る第2種ドットフォン利用回線以外から通信を行った場合もダイヤルアウト通信とみなし接続通信時間を測定します。</p> <p>イ 接続通信時間は、接続先との通信が確立したことを当社が識別した時刻から起算し、利用者からの通信終了の信号を受け、その通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社の機器により測定します。</p> <p>ウ 当社の設置した電気通信設備の故障等利用者の責任によらない理由により接続を打ち切った場合は、6の7の4-2（料金額）に規定する分数に満たない端数の接続時間は、イに規定する接続通信時間には含みません。</p>
(4) 当社の機器の故障等により正しく算定できなかった場合の料金の取扱い	<p>当社の機器の故障等により正しく算定できなかった場合のダイヤルアウト通信料は次のとおりとします。</p> <p>ア 過去1年間の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定できなかった日の初日（初日が確定できないときにあつては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があつたと認められる日）の属する料金月の前12料金月の各料金月における1日平均のダイヤルアウト通信料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額。</p> <p>イ ア以外の場合 把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した1日平均のダイヤルアウト通信料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額。</p> <p>（注）本欄イに規定する当社が別に定める方法は、原則として、次のとおりとします。</p> <p>(1) 過去2か月以上の実績を把握することができる場合</p>

	<p>機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる各料金月における1日平均のダイヤルアウト通信料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額。</p> <p>(2) 過去2か月以上の実績を把握することができない場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる期間における1日平均のダイヤルアウト通信料又は故障等の回復後の7日間における1日平均のダイヤルアウト通信料のうち低いほうの値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額。</p>
<p>(5) 着信秒数に応じたダイヤルアウト通信料の割引の適用</p>	<p>ア 当社は、割引額算定対象着信があった場合に、その第2種ドットフォン利用回線（タイプ1に係るものに限り、以下、この欄において同じとします。）に係る支払いを要するダイヤルアウト通信料の月額累計額について、その月の割引額算定対象着信秒数を60で除して得た値の端数を切り捨てた値に0.5を乗じて得た額（以下この表において「割引額」といいます。）の割引を行います。</p> <p>ただし、ダイヤルアウト通信料の月額累計額が割引額を超えない場合は、ダイヤルアウト通信料の月額累計額を割引額とします。</p> <p>イ 第2種ドットフォン契約者（代表機能を利用しているものに限り、以下、この欄において同じとします。）から申出があった場合には、アの規定にかかわらず、その代表機能に係る第2種ドットフォン利用回線のダイヤル通話料の月額累計額を合算した額について、その代表機能に係る割引額算定対象着信秒数の合計を60で除して得た値の端数を切り捨てた値に0.5を乗じて得た額を割引額として割引を行います。</p> <p>ただし、その代表機能に係るダイヤル通話料の月額累計額を合算した額が割引額を超えない場合は、その代表機能に係るダイヤル通話料の月額累計額を合算した額を割引額とします。</p> <p>ウ 当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の割引額算定対象着信秒数は、当社が把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した1日平均の割引額算定対象着信秒数に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た秒数とします。</p>

6の7の4-2 料金額

6の7の4-2-1 定額料

1の契約者識別符号ごとに月額

区 分		料 金 額
タイプ1	利用チャンネル数が2のもの	700円（735円）
	利用チャンネル数が4のものであり、当社が別に定める申込みをしないもの  （注）本欄に規定する当社が別に定める申込みは、N I 第801065号（平成20年9月10日）の附則3に規定	1,400円（1,470円）

	する申込みとします。	
タイプ 2		1,000円 (1,050円)
備考		
<p>1 当社は、通則 4 の規定にかかわらず、第 2 種ドットフォンサービスに係る定額料については、日割りしません。</p> <p>2 第 2 種ドットフォンサービスに係る定額料の適用開始は、第 82 条（定額利用料等の支払義務）の規定にかかわらず、当社が第 2 種ドットフォンサービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月からとします。</p>		

6 の 7 の 4 - 2 - 2 ユニバーサルサービス料

1 の I P 電話番号ごとに月額

料 金 額	基礎的電気通信役務支援機関がその適用期間ごとに総務大臣に認可を受けた番号単価と同額
備考	
<p>1 番号単価は、基礎的電気通信役務支援機関が別に定める期間ごとに算定し、ホームページ (<a href="http://www.tca.or.jp/universalservice/">http://www.tca.or.jp/universalservice/</a>) で公表します。</p> <p>2 当社は、通則 4 の規定にかかわらず、第 2 種ドットフォンサービスに係るユニバーサル料については、日割りしません。</p> <p>3 第 2 種ドットフォンサービスに係るユニバーサル料の適用開始は、第 82 条（定額利用料等の支払義務）の規定にかかわらず、当社が第 2 種ドットフォンサービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月からとします。</p>	

6 の 7 の 4 - 2 - 3 付加機能利用料

区 分	単 位	料金額
番号情報送出機能タイプ 1	追加番号 1 番号毎に月額	100円 (105円)
備考	<p>1 当社は、タイプ 1 に係る第 2 種ドットフォン契約者に限り、この機能を提供します。</p> <p>2 この機能には代表機能が含まれるため、代表機能を別途利用する必要はありません。</p> <p>3 この機能において利用することのできる番号の数は、当社が別に定めるところによります。</p> <p>4 追加番号に関するその他の取扱いについては、第 69 条の 20 の 27 の規定に準ずるものとします。</p>	

	<p>5 当社は、通則 4 の規定にかかわらず、本付加機能利用料については、日割しません。</p> <p>6 本付加機能利用料の適用開始は、当社が別に定める場合を除き、第82条（定額料利用料等の支払義務）の規定にかかわらず、当社が本付加機能の提供を開始した日を含む料金月の翌料金月からとします。</p>		
番号情報送機能タイプ	この機能を利用する第2種ドットフォン契約者に係る第2種ドットフォン利用回線に着信があった場合に、そのIP電話番号又は追加番号（第69条の20の27に基づき当社が定めるIP電話番号以外の番号であって、この機能を利用するための番号をいいます。以下この欄において同じとします。）の情報を、その第2種ドットフォン利用回線に接続される端末等設備に送出する機能	追加番号1 番号毎に月額	50円 (52.5円)
備考2	<p>1 当社は、タイプ1に係る第2種ドットフォン契約者に限り、この機能を提供します。</p> <p>2 この機能には代表機能が含まれるため、代表機能を別途利用する必要はありません。</p> <p>3 この機能において利用することのできる番号の数は、当社が別に定めるところによります。</p> <p>4 追加番号に関するその他の取扱いについては、第69条の20の27の規定に準ずるものとします。</p> <p>5 当社は、通則 4 の規定にかかわらず、本付加機能利用料については、日割しません。</p> <p>6 本付加機能利用料の適用開始は、当社が別に定める場合を除き、第82条（定額料利用料等の支払義務）の規定にかかわらず、当社が本付加機能の提供を開始した日を含む料金月の翌料金月からとします。</p>		
番号追加機能	第69条の20の27に基づき当社が定めるIP電話番号に追加してVoIP呼制御装置に登録した番号（以下この欄において「追加番号」といいます。）により通信を行うことができるようにする機能	追加番号1 番号毎に月額	50円 (52.5円)
備考	<p>1 当社は、タイプ1に係る第2種ドットフォン契約者に限り、この機能を提供します。</p> <p>2 追加番号とは、この機能を利用するためのIP電話番号であって、第69条の20の27に基づき当社が定めるIP電話番号及び代表番号以外のものをいいます。</p> <p>3 この機能において利用することのできる番号の数は、当社が別に定めるところによります。</p> <p>4 追加番号に関するその他の取扱いについては、第69条の20の27の規定に準ずるものとします。</p> <p>5 当社は、通則 4 の規定にかかわらず、本付加機能利用料については、日割しません。</p> <p>6 本付加機能利用料の適用開始は、当社が別に定める場合を除き、第82条（定額料利用料等の支払義務）の規定にかかわらず、当社が本付加機能の提供を開始した日を含む料金月の翌料金月からとします</p>		

通信チャンネル追加機能	追加通信チャンネルにより通信を行うことができるようにする機能	追加通信チャンネル数1毎に月額	100円 (105円)
備考	<p>1 追加通信チャンネルとは、第69条の20の25に基づき第2種ドットフォン契約者が申し出るチャンネル数以外に通信ができるものをいいます。</p> <p>2 当社は、第69条の20の25に基づき第2種ドットフォン契約者が申し出る通信チャンネルの数が4の場合に限り、本機能を提供します。</p> <p>3 この機能において利用することのできるチャンネルの数は、当社が別に定めるところによります。</p> <p>4 当社は、通則4の規定にかかわらず、本付加機能利用料については、日割しません。</p> <p>5 本付加機能利用料の適用開始は、当社が別に定める場合を除き、第82条（定額料利用料等の支払義務）の規定にかかわらず、当社が本付加機能の提供を開始した日を含む料金月の翌料金月からとします。</p>		
代表機能	2以上のIP電話番号等について、それらのIP電話番号等を代表するIP電話番号等を定め、その代表番号に着信があった場合に、その代表番号を代表とするIP電話番号等（以下この欄において「子番号」といいます。）のうち、通信中でないいずれか1の子番号に着信することができるようにする機能		—
備考	<p>1 当社は、タイプ1に係る第2種ドットフォン契約者に限り、この機能を提供します。</p> <p>2 番号情報送出手機能タイプ1および番号情報送出手機能タイプ2にはこの機能が含まれるため、番号情報送出手機能と同時に利用する必要はありません。</p> <p>3 代表番号とは、この機能を利用するためのIP電話番号等をいいます。</p>		
代表番号通知機能	この機能を利用する第2種ドットフォン契約に係る任意のIP電話番号等（代表機能の提供を受けているものに限り。）から行う通信について、そのIP電話番号等に替えて、代表番号を通信先に通知する機能		—
転送等機能	この機能を利用する第2種ドットフォン契約に係る番号に着信する通信を、第2種ドットフォン契約者があらかじめ指定した他の電話番号等に転送することができるようにする機能	1の番号毎に月額	300円 (315円)

能	留守 番 電 話 機 能	この機能を利用する第2種ドットフォン契約に係る番号に着信した通話のメッセージの録音、録音したメッセージの再生及びメッセージが録音されたことをその第2種ドットフォン契約者又はその第2種ドットフォン契約者が指定したのものに対し当社が別に定める方法により通知する機能	
備 考	<p>1 当社は、タイプ1に係るIP電話番号、番号情報送付機能タイプ2に係る追加番号及び番号追加機能に係る追加番号に限り、本付加機能を提供します。</p> <p>2 転送機能に係る通信については、発信者からこの機能に係るIP電話番号への通信とこの機能に係るIP電話番号からの転送先の番号へのダイヤルアウト通信の2の通信として取り扱います。</p> <p>3 当社は、この転送機能に係る転送先からその転送される通信について、間違いのためその転送が行われないようにしてほしい旨の申し出がある場合であって当社が必要と認めるときは、その転送を中止することがあります。</p> <p>4 録音したメッセージは当社が別に定める時間経過後に消去します。</p> <p>5 当社は、本付加機能を利用した場合に生じた損害については、その原因の如何によらず一切の責任を負わないものとします。</p> <p>6 当社は、当社の電気通信設備の保守又は工事上やむを得ないときは、本付加機能に係る、現に設定中の転送先、転送の条件、録音されたメッセージその他の情報等を消去することがあります。</p> <p>7 本付加機能に係る設定方法、転送することができる転送先、転送条件及びその数、録音できるメッセージの数及び時間その他の条件等については、当社が別に定めるところによります。</p> <p>8 当社は、通則4の規定にかかわらず、本付加機能利用料については、日割しません。</p> <p>9 本付加機能利用料の適用開始は、当社が別に定める場合を除き、第82条（定額料利用料等の支払義務）の規定にかかわらず、当社が本付加機能の提供を開始した日を含む料金月の翌料金月からとします。</p>		
着 信 拒 否 機 能	発信 番 号 非 通 知 着 信 拒 否 機 能	この機能を利用する第2種ドットフォン契約者の第2種ドットフォンサービスに係る番号において、発信電話番号等が通知されない通信（当社が別に定める通信を除きます。）に対して、その発信電話番号等を通知してかけ直してほしい旨の案内により自動的に応答する機能	1の番号毎 に月額  300円 (315円)

指定番号着信拒否機能	この機能を利用する第2種ドットフォン契約者の第2種ドットフォンサービスに係る番号において、登録応答装置（その第2種ドットフォン契約者が指定した電話番号等（当社が別に定めるものに限ります。）を登録し、その登録された電話番号からの以後の着信に対して拒否する旨の案内を自動的に行う装置）を利用して提供する機能		
備考	<p>1 当社は、タイプ1に係るIP電話番号及び追加番号（番号情報送出機能タイプ2及び番号追加機能に係るものに限ります。以下この欄において同じとします。）に限り、本付加機能を提供します。</p> <p>2 当社は本機能を利用し、発信者電話番号等を通知してかけ直ししてほしい旨の案内により自動的に応答又は現に登録中の電話番号等からの着信に対して拒否する旨を案内する通信について、着信した時刻から一定時間経過後、その通信を打ち切ります。</p> <p>3 当社は、本機能を利用し、発信者電話番号等を通知してかけ直ししてほしい旨の案内により自動的に応答又は現に登録中の電話番号等からの着信に対して拒否する旨の案内を行うことに伴い発生する損害については、責任を負いません。</p> <p>4 当社は、当社の電気通信設備の保守又は工事上やむを得ないときは、本付加機能に係る、現に登録中の電話番号及びその他の情報等を消去することがあります。</p> <p>5 本付加機能に係る設定方法、登録可能な電話番号数その他の条件等については、当社が別に定めるところによります。</p> <p>6 当社は、通則4の規定にかかわらず、本付加機能利用料については、日割しません。</p> <p>7 本付加機能利用料の適用開始は、当社が別に定める場合を除き、第82条（定額料利用料等の支払義務）の規定にかかわらず、当社が本付加機能の提供を開始した日を含む料金月の翌料金月からとします。</p> <p>8 追加番号で本付加機能を利用する場合は、その追加番号に係る第2種ドットフォン契約のIP電話番号においても本付加機能を利用するものとします。</p> <p>9 追加番号において本付加機能を利用する場合は、付加機能利用料を1の追加番号につき月額200円（210円）減額して適用します。</p>		
クリックダイヤル等機能	この機能を利用する第2種ドットフォン契約者からの指示により、当社が設置するクリックダイヤル装置（本付加機能を提供するために当社が設置する電気通信設備をいいます。以下（料金）6の7の4-2-2において同じとします。）を使用して、この機能を利用する第2種ドットフォン契約者のIP電話番号又は追加番号とその第2種ドットフォン契約者が指示する電話番号等との間でダイヤルアウト通信を行う機能	1の番号毎に月額	300円 (315円)

能	ネットワーク電話帳機能		
	発着信履歴蓄積機能		
備考	<p>1 当社は、タイプ1に係るIP電話番号及び追加番号（番号情報送出機能タイプ2及び番号追加機能に係るものに限ります。以下この欄において同じとします。）に限り、本付加機能を提供します。</p> <p>2 発着信履歴が蓄積可能数を越えたときは、最初に蓄積されたものから順に消去して、新たな履歴を蓄積します。</p> <p>3 発着信履歴は当社が別に定める時間経過後に消去します。</p> <p>4 当社は、当社の電気通信設備の保守又は工事上やむを得ないときは、現に蓄積中の発着信履歴、ネットワーク電話帳に登録中の電話番号等を消去することがあります。</p> <p>5 本付加機能に係る設定及び利用方法、クリックダイヤル機能で通信できる電話番号等、ネットワーク電話帳に登録可能な電話番号等及びその数、蓄積可能な発着信履歴の数、その他の条件等については、当社が別に定めるところによります。</p> <p>6 当社は、本付加機能を利用した場合に生じた損害については、その原因の如何によらず一切の責任を負わないものとします。</p> <p>7 当社は、通則4の規定にかかわらず、本付加機能利用料については、日割しません。</p> <p>8 本付加機能利用料の適用開始は、当社が別に定める場合を除き、第82条（定額料利用料等の支払義務）の規定にかかわらず、当社が本付加機能の提供を開始した日を含む料金月の翌料金月からとします。</p>		

タイプ2に係る転送等機能	タイプ2に係る転送機能	第2種ドットフォン契約者に係るIP電話番号に着信する通信を、第2種ドットフォン契約者があらかじめ指定した他の電話番号等（着信先番号といいます。以下、この欄において同じとします。）に転送することができるようにする機能		—
	着信チャンネル数変更機能	着信先番号毎に、その番号に係るチャンネル数の範囲で着信チャンネル数を変更する機能		
備考	<p>1 当社は、タイプ2に係る第2種ドットフォン契約者に限り、この機能を提供します。</p> <p>2 転送機能に係る通信については、発信者からこの機能に係るIP電話番号への通信とこの機能に係るIP電話番号からの転送先の番号へのダイヤルアウト通信の2の通信として取り扱います。</p> <p>3 第4条第2項の定めにかかわらず、料金表第1表（料金）6の7の3-2-4のイに規定する地域についての電話番号を、着信先番号として指定することはできません。</p> <p>4 着信先番号に変更等があった場合は、その内容について速やかに当社に通知していただきます。</p> <p>5 当社は、この転送機能に係る転送先からその転送される通信について、間違いのためその転送が行われないようにしてほしい旨の申し出がある場合であって当社が必要と認めるときは、その転送を中止することがあります。</p> <p>6 当社は、本付加機能を利用した場合に生じた損害については、その原因の如何によらず一切の責任を負わないものとします。</p> <p>7 本付加機能に係る設定方法、転送することができる転送先、転送条件及びその数その他の条件等については、当社が別に定めるところによります。</p>			
着信先番号	第69条の20の29の1に規定する着信先番号を追加して転送できるようにする機能	追加番号1 番号毎に月額	100円 (105円)	
備考	1 当社は、タイプ2に係る第2種ドットフォン契約者に限り、この機能を提供します。			

追加機能	<p>2 この機能において利用することのできる番号の数は、当社が別に定めるところによります。</p> <p>3 追加した着信先番号に関するその他の取扱いについては、第69条の20の29の1の規定に準ずるものとします。</p> <p>4 当社は、通則4の規定にかかわらず、本付加機能利用料については、日割しません。</p> <p>5 本付加機能利用料の適用開始は、当社が別に定める場合を除き、第82条（定額料利用料等の支払義務）の規定にかかわらず、当社が本付加機能の提供を開始した日を含む料金月の翌料金月からとします。</p>		
時間帯着信チャンネル数変更機能	<p>あらかじめ指定した時間帯毎に、着信するチャンネル数を変更できる機能</p>		—
備考	1 当社は、タイプ2に係る第2種ドットフォン契約者に限り、この機能を提供します。		
時間帯着信先変更機能	<p>あらかじめ指定した時間帯毎に、着信先番号を変更できる機能</p>		1,400円 (1,470円)
備考	1 当社は、タイプ2に係る第2種ドットフォン契約者に限り、この機能を提供します。		
代表グループ機能	<p>2以上の着信先番号について、それらの着信先番号に係るIP電話番号に着信があった場合に、その着信先番号のうち、通信中でないいずれか着信番号に着信することができるようにする機能</p>		1,600円 (1,680円)
備考	<p>1 当社は、タイプ2に係る第2種ドットフォン契約者に限り、この機能を提供します。</p> <p>2 この機能において指定することのできる着信先番号の数は、当社が別に定めるところによります。</p>		

国際電話利用休止	この機能を利用する第2種ドットフォン契約者の第2種ドットフォンサービスに係るIP電話番号又は追加番号において、料金表第1表(料金)6の7の4-2-4ダイヤルアウト通信料イに定める通信を規制する機能		—
----------	--	--	---

6の7の4-2-4 ダイヤルアウト通信料

ア イ以外に係るもの

(ア) 別記13の2の(4)のア及びイに係るもの

単 位	料 金 額
1の通信につき接続通信時間3分までごとに	8円(8.4円)

(イ) 別記13の2の(4)のウに係るもの

単 位	料 金 額
1の通信につき接続通信時間1分までごとに	16円(16.8円)

(ウ) 別記13の2の(4)のエに係るもの

単 位	料 金 額
1の通信につき接続通信時間1分までごとに	10円(10.5円)
上記ダイヤルアウト通信料のほか通信1回ごとに	10円(10.5円)

(エ) IP電話設備のうち、当社に係るものであつて電気通信番号規則第9条第1号に定める電話番号を用いるもの

単 位	料 金 額
1の通信につき接続通信時間3分までごとに	8円(8.4円)
備考 タイプ2に係るものについては、このダイヤルアウト通信料を適用しません。	

(オ) IP電話設備のうち、別記1の3に係るもの(当社が別に定めるVoIP協定事業者を除きます。)

単 位	料 金 額

1の通信につき接続通信時間3分までごとに
----------------------

8円(8.4円)
----------

(注) (オ)欄に規定する当社が別に定めるV o I P協定事業者は、株式会社N T Tぷらら及び株式会社エヌ・ティ・ティ・エムイーとします。

イ 通信のうち本邦と外国（インマルサットシステムに係る移動地球局（海事 衛星通信を取り扱う船舶に設置した地球局及び可搬型地球局をいいます。以下同じとします。）を含みます。）との間で行われるもの

本邦と外国との間で行われる通信に関する地域及び料金額等については、第1種ドットフォンサービスに係る本邦と外国との間で行われる通信の料金に準ずるものとします。
--

6の7の5 第3種ドットフォン契約に係るもの

6の7の5-1 適用

区 分	内 容
(1) 第3種ドットフォン契約者が行うダイヤルアウトに係る通信品質	第3種ドットフォン契約者が行うダイヤルアウトの通信品質は利用形態等により変動することがあります。
(2) ユニバーサルサービス料の適用	6の7の5-2-2に規定するユニバーサルサービス料は、IP電話番号1番号ごとに適用します。(当社が別に定める場合を除きます。)
(3) 接続通信時間の測定等	<p>ア 当社は、第3種ドットフォンサービスに係る通信のうちダイヤルアウト、加入電話設備、IP電話設備(当社が別に定めるものに限り)及び料金表第1表(料金)6の7の3-2-4のイに規定する地域から第3種ドットフォン利用回線への通信(以下この表において「割引額算定対象着信」といいます。)について接続通信時間を測定します。</p> <p>ただし、IP通信網契約約款第4条の2第2項の規定にかかわらず、本料金表においては、第3種ドットフォン契約者が、その第3種ドットフォンサービスに係る第3種ドットフォン利用回線以外から通信を行った場合もダイヤルアウト通信とみなし接続通信時間を測定します。</p> <p>イ ダイヤルアウト及び割引額算定対象着信に係る接続通信時間は、接続先との通信が確立したことを当社が識別した時刻から起算し、利用者からの通信終了の信号を受け、その通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社の機器により測定します。</p> <p>ウ 削除</p> <p>エ 削除</p> <p>オ 削除</p> <p>カ 当社の設置した電気通信設備の故障等利用者の責任によらない理由により接続を打ち切った場合は、6の7の5-2(料金額)に規定する分数に満たない端数の接続時間は、イに規定する接続通信時間には含みません。</p>
(4) 当社の機器の故障等により正しく算定できなかった場合の料金の取扱い	<p>当社の機器の故障等により正しく算定できなかった場合のダイヤルアウト通信料は次のとおりとします。</p> <p>ア 過去1年間の実績を把握することができる場合</p> <p>機器の故障等により正しく算定できなかった日の初日(初日が確定できないときにあつては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があったと認められる日)の属する料金月の前12料金月の各料金月における1日平均のダイヤルアウト通信料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額。</p>

	<p>イ ア以外の場合</p> <p>把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した1日平均のダイヤルアウト通信料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額。</p> <p>(注) 本欄イに規定する当社が別に定める方法は、原則として、次のとおりとします。</p> <p>(1) 過去2か月以上の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる各料金月における1日平均のダイヤルアウト通信料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額。</p> <p>(2) 過去2か月以上の実績を把握することができない場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる期間における1日平均のダイヤルアウト通信料若しくは故障等の回復後の7日間における1日平均のダイヤルアウト通信料のうち低いほうの値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額。</p>
(5) 削除	
(6) 削除	

6の7の5-2 料金額

6の7の5-2-1 定額料

1の契約者識別符号ごとに月額

区 分	料 金 額
タイプ4	200円 (210円)
<p>備考</p> <p>1 当社は、通則4の規定にかかわらず、第3種ドットフォンサービスに係る定額料については、日割りしません。</p> <p>2 第3種ドットフォンサービスに係る定額料の適用開始は、第82条（定額利用料等の支払義務）の規定にかかわらず、当社が第3種ドットフォンサービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月からとします。</p>	

6の7の5-2-2 ユニバーサルサービス料

1のIP電話番号ごとに月額

料 金 額	基礎的電気通信役務支援機関がその適用期間ごとに総務大臣に認可を受けた番号単価と同額
<p>備考</p> <p>1 番号単価は、基礎的電気通信役務支援機関が別に定める期間ごとに算定し、ホームページ (<a href="http://www.tca.or.jp/universalservice/">http://www.tca.or.jp/universalservice/</a>) で公表します。</p> <p>2 当社は、通則4の規定にかかわらず、第3種ドットフォンサービスに係るユニバーサル料については、日割りしません。</p> <p>3 第3種ドットフォンサービスに係るユニバーサル料の適用開始は、第82条（定額利用料等の支払義務）の規定にかかわらず、当社が第3種ドットフォンサービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月からとします。</p>	

6の7の5-2-3 付加機能利用料

区 分		単 位	料金額
着信拒否機能	発信番号非通知着信拒否機能	この機能を利用する第3種ドットフォン契約者の第3種ドットフォンサービスにおいて、発信電話番号等が通知されない通信（当社が別に定める通信を除きます。）に対して、その発信電話番号等を通じてかけ直してほしい旨の案内により自動的に応答する機能	1の第3種ドットフォンサービス毎に月額 300円 (315円)
	指定番号着信拒否機能	この機能を利用する第3種ドットフォン契約者の第3種ドットフォンサービスにおいて、登録応答装置（その第3種ドットフォン契約者が指定した電話番号等（当社が別に定めるものに限ります。）を登録し、その登録された電話番号からの以後の着信に対して拒否する旨の案内を自動的に行う装置）を利用して提供する機能	
備考	<p>1 当社は、第3種ドットフォンサービス（タイプ4）に限り本付加機能を提供します。</p> <p>2 当社は、本付加機能を利用し、発信者電話番号等を通じてかけ直してほしい旨の案内により自動的に応答又は現に登録中の電話番号等からの着信に対して拒否する旨を案内する通信について、着信した時刻から一定時間経過後、その通信を打ち切ります。</p> <p>3 当社は、本付加機能を利用し、発信者電話番号等を通じてかけ直してほしい旨の案内により自動的に応答又は現に登録中の電話番号等からの着信に対して拒否する旨の案内を行うことに伴い発生する損害については、責任を負いません。</p> <p>4 当社は、当社の電気通信設備の保守又は工事上やむを得ないときは、本付加機能に係る、現に登録中の電話番号及びその他の情報等を消去することがあります。</p> <p>5 本付加機能に係る設定方法、登録可能な電話番号数その他の条件等については、当社が別に定めるところによります。</p> <p>6 当社は、通則4の規定にかかわらず、本付加機能利用料については、日割しません。</p> <p>7 本付加機能利用料の適用開始は、当社が別に定める場合を除き、第82条（定額料利用料等の支払義務）の規定にかかわらず、当社が本付加機能の提供を開始した日を含む料金月の翌料金月からとします。</p>		

国際電話 利用 休止	削除		—
	備考	削除	
転送等 機能	転送機能	この機能を利用する第3種ドットフォン契約に係る番号に着信する通信を、第3種ドットフォン契約者があらかじめ指定した他の電話番号等に転送することができるようにする機能	1の第3種ドットフォンサービス毎に月額 200円 (210円)
	留守番電話機能	この機能を利用する第3種ドットフォン契約に係る番号に着信した通話のメッセージの録音、録音したメッセージの再生及びメッセージが録音されたことをその第3種ドットフォン契約者又はその第3種ドットフォン契約者が指定したものに對し当社が別に定める方法により通知する機能	
備考	<p>1 当社は、第3種ドットフォンサービス（タイプ4）に限り本付加機能を提供します。</p> <p>2 転送機能に係る通信については、発信者からこの機能に係るIP電話番号への通信とこの機能に係るIP電話番号からの転送先の番号へのダイヤルアウト通信の2の通信として取り扱います。</p> <p>3 当社は、この転送機能に係る転送先からその転送される通信について、間違いのためその転送が行われないようにしてほしい旨の申し出がある場合であって当社が必要と認めるときは、その転送を中止することがあります。</p> <p>4 録音したメッセージは当社が別に定める時間経過後に消去します。</p> <p>5 当社は、本付加機能を利用した場合に生じた損害については、その原因の如何によらず一切の責任を負わないものとします。</p> <p>6 当社は、当社の電気通信設備の保守又は工事上やむを得ないときは、本付加機能に係る、現に設定中の転送先、転送の条件、録音されたメッセージその他の情報等を消去することがあります。</p> <p>7 本付加機能に係る設定方法、転送することができる転送先、転送条件及びその数、録音できるメッセージの数及び時間その他の条件等については、当社が別に定めるところによります。</p> <p>8 当社は、通則4の規定にかかわらず、本付加機能利用料については、日割しません。</p> <p>9 本付加機能利用料の適用開始は、当社が別に定める場合を除き、第82条（定額料利用料等の支払義務）の規定にかかわらず、当社が本付加機能の提供を開始した日を含む料金月の翌料金月からとします。</p>		

6の7の5-2-4 ダイヤルアウト通信料

ア イ以外に係るもの

(ア) 別記13の2(4)のア、イに係るもの

単 位	料 金 額
1の通信につき接続通信時間3分までごとに	8円(8.4円)

(イ) 削除

(ウ) 別記13の2(4)のウのうち上記(イ)以外に係るもの

単 位	料 金 額
1の通信につき接続通信時間1分までごとに	16円(16.8円)

(エ) 別記13の2(4)のエに係るもの

単 位	料 金 額
1の通信につき接続通信時間1分までごとに	10円(10.5円)
上記ダイヤルアウト通信料のほか通信1回ごとに	10円(10.5円)

(オ) IP電話設備のうち、当社に係るものであって電気通信番号規則第9条第1号に定める電話番号を用いるもの

単 位	料 金 額
1の通信につき接続通信時間3分までごとに	8円(8.4円)

(カ) IP電話設備のうち、別記1の3に係るもの(当社が別に定めるV o IP協定事業者を除きます。)

単 位	料 金 額
1の通信につき接続通信時間3分までごとに	8円(8.4円)

(注) (カ)欄に規定する当社が別に定めるV o IP協定事業者は、株式会社NTTぷらら及び株式会社エヌ・ティ・ティ・エムイーとします。

イ 通信のうち本邦と外国(インマルサットシステムに係る移動地球局(海事衛星通信を取り扱う船舶に設置した地球局及び可搬型地球局をいいます。以下同じとします。))を含みます。)との間で行われるもの

本邦と外国との間で行われる通信に関する地域及び料金額等については、第1種ドットフォンサービスに係る本邦と外国との間で行われる通信の料金に準ずるものとします。

6の7の5-2-5 削除

6の7の5-2-6 削除

6の7の6 削除

6の7の6-1 削除

6の7の6-2 削除

6の7の6-2-1 削除

6の7の6-2-2 削除

6の7の6-2-3 削除

6の7の6-2-3 削除

第2 使用料

1 第5種契約に係るもの

1-1 適用

区 分	内 容
屋内配線使用料の適用	屋内配線使用料は、次の配線ごとに適用します。 ア 契約者回線の終端からジャック（ジャックが設置されていない場合には宅内機器とします。以下この欄において同じとします。）までの配線 イ 1のジャックから他のジャックまでの配線

1-2 料金額

1-2-1 回線終端装置に係るもの

1-2-1-1 回線終端装置使用料

区 分	単 位	料金額(月額)
端末側インタフェースがメタリックケーブルのもの	1台ごとに	11,000円 (11,550円)
端末側インタフェースが同軸ケーブルのもの	1台ごとに	20,000円 (21,000円)
端末側インタフェースが光ケーブルのもの	I型	1台ごとに 33,000円 (34,650円)
	II型	1台ごとに 29,000円 (30,450円)
備考 1 第5種オープンコンピュータ通信網サービスのタイプ2のもの（1芯式のものに限ります。）に限り適用します。 2 端末側インタフェースが光ケーブルのものI型及びII型は、それぞれTTC標準JT-G957準拠及びATM-Forum準拠のものをいいます。		

1-2-1-2 インタフェースケーブル使用料

区 分	単 位	料金額(月額)
契約者回線の終端に係るインタフェースが10BASE-Tのもの	1台ごとに	13,000円 (13,650円)
契約者回線の終端に係るインタフェースが100BASE-TXのもの	1台ごとに	25,000円 (26,250円)
契約者回線の終端に係るインタフェースが1000BASE-SXのもの	1台ごとに	10,000円 (10,500円)
契約者回線の終端に係るインタフェースが10GBASE-LRのもの	1台ごとに	10,000円 (10,500円)
備考 第5種オープンコンピュータ通信網サービスのタイプ2のもの（イーサネット方式のものに限ります。）に限り適用します。		

1-2-2 端末設備に係るもの

1-2-2-1 屋内配線使用料

区 分		単 位	料金額(月額)
配線／屋内配線使用料	契約者回線の終端と回線接続装置その他の端末設備の機器との間に設置する線条（ジャックを含みます。）	64kb/s又は128kb/s用のもの	1 配線ごとに 60円 (63円)
		上記以外のもの	1 配線ごとに 2,000円 (2,100円)
備考	第5種オープンコンピュータ通信網サービスのタイプ2のもの（1芯式のもの及びイーサネット方式のものを除きます。）に限り提供します。		

1-2-2-2 機器使用料

区 分		単 位	料金額(月額)	
回線接続装置	交換設備等との間で信号の送受及び変換の機能を有する機器	STM方式のものに係るもの	64kb/s又は128kb/s用のもの	1 台ごとに 1,700円 (1,785円)
			192kb/s、256kb/s、384kb/s、512kb/s、768kb/s、1 Mb/s又は1.5Mb/s用のもの	1 台ごとに 19,000円 (19,950円)
			3 Mb/s、4.5Mb/s又は6 Mb/s用のもの	1 台ごとに 21,000円 (22,050円)
	ATM方式のものに係るもの	I型	1 台ごとに 42,000円 (44,100円)	
		II型	1 台ごとに 38,000円 (39,900円)	
備考	1 第5種オープンコンピュータ通信網サービスのタイプ2のもの（1芯式のもの及びイーサネット方式のものを除きます。）に限り提供します。 2 ATM方式のものに係るもののI型及びII型は、それぞれTTC標準JT-G957準拠及びATM-Forum準拠のものをいいます。			

2 第6種契約、第7種契約又はクローズドコンピュータ通信網契約に係るもの

2-1 適用

区 分	内 容
(1) 回線終端装置使用料の適用	回線終端装置使用料は、1の特定加入者回線（光アクセス回線（コース9に係るものを除きます。）に係るものに限り）ごとに適用します。
(2) 屋内配線使用料の適用	屋内配線使用料は、特定加入者回線（光アクセス回線に係るものに限り）の終端からジャック又はローゼット（ジャック又はローゼットが設置されていない場合には宅内機器とします。以下この欄において同じとします。）ごとに適用します。

2-2 料金額

2-2-1 回線終端装置使用料

1 装置ごとに月額

料 金 種 別	料 金 額
基本料	900円 (945円)
保守メニュー2に係る加算料	500円 (525円)

2-2-2 屋内配線使用料

単 位	料 金 額
1 の特定加入者回線ごとに月額	200円 (210円)

備考 屋内配線使用料は、次に掲げる契約に係る特定加入者回線に適用します。

- 1 第6種契約（タイプ4（コース2、コース3又はコース4に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）
- 2 第7種契約（タイプ2に係るものに限ります。）
- 3 クローズドコンピュータ通信網契約のうち次に掲げるもの
  - (1) カテゴリー2のクラス4（プラン3、プラン4又はプランNFに係るものに限ります。）に係るもの
  - (2) カテゴリー2のクラス5（プラン3又、プラン4又はプランNFに係るものに限ります。）に係るもの
  - (3) カテゴリー2のクラス7（プラン3、プラン4又はプランNFに係るものに限ります。）に係るもの
  - (4) カテゴリー3のクラス2（タイプ2又はタイプ3に係るものに限ります。）に係るもの

3 付加機能（マルチポリシー設定機能に係るものに限ります。）に係るもの

3-1 適用

区分	内容	
(1) 端末設備の提供に係る料金の適用	端末設備に関する料金は、端末設備使用料と端末設備の保守に関する料金を合算して適用します。	
(2) 端末設備の保守の区別に係る料金の適用	当社は、端末設備に係る機器使用料を適用するにあたって、次表のとおり保守の区別を定めます。	
	区別	内容
	保守タイプ1	その端末設備の修理又は復旧について当社の係員（当社の委託により修理又は復旧を行う者を含みます。以下この表において同じとします。）を派遣しないものであって、IP通信網サービス取扱所の営業時間外にその端末設備の修理の請求を受け付けた場合に、その受け付けた時刻以後の直近の営業時間においてその修理又は復旧の手配を行うもの
保守タイプ2	その端末設備の修理又は復旧に	

		<p>ついて当社の係員を派遣するものであって、その端末設備の修理の請求を受け付けた場合に、IP通信網サービス取扱所の営業時間にかかわらずその修理又は復旧を行うもの</p>
	備考	<p>1 この約款において「営業時間」とは、土曜日、日曜日及び祝日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)の規定により休日とされた日並びに1月2日及び1月3日をいいます。)を除く毎日午前9時から午後5時までの時間をいいます。</p> <p>2 当社は、マルチポリシー設定機能に係る契約者から請求があったときは、端末設備の保守の区別の変更を行います。</p>

### 3-2 料金額

#### 3-2-1 端末設備に係る機器使用料

区 分		単 位	料 金 額
マルチポリシー接続装置	付加機能(マルチポリシー設定機能に係るものに限ります。)と共に使用するものであって、そのIP通信網契約に係るIP通信網サービスを利用して、コンピュータ通信に係る広域網を構築するために使用する端末設備	1台ごとに	6,000円(6,300円)
	備考		<p>1 1のIP通信網契約に係るマルチポリシー接続装置の利用台数は1から99までとし、複数利用する場合の保守の区別は全て同一のものとします。</p> <p>2 本表に規定する機器使用料は、保守タイプ1に係る料金を含みます。</p>

#### 3-2-2 端末設備の保守に関する料金

1台ごとに

	料 金 額	
	保守タイプ1	保守タイプ2
マルチポリシー接続装置の保守に関する料金	—	3,000円(3,150円)

### 第3 手続きに関する料金

#### 1 適用

区 分	内 容						
(1) 手続きに関する料金の適用	<p>手続きに関する料金は、次のとおりとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>譲渡承認手数料</td> <td>利用権の譲渡の請求をし、その承認を受けたときに要する料金</td> </tr> <tr> <td>番号選択料</td> <td>第1種ドットフォン契約（タイプ2に係るものに限ります。）の申込みに際し、I P電話番号の一部を選択したときに支払いを要する料金</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	内 容	譲渡承認手数料	利用権の譲渡の請求をし、その承認を受けたときに要する料金	番号選択料	第1種ドットフォン契約（タイプ2に係るものに限ります。）の申込みに際し、I P電話番号の一部を選択したときに支払いを要する料金
種 別	内 容						
譲渡承認手数料	利用権の譲渡の請求をし、その承認を受けたときに要する料金						
番号選択料	第1種ドットフォン契約（タイプ2に係るものに限ります。）の申込みに際し、I P電話番号の一部を選択したときに支払いを要する料金						
(2) 削除	削除						

#### 2 料金額

料 金 種 別	単 位	料 金 額
譲渡承認手数料	1の契約ごとに	800円（840円）
番号選択料	1のI P電話番号ごとに	300円（315円）
備考		
1 番号選択料については、当社が別に定める申込みに限ります。		

（注）当社は、第84条（手続きに関する料金の支払義務）の規定にかかわらず当社が別に定める期間内に契約の解除の申し出があった場合は番号選択料を適用しません。

第2表 工事に関する費用（工事費（附带サービスの工事費を除きます。））

1 適用

区 分	内 容				
(1) 工事費の算定	<p>ア イ、ウ以外の場合</p> <p>工事費は、施工した工事に係るネットワーク工事費、アクセス回線工事費及び回線調整工事費を合計して算定します。</p> <p>イ 第2種オープンコンピュータ通信網サービス、第1種シェアードIP-PBXサービス、第2種シェアードIP-PBXサービス、第3種シェアードIP-PBXサービス、第4種シェアードIP-PBXサービス、第5種シェアードIP-PBXサービス、第1種ドットフォンサービス、第2種ドットフォンサービス及び第3種ドットフォンサービスの場合</p> <p>工事費は、施工した工事に係る交換機等工事費を適用します。</p> <p>ウ 第2種オープンコンピュータ通信網サービス（他社接続モバイルデータ通信機能に係るものに限ります。）の場合</p> <p>工事費は、施工した工事に係る他社接続モバイルデータ通信機能に関する工事費を適用します。</p>				
(2) 交換機等工事費の適用	<p>ア 交換機等工事費は、次の場合に適用します（第2種オープンコンピュータ通信サービス、第1種シェアードIP-PBXサービス、第2種シェアードIP-PBXサービス、第3種シェアードIP-PBXサービス、第4種シェアードIP-PBXサービス、第5種シェアードIP-PBXサービス、第1種ドットフォンサービス、第2種ドットフォンサービス及び第3種ドットフォンサービスに係るものに限ります。）。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">交換機等工事費の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">交換機等工事費</td> <td>IP通信網サービス取扱所に設置される交換設備、主配線盤又は蓄積装置等において工事を要する場合に適用します。</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ シェアードIP-PBXサービスに関する交換機等工事費のうち、オンネットグループ単位に行う工事に係るものについては、オンネットグループ代表者に支払っていただきます。</p> <p>ウ シェアードIP-PBXサービスに関する交換機等工事費のうち、シームレスグループ単位に行う工事に係るものについては、シームレスグループ代表者に支払っていただきます。</p>	区 分	交換機等工事費の適用	交換機等工事費	IP通信網サービス取扱所に設置される交換設備、主配線盤又は蓄積装置等において工事を要する場合に適用します。
区 分	交換機等工事費の適用				
交換機等工事費	IP通信網サービス取扱所に設置される交換設備、主配線盤又は蓄積装置等において工事を要する場合に適用します。				
(3) ネットワーク工事費、アクセス回線工事費及び回線調整工事費の適用	<p>ネットワーク工事費、アクセス回線工事費及び回線調整工事費は、次の場合に適用します（第2種オープンコンピュータ通信サービス、第1種シェアードIP-PBXサービス、第2種シェアードIP-PBXサービス、第3種シェアードIP-PBXサービス、第4種シェアードIP-PBXサービス、第5種シェアードIP-PBXサービス、第1種ドットフォンサービス、第2種ドットフォンサービス及び第3種ドットフォンサービスに係るものを除きます。）。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">ネットワーク工事費等の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 30%;"></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	ネットワーク工事費等の適用		
区 分	ネットワーク工事費等の適用				

	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="571 266 783 383">ア ネットワーク工事費</td> <td data-bbox="783 266 1299 383">I P 通信網サービス取扱所に設置される交換設備、主配線盤又は蓄積装置等において工事を要する場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="571 383 783 763">イ アクセス回線工事費</td> <td data-bbox="783 383 1299 763">回線終端装置若しくはインタフェースケーブル等、当社が提供する宅内機器又は次の配線の工事を要する場合に適用します。 (ア) 契約者回線の終端からジャック（ジャックが設置されていない場合には宅内機器とします。以下この欄において同じとします。）までの配線 (イ) 1 のジャックから他のジャックまでの配線</td> </tr> <tr> <td data-bbox="571 763 783 1550">ウ 回線調整工事費</td> <td data-bbox="783 763 1299 1550">第6種契約（カテゴリー5又はカテゴリー6（タイプ3に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）、第7種契約（カテゴリー1（タイプ1に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）又はクローズドコンピュータ通信網契約（カテゴリー2（クラス4（プラン1に係るものに限ります。）、クラス5（プラン1に係るものに限ります。）又はクラス7（プラン1に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）又はカテゴリー3のクラス2のタイプ1に係るものに限ります。）に係る特定加入者回線について、当社が別に定めるところにより回線調整（回線収容替え、ブリッジタップはずし（特定加入者回線に係る伝送路設備が分岐している状態を、分岐していない状態にすることをいいます。以下、同じとします。）又は保安器の変更等を行なうことをいいます。以下、同じとします。）を行なった場合に適用します。</td> </tr> </table>	ア ネットワーク工事費	I P 通信網サービス取扱所に設置される交換設備、主配線盤又は蓄積装置等において工事を要する場合に適用します。	イ アクセス回線工事費	回線終端装置若しくはインタフェースケーブル等、当社が提供する宅内機器又は次の配線の工事を要する場合に適用します。 (ア) 契約者回線の終端からジャック（ジャックが設置されていない場合には宅内機器とします。以下この欄において同じとします。）までの配線 (イ) 1 のジャックから他のジャックまでの配線	ウ 回線調整工事費	第6種契約（カテゴリー5又はカテゴリー6（タイプ3に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）、第7種契約（カテゴリー1（タイプ1に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）又はクローズドコンピュータ通信網契約（カテゴリー2（クラス4（プラン1に係るものに限ります。）、クラス5（プラン1に係るものに限ります。）又はクラス7（プラン1に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）又はカテゴリー3のクラス2のタイプ1に係るものに限ります。）に係る特定加入者回線について、当社が別に定めるところにより回線調整（回線収容替え、ブリッジタップはずし（特定加入者回線に係る伝送路設備が分岐している状態を、分岐していない状態にすることをいいます。以下、同じとします。）又は保安器の変更等を行なうことをいいます。以下、同じとします。）を行なった場合に適用します。
ア ネットワーク工事費	I P 通信網サービス取扱所に設置される交換設備、主配線盤又は蓄積装置等において工事を要する場合に適用します。						
イ アクセス回線工事費	回線終端装置若しくはインタフェースケーブル等、当社が提供する宅内機器又は次の配線の工事を要する場合に適用します。 (ア) 契約者回線の終端からジャック（ジャックが設置されていない場合には宅内機器とします。以下この欄において同じとします。）までの配線 (イ) 1 のジャックから他のジャックまでの配線						
ウ 回線調整工事費	第6種契約（カテゴリー5又はカテゴリー6（タイプ3に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）、第7種契約（カテゴリー1（タイプ1に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）又はクローズドコンピュータ通信網契約（カテゴリー2（クラス4（プラン1に係るものに限ります。）、クラス5（プラン1に係るものに限ります。）又はクラス7（プラン1に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）又はカテゴリー3のクラス2のタイプ1に係るものに限ります。）に係る特定加入者回線について、当社が別に定めるところにより回線調整（回線収容替え、ブリッジタップはずし（特定加入者回線に係る伝送路設備が分岐している状態を、分岐していない状態にすることをいいます。以下、同じとします。）又は保安器の変更等を行なうことをいいます。以下、同じとします。）を行なった場合に適用します。						
(3)の2 他社接続モバイルデータ通信機能に関する工事費の適用	第2種オープンコンピュータ通信網サービス（他社接続モバイルデータ通信機能に係るものに限ります。）の提供の開始に関する工事費として適用します。						
(4) 品目等の変更又は回線収容部の変更等の場合の工事費の適用	<p>ア 品目、通信又は保守の態様による細目、契約の区分又は第6種オープンコンピュータ通信網サービスの区別の変更の場合の工事費は、変更後の品目、通信又は保守の態様による細目、契約の区分又は第6種オープンコンピュータ通信網サービスの区別に対応する設備に関する工事に適用します。</p> <p>イ 回線収容部、アクセス回線共用の利用、アクセス回線二重化の利用若しくは接続契約者回線等の接続の変更又は移転の場合の工事費は、変更後の回線収容部、アクセス回線共用の</p>						

	<p>利用、アクセス回線二重化の利用若しくは接続契約者回線等の接続に関する工事又は移転先の取付けに関する工事に適用します。</p> <p>ウ 第33条（加入者回線の移転等）第2項に規定する変更の場合の工事費は、変更後の加入者回線の設置又は接続契約者回線等の接続に関する工事について適用します。</p>
<p>(5) 第1種ホスティングサービス、第2種ホスティングサービス、第3種ホスティングサービス及び第4種ホスティングサービスに関する工事費の特例</p>	<p>ア 第1種ホスティングサービス（メールホスティングサービスに係るものに限り。）の利用の開始に関する工事と次の工事を同時に施工する場合の工事費の額は、利用の開始に関する工事費の額のほか、2（工事費の額）の規定にかかわらず、1の種類ごとに2,000円（2,100円）とします。</p> <p>（ア）蓄積情報量の増加に関する工事</p> <p>（イ）ドメイン名管理装置の部分に関する工事の場合</p> <p>（ウ）I M A P 4機能に関する工事</p> <p>（エ）当社のウイルスチェックサービス利用規約に規定する第1種契約の利用の開始に関する工事</p> <p>（オ）当社の迷惑メールフィルタリングサービス利用規約に規定する利用の開始に関する工事（タイプ1に係るものに限り。）</p> <p>（カ）当社の迷惑メールフィルタリングサービス利用規約に規定する隔離ボックス蓄積容量の追加に関する工事</p> <p>イ 第1種ホスティングサービス（メール・ウェブホスティングサービスに係るものに限り。）の利用の開始に関する工事と次の工事を同時に施工する場合の工事費の額は、利用の開始に関する工事費の額のほか、2（工事費の額）の規定にかかわらず、1の種類ごとに2,000円（2,100円）とします。</p> <p>（ア）メールアドレス数の追加に関する工事</p> <p>（イ）蓄積情報量の追加に関する工事</p> <p>（ウ）ホームページ作成支援機能に関する工事（プラン1に係るものを除きます。）</p> <p>（エ）当社のウイルスチェックサービス利用規約に規定する第3種契約の利用の開始に関する工事</p> <p>（オ）当社のサイト内検索サービス利用規約に規定する利用の開始に関する工事</p> <p>（カ）当社のサイト内検索サービス利用規約に規定するサイト内検索ページ数の追加に関する工事</p> <p>（キ）当社の迷惑メールフィルタリングサービス利用規約に規定する利用の開始に関する工事（タイプ2に係るものに限り。）</p> <p>（ク）当社の迷惑メールフィルタリングサービス利用規約に規定する隔離ボックス蓄積容量の追加に関する工事</p>

	<p>ウ 第2種ホスティングサービスの利用の開始に関する工事と次の工事を同時に施工する場合の工事費の額は、利用の開始に関する工事費の額のほか、2（工事費の額）の規定にかかわらず、1の契約ごとに5,000円（5,250円）とします。</p> <p>（ア）蓄積できる容量の追加に関する工事</p> <p>（イ）当社のウイルスチェックサービス利用規約に規定する第4種契約の利用の開始に関する工事</p> <p>（ウ）当社のサイト内検索サービス利用規約に規定する利用の開始に関する工事</p> <p>（エ）当社のサイト内検索サービス利用規約に規定するサイト内検索ページ数の追加に関する工事</p> <p>（オ）当社の迷惑メールフィルタリングサービス利用規約に規定する利用の開始に関する工事（タイプ3に係るものに限ります。）</p> <p>（カ）当社の迷惑メールフィルタリングサービス利用規約に規定する隔離ボックス蓄積容量の追加に関する工事</p> <p>エ 第3種ホスティングサービスの利用の開始に関する工事と次の工事を同時に施工する場合の工事費の額は、利用の開始に関する工事費の額のほか、2（工事費の額）の規定にかかわらず、1の契約ごとに2,000円（2,100円）とします。</p> <p>（ア）メールアドレス数の追加に関する工事</p> <p>（イ）当社のウイルスチェックサービス利用規約に規定する第5種契約の利用の開始に関する工事</p> <p>（ウ）当社の迷惑メールフィルタリングサービス利用規約に規定する利用の開始に関する工事（タイプ4に係るものに限ります。）</p> <p>（エ）当社の迷惑メールフィルタリングサービス利用規約に規定する隔離ボックス蓄積容量の追加に関する工事</p> <p>オ 第4種ホスティングサービスの利用の開始に関する工事と次の工事を同時に施工する場合の工事費の額は、利用の開始に関する工事費の額のほか、2（工事費の額）の規定にかかわらず、1の契約ごとに5,000円（5,250円）とします。</p> <p>（ア）当社のウイルスチェックサービス利用規約に規定する第6種契約の利用の開始に関する工事</p> <p>（イ）当社の迷惑メールフィルタリングサービス利用規約に規定する利用の開始に関する工事（タイプ5に係るものに限ります。）</p> <p>（ウ）当社の迷惑メールフィルタリングサービス利用規約に規定する隔離ボックス蓄積容量の追加に関する工事</p>
(6) 別棟配線の場合のアクセス回線工事費の適用	別棟との間の配線工事を行った場合のアクセス回線工事費の額については、2（工事費の額）の規定にかかわらず、別に算定する実費とします。
(7) 割増工事費の適用	当社は、契約者から割増工事費を支払うことを条件に次表に規定する時間帯に工事を行ってほしい旨の申出があった場合であ

って、当社の I P 通信網サービスに係る業務の遂行上支障がないときは、その時間帯に工事を行うことがあります。この場合の割増工事費の額は、2（工事費の額）の規定にかかわらず、次表に規定する額とします。

工事を施工する時間帯	割増工事費の額
午後 5 時から午前 0 時まで及び午前 0 時から午前 8 時 30 分まで（1 月 1 日から 1 月 3 日まで及び 12 月 29 日から 12 月 31 日までの日にあつては、終日とします。）	その工事に関する工事費の額に 1.6 を乗じた額

(8) 工事費の適用除外

次の工事については、2（工事費の額）の規定にかかわらず、工事費の支払いを要しません。

ア 第 2 種オープンコンピュータ通信網サービスの提供の開始に関する工事（他社接続モバイルデータ通信機能を除きます。）又は第 6 種オープンコンピュータ通信網サービス（カテゴリー 2 及びカテゴリー 3 のものに限ります。）に関する工事  
イ ローミング機能、ウェブ機能、ホスティング機能、携帯電話番号等認証機能、着信課金機能、C C N グループ内通信機能、インターネット接続機能又は電子メール追加機能に関する工事

ウ 選択型パケットフィルタリング機能（第 6 種オープンコンピュータ通信網サービスに係るものを除きます。）又は上限伝送速度設定機能に関する工事（2-1-1(2)欄に規定するネットワーク工事費の利用の開始に関する工事が適用される工事と同時に施工する場合に限ります。）

エ 第 2 種オープンコンピュータ通信網サービス、第 3 種オープンコンピュータ通信網サービス、第 6 種オープンコンピュータ通信網サービス、第 7 種オープンコンピュータ通信網サービス、第 8 種オープンコンピュータ通信網サービスの電子メールの利用に関する工事

オ 第 1 種ドットフォン利用回線が当社が提供する第 2 種契約に係る回線である場合の第 1 種ドットフォンサービスの提供の開始に関する工事

カ クローズドコンピュータ通信網契約の提供の開始と同時に提供を開始する第 3 種シェアード I P - P B X サービスのオンネットグループ単位に行う工事及び I P セントレックス番号又はオンネット番号単位に行う工事（1 の I P セントレックス番号の登録に限ります。）

キ 次に掲げる契約に係る I P 通信網サービスの提供の開始により、D S L 回線に起因してリンク未確立状態となった場合、（そのことを当社が確認できる場合に限ります。）であつて、その I P 通信網サービスの提供の開始の日の翌日から起算して 20 日以内に、I P 通信網契約者からその旨の申出があり、その I P 通信網契約の解除又は特定加入者回線の移転若しくは品目の変更の請求が行われた場合の工事（リンク未確立状態となった I P 通信網サービスに係るもの及びその変更前の品目への変更に係るもの又はその移転前の特定加入者回線の終端の場所への移転に係るものに限ります。）

	<p>(ア) 第6種契約（カテゴリー5又はカテゴリー6（タイプ3に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）</p> <p>(イ) 第7種契約（カテゴリー1（タイプ1に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）</p> <p>(ウ) クローズドコンピュータ通信網契約（カテゴリー2（クラス4（プラン1に係るものに限ります。）、クラス5（プラン1に係るものに限ります。）又はクラス7（プラン1に係るものに限ります。））又はカテゴリー3のクラス2のタイプ1に係るものに限ります。）</p> <p>ク 第3種シェアードIP-PBXサービスの留守番伝言等機能の基本機能及び追加機能を利用している場合であって、基本機能のみの利用への変更に関する工事</p> <p>ケ 国際電話利用休止の開始に関する工事</p> <p>コ 第2種ドットフォンサービス（タイプ1に係るものに限ります。以下、この欄において同じとします。）の提供の開始又は通信チャネル数追加機能の利用の開始と同時に、その第2種ドットフォン契約に係るIP電話番号において行う付加機能（通信チャネル数追加機能、転送等機能、着信拒否機能又はクリックダイヤル等機能に限ります。以下この欄において同じとします。）の利用の開始に関する工事</p> <p>サ 第2種ドットフォン契約（タイプ1に係るものに限ります。以下、この欄において同じとします。）に係る番号情報送出機能タイプ2又は番号追加機能の利用の開始に関する工事と同時に、その番号情報送出機能タイプ2又は番号追加機能に係る追加番号において行う付加機能の利用の開始に関する工事</p> <p>シ 第2種ドットフォン契約に係る付加機能の利用の開始に関する工事のうち、代表機能又は代表番号機能に係るもの</p>
(9) 工事費の減額適用	<p>当社は、2（工事費の額）の規定にかかわらず、工事の態様等を勘案して、その工事費の額を減額して適用することがあります。</p>

2 工事費の額

2-1 オープンコンピュータ通信網サービスに関するもの

2-1-1 オープンコンピュータ通信網サービスの提供の開始、回線収容部の変更等、品目の変更、通信又は保守の態様による細目の変更、契約の区分の変更、加入者回線、契約者回線若しくは特定加入者回線の設置若しくは移転、アクセス回線共用の利用、アクセス回線二重化の利用、利用者識別共通符号の変更、同時セッション可能数の変更、回線終端装置の種類の変更等、第6種オープンコンピュータ通信網サービスの区別の変更、セキュリティサービスにおけるメールリレーの利用の開始又は利用内容の変更、第1種ホスティングサービスの種類の利用の開始、メールホスティングサービスの登録可能メールアドレス数の増加、メールホスティングサービスの蓄積情報量の増加、メール・ウェブホスティングサービスの区分の変更、メールアドレス数の追加利用によるメールアドレス数の追加、蓄積情報量の増加利用による蓄積情報量の増加若しくはその他の利用内容の変更、接続契約者回線等の接続の変更、付加機能の利用の開始、ダイヤルアップアクセスサービス着信機能の利用内容の変更、選択型パケットフィルタリング機能の利用内容の変更、IPv6トンネリング機能の利用内容の変更、上限伝送速度設定機能の利用内容の変更、端末設備の設置若しくは移転、回線調整又はその他の契約内容の変更に関する工事

		区 分		単 位	工事費の額		
(1)	ア イ から エ以 外に 関す る工 事の 場合	(ア)	利用の開始に関する工事の場合		1の契約ごとに	3,000円 (3,150円)	
			上記以外に関する工事の場合				1の契約ごとに
		(イ)	第4種オープンコンピュータ通信網サービスに関する工事の場合	タイプ1に関する工事の場合	利用の開始に関する工事の場合	1の工事ごとに	
					上記以外に関する工事の場合		1の工事ごとに

タイプ 2から タイプ 4に関 する工 事の場 合	ア イ 又は ウ以 外に 関す る工 事の 場合	利用の 開始に 関する 工事の 場合	1の工事ごとに	3,000円 (3,150円)
		上記以 外に関 する工 事の場 合	1の工事ごとに	2,000円 (2,100円)
	イ 当社が別に 定める地域全 てに関する工 事を、1の工 事として行う 場合		1の契約ごとに	300,000円 (315,000 円)
	ウ 当社が別に 定める地域に 関する工事の 場合		1の工事ごとに	10,000円 (10,500 円)
タイプ5に関す る工事のとき	利用の 開始に 関する 工事の 場合		1の工事ごとに	37,000円 (38,850 円)
	上記以 外に関 する工 事の場 合		1の工事ごとに	2,000円 (2,100円)
(ウ) 第 1種ホ ステイ ングサ ービス に関す る工事 の場合	メール ホステ イキング サービ スに関 する工 事の場 合	利用の開始に 関する工事の場合	1の工事ごとに	3,000円 (3,150円)
		ドメイン名管理 装置の部分に関 する工事の場合	1の種類ごとに	2,000円 (2,100円)
	登録可 能メー ルアド レス数 の追加 に関す る工事 の場合	利用の 開始に 関する 工事と 同時工 事の場合	1の工事ごとに	—

			上記以外の工事の場合	1の種類ごとに	2,000円 (2,100円)
			蓄積情報量の追加に関する工事の場合	1の工事ごとに	2,000円 (2,100円)
		メール・ウェブホスティングサービスに関する工事の場合	利用の開始に関する工事の場合	1の工事ごとに	3,000円 (3,150円)
			区分の変更に関する工事の場合	1の工事ごとに	2,000円 (2,100円)
			メールアドレス数の追加に関する工事の場合	1の工事ごとに	2,000円 (2,100円)
			蓄積情報量の増加に関する工事の場合	1の工事ごとに	2,000円 (2,100円)
	(エ) 第2種ホスティングサービスに関する工事の場合		利用の開始に関する工事の場合	1の工事ごとに	15,000円 (15,750円)
			区分の変更に関する工事の場合	1の工事ごとに	4,000円 (4,200円)
			蓄積できる容量の追加に関する工事の場合	1の追加工事ごとに	4,000円 (4,200円)
		DNSサーバを利用する際のドメイン名の登録(利用の開始又はプランの追加と同時工事の場合であって1のドメイン名の登録の場合を除き	利用の開始に関する工事と同時に行なわれる工事の場合	1の工事ごとに	5,000円 (5,250円)

		ます。)、又は変更(ドメイン名の変更又はドメイン名の移転に係るものを含みます。))に関する工事の場合	上記以外に関する工事の場合	1の工事ごとに	6,000円 (6,300円)
		DNSサーバを利用する際のドメイン名のゾーン編集(DNSサーバを利用する際のドメイン名の登録(利用の開始又はプランの追加と同時工事の場合であって1のドメイン名の登録の場合を除きます。))又は変更(ドメイン名の変更又はドメイン名の移転に係るものを含みます。))を除きます。))に関する工事の場合		1の工事ごとに	6,000円 (6,300円)
		仮想専用蓄積装置への設定等に関する工事の場合	データリストアに関する工事の場合	1の工事ごとに	31,000円 (32,550円)
			初期状態設定に関する工事の場合	1の工事ごとに	11,000円 (11,550円)
(オ) 第3種ホスティングサービスに関する工事の場合		利用の開始に関する工事の場合		1の契約ごとに	5,000円 (5,250円)
		区分の変更に関する工事の場合		1の工事ごとに	2,000円 (2,100円)
		メールアドレス数の追加に関する工事の場合		1の工事ごとに	2,000円 (2,100円)
(カ) 第4種ホスティングサービスに関する工事の場合		利用の開始に関する工事の場合	プランL1、プランL2又はプランL3に係る場合	1の工事ごとに	15,000円 (15,750円)

	プラン P Sに 係る場 合	1 の工事ごとに	101,000円 (106,050 円)
区分の変更に関する工事 の場合		1 の工事ごとに	4,000円 (4,200円)
DNSサーバを利用する際のド メイン名の登録 (利用の開始又 はプランの追加 と同時工事の場 合であって1の ドメイン名の登 録の場合を除き ます。)、又は変 更(ドメイン名 の変更又はドメ イン名の移転に 係るものを含み ます。)に関する 工事の場合	利用の 開始に 関する 工事と 同時に 行なわ れる工 事の場合	1 の工事ごとに	5,000円 (5,250円)
	上記以 外に関 する工 事の場合	1 の工事ごとに	6,000円 (6,300円)
DNSサーバを利用する 際のドメイン名のゾーン 編集(DNSサーバを利用 する際のドメイン名の 登録(利用の開始又はプ ランの追加と同時工事の 場合であって1のドメ イン名の登録の場合を除 きます。)、又は変更(ド メイン名の変更又はド メイン名の移転に係る ものを含みます。)) に関する工事の場合		1 の工事ごとに	6,000円 (6,300円)
仮想専用蓄積装 置への設定等 に関する工事の 場合	デー タリ スト アに 関 する 工 事 の 場 合	1 の工事ごとに	31,000円 (32,550 円)

		初期状態設定に関する工事の場合	1の工事ごとに	11,000円 (11,550円)
		イ 冗長設定に関する工事の場合	1の工事ごとに	20,000円 (21,000円)
		ウ BGP設定(グローバルAS)に関する工事(新規設定に関する工事の場合に限ります。)の場合		別に算定する実費
	エ 付加機能に関する工事の場合	(ア) (イ) から (コ) 以外の工事の場合	1の契約ごとに	1,000円 (1,050円)
		(イ) ダイヤルアップアクセスサービス着信機能に関する工事の場合	A B 又は C 以外の工事の場合	1の発信者識別共通符号ごとに 11,000円 (11,550円)
			B 利用の開始に関する工事の場合	1の発信者識別共通符号ごとに 13,000円 (13,650円)
			C ダイヤルアップアクセス回線の登録、追加又は変更に関する工事の場合	ダイヤルアップアクセス回線10回線までごとに 2,000円 (2,100円)

(ウ) 選択型パケットフィルタリング機能に関する工事の場合	第6種オープンコンピュータ通信網サービスの選択型パケットフィルタリング機能に関する工事の場合	1の契約ごとに	3,500円 (3,675円)
	上記以外の選択型パケットフィルタリング機能に関する工事の場合	1の契約ごとに	2,000円 (2,100円)
(エ) IPv6トンネリング機能に関する工事の場合	IPv6トンネリング装置に関する工事の場合	1の契約(二重化付加契約を除きます。)ごとに	2,000円 (2,100円)
	上記以外に関する工事の場合	1の契約(二重化付加契約を除きます。)ごとに	2,000円 (2,100円)
(オ) DNS機能に関する工事の場合	A B 又は C 以外に関する工事の場合	1の契約(二重化付加契約を除きます。)ごとに	2,000円 (2,100円)

		B プライマリ型の利用の開始に関する工事の場合	1の契約（二重化付加契約を除きます。）ごとに	11,000円 (11,550円)
		C セカンダリ型の利用の開始に関する工事の場合	1の契約（二重化付加契約を除きます。）ごとに	2,000円 (2,100円)
	(カ) ホームページ作成支援機能に関する工事の場合	プラン1の利用の開始に関する工事の場合	1の契約ごとに	—
		上記以外の工事の場合	1の契約ごとに	2,000円 (2,100円)
	(キ) IMAP4機能に関する工事の場合		1の契約ごとに	2,000円 (2,100円)
	(ク) マルチポリシー設定機能に関する工事の場合		ともに利用するマルチポリシー接続装置1台ごとに	15,000円 (15,750円)
	(ケ) 上限伝送速度設定機能に関する工事の場合		1の契約ごとに	2,000円 (2,100円)
	(コ) URLフィルタリング機能に関する工事の場合		1の契約ごとに	2,000円 (2,100円)

(2) ア ク セ ス 回 線 工 事 費	ア 加入者回線又は契約者回線に関する工事の場合	別に算定する実費
	イ 特定加入者回線に関する工事の場合	別に算定する実費
(3) 回 線 調 整 工 事 費	ア 回線収容替えを行う工事の場合	別に算定する実費
	イ ブリッジタップはずしを行う工事の場合	別に算定する実費
	ウ 保安器の変更を行う工事の場合	別に算定する実費

備考

- 1 第2種オープンコンピュータ通信網サービスに関する工事については、本規定を適用しません。
- 2 当社は、回線調整（保安器の変更を除きます。）の結果を、その第6種契約者又は第7種契約者に通知します。
- 3 当社は、回線調整について、その実施によりDSL方式に起因する事象が発生しなくなることを保証するものではありません。
- 4 回線調整の結果、DSL回線の通信の状態に全く改善が見られなかった場合、回線調整工事費は適用しません（保安器の変更に係るものを除きます。）。

2-1-2 削除

2-1-3 削除

2-1-4 第2種オープンコンピュータ通信網サービス（他社接続モバイルデータ通信機能）の提供の開始に関する工事費

区分	単位	工事費の額
他社接続モバイルデータ通信機能に関する工事費	1の契約ごとに	2,700円 (2,835円)

2-2 削除

2-2の2 削除

2-2の3 削除

2-2の4 削除

2-3 クローズドコンピュータ通信網サービスに関するもの

クローズドコンピュータ通信網サービスの提供の開始、品目の変更、CCNゲートウェイ装置の増設、外部接続回線の設置、GW二重化、アクセス回線二重化の利用、回線終端装置の設置等、回線調整又はその他の契約内容の変更に関する工事

区 分				単 位	工事費の額	
(1) ネット ワーク 工事 費	ア イ、 ウ、 エ又 はオ 以外 に関 する 工事 の場 合	カテゴリー1に 関する工事の場 合	CCNグループ回 線に係る登録、追 加又は変更を伴 う工事の場合	1のCCNグル ープ回線ごとに	6,000円 (6,300円)	
			CCNグループ回 線に係る登録、追 加又は変更を伴 わない工事の場 合	1契約ごとに	6,000円 (6,300円)	
	カテゴリー2に 関する工事の場 合	クラス 1及び クラス 3から クラス 7に関 する工 事の場 合	利用の 開始に 関する 工事の 場合	1の工事ごとに	3,000円 (3,150円)	
			上記以 外に関 する工 事の場 合	1の工事ごとに	2,000円 (2,100円)	
		クラス2に関する 工事の場合	1の工事ごとに	6,000円 (6,300円)		
	カ テ	クラ ス1	タイ プ1	利用の開始に関す る工事の場合	1の工事ごとに	3,000円 (3,150円)

	ゴ リ ー 3 に 関 す る 工 事 の 場 合	に 関 す る 工 事 の 場 合	か ら タ イ プ 3 及 び タ イ プ 5 に 関 す る 工 事 の 場 合	上記以外に関する 工事の場合	1の工事ごとに	2,000円 (2,100円)
				タイプ4又はタイプ6に 関する工事の場合	1の工事ごとに	6,000円 (6,300円)
		ク ラ ス 2 に 関 す る 工 事 の 場 合	利用の開始に関する工事 の場合	1の工事ごとに	3,000円 (3,150円)	
			上記以外に関する工事の 場合	1の工事ごとに	2,000円 (2,100円)	
		イ CCNゲートウェイ装置の設置に関する工事の場合		1の装置ごとに	10,000円 (10,500円)	
		ウ 外部接続回線の設置又は変更に関する工事の場合		1の外部接続回 線ごとに	6,000円 (6,300円)	
		エ CCNグループの 利用の開始に関する 工事の場合	カテゴリー2に関 する工事の場合	1の工事ごとに	4,000円 (4,200円)	
		オ CCNグループのドメインの変更に 関する工事の場合		1の工事ごとに	2,000円 (2,100円)	
	(2) アクセス回線工事費 (カテゴリー2 (クラス2 (タイプ4に係るものに限ります。)、クラス4、クラス5又はクラス7に係るものに限ります。) 又はカテゴリー3 (クラス1 (タイプ6に係るものに限ります。) 又はクラス2に係るものに限ります。) に関する工事の場合に限ります。)					別に算定する 実費
(3) 回 線 調 整 工 事 費	ア 回線収容替えを行う工事の場合					別に算定する 実費
	イ ブリッジタップはずしを行う工事の場 合					別に算定する 実費
	ウ 保安器の変更を行う工事の場合					別に算定する 実費

備考

- 1 当社は、回線調整（保安器の変更を除きます。）の結果を、そのクローズドコンピュータ通信網契約者に通知します。
- 2 当社は、回線調整について、その実施によりDSL方式に起因する事象が発生しなくなることを保証するものではありません。
- 3 回線調整の結果、DSL回線の通信の状態に全く改善が見られなかった場合、回線調整工事費は適用しません（保安器の変更に係るものを除きます。）。

2-4 第1種データ着信サービス及び第2種データ着信サービスに関するもの

2-4-1 第1種データ着信サービスの提供の開始、データ着信番号の設定、通信又は保守の態様による細目の変更、加入者回線の移転、着信ポートの追加、付加機能の利用の開始若しくは利用内容の変更又はその他の契約内容の変更に関する工事

区 分			単 位	工事費の額
(1) ネットワーク工事費	クラス1に関する工事の場合	アイ以外に関する工事の場合		1の契約ごとに 21,800円 (22,890円)
		イ着信ポートに関する工事の場合		1着信ポートごとに 5,000円 (5,250円)
	クラス2に関する工事の場合(インターネット接続機能及び電子メール追加機能に関する工事を除きます。)	アイ以外に関する工事の場合	利用の開始に関する工事の場合	1の契約ごとに 34,000円 (35,700円)
			上記以外の工事の場合	1の契約ごとに 11,000円 (11,550円)
		イアクセスタイプ2に関する工事の場合	利用の開始に関する工事の場合	1のアクセスタイプごとに 99,000円 (103,950円)
			上記以外の工事の場合	1のアクセスタイプごとに 76,000円 (79,800円)
(2) アクセス回線工事費				別に算定する実費

2-4-2 第2種データ着信サービスの提供の開始、データ着信番号の設定、通信又は保守の態様による細目の変更、着信ポートの追加、付加機能の利用の開始若しくは利用内容の変更又はその他の契約内容の変更に関する工事

区 分			単 位	工事費の額
(1) ネットワーク工事費	クラス1に関する工事の場合	アイ以外に関する工事の場合		1の契約ごとに 21,800円 (22,890円)
		イ着信ポートに関する工事の場合		1着信ポートごとに 5,000円 (5,250円)
	クラス2に関する工事の場合	アイ以外に関する工事の場合	利用の開始に関する工事の場合	1の契約ごとに 34,000円 (35,700円)

合（インターネット接続機能及び電子メール追加機能に関する工事を除きます。）		上記以外の工事の場合	1の契約ごとに	11,000円 (11,550円)
	イ アクセスタイプ2に関する工事の場合	利用の開始に関する工事の場合	1のアクセスタイプごとに	99,000円 (103,950円)
		上記以外の工事の場合	1のアクセスタイプごとに	76,000円 (79,800円)
クラス3に関する工事の場合（インターネット接続機能及び電子メール追加機能に関する工事を除きます。）	ア イ又はウ以外に関する工事の場合	利用の開始に関する工事の場合	1の契約ごとに	13,000円 (13,650円)
		電気通信番号の登録に関する工事の場合	データ利用回線等からの接続に係る区別に従って、10電気通信番号ごとに	2,000円 (2,100円)
		上記以外の工事の場合	1の契約ごとに	11,000円 (11,550円)
	イ アクセスタイプ2に関する工事の場合	利用の開始に関する工事の場合	1のアクセスタイプごとに	78,000円 (81,900円)
		電気通信番号の登録に関する工事の場合	データ利用回線等からの接続に係る区別に従って、10電気通信番号ごとに	2,000円 (2,100円)
		上記以外の工事の場合	1のアクセスタイプごとに	76,000円 (79,800円)
	ウ アクセスタイプ7に関する工事の場合	利用の開始に関する工事の場合	1のアクセスタイプごとに	90,000円 (94,500円)
		上記以外の工事の場合	1のアクセスタイプごとに	30,000円 (31,500円)
	(2) アクセス回線工事費			

2-5 第1種シェアードIP-PBXサービス及び第2種シェアードIP-PBXサービスに関するもの

第1種シェアードIP-PBXサービス及び第2種シェアードIP-PBXサービスの提供の開始、オンネット番号の変更、区別の変更、通信チャンネル数の変更、所属オンネットグループの変更、イーサネット接続契約者回線の収容、同時接続数チャンネル数の変更、付加機能の利用の開始若しくは利用内容の変更又はその他の契約内容の変更に関する工事

区 分		単 位	工事費の額	
交換機等工事費	ア イ、ウ、エ及びオ以外に関する工事の場合	1の契約ごとに	2,000円 (2,100円)	
	イ オンネットグループの新設に関する工事の場合	1のオンネットグループごとに	10,000円 (10,500円)	
	ウ イーサネット接続契約者回線の収容に関する工事の場合	1の工事ごとに	10,000円 (10,500円)	
	エ 同時接続チャンネル数の変更に関する工事の場合	1の契約ごとに	2,000円 (2,100円)	
	オ 付加機能の利用の開始等に関する工事の場合	下記以外に関する工事の場合	1の契約ごとに	2,000円 (2,100円)
		番号追加サービスの利用に関する工事の場合	クラス1のもの 1の申込みごとに	1,000円 (1,050円)
			クラス2のもの 1の申込みごとに	3,000円 (3,150円)
		番号追加機能の番号追加に関する工事の場合	クラス1のもの 追加する1の番号ごとに(オンネット番号及びIP電話番号それぞれごとに)	700円 (735円)
		クラス2のもの 追加する1の番号ごとに(オンネット番号及びIP電話番号それぞれごとに)	3,000円 (3,150円)	
	代表番号通知機能の利用の開始又は変更に関する工事の場合	1の代表番号ごとに	2,000円 (2,100円)	

	複数IPアドレス 利用機能の利用の 開始又は変更に関 する工事の場合	1の契約ごとに	2,000円 (2,100円)
--	---	---------	--------------------

2-5-2 第3種シェアードIP-PBXサービスに関するもの

第3種シェアードIP-PBXサービスの提供の開始、外線同時接続数の設定内容の変更、IPセントレックス番号の登録若しくは変更又は付加機能の利用の開始若しくは変更に関する工事

区 分			単 位	工事費の額	
交換機 等工事 費	ア 利用の 開始に関 する工事 の場合	オンネット グループ単 位に行う工 事の場合	カテゴリ 1のもの	1のオンネッ トグループご とに	10,000円 (10,500円)
			カテゴリ 2のもの	1のオンネッ トグループご とに	120,000円 (126,000円)
			カテゴリ 3のもの	1のオンネッ トグループご とに	10,000円 (10,500円)
			カテゴリ 4のもの	1のオンネッ トグループご とに	120,000円 (126,000円)
			カテゴリ 5のもの	1のオンネッ トグループご とに	10,000円 (10,500円)
		IPセント レックス番 号又はオン ネット番号 単位に行う 工事の場合	カテゴリ 1のもの	1のIPセン トレックス番 号又はオンネ ット番号ごと に	1,000円 (1,050円)
			カテゴリ 2のもの	1のIPセン トレックス番 号又はオンネ ット番号ごと に	1,000円 (1,050円)
			カテゴリ 3のもの	1のIPセン トレックス番 号又はオンネ ット番号ごと に	1,000円 (1,050円)
			カテゴリ 4のもの	1のIPセン トレックス番 号又はオンネ ット番号ごと に	1,000円 (1,050円)

	カテゴリー 5のもの	1のIPセン トレックス番 号又はオンネ ット番号ごと に	1,000円 (1,050円)
V o I P利 用回線、イー サネット 利用回線及 びI P - V P N利用回 線単位に行 う工事の場 合	カテゴリー 1のもの	1のV o I P 利用回線ごと に	5,000円 (5,250円)
	カテゴリー 2のもの	1のイーサネ ット利用回線 ごとに	5,000円 (5,250円)
	カテゴリー 3のもの	1のV o I P 利用回線ごと に	5,000円 (5,250円)
	カテゴリー 4のもの	1のI P - V P N利用回線 ごとに	5,000円 (5,250円)
代表機能又は代表番号 通知機能に関する工事 の場合		1の代表番号 ごとに	1,000円 (1,050円)
コールパーク機能又は コールピックアップ機 能に関する工事の場合		1のI P電話 グループごと に	1,000円 (1,050円)
番号ポータビリティ機 能に関する工事の場合		1のI Pセン トレックス番 号又はオンネ ット番号ごと に	4,000円 (4,200円)
モバイルアクセス利用 回線等の接続に関する 工事の場合		1のI Pセン トレックス番 号又はオンネ ット番号ごと に	3,000円 (3,150円)
上記以外に関する工事 の場合		1のV o I P 利用回線、イー サネット利用 回線又はI P - V P N利用 回線ごとに	2,000円 (2,100円)

イ 上記以外に関する工事の場合	オンネットグループ単位（シームレス通信を行っているときはシームレスグループ単位）に行う工事の場合	カテゴリー1のもの	1のオンネットグループごとに又は1のシームレスグループごとに	5,000円 (5,250円)
		カテゴリー2のもの	1のオンネットグループごとに又は1のシームレスグループごとに	5,000円 (5,250円)
		カテゴリー3のもの	1のオンネットグループごとに又は1のシームレスグループごとに	5,000円 (5,250円)
		カテゴリー4のもの	1のオンネットグループごとに又は1のシームレスグループごとに	5,000円 (5,250円)
		カテゴリー5のもの	1のオンネットグループごとに又は1のシームレスグループごとに	5,000円 (5,250円)
	IPセントレックス番号又はオンネット番号単位に行う工事の場合	カテゴリー1のもの	1のIPセントレックス番号又はオンネット番号ごとに	1,000円 (1,050円)
		カテゴリー2のもの	1のIPセントレックス番号又はオンネット番号ごとに	1,000円 (1,050円)
		カテゴリー3のもの	1のIPセントレックス番号又はオンネット番号ごとに	1,000円 (1,050円)
		カテゴリー4のもの	1のIPセントレックス番号又はオンネット番号ごとに	1,000円 (1,050円)

		カテゴリー 5のもの	1のIPセン トレックス番 号又はオンネ ット番号ごと に	1,000円 (1,050円)
V o I P利 用回線、イー サネット 利用回線及 びI P-V P N利用回 線単位に行 う工事の場 合		カテゴリー 1のもの	1のV o I P 利用回線ごと に	5,000円 (5,250円)
		カテゴリー 2のもの	1のイーサネ ット利用回線 ごとに	5,000円 (5,250円)
		カテゴリー 3のもの	1のV o I P 利用回線ごと に	5,000円 (5,250円)
		カテゴリー 4のもの	1のI P-V P N利用回線 ごとに	5,000円 (5,250円)
	代表機能又は代表番号 通知機能に関する工事 の場合		1の代表番号 ごとに	1,000円 (1,050円)
	コールパーク機能又は コールピックアップ機 能に関する工事の場合		1のI P電話 グループごと に	1,000円 (1,050円)
	番号ポータビリティ機 能に関する工事の場合		1のI Pセン トレックス番 号ごとに	4,000円 (4,200円)
	モバイルアクセス利用 回線等の接続に関する 工事の場合		1のI Pセン トレックス番 号又はオンネ ット番号ごと に	3,000円 (3,150円)
	上記以外に関する工事 の場合		1のV o I P 利用回線、イー サネット利用 回線又はI P -V P N利用 回線ごとに	2,000円 (2,100円)

2-5-3 第4種シェアードIP-PBXサービスに関するもの

第4種シェアードIP-PBXサービスの提供の開始、IP電話番号の登録又は変更、ネットワーク電話帳の追加若しくは変更、付加機能の利用内容の変更又はその他の契約内容の変更に関する工事

区 分				単 位	工事費の額
交換機 等工事 費	ア 利用 の開始 に関する工事 の場合	カテゴリー1 のもの	下記以外のもの	1の工事ごとに	17,000円 (17,850円)

			追加する1のIP電話番号ごとに	700円 (735円)
		共有電話帳の追加に係るもの	1の工事ごとに	1,200円 (1,260円)
	カテゴリー2のもの	下記以外のもの	1の工事ごとに	2,000円 (2,100円)
			追加する1のIP電話番号ごとに	700円 (735円)
		発信番号受信機能に係るもの	1の工事ごとに	2,000円 (2,100円)
		発信番号非通知機能に係るもの	1の工事ごとに	2,000円 (2,100円)
		カテゴリー3に係るもの		1の契約ごとに
			1のIP電話番号ごとに	1,000円 (1,050円)
イ 上記以外に関する工事の場合	カテゴリー1のもの	下記以外のもの	1の工事ごとに	3,500円 (3,675円)
			追加する1のIP電話番号ごとに	700円 (735円)
		共有電話帳の追加に係るもの	1の工事ごとに	1,200円 (1,260円)
	カテゴリー2のもの	下記以外のもの	1の工事ごとに	2,000円 (2,100円)
			IP電話番号の追加に係るもの	追加する1のIP電話番号ごとに
		発信番号受信機能に係るもの	1の工事ごとに	2,000円 (2,100円)
		発信番号非通知機能に係るもの	1の工事ごとに	2,000円 (2,100円)

	カテゴリー3 に係るもの	下記以外のもの	1の契約ごとに	5,000円 (5,250円)
		I P 電話番号 に係るもの	1のI P 電話番号ごとに	1,000円 (1,050円)

2-5-4 第5種シェアードI P-P B Xサービスに関するもの  
第5種シェアードI P-P B Xサービスの提供の開始及び付加機能  
の利用の開始等に関する工事

区 分		単 位	工事費の額	
交 換 機 等 工 事 費	利用の開始に関する工事	1のI P 電話 番号ごとに	3,000円 (3,150円)	
	付加機能の 利用の開始 等に関する 工事	発信者番号非通知機能に 関する工事	1のI P 電話 番号ごとに	1,000円 (1,050円)
		通信中転送機能の利用に 関する工事	1のI P 電話 番号ごとに	1,000円 (1,050円)
		無条件転送機能の利用に 関する工事	1のI P 電話 番号ごとに	1,000円 (1,050円)
		無応答転送機能の利用に 関する工事	1のI P 電話 番号ごとに	1,000円 (1,050円)
		圏外転送機能の利用に 関する工事	1のI P 電話 番号ごとに	1,000円 (1,050円)
		端末起動機能の利用の開 始に関する工事	1の契約者識 別符号ごとに	5,000円 (5,250円)

2-6 第1種ドットフォンサービスに関するもの  
第1種ドットフォンサービスの提供の開始に関する工事

区 分		単 位	工事費の額
交換機等工事費	タイプ1の利用の開始に 関する工事	1契約ごとに	500円 (525円)
備考			
1 第1種ドットフォンサービスに関する工事については、1（適用）の(7)欄の規定を適用しません。			

2-7 第2種ドットフォンサービスに関するもの

第2種ドットフォンサービスの提供の開始、通信チャネル数の変更、若しくはその他利用内容の変更、又は付加機能の利用の開始に関する工事

区 分			単 位	工事費の額
交換機等 工事費	タイプ1 のもの	ア イ～ウ以外の工事	1 契約ごとに	2,000円 (2,100円)
		イ ウ以外の付加機能の利用の開始に関する工事	1 の番号ごとに	500円 (525円)
		ウ 付加機能（通信チャネル数追加機能に限ります。）の利用の開始に関する工事	1 契約ごとに	2,000円 (2,100円)
	タイプ2のもの	1 の工事ごとに	1,000円 (1,050円)	
備考				
1 第2種ドットフォンサービスに関する工事については、1（適用）の(7)欄の規定を適用しません。				

2-8 削除

2-9 削除

第3表 附帯サービスに関する料金

第1 IPアドレスの登録又は変更登録に関する料金

区 分	単 位	料 金 額
新たにIPアドレスの登録をする場合の料金	1の登録ごとに	5,500円 (5,775円)
登録済IPアドレスの変更登録をする場合の料金	1の変更登録ごとに	1,000円 (1,050円)

第2 ドメイン名の登録又は変更登録等に関する料金

ア 汎用JPドメイン名に係るもの

区 分	単 位	料 金 額
新たなドメイン名の登録に関する料金	1ドメイン名ごとに	4,500円 (4,725円)
登録済ドメイン名の変更登録等に関する料金	1ドメイン名ごとに	1,000円 (1,050円)
登録済ドメイン名の更新に関する料金	1ドメイン名ごとに	3,500円 (3,675円)

イ 属性型JPドメイン名に係るもの

区 分	単 位	料 金 額
新たなドメイン名の登録に関する料金	1ドメイン名ごとに	5,762円 (6050.10円)
登録済ドメイン名の変更登録等に関する料金	1ドメイン名ごとに	1,000円 (1,050円)
登録済ドメイン名の更新に関する料金	1ドメイン名ごとに	3,500円 (3,675円)

第2の2 回線制御装置使用料

1 適用

区 分	内 容			
(1) 回線制御装置の種別等に係る料金	当社は、回線制御装置使用料の基本料を適用するにあたって、次表のとおり回線制御装置の種別等を定めます。 ア 回線制御装置の種別			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>VPN型</td> <td>IPセキュリティプロトコルによる通信を行うことができる機能及びファイアウォール機能（その装置を介してIP通信網と自営端末設備との間で行われる通信のうち、自営端末設備への不正アクセスその他契約者が意図しない通信をその契約者があらかじめ指定するところにより制限することができる機能をいいます。以下同じとします。）、それら機能に加えてSMF機能（その装置をIP通信網に接続することにより、その装置の監視及び各種設定等運用を契約者により行なうことができる機能をいう。）による通信又はSecure Sockets Layer（以下「SSL」とします。以下同じとします。）による通信を行うことができる機能を有する装置</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	内 容	VPN型
種 類	内 容			
VPN型	IPセキュリティプロトコルによる通信を行うことができる機能及びファイアウォール機能（その装置を介してIP通信網と自営端末設備との間で行われる通信のうち、自営端末設備への不正アクセスその他契約者が意図しない通信をその契約者があらかじめ指定するところにより制限することができる機能をいいます。以下同じとします。）、それら機能に加えてSMF機能（その装置をIP通信網に接続することにより、その装置の監視及び各種設定等運用を契約者により行なうことができる機能をいう。）による通信又はSecure Sockets Layer（以下「SSL」とします。以下同じとします。）による通信を行うことができる機能を有する装置			

FW型	ファイアウォール機能を有する装置であって、その機能の提供に特化したもの
コンバータ型	インターフェースの変換機能を有する装置であって、その機能の提供に特化したもの
備考 FW型の提供を受ける契約者は、その回線制御装置について、MSS（インターネットセキュリティシステムズ株式会社が提供するセキュリティに関する監視及び管理等に関するサービスをいいます。）を利用することができるものとします。	

イ 回線制御装置の種類

(ア) VPN型

① ②及び③以外のもの

種類	内容
NS-I a型	NS-I b型と同等のものであって、接続可能な自営端末設備（当社が別に定めるものに限ります。）の数に制限のあるもの
NS-I b型	電気通信回線を収容するインタフェースが10BASE-T対応のものであって、IPセキュリティプロトコルにより設定可能な通信路の数の上限が9のもの
NS-I c型	電気通信回線を収容するインタフェースが10BASE-T及び100BASE-TX対応のものであって、IPセキュリティプロトコルにより設定可能な通信路の数の上限が1のもの
NS-I d型	電気通信回線を収容するインタフェースが10BASE-T及び100BASE-TX対応、IPセキュリティプロトコルにより設定可能な通信路の数の上限が9のものであって、RTX型以外のもの
RTX型	電気通信回線を収容するインタフェースが10BASE-T及び100BASE-TX対応のものであって、IPセキュリティプロトコルにより設定可能な通信路の数の上限が9のもの
NS-II型	電気通信回線を収容するインタフェースが10BASE-T及び100BASE-TX対応のものであって、IPセキュリティプロトコルにより設定可能な通信路の数の上限が24のもの
NS-III型	電気通信回線を収容するインタフェースが10BASE-T及び100BASE-TX対応のものであって、IPセキュリティプロトコルにより設定可能な通信路の数の上限が99のもの
NS-IV型	電気通信回線を収容するインタフェースが10BASE-T及び100BASE-TX対応のものであって、IPセキュリティプロトコルにより設定可能な通信路の数の上限が999のもの

② SSL型

種類	内 容
FP-I型	電気通信回線を収容するインタフェースが10BASE-T及び100BASE-TX対応のものであってSSLにより設定可能な通信路の数の上限が25のもの
FP-II型	電気通信回線を収容するインタフェースが10BASE-T及び100BASE-TX対応のものであってSSLにより設定可能な通信路の数の上限が50のもの
FP-III型	電気通信回線を収容するインタフェースが10BASE-T及び100BASE-TX対応のものであってSSLにより設定可能な通信路の数の上限が100のもの
FP-IV型	電気通信回線を収容するインタフェースが10BASE-T及び100BASE-TX対応のものであってSSLにより設定可能な通信路の数の上限が250のもの
FP-V型	電気通信回線を収容するインタフェースが10BASE-T及び100BASE-TX対応のものであってSSLにより設定可能な通信路の数の上限が500のもの
FP-VI型	電気通信回線を収容するインタフェースが10BASE-T及び100BASE-TX対応のものであってSSLにより設定可能な通信路の数の上限が1,000のもの
FP-I型	他社接続契約者回線（品目が64kb/s又は128kb/sのものに限ります。）又は利用回線を収容することができるものであって、IPセキュリティプロトコルにより設定可能な通信路の数の上限が15のもの

③ SMF型

種類	内 容
I型	IPセキュリティプロトコルにより設定可能な通信路の上限が64のもの
II型	IPセキュリティプロトコルにより設定可能な通信路の上限が256のもの

(イ) FW型

種類	内 容

	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="571 264 703 315">I 型</td> <td data-bbox="703 264 1294 315">II 型以外のもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="571 315 703 367">II 型</td> <td data-bbox="703 315 1294 367">二重化を行うことができるもの</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="571 367 1294 763"> 備考  1 FW型の I 型及び II 型には、ライセンス数の区分があります。  2 上記のライセンス数の区分は、25、50、100、250及び無制限とします。  3 当社は、契約者から請求があったときは、ライセンス数が増加する場合に限り、ライセンス数の区分の変更を行います。  4 当社は、契約者（現に二重化を行っていない II 型に係る者に限ります。）から請求があったときは、回線制御装置の二重化を行います。 </td> </tr> </table>	I 型	II 型以外のもの	II 型	二重化を行うことができるもの	備考 1 FW型の I 型及び II 型には、ライセンス数の区分があります。 2 上記のライセンス数の区分は、25、50、100、250及び無制限とします。 3 当社は、契約者から請求があったときは、ライセンス数が増加する場合に限り、ライセンス数の区分の変更を行います。 4 当社は、契約者（現に二重化を行っていない II 型に係る者に限ります。）から請求があったときは、回線制御装置の二重化を行います。							
I 型	II 型以外のもの												
II 型	二重化を行うことができるもの												
備考 1 FW型の I 型及び II 型には、ライセンス数の区分があります。 2 上記のライセンス数の区分は、25、50、100、250及び無制限とします。 3 当社は、契約者から請求があったときは、ライセンス数が増加する場合に限り、ライセンス数の区分の変更を行います。 4 当社は、契約者（現に二重化を行っていない II 型に係る者に限ります。）から請求があったときは、回線制御装置の二重化を行います。													
(2) 回線制御装置の保守の区別に係る料金の適用	<p data-bbox="555 815 1294 875">当社は、回線制御装置使用料の基本料を適用するにあたって、次表のとおり回線制御装置の保守の区別を定めます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="571 887 703 938">区 別</th> <th data-bbox="703 887 1294 938">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="571 938 703 1229">保守タイプ0</td> <td data-bbox="703 938 1294 1229">その回線制御装置の修理又は復旧について当社の係員（当社の委託により修理又は復旧を行う者を含みます。以下この表において同じとします。）を派遣しないものであって、IP通信網サービス取扱所の営業時間外にその回線制御装置の修理の請求を受け付けた場合に、その受け付けた時刻以後の直近の営業時間においてその修理又は復旧の手配を行うもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="571 1229 703 1453">保守タイプ1</td> <td data-bbox="703 1229 1294 1453">その回線制御装置の修理又は復旧について当社の係員を派遣するものであって、IP通信網サービス取扱所の営業時間外にその回線制御装置の修理の請求を受け付けた場合に、その受け付けた時刻以後の直近の営業時間においてその修理又は復旧を行うもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="571 1453 703 1644">保守タイプ2</td> <td data-bbox="703 1453 1294 1644">その回線制御装置の修理又は復旧について当社の係員を派遣するものであって、その回線制御装置の修理の請求を受け付けた場合に、IP通信網サービス取扱所の営業時間にかかわらずその修理又は復旧を行うもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="571 1644 703 1727">保守タイプ3</td> <td data-bbox="703 1644 1294 1727">保守タイプ0から保守タイプ2以外のもの</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="571 1727 1294 1935"> 備考  1 この約款において「営業時間」とは、土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）の規定により休日とされた日並びに1月2日及び1月3日をいいます。）を除く毎日午前9時から午後5時までの時間をいいます。以下、同じとします。 </td> </tr> </tbody> </table>	区 別	内 容	保守タイプ0	その回線制御装置の修理又は復旧について当社の係員（当社の委託により修理又は復旧を行う者を含みます。以下この表において同じとします。）を派遣しないものであって、IP通信網サービス取扱所の営業時間外にその回線制御装置の修理の請求を受け付けた場合に、その受け付けた時刻以後の直近の営業時間においてその修理又は復旧の手配を行うもの	保守タイプ1	その回線制御装置の修理又は復旧について当社の係員を派遣するものであって、IP通信網サービス取扱所の営業時間外にその回線制御装置の修理の請求を受け付けた場合に、その受け付けた時刻以後の直近の営業時間においてその修理又は復旧を行うもの	保守タイプ2	その回線制御装置の修理又は復旧について当社の係員を派遣するものであって、その回線制御装置の修理の請求を受け付けた場合に、IP通信網サービス取扱所の営業時間にかかわらずその修理又は復旧を行うもの	保守タイプ3	保守タイプ0から保守タイプ2以外のもの	備考 1 この約款において「営業時間」とは、土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）の規定により休日とされた日並びに1月2日及び1月3日をいいます。）を除く毎日午前9時から午後5時までの時間をいいます。以下、同じとします。	
区 別	内 容												
保守タイプ0	その回線制御装置の修理又は復旧について当社の係員（当社の委託により修理又は復旧を行う者を含みます。以下この表において同じとします。）を派遣しないものであって、IP通信網サービス取扱所の営業時間外にその回線制御装置の修理の請求を受け付けた場合に、その受け付けた時刻以後の直近の営業時間においてその修理又は復旧の手配を行うもの												
保守タイプ1	その回線制御装置の修理又は復旧について当社の係員を派遣するものであって、IP通信網サービス取扱所の営業時間外にその回線制御装置の修理の請求を受け付けた場合に、その受け付けた時刻以後の直近の営業時間においてその修理又は復旧を行うもの												
保守タイプ2	その回線制御装置の修理又は復旧について当社の係員を派遣するものであって、その回線制御装置の修理の請求を受け付けた場合に、IP通信網サービス取扱所の営業時間にかかわらずその修理又は復旧を行うもの												
保守タイプ3	保守タイプ0から保守タイプ2以外のもの												
備考 1 この約款において「営業時間」とは、土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）の規定により休日とされた日並びに1月2日及び1月3日をいいます。）を除く毎日午前9時から午後5時までの時間をいいます。以下、同じとします。													

	<p>2 SMF型については、保守タイプ0及び3に限り提供します。</p> <p>3 FW型については、保守タイプ2に限り提供します。</p> <p>4 コンバータ型については、保守タイプ2及び3に限り提供します。</p> <p>5 保守タイプ3に係る回線制御装置については、保守タイプ0、保守タイプ1又は保守タイプ2に係る回線制御装置を利用する契約者（SMF型は代表管理者に限りです。）に限り提供します。この場合、保守タイプ3に係る回線制御装置（SMF型に係るものを除きます。）の種別及び種類は、保守タイプ0、保守タイプ1又は保守タイプ2に係る回線制御装置の種別及び種類と同一のものとします。</p> <p>6 当社は、契約者（SMF型に係るものを除きます。）から請求があったときは、次に掲げるものに限り、回線制御装置の保守の区別の変更を行います。</p> <p>(1) 保守タイプ0から保守タイプ1又は保守タイプ2への変更</p> <p>(2) 保守タイプ1と保守タイプ2との間の相互の変更</p>
(3) 最低利用期間内に回線制御装置の提供の廃止があった場合の料金の適用	<p>ア 回線制御装置（SSL型、SMF型、FW型及びコンバータ型に限りです。）には、最低利用期間があります。</p> <p>イ 契約者は、最低利用期間内に回線制御装置の提供の廃止があった場合は、残余の期間に対応する回線制御装置使用料の基本料に相当する額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。</p>
(4) 回線制御装置使用料の適用	回線制御装置使用料は、料金表通則の規定に準じて取り扱いません。

## 2 料金額

### 2-1 基本料

#### 2-1-1 VPN型に係るもの

##### 2-1-1-1 2-1-1-2及び2-1-1-3以外のもの

1台ごとに月額

区 分	料 金 額			
	保守タイプ0	保守タイプ1	保守タイプ2	保守タイプ3
NS-I a型	5,900円 (6,195円)	6,900円 (7,245円)	7,400円 (7,770円)	5,300円 (5,565円)
NS-I b型	12,800円 (13,440円)	14,000円 (14,700円)	14,800円 (15,540円)	10,900円 (11,445円)
NS-I c型	3,200円 (3,360円)	3,900円 (4,095円)	4,200円 (4,410円)	2,700円 (2,835円)
NS-I d型	5,900円 (6,195円)	6,900円 (7,245円)	7,400円 (7,770円)	5,300円 (5,565円)

R T X型	6,500円 (6,825円)	7,500円 (7,875円)	8,000円 (8,400円)	5,800円 (6,090円)
N S - II型	38,000円 (39,900円)	45,500円 (47,775円)	47,000円 (49,350円)	36,000円 (37,800円)
N S - III型	61,000円 (64,050円)	74,000円 (77,700円)	76,000円 (79,800円)	57,000円 (59,850円)
N S - IV型	95,000円 (99,750円)	111,500円 (117,075円)	114,500円 (120,225円)	89,000円 (93,450円)

2-1-1-2 SSL型のもの

1台ごとに月額

区 分	料 金 額			
	保守タイプ0	保守タイプ1	保守タイプ2	保守タイプ3
F P - I型	108,000円 (113,400円)	118,000円 (123,900円)	148,000円 (155,400円)	—
F P - II型	188,000円 (197,400円)	198,000円 (207,900円)	228,000円 (239,400円)	—
F P - III型	288,000円 (302,400円)	298,000円 (312,900円)	328,000円 (344,400円)	—
F P - IV型	548,000円 (575,400円)	558,000円 (585,900円)	588,000円 (617,400円)	—
F P - V型	768,000円 (806,400円)	778,000円 (816,900円)	808,000円 (848,400円)	—
F P - VI型	978,000円 (1,026,900円)	988,000円 (1,037,400円)	1,018,000円 (1,068,900円)	—

2-1-1-3 SMF型のもの

1台ごとに月額

区 分	料 金 額	
	保守タイプ0	保守タイプ3
I型	9,000円 (9,450円)	6,800円 (7,140円)
II型	23,000円 (24,150円)	20,800円 (21,840円)

2-1-2 FW型に係るもの

1台(1組)ごとに月額

区 分	料 金 額				
	25	50	100	250	無制限

I 型	198,000円 (207,900円)	212,000円 (222,600円)	219,000円 (229,950円)	226,000円 (237,300円)	236,000円 (247,800円)
II 型（下記以外のもの）	253,000円 (265,650円)	267,000円 (280,350円)	274,000円 (287,700円)	280,000円 (294,000円)	290,000円 (304,500円)
II 型（二重化を行うもの）	448,000円 (470,400円)	474,000円 (497,700円)	487,000円 (511,350円)	500,000円 (525,000円)	520,000円 (546,000円)

2-1-3 コンバータ型に係るもの

1 台ごとに月額

区 分	料 金 額			
	保守タイプ0	保守タイプ1	保守タイプ2	保守タイプ3
料金額	—	—	15,000円 (15,750円)	15,000円 (15,750円)

2-2 オプションサービス利用料

2-2-1 バックアップ設定サービスに係るもの

1 台ごとに月額

区 分	料 金 額
バックアップ設定サービス	500円 (525円)
備考	
<p>1 「バックアップ設定サービス」とは、回線制御装置に通常に收容される電気通信回線（以下この表において「通常回線」といいます。）のほか、他の電気通信回線（以下この表において「予備回線」といいます。）が收容されることを条件として、通常回線による通信を行うことができない状態（通信に著しい支障が生じ、通信を行うことができない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）となった場合に、予備回線に切り替えるサービスをいいます。</p> <p>2 バックアップ設定サービスは、VPN型のRTX型に限り提供します。 ただし、保守タイプ0については、バックアップ設定サービスを提供しません。</p> <p>3 バックアップ設定サービスに必要な電気通信サービスの料金等については、契約者に負担していただきます。</p> <p>4 1から3に規定するほか、バックアップ設定サービスに関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>	

2-2-2 簡易設定変更サービスに係るもの

1 台ごとに月額

区 分	料 金 額
NS-I a 型	1,000円 (1,050円)
NS-I b 型	1,000円 (1,050円)
NS-I c 型	1,000円 (1,050円)
NS-I d 型	1,000円 (1,050円)

R T X型	1,000円 (1,050円)
N S - II型	5,000円 (5,250円)
N S - III型	8,000円 (8,400円)
N S - IV型	10,000円 (10,500円)
F P - I型	10,000円 (10,500円)
F P - II型	10,000円 (10,500円)
F P - III型	10,000円 (10,500円)
F P - IV型	10,000円 (10,500円)
F P - V型	10,000円 (10,500円)
F P - VI型	10,000円 (10,500円)
備考	
<p>1 「簡易設定変更サービス」とは、上記の料金を支払うことを条件として、回線制御装置の設定変更（当社指定の内容に限ります。）を、その変更に係る回線制御装置工事費の支払いを要することなく行うことができるサービスをいいます。</p> <p>2 簡易設定変更サービスは、V P N型に限り提供します。</p> <p>3 1及び2に規定するほか、簡易設定変更サービスに関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>	

2-2-3 お客様情報管理サービスに係るもの

1台ごとに月額

区 分	料 金 額
F P - I型	9,000円 (9,450円)
F P - II型	10,000円 (10,500円)
F P - III型	12,000円 (12,600円)
F P - IV型	14,000円 (14,700円)
F P - V型	16,000円 (16,800円)
F P - VI型	19,000円 (19,950円)
備考	
<p>1 「お客様情報管理サービス」とは、上記の料金を支払うことを条件として、回線制御装置におけるお客様情報の登録等設定変更（当社指定の内容に限ります。）を、その変更に係る回線制御装置工事費の支払いを要することなく行うことができるサービスをいいます。</p> <p>2 お客様情報管理サービスは、V P N型（S S L型に限ります。）に限り提供します。</p> <p>3 1及び2に規定するほか、お客様情報管理サービスに関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>	

2-2-4 運用サポートサービスに係るもの

1台ごとに月額

区 分	料 金 額
サポートタイプ1	1,000円 (1,050円)
サポートタイプ2	2,500円 (2,625円)
サポートタイプ3	4,800円 (5,040円)

備考

- 1 「運用サポートサービス」とは、上記の料金を支払うことを条件として、回線制御装置（VPN型であって、SSL型以外のもの（回線制御装置の保守の区別が保守タイプ3のものを除きます。）に限り。）に係る運用情報等（「Ping監視」、「基本ポータル」、「回線制御装置のログ確認」、「回線制御装置状態監視と通知」、「能動保守」又は「高機能ポータル」をいいます。以下本欄において同じとします。）を提供するサービスをいいます。
- 2 「サポートタイプ1」とは「Ping監視」、「基本ポータル」及び「回線制御装置のログ確認」を提供するものをいいます。
- 3 「サポートタイプ2」とは、サポートタイプ1に加えて、「回線制御装置状態監視と通知」及び「能動保守」を提供するものをいいます。
- 4 「サポートタイプ3」とは、サポートタイプ2に加えて、「高機能ポータル」を提供するものをいいます。
- 5 サポートタイプ2又はサポートタイプ3に係るものは、回線制御装置の保守区分が保守タイプ1、保守タイプ2又は保守タイプ3のものに限り提供します。
- 6 第6種契約（別記13の2の(3)のイに定める契約に係るものを除きます。）に係るサポートタイプ2又はサポートタイプ3の提供は、カテゴリ5に係るもの又は保守一元サービスを利用しているものに限り提供します。
- 7 当社は、契約者から請求があったときは、運用サポートサービスの区分の変更を行います。この場合、契約者は料金表第3表に規定する手数料の支払を要します。
- 8 当社は、運用情報等が提供されないことに伴い発生する損害については、一切の責任を負わないものとします。
- 9 「Ping監視」、「基本ポータル」、「回線制御装置のログ確認」、「回線制御装置状態監視と通知」、「能動保守」又は「高機能ポータル」に関する機能の詳細については、当社が別に定めるところによります。

第2の2の2 回線制御装置手数料

1 適用

区 分	内 容
回線制御装置手数料の適用	回線制御装置手数料は、回線制御装置に係るオプションサービスのうち、簡易設定変更サービス又はお客様情報管理サービス又は運用サポートサービスの利用等の請求をし、その承諾を受けた場合に適用します。ただし、回線制御装置の利用の請求と同時に簡易設定変更サービス、お客様情報管理サービス又は運用サポートサービスの利用の請求をする場合は、回線制御装置手数料の支払いを要しません。

2 料金額

区 分	単 位	料 金 額
-----	-----	-------

回線制御装置手数料	1台ごとに	5,000円 (5,250円)
-----------	-------	-----------------

第2の2の3 ボイスモードゲートウェイ装置の提供等に係る料金

1 適用

区 分	内 容										
(1) ボイスモードゲートウェイ装置の提供等に係る料金の適用	<p>1 当社は第1種シェアードIP-PBX契約者、第2種シェアードIP-PBX契約者又は第3種シェアードIP-PBX契約者について、ボイスモードゲートウェイ装置の提供等に係る料金を適用します。</p> <p>2 当社は、ボイスモードゲートウェイ装置の提供等に係る料金を料金表通則の規定に準じて取り扱います。</p>										
(2) ボイスモードゲートウェイ装置の保守の区別に係る料金の適用	<p>当社は、ボイスモードゲートウェイ装置の提供等に係る料金を適用するにあたって、次表のとおりボイスモードゲートウェイ装置の保守の区別を定めます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保守タイプL</td> <td>そのボイスモードゲートウェイ装置（ソフトウェアに係る部分を除きます。）の修理又は復旧について当社の係員（当社の委託により修理又は復旧を行う者を含みます。以下この表において同じとします。）を派遣しないものであって、IP通信網サービス取扱所の営業時間外にそのボイスモードゲートウェイ装置の修理の請求を受け付けた場合に、その受け付けた時刻以後の直近の営業時間においてその修理又は復旧の手配を行うもの</td> </tr> <tr> <td>保守タイプO</td> <td>そのボイスモードゲートウェイ装置の修理又は復旧について当社の係員を派遣しないものであって、IP通信網サービス取扱所の営業時間外にそのボイスモードゲートウェイ装置の修理の請求を受け付けた場合に、その受け付けた時刻以後の直近の営業時間においてその修理又は復旧の手配を行うもの</td> </tr> <tr> <td>保守タイプ1</td> <td>IP通信網サービス取扱所の営業時間外に、そのボイスモードゲートウェイ装置について修理の請求を受け付けた時刻以後の直近の営業時間においてその修理又は復旧を行うもの</td> </tr> <tr> <td>保守タイプ2</td> <td>そのボイスモードゲートウェイ装置の修理の請求を受け付けた場合、IP通信網サービス取扱所の</td> </tr> </tbody> </table>	区 別	内 容	保守タイプL	そのボイスモードゲートウェイ装置（ソフトウェアに係る部分を除きます。）の修理又は復旧について当社の係員（当社の委託により修理又は復旧を行う者を含みます。以下この表において同じとします。）を派遣しないものであって、IP通信網サービス取扱所の営業時間外にそのボイスモードゲートウェイ装置の修理の請求を受け付けた場合に、その受け付けた時刻以後の直近の営業時間においてその修理又は復旧の手配を行うもの	保守タイプO	そのボイスモードゲートウェイ装置の修理又は復旧について当社の係員を派遣しないものであって、IP通信網サービス取扱所の営業時間外にそのボイスモードゲートウェイ装置の修理の請求を受け付けた場合に、その受け付けた時刻以後の直近の営業時間においてその修理又は復旧の手配を行うもの	保守タイプ1	IP通信網サービス取扱所の営業時間外に、そのボイスモードゲートウェイ装置について修理の請求を受け付けた時刻以後の直近の営業時間においてその修理又は復旧を行うもの	保守タイプ2	そのボイスモードゲートウェイ装置の修理の請求を受け付けた場合、IP通信網サービス取扱所の
区 別	内 容										
保守タイプL	そのボイスモードゲートウェイ装置（ソフトウェアに係る部分を除きます。）の修理又は復旧について当社の係員（当社の委託により修理又は復旧を行う者を含みます。以下この表において同じとします。）を派遣しないものであって、IP通信網サービス取扱所の営業時間外にそのボイスモードゲートウェイ装置の修理の請求を受け付けた場合に、その受け付けた時刻以後の直近の営業時間においてその修理又は復旧の手配を行うもの										
保守タイプO	そのボイスモードゲートウェイ装置の修理又は復旧について当社の係員を派遣しないものであって、IP通信網サービス取扱所の営業時間外にそのボイスモードゲートウェイ装置の修理の請求を受け付けた場合に、その受け付けた時刻以後の直近の営業時間においてその修理又は復旧の手配を行うもの										
保守タイプ1	IP通信網サービス取扱所の営業時間外に、そのボイスモードゲートウェイ装置について修理の請求を受け付けた時刻以後の直近の営業時間においてその修理又は復旧を行うもの										
保守タイプ2	そのボイスモードゲートウェイ装置の修理の請求を受け付けた場合、IP通信網サービス取扱所の										

	営業時間にかかわらずその修理又は復旧を行うもの
備考 保守タイプLについては、当社はソフトウェアに係る部分の修理又は復旧の手配を行いません。	

## 2 料金額

ボイスモードゲートウェイ装置ごとに月額

区 分	料 金 額			
	保守タイプ L	保守タイプ 0	保守タイプ 1	保守タイプ 2
音声インタフェースが基本インタフェースのもの	—	—	18,000円 (18,900円)	19,500円 (20,475円)
音声インタフェースがODインタフェースのもの	—	—	16,700円 (17,535円)	18,200円 (19,110円)
音声インタフェースが1次群インタフェースのもの	—	—	81,200円 (85,260円)	84,500円 (88,725円)
	迂回インタフェース無	—	—	—
	迂回インタフェース有	—	86,100円 (90,405円)	89,400円 (93,870円)
音声インタフェースがTTC-2Mインタフェースのもの	—	—	84,300円 (88,515円)	87,600円 (91,980円)
音声インタフェースがCOTインタフェースのもの	TYP-N	—	7,700円 (8,085円)	8,400円 (8,820円)
	TYP-S	—	2,400円 (2,520円)	4,900円 (5,145円)
	TYP-S	—	1,800円 (1,890円)	—
	TYP-R	950円 (997.5円)	1,800円 (1,890円)	—
	TYP-N	—	2,400円 (2,520円)	4,900円 (5,145円)
備考 当社は音声インタフェースがCOTインタフェースのもの(TYP-S Sに限ります。)は、第3種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリー3に係るものに限ります。)に限り提供します。				

### 第2の2の4 ボイスモードゲートウェイ装置の提供等に関する工事費

区 分	単 位	料 金 額
ボイスモードゲートウェイ装置の提供等に関する工事費	1の工事ごとに	別に算定する実費

第2の2の5 端末設備使用料

1 適用

区 分	内 容								
(1) 端末設備の提供に係る料金の適用	<p>ア 当社はクローズドコンピュータ通信網契約者について、端末設備の提供等に係る料金を適用します。</p> <p>イ 当社はクローズドコンピュータ通信網サービスのカテゴリー2のクラス1のタイプ2（コース1に係るものに限り、プラン4に係るものを除きます。）又は、クラス4（コース1に係るものに限り、プラン4に係るものを除きます。）に係る端末設備使用料を適用するにあたって、次表のとおり端末設備の種類を定めます。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種 類</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">I 型</td> <td>電気通信回線を収容するインタフェースが10BASE-T及び100BASE-TX対応のものであって、IPアドレスを払い出す機能を有する端末設備</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">II 型</td> <td>I型の端末設備の機能に加えて、当社が別に定める機能の提供を行うことができるもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">N 型</td> <td>I型及びII型以外のもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 端末設備に関する料金は、端末設備使用料と端末設備の保守に関する料金を合算して適用します。ただし、カテゴリー2のクラス1のタイプ2（コース2に係るものに限り、プラン4に係るものを除きます。）及びクラス4（コース2に係るものに限り、プラン4に係るものを除きます。）に係るもの並びにバックアップ機能（「バックアップ機能」とは、端末設備に通常に収容されるカテゴリー2のクラス1のタイプ2（コース1に係るものに限り、プラン4に係るものを除きます。）又はカテゴリー2のクラス4（コース1に係るものに限り、プラン4に係るものを除きます。）に係るDSL回線又は光アクセス回線（以下この欄において「通常回線」という。）のほか、他のカテゴリー2のクラス3に係るDSL回線又は当社が別に定める特定協定事業者の電気通信回線（以下この欄において「予備回線」という。）が収容されることを条件として、通常回線による通信を行なうことができない状態（通信に著しい支障が生じ、通信を行なうことができない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）となった場合に、自動的に予備回線に切り替えるサービスを言います。また、予備回線に切り替えて通信を行なっている場合に、通常回線が通信を行なうことができる状態となったときは、自動的に通常回線に切り替えを行いません。このバックアップ機能に関するその他の提供条件は、当社が別に定めるところによります。）を有する端末設備に係るものは端末設備使用料（保守に関する料金を含みます。）を適用します。</p> <p>エ 当社は、カテゴリー2のクラス1のタイプ2（コース1に係るものに限り、プラン4に係るものを除きます。）又はクラス4（コース1に係るものに限り、プラン4に係るものを除きます。）に係る契約者（予備回線と共に利用する者に限り、プラン4に係るものを除きます。）から請求があった</p>	種 類	内 容	I 型	電気通信回線を収容するインタフェースが10BASE-T及び100BASE-TX対応のものであって、IPアドレスを払い出す機能を有する端末設備	II 型	I型の端末設備の機能に加えて、当社が別に定める機能の提供を行うことができるもの	N 型	I型及びII型以外のもの
種 類	内 容								
I 型	電気通信回線を収容するインタフェースが10BASE-T及び100BASE-TX対応のものであって、IPアドレスを払い出す機能を有する端末設備								
II 型	I型の端末設備の機能に加えて、当社が別に定める機能の提供を行うことができるもの								
N 型	I型及びII型以外のもの								

ときは、バックアップ機能を有する端末設備を提供します。

オ バックアップ機能に必要な電気通信サービスの料金等については、契約者に負担していただきます。

カ 当社は端末設備の提供等に係る料金を料金表通則の規定に準じて取り扱います。

(2) 端末設備の保守に係る料金の適用

当社は、端末設備の提供等に係る料金を適用するにあたって、次表のとおり端末設備の保守の区別を定めます。

区 別	内 容
保守タイプ0	その端末設備の修理又は復旧について当社の係員(当社の委託により修理又は復旧を行う者を含みます。以下この表において同じとします。)を派遣しないものであって、I P通信網サービス取扱所の営業時間外にその端末設備の修理の請求を受け付けた場合に、その受け付けた時刻以後の直近の営業時間においてその修理又は復旧の手配を行うもの
保守タイプ1	I P通信網サービス取扱所の営業時間外に、その端末設備について修理の請求を受け付けた時刻以後の直近の営業時間においてその修理又は復旧を行うもの
保守タイプ2	その端末設備の修理の請求を受け付けた場合、I P通信網サービス取扱所の営業時間にかかわらずその修理又は復旧を行うもの
保守タイプ3	保守タイプ0から保守タイプ2以外のもの
備考 当社は、保守タイプ3に係る端末設備については、保守タイプ0(バックアップ機能を有するものを除きます。以下、本欄において同じとします。)、保守タイプ1又は保守タイプ2に係る端末設備を利用する契約者に限り提供します。この場合、保守タイプ3に係る端末設備の種類は、保守タイプ0、保守タイプ1又は保守タイプ2に係る端末設備の種類と同一のものとしします。	

2 端末設備使用料

ア カテゴリー2のクラス1のタイプ2のコース1(プラン4に係るものを除きます。)又はクラス4のコース1に係るもの(端末設備がバックアップ機能を有するものを除きます。)

種 類	単 位	月 額
		料 金 額
I 型	1台ごとに	2,000円(2,100円)
II 型	1台ごとに	4,800円(5,040円)
N 型	1台ごとに	4,800円(5,040円)

イ カテゴリー2のクラス1のタイプ2のコース1(プラン4に係るものに限り)に係るもの

	単 位	月 額
		料 金 額
端末設備使用料	1台ごとに	5,000円(5,250円)

ウ カテゴリー2のクラス1のタイプ2のコース1（プラン4に係るものを除きます。）又はクラス4のコース1に係るもの（端末設備がバックアップ機能を有するものに限ります。）

月額

区 分	単 位	料 金 額
端末設備使用料	保守タイプ1 に係るもの	1台ごとに 6,500円 (6,825円)
	保守タイプ2 に係るもの	1台ごとに 7,000円 (7,350円)
	保守タイプ3 に係るもの	1台ごとに 5,000円 (5,250円)

エ カテゴリー2のクラス1のタイプ2のコース2に係るもの又はクラス4のコース2に係るもの

月額

区 分	単 位	料 金 額
端末設備使用料	保守タイプ1 に係るもの	1台ごとに 端末設備使用料ウに 規定する端末設備使 用料保守タイプ1に 係るものと同額
	保守タイプ2 に係るもの	1台ごとに 端末設備使用料ウに 規定する端末設備使 用料保守タイプ2に 係るものと同額
	保守タイプ3 に係るもの	1台ごとに 端末設備使用料ウに 規定する端末設備使 用料保守タイプ3に 係るものと同額

2-2 オプションサービス利用料

1台ごとに月額

区 分	料 金 額
簡易設定変更サービス	1,000円 (1,050円)

備考

- 1 簡易設定変更サービスとは、上記の料金を支払うことを条件として、端末設備の設定変更（当社の指定する内容に限ります。）を、その変更に係る端末設備の提供等に関する工事費の支払を要することなく行うことができるサービスをいいます。
- 2 簡易設定変更サービスは、カテゴリ2に係るもののうち次に掲げるものだけに限り提供します。
  - (1) クラス1のタイプ2のコース1（プラン1、プラン2、プラン3、プラン5、プラン6、プランNF及びプランNMに係るものは端末設備の種類がN型のもの又は端末設備がバックアップ機能を有するものに限ります。）に係るもの又はコース2に係るもの
  - (2) クラス3に係るもの
  - (3) クラス4のコース1（端末設備の種類がN型のもの又は端末設備がバックアップ機能を有するものに限ります。）に係るもの又はコース2に係るもの
- 3 1及び2に規定するほか、簡易設定変更サービスに関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

3 端末設備の保守に関する料金

1台ごとに月額

			料 金 額			
			保守タイプ 0	保守タイプ 1	保守タイプ 2	保守タイプ 3
端末 設備 の保 守に 関す る料 金	カテゴリー 2のクラス 1のタイプ 2のコース 1（プラン4 に係るもの を除きま す。）又はク ラス4のコ ース1に係 るもの	I 型	—	850円 (892.5円)	1,000円 (1,050円)	—
		II 型	—	1,700円 (1,785円)	2,100円 (2,205円)	—
		N 型	—	1,700円 (1,785円)	2,100円 (2,205円)	—
	カテゴリー2の クラス1のタイ プ2のコース1 （プラン4に係 るものに限る もの）に係るもの		—	1,000円 (1,050円)	1,500円 (1,575円)	—

4 端末設備の提供等に関する工事費

	単 位	料 金 額
端末設備の提供等に関する工事費	1の工事ごとに	別に算定する実費

第2の2の6 特定加入者回線に係る端末設備等使用料

1 適用

区 分	内 容
(1) 特定加入者回線に係る端末設備等の提供に係る料金の適用	<p>ア 当社は特定加入者回線に係る契約者について、特定加入者回線ごとに端末設備の提供等に係る料金を適用します。</p> <p>イ 端末設備に関する料金は、端末設備使用料の基本料を適用し、特定加入者回線に係る保守の態様が保守メニュー2に係るものは加算料を合算（配線設備多重装置の場合を除きます。）して適用します。</p> <p>ウ 当社は、端末設備の提供等に係る料金を料金表通則の規定に準じて取り扱います。</p>
(2) 特定加入者回線に係る端末設備等使用料の適用に関する特例	<p>第6種契約（カテゴリー5又はカテゴリー6（タイプ3に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）又はクローズドコンピュータ通信網契約（カテゴリー2（クラス4（プラン1に係るものに限ります。）、クラス5（プラン1に係るものに限ります。）又はクラス7（プラン1に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）又はカテゴリー3のクラス2のタイプ1に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）に係るIP通信網サービスの提供の開始により、DSL回線に起因してリンク未確立状態となった場合、（そのことを当社が確認できる場合に限ります。）であって、そのIP通信網サービスの提供の開始の日の翌日から起算して20日以内に、IP通信網契約者からその旨の申出があり、そのIP通信網契約の解除又は特定加入者回線の移転若しくは品目の変更の請求が行われた場合は、第2の2の6 特定加入者回線に係る端末設備等使用料の規定にかかわらず、端末設備等使用料（リンク未確立状態となったIP通信網サービスに係るもの及びその変更前の品目への変更に係るもの又はその移転前の特定加入者回線の終端の場所への移転に係るものに限ります。）は適用しません。</p>

2 端末設備使用料

2-1 基本料

1 装置ごとに月額

			料金額	
東日本電信電話株式会社に係るもの	変復調装置（ADSLモデム）	1.5Mb/s用のもの、8 Mb/s用のもの又は12Mb/s用のもの	440円 (462円)	
	変復調装置・ルータ機能付き（ADSLモデム）	40Mb/s用のもの又は47Mb/s用のもの	490円 (514.5円)	
	配線設備多重装置（特定加入者回線の終端と自営端末設備等との間に設置されるものであって、DSL方式により1の配線設備において別記1の2の(1)の特定協定事業者の提供する電話サービス又は総合デジタル通信サービスに係る通信とIP通信網サービスに係る通信を同時に利用できる機能を有する装置。以下同じとしま	PNA方式によるもの		350円 (367.5円)
		VDSL方式によるもの	最大50Mbit/sまでの伝送速度による通信が可能なもの	350円 (367.5円)
		最大100Mbit/sまでの伝送速度による通信が可能なもの	350円 (367.5円)	

	す。)		
の 西 日 本 電 信 電 話 株 式 会 社 に 係 る も	変復調装置 (ADSLモデム)		440円 (462円)
	配線設備多重装置	50Mb/sタイプ	400円 (420円)
		70Mb/sタイプ	450円 (472.5円)
		100Mb/sタイプ	500円 (525円)

備考

- 1 変復調装置は、第6種契約（カテゴリー5又はカテゴリー6（タイプ3に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）又はクローズドコンピュータ通信網契約（カテゴリー2（クラス4（プラン1に係るものに限ります。））、クラス5（プラン1に係るものに限ります。）又はクラス7（プラン1に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）又はカテゴリー3のクラス2のタイプ1に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）に係る特定加入者回線に限り提供します。
- 2 配線設備多重装置は、第6種契約のカテゴリー5又はカテゴリー6のタイプ4のコース9のものに係る特定加入者回線に限り提供します。
- 3 配線設備多重装置の提供を受けるIP通信網契約者は、そのIP通信網契約者が属する契約者グループごとに、上記のいずれか1つを選択していただきます。
- 4 配線設備多重装置を用いた通信については、配線設備多重装置に接続される配線設備の回線距離又は設備状況等により通信の伝送速度が著しく低下若しくは変動する状態、符号誤りが発生する状態又は通信が全く利用できない状態となる場合があります。
- 5 配線設備多重装置を用いた通信については、50Mb/sタイプにあつては当社が別に定める伝送速度まで、70Mb/sタイプにあつては下り（特定加入者回線から自営端末設備への伝送方向とします。以下この欄において同じとします。）に係る伝送速度については最大概ね70Mbit/sまで、上り（自営端末設備から特定加入者回線への伝送方向とします。以下この欄において同じとします。）に係る伝送速度については最大概ね30Mbit/sまで、100Mb/sタイプにあつては下りに係る伝送速度については最大概ね100Mbit/sまで、上りに係る伝送速度については最大概ね35Mbit/sまでの伝送速度が可能なものとなります。

2-2 加算料

ア 東日本電信電話株式会社に係るもの

1 特定加入者回線ごとに月額

	料金額
保守メニュー2に係るもの	500円 (525円)

イ 西日本電信電話株式会社に係るもの

1 特定加入者回線ごとに月額

	料金額
保守メニュー2に係るもの	500円

	(525円)
--	--------

3 端末設備の提供等に関する工事費

ア 特定加入者回線が東日本電信電話株式会社に係るもの

	単位	料金額
端末設備の提供に関する工事費	1の工事ごとに	別に算定する実費

イ 特定加入者回線が西日本電信電話株式会社に係るもの

	単位	料金額
端末設備の提供に関する工事費	1の工事ごとに	別に算定する実費

第2の2の7 第7種回線制御装置使用料

1 適用

区 分	内 容								
(1) 第7種回線制御装置の提供に係る料金の適用	<p>ア 当社は第7種契約者について、第7種回線制御装置の提供に係る料金を適用します。</p> <p>イ 端末設備に関する料金は、端末設備使用料と端末設備の保守に関する料金を合算して適用します。</p> <p>ウ 当社は、端末設備の提供等に係る料金を料金表通則の規定に準じて取り扱います。</p>								
(2) 端末設備の保守に係る料金の適用	<p>当社は、第7種回線制御装置の提供に係る料金を適用するにあたって、次表のとおり第7種回線制御装置の保守の区別を定めます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保守タイプ0</td> <td>その端末設備の修理又は復旧について当社の係員（当社の委託により修理又は復旧を行う者を含みます。以下この表において同じとします。）を派遣しないものであって、IP通信網サービス取扱所の営業時間外にその端末設備の修理の請求を受け付けた場合に、その受け付けた時刻以後の直近の営業時間においてその修理又は復旧の手配を行うもの</td> </tr> <tr> <td>保守タイプ1</td> <td>IP通信網サービス取扱所の営業時間外に、その端末設備について修理の請求を受け付けた時刻以後の直近の営業時間においてその修理又は復旧を行うもの</td> </tr> <tr> <td>保守タイプ2</td> <td>その端末設備の修理の請求を受け付けた場合、IP通信網サービス取扱所の営業時間にかかわらずその修理又は復旧を行うもの</td> </tr> </tbody> </table>	区 別	内 容	保守タイプ0	その端末設備の修理又は復旧について当社の係員（当社の委託により修理又は復旧を行う者を含みます。以下この表において同じとします。）を派遣しないものであって、IP通信網サービス取扱所の営業時間外にその端末設備の修理の請求を受け付けた場合に、その受け付けた時刻以後の直近の営業時間においてその修理又は復旧の手配を行うもの	保守タイプ1	IP通信網サービス取扱所の営業時間外に、その端末設備について修理の請求を受け付けた時刻以後の直近の営業時間においてその修理又は復旧を行うもの	保守タイプ2	その端末設備の修理の請求を受け付けた場合、IP通信網サービス取扱所の営業時間にかかわらずその修理又は復旧を行うもの
区 別	内 容								
保守タイプ0	その端末設備の修理又は復旧について当社の係員（当社の委託により修理又は復旧を行う者を含みます。以下この表において同じとします。）を派遣しないものであって、IP通信網サービス取扱所の営業時間外にその端末設備の修理の請求を受け付けた場合に、その受け付けた時刻以後の直近の営業時間においてその修理又は復旧の手配を行うもの								
保守タイプ1	IP通信網サービス取扱所の営業時間外に、その端末設備について修理の請求を受け付けた時刻以後の直近の営業時間においてその修理又は復旧を行うもの								
保守タイプ2	その端末設備の修理の請求を受け付けた場合、IP通信網サービス取扱所の営業時間にかかわらずその修理又は復旧を行うもの								

2 第7種回線制御装置使用料

月額

	単 位	料 金 額
第7種回線制御装置使用料	1台ごとに	2,000円 (2,100円)

3 第7種回線制御装置の保守に関する料金

1台ごとに

	料 金 額		
	保守タイプ0	保守タイプ1	保守タイプ2
第7種回線制御装置の保守に関する料金	—	850円 (税込892.5円)	1,000円 (税込1,050円)

4 第7種回線制御装置の提供等に関する工事費

	単 位	料 金 額
第7種回線制御装置の提供等に関する工事費	1の工事ごとに	別に算定する実費

第2の2の8 WEBカメラ使用料

1 適用

区 分	内 容										
(1) WEBカメラの提供に係る料金の適用	<p>当社は、WEBカメラ使用料を適用するにあたって、次表のとおりWEBカメラの種類を定めます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>P1型</td> <td>防水非対応のものであって、撮像素子がCMOSセンサーを用いて映像の拡大能力が10倍のもの</td> </tr> <tr> <td>P2型</td> <td>防水非対応のものであって、撮像素子がCCDセンサーを用いて映像の拡大能力が10倍のもの</td> </tr> <tr> <td>P3型</td> <td>防水対応（防水レベルは当社が別に定めるところによります。）のものであって、撮像素子がCCDセンサーを用いて映像の拡大能力が10倍のもの</td> </tr> <tr> <td>P4型</td> <td>防水非対応のものであって、撮像素子がCCDセンサーを用いて映像の拡大能力が42倍のもの</td> </tr> </tbody> </table>	種類	内容	P1型	防水非対応のものであって、撮像素子がCMOSセンサーを用いて映像の拡大能力が10倍のもの	P2型	防水非対応のものであって、撮像素子がCCDセンサーを用いて映像の拡大能力が10倍のもの	P3型	防水対応（防水レベルは当社が別に定めるところによります。）のものであって、撮像素子がCCDセンサーを用いて映像の拡大能力が10倍のもの	P4型	防水非対応のものであって、撮像素子がCCDセンサーを用いて映像の拡大能力が42倍のもの
種類	内容										
P1型	防水非対応のものであって、撮像素子がCMOSセンサーを用いて映像の拡大能力が10倍のもの										
P2型	防水非対応のものであって、撮像素子がCCDセンサーを用いて映像の拡大能力が10倍のもの										
P3型	防水対応（防水レベルは当社が別に定めるところによります。）のものであって、撮像素子がCCDセンサーを用いて映像の拡大能力が10倍のもの										
P4型	防水非対応のものであって、撮像素子がCCDセンサーを用いて映像の拡大能力が42倍のもの										
(2) 最低利用期間内にWEBカメラの提供の廃止があった場合の料金の適用	<p>ア WEBカメラには最低利用期間があります。</p> <p>イ 契約者は、最低利用期間内にWEBカメラの提供の廃止があった場合は、残余の期間に対応するWEBカメラ使用料に相当する額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。</p>										
(3) WEBカメラ使用料の適用	WEBカメラ使用料は、料金表通則の規定に準じて取り扱います。										

2 WEBカメラ使用料

月額

区 分	単 位	料 金 額
P1型	1台ごとに	2,500円 (2,625円)
P2型	1台ごとに	3,500円 (3,675円)
P3型	1台ごとに	4,500円 (4,725円)
P4型	1台ごとに	7,000円 (7,350円)

### 3 WEBカメラの提供等に関する工事費

	単 位	料 金 額
WEBカメラの提供等に関する工事費	1の調査・工事ごとに	別に算定する実費

#### 第2の2の9 削除

#### 第2の2の10 端末機器使用料

##### 1 適用

区 分	内 容
(1) 端末機器使用料の適用	当社は、第2種オープンコンピュータ通信網サービス（他社接続モバイルデータ通信機能に係る者に限ります。）の契約にあたって、端末機器使用料を適用します。
	<p>1 当社が別に定める特定協定事業者は1の他社接続モバイルデータ通信機能につき1の端末機器の提供に係る料金を適用します。</p> <p>2 当社が別に定める特定協定事業者が端末機器を配送し、その特定協定事業者が契約者の端末機器の受け取りを確認した日をもって、この端末機器の提供を開始した日とします。</p> <p>3 第2種契約者が他社接続モバイルデータ通信機能の提供を請求したとき、当社がこの端末機器の提供を開始した日を含む料金月の翌料金月からこの欄に規定する料金を適用します。</p> <p>4 第2種契約者は当社が別に定める端末機器種別よりいずれか1つを選択することができます。</p> <p>5 当社は、端末機器の提供に係る料金を料金表通則の規定に準じて取り扱います。</p> <p>6 当社が別に定める特定協定事業者が配送する端末機器を、第2種契約者が受け取ることができなかった場合、当社は他社接続モバイルデータ通信機能を適用しません。</p> <p>(注) この欄に規定する当社が別に定める特定協定事業者は、イー・アクセス株式会社とします。</p>

##### 2 端末機器使用料

区 分	内 容	料金額
端末機器使用料	1台ごとに	700円 (735円)

#### 第2の3 回線制御装置工事費

区 分	単 位	工事費の額
回線制御装置工事費	1の工事ごとに	別に算定する実費

#### 第2の4 コネクティビティ使用料

##### 1 適用

区 分	内 容
コネクティビティ使用料の適用	コネクティビティ使用料は、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

##### 2 料金額

2-1 2-2以外のもの

1の電気通信回線に接続する1のコネクティビティごとに月額

区 分	料 金 額
10BASE-T	13,000円 (13,650円)
100BASE-TX	25,000円 (26,250円)
1000BASE-SX又はATM	10,000円 (10,500円)
10GBASE-LR	10,000円 (10,500円)

2-2 別棟との間のコネクティビティに係るもの

月額

区 分	料 金 額
コネクティビティ使用料	別に算定する実費

第2の5 コネクティビティ工事費

区 分	単 位	工事費の額
ア 別棟との間のコネクティビティに関する工事の場合		別に算定する実費
イ 上記以外に関する工事の場合	1の工事ごとに	35,000円 (36,750円)

第2の6 電話番号案内利用に関する料金

区 分	単 位	料 金 額
普通案内料	1の普通案内ごとに (月額)	100円 (105円)
重複案内料	1の重複案内ごとに (月額)	100円 (105円)

第2の6の2 削除

第2の6の3 重複掲載に関する料金

区 分	単 位	料 金 額
重複掲載料	第2種ドットフォン契約に係るもの 1掲載ごとに (月額)	40円 (42円)

第2の7 特定加入者回線に係る屋内配線利用

1 適用

	内容
屋内配線利用料の適用	1 当社は特定加入者回線 (DSL回線に係るもの) に限ります。以下この欄において同じとします。) に係る契約者について、次の配線ごとに屋内配線利用料を適用します。 ア 特定加入者回線の終端からジャック又はローゼット (

	<p>ジャック又はローゼットが設置されていない場合には宅内機器とします。以下この欄において同じとします。)</p> <p>イ 1のジャック又はローゼット又は他のジャック又はローゼットまでの配線</p> <p>2 屋内配線利用料は、料金表通則の規定に準じて取り扱います。</p>
--	--

## 2 料金額

月額

	単位	料金額
屋内配線利用料	1の特定加入者回線ごとに	60円 (63円)

## 3 屋内配線の提供等に関する工事費

	単位	料金額
屋内配線の提供等に関する工事費	1の工事ごとに	別に算定する実費

## 第2の8 保守一元サービスに係る料金

月額

区分	単位	料金額
保守一元サービスに係る料金	ア イ及びウ以外に係るもの	1のDSL回線又は1のアクセス回線ごとに 1,500円 (1,575円)
	イ 第6種契約(カテゴリー1及びカテゴリー3に係るものに限りま す。)に係るもの	1のDSL回線又は1のアクセス回線ごとに 500円 (525円)
	ウ 第6種契約(カテゴリー2に係るものに限りま す。)に係るもの	1のDSL回線又は1のアクセス回線ごとに —

## 第2の9 アプリケーション接続機器使用料

### 1 適用

区分	内容
(1) アプリケーション接続機器の提供に係る料金の適用	<p>ア アプリケーション接続機器に関する料金は、アプリケーション接続機器使用料とアプリケーション接続機器の保守に関する料金を合算して適用します。</p> <p>イ 当社は、アプリケーション接続機器の提供等に係る料金</p>

	を料金表通則の規定に準じて取り扱います。								
(2) アプリケーション接続機器の態様による細目に係る料金の適用	<p>当社は、アプリケーション接続機器の提供に係る料金を適用するにあたって、次表のとおりアプリケーション接続機器の態様による細目を定めます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>I 型</td> <td>II 型以外のもの</td> </tr> <tr> <td>II 型</td> <td>電気通信回線(1000BASE-TXのものに限ります。)を接続することができるもの</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	内 容	I 型	II 型以外のもの	II 型	電気通信回線(1000BASE-TXのものに限ります。)を接続することができるもの		
種 類	内 容								
I 型	II 型以外のもの								
II 型	電気通信回線(1000BASE-TXのものに限ります。)を接続することができるもの								
(3) アプリケーション接続機器の保守に係る料金の適用	<p>ア 当社は、アプリケーション接続機器の提供等に係る料金を適用するにあたって、次表のとおりアプリケーション接続機器の保守の区別を定めます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保守タイプ0</td> <td>そのアプリケーション接続機器の修理又は復旧について当社の係員を派遣しないものであって、IP通信網サービス取扱所の営業時間(土曜日、日曜日及び祝日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)の規定により休日とされた日並びに1月2日及び1月3日をいいます。))を除きます。以下この(3)欄において同じとします。)外にそのアプリケーション接続機器の修理の請求を受け付けた場合に、その受け付けた時刻以後の直近の営業時間においてその修理又は復旧の手配を行うもの</td> </tr> <tr> <td>保守タイプ1</td> <td>IP通信網サービス取扱所の営業時間外に、そのアプリケーション接続機器について修理の請求を受け付けた時刻以後の直近の営業時間においてその修理又は復旧を行うもの</td> </tr> <tr> <td>保守タイプ2</td> <td>そのアプリケーション接続機器の修理の請求を受け付けた場合、IP通信網サービス取扱所の営業時間にかかわらずその修理又は復旧を行うもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 当社は、保守タイプ1又は保守タイプ2に対して、アプリケーション接続機器の保守に関する料金を適用します。</p>	区 別	内 容	保守タイプ0	そのアプリケーション接続機器の修理又は復旧について当社の係員を派遣しないものであって、IP通信網サービス取扱所の営業時間(土曜日、日曜日及び祝日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)の規定により休日とされた日並びに1月2日及び1月3日をいいます。))を除きます。以下この(3)欄において同じとします。)外にそのアプリケーション接続機器の修理の請求を受け付けた場合に、その受け付けた時刻以後の直近の営業時間においてその修理又は復旧の手配を行うもの	保守タイプ1	IP通信網サービス取扱所の営業時間外に、そのアプリケーション接続機器について修理の請求を受け付けた時刻以後の直近の営業時間においてその修理又は復旧を行うもの	保守タイプ2	そのアプリケーション接続機器の修理の請求を受け付けた場合、IP通信網サービス取扱所の営業時間にかかわらずその修理又は復旧を行うもの
区 別	内 容								
保守タイプ0	そのアプリケーション接続機器の修理又は復旧について当社の係員を派遣しないものであって、IP通信網サービス取扱所の営業時間(土曜日、日曜日及び祝日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)の規定により休日とされた日並びに1月2日及び1月3日をいいます。))を除きます。以下この(3)欄において同じとします。)外にそのアプリケーション接続機器の修理の請求を受け付けた場合に、その受け付けた時刻以後の直近の営業時間においてその修理又は復旧の手配を行うもの								
保守タイプ1	IP通信網サービス取扱所の営業時間外に、そのアプリケーション接続機器について修理の請求を受け付けた時刻以後の直近の営業時間においてその修理又は復旧を行うもの								
保守タイプ2	そのアプリケーション接続機器の修理の請求を受け付けた場合、IP通信網サービス取扱所の営業時間にかかわらずその修理又は復旧を行うもの								

2 アプリケーション接続機器使用料

(1) アプリケーション接続機器使用料

月額

区 分	単 位	料金額
I 型	1 台ごとに	5,700円 (5,985円)
II 型	1 台ごとに	95,000円 (99,750円)

(2) アプリケーション接続機器の保守に関する料金

月額

区 分	単 位	料金額	
		保守タイプ 1	保守タイプ 2
I 型	1 台ごとに	1,900円 (1,995円)	2,300円 (2,415円)
II 型	1 台ごとに	15,000円 (15,750円)	20,000円 (21,000円)

3 アプリケーション接続機器の提供等に関する工事費

区 分	単 位	工事費の額
ア イ及びウ以外のもの	1 台ごとに	10,000円 (10,500円)
イ IP 通信網サービス取扱所の営業時 間に、当社の係員を派遣して行うもの	1 台ごとに	30,000円 (31,500円)
ウ 当社の係員が遠隔操作により行うもの	1 台ごとに	5,000円 (5,250円)
備考 当社は、本欄の規定にかかわらず、工事の態様等を勘案して、その工事費の額を減額して適用することがあります。		

第2の10 利用権に関する事項の証明手数料

区 分	単 位	料金額
証明手数料	1 の I P 通信網 契約ごとに	300円 (315円)

第3 支払証明書の発行手数料

支払証明書 1 枚ごとに 400円 (420円)

(注) 支払証明書の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、印紙代 (消費税相当額を含みます。) 及び郵送料 (実費) が必要な場合があります。

第3の2 料金明細内訳の閲覧に関する料金

1 適用

区 分	内 容

(1) 料金明細内訳の閲覧に関する料金の適用	<p>当社は、次の契約者に料金明細内訳の閲覧に関する料金を適用します。</p> <p>ア 第3種シェアードIP-PBX契約に係るもの  (ア) オンネットグループに係るもの  オンネットグループ代表者(カテゴリー5に係る者を除きます。)  (イ) シームレスグループに係るもの  シームレスグループ代表者(カテゴリー5のみにより構成されているシームレスグループのシームレス代表者を除きます。)</p> <p>イ 第4種シェアードIP-PBX契約に係るもの  第4種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリー1のタイプ1に係る者に限ります。)</p> <p>ウ 第5種シェアードIP-PBX契約に係るもの  第5種シェアードIP-PBX契約者</p>
(2) 工事費の適用除外	<p>ア 第4種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリー1のタイプ2及びカテゴリー3に係る者に限ります。)は、第4種シェアードIP-PBXサービス(カテゴリー1のタイプ2及びカテゴリー3に係るものに限ります。)の利用の開始と同時に料金明細内訳の閲覧を開始する場合は、3(工事費)の規定にかかわらず工事費の支払いを要しません。</p>

## 2 料金額

月額

区 分	単 位	料金額	
料金明細内訳の閲覧に関する料金	第3種シェアードIP-PBX契約に係るもの	1のオンネットグループごとに又は1のシームレスグループごとに	600円(630円)
	第4種シェアードIP-PBX契約に係るもの	1の契約ごとに	600円(630円)
	第5種シェアードIP-PBX契約に係るもの	1の契約ごとに	600円(630円)

## 3 工事費

区 分	単 位	工事費の額
料金明細内訳の閲覧に関する工事費	1のオンネットグループに係る1の工事ごとに又は1のシームレスグループに係る工事ごとに	1,000円(1,050円)

### 第3の3 チャンネル情報の閲覧に関する料金

### 1 適用

区 分	内 容
(1) チャンネル情報の閲覧に関する料金の適用	チャンネル情報の閲覧に関する料金は、料金表通則の規定に準じて取り扱います。
(2) 通信チャンネルに係る料金及び工事費の適用単位	通信チャンネルに係る料金及び工事費の適用単位は、通信チャンネル管理グループ（当社が別に定める1以上の通信チャンネルから構成される通信チャンネルグループをいいます。以下同じとします。）とします。
(3) 工事費の適用除外	チャンネル情報の閲覧に関する工事費について、外線同時接続チャンネルに係る工事と通信チャンネルに係る工事を同時に施行する場合は、外線同時接続チャンネルに係る工事費は適用しません。

### 2 料金額

月額

区 分	単 位	料金額
チャンネル情報の閲覧に関する料金	外線同時接続チャンネルに係るもの	1のオンネットグループごとに 3,000円 (3,150円)
	通信チャンネルに係るもの	1の通信チャンネル管理グループごとに 3,000円 (3,150円)

### 3 工事費

区 分	単 位	工事費の額
チャンネル情報の閲覧に関する工事費	外線同時接続チャンネルに係るもの	1のオンネットグループに係る1の工事ごとに 1,000円 (1,050円)
	通信チャンネルに係るもの	1の通信チャンネル管理グループに係る1の工事ごとに 1,000円 (1,050円)

料金表別表1 第3種オープンコンピュータ通信網サービス(ATM方式のもの)及び第5種オープンコンピュータ通信網サービス(ATM方式のもの)の  
 伝送速度

品目	伝送速度	品目	伝送速度	品目	伝送速度
0.5Mb/s	0.5Mbit/s	46Mb/s	46.0Mbit/s	92Mb/s	92.0Mbit/s
1 Mb/s	1.0Mbit/s	47Mb/s	47.0Mbit/s	93Mb/s	93.0Mbit/s
2 Mb/s	2.0Mbit/s	48Mb/s	48.0Mbit/s	94Mb/s	94.0Mbit/s
3 Mb/s	3.0Mbit/s	49Mb/s	49.0Mbit/s	95Mb/s	95.0Mbit/s
4 Mb/s	4.0Mbit/s	50Mb/s	50.0Mbit/s	96Mb/s	96.0Mbit/s
5 Mb/s	5.0Mbit/s	51Mb/s	51.0Mbit/s	97Mb/s	97.0Mbit/s
6 Mb/s	6.0Mbit/s	52Mb/s	52.0Mbit/s	98Mb/s	98.0Mbit/s
7 Mb/s	7.0Mbit/s	53Mb/s	53.0Mbit/s	99Mb/s	99.0Mbit/s
8 Mb/s	8.0Mbit/s	54Mb/s	54.0Mbit/s	100Mb/s	100.0Mbit/s
9 Mb/s	9.0Mbit/s	55Mb/s	55.0Mbit/s	101Mb/s	101.0Mbit/s
10Mb/s	10.0Mbit/s	56Mb/s	56.0Mbit/s	102Mb/s	102.0Mbit/s
11Mb/s	11.0Mbit/s	57Mb/s	57.0Mbit/s	103Mb/s	103.0Mbit/s
12Mb/s	12.0Mbit/s	58Mb/s	58.0Mbit/s	104Mb/s	104.0Mbit/s
13Mb/s	13.0Mbit/s	59Mb/s	59.0Mbit/s	105Mb/s	105.0Mbit/s
14Mb/s	14.0Mbit/s	60Mb/s	60.0Mbit/s	106Mb/s	106.0Mbit/s
15Mb/s	15.0Mbit/s	61Mb/s	61.0Mbit/s	107Mb/s	107.0Mbit/s
16Mb/s	16.0Mbit/s	62Mb/s	62.0Mbit/s	108Mb/s	108.0Mbit/s
17Mb/s	17.0Mbit/s	63Mb/s	63.0Mbit/s	109Mb/s	109.0Mbit/s
18Mb/s	18.0Mbit/s	64Mb/s	64.0Mbit/s	110Mb/s	110.0Mbit/s
19Mb/s	19.0Mbit/s	65Mb/s	65.0Mbit/s	111Mb/s	111.0Mbit/s
20Mb/s	20.0Mbit/s	66Mb/s	66.0Mbit/s	112Mb/s	112.0Mbit/s
21Mb/s	21.0Mbit/s	67Mb/s	67.0Mbit/s	113Mb/s	113.0Mbit/s
22Mb/s	22.0Mbit/s	68Mb/s	68.0Mbit/s	114Mb/s	114.0Mbit/s
23Mb/s	23.0Mbit/s	69Mb/s	69.0Mbit/s	115Mb/s	115.0Mbit/s
24Mb/s	24.0Mbit/s	70Mb/s	70.0Mbit/s	116Mb/s	116.0Mbit/s
25Mb/s	25.0Mbit/s	71Mb/s	71.0Mbit/s	117Mb/s	117.0Mbit/s
26Mb/s	26.0Mbit/s	72Mb/s	72.0Mbit/s	118Mb/s	118.0Mbit/s
27Mb/s	27.0Mbit/s	73Mb/s	73.0Mbit/s	119Mb/s	119.0Mbit/s
28Mb/s	28.0Mbit/s	74Mb/s	74.0Mbit/s	120Mb/s	120.0Mbit/s
29Mb/s	29.0Mbit/s	75Mb/s	75.0Mbit/s	121Mb/s	121.0Mbit/s
30Mb/s	30.0Mbit/s	76Mb/s	76.0Mbit/s	122Mb/s	122.0Mbit/s
31Mb/s	31.0Mbit/s	77Mb/s	77.0Mbit/s	123Mb/s	123.0Mbit/s
32Mb/s	32.0Mbit/s	78Mb/s	78.0Mbit/s	124Mb/s	124.0Mbit/s
33Mb/s	33.0Mbit/s	79Mb/s	79.0Mbit/s	125Mb/s	125.0Mbit/s
34Mb/s	34.0Mbit/s	80Mb/s	80.0Mbit/s	126Mb/s	126.0Mbit/s
35Mb/s	35.0Mbit/s	81Mb/s	81.0Mbit/s	127Mb/s	127.0Mbit/s
36Mb/s	36.0Mbit/s	82Mb/s	82.0Mbit/s	128Mb/s	128.0Mbit/s
37Mb/s	37.0Mbit/s	83Mb/s	83.0Mbit/s	129Mb/s	129.0Mbit/s
38Mb/s	38.0Mbit/s	84Mb/s	84.0Mbit/s	130Mb/s	130.0Mbit/s
39Mb/s	39.0Mbit/s	85Mb/s	85.0Mbit/s	131Mb/s	131.0Mbit/s
40Mb/s	40.0Mbit/s	86Mb/s	86.0Mbit/s	132Mb/s	132.0Mbit/s
41Mb/s	41.0Mbit/s	87Mb/s	87.0Mbit/s	133Mb/s	133.0Mbit/s
42Mb/s	42.0Mbit/s	88Mb/s	88.0Mbit/s	134Mb/s	134.0Mbit/s
43Mb/s	43.0Mbit/s	89Mb/s	89.0Mbit/s	135Mb/s	134.7Mbit/s
44Mb/s	44.0Mbit/s	90Mb/s	90.0Mbit/s		

45Mb/s	45.0Mbit/s	91Mb/s	91.0Mbit/s		
--------	------------	--------	------------	--	--

料金表別表2 第5種オープンコンピュータ通信網サービス(イーサネット方式のもの(対称型のもの))及びクローズドコンピュータ通信網サービスの伝送速度

品目	伝送速度	品目	伝送速度	品目	伝送速度
0.5Mb/s	0.5Mbit/s	17Mb/s	17Mbit/s	34Mb/s	34Mbit/s
1 Mb/s	1 Mbit/s	18Mb/s	18Mbit/s	35Mb/s	35Mbit/s
2 Mb/s	2 Mbit/s	19Mb/s	19Mbit/s	40Mb/s	40Mbit/s
3 Mb/s	3 Mbit/s	20Mb/s	20Mbit/s	45Mb/s	45Mbit/s
4 Mb/s	4 Mbit/s	21Mb/s	21Mbit/s	50Mb/s	50Mbit/s
5 Mb/s	5 Mbit/s	22Mb/s	22Mbit/s	55Mb/s	55Mbit/s
6 Mb/s	6 Mbit/s	23Mb/s	23Mbit/s	60Mb/s	60Mbit/s
7 Mb/s	7 Mbit/s	24Mb/s	24Mbit/s	65Mb/s	65Mbit/s
8 Mb/s	8 Mbit/s	25Mb/s	25Mbit/s	70Mb/s	70Mbit/s
9 Mb/s	9 Mbit/s	26Mb/s	26Mbit/s	75Mb/s	75Mbit/s
10Mb/s	10Mbit/s	27Mb/s	27Mbit/s	80Mb/s	80Mbit/s
11Mb/s	11Mbit/s	28Mb/s	28Mbit/s	85Mb/s	85Mbit/s
12Mb/s	12Mbit/s	29Mb/s	29Mbit/s	90Mb/s	90Mbit/s
13Mb/s	13Mbit/s	30Mb/s	30Mbit/s	95Mb/s	95Mbit/s
14Mb/s	14Mbit/s	31Mb/s	31Mbit/s	100Mb/s	100Mbit/s
15Mb/s	15Mbit/s	32Mb/s	32Mbit/s	1 Gb/s	1 Gbit/s
16Mb/s	16Mbit/s	33Mb/s	33Mbit/s	10Gb/s	10Gbit/s

附 則  
(実施期日)

第1条 この約款は、平成11年7月1日から実施します。  
(契約に関する経過措置)

第2条 この約款実施の際現に、日本電信電話株式会社(以下、「N T T」といいます。)がオープンコンピュータ通信網サービス契約約款(以下「旧約款」といいます。)の規定により締結している次の表の左欄の契約のうち、当社が提供するオープンコンピュータ通信網サービスに相当する部分については、この約款実施の日において、それぞれこの約款の規定により当社が締結した同表右欄の契約に移行したものとします。

第1種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第1種契約 臨時第1種契約	第1種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第1種契約 臨時第1種契約
第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第2種契約	第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第2種契約
第3種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第3種契約 臨時第3種契約	第3種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第3種契約 臨時第3種契約

2 前項の場合において、移行後の契約に係る品目等については、移行前の契約に係る品目等に相当するものとします。

(付加機能に関する経過措置)

第3条 この約款実施の際現に、N T Tが旧約款の規定により提供している付加機能は、この約款実施の日において、附則第2条(契約に関する経過措置)の規定により、それぞれこの約款の規定により当社が提供する付加機能に移行したものとします。

(料金等の支払いに関する経過措置)

第4条 この約款実施前に、旧約款の規定により生じた料金その他の債務に係る債権(旧約款における接続契約者回線に係るものを除きます。)は、この約款実施の日において、当社がN T Tから譲り受けるものとし、その請求その他の取扱いについては、この約款の規定に準じて取り扱います。

(前受金に関する経過措置)

第5条 この約款実施前に、旧約款の規定によりN T Tに預け入れた前受金(旧約款における接続契約者回線に係るものを除きます。)は、この約款実施の日において、当社がN T Tから引き継ぐものとし、その取扱いについては、この約款の規定に準じて取り扱います。

(損害賠償に関する経過措置)

第6条 この約款実施前に、旧約款の規定によりその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いのうち、附則第2条(契約に関する経過措置)の規定により当社に移行する契約に係るものについては、この約款実施の日において、当社がN T Tから引き継ぐものとし、その取扱いについては、なお、従前のおりとしします。

(最低利用期間に関する経過措置)

第7条 この約款実施の際現に、旧約款の規定により提供している第3種オープンコ

ンピュータ通信網サービスのクラス1のタイプ1（128kb/sの品目であって、平成11年3月31日以前に当社が提供を開始したものに限り。）に係る第3種契約者が、タイプ1からタイプ2への細目の変更の請求を行った場合は、第32条（最低利用期間）第3項の規定は適用しません。

（この約款実施前に行った手続き等の効力等）

第8条 この約款実施前に、NTTに対し旧約款の規定により行った手続きその他の行為のうち、当社が提供するオープンコンピュータ通信網サービスに相当する部分については、この附則に規定する場合のほか、この約款中にこれに相当する規定があるときは、この約款の規定に基づいて行ったものとみなします。

2 この約款実施の際現に、NTTが旧約款の規定により提供している電気通信サービスのうち、当社が提供するオープンコンピュータ通信網サービスに相当する部分については、この附則に規定する場合のほか、この約款中にこれに相当する規定があるときは、この約款の規定に基づいて提供しているものとみなします。

附 則（平成11年9月20日経企第352号）

（実施期日）

1 この改正規定は平成11年10月1日から実施します。

ただし、この改正規定中、第2種契約の長期継続利用に係る基本額の適用に関する部分については平成11年12月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次表の左欄の区別の利用料の適用を受けている第2種契約者は、この改正規定実施の日において、それぞれ同表の右欄の区別の利用料の適用を受けている第2種契約者とみなして取り扱います。

プラン2	プラン3
プラン3	プラン4

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則（平成11年10月28日経企第520号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成11年11月1日から実施します。

ただし、この改正規定中、第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る付加機能（ウェブ機能）に関する部分については、平成11年11月11日から、第1種契約及び第3種契約に係る長期継続利用の種類6年利用に関する部分並びに第3種オープンコンピュータ通信網サービス（クラス2に係るものに限り。）に係る高額利用割引に関する部分以外に関する部分については、平成12年4月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により第3種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を受けている第3種契約者から、第3種契約に係る利用料金の設定に関する改正規定実施の日、その他社接続契約者回線について特定協定事業者がその料金を設定してほしい旨の申出があった場合のその第3種オープンコンピュータ通信網サービスに関する料金その他の取扱いについては、この改正規定にかかわらず、当分の間、なお従前のおりとしします。この場合において、その第3種契約者に係る他社接続契約者回線について当社がその料金を設定することとなったときのその第3種オープンコンピュータ通信網サービスに係る最低利用期間については、この附則の3の規定に準ずるものとし、長期継続利用に係る定額利用料の適用については、この附則の4及び5の規定中、第3種契約に係る利用料金の設定に関する改正規定実施の日を、その第3種契約者に係る他社接続契約者回線について当社がその料金を設定することとなった日と読み替えて取り扱うものとし

ます。

- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供されている第3種オープンコンピュータ通信網サービスの最低利用期間の起算日については、この改正規定にかかわらず、特定協定事業者又は当社がその第3種オープンコンピュータ通信網サービスに係る他社接続契約者回線の提供を開始した日とします。
- 4 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により第3種オープンコンピュータ通信網サービス（クラス1に係るものに限り、以下この附則の4において同じとします。）の提供を受けている第3種契約者が、その他社接続契約者回線について特定協定事業者又は当社の専用サービス契約約款及び料金表に規定する長期継続利用に係る基本額の適用を受けている場合には、第3種契約（クラス1に係るものに限り、以下この附則の4において同じとします。）に係る利用料金の設定に関する改正規定実施の日に、第3種オープンコンピュータ通信網サービスの長期継続利用に係る定額利用料の適用の申出があったものとみなして取り扱うものとし、その長期継続利用に係る定額利用料の適用の開始日については、この改正規定にかかわらず、次表のとおりとします。

ただし、第3種契約に係る利用料金の設定に関する改正規定実施の日に、第3種契約者から、その第3種オープンコンピュータ通信網サービスについて、長期継続利用に係る定額利用料の適用を行わないでほしい旨の申出があった場合には、この限りではありません。

その他社接続契約者回線に係る長期継続利用期間の満了日	その第3種オープンコンピュータ通信網サービスの長期継続利用に係る定額利用料の適用の開始日
ア 第3種契約に係る利用料金の設定に関する改正規定実施の日から起算して3年以内の日の場合	その他社接続契約者回線について特定協定事業者又は当社が長期継続利用に係る基本額の適用を開始した日
イ 第3種契約に係る利用料金の設定に関する改正規定実施の日から起算して3年を超える日の場合	第3種契約に係る利用料金の設定に関する改正規定実施の日

- 5 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により第3種オープンコンピュータ通信網サービス（クラス2に係るものに限り、以下この附則の5において同じとします。）の提供を受けている第3種契約者が、その他社接続契約者回線について特定協定事業者又は当社の専用サービス契約約款及び料金表に規定する長期継続利用に係る基本額の適用を受けている場合には、第3種契約（クラス2に係るものに限り、以下この附則の5において同じとします。）に係る利用料金の設定に関する改正規定実施の日に、第3種オープンコンピュータ通信網サービスの長期継続利用に係る定額利用料の適用の申出があったものとみなして取り扱うものとし、この改正規定にかかわらず、その長期継続利用に係る定額利用料の適用の開始日については、その他社接続契約者回線について特定協定事業者又は当社が長期継続利用に係る基本額の適用を開始した日とし、その長期継続利用の種類については、その他社接続契約者回線について特定協定事業者又は当社の専用サービス契約約款及び料金表に規定する長期継続利用の種類と同一のものとし、

ただし、第3種契約に係る利用料金の設定に関する改正規定実施の日に、第3種契約者から、その第3種オープンコンピュータ通信網サービスについて、長期継続利用に係る定額利用料の適用を行わないでほしい旨の申出があった場合には、この限りではありません。

- 6 この改正規定中、長期継続利用の種類6年利用（第1種契約及びクラス1の第3種契約に係るものに限り、以下この附則の6において同じとします。）に関する改正規定実施の際現に、次表の左欄の

料金適用を受けている第1種契約者又はクラス1に係る第3種契約者は、長期継続利用の種類の6年利用に関する改正規定実施の日において、同表の右欄の料金適用を受けている第1種契約者又はクラス1に係る第3種契約者とみなして取り扱います。

<p>料金表第1表（料金）第1（利用料金）の1-1（適用）の表の3欄に規定する長期継続利用に係る定額利用料の適用</p>	<p>料金表第1表（料金）第1（利用料金）の1-1（適用）の表の3欄に規定する長期継続利用に係る定額利用料の適用のうち、3年利用のもの</p>
<p>料金表第1表（料金）第1（利用料金）の3-1-1（適用）の表の6欄に規定する長期継続利用に係る定額利用料の適用</p>	<p>料金表第1表（料金）第1（利用料金）の3-1-1（適用）の表の6欄に規定する長期継続利用に係る定額利用料の適用のうち、3年利用のもの</p>

7 この改正規定中、第3種契約に係る利用料金の設定に関する改正規定実施の際現に、その他社接続契約者回線について特定協定事業者と契約を締結している者が2以上となる第3種オープンコンピュータ通信網サービスに関する取扱いについては、なお従前のおりとしします。

8 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則（平成11年12月14日経企第788号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成11年12月20日から実施します。

ただし、この改正規定中、第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る付加機能（契約者識別等機能）に関する部分については、平成12年1月1日から、第3種オープンコンピュータ通信網サービスのサービス品質に係る料金の適用に関する部分については、平成12年1月11日から、第5種契約に係る長期継続利用の種類の6年利用に関する部分については、平成12年4月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に、当社が第3種オープンコンピュータ通信網サービス（クラス1のタイプ1に係るもの（臨時第3種契約に基づいて提供されるものを除きます。））に限りします。）を全く利用できない状態が生じたことを知った場合については、この改正規定中料金表第1表（料金）3（第3種契約に係るもの）3-1（臨時第3種契約以外の契約に関するもの）3-1-1（適用）の表の(7)欄の規定は適用しません。

3 この改正規定実施前に、当社が当社又は特定協定事業者の設置した第3種契約（クラス1のタイプ1に係るもの（臨時第3種契約を除きます。））に限りします。）に係る電気通信設備の故障又は滅失を知った場合については、この改正規定中料金表第1表 3 3-1 3-1-1の表の(9)欄の規定は適用しません。

4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則（平成12年2月17日経企第1087号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成12年3月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定によりクラス1のタイプ1の第3種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を受けている第3種契約者は、この改正規定実施の日において、クラス1のタイプ1のコース1の第3種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を受けている第3種契約者とみなして取り扱います。

- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により第3種オープンコンピュータ通信網サービス（A T M方式以外のものであって64kb/sから1.5Mb/sまでの品目のもの又はA T M方式のものであって0.5Mb/s若しくは1 Mb/sの品目のものに限ります。）の提供を受けている第3種契約者が、この改正規定実施の日から平成12年8月31日までの間にその第3種オープンコンピュータ通信網サービスについて、クラス1のタイプ1のコース2への通信又は保守の態様による細目の変更の請求を行った場合は、第32条（最低利用期間）第3項の規定及び料金表第1表（料金）第1（利用料金）の3-1-1（適用）の表の6欄のクの規定は適用しません。
- 4 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により第1種オープンコンピュータ通信網サービス（1.5Mb/sの品目のものに限ります。以下5まで同じとします。）の提供を受けている第1種契約者が、この改正規定実施の日から平成12年8月31日までの間にその第1種契約を解除すると同時にその他社接続契約者回線に係る終端の場所において、第3種契約（クラス1のタイプ1のコース2に係る第3種契約（臨時第3種契約を除きます。））に限ります。以下5まで同じとします。）の申込みをした場合は、第12条（最低利用期間）第3項の規定は適用しません。
- 5 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により長期継続利用に係る第1種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を受けている第1種契約者が、この改正規定実施の日から平成12年8月31日までの間にその第1種契約を解除すると同時にその他社接続契約者回線に係る終端の場所において、第3種契約の申込みをした場合は、料金表第1表第1の1-1（適用）の表の3欄のクの規定は適用しないものとし、その第3種契約の申込みと同時に第3種オープンコンピュータ通信網サービスの長期継続利用に係る定額利用料の適用の申出があったものとみなして取り扱います。この場合において、その長期継続利用に係る定額利用料の適用の開始日は、解除前の第1種契約の長期継続利用に係る定額利用料の適用の開始日とし、その長期継続利用の種類については、解除前の第1種契約の長期継続利用の種類と同一のものとします。
- 6 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成12年3月27日経企第1376号）

この改正規定は、平成12年4月3日から実施します。

附 則（平成12年3月30日経企第1388号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成12年5月1日から実施します。  
ただし、この改正規定中、パケットフィルタリング機能に関する部分については、平成12年5月15日から実施します。  
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により第5種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を受けている第5種契約者は、この改正規定実施の日において、A T M方式以外のものに係る第5種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を受けている第5種契約者とみなして取り扱います。
- 3 この改正規定実施の際現に、第1種オープンコンピュータ通信網サービス（128kb/s品目のものに限ります。）又は第3種オープンコンピュータ通信網サービス（クラス1のタイプ2及び128kb/s品目のクラス2に係るものに限ります。）の提供を受けている第1種契約者又は第3種契約者が、この改正規定実施の日から平成12年12月28日までの間にパケットフィルタリング機能の利用開始の請求を行った場合は、料金表第2表（工事に関する費用（工事費））2（工事費の額）の規定にかかわらず、その利用開始の工事に係る工事費は適用しません。
- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 5 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の

取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成12年3月27日経企第1388-1号）

この改正規定は、平成12年4月1日から実施します。

附 則（平成12年3月27日経企第1388-2号）

この改正規定は、平成12年4月10日から実施します。

附 則（平成12年6月1日経企第300号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成12年6月5日から実施します。  
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定及び「ADSL利用型オープンコンピュータ通信網サービス」の試験サービスに関する契約約款の規定により次表の左欄の付加機能の提供を受けている契約者（「ADSL利用型オープンコンピュータ通信網サービス」の試験サービスに関する契約約款第3条（用語の定義）の表の14欄に規定する契約者を含みます。）は、この改正規定実施の日において、それぞれ同表の右欄の種類のホスティングサービスの提供を受けているホスティング契約者とみなして取り扱います。この場合において、右欄の種類に係る登録可能メールアドレス数又は蓄積できる情報量等は、左欄の付加機能に係る登録可能メールアドレス数又は蓄積できる情報量等に相当するものとし、そのホスティングサービスについては、この改正規定中第35条の20（最低利用期間）の規定は適用しません。

独自ドメインメール機能 独自ドメインウェブ機能	メールホスティングサービス ウェブホスティングサービス
----------------------------	--------------------------------

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成12年6月9日経企第384号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成12年7月1日から実施します。  
（経過措置）
- 2 この改訂規定実施の際現に、改定前の規定により次表の左欄の区別の利用料の適用を受けている第2種契約者は、この改正規定実施の日においてそれぞれ同表の右欄の区別の利用料の適用を受けている第2種契約者とみなして取り扱います。

プラン1 プラン2 プラン3 プラン4	コース1であって以下の区別のもの プラン1 プラン2 プラン3 プラン4
------------------------------	--

- 3 この改正料金表実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則（平成12年6月23日経企第496号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成12年7月1日から実施します。  
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成12年7月5日経企第497号）  
（実施期日）

1 この改正規定は、平成12年7月6日から実施します。

ただし、この改正規定中、第2種オープンコンピュータ通信網サービスの付加機能（ローミング機能）に関する部分及び第3種オープンコンピュータ通信網サービスのATM方式のものの品目に関する部分については、平成12年8月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定により、改正前のオープンコンピュータ通信網サービス契約約款は、IP通信網サービス契約約款と名称を変更します。

3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している暗号鍵情報蓄積等機能の追加機能に関する料金その他の取扱いは、なお従前のおりとしします。

4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

（その他）

6 経企第300号（平成12年6月1日）の附則の2における、「第35条の20」を「第55条」に改めます。

附 則（平成12年7月11日経企第603号）  
（実施期日）

1 この改正規定は、平成12年8月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、「IP通信網利用型オープンコンピュータ通信網サービス」の試験サービスに関する契約約款の規定により当社とIP通信網利用型オープンコンピュータ通信網契約を締結している者は、この改正規定実施の日において、当社とコース3に係る第2種契約を締結したものとみなして取り扱います。

3 この改正規定実施の際現に、「IP通信網利用型オープンコンピュータ通信網サービス」の試験サービスに関する契約約款に規定する付加機能（ウェブ機能）の提供を受けている者は、この改正規定実施の日において、第2種オープンコンピュータ通信網サービスの付加機能（ウェブ機能）の提供を受けている第2種契約者とみなして取り扱います。

4 この改正規定実施の際現に、長期継続利用に係る基本額の適用を受けているコース1のプラン4に係る第2種契約者が、その第2種オープンコンピュータ通信網サービスについて、コース3への区別の変更を行ったことにより長期継続利用の廃止があった場合は、料金表第1表（料金）第1（利用料金）2（第2種契約に係るもの）2-1（適用）の表の(5)欄の力の規定は適用しません。

5 この附則の4の場合において、第2種契約者は、長期継続利用の廃止があった日を含む料金月の翌料金月から廃止前の長期継続利用に係る長期継続利用期間が満了する料金月までの間（以下「残余期間」といいます。）に、その変更後のコース3に係る第2種オープンコンピュータ通信網サービスについて、その区別の変更又は第2種契約の解除があったときは、その変更又は解除があった日を含む料金月の翌料金月から残余期間が満了する料金月までの料金月数に対応する第2種契約に係る利用料の基本額（コース1のプラン4に係るものとしします。）に0.35を乗じて得た額を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。

6 この改正規定実施の際現に、この附則の2の規定により当社とコース3に係る第2種契約を締結することとなる第2種契約者が、「IP通信網利用型オープンコンピュータ通信網サービス」の試験サービスに関する契約約款第9条の2（IP通信

網利用型オープンコンピュータ通信網サービスの継続利用)の規定の適用を受けている場合は、その第2種オープンコンピュータ通信網サービスについては、この附則の5の規定中、「長期継続利用」を「IP通信網利用型オープンコンピュータ通信網契約の締結前に締結していた第2種契約に係る長期継続利用」と読み替えて取り扱うものとします。

7 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

8 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則 (平成12年8月30日経企第778-2号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成12年12月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則 (平成12年10月24日経企第1306号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成12年11月1日から実施します。

ただし、この改正規定中、別記に規定する特定協定事業者の変更に係る部分並びに料金表に規定する当社が別に定める特定協定事業者の変更に係る部分及びダイヤルアップVPN着信機能に関する部分については、平成12年12月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次表の左欄の区別の利用料の適用を受けている第2種契約者は、この改正規定実施の日において、それぞれ同表の右欄の区別の利用料の適用を受けている第2種契約者とみなして取り扱います。

コース2であって以下の区別のもの プラン1 プラン2 コース3	コース2であって以下の区別のもの プラン2 プラン3 コース1であってプラン5のもの
--	---

3 この改正規定実施の際現に、長期継続利用に係る基本額の適用を受けているコース1のプラン4に係る第2種契約者が、その第2種オープンコンピュータ通信網サービスについて、コース1のプラン5への区別の変更を行ったことにより長期継続利用の廃止があった場合は、料金表第1表(料金)第1(利用料金)2(第2種契約に係るもの)2-1(適用)の表の(5)欄の次の規定は適用しません。

4 この附則の3の場合において、第2種契約者は、長期継続利用の廃止があった日を含む料金月の翌料金月から廃止前の長期継続利用に係る長期継続利用期間が満了する料金月までの間(以下「残余期間」といいます。)に、その変更後のプラン5に係る第2種オープンコンピュータ通信網サービスについて、その区別の変更又は第2種契約の解除があったときは、その変更又は解除があった日を含む料金月の翌料金月から残余期間が満了する料金月までの料金月数に対応する長期継続利用廃止前の基本額に0.35を乗じて得た額を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。

5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

6 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の

取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成12年10月31日経企第1307号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成12年11月1日から実施します。  
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成12年12月25日経企第1762号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成12年12月26日から実施します。  
ただし、この改正規定中、第2種オープンコンピュータ通信網サービスのタイプ2のコース2に関する部分については、平成13年1月29日から実施します。  
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を受けている第2種契約者は、この改正規定実施の日において、第2種オープンコンピュータ通信網サービスのタイプ1のものの提供を受けている第2種契約者とみなして取り扱います。この場合において、改正後の細目に係る区分は、改正前の第2種契約に係る区別に相当するものとしします。

附 則（平成13年1月22日経企第1768号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成13年2月1日から実施します。  
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成13年1月30日経企第2016号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成13年1月31日から実施します。
- 2 この改正規定実施の際現に、当社が改正前の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、それぞれ当社のIP伝送サービス契約約款の規定により締結した同表の右欄の契約に移行したものとします。

VPNサービスに係る契約	VPNサービスに係る契約
第1種VPN契約	VPN契約 データモード 第1種サービスに係るもの アクセスタイプ1に係るもの STMアクセスに係るもの ATMアクセスに係るもの
ATM方式以外のもの ATM方式のもの	
第2種VPN契約	第2種サービスに係るもの アクセスタイプ1に係るもの イーサネットアクセスに係るもの

- 3 この附則の2の規定によるほか、移行後の契約に係る品目については、移行前の契約に係る品目に相当するものとしします。  
（長期継続利用に関する経過措置）
- 4 この改正規定実施の際現に、当社が改正前の規定により行っている次表の左欄の

料金適用は、この改正規定実施の日において、それぞれ当社の I P 伝送サービス契約約款の規定により当社が行う同表の右欄の料金適用に移行したものとします。

<p>料金表第 1 表第 1 の 7 - 1 (適用) の(5)に規定する長期継続利用に係る定額利用料の適用</p> <p>長期継続利用の種類が 3 年利用のもの 長期継続利用の種類が 6 年利用のもの</p> <p>料金表第 1 表第 1 の 8 - 1 (適用) の(3)に規定する長期継続利用に係る定額利用料の適用</p> <p>長期継続利用の種類が 3 年利用のもの 長期継続利用の種類が 6 年利用のもの</p>	<p>料金表通則18に規定する長期利用割引</p> <p>長期利用割引の種類 V P N 契約に係るもの 3 年利用型のもの 6 年利用型のもの</p> <p>長期利用割引の種類 V P N 契約に係るもの 3 年利用型のもの 6 年利用型のもの</p>
---	---

(料金等の支払いに関する経過措置)

5 この改正規定実施前に、改正前の規定により生じた料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

(前受金に関する経過措置)

6 この改正規定実施前に、改正前の規定により当社に預け入れた第 1 種 V P N 契約又は第 2 種 V P N 契約に係る前受金については、この改正規定実施の日において、当社の I P 伝送サービス契約約款の規定に準じて取り扱います。

(損害賠償に関する経過措置)

7 この改正規定実施前に、改正前の規定によりその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、この改正規定実施の日において、なお従前のおりとしします。

(この改正規定実施前に行った手続きの効力等)

8 この改正規定実施前に、当社に対し改正前の規定により行った V P N サービスに係る手続きその他の行為は、この附則に規定する場合のほか、当社の I P 伝送サービス契約約款の中にこれに相当する規定があるときは、当社の I P 伝送サービス契約約款の規定に基づいて行ったものとみなします。

9 この改正規定実施の際現に、当社が改正前の規定により提供している V P N サービスは、この附則に規定する場合のほか、当社の I P 伝送サービス契約約款の中にこれに相当する規定があるときは、当社の I P 伝送サービス契約約款の規定に基づいて提供しているものとみなします。

附 則 (平成13年 2 月14日 経企第2161号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成13年 2 月15日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則 (平成13年 2 月22日 経企第2283号)

この改正規定は、平成13年 2 月22日から実施します。

附 則 (平成13年 3 月21日 経企第2442号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成13年3月26日から実施します。  
(経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、当社が改正前の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、それぞれ同表の右欄の契約とみなして取り扱います。

<p>第5種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第5種契約</p> <p>イーサネット方式のもの STM方式のもの ATM方式のもの</p>	<p>第5種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第5種契約</p> <p>コース1に係るもの イーサネット方式のもの 対称型のもの STM方式のもの ATM方式のもの</p>
---	--

- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により第5種オープンコンピュータ通信網サービス（イーサネット方式のものに限ります。）の提供を受けている第5種契約者が、この改正規定実施の日から平成13年9月25日までの間にその第5種オープンコンピュータ通信網サービスについて、非対称型への品目の変更（変更前の対称型に係る品目に相当する非対称型に係る品目への変更に限ります。）の請求を行った場合は、改正後の第49条（最低利用期間）第3項の規定及び料金表第1表第1の5-1（適用）の表の(4)欄のクの規定は適用しません。この場合、対称型に係る0.5Mb/s品目は非対称型に係る1Mb/s品目に、対称型に係る6Mb/sから10Mb/sまでの品目は非対称型に係る10Mb/s（10BASE-T）品目又は10Mb/s（100BASE-TX）品目に、対称型に係る11Mb/sから19Mb/sまでの品目は非対称型に係る20Mb/s品目に、対称型に係る21Mb/sから29Mb/sまでの品目は非対称型に係る30Mb/s品目に、対称型に係る31Mb/sから35Mb/sまでの品目は非対称型に係る40Mb/s品目に相当するものとみなして取り扱います。

- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則（平成13年4月10日経企第117号）  
(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成13年4月17日から実施します。  
(経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定によりメールホスティングサービスに係る定額利用料の加算額の適用を受けているホスティング契約者は、この改正規定実施の日において、メールホスティングサービスに係る定額利用料の基本加算額の適用を受けているホスティング契約者とみなして取り扱います。
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則（平成13年4月12日経企第154号）  
この改正規定は、平成13年4月18日から実施します。

附 則（平成13年4月17日経企第99号）  
(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成13年4月27日から実施します。  
(経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、当社が改正前の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の契約とみなして取り扱います。

第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第2種契約 タイプ2に係るもの コース2に係るもの	第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第2種契約 タイプ2に係るもの コース2に係るもの プラン1に係るもの
--	---

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則（平成13年5月16日経企第300号）

この改正規定は、平成13年6月11日から実施します。

附 則（平成13年6月4日経企第470号）

この改正規定は、平成13年6月11日から実施します。

附 則（平成13年6月7日経企第493号）

この改正規定は、平成13年7月1日から実施します。

附 則（平成13年6月13日経企第490号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成13年6月14日から実施します。

ただし、この改正規定中、第6種オープンコンピュータ通信網サービスの1.5Mb/s品目及び付加機能（ダイヤルアップVPN着信機能）に関する部分については、平成13年6月14日から起算して6か月の間で当社が別に定める日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、当社が改正前の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、それぞれ同表の右欄の契約とみなして取り扱います。

第5種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第5種契約  コース1に係るもの イーサネット方式のもの ATM方式のもの  STM方式のもの コース2に係るもの	第5種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第5種契約 タイプ1に係るもの コース1に係るもの イーサネット方式のもの ATM方式のもの タイプ2に係るもの コース1に係るもの STM方式のもの コース2に係るもの
---	--

3 この附則の2の規定によるほか、移行後の契約に係る品目等については、移行前の契約に係る品目等に相当するものとしします。

4 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により第1種オープンコンピュータ通信網サービス又は第3種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を受けている契約者が、この改正規定実施の日から6か月の間にその第1種契約又は第3種契約の解除とともに第6種契約の申込み（以下「移行」といいます。）をした場合は、改正後の料金表第1表第1の1-1（適用）の表の(2)欄のイ及び(3)欄のケの規定並びに3-1-1（適用）の表の(5)欄のイ及び(6)欄のケ及びコの規定は適用しません。

ただし、移行後の第6種オープンコンピュータ通信網サービスの品目に係る符号伝送速度が、移行前の第1種オープンコンピュータ通信網サービス又は第3種オープンコンピュータ通信網サービスの品目に係る符号伝送速度未満のときは、この限

りでありません。

- 5 この附則の4の規定の適用を受ける第6種契約者は、第51条の5（最低利用期間）の規定にかかわらず、移行前の第1種契約又は第3種契約の解除があった日から移行前の第1種オープンコンピュータ通信網サービス又は第3種オープンコンピュータ通信網サービスに係る最低利用期間の満了日までの間（以下「残余期間」といいます。）において、移行後の第6種契約の解除があったときは、その解除があった日から残余期間の満了日までの期間に対応する移行前の第1種契約又は第3種契約に係る定額利用料に相当する額を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。
- 6 この附則の5の場合に、移行前の第1種オープンコンピュータ通信網サービス又は第3種オープンコンピュータ通信網サービスについて長期継続利用に係る定額利用料の適用を受けていたときは、前項の規定中、第1種オープンコンピュータ通信網サービスにあつては「最低利用期間」を「長期継続利用期間」と、「定額利用料に相当する額」を「長期継続利用適用額に相当する額に0.35を乗じて得た額」と読み替えて適用するものとし、第3種オープンコンピュータ通信網サービスにあつては「最低利用期間」を「長期継続利用期間」と、「定額利用料に相当する額」を「定額利用料に相当する額に0.35を乗じて得た額」と読み替えて適用するものとし、
- 7 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとし、
- 8 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとし、

附 則（平成13年6月22日経企第626号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成13年7月1日から実施します。  
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとし、
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとし、

附 則（平成13年7月5日経企第687号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成13年7月23日から実施します。  
ただし、この改正規定中、IP通信網サービスの通信モード及びダイヤルアウトに関する部分については、平成13年8月20日から、第6種オープンコンピュータ通信網サービスの着信課金通信及び付加機能（ダイヤルアップアクセスサービス着信機能及び着信課金機能）に関する部分については、経企第490号（平成13年6月13日）の改正に係る実施期日（附則の1のただし書きに係るものであって、第6種オープンコンピュータ通信網サービスの1.5Mb/s品目に係るもの以外のものとし、）と同日から実施します。  
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、当社が改正前の規定により提供している次表の左欄の付加機能は、この改正規定実施の日において、同表右欄の付加機能として取り扱います。

ダイヤルアップVPN着信機能	ダイヤルアップアクセスサービス着信機能
----------------	---------------------

附 則（平成13年7月30日経企第854号）

（実施期日）

この改正規定は、平成13年8月16日から実施します。

附 則（平成13年8月2日経企第867号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成13年9月1日から実施します。  
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成13年8月17日経企第868号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成13年9月1日から実施します。
- 2 前項の規定にかかわらず、第2種オープンコンピュータ通信網サービスのタイプ3に係る付加機能（ウェブ機能に限ります。）については、平成13年8月17日から起算して3か月の間で当社が別に定める日から提供します。
- 3 前2項の規定にかかわらず、第2種オープンコンピュータ通信網サービスのタイプ3のプラン2に関する部分については、平成13年8月17日から起算して6か月の間で当社が別に定める日から実施します。

附 則（平成13年9月14日経企第1077号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成13年9月14日から実施します。  
ただし、この改正規定中、第6種オープンコンピュータ通信網サービスの付加機能のうち、ダイヤルアップアクセスサービス着信機能に関する部分については、経企第490号（平成13年6月13日）の改正に係る実施期日（附則の1のただし書きに係るものであって、第6種オープンコンピュータ通信網サービスの1.5Mb/s品目に係るもの以外のものとしします。）と同日から、IP v 6 トンネリング機能に関する部分については、512kb/s品目のものは平成13年9月13日から、1.5Mb/s品目のものは、経企第490号（平成13年6月13日）の改正に係る実施期日（附則の1のただし書きに係るものであって、第6種オープンコンピュータ通信網サービスの1.5Mb/s品目に係るものとしします。）と同日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施の際現に、当社が改正前の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の契約とみなして取り扱います。

第6種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第6種契約	第6種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第6種契約 タイプ1に係るもの
------------------------------------	---

- 3 この附則の2の規定によるほか、移行後の契約に係る品目等については、移行前の契約に係る品目等に相当するものとしします。

附 則（平成13年9月26日経企第1231号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成13年10月3日から実施します。  
ただし、この改正規定中、第2種オープンコンピュータ通信網サービスのタイプ2のコース2のプラン3に関する部分及び電話等サービスの月極割引との複合継続利用に係る利用料又は定額利用料の適用に関する部分については、平成13年11月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則 (平成13年9月27日経企第1161号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成13年9月27日から起算して3か月の間で当社が別に定める日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、当社が改正前の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の契約とみなして取り扱います。

第6種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第6種契約	第6種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第6種契約 DSL回線専用利用型サービスに係るもの
------------------------------------	---

- 3 この附則の2の規定によるほか、移行後の契約に係る品目等については、移行前の契約に係る品目等に相当するものとしします。

附 則 (平成13年9月27日経企第1230号)

この改正規定は、平成13年10月4日から実施します。

附 則 (平成13年10月16日経企第1344号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成13年10月23日から実施します。  
ただし、この改正規定中、第3種オープンコンピュータ通信網サービス及び第5種オープンコンピュータ通信網サービスに関する部分については、平成13年11月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により第3種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を受けている契約者が、この改正規定実施の日から6か月の間にその第3種オープンコンピュータ通信網サービスについて、クラス1のタイプ1のコース2 (ATM方式以外のものであって1.5Mb/sの品目のものを除きます。)への品目又は通信又は保守の態様による細目の変更の請求を行った場合は、改正後の料金表第1表第1の3-1-1 (適用)の表の(5)欄のイ並びに(6)欄のケ及びコの規定は適用しません。

ただし、変更後の品目に係る符号伝送速度が変更前の品目に係る符号伝送速度未満のときは、この限りではありません。

- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により第1種オープンコンピュータ通信網サービス又は第6種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を受けている契約者が、この改正規定実施の日から6か月の間にその第1種契約又は第6種契約の解除とともに第3種契約 (クラス1のタイプ1のコース2に係るもの (ATM方式以外のものであって1.5Mb/sの品目に係るもの及び臨時第3種契約を除きます。)に限り)の申込み (以下この附則の4まで「移行」といいます。)を行った場合は、改正後の料金表第1表第1の1-1 (適用)の表の(2)欄のイ及び(3)欄のケの規定並びに5の2-1 (適用)の表の(3)欄のアの規定は適用しません。

ただし、移行後の品目に係る符号伝送速度が移行前の品目に係る符号伝送速度未満のときは、この限りではありません。

- 4 この附則の3の場合に、移行前の第1種オープンコンピュータ通信網サービスについて長期継続利用に係る定額利用料の適用を受けていたときは、移行と同時に第3種オープンコンピュータ通信網サービスの長期継続利用に係る定額利用料の適用の申出があったものとみなして取り扱います。この場合、その長期継続利用に係る定額利用料の適用の開始日は、移行前の長期継続利用に係る定額利用料の適用の開始日とし、その長期継続利用の種類については、移行前の長期継続利用の種類と同一のものとします。
- 5 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により第5種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を受けている契約者が、この改正規定実施の日から6か月の間にその第5種オープンコンピュータ通信網サービスについて、タイプ2のコース2（STM方式のものであって1.5Mb/sの品目のものを除きます。）への品目又は通信又は保守の態様による細目の変更の請求を行った場合は、改正後の料金表第1表第1の5-1（適用）の表の(4)欄のウ及び(5)欄のクの規定は適用しません。  
ただし、変更後の品目に係る符号伝送速度が変更前の品目に係る符号伝送速度未満のときは、この限りではありません。
- 6 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により第6種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を受けている契約者が、この改正規定実施の日から6か月の間にその第6種オープンコンピュータ通信網サービスについて、タイプ2のコース2又はコース3への区別、品目又は通信又は保守の態様による細目の変更の請求を行った場合は、改正後の料金表第1表第1の5の2-1（適用）の表の(3)欄のイの規定は適用しません。
- 7 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により第1種オープンコンピュータ通信網サービス又は第3種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を受けている契約者が、この改正規定実施の日から6か月の間にその第1種契約又は第3種契約の解除とともに第6種契約（タイプ2のコース2又はコース3に係るものに限り）の申込みを行った場合は、改正後の料金表第1表第1の1-1（適用）の表の(2)欄のイ及び(3)欄のケの規定並びに3-1-1（適用）の表の(5)欄のイ、(6)欄のケ及びコの規定は適用しません。  
ただし、移行後の品目に係る符号伝送速度が移行前の品目に係る符号伝送速度未満のときは、この限りではありません。
- 8 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 9 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。  
（その他）
- 10 経企第490号（平成13年6月13日）の附則の5及び6を次のように改めます。
  - 5 削除
  - 6 削除附 則（平成13年10月19日経企第1388号）  
（実施期日）
  - 1 この改正規定については、平成13年11月1日から実施します。  
（経過措置）
  - 2 平成13年11月1日から平成14年2月28日までの間に、当社に対してタイプ2のコース1に係る第2種契約の申込み又はタイプ2のコース1への細目若しくは区分の変更の請求を行った第2種契約者については、その第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月（細目又は区分の変更の請求があった場合には、その変更の承諾日を含む料金月の翌料金月）からの3料金月について、料金表第1表第1（利用料金）2-2（料金額）の規定にかかわらず、次表に規定する料金額を適用します。

利用料

1 契約者識別符号ごとに月額

区 分	料 金 額
基本額 (月額)	1,500円

3 料金表第1表第1 (利用料金) 2-1 (適用) の表の(7)欄に規定する料金の適用を受ける第2種契約者 (タイプ2のコース2のプラン3に係る者に限りです。) については、平成13年11月1日から平成14年2月28日までの間、2-1 (適用) の表の(7)欄のアに規定する減額の額及び2-2 (料金額) に規定する定額利用料の額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

定額利用料

1 契約者識別符号ごとに月額

区 分		料 金 額
電話重畳のもの	基本額	1,970円
	加入者回線料	187円
電話非重畳のもの	基本額	1,970円
	加入者回線料	2,062円

4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則 (平成13年10月29日経企第1373号)  
(平成13年10月29日経企第1380号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成13年10月29日から実施します。

ただし、この改正規定中、特定ダイヤルアップ回線の利用に関する部分については、平成13年11月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、当社が改正前の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の契約とみなして取り扱います。

ホスティングサービスに係る契約 ホスティング契約	第1種ホスティングサービスに係る契約 第1種ホスティング契約
-----------------------------	-----------------------------------

3 この附則の2の規定によるほか、移行後の契約に係る種類等については、移行前の契約に係る種類等に相当するものとしします。

4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則 (平成13年11月12日経企第1540号)

この改正規定は、平成13年11月19日から実施します。

附 則 (平成13年11月22日経企第1614号)

この改正規定は、平成13年11月30日から実施します。

ただし、この改正規定中、「データ伝送サービス契約約款」の追加に関する部分については、平成14年4月1日から実施します。

附 則（平成13年11月27日経企第1646号）

この改正規定は、平成13年11月30日から実施します。

附 則（平成13年11月29日経企第1648号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成13年12月10日から実施します。

ただし、この改正規定中、株式会社アッカ・ネットワークスの提供する他社接続契約者回線との接続に関する部分並びに第6種オープンコンピュータ通信網サービスの非対称型の品目及び品目に係る符号伝送速度に関する部分については、平成13年12月25日から、第5種オープンコンピュータ通信網サービスのタイプ1のコース1のプラン1（イーサネット方式のもの非対称型の品目に限り、）における料金の改定に関する部分については、平成14年1月1日から、当社が別に定める当社の契約約款の追加に関する部分は、平成14年4月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、当社が改正前の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、それぞれ同表の右欄の契約とみなして取り扱います。

第3種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第3種契約 クラス1に係るもの タイプ1に係るもの コース1に係るもの  ATM方式以外のものに係るもの ATM方式のものに係るもの	第3種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第3種契約 クラス1に係るもの タイプ1に係るもの コース1に係るもの プラン1に係るもの STM方式のものに係るもの ATM方式のものに係るもの
第5種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第5種契約 タイプ1に係るもの コース1に係るもの	第5種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第5種契約 タイプ1に係るもの コース1に係るもの プラン1に係るもの

3 この附則の2の規定によるほか、移行後の契約に係る品目等については、移行前の契約に係る品目等に相当するものとします。

4 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により第3種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を受けている契約者が、この改正規定実施の日から6か月の間にその第3種オープンコンピュータ通信網サービスについて、クラス1のタイプ1のコース1又はコース2（いずれもイーサネット方式のものに限り、）への品目又は通信又は保守の態様による細目の変更の請求を行った場合は、改正後の料金表第1表第1の3-1-1（適用）の表の(8)欄のオ及びカ並びに(9)欄のケ及びコの規定は適用しません。

ただし、変更後の品目に係る符号伝送速度が変更前の品目に係る符号伝送速度未満のときは、この限りではありません。

5 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により第1種オープンコンピュータ通

信網サービス又は第6種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を受けている契約者が、この改正規定実施の日から6か月の間にその第1種契約又は第6種契約の解除とともに第3種契約（クラス1のタイプ1のコース1又はコース2（いずれもイーサネット方式のものに限ります。）に係るものであって、臨時第3種契約を除きます。）の申込み（以下この附則の6まで「移行」といいます。）を行った場合は、改正後の料金表第1表第1の1-1（適用）の表の(2)欄のイ及び(3)欄のケの規定並びに5の2-1（適用）の表の(3)欄のアの規定は適用しません。

ただし、移行後の品目に係る符号伝送速度が移行前の品目に係る符号伝送速度未満のときは、この限りではありません。

6 この附則の5の場合に、移行前の第1種オープンコンピュータ通信網サービスについて長期継続利用に係る定額利用料の適用を受けていたときは、移行と同時に第3種オープンコンピュータ通信網サービスの長期継続利用に係る定額利用料の適用の申出があったものとみなして取り扱います。この場合、その長期継続利用に係る定額利用料の適用の開始日は、移行前の長期継続利用に係る定額利用料の適用の開始日とし、その長期継続利用の種類については、移行前の長期継続利用の種類と同一のものとします。

7 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により第5種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を受けている契約者が、この改正規定実施の日から6か月の間にその第5種オープンコンピュータ通信網サービスについて、タイプ1のコース1のプラン2への品目又は通信又は保守の態様による細目の変更の請求を行った場合は、改正後の料金表第1表第1の5-1（適用）の表の(6)欄のウ及び(7)欄のクの規定は適用しません。

ただし、変更後の品目に係る符号伝送速度が変更前の品目に係る符号伝送速度未満のときは、この限りではありません。

8 この改正規定実施の際現に、当社が改正前の規定により提供している第3種オープンコンピュータ通信網サービスについて、この改正規定実施の日から6か月の間に品目若しくは通信又は保守の態様による細目の変更又は接続事業者変更があった場合（いずれも株式会社アッカ・ネットワークスの提供する他社接続契約者回線に係るものへの変更となる場合に限りします。）は、この附則の4の規定に準じて取り扱います。

9 この改正規定実施の際現に、当社が改正前の規定により提供している第1種オープンコンピュータ通信網サービス又は第6種オープンコンピュータ通信網サービスについて、この改正規定実施の日から6か月の間にその第1種契約又は第6種契約の解除とともに第3種契約（株式会社アッカ・ネットワークスの提供する他社接続契約者回線に係るものに限ります。）の申込みがあった場合は、この附則の5及び6の規定に準じて取り扱います。

10 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならない電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

11 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成13年12月10日経企第1727号）

（実施期日）

1 この附則は、平成13年12月17日から実施します。

（その他）

2 経企第1388号（平成13年10月19日）の附則中「平成14年2月28日まで」を「平成14年4月30日まで」に改めます。

附 則（平成13年12月12日経企第1764号）

この改正規定は、平成13年12月17日から実施します。

附 則（平成13年12月20日経企第1825号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成13年12月27日から実施します。  
(経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により第3種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を受けている契約者が、この改正規定実施の日から6か月の間にその第3種オープンコンピュータ通信網サービスについて、クラス1のタイプ1のコース2（加入者共用回線に係るものに限りです。）への品目の変更、通信又は保守の態様による細目の変更、接続事業者変更又は加入者回線（加入者共用回線を除きます。）から加入者共用回線への変更の請求を行った場合は、改正後の料金表第1表第1の3-1-1（適用）の表の(8)欄のオ及びカ並びに(9)欄のケ及びコの規定は適用しません。  
ただし、変更後の品目に係る符号伝送速度が変更前の品目に係る符号伝送速度未満のときは、この限りではありません。
- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により第1種オープンコンピュータ通信網サービス又は第6種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を受けている契約者が、この改正規定実施の日から6か月の間にその第1種契約又は第6種契約の解除とともに第3種契約（クラス1のタイプ1のコース2（加入者共用回線に係るものに限りです。）に係るものに限りです。）の申込み（以下この附則の4まで「移行」といいます。）を行った場合は、改正後の料金表第1表第1の1-1（適用）の表の(2)欄のイ及び(3)欄のケの規定並びに5の2-1（適用）の表の(3)欄のアの規定は適用しません。  
ただし、移行後の品目に係る符号伝送速度が移行前の品目に係る符号伝送速度未満のときは、この限りではありません。
- 4 この附則の3の場合に、移行前の第1種オープンコンピュータ通信網サービスについて長期継続利用に係る定額利用料の適用を受けていたときは、移行と同時に第3種オープンコンピュータ通信網サービスの長期継続利用に係る定額利用料の適用の申出があったものとみなして取り扱います。この場合、その長期継続利用に係る定額利用料の適用の開始日は、移行前の長期継続利用に係る定額利用料の適用の開始日とし、その長期継続利用の種類については、移行前の長期継続利用の種類と同一のものとします。

附 則（平成13年12月26日経企第1862号）  
(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成14年1月2日から実施します。  
ただし、この改正規定中、第2種オープンコンピュータ通信網サービスのタイプ3のプラン3の追加に関する部分、第6種オープンコンピュータ通信網サービスのタイプ3のコース1及びコース2の追加に関する部分並びに第3種オープンコンピュータ通信網サービス及び第6種オープンコンピュータ通信網サービス（タイプ3のコース3を除きます。）の付加機能（IP v 6 トンネリング機能及びパケットフィルタリング機能）に関する部分については、平成14年1月8日から、第2種オープンコンピュータ通信網サービスのタイプ3のプラン1及びプラン2の料金改定に関する部分については、平成14年2月1日から、第6種オープンコンピュータ通信網サービスのタイプ3のコース3の追加に関する部分（その付加機能（IP v 6 トンネリング機能）に関する部分を含みます。）については、平成13年12月26日から起算して3か月の間で当社が別に定める日から実施します。  
(経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、当社が改正前の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、それぞれ同表の右欄の契約とみなして取り扱います。

第6種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約	第6種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約
---------------------------	---------------------------

<p>第6種契約</p> <p>D S L回線専用利用型サービスに係るもの</p> <p>タイプ1に係るもの</p> <p>タイプ2に係るもの</p> <p>コース1に係るもの</p> <p>コース2に係るもの</p> <p>コース3に係るもの</p> <p>D S L回線共用利用型サービスに係るもの</p> <p>タイプ1に係るもの</p>	<p>第6種契約</p> <p>アクセス回線専用利用型サービスに係るもの</p> <p>タイプ1に係るもの</p> <p>タイプ2に係るもの</p> <p>プラン1に係るもの</p> <p>プラン2に係るもの</p> <p>プラン3に係るもの</p> <p>アクセス回線共用利用型サービスに係るもの</p> <p>タイプ1に係るもの</p>
--	--

3 この附則の2の規定によるほか、移行後の契約に係る品目等については、移行前の契約に係る品目等に相当するものとします。

4 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により第6種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を受けている契約者が、この改正規定実施の日から6か月の間にその第6種オープンコンピュータ通信網サービスについて、タイプ3への区別、品目又は通信又は保守の態様による細目の変更の請求を行った場合は、改正後の料金表第1表第1の5の2-1（適用）の表の(2)欄のイの規定は適用しません。

5 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により第1種オープンコンピュータ通信網サービス又は第3種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を受けている契約者が、この改正規定実施の日から6か月の間にその第1種契約又は第3種契約の解除とともに第6種契約（タイプ3に係るものに限ります。）の申込み（以下この附則の5において「移行」といいます。）を行った場合は、改正後の料金表第1表第1の1-1（適用）の表の(2)欄のイ及び(3)欄のケの規定並びに3-1-1（適用）の表の(8)欄のオ及び(9)欄のケ及びコの規定は適用しません。

ただし、移行後の品目に係る符号伝送速度が移行前の品目に係る符号伝送速度未満のときは、この限りではありません。

6 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

7 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附 則（平成14年1月25日経企第2043号）

この改正規定は、平成14年2月1日から実施します。

附 則（平成14年2月22日経企第2250号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成14年3月1日から実施します。

（その他）

2 経企第1388号（平成13年10月19日）の附則の3に規定する加入者回線料「187円」を「173円」に、「2,062円」を「1,933円」に改めます。

（経過措置）

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附 則（平成14年2月28日経企第2326号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成14年3月7日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の

取扱いについては、なお従前のおりとしします。

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則（平成14年3月11日経企第2394号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成14年3月18日から実施します。

ただし、この改正規定中、ドメイン名の定義の変更、特定協定事業者の名称の変更及びIPアドレス又はドメイン名に係る申請手続きの代行等の規定の変更に関する部分については、平成14年4月1日から、第6種オープンコンピュータ通信網サービスのタイプ2のコース2のプラン1のうち8 Mb/sの品目に関する部分については、平成14年4月15日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施の際現に、当社が改正前の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、それぞれ同表の右欄の契約とみなして取り扱います。

第6種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第6種契約 アクセス回線専用利用型サービスに係るもの タイプ2に係るもの  プラン1に係るもの プラン2に係るもの プラン3に係るもの	第6種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第6種契約 アクセス回線専用利用型サービスに係るもの タイプ2に係るもの コース1に係るもの プラン1に係るもの プラン2に係るもの プラン3に係るもの
--	---

- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により第6種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を受けている契約者が、この改正規定実施の日から6か月の間にその第6種オープンコンピュータ通信網サービスについて、タイプ2のコース2のプラン1への区別、品目又は通信又は保守の態様による細目の変更の請求を行った場合は、改正後の料金表第1表第1の5の2-1（適用）の表の(2)欄のイの規定は適用しません。

ただし、移行後の品目に係る符号伝送速度が移行前の品目に係る符号伝送速度未満のときは、この限りではありません。

- 4 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により第1種オープンコンピュータ通信網サービス又は第3種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を受けている契約者が、この改正規定実施の日から6か月の間にその第1種契約又は第3種契約の解除とともに第6種契約（タイプ2のコース2のプラン1に係るものに限ります。）の申込み（以下この附則の4において「移行」といいます。）を行った場合は、改正後の料金表第1表第1の1-1（適用）の表の(2)欄のイ及び(3)欄のケの規定並びに3-1-1（適用）の表の(9)欄のオ及び(10)欄のケ及びコの規定は適用しません。

ただし、移行後の品目に係る符号伝送速度が移行前の品目に係る符号伝送速度未満のときは、この限りではありません。

附 則（平成14年3月25日経企第2511号）

（実施期日）

- 1 この附則は、平成14年4月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 平成14年4月1日から平成14年4月30日までの間に、当社に対するタイプ2のコース2（プラン2を除きます。以下この附則において同じとしします。）に係る第2

種契約の申込み又はタイプ2のコース2への細目若しくは区分の変更の請求を当社が承諾した場合は、その第2種契約に係る定額利用料については、その第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月（細目又は区分の変更については、変更後のサービスの提供を開始した日を含む料金月とします。）の翌料金月からの2料金月について、料金表第1表第1（利用料金）2-2（料金額）に規定する定額利用料の額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。なお、この料金額の適用を受けるIP通信網契約については、その期間中、料金表第1表第1の2-1（適用）の表の(7)欄の規定にかかわらず、その欄のAに規定する減額を適用しません。

定額利用料

1 契約者識別符号ごとに月額

区 分		料 金 額	
プラン1	電話重畳のもの	基本額	1,980円
		端末回線料	173円
	電話非重畳のもの	基本額	1,980円
		端末回線料	1,933円
プラン3	電話重畳のもの	基本額	2,280円
		端末回線料	173円
	電話非重畳のもの	基本額	2,280円
		端末回線料	1,933円

3 この附則実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

4 この附則実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成14年3月25日経企第2565号）

この改正規定は、平成14年4月1日から実施します。

附 則（平成14年4月22日経企第177号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成14年4月29日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している暗号鍵情報蓄積等機能に関する料金その他の取扱いは、なお従前のとおりとします。

附 則（平成14年4月24日経企第197号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成14年5月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成14年4月25日経企第202号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成14年5月7日から実施します。

ただし、この改正規定中、第6種オープンコンピュータ通信網サービスのタイプ

2のプラン2の追加に関する部分については、平成14年5月23日から実施します。  
(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、当社が改正前の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、それぞれ同表の右欄の契約とみなして取り扱います。

第6種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第6種契約 アクセス回線専用利用型サービスに係るもの タイプ2に係るもの タイプ3に係るもの	第6種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第6種契約 アクセス回線専用利用型サービスに係るもの タイプ3に係るもの タイプ4に係るもの
--	--

- 3 この附則の2の規定によるほか、移行後の契約に係る品目等については、移行前の契約に係る品目等に相当するものとします。
- 4 この改正規定実施前に、当社が第5種オープンコンピュータ通信網サービスを全く利用できない状態（その第5種契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。）が生じたことを知った場合については、この改正規定中料金表第1表第1の5-1（適用）の表の(9)欄及び(11)欄の規定は適用しません。
- 5 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により第1種オープンコンピュータ通信網サービス（128kb/sの品目のものに限ります。）又は第3種オープンコンピュータ通信網サービス（128kb/s以下の品目のものに限ります。）の提供を受けている契約者が、この改正規定実施の日から6か月の間にその第1種契約又は第3種契約の解除とともに第6種契約（タイプ2に係るものに限ります。）の申込みを行った場合は、改正後の料金表第1表第1の1-1（適用）の表の(2)欄のイ及び(3)欄のケの規定並びに3-1-1（適用）の表の(9)欄のオ及び(10)欄のケ及びコの規定は適用しません。
- 6 第1種オープンコンピュータ通信網サービス又は第3種オープンコンピュータ通信網サービスのクラス2の提供を受けている契約者が、この改正規定実施の日から6か月の間にその第1種契約又は第3種契約の解除とともに第6種契約（タイプ3のコース1に係るものに限ります。）の申込みを行った場合は、改正後の料金表第1表第1の1-1（適用）の表の(2)欄のイ及び(3)欄のケの規定並びに3-1-1（適用）の表の(9)欄のオ及び(10)欄のケ及びコの規定は適用しません。  
ただし、当該第6種契約に係る第6種オープンコンピュータ通信網サービスの開始日以降にその第1種契約又は第3種契約を締結した契約者については、この限りではありません。
- 7 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附 則（平成14年4月24日経企第203号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成14年5月22日から実施します。  
(経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、当社が改正前の規定により提供している次表の左欄の回線制御装置の種類は、この改正規定実施の日において、それぞれ同表の右欄の回線制御装置の種別等とみなして取り扱います。

回線制御装置の種類	回線制御装置の種別等 VPN型
-----------	--------------------

I 型 II 型	I 型 II 型
-------------	-------------

附 則（平成14年 5 月 1 日経企第238号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成14年 6 月 1 日から実施します。  
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成14年 5 月30日経企第364号）  
（実施期日）

- 1 この附則は、平成14年 6 月 6 日から実施します。  
（その他）
- 2 経企第497号（平成12年 7 月 5 日）の附則の 3 及び経企第177号（平成14年 4 月22日）の附則 2 を削除します。

附 則（平成14年 6 月 6 日経企第417号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成14年 6 月13日から実施します。  
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、当社が改正前の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、それぞれ同表の右欄の契約とみなして取り扱います。

第 4 種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第 4 種契約	第 4 種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第 4 種契約 タイプ 1 に係るもの プラン 1 に係るもの
第 5 種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第 5 種契約 タイプ 2 に係るもの コース 1 に係るもの	第 5 種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第 5 種契約 タイプ 2 に係るもの コース 1 に係るもの プラン 1 に係るもの
第 6 種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第 6 種契約 アクセス回線専用利用型サービスに係るもの タイプ 4 に係るもの コース 2 に係るもの コース 3 に係るもの	第 6 種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第 6 種契約 アクセス回線専用利用型サービスに係るもの タイプ 4 に係るもの コース 3 に係るもの コース 4 に係るもの

- 3 この附則の 2 の規定によるほか、移行後の契約に係る品目等については、移行前の契約に係る品目等に相当するものとしします。
- 4 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により第 3 種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を受けている契約者が、この改正規定実施の日から 6 か月の間にその第 3 種オープンコンピュータ通信網サービスについて、品目若しくは通信又

は保守の態様による細目の変更の請求を行った場合又は接続事業者変更等を行った場合（いずれもイーサネット方式のもの（他社接続契約者回線に係るものに限りません。）への変更となる場合に限りません。）は、改正後の料金表第1表第1の3-1-1（適用）の表の(9)欄のオ及びカ並びに(10)欄のケ及びコの規定は適用しません。

ただし、変更後の品目に係る符号伝送速度が変更前の品目に係る符号伝送速度未満のときは、この限りではありません。

- 5 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により第1種オープンコンピュータ通信網サービス又は第6種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を受けている契約者が、この改正規定実施の日から6か月の間にその第1種契約又は第6種契約の解除とともに第3種契約（イーサネット方式のものであって他社接続契約者回線に係るものに限りません。）の申込み（以下この附則の6まで「移行」といいます。）を行った場合は、改正後の料金表第1表第1の1-1（適用）の表の(2)欄のイ及び(3)欄のケの規定並びに5の2-1（適用）の表の(2)欄のアの規定は適用しません。

ただし、移行後の品目に係る符号伝送速度が移行前の品目に係る符号伝送速度未満のときは、この限りではありません。

- 6 この附則の5の場合に、移行前の第1種オープンコンピュータ通信網サービスについて長期継続利用に係る定額利用料の適用を受けていたときは、移行と同時に第3種オープンコンピュータ通信網サービスの長期継続利用に係る定額利用料の適用の申出があったものとみなして取り扱います。この場合、その長期継続利用に係る定額利用料の適用の開始日は、移行前の長期継続利用に係る定額利用料の適用の開始日とし、その長期継続利用の種類については、移行前の長期継続利用の種類と同一のものとします。

- 7 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により第5種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を受けている契約者が、この改正規定実施の日から6か月の間にその第5種オープンコンピュータ通信網サービスについて、タイプ2（イーサネット方式のものに限りません。）への品目又は通信又は保守の態様による細目の変更の請求を行った場合は、改正後の料金表第1表第1の5-1（適用）の表の(7)欄のウ及び(8)欄のクの規定は適用しません。

ただし、変更後の品目に係る符号伝送速度が変更前の品目に係る符号伝送速度未満のときは、この限りではありません。

- 8 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により第6種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を受けている契約者が、この改正規定実施の日から6か月の間にその第6種オープンコンピュータ通信網サービスについて、タイプ4のコース2又はタイプ4のコース4のプラン4若しくはプラン5への区別、品目又は通信又は保守の態様による細目の変更の請求を行った場合は、改正後の料金表第1表第1の5の2-1（適用）の表の(2)欄のイの規定は適用しません。

- 9 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により第1種オープンコンピュータ通信網サービス又は第3種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を受けている契約者が、この改正規定実施の日から6か月の間にその第1種契約又は第3種契約の解除とともに第6種契約（タイプ4のコース2又はタイプ4のコース4のプラン4若しくはプラン5に係るものに限りません。）の申込み（以下この附則の9において「移行」といいます。）を行った場合は、改正後の料金表第1表第1の1-1（適用）の表の(2)欄のイ及び(3)欄のケの規定並びに3-1-1（適用）の表の(9)欄のオ及び(10)欄のケ及びコの規定は適用しません。

ただし、移行後の品目に係る符号伝送速度が移行前の品目に係る符号伝送速度未満のときは、この限りではありません。

- 10 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

- 11 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成14年 6 月26日 経企第547号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成14年 7 月 1 日から実施します。  
ただし、この改正規定中、第 2 種オープンコンピュータ通信網サービスのタイプ 3 に関する料金については、平成14年 9 月 1 日から実施します。  
（経過措置）
- 2 当社は、タイプ 3 に係る第 2 種契約者について、平成14年 9 月 1 日から平成14年 11月30日までの間、料金表第 1 表第 1（利用料金） 2－2（料金額）に規定する定額利用料の額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。ただし、上記期間にタイプ 3 に係る第 2 種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した第 2 種契約者については、その第 2 種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月（細目又は区分の変更による提供の開始については、変更後の料金が適用された料金月とします。）の翌料金月からの 3 料金月について、次表の料金を適用することとします。  
定額利用料

1 契約者識別符号ごとに月額

区 分	料 金 額
プラン 1	1, 280円
プラン 2	1, 280円
プラン 3	6, 100円

- 3 この附則の 2 の規定に関わらず、この附則の 2 に規定する料金は、3 料金月を超えての適用はしません。
- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成14年 7 月23日 経企第721号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成14年 7 月30日から実施します。  
ただし、この改正規定中、第 2 種ホスティングサービスに関する部分については、平成14年 8 月 1 日から、I P v 6 トンネリング機能に関する部分については、平成 14年 8 月21日から実施します。  
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、当社が改正前の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、それぞれ同表の右欄の契約とみなして取り扱います。

第 6 種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第 6 種契約 アクセス回線専用利用型サービスに係るもの アクセス回線共用利用型サービスに係るもの	第 6 種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第 6 種契約 カテゴリー 1 に係るもの カテゴリー 2 に係るもの
--	--

- 3 この附則の 2 の規定によるほか、移行後の契約に係る品目等については、移行前

の契約に係る品目等に相当するものとします。

- 4 この改正規定実施の際現に、当社が改正前の規定により提供している次表の左欄の付加機能は、この改正規定実施の日において、同表右欄の付加機能として取り扱います。

パケットフィルタリング機能	選択型パケットフィルタリング機能
---------------	------------------

- 5 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により第3種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を受けている契約者が、この改正規定実施の日から6か月の間にその第3種オープンコンピュータ通信網サービスについて、品目若しくは通信又は保守の態様による細目の変更の請求を行った場合又は接続事業者変更等を行った場合（いずれもATM方式のもの（クラス1のタイプ2のものに限ります。）又はイーサネット方式のもの（接続契約者回線に係るものに限ります。）への変更となる場合に限ります。）は、改正後の料金表第1表第1の3-1-1（適用）の表の(9)欄のオ及びカ並びに(10)欄のケ及びコの規定は適用しません。

ただし、変更後の品目に係る符号伝送速度が変更前の品目に係る符号伝送速度未満のときは、この限りではありません。

- 6 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により第1種オープンコンピュータ通信網サービス又は第6種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を受けている契約者が、この改正規定実施の日から6か月の間にその第1種契約又は第6種契約の解除とともに第3種契約（ATM方式のもの（クラス1のタイプ2のものに限ります。）又はイーサネット方式のもの（接続契約者回線に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）の申込み（以下この附則の7まで「移行」といいます。）を行った場合は、改正後の料金表第1表第1の1-1（適用）の表の(2)欄のイ及び(3)欄のケの規定並びに5の2-1（適用）の表の(2)欄のアの規定は適用しません。

ただし、移行後の品目に係る符号伝送速度が移行前の品目に係る符号伝送速度未満のときは、この限りではありません。

- 7 この附則の6の場合に、移行前の第1種オープンコンピュータ通信網サービスについて長期継続利用に係る定額利用料の適用を受けていたときは、移行と同時に第3種オープンコンピュータ通信網サービスの長期継続利用に係る定額利用料の適用の申出があったものとみなして取り扱います。この場合、その長期継続利用に係る定額利用料の適用の開始日は、移行前の長期継続利用に係る定額利用料の適用の開始日とし、その長期継続利用の種類については、移行前の長期継続利用の種類と同一のものとします。

- 8 第1種オープンコンピュータ通信網サービス又は第3種オープンコンピュータ通信網サービスのクラス2の提供を受けている契約者が、この改正規定実施の日から平成15年3月31日までの間にその第1種契約又は第3種契約の解除とともに第6種契約（カテゴリー1のタイプ4（コース2並びにコース4のプラン4及びプラン5を除きます。）に係るものに限ります。）の申込みを行った場合は、改正後の料金表第1表第1の1-1（適用）の表の(2)欄のイ及び(3)欄のケの規定並びに3-1-1（適用）の表の(9)欄のオ及び(10)欄のケ及びコの規定は適用しません。

ただし、当該第6種契約に係る第6種オープンコンピュータ通信網サービスの開始日以降にその第1種契約又は第3種契約を締結した契約者については、この限りではありません。

- 9 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第2種ホスティングサービスに関する料金その他の提供条件については、なお従前のおりとします。

- 10 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならない電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

- 11 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附 則（平成14年7月31日経企第793号）  
この改正規定は、平成14年8月7日から実施します。

附 則（平成14年8月2日経企第822号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は平成14年8月5日から実施します。  
ただし、この改正規定中、I P v 6 トンネリング機能を利用する第5種契約者に関する部分については、平成14年8月21日から実施します。  
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、当社が改正前の規定により提供している次表の左欄の回線制御装置の種別等は、この改正規定実施の日において、それぞれ同表の右欄の回線制御装置の種別等とみなして取り扱います。

回線制御装置の種別等 V P N型 I 型 II 型	回線制御装置の種別等 V P N型 N S - I a 型 N S - I b 型
-------------------------------------	--

附 則（平成14年8月23日経企第860号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成14年8月30日から実施します。  
ただし、この改正規定中、優先接続の取扱いに係る定額利用料の適用に関する部分については、平成14年9月1日から実施します。  
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、当社が改正前の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の契約とみなして取扱います。

第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第2種契約 タイプ2に係るもの コース2に係るもの プラン3に係るもの	第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第2種契約 タイプ2に係るもの コース2に係るもの プラン2に係るもの
---	---

- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により電話等サービスの月極割引との複合継続利用に係る利用料又は定額利用料の適用を受けている第2種契約者（タイプ2のコース2に係る者に限ります。）は、この改正規定実施の日において、優先接続の取扱いに係る定額利用料の適用を受けている第2種契約者とみなして取り扱います。
- 4 当社は、タイプ2のコース2のプラン3に係る第2種契約の申込みがあったときは、当社が別に定める日までの間は、その第2種契約の申込みをした者に対し、タイプ2のコース2のプラン2に係る第2種オープンコンピュータ通信網サービスと同等の料金その他の提供条件により第2種オープンコンピュータ通信網サービスを提供します。ただし、特定協定事業者が別に定める提供条件を満たした場合に限り、DSL回線の終端への伝送方向については最大12.512Mbit/sまで、他の伝送方向については最大1.024Mbit/sまでの符号伝送が可能となります。
- 5 この附則の4に定める当社が別に定める日の翌日以降は、タイプ2のコース2のプラン3に係る第2種契約者に対し、タイプ2のコース2のプラン3に係る第2種オープンコンピュータ通信網サービスの料金その他の提供条件により第2種オー

パソコンコンピュータ通信網サービスを提供します。

- 6 経企第2511号(平成14年3月25日)の附則の2において、「プラン2を除きます。」を削除し、「プラン3」を「プラン2」に改め、「(7)欄の規定にかかわらず」を「(8)欄の規定にかかわらず」に改めます。
- 7 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 8 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成14年 9 月10日 経企第901号）  
（実施期日）

- 1 この附則は、平成14年 9 月17日から実施します。  
（経過措置）
- 2 平成14年10月 1 日から平成15年 1 月31日までの間に、タイプ 2 のコース 1 に係る第 2 種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した第 2 種契約者について、その第 2 種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月（細目又は区分の変更による提供の開始については、変更後の料金が適用された料金月とします。）の翌料金月からの 3 料金月について、料金表第 1 表第 1（利用料金） 2－2（料金額）に規定する定額利用料の額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

1 契約者識別符号ごとに月額

区 分	料 金 額
定額利用料	1, 250円

- 3 この附則の 2 の規定に関わらず、この附則の 2 に規定する料金は、3 料金月を超えての適用はしません。
- 4 この附則実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。
- 5 この附則実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附 則（平成14年 9 月18日 経企第919号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成14年 9 月25日から実施します。  
ただし、この改正規定中、次に掲げる部分については、それぞれ次に掲げる日から実施します。
  - (1) 第 6 種オープンコンピュータ通信網サービスのタイプ 4 における細目の追加及び料金改定に関する部分  
平成14年10月 1 日
  - (2) 第 6 種オープンコンピュータ通信網サービスのタイプ 3 のコース 1 における品目及び品目に係る符号伝送速度に関する部分  
DSL 回線の品目の追加（12Mb/s品目に係るものとします。）に係る特定協定事業者の契約約款及び料金表の改正規定実施日と同日
 （経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により第 3 種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を受けている契約者が、この改正規定実施の日から 6 か月の間にその第 3 種オープンコンピュータ通信網サービスについて、品目若しくは通信又は保守の態様による細目の変更の請求を行った場合又は接続事業者変更等を行った場合（接続契約者回線（アクセスデータ通信サービスに係るものに限り。）に係るものへの変更となる場合に限り。）は、改正後の料金表第 1 表第 1 の 3－1－1（適用）の表の(9)欄のオ及びカ並びに(10)欄のケ及びコの規定は適用しません。  
ただし、変更後の品目に係る符号伝送速度が変更前の品目に係る符号伝送速度未満のときは、この限りではありません。
- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により第 1 種オープンコンピュータ通信網サービス又は第 6 種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を受けている契約者が、この改正規定実施の日から 6 か月の間にその第 1 種契約又は第 6 種契約の解除とともに第 3 種契約（接続契約者回線（アクセスデータ通信サービスに係るものに限り。）に係るもの）に係る符号伝送速度が変更前の品目に係る符号伝送速度未満のときは、この限りではありません。

るものに限ります。)に係るものに限ります。)の申込み(以下この附則の4まで「移行」といいます。)を行った場合は、改正後の料金表第1表第1の1-1(適用)の表の(2)欄のイ及び(3)欄のケの規定並びに5の2-1(適用)の表の(2)欄のアの規定は適用しません。

ただし、移行後の品目に係る符号伝送速度が移行前の品目に係る符号伝送速度未満のときは、この限りではありません。

4 この附則の3の場合に、移行前の第1種オープンコンピュータ通信網サービスについて長期継続利用に係る定額利用料の適用を受けていたときは、移行と同時に第3種オープンコンピュータ通信網サービスの長期継続利用に係る定額利用料の適用の申出があったものとみなして取り扱います。この場合、その長期継続利用に係る定額利用料の適用の開始日は、移行前の長期継続利用に係る定額利用料の適用の開始日とし、その長期継続利用の種類については、移行前の長期継続利用の種類と同一のものとします。

5 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により第6種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を受けている契約者が、この改正規定実施の日から6か月の間にその第6種オープンコンピュータ通信網サービスについて、タイプ3のコース3又はタイプ4のコース4のプラン1への区別、品目又は通信又は保守の態様による細目の変更の請求を行った場合は、改正後の料金表第1表第1の5の2-1(適用)の表の(2)欄のイの規定は適用しません。

ただし、変更後の品目に係る符号伝送速度が変更前の品目に係る符号伝送速度未満のときは、この限りではありません。

6 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により第1種オープンコンピュータ通信網サービス又は第3種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を受けている契約者が、この改正規定実施の日から6か月の間にその第1種契約又は第3種契約の解除とともに第6種契約(タイプ3のコース3又はタイプ4のコース4のプラン1に係るものに限ります。)の申込み(以下この附則の6において「移行」といいます。)を行った場合は、改正後の料金表第1表第1の1-1(適用)の表の(2)欄のイ及び(3)欄のケの規定並びに3-1-1(適用)の表の(9)欄のオ及び(10)欄のケ及びコの規定は適用しません。

ただし、移行後の品目に係る符号伝送速度が移行前の品目に係る符号伝送速度未満のときは、この限りではありません。

7 この改正規定実施の日から平成14年12月31日までの間に第6種オープンコンピュータ通信網サービスのタイプ3のコース3に係る第6種契約の申込み又は当該第6種オープンコンピュータ通信網サービスへの区別、品目若しくは通信又は保守の態様による細目の変更の請求を行った場合は、料金表第1表第3及び料金表第2表の規定にかかわらず、その契約申込み又は変更請求の承諾に基づく契約料及び工事費は適用しません。

8 この改正規定実施の日から平成14年12月31日までの間に第6種オープンコンピュータ通信網サービス(メールリレー機能に係るものに限ります。)に係る第6種契約の申込み又は当該第6種オープンコンピュータ通信網サービスへの区別、品目若しくは通信又は保守の態様による細目の変更の請求を行った場合(メールリレー機能の利用開始の請求を伴うものに限ります。)は、料金表第1表第3及び料金表第2表の規定にかかわらず、その契約申込み又は変更請求の承諾に基づく契約料及び工事費は適用しません。

9 この改正規定実施の日から平成14年12月31日までの間に第6種オープンコンピュータ通信網サービス(カテゴリー1のタイプ4に係るものに限ります。)に係る第6種契約の申込み又は当該第6種オープンコンピュータ通信網サービスへの区別、品目若しくは通信又は保守の態様による細目の変更の請求を行った場合は、料金表第1表第3及び料金表第2表の規定にかかわらず、その契約申込み又は変更請求の承諾に基づく契約料及び工事費は適用しません。

10 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

11 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成14年9月24日経企第902号）

（実施期日）

1 この附則は、平成14年10月1日から実施します。

（経過措置）

2 当社は、タイプ2のコース2（プラン3に限ります。以下この附則において同じとします。）に係る第2種契約者について、平成14年11月1日から平成15年1月31日までの間、料金表第1表第1（利用料金）2-2（料金額）に規定する定額利用料及び経企第860号（平成14年8月23日）の附則の4の規定にかかわらず、次表に規定する料金額を適用します。ただし、上記期間にタイプ2のコース2に係る第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した第2種契約者については、その第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月（細目又は区分の変更による提供の開始については、変更後の料金が適用された料金月とします。）の翌料金月からの3料金月について、次表の料金を適用することとします。なお、この料金額の適用を受けるIP通信網契約については、その期間中、料金表第1表第1の2-1（適用）の表の(8)欄の規定にかかわらず、その欄のアに規定する減額を適用しません。

定額利用料

1 契約者識別符号ごとに月額

区 分		料 金 額	
プラン3	電話重畳のもの	基本額	1,970円
		端末回線料	173円
	電話非重畳のもの	基本額	1,970円
		端末回線料	1,933円

3 この附則の2の規定に関わらず、この附則の2に規定する料金は、3料金月を超えての適用はしません。

4 この附則実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

5 この附則実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成14年10月10日経企第959号）

（実施期日）

1 この附則は、平成14年10月17日から実施します。

（定額利用料の特別適用）

2 平成14年10月17日から平成14年11月30日までの間に、当社に対してタイプ2のコース2に係る第2種契約の申込み（電話等サービス契約約款に規定する通話料金の月極割引（回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅰ及び回線群を単位とする国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅱに限ります。以下この附則において同じとします。）の申込みを伴うものに限ります。）を行い、ボイスモードの利用の請求をした第2種契約者については、その第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月からの4料金月について、料金表第1表第1（利用料金）2-1（適用）の表の(8)欄に規定する減額の額及び2-2（料金額）に規定する定額利用料の額にかかわら

ず、定額利用料のうちの基本額について適用しません（第2種契約者が、電話等サービス契約約款に規定する通話料金の月極割引の適用を受けなくなったとき、ボイスモードを利用することができなくなったとき又は本適用に係る業務の遂行上著しい支障があるときを除きます。）。

附 則（平成14年10月21日経企第971号）

この改正規定は、平成14年11月1日から実施します。

附 則（平成14年12月6日経企第1101号）

この改正規定は、平成14年12月9日から実施します。

附 則（平成14年12月9日経企第1103号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成14年12月16日から実施します。

ただし、この改正規定中、第6種オープンコンピュータ通信網サービスのカテゴリー1（タイプ3のコース4及びタイプ4のコース5からコース8のものに限ります。）に関する部分については、平成15年1月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施の際現に、当社が改正前の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、それぞれ同表の右欄の契約（アクセス回線二重化に係るものにあつては2の契約）とみなして取扱います。この場合、右欄の契約に係る品目等については、同表に規定するものを除き、左欄の契約に係る品目等に相当するものとします。

<p>第3種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約</p> <p>第3種契約（アクセス回線二重化に係るもの以外のものに限ります。）</p> <p>STM方式のものに係るもの ATM方式のものに係るもの イーサネット方式のものに係るもの</p> <p>10Mb/s（10BASE-T）品目に係るもの 10Mb/s（100BASE-TX）品目に係るもの 上記以外の品目に係るもの</p> <p>第3種契約（アクセス回線二重化に係るものに限ります。）</p> <p>イーサネット方式のものに係るもの</p> <p>10Mb/s（10BASE-T）品目に係るもの 10Mb/s（100BASE-TX）品目に係るもの 上記以外の品目に係るもの</p> <p>臨時第3種契約</p> <p>STM方式のものに係るもの イーサネット方式のものに係るもの</p>	<p>第3種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約</p> <p>第3種契約（アクセス回線二重化に係るもの以外のものに限ります。）</p> <p>通常契約</p> <p>STM方式のものに係るもの ATM方式のものに係るもの イーサネット方式のものに係るもの</p> <p>10Mb/s（半二重）品目に係るもの 10Mb/s（全二重）品目に係るもの 従前に相当する品目に係るもの</p> <p>第3種契約（アクセス回線二重化に係るものに限ります。）</p> <p>通常契約及び二重化付加契約</p> <p>イーサネット方式のものに係るもの</p> <p>10Mb/s（半二重）品目に係るもの 10Mb/s（全二重）品目に係るもの 従前に相当する品目に係るもの</p> <p>臨時第3種契約</p> <p>通常契約</p> <p>STM方式のものに係るもの イーサネット方式のものに係るもの</p>
--	---

10Mb/s (10BASE-T) 品目に係るもの	10Mb/s (半二重) 品目に係るもの
10Mb/s (100BASE-TX) 品目に係るもの	10Mb/s (全二重) 品目に係るもの
上記以外の品目に係るもの	従前に相当する品目に係るもの
第5種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約	第5種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約
第5種契約 (アクセス回線二重化に係るもの以外のものに限りませす。)	第5種契約 (アクセス回線二重化に係るもの以外のものに限りませす。)
第5種契約 (アクセス回線二重化に係るものに限りませす。)	通常契約
	第5種契約 (アクセス回線二重化に係るものに限りませす。)
第6種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約	通常契約及び二重化付加契約
第6種契約	第6種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約
カテゴリー1に係るもの (メールリレー機能に係るものに限りませす。)	第6種契約
タイプ3に係るもの	カテゴリー1に係るもの
コース1に係るもの	タイプ3に係るもの
タイプ4に係るもの	コース4に係るもの
コース1に係るもの	タイプ4に係るもの
コース2に係るもの	コース5に係るもの
コース3に係るもの	コース6に係るもの
コース4に係るもの	コース7に係るもの
	コース8に係るもの

3 この附則の2の場合において、左欄の契約 (アクセス回線二重化に係るものに限りませす。)

について高額利用割引 (高額利用指定回線群に係るもの以外のものとしませす。) の適用を受けているときは、この改正規定実施の日において、右欄の2の契約 (通常契約及び二重化付加契約) について高額利用指定回線群を構成する旨の申出があったものとみなして取扱ひませす。

ただし、この改正規定実施の日にその契約者からその2の契約について高額利用指定回線群を構成しないてほしい旨の申出があった場合には、この限りてでありませせん。

4 平成15年3月31日までの間に第3種契約若しくは第5種契約の申込み、工事を要する請求又は回線収容部の変更に係る届出を行つた場合は、料金表第2表の規定にかかわらず、その申込み若しくは請求の承諾又は届出に基づく工事費のうち、交換機等工事費 (冗長設定に関する工事又はBGP設定 (グローバルAS) に関する工事に係るものに限りませす。) は適用しませせん。

5 平成15年3月31日までの間に第3種契約又は第5種契約 (いずれも二重化付加契約に限りませす。) の申込みを行つた場合は、料金表第1表第3の規定にかかわらず、その申込みの承諾に基づく契約料は適用しませせん。

6 経企第721号 (平成14年7月23日) の附則の5及び経企第919号 (平成14年9月18日) の附則の2における、「3-1-1 (適用) の表の(9)欄のオ及びカ」を「3-1-1 (適用) の表の(9)欄のエ及びオ」に改めませす。

7 経企第721号 (平成14年7月23日) の附則の8及び経企第919号 (平成14年9月18日) の附則の6における、「3-1-1 (適用) の表の(9)欄のオ」を「3-1-1 (適用) の表の(9)欄のエ」に改めませす。

8 経企第721号 (平成14年7月23日) の附則の8における、「カテゴリー1のタイプ

4 (コース2並びにコース4のプラン4及びプラン5を除きます。)」を「カテゴリー1のタイプ4 (コース4のプラン1を除きます。)」に改めます。

9 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

10 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則 (平成14年10月30日経企第1003号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成15年1月1日から実施します。

(経過措置)

2 同一場所の回線群を単位とする定額時間による通話料金等の月極割引の適用を受けている第2種契約者については、経企第902号(平成14年9月24日)の附則に規定する定額利用料は適用しません。

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則 (平成14年12月25日経企第1152号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成15年1月1日から実施します。

ただし、この改正規定中、ウェブ機能に関する部分については、平成15年2月20日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則 (平成15年1月24日経企第1221号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成15年2月1日から実施します。

ただし、この改正規定中、優先接続の取扱いに係る定額利用料の適用に関する部分については、平成15年3月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定にかかわらず、当社が別に定める日までの間は、タイプ2のコース1に係る第2種契約者から県間固定特別割引の申出があり、当社がその申出を承諾した場合に限り、県間固定特別割引を適用します。

3 平成15年2月1日から平成15年4月30日までの間に、タイプ2(コース1及びコース2のプラン3に限り)及びタイプ3(プラン1に限り)に係る第2種契約の申込み又は細目若しくは区分の変更の請求を当社が承諾した場合は、その第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月(細目又は区分の変更による提供の開始については、変更後の料金が適用された料金月とします)からの3料金月について、料金表第1表第1の2-1(適用)の表の(8)欄に規定する減額の額及び2-2(料金額)に規定する定額利用料の額にかかわらず、定額利用料(タイプ2のコース2のプラン3については、定額利用料のうちの基本額とします。)について適用しません。

4 この附則の3の規定に関わらず、この附則の3に規定する料金は、3料金月を超えての適用はしません。

5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

6 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の

取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成15年 1 月23日経企第1209号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成15年 1 月30日から実施します。  
ただし、この改正規定中、電子メールバックアップ機能に関する部分については、平成15年 2 月18日から実施します。  
（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則（平成15年 1 月28日経企第1163号）

この改正規定は、平成15年 2 月 4 日から実施します。

附 則（平成15年 2 月 6 日経企第1265号）

この改正規定は、平成15年 2 月10日から実施します。

ただし、この改正規定中、回線制御装置に係るオプションサービスのうち、簡易設定変更サービスに関する部分については、平成15年 3 月10日から実施します。

附 則（平成15年 2 月 5 日経企第1259号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成15年 3 月 1 日から実施します。  
（経過措置）
- 2 この改正規定中、平成15年 2 月28日迄、「OCN .Phoneの試験サービスに関する契約約款」に基づく契約をしていた契約者については、料金表 2 - 2 - 1 に規定する工事料を適用しません。
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償に関する取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成15年 2 月17日経企第1287号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成15年 3 月 1 日から実施します。  
（経過措置）
- 2 平成15年 2 月17日から平成15年 3 月31日までの間に第 6 種オープンコンピュータ通信網サービスのカテゴリー 1（タイプ 3 のコース 3 若しくはコース 4 又はタイプ 4 のコース 5 からコース 8 に限ります。）に係る第 6 種契約の申込み又は当該第 6 種オープンコンピュータ通信網サービスへの区別、品目若しくは通信又は保守の態様による細目の変更の請求を行った場合は、料金表第 1 表第 3 及び料金表第 2 表の規定にかかわらず、その契約申込み又は変更請求の承諾に基づく契約料及び工事費は適用しません。
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成15年 2 月21日経企第1302号）

（実施期日）

- 1 この附則は、平成15年 3 月 1 日から実施します。  
（経過措置）
- 2 当社は料金表第 1 表第 1（利用料金） 2 - 1（適用）に、次の各表の細目及び区分を追加します。  
(1) 第 2 種契約の細目に係る料金の適用の追加

細 目	内 容
-----	-----

タイプ1-2	第4条（IP通信網サービスの種類）の2の表の2の規定にかかわらず、利用回線を使用して通信を行うことができるもので、接続通信時間にかかわらず定額利用料を設定するもの
タイプ2-2	第4条（IP通信網サービスの種類）の2の表の2の規定にかかわらず、DSL回線を使用して通信を行うことができるもので、当社の提供区間についてその第2種契約に係る定額利用料を設定するもの
タイプ3-2	第4条（IP通信網サービスの種類）の2の表の2の規定にかかわらず、光アクセス回線を使用して通信を行うことができるもの

(2) 第2種契約のタイプ1のコース1に係る区分の追加

区分	内 容
プラン1-2	利用料について接続通信時間が料金月単位での累計時間の1分までごとに加算額を計算し、基本額（累計時間が0の場合も適用します。）にその額を加算して適用します。
プラン1-3	利用料について接続通信時間が料金月単位での累計時間が7時間までの場合（累計時間が0の場合を含みます。）は基本額のみを適用し、7時間を越える場合は7時間を超える1分までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。
プラン2-2	利用料について接続通信時間が料金月単位での累計時間が25時間までの場合（累計時間が0の場合を含みます。）は基本額のみを適用し、25時間を越える場合は25時間を超える1分までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。
プラン4-2	利用料について接続通信時間が料金月単位での累計時間が200時間までの場合（累計時間が0の場合を含みます。）は基本額のみを適用し、200時間を越える場合は200時間を超える1分までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。
プラン5-2	利用回線を使用しての通信ができないもので、接続通信時間にかかわらず定額利用料を適用します。

(3) 第2種契約のタイプ1のコース2に係る区分の追加

細目及び区分	内 容
プラン1-2	当社が別に定めるアクセスポイントに接続しての通信のみが可能で、接続通信時間の料金月単位での累計時間が1時間までの場合（累計時間が0の場合を含みます。）は基本額のみを適用し、1時間を越える場合は1時間を超える1分までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。
プラン2-2	当社が別に定めるアクセスポイントに接続しての通信のみが可能で、接続通信時間の料金月単位での累計時間が4時間までの場合（累計時間が0の場合を含みます。）は基本額のみを適用し、4時間を越える場合は4時間を超える1分までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。

プラン 3-2	当社が別に定めるアクセスポイントに接続しての通信のみが可能で、接続通信時間の料金月単位での累計時間が10時間までの場合（累計時間が0の場合を含みます。）は基本額のみを適用し、10時間を越える場合は10時間を超える1分までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。
---------	---

(4) 第2種契約のタイプ3-2に係る区分の追加

区 分	内 容
プラン 1	最大100Mbit/sまでの符号伝送が可能なものであって、その光アクセス回線が別記1の2の(1)に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するメニュー5-1（100Mbit/s品目のプラン1及びプラン2のものを除きます。）に係るもの
プラン 2	最大100Mbit/sまでの符号伝送が可能なものであって、その光アクセス回線が別記1の2の(1)に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するメニュー5-2に係るもの
プラン 3	最大100Mbit/sまでの符号伝送が可能なものであって、その光アクセス回線が別記1の2の(1)に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するメニュー5-1（100Mbit/s品目のプラン2のものに限ります。）に係るもの

3 この附則の2に規定する細目及び区分について、次の表に定める料金額を適用することとし、料金表第1表第1（利用料金）2-2（利用額）に追加します。

(1) 利用料

ア タイプ1のコース1のもの

1 契約者識別符号ごとに

区 分		料 金 額
プラン 1-2	基本額（月額）	200円（210円）
	加算額（1分までごとに）	5円（5.25円）
プラン 1-3	基本額（月額）	700円（735円）
	加算額（1分までごとに）	5円（5.25円）
プラン 2-2	基本額（月額）	1,500円（1,575円）
	加算額（1分までごとに）	5円（5.25円）
プラン 4-2	基本額（月額）	2,500円（2,625円）
	加算額（1分までごとに）	5円（5.25円）

イ タイプ1のコース2のもの

1 契約者識別符号ごとに

区 分		料 金 額
プラン 1-2	基本額（月額）	400円（420円）

	加算額（1分までごとに）	9円（9.45円）
プラン2-2	基本額（月額）	1,200円（1,260円）
	加算額（1分までごとに）	9円（9.45円）
プラン3-2	基本額（月額）	2,480円（2,604円）
	加算額（1分までごとに）	9円（9.45円）

(2) 定額利用料

ア タイプ1のコース1のもの

1 契約者識別符号ごとに月額

区 分	料 金 額
プラン5-2	1,750円（1,837.5円）

イ タイプ1-2のもの

1 契約者識別符号ごとに月額

区 分	料 金 額
定額利用料	1,200円（1,260円）

ウ タイプ2-2のもの

1 契約者識別符号ごとに月額

区 分	料 金 額
定額利用料	1,800円（1,890円）

エ タイプ3-2のもの

1 契約者識別符号ごとに月額

区 分	料 金 額
プラン1	3,000円（3,150円）
プラン2	3,000円（3,150円）
プラン3	9,800円（10,290円）

4 この附則実施の際現に、当社がOCN SphereダイヤルアップIP接続サービス利用規約（以下「旧規約」といいます。）の規定により締結している次の表の左欄の契約は、当社が別に定める日において、それぞれ、この附則に定める同表の右欄の契約に移行したものとします。

区 分	料 金 額
OCN Sphere Lite プチコース	第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第2種契約

	タイプ1 コース1 プラン1-2
OCN Sphere Lite Aコース	第2種オープンコンピュータ通信 網サービスに係る契約 第2種契約 タイプ1 コース1 プラン1-3
OCN Sphere Lite Bコース	第2種オープンコンピュータ通信 網サービスに係る契約 第2種契約 タイプ1 コース1 プラン2-2
OCN Sphere Lite Cコース	第2種オープンコンピュータ通信 網サービスに係る契約 第2種契約 タイプ1 コース1 プラン4-2
OCN Sphere Xpert	第2種オープンコンピュータ通信 網サービスに係る契約 第2種契約 タイプ1 コース1 プラン5-2
OCN Sphere Xpert +	第2種オープンコンピュータ通信 網サービスに係る契約 第2種契約 タイプ1-2
OCN Sphere デュオ 1時間コース	第2種オープンコンピュータ通信 網サービスに係る契約 第2種契約 タイプ1 コース2 プラン1-2
OCN Sphere デュオ 4時間コース	第2種オープンコンピュータ通信 網サービスに係る契約 第2種契約 タイプ1 コース2 プラン2-2
OCN Sphere デュオ 10時間コース	第2種オープンコンピュータ通信 網サービスに係る契約 第2種契約

	タイプ1 コース2 プラン3-2
OCN Sphere Xpert ADSL	第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第2種契約 タイプ2-2
OCN Sphere Xpert Hikari (Bフレッツ ニューファミリータイプ /ファミリータイプ用)	第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第2種契約 タイプ3-2 プラン1
OCN Sphere Xpert Hikari (Bフレッツマンションタイプ用)	第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第2種契約 タイプ3-2 プラン2
OCN Sphere Xpert Hikari (Bフレッツ ベーシックタイプ用)	第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第2種契約 タイプ3-2 プラン3

- 5 当社は、この附則の4に規定する他に、この附則の2に規定する細目及び区分に係る第2種契約についての申込み並びに細目及び区分の変更の請求（当社が別に定めるものを除きます。）を承諾しません。
- 6 タイプ1のコース1に係る第2種契約者（この附則の2に規定する区分に係る者に限り。）が、当社が別に定めるアクセスポイントに接続して通信を行う場合、この附則の3の規定にかかわらず、その接続通信時間については、料金額の適用をしません。
- 7 第26条の2（ボイスモードの利用）の規定にかかわらず、この附則の2に規定する細目及び区分に係る第2種契約者（特別第2種契約者といいます。以下この附則において同じとします。）はボイスモードを利用することができません。
- 8 特別第2種契約者については、料金表通則16（高額利用割引）、料金表第1表第1（利用料金）2-1の(7)及び(8)欄に規定する減額の額並びに経企第1221号の附則（平成15年1月24日）の3の規定を適用しません。
- 9 この附則実施の際現に、料金表第1表第1（利用料金）2-1の(1)の適用を受けている特別第2種契約者のメールアドレスについては、料金表第1表第1（利用料金）2-2-3の料金額にかかわらず、次表に規定する料金額を適用します。（この附則実施日以降に追加したメールアドレスについては、次表の料金額は適用しません。）

電子メールの利用の場合の利用料又は定額利用料の加算額

1 契約者識別符号ごとに月額

区 分	料 金 額
電子メールの利用	100円（105円）

- 10 料金表第1表第1（利用料金）2-1の(12)の規定にかかわらず、特別第2種契約者については、特定ダイヤルアップ回線からの通信を行うことができません。
- 11 料金表第1表第1（利用料金）2-2-5の規定にかかわらず、特別第2種契約者（タイプ1のコース1に係る者は除きます。）はローミング機能を利用することができません。
- 12 特別第2種契約者については、ポータブルIPサービス契約約款に定めるポータブルIPサービス（第1種契約者（タイプ2に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）の提供を受けることができません。
- 13 この附則実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 14 この附則実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成15年3月5日経企第1349号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成15年3月12日から実施します。  
ただし、この改正規定中、携帯電話番号等認証機能に関する部分については、平成15年3月25日から実施します。
- （経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
  - 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成15年3月11日経企第1373号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成15年3月18日から実施します。
- （経過措置）
- 2 経企第1302号の附則（平成15年2月21日）の7に規定する特別第2種契約者については、ホスティング機能を利用することができません。
  - 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
  - 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成15年3月17日経企第1378号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成15年4月1日から実施します。
- （経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わねばならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
  - 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお、従前のおりとしします。

附 則（平成15年3月6日経企第1358号）

この改正規定は、平成15年4月1日から実施します。

附 則（平成15年3月25日経企第1420号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成15年4月1日から実施します。
- （経過措置）
- 2 平成15年4月1日からの2料金月について、料金表第1表第1の2-2-7の(1)に規定する定額料の額にかかわらず、定額料について適用しません。
  - 3 平成15年4月1日から平成15年5月31日までの間に、ボイスモード（タイプ2）

の利用の請求を当社が承諾した場合は、料金表第2表の2-2-1に規定する工事料を適用しません。

- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成15年3月25日経企第1426号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成15年4月1日から実施します。  
（経過措置）
- 2 平成15年3月31日において、当社が「シェアードIP-PBXサービス」の試験サービスに関する契約約款（以下この附則において「試験約款」といいます。）の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、それぞれこの約款の規定により当社が締結した同表の右欄の契約に移行したものとします。この場合、右欄の契約に係る区分等については、同表に規定するものを除き、左欄の契約に係る区分等に相当するものとします。

シェアードIP-PBXサービスに係る契約 シェアードIP-PBX契約 ボイスタイプ1に係るもの ボイスタイプ2に係るもの	シェアードIP-PBXサービスに係る契約 シェアードIP-PBX契約 タイプ1に係るもの タイプ2に係るもの
---	---

- 3 この改正規定実施前に、試験約款の規定により生じた料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 4 この改正規定実施前に、試験約款の規定によりその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、この改正規定実施の日において、なお従前のおりとしします。
- 5 この改正規定実施前に、当社に対し試験約款の規定により行った手続きその他の行為は、この附則に規定する場合のほか、この約款中にこれに相当する規定があるときは、この約款の規定に基づいて行ったものとみなします。
- 6 平成15年3月31日において、当社が試験約款の規定により提供している電気通信サービスは、この附則に規定する場合のほか、この約款中にこれに相当する規定があるときは、この改正規定実施の日からこの約款の規定に基づいて提供しているものとみなします。

附 則（平成14年4月3日経企第54号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成14年4月10日から実施します。  
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わねばならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成15年4月3日経企第57号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成15年4月10日から実施します。  
ただし、この改正規定中、シェアードIP-PBXサービスに係る通信のうち当社が別に定める電気通信回線との間の通信に関する部分については、平成15年6月1日から実施します。  
（経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、当社が改正前の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、それぞれ同表の右欄の契約とみなして取り扱います。この場合、右欄の契約に係る細目等については、同表に規定するものを除き、左欄の契約に係る細目等に相当するものとします。

第1種データ着信サービスに係る契約 第1種データ着信契約	第1種データ着信サービスに係る契約 第1種データ着信契約 タイプ2に係るもの
第2種データ着信サービスに係る契約 第2種データ着信契約	第2種データ着信サービスに係る契約 第2種データ着信契約 タイプ2に係るもの

3 この改正規定実施の際現に、当社が改正前の規定により締結しているシェアードIP-PBX契約に係るシェアードIP-PBXサービスに関する料金その他の提供条件については、この改正規定にかかわらず、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、尚、従前のとおりとします。

附 則（平成15年4月18日経企第111号）

（実施期日）

- 1 この附則は、平成15年4月29日から実施します。
- 2 経企第1221号（平成15年1月24日）の附則中「平成15年4月30日まで」を「平成15年5月31日まで」に改めます。

（経過措置）

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成15年5月21日経企第207号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成15年6月6日から実施します。
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償に関する取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成15年5月21日経企第208号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成15年6月1日から実施します。
- 2 経企第1221号（平成15年1月24日）の附則の3における「コース2のプラン3」を「コース2のプラン4」に置き換えます。
- 3 平成15年6月1日から平成15年8月31日までの間に、タイプ2（コース1及びコース2のプラン1及びプラン4に限ります。）及びタイプ3（プラン1に限ります。）に係る第2種契約の申込みを当社が承諾した場合は、その第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月からの2料金月、細目若しくは区分の変更の請求を当社が承諾した場合は、変更後の料金が適用された料金月からの3料金月について、料金表第1表第1の2-1（適用）の表の(8)欄に規定する減額の額及び2-2（料金額）に規定する定額利用料の額にかかわらず、定額利用料（タイプ2のコース2のプラン1及びプラン4については、定額利用料のうちの基本額とします。）について適用しません。

4 平成15年6月1日から平成15年8月31日までの間に、ボイスモード（タイプ2）の利用の請求を当社が承諾した場合は、料金表第1表第1の2-2-7の(1)に規定する定額料の額にかかわらず、ボイスモード（タイプ2）の提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から2料金月についての定額料及び料金表第2表の2-1-1に規定する工事料について適用しません。

5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

6 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成15年5月23日経企第216号）

この改正規定は、平成15年6月1日から実施します。

附 則（平成15年6月12日経企第289号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成15年6月19日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施の際現に当社が改正前の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、それぞれ同表の右欄の契約とみなして取り扱います。

第4種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第4種契約 タイプ1のもの	第4種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第4種契約 タイプ1のもの（コース1）
---	---

附 則（平成15年6月13日経企第290号）

この改正規定は、平成15年6月20日から実施します。

附 則（平成15年6月23日経企第329号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成15年7月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成15年6月24日経企第330号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成15年7月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、当社が改正前の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、それぞれ同表の右欄の契約とみなして取り扱います。

第2種ホスティング契約	第2種ホスティング契約 カテゴリー1
-------------	-----------------------

附 則（平成15年6月26日経企第351号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成15年7月1日から実施します。

（経過措置）

2 平成15年7月1日から平成15年9月30日までの間に第1種ホスティングサービスのメールホスティングサービス又はメール・ウェブホスティングサービス（タイプ2のプラン1、プラン2若しくはプラン3又はプラン4に限ります。）の契約申込みの請求を行った場合であって、その利用の開始が平成15年10月31日までに行われた場合には、料金表第1表第3及び料金表第2表の規定にかかわらず、その契約申込みの承諾に基づく契約料及び工事費は適用しません。

尚、平成15年7月1日から平成15年9月30日までの間に第1種ホスティングサービスの追加機能等（メールホスティングサービスに係るメールアドレスの追加又は付加機能の利用の開始若しくはメール・ウェブホスティングサービスに係るメールアドレスの追加又は蓄積情報量の増加を言います。）の申込みが行われた場合であって、平成15年10月31日までにその追加機能等の利用の開始の工事が第1種ホスティングサービスに係る契約申込みの工事と同時に行われた場合には、その追加機能等の申込みの承諾に基づく工事費は適用しません。

附 則（平成15年6月30日経企第355号）

（実施期日）

- 1 この附則は、平成15年7月7日から実施します。  
（経過措置）
- 2 平成15年7月7日から平成15年8月31日までの間に、タイプ3（プラン2に限ります。）に係る第2種契約の申込みを当社が承諾した場合は、その第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月からの2料金月、細目若しくは区分の変更の請求を当社が承諾した場合は、変更後の料金が適用された料金月からの3料金月について、料金表第1表第1の2-1（適用）の表の(8)欄に規定する減額の額及び2-2（料金額）に規定する定額利用料の額にかかわらず、定額利用料について適用しません。
- 3 この附則実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この附則実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成15年7月1日 経企第371号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成15年7月8日から実施します。  
ただし、この改正規定中、第2種シェアードIP-PBXサービスに関する規定については、平成15年8月1日より実施します。  
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、当社が改正前の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、それぞれ同表の右欄の契約とみなして取扱います。

シェアードIP-PBXに係る契約 シェアードIP-PBX契約	第1種シェアードIP-PBXに係る契約 第1種シェアードIP-PBX契約
-----------------------------------	---

- 3 この改正規定実施の際現に、当社が改正前の規定により締結している第1種シェアードIP-PBX契約に係る第1種シェアードIP-PBXサービスに関する料金その他の提供条件については、この改正規定にかかわらず、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成15年7月10日経企第393号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成15年7月17日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償に関する取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則 (平成15年7月11日経企第402号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、当社が別に定める日から実施します。
- 2 前項に定める日から平成15年8月31日までの間に、タイプ2 (プラン5に限ります。)に係る第2種契約の申込みを当社が承諾した場合は、その第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月からの2料金月、細目若しくは区分の変更の請求を当社が承諾した場合は、変更後の料金が適用された料金月からの3料金月について、料金表第1表第1の2-1 (適用)の表の(8)欄に規定する減額の額及び2-2 (料金額)に規定する定額利用料の額にかかわらず、定額利用料のうちの基本額について適用しません。
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則 (平成15年7月30日経企第402号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成15年7月31日から実施します。

(経過措置)

- 2 平成15年7月11日経企第402号の附則に規定する当社が別に定める日は、平成15年8月1日としします。
- 3 この改正規定表実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則 (平成15年7月30日経企第454号)

この改正規定は、平成15年8月6日から実施します。

附 則 (平成15年8月12日経企第481号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成15年8月19日から実施します。

(経過措置)

- 2 経企第208号 (平成15年5月21日)、経企第355号 (平成15年6月30日) 及び経企第402号 (平成15年7月11日) の附則中「平成15年8月31日までの間に」を「平成15年9月30日までの間に」に改めます。
- 3 経企第208号 (平成15年5月21日) の附則中「ボイスモード (タイプ2)」を「第1種ドットフォンサービス」に、「料金表第1表第1の2-2-7の(1)」を「料金表第1表第1の6の2の2-2-1」に、「料金表第2表の2-1-1」を「料金表第2表の2-2」に改めます。
- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則 (平成15年8月19日経企第483号)

この改正規定は、平成15年9月16日より実施します。

附 則 (平成15年8月29日経企第522号)

この改正規定は、平成15年9月5日から実施します。

附 則（平成15年 9 月10日 経企第557号）  
この改正規定は、平成15年 9 月18日より実施します。

附 則（平成15年 9 月18日 経企第589号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成15年 9 月25日から実施します。  
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、当社が改正前の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、それぞれ同表の右欄の契約とみなして取扱います。

第2種ホスティングサービスに係る契約 第2種ホスティング契約 カテゴリー1 カテゴリー2	第2種ホスティングサービスに係る契約 第2種ホスティング契約 カテゴリー1 タイプ2 カテゴリー2 タイプ2
---	---

附 則（平成15年 9 月24日 経企第599号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成15年10月 1 日から実施します。  
（経過措置）
- 2 経企第481号（平成15年 8 月12日）の附則中「平成15年 9 月30日までの間に」を「平成15年10月31日までの間に」に改めます。
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成15年 9 月24日 経企第606号）  
この改正規定は、平成15年10月 1 日より実施します。

附 則（平成15年10月 8 日 経企第693号）  
この改正規定は、平成15年10月15日より実施します。

附 則（平成15年10月15日 経企第695号）  
（実施期日）

- 1 この附則は、平成15年10月23日から実施します。  
（経過措置）
- 2 当社は料金表第1表第1（利用料金）2－1（適用）に、次の各表の細目及び区分を追加します。  
（1）第2種契約の細目に係る料金の適用の追加

細 目	内 容
タイプ1－3	ダイヤルアップ回線から当社が別に定めるアクセスポイントに接続して通信を行うことができるもので、接続通信時間にかかわらず定額利用料を設定するもの
タイプ2－3	ダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続しての通信のほか、利用回線及びDSL回線（当社の提供区間についてその第2種契約に係る定額利用料を設定するものに限り、）を使用して通信を行うことができるもので、当社の提供区間についてその第

	2種契約に係る定額利用料を設定するもの
--	---------------------

(2) 第2種契約のタイプ1のコース1に係る区分の追加

区 分	内 容
プラン1-4	利用料について接続通信時間が料金月単位での累計時間の1分までごとに加算額を計算して適用します。
プラン2-3	利用料について接続通信時間が料金月単位での累計時間が5時間までの場合（累計時間が0の場合を含みます。）は基本額のみを適用し、5時間を超える場合は5時間を超える1分までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。
プラン2-4	利用料について接続通信時間が料金月単位での累計時間が10時間までの場合（累計時間が0の場合を含みます。）は基本額のみを適用し、10時間を超える場合は10時間を超える1分までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。
プラン5-3	利用料について午前8時から午後8時までの間は接続時間にかかわらず基本額のみを適用し、午後8時から午前8時までの間は接続通信時間が料金月単位での累計時間の1分までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。
プラン5-4	利用料について午前1時から午後10時までの間は接続時間にかかわらず基本額のみを適用し、午後10時から午前1時までの間は接続通信時間が料金月単位での累計時間の1分までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。

(3) 第2種契約のタイプ1のコース2に係る区分の追加

細目及び区分	内 容
プラン2-3	当社が別に定めるアクセスポイントに接続しての通信のみが可能で、接続通信時間の料金月単位での累計時間が3時間までの場合（累計時間が0の場合を含みます。）は基本額のみを適用し、3時間を超える場合は3時間を超える1分までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。
プラン3-3	当社が別に定めるアクセスポイントに接続しての通信のみが可能で、接続通信時間の料金月単位での累計時間が10時間までの場合（累計時間が0の場合を含みます。）は基本額のみを適用し、10時間を超える場合は10時間を超える1分までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。
プラン4-2	当社が別に定めるアクセスポイントに接続しての通信のみが可能で、接続通信時間の料金月単位での累計時間が20時間までの場合（累計時間が0の場合を含みます。）は基本額のみを適用し、20時間を超える場合は20時間を超える1分までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。
備考	1 タイプ1のコース2に係る第2種契約（プラン2-3、プラン3-3、プラン4-2に限ります。）について、接続通信時間の料金月単位での累計時間

が基本額に係る時間に満たない場合は、基本額に係る時間から当料金月の累計接続通信時間を減じて得た時間（以下この附則において「繰り越し時間」といいます。）を、翌料金月の基本額に係る時間に加えて取扱います。

- 2 繰り越し時間は基本額に係る時間を上限とします。
- 3 繰り越し時間は接続通信時間の料金月単位での累計時間が基本額に係る時間を超える場合に適用します。
- 4 繰り越し時間の適用は翌料金月までとします。

(4) 第2種契約のタイプ2のコース2に係る区分の追加

区 分	内 容
(エ) プラン 4-2	D S L回線の終端への伝送方向については最大12.512Mbit/sまで、他の伝送方向については最大1.024Mbit/sまでの符号伝送が可能なものであって、そのD S L回線が当社が別に定める特定協定事業者に係るもの
備考 タイプ2のコース2に係る第2種契約（プラン4-2に限ります。）においては、ダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続して通信を行う場合、利用料について接続通信時間が料金月単位での累計時間の1分までごとに加算額を計算して適用します。	

(5) 第2種契約のタイプ3に係る区分の追加

区 分	内 容
プラン1-2	最大100Mbit/sまでの符号伝送が可能なものであって、その光アクセス回線が別記1の2の(1)に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するメニュー5-1（100Mbit/s品目のプラン1及びプラン2のものを除きます。）に係るもの
プラン2-2	最大100Mbit/sまでの符号伝送が可能なものであって、その光アクセス回線が別記1の2の(1)に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するメニュー5-2に係るもの
プラン3-2	最大100Mbit/sまでの符号伝送が可能なものであって、その光アクセス回線が別記1の2の(1)に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するメニュー5-1（100Mbit/s品目のプラン2のものに限ります。）に係るもの

3 この附則の2に規定する細目及び区分について、次の表に定める料金額を適用することとし、料金表第1表第1（利用料金）2-2（利用額）に追加します。

(1) 利用料

ア タイプ1のコース1のもの

1 契約者識別符号ごとに

区 分	料 金 額
プラン1-4	加算額（1分までごとに） 7円（7.35円）
プラン2-3	基本額（月額） 230円（241.5円）

	加算額（1分までごとに）	7円（7.35円）
プラン2-4	基本額（月額）	730円（766.5円）
	加算額（1分までごとに）	6円（6.3円）
プラン5-3	基本額（月額）	730円（766.5円）
	加算額（1分までごとに）	10円（10.5円）
プラン5-4	基本額（月額）	1,230円（1,291.5円）
	加算額（1分までごとに）	10円（10.5円）

イ タイプ1のコース2のもの

1 契約者識別符号ごとに

区 分		料 金 額
プラン2-3	基本額（月額）	540円（567円）
	加算額（1分までごとに）	9円（9.45円）
プラン3-3	基本額（月額）	1,730円（1,816.5円）
	加算額（1分までごとに）	9円（9.45円）
プラン4-2	基本額（月額）	3,630円（3,811.5円）
	加算額（1分までごとに）	9円（9.45円）

ウ タイプ2のコース2のもの

1 契約者識別符号ごとに

区 分		料 金 額
プラン4-2	加算額（1分までごとに）	7円（7.35円）

(2) 定額利用料

ア タイプ1-3のもの

1 契約者識別符号ごとに月額

区 分		料 金 額
定額利用料		500円（525円）

イ タイプ2のコース2のもの

1 契約者識別符号ごとに月額

区 分		料 金 額
プラン4-2	電話重畳のもの	基本額 2,730円（2,866.5円）
		端末回線料 料金表第1表第1（利用料金） 2-2-2（定額利用料）の② のイに定める端末回線料（電話

			重畳のもの)と同額
	電話非重畳のもの	基本額	2,730円 (2,866.5円)
		端末回線料	料金表第1表第1 (利用料金) 2-2-2 (定額利用料) の②のイに定める端末回線料 (電話非重畳のもの)と同額

ウ タイプ2-3のもの

1 契約者識別符号ごとに月額

区 分	料 金 額
定額利用料	1,730円 (1,816.5円)

エ タイプ3のもの

1 契約者識別符号ごとに月額

区 分	料 金 額
プラン1-2	2,730円 (2,866.5円)
プラン2-2	2,230円 (2,341.5円)
プラン3-2	6,530円 (6,856.5円)

4 この附則実施の際現に、当社が別に定めるOCN Dream利用サービス規約 (以下「旧規約」といいます。)の規定により締結している次の表の左欄の契約者は、当社が別に定める日において、それぞれ、この附則に定める同表の右欄の契約を開始するものとします。

OCN Dream エントリー0	第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第2種契約 タイプ1 コース1 プラン1-4
OCN Dream M5及びOCN Dream M5 (法人)	第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第2種契約 タイプ1 コース1 プラン2-3
OCN Dream エンジョイ10及びOCN Dream エンジョイ10 (法人)	第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第2種契約 タイプ1 コース1 プラン2-4

OCN Dream デイマックス及びOCN Dream デイマックス(法人)	第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第2種契約 タイプ1 コース1 プラン5-3
OCN Dream デイマックスワイド及びOCN Dream デイマックスワイド(法人)	第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第2種契約 タイプ1 コース1 プラン5-4
OCN Dream AirH”オプション	第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第2種契約 タイプ1-3
OCN Dream コミコミ3	第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第2種契約 タイプ1 コース2 プラン2-3
OCN Dream コミコミ10	第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第2種契約 タイプ1 コース2 プラン3-3
OCN Dream コミコミ20	第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第2種契約 タイプ1 コース2 プラン4-2
OCN Dream ADSL-A 12Mプラン	第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第2種契約 タイプ2 コース2 プラン4-2
OCN Dream ナイスドリーム及びOCN Dream ナイスドリーム(法人)	第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第2種契約 タイプ2-3
OCN Dream ナイスドリームBフレッツオプション(ニューファ	第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約

ミリータイプ、ファミリー100タイプ)	第2種契約 タイプ3 プラン1-2
OCN Dream ナイスドリームBフレッツオプション (マンションタイプ)	第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第2種契約 タイプ3 プラン2-2
OCN Dream ナイスドリームBフレッツオプション (ベーシックタイプ)	第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第2種契約 タイプ3 プラン3-2
ホームページサービス	第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 ウェブ機能

- 5 本附則の実施の際現に、当社がOCN Dream. Phone利用規約の規定により締結している契約は、当社が別に定める日において、「第1種ドットフォンサービスに係る契約」に移行したものとします。
- 6 当社は、この附則の2に規定する細目及び区分に係る第2種契約者（特別第2種契約者といいます。以下この附則において同じとします。）に対し、当社が別に定める日までに契約者識別符号及び暗証符号を通知することができない場合は、その契約を解除します。
- 7 この附則実施の際現に、旧規約のホームページサービスを複数利用している特別第2種契約者については、次表に規定する付加機能を提供します。

区 分	料 金 額
特別第2種契約者が料金表第1表第1（利用料金）2-2-5のウェブ機能を利用することができるもの	200円（210円）

- 8 この附則の3、4及び7の規定にかかわらず、平成15年12月31日までの間、その料金について適用しません。
- 9 当社が別に定める日までの間、旧規約に基づくOCN Dream利用サービスの契約が廃止された場合、特別第2種契約も廃止されます。
- 10 当社は、この附則の4に規定する他に、この附則の2に規定する細目及び区分に係る第2種契約者についての申込み並びに細目及び区分の変更の請求（当社が別に定めるものを除きます。）を承諾しません。
- 11 タイプ1のコース1に係る第2種契約者（この附則の2に規定する区分に係る者に限り。）が、当社が別に定めるアクセスポイントに接続して通信を行う場合、この附則の3の規定にかかわらず、その接続通信時間については、料金額の適用をしません。
- 12 第26条の2（ボイスモードの利用）の規定にかかわらず、特別第2種契約者はボイスモードを利用することができません。
- 13 特別第2種契約者については、料金表通則16（高額利用割引）、料金表第1表第1（利用料金）2-1の(7)及び(8)欄に規定する減額の額並びに経企第208号の附則

(平成15年5月21日)の3及び4の規定を適用しません。

- 14 タイプ1のコース1のプラン1-4に係る特別第2種契約者は、料金表第1表第1(利用料金)2-1の(11)欄及び2-2-3の規定にかかわらず、メールアドレスを追加して電子メールを利用することはできません。
- 15 料金表第1表第1(利用料金)2-1の(12)及び2-2-4の規定にかかわらず、特別第2種契約者については、特定ダイヤルアップ回線の利用の場合の利用料又は定額利用料の加算額は発生しません。なお、タイプ1のコース2及びタイプ1-3に係る特別第2種契約者については、特定ダイヤルアップ回線からの通信を行うことができません。
- 16 料金表第1表第1(利用料金)2-2-5の規定にかかわらず、タイプ1のコース2及びタイプ1-3に係る特別第2種契約者についてはローミング機能を利用することができません。
- 17 料金表第1表第1(利用料金)2-2-5の規定にかかわらず、特別第2種契約者についてはホスティング機能及び携帯電話番号等認証機能を利用することができません。
- 18 特別第2種契約者については、ポータブルIPサービス契約約款に定めるポータブルIPサービス(第1種契約者(タイプ2に係るものに限ります。))に係るものに限ります。)の提供を受けることができません。
- 19 旧規約に基づいて発生した支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 20 旧規約にてその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則 (平成15年10月24日経企第716号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成15年11月1日から実施します。  
(経過措置)
- 2 平成15年11月1日から平成16年3月31日までの間に、タイプ2(コース1及びコース2のプラン1、プラン4並びにプラン5に限ります。)及びタイプ3(プラン1及びプラン2に限ります。)に係る第2種契約の申込み又は細目若しくは区分の変更の請求を当社が承諾した場合は、その第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月からの2料金月、細目若しくは区分の変更の請求を当社が承諾した場合は、変更後の料金が適用された料金月からの3料金月について、料金表第1表第1の2-1(適用)の表の(8)欄及び(9)欄に規定する減額の額及び2-2(料金額)に規定する定額利用料の額にかかわらず、定額利用料(タイプ2のコース2については、定額利用料のうちの基本額とします。)について適用しません。
- 3 この附則の2の規定に関わらず、この附則の2、経企第1221号(平成15年1月24日)の附則の3又は経企第208号(平成15年5月21日)の附則の3の規定に定める料金の適用を受けた第2種契約者について、その適用を受けた料金月が3料金月を越える場合、この附則の2に規定する料金は適用しません。
- 4 経企第695号(平成15年10月15日)の附則に定める特別第2種契約者については、料金表第1表第1の2-1(適用)の表の(9)欄に規定する減額の額は適用しません。
- 5 この附則の4及び料金表第1表第1の6の2の2-1の(4)欄の規定にかかわらず、特別第2種契約者については、料金表第1表第1の6の2の2-1-1に規定する定額料について適用しません。
- 6 この改正規定実施の際現に、第24条の2に規定する細目及び区分に係る第2種契約を締結している第2種契約者については、第24条の2の規定にかかわらず、その契約については、なお従前のおりとしします。
- 7 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

8 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成15年10月29日経企第732号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成15年11月5日から実施します。
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成15年11月7日経企第764号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成15年11月14日から実施します。  
ただし、カテゴリー2のタイプ3のコース3については、平成15年12月1日より実施します。  
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に当社が改正前の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、それぞれ同表の右欄の契約とみなして取り扱います。

第4種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第4種契約 プラン1 プラン2 プラン3	第4種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第4種契約 パターンA パターンB パターンC
--	---

3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わねばならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成15年11月21日経企第803号）  
（実施期日）

- 1 この届出料金表は、平成15年12月1日から実施します。  
ただし、この届出料金表中、第2種契約のタイプ2のコース2のプラン6に関する部分については当社が別に定める日から実施します。  
（経過措置）

2 経企第716号（平成15年10月24日）の附則中、「タイプ2（コース1及びコース2のプラン1、プラン4並びにプラン5に限ります。）」を「タイプ2（コース1及びコース2のプラン1、プラン4、プラン5並びにプラン6に限ります。）」に改めます。

3 この届出料金表実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

4 この届出料金表実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成15年11月21日経企第805号）

この改正規定は、平成15年12月1日から実施します。

附 則（平成15年11月26日経企第826号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成15年12月6日から実施します。  
（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成15年12月9日経企第885号）

この改正規定は、平成15年12月16日から実施します。

附 則（平成15年12月19日経企第948号）

この改正規定は、平成16年1月1日から実施します。

附 則（平成15年12月24日経企第970号）

（実施期日）

1 この附則は、平成16年1月1日から実施します。

（経過措置）

2 経企第695号（平成15年10月15日）の附則の2項の(2)に次表に規定する区分を追加することとしします。

区 分	内 容
プラン1-5	利用料について接続通信時間が料金月単位での累計時間の1分までごとに加算額を計算して適用します。

3 この附則の2に規定する細目及び区分について、次の表に定める料金額を適用することとし、料金表第1表第1（利用料金）2-2（利用額）に追加します。

区 分	料 金 額
プラン1-5 加算額（1分までごとに）	7円（7.35円）

4 この附則実施の際現に、当社が別に定めるOCN Dream利用サービス規約（以下「旧規約」といいます。）の規定により締結している次の表の左欄の契約者は、この改正実施の日において、右欄の契約を開始するものとしします。

OCN Dream ADSL-e	第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第2種契約 タイプ1 コース1 プラン1-5
------------------	--

5 この附則の4の規定に係る契約者は、第26条及び料金表第1表第1（利用料金）2-2の規定にかかわらず、電子メール、メールアドレスの追加、ローミング機能及びウェブ機能について、平成16年1月16日から利用できるものとしします。

6 旧規約に基づいて発生した支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

7 旧規約にてその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成16年1月21日経企第1044号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成16年1月28日から実施します。

（契約に関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービ

スの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成16年1月28日経企第1076号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成16年2月4日から実施します。  
（契約に関する経過措置）
- 2 平成16年2月4日から平成16年3月31日までの間に、第3種ドットフォン契約の申込みを当社が承諾した場合は、料金表 第2表 2-2の3に規定する工事費の額にかかわらず、その第3種ドットフォンサービスの提供の開始に関する工事費について適用しません。
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成16年2月3日経企第1101号）

経企第1076号（平成16年1月28日）の附則中「平成16年2月4日」を「別に定める日」に改めます。

附 則（平成16年2月9日経企第1113号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成16年2月16日から実施します。  
ただし、この改正規定中、第6種サービスに関する規定については、平成16年2月23日より実施します。  
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、当社が改正前の規定により締結しているコンテンツ配信契約に係る契約期間については、なお従前のおりとしします。

附 則（平成16年2月9日経企第1114号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成16年2月16日から実施します。  
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償に関する取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成16年2月18日経企第1136号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成16年2月25日から実施します。  
ただし、この改正規定中、携帯電話番号等認証機能に関する部分については、平成15年3月1日から実施します。  
（経過措置）
- 2 平成16年3月1日から平成16年5月31日までの間に、携帯電話番号等認証機能の申込みを当社が承諾した場合は、その携帯電話番号等認証機能の提供を開始した日を含む料金月から3料金月について、料金表第1表第1の2-2-5（付加機能利用料）の表の携帯電話番号等認証機能欄に規定する定額利用料の額にかかわらず、定額利用料について適用しません。
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成16年3月10日経企第1209号）

（実施期日）

減額の対象		減額される料金額
第1種ホスティングサービス	契約料	800円 (840円)
	基本工事費	1,000円 (1,050円)
	利用の開始に関わる工事費	1,200円 (1,260円)
	登録できるメールアドレス数の追加に関する工事	1,000円 (1,050円)
	蓄積できる情報量の追加に関する工事	1,000円 (1,050円)
第2種ホスティングサービス	基本工事費	1,000円 (1,050円)
	利用の開始に関わる工事費	14,000円 (14,700円)

- この改正規定は、平成16年3月17日から実施します。
- 平成16年3月17日から平成16年6月30日までの間に第1種ホスティングサービスのメールホスティングサービス、メール・ウェブホスティングサービス（タイプ1のプラン2からプラン4に限ります。）又は2種ホスティングサービス（カテゴリー1のものに限ります。）の契約申込みの請求を行った場合であって、その利用の開始が平成16年7月31日までに行われた場合には、料金表第1表第3及び料金表第2表の規定するその契約申込みの承諾に基づく契約料及び工事費からそれぞれ次の額を減額し適用します。

附 則（平成16年3月23日経企第1252号）  
（実施期日）

- この改正規定は、平成16年3月30日から実施します。

附 則（平成16年3月29日経企第1285号）  
（実施期日）

- この改正規定は、平成16年4月1日から実施します。
- この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成16年3月29日経企第1287号）  
（実施期日）

- この改正規定は、平成16年4月1日から実施します。
- 経企第716号（平成15年10月24日）の附則中、「平成15年11月1日から平成16年3月31日までの間」を「平成15年11月1日から平成16年4月30日までの間」に改めます。
- この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成16年3月29日経企第1292号）  
（実施期日）

- この改正規定は、平成16年4月1日から実施します。
- この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成16年3月29日経企第1289号）  
（実施期日）

この改正規定は、平成16年4月1日から実施します。

附 則（平成16年4月16日 BBサ第33号）

(実施期日)

この改正規定は、平成16年4月22日から実施します。

附 則 (平成16年4月16日コ0第42号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成16年4月22日から実施します。  
(経過措置)
- 2 平成16年4月22日から平成16年9月30日までの間に、タイプ2のコース1に係る第2種契約（新たに使用するDSL回線が別記13の2の(3)のアに規定する契約のうち、利用回線型サービスに係るものであって1.5Mb/sのものであり、それを当社に申し出た第2種契約者に限ります。）に係る細目若しくは区分の変更の請求を当社が承諾した場合であって第1種ドットフォン契約（第1種ドットフォン利用回線が当社が提供する第2種契約に係る回線であるものに限ります。）に係る申込みを当社が承諾した場合は、料金表第1表第1の2-1（適用）の表の(8)欄及び(9)欄に規定する減額の額及び料金表第1表第1の2-2（料金額）に規定する定額利用料の額にかかわらず、下記の料金額を適用します。

区分	料金額
変更後の料金が適用される料金月から12料金月の間の定額利用料	700円 (735円)
13料金月以降の定額利用料	1,250円 (1312.5円)

- 3 この附則の2に規定する第2種契約へ細目若しくは区分の変更の請求ができる者は、タイプ1、経企第1302号（平成15年2月21日）の附則の2に規定するタイプ1-2及び経企第695号（平成15年10月15日）の附則の2に規定するタイプ1-3に係る第2種契約者に限ります。
- 4 この附則の2に規定するタイプ2のコース1に係る第2種契約は、第2種ドットフォン契約の申込みをすることはできません。
- 5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 6 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則 (平成16年4月19日 BBサ第39号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成16年4月22日から実施します。  
(経過措置)
- 2 平成16年4月22日から平成17年2月28日までの間に、第6種契約（カテゴリー1のタイプ3のプラン1又はカテゴリー3のタイプ3のコース1に係る契約であって使用するDSL回線が別記13の2の(3)のアに規定する契約（利用回線型サービスに係るものであって1.5Mb/sのものに限ります。）であり、それを当社に申し出た第6種契約者に限ります。）の申込みの請求をし、当社が承諾した場合は、料金表第1表第1の5の2-2（料金額）に規定する定額利用料の額にかかわらず、下記の料金額を適用します。

区分	料金額	
(1) カテゴリー1のタイプ3のプラン1のもの	(ア) 利用の開始の日から月末までの定額利用料又は利用の開始の月から起算して12料金月後の料金月の利用の開始の日の前日までの定額利用料	(イ) 欄の額の日割り額とします。 その利用の開始が月初の場合は、(イ) 欄の額を適用し、日割りしないものとします。
	(イ) 利用の開始の月の翌料金月から11料金月の定額利用料	5,800円 (6,090円)

	(ウ) 利用の開始の月から起算して12料金月後の料金月の利用の開始日の前日から月末までの定額利用料	(エ) 欄の額の日割り額とします。 その利用の開始が月初の場合は、(エ) 欄の額を適用し、日割りしないものとします。
	(エ) 利用の開始の月から起算して13料金月以降の定額利用料	6,800円 (7,140円)
(2) カテゴリー3のタイプ3のコース1のもの	(ア) 利用の開始の日から月末までの定額利用料又は利用の開始の月から起算して12料金月後の料金月の利用の開始の日の前日までの定額利用料	(イ) 欄の額の日割り額とします。 その利用の開始が月初の場合は、(イ) 欄の額を適用し、日割りしないものとします。
	(イ) 利用の開始の月の翌料金月から11料金月の定額利用料	1,500円 (1,575円)
	(ウ) 利用の開始の月から起算して12料金月後の料金月の利用の開始日の前日から月末までの定額利用料	(エ) 欄の額の日割り額とします。 その利用の開始が月初の場合は、(エ) 欄の額を適用し、日割りしないものとします。
	(エ) 利用の開始の月から起算して13料金月以降の定額利用料	2,050円 (2,152.50円)

附 則 (平成16年4月16日コ〇第50号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成16年4月30日から実施します。  
(経過措置)
- 2 平成16年5月1日から平成16年6月30日までの間に、タイプ2 (コース1及びコース2のプラン1並びにプラン6に限ります。)に係る第2種契約の申込み又は細目若しくは区分の変更の請求を当社が承諾した場合は、その第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月、細目若しくは区分の変更の請求を当社が承諾した場合は、変更後の料金が適用された料金月からの2料金月について、料金表第1表第1の2-1 (適用)の表の(8)欄及び(9)欄に規定する減額の額及び2-2 (料金額)に規定する定額利用料の額にかかわらず、定額利用料 (タイプ2のコース2については、定額利用料のうちの基本額とします。)について適用しません。
- 3 平成16年5月1日から平成16年6月30日までの間に、タイプ3 (プラン1及びプラン2に限ります。)に係る第2種契約の申込み又は細目若しくは区分の変更の請求を当社が承諾した場合は、その第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月からの2料金月、細目若しくは区分の変更の請求を当社が承諾した場合は、変更後の料金が適用された料金月からの3料金月について、料金表第1表第1の2-1 (適用)の表の(8)欄及び(9)欄に規定する減額の額及び2-2 (料金額)に規定する定額利用料の額にかかわらず、定額利用料について適用しません。
- 4 この附則の2及び3の規定にかかわらず、この附則の2及び3、経企第1221号 (平成15年1月24日)の附則の3、経企第208号 (平成15年5月21日)の附則の3、又は経企第716号 (平成15年11月11日)の附則の2の規定に定める料金の適用を受けた第2種契約者について、その適用を受けた料金月が、タイプ2に係る第2種契約

者については2料金月、タイプ3に係る第2種契約者については3料金月を越える場合、この附則の2及び3に規定する料金は適用しません。

- 5 平成16年5月1日から平成16年6月30日までの間に、第2種契約者のメールアドレスの追加の申込みを当社が承諾した場合は、料金表第1表第1の2-2-3（電子メールの利用の場合の利用料又は定額利用料の加算額）の料金額にかかわらず、メールアドレスを追加した日から翌料金月までについて、電子メールの利用の場合の利用料又は定額利用料の加算額は、従前の料金額を適用します。
- 6 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 7 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成16年5月7日コI日第50号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成16年5月10日から実施します。  
（経過措置）
- 2 平成16年5月10日から平成16年11月30日までの間に、留守番電話機能のうち再生機能を利用した場合は、料金表第1表第1の6の7の5-2-3（留守番電話機能再生利用料）の規定にかかわらず、その留守番電話機能再生利用料について適用しません
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成16年5月7日コI日第54号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成16年5月25日から実施します。  
（経過措置）
- 2 この約款実施の際現に、当社が改正前の規定により提供している第2種第2種オープンコンピュータ通信網サービスのボイスモードに関する料金その他の取り扱いについてはなお従前のおりとしします。
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附則（平成16年5月21日 B B サ第85号）

（実施期日）

この改正規定は、平成16年5月27日から実施します。

附則（平成16年5月25日 B B サ第93号）

（実施期日）

この改正規定は、平成16年5月31日から実施します。

附則（平成16年4月28日 B B ブ第24号）

（実施期日）

この改正規定は、平成16年6月1日から実施します。

附則（平成16年5月25日 B B ブ第46号）

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成16年6月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に当社が改正前の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、それぞれ同表の右欄の契約とみなして取り扱います。

第1種シェアードIP-PBXサービスに係る契約	第1種シェアードIP-PBXサービスに係る契約 カテゴリー1 クラス1
第2種シェアードIP-PBXサービスに係る契約	第2種シェアードIP-PBXサービスに係る契約 カテゴリー1

附 則 (平成16年5月20日コI第122号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成16年6月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 平成16年6月1日から平成16年9月30日までの間に、携帯電話番号等認証機能の申込みを当社が承諾した場合は、その携帯電話番号等認証機能の提供を開始した日を含む料金月から2料金月について、料金表第1表第1の2-2-5(付加機能利用料)の表の携帯電話番号等認証機能欄に規定する定額利用料の額にかかわらず、定額利用料について適用しません。
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則 (平成16年5月27日コI日第102号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成16年6月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 平成16年6月1日から平成16年8月31日までの間に、タイプ2に係る第3種ドットフォン契約の申込みを当社が承諾した場合は、その第3種ドットフォン契約の提供を開始した日を含む料金月から2料金月について、料金表第1表第1の6の7の5-2(料金額)の表に規定する定額料の額にかかわらず、定額料を適用しません。
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則 (平成16年5月27日コI日第103号)

(実施期日)

この改正規定は、平成16年6月1日から実施します。

附 則 (平成16年6月14日 BBサ第133号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成16年6月16日から実施します。  
(経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に当社が改正前の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、それぞれ同表の右欄の契約とみなして取り扱います。

クローズドコンピュータ通信網契約	クローズドコンピュータ通信網契約 カテゴリー1
------------------	----------------------------

附 則 (平成16年6月16日 コ0第230号)  
(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成16年6月18日から実施します。

附 則 (平成16年6月16日 コ0第231号)  
(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成16年7月1日から実施します。  
(経過措置)
- 2 平成16年7月1日から平成16年7月31日までの間に、タイプ2 (コース1及びコース2のプラン1並びにプラン6に限ります。)に係る第2種契約の申込み又は細目若しくは区分の変更の請求を当社が承諾した場合は、その第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月、細目若しくは区分の変更の請求を当社が承諾した場合は、変更後の料金が適用された料金月からの2料金月について、料金表第1表第1の2-1 (適用)の表の(8)欄及び(9)欄に規定する減額の額及び2-2 (料金額)に規定する定額利用料の額にかかわらず、定額利用料 (タイプ2のコース2については、定額利用料のうちの基本額とします。)について適用しません。
- 3 平成16年7月1日から平成16年7月31日までの間に、タイプ3 (プラン1及びプラン2に限ります。)に係る第2種契約の申込み又は細目若しくは区分の変更の請求を当社が承諾した場合は、その第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月からの2料金月、細目若しくは区分の変更の請求を当社が承諾した場合は、変更後の料金が適用された料金月からの3料金月について、料金表第1表第1の2-1 (適用)の表の(8)欄及び(9)欄に規定する減額の額及び2-2 (料金額)に規定する定額利用料の額にかかわらず、定額利用料について適用しません。
- 4 この附則の2及び3、経企第1221号 (平成15年1月24日)の附則の3、経企第208号 (平成15年5月21日)の附則の3、経企第716号 (平成15年10月24日)の附則の2、又はコ0第50号 (平成16年4月16日)の附則2及び3の規定に定める料金の適用を受けた第2種契約者について、その適用を受けた料金月が、タイプ2に係る第2種契約者については2料金月、タイプ3に係る第2種契約者については3料金月を越える場合、この附則の2及び3に規定する料金は適用しません。
- 5 平成16年7月1日から平成16年7月31日までの間に、第2種契約者のメールアドレスの追加の申込みを当社が承諾した場合は、料金表第1表第1の2-2-3 (電子メールの利用の場合の利用料又は定額利用料の加算額)の料金額にかかわらず、メールアドレスを追加した日から翌料金月までについて、電子メールの利用の場合の利用料又は定額利用料の加算額は、従前の料金額を適用します。
- 6 コ0第50号 (平成16年4月16日)の附則5の規定に定める料金の適用を受けた第2種契約者については、この附則の5に規定する料金は適用しません。
- 7 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

8 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成16年6月30日 コI日第219号）  
（実施期日）

1 この改正規定は、平成16年7月1日から実施します。

附 則（平成16年6月30日 コ0第321号）  
（実施期日）

1 この改正規定は、平成16年7月1日から実施します。

附 則（平成16年6月30日 コ0第322号）  
（実施期日）

1 この改正規定は、平成16年7月1日から実施します。

附 則（平成16年6月30日 BBサ第185号）  
（実施期日）

1 この改正規定は、平成16年7月1日から実施します。

ただし、この改正規定中、第3種シェアードIP-PBXのカテゴリー1については、平成16年8月1日より実施し、カテゴリー2については、平成16年10月1日より実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成16年7月21日 コ0第405号）  
（実施期日）

1 この改正規定は、平成16年7月22日から実施します。

（経過措置）

2 コ0第231号（平成16年6月16日）の附則2にかかわらず、平成16年7月22日から平成16年7月31日までの間に、タイプ2のコース2（プラン1及びプラン6に限ります。）に係る第2種契約の申込みを当社が承諾した場合は、その第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月、細目又は区分の変更の請求を当社が承諾した場合は、変更後の料金が適用された料金月からの2料金月について、料金表第1表第1の2-1（適用）の表の(8)欄及び(9)欄に規定する減額の額及び2-2（料金額）に規定する定額利用料の額にかかわらず、定額利用料について適用しません。

3 平成16年8月1日から平成16年10月31日までの間に、タイプ2（コース1及びコース2のプラン1並びにプラン6に限ります。）に係る第2種契約の申込みを当社が承諾した場合は、その第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月、細目若しくは区分の変更の請求を当社が承諾した場合は、変更後の料金が適用された料金月からの2料金月について、料金表第1表第1の2-1（適用）の表の(8)欄及び(9)欄に規定する減額の額及び2-2（料金額）に規定する定額利用料の額にかかわらず、定額利用料（タイプ2のコース2に係る電話非重畳のものについては、定額利用料のうちの基本額のみとします。）について適用しません。

4 平成16年8月1日から平成16年10月31日までの間に、タイプ3（プラン1及びプ

ラン2に限ります。)に係る第2種契約の申込みを当社が承諾した場合は、その第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月からの2料金月、細目若しくは区分の変更の請求を当社が承諾した場合は、変更後の料金が適用された料金月からの3料金月について、料金表第1表第1の2-1(適用)の表の(8)欄及び(9)欄に規定する減額の額及び2-2(料金額)に規定する定額利用料の額にかかわらず、定額利用料について適用しません。

- 5 この附則の2、3及び4、経企第1221号(平成15年1月24日)の附則の3、経企第208号(平成15年5月21日)の附則の3、経企第716号(平成15年10月24日)の附則の2、コ0第50号(平成16年4月16日)の附則2及び3又はコ0第231号(平成16年6月16日)の附則2及び3の規定に定める料金の適用を受けた第2種契約者について、その適用を受けた料金月が、タイプ2に係る第2種契約者については2料金月、タイプ3に係る第2種契約者については3料金月を越える場合、この附則の3及び4に規定する料金は適用しません。
- 6 平成16年8月1日から平成16年10月31日までの間に、第2種契約者のメールアドレスの追加の申込みを当社が承諾した場合は、料金表第1表第1の2-2-3(電子メールの利用の場合の利用料又は定額利用料の加算額)の料金額にかかわらず、メールアドレスを追加した日から翌料金月までについて、電子メールの利用の場合の利用料又は定額利用料の加算額は、従前の料金額を適用します。
- 7 コ0第50号(平成16年4月16日)の附則5又はコ0第231号(平成16年6月16日)の附則5の規定に定める料金の適用を受けた第2種契約者については、この附則の6に規定する料金は適用しません。
- 8 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 9 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則(平成16年6月16日 コ0第230号)  
(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成16年8月1日から実施します。

附 則(平成16年7月28日 BB#第222号)  
(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成16年8月1日から実施します。  
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった附帯サービスに関する料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた附帯サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則(平成16年7月29日 コI日第293号)  
(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成16年8月1日から実施します。

附 則(平成16年6月25日 コI日第207号)  
(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成16年8月2日から実施します。  
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償に

関する取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成16年7月12日 コI第343号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成16年8月2日から実施します。  
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成16年8月3日BB#第231号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成16年8月9日から実施します。  
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に当社が改正前の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、それぞれ同表の右欄の契約とみなして取り扱います。

第1種データ着信サービスに係る契約	第1種データ着信サービスに係る契約 クラス1
第2種データ着信サービスに係る契約	第2種データ着信サービスに係る契約 クラス1

附 則（平成16年8月18日 コ0第519号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成16年8月23日から実施します。  
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に当社が改正前のポータブルIPサービス約款の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、それぞれ同表の右欄の契約とみなして取り扱います。

ポータブルIPサービス契約約款 第1種契約 タイプ2に係るもの	IP通信網サービス契約約款 第2種契約の付加機能におけるポータブルIPアクセス機能に係るもの
---------------------------------------	---

- 3 ポータブルIPアクセス及びポータブルIPアクセス機能については、経企第1302号（平成15年2月21日）及び経企第695号（平成15年10月15日）に規定する特別第2種契約者には提供しません。
- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成16年8月18日 BBサ第243号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成16年8月23日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に当社が改正前のポータブルIPサービス約款の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、それぞれ同表の右欄の契約とみなして取り扱います。

ポータブルIPサービス約款 第1種契約 タイプ2に係るもの	IP通信網サービス契約約款 第6種契約の付加機能におけるポータブルIPアクセスの利用に係るもの
-------------------------------------	--

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則 (平成16年8月30日 コI日第357号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成16年9月1日から実施します。
- 2 平成16年9月1日から平成16年12月31日までの間に、タイプ2に係る第3種ドットフォン契約の申込みを当社が承諾した場合は、その第3種ドットフォン契約の提供を開始した日を含む料金月から2料金月について、料金表第1表第1の6の7の5-2(料金額)の表に規定する定額料の額にかかわらず、定額料を適用しません。

(経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則 (平成16年8月31日 BBサ第256号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成16年9月9日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に当社が改正前の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、それぞれ同表の右欄の契約とみなして取り扱います。

クローズドコンピュータ通信網契約 カテゴリー1	クローズドコンピュータ通信網契約 CCNアクセス契約 カテゴリー1
カテゴリー2	CCNアクセス契約 カテゴリー2 タイプ1

附則 (平成16年9月3日 BBブ第187号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成16年9月10日から実施します。

附 則 (平成16年6月16日 コ0第230号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成16年9月15日から実施します。

附 則（平成16年9月7日 コ0第595号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成16年10月1日から実施します。  
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附則（平成16年9月13日 BBブ第213号）  
（実施期日）

この改正規定は、平成16年10月1日から実施します。

附 則（平成16年9月17日 コ0第622号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成16年10月1日から実施します。  
（経過措置）
- 2 コ0第42号（平成16年4月16日）の附則2中、「平成16年4月22日から平成16年9月30日までの間」を「平成16年4月22日から平成17年3月31日までの間」に改めます。
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成16年9月24日 コI第573号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成16年10月1日から実施します。  
（経過措置）
- 2 コI第122号（平成16年5月20日）の附則2中、「平成16年6月1日から平成16年9月30日までの間」を「平成16年6月1日から平成17年1月31日までの間」に改めます。
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附則（平成16年9月28日 BBサ第282号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成16年10月1日から実施します。  
（経過措置）
- 2 この附則実施の際までに、当社が提供する「「IPv6/IPv4デュアル型OCNサービス」の試験サービスに関する契約約款（平成14年経企第723号）」（以下「旧試験約款」）によりIPv6/IPv4デュアル型OCN契約を締結していた者であって、この附則の実施の日において第6種契約のカテゴリー4の契約の申込みをした者

は、改正後の規定によらず下欄による品目の提供を受ける事ができるものとします。

品 目	内 容
12Mb/s	D S L 回線の終端への伝送方向については最大12.512Mbit/sまで、他の伝送方向については最大1.024Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの

- 3 この附則実施の際までに、旧試験約款によりIPv6/IPv4デュアル型OCN契約を締結していた者であって、この附則の実施の日において第6種契約のカテゴリー4の契約の申込みをした者は、その契約の締結に係る工事に関する費用を改正後の約款の規定によらず、適用しないものとします。

附 則（平成16年9月16日 コI日第410号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成16年10月7日から実施します。

附 則（平成16年9月30日 コI日第453号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成16年10月7日から実施します。

附 則（平成16年10月4日 BBサ第300号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成16年10月7日から実施します。

附 則（平成16年10月4日 BBサ第305号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成16年10月12日から実施します。

附 則（平成16年10月7日 コ0第749号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成16年10月13日から実施します。

附 則（平成16年10月27日 BBサ第319号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成16年10月29日から実施します。

附 則（平成16年10月22日 コI日第496号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成16年10月31日から実施します。  
（経過措置）
- 2 コI日第54号（平成16年5月7日）の附則を、平成16年10月31日をもって削除します。
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしてします。

- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成16年10月27日 BB第320号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成16年11月1日から実施します。  
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成16年10月19日 コ0第786号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成16年11月1日から実施します。  
（経過措置）
- 2 平成16年11月1日から平成17年1月31日までの間に、タイプ2（コース1及びコース2のプラン1並びにプラン6に限ります。）に係る第2種契約の申込みを当社が承諾した場合は、その第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月、細目若しくは区分の変更の請求を当社が承諾した場合は、変更後の料金が適用された料金月からの2料金月について、料金表第1表第1の2-1（適用）の表の(9)欄及び(10)欄に規定する減額の額及び2-2（料金額）に規定する定額利用料の額にかかわらず、定額利用料について適用しません。
- 3 平成16年11月1日から平成17年1月31日までの間に、タイプ3（プラン1及びプラン2に限ります。）に係る第2種契約の申込みを当社が承諾した場合は、その第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月からの2料金月、細目若しくは区分の変更の請求を当社が承諾した場合は、変更後の料金が適用された料金月からの3料金月について、料金表第1表第1の2-1（適用）の表の(9)欄及び(10)欄に規定する減額の額及び2-2（料金額）に規定する定額利用料の額にかかわらず、定額利用料について適用しません。
- 4 この附則の2及び3、経企第1221号（平成15年1月24日）の附則の3、経企第208号（平成15年5月21日）の附則の3、経企第716号（平成15年10月24日）の附則の2、コ0第50号（平成16年4月16日）の附則2及び3、コ0第231号（平成16年6月16日）の附則2及び3、又はコ0第405号（平成16年7月21日）の附則2、3及び4、の規定に定める料金の適用を受けた第2種契約者について、その適用を受けた料金月が、タイプ2に係る第2種契約者については2料金月、タイプ3に係る第2種契約者については3料金月を越える場合、この附則の2及び3に規定する料金は適用しません。
- 5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 6 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成16年11月5日 コ0第854号）  
（実施期日）

- 1 平成16年11月8日以降、当社が別に定める日から提供します。  
（経過措置）

- 2 料金表の規定にかかわらず、経企第1302号の附則（平成15年2月21日）の7に規定する特別第2種契約者（当社が別に定めるものは除きます。）については、送信した電子メールのコンピュータウイルスを検知した場合にその転送を停止させることができる機能を提供しません。

附 則（平成16年11月4日 BB#第332号）  
（実施期日）

- 1 平成16年11月8日以降、当社が別に定める日から提供します。

附 則（平成16年11月10日 BB#第338号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成16年11月10日から実施します。

附 則（平成16年11月11日 BB#第341号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成16年11月17日から実施します。  
ただし、この改正規定中、付加機能に関する部分については、平成16年11月22日より実施します。

附 則（平成16年11月29日 BB#第352号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成16年12月1日から実施します。

附 則（平成16年11月30日 BB#第355号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成16年12月1日から実施します。  
（経過措置）
- 2 第3種契約（当社の提供する長期継続利用に係る基本額の割引の適用を受けていない場合に限り。）に係る他社接続契約者回線（平成16年11月30日において、東日本電信電話株式会社がデータ伝送サービス契約約款の規定により提供しているものであって、長期継続利用の種類が2年利用に係るものに限り。）に係るアクセス回線料の額については、平成16年12月1日から平成17年5月31日までの間、アクセス回線料（アクセス回線料の額については、料金表第1表 第1-3-1-1（適用）の(9)欄までの適用による場合は、適用した後の額とします。）に7%を乗じて得た額をアクセス回線料から減額して適用します。  
ただし、この取扱いは、東日本電信電話株式会社からの通知等により、その事実について当社が確認できた場合に限りします。
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成16年11月26日 BB#第351号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成16年12月7日から実施します。

附 則（平成16年12月10日 BBサ第365号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成16年12月14日から実施します。

附 則（平成16年12月10日 BBサ第364号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成16年12月14日から実施します。  
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次表の左欄の区分の利用料の適用を受けているクローズドコンピュータ通信網契約者は、この改正規定実施の日においてそれぞれ同表の右欄の区分の利用料の適用を受けているクローズドコンピュータ通信網契約者とみなして取り扱います。

クローズドコンピュータ通信網契約に係る契約	クローズドコンピュータ通信網契約に係る契約
CCNアクセス契約	CCNアクセス契約
カテゴリー1に係るもの	カテゴリー1に係るもの
クラス1に係るもの	タイプ1に係るもの
クラス2に係るもの	タイプ2に係るもの
カテゴリー2に係るもの	カテゴリー2に係るもの
クラス1に係るもの	クラス1に係るもの
クラス2に係るもの	タイプ1に係るもの
タイプ1に係るもの	タイプ2に係るもの
タイプ2に係るもの	プラン1に係るもの
タイプ3に係るもの	プラン2に係るもの
	プラン3に係るもの

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成16年12月15日 BBブ第412号/平成16年12月16日コI日第618号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成16年12月16日から実施します。

附 則（平成16年12月17日 BBブ第416号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成16年12月20日から実施します。

附 則（平成16年12月22日 BBサ第375号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成17年3月1日から実施します。

附 則（平成16年12月21日 コ0第1013号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成17年3月1日から実施します。

附 則（平成16年12月22日 コ0第1020号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成17年1月1日から実施します。  
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成16年12月27日 コI日第647号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成17年1月1日から実施します。
- 2 平成17年1月1日から平成17年3月31日までの間に、タイプ2に係る第3種ドットフォン契約の申込みを当社が承諾した場合は、その第3種ドットフォン契約の提供を開始した日を含む料金月から2料金月について、料金表第1表第1の6の7の5-2（料金額）の表に規定する定額料の額にかかわらず、定額料を適用しません。  
（経過措置）
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成17年1月13日 BBマ第222号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成17年1月17日から実施します。
- 2 平成17年1月17日から平成17年3月31日までの間に第1種ホスティングサービスのメールホスティングサービス、メール・ウェブホスティングサービス（タイプ1のプラン2からプラン4に限ります。）又は第2種ホスティングサービス（カテゴリー1のものに限ります。）の契約申込みの求を行った場合であって、その利用の開始が平成17年4月28日までに行われた場合には、料金表第1表第3及び料金表第2表の規定するその契約申込みの承諾に基づく契約料及び工事費からそれぞれ次の額を減額し適用します。

	減額の対象	減額される料金額
第1種ホスティングサービス	契約料	800円（840円）
	基本工事費	1,000円（1,050円）
	利用の開始に関わる工事費	1,200円（1,260円）
	登録できるメールアドレス数の追加に関する工事	1,000円（1,050円）
	蓄積できる情報量の追加に関する工事	1,000円（1,050円）
第2種ホスティングサービス	基本工事費	1,000円（1,050円）
	利用の開始に関わる工事費	14,000円（14,700円）

附 則（平成17年1月20日 BBサ第385号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成17年1月24日から実施します。

附 則（平成17年1月26日 BBブ第502号/平成17年1月26日 コI日第709号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成17年1月27日から実施します。

附 則（平成17年1月28日 BBサ第394号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成17年1月31日から実施します。

附 則（平成17年1月14日 コ0第1106号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成17年2月1日から実施します。

附 則（平成17年1月14日 コ0第1112号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成17年2月1日から実施します。  
（経過措置）
- 2 コ0第786号（平成16年10月19日）の附則2及び3中、「平成16年11月1日から平成17年1月31日までの間」を「平成16年11月1日から平成17年4月30日までの間」に改めます。
- 3 コ0第786号（平成16年10月19日）の附則3中、「タイプ3（プラン1及びプラン2に限ります。）」を「タイプ3（プラン3を除きます。）」に改めます。
- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成17年1月21日 コI第939号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成17年2月1日から実施します。  
（経過措置）
- 2 コI第573号（平成16年9月24日）の附則2中、「平成16年6月1日から平成17年1月31日までの間」を「平成16年6月1日から平成17年4月30日までの間」に改めます。
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成17年1月31日 コI日第717号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成17年2月1日から実施します。  
（契約に関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の

取り扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成17年1月28日 BBサ第395号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成17年2月1日から実施します。  
（契約に関する経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に当社が改正前の規定により締結している次表の左欄の I P 伝送サービス契約約款又はデータ伝送サービス契約約款に係る契約の一部（ボイスモード又はボイスモード（タイプ2）に係る部分とします。）は、この改正規定実施の日において、それぞれ同表の右欄の I P 通信網サービス契約約款に係る契約とみなして取り扱います。この場合において、右欄の契約に係る区分、区別、通信の態様による細目（以下、「区分等」といいます。）については、左欄の契約に係る区分等に相当するものとしします。

I P 伝送サービス契約約款に係るもの

VPN契約 （ボイスモードに係るもの）	第3種シェアード I P - P B X 契約
ボイスモード（Ⅰ）	カテゴリー4 タイプ1
ボイスモード（Ⅱ）	タイプ2
ボイスモード（Ⅲ）	タイプ3

データ伝送サービス契約約款に係るもの

データ伝送契約 （ボイスモード（タイプ2）に係るもの）	第3種シェアード I P - P B X 契約
ボイスモード（タイプ2（Ⅰ））	カテゴリー4 タイプ1
ボイスモード（タイプ2（Ⅱ））	タイプ2
ボイスモード（タイプ2（Ⅲ））	タイプ3

（付加機能に関する経過措置）

- 3 この改正規定実施の際現に、当社が I P 伝送サービス契約約款又はデータ伝送サービス契約約款の規定により締結している付加機能は、この改正規定実施の日において、2の規定により、この約款の規定により当社が提供する付加機能に移行したものとします。

（附帯サービスに関する経過措置）

- 4 この改正規定実施の際現に、当社が I P 伝送サービス契約約款又はデータ伝送サービス契約約款の規定により締結している附帯サービスは（ボイスモードゲートウェイ装置に係るものに限ります。）は、この改正規定実施の日において、2の規定によりこの約款の規定により当社が提供する附帯サービスに移行したものとします。

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

（損害賠償に関する経過措置）

- 6 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとしします。

（この改正規定実施前に行った手続きの効力等）

- 7 この改正規定実施前に、当社に対し I P 伝送サービス契約約款又はデータ伝送サービス契約約款の規定により行った手続きその他の行為は、この附則に規定する場合のほか、この約款中にこれに相当する規定があるときは、この約款の規定に基づ

いて行ったものとしします。

- 8 この改正規定実施前に、当社が I P 伝送サービス契約約款又はデータ伝送サービス契約約款の規定により提供している電気通信サービスは、この附則に規定する場合のほか、この約款中にこれに相当する規定があるときは、この約款の規定に基づいて提供しているものとみなします。

附 則（平成17年2月2日 BBブ第530号/平成17年2月2日 コI日 第719号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成17年2月3日から実施します。

附 則（平成17年2月2日 BBブ第530号/平成17年2月4日 コI日 第729号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成17年2月7日から実施します。

附 則（平成17年2月22日 BBサ第413号/平成17年2月22日 コI日 第779号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成17年2月23日から実施します。

附 則（平成17年2月21日 BBサ第412号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成17年2月24日から実施します。

附 則（平成17年2月22日 BBサ第414号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成17年3月1日から実施します。

附 則（平成17年2月28日 BBサ第423号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成17年3月1日から実施します。

附 則（平成17年3月3日 BBサ第429号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成17年3月4日から実施します。

附 則（平成17年3月2日 コI日 第812号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成17年3月8日から実施します。

附 則（平成17年3月14日 BBサ第446号/平成17年3月14日 コI日 第853号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成17年3月17日から実施します。

附 則（平成17年3月24日 BBサ第460号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成17年3月28日から実施します。

附 則（平成17年3月25日 BBサ第462号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成17年4月18日から実施します。

附 則（平成17年3月29日 BBサ 第470号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成17年3月31日から実施します。  
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった附帯サービスに関する料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた附帯サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします

附 則（平成17年3月30日 コI第1261号/平成17年3月28日 コ0第1432号/  
平成17年3月29日 BBサ第473号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成17年4月1日から実施します。

附 則（平成17年3月29日 BBサ第474号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成17年4月1日から実施します。

附 則（平成17年3月29日 コI日第918号/平成17年3月29日 BBサ第477号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成17年4月1日から実施します。

附 則（平成17年3月29日 BBブ第718号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成17年4月1日から実施します。

附 則（平成17年3月29日 BBブ第719号/平成17年3月24日 コI日第893号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成17年4月1日から実施します。  
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった附帯サービスに関する料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた附帯サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成17年3月31日 コI日第930号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成17年4月1日から実施します。
- 2 平成17年4月1日から平成17年6月30日までの間に、タイプ2に係る第3種ドットフォン契約の申込みを当社が承諾した場合は、その第3種ドットフォン契約の提供を開始した日を含む料金月から2料金月について、料金表第1表第1の6の7の5-2（料金額）の表に規定する定額料の額にかかわらず、定額料を適用しません。  
（経過措置）
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成17年4月5日 BBブ第12号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成17年4月6日から実施します。
- 2 コンテンツ配信契約者は、平成17年4月6日から平成17年7月31日の間に付加機能

(BAMonitoringに係るもののうち、当社が別に定める機能に限ります。)の利用の申し出をし当社が承諾をした場合、その申出に基づく利用の開始のあった日から起算して7日間については料金表の規定に基づく料金の支払いを要しないものとします。ただし、1の契約につき1度の利用までとします。

- 3 平成17年4月6日から平成17年7月31日までの間にコンテンツ配信契約の付加機能(BAMonitoringに係るものに限ります。)の利用の開始の申込みを当社が承諾した場合は、料金表第1表に規定する付加機能利用料に係わらずその付加機能の利用の開始をした月の付加機能利用料を適用しないものとします。

附 則 (平成17年4月5日 BBサ第3号)  
(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成17年4月8日から実施します。

附 則 (平成17年4月5日 コO第14号)  
(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成17年4月14日から実施します。ただし、すでに第2種契約のタイプ2のプラン1を締結している者には、当社が別に定める日から実施します。

附 則 (平成17年4月7日 コO第15号)  
(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成17年4月14日から実施します。

附 則 (平成17年4月13日 コI日第21号/平成17年4月13日 BBサ第10号)  
(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成17年4月15日から実施します。

附 則 (平成17年4月15日 BBブ第43号)  
(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成17年4月19日から実施します。

附 則 (平成17年4月12日 BBサ第8号)  
(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成17年4月26日から実施します。  
(経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次表の左欄の区分の利用料の適用を受けている第1種データ着信契約者又は第2種データ着信契約者は、この改正規定実施の日においてそれぞれ同表の右欄の区分の利用料の適用を受けている第1種データ着信契約者又は第2種データ着信契約者とみなして取り扱います。

第1種データ着信サービスに係る契約 クラス1のタイプ1	第1種データ着信サービスに係る契約 クラス1
第2種データ着信サービスに係る契約 クラス1のタイプ1	第2種データ着信サービスに係る契約 クラス1

- 3 削除
- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則 (平成17年4月25日 コO第50号)  
(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成17年5月1日から実施します。  
(経過措置)
- 2 コO第1112号(平成17年1月14日)の附則2中、「平成16年11月1日から平成17年1月31日までの間」を「平成16年11月1日から平成17年6月30日までの間」に改めます。
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則(平成17年4月26日 BBサ第19号)  
(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成17年5月9日から実施します。  
(経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次表の左欄の区分の利用料の適用を受けている第3種契約者は、この改正規定実施の日においてそれぞれ同表の右欄の区分の利用料の適用を受けている第3種契約者とみなして取り扱います。

<p>第3種オープンコンピュータ通信網 サービスに係る契約</p> <p>クラス1のタイプ2</p>	<p>第3種オープンコンピュータ通信網 サービスに係る契約</p> <p>クラス1のタイプ2の加入者回線専 有タイプ</p>
--	--

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則(平成17年4月27日 コI第50号)  
(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成17年5月1日から実施します。  
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則(平成17年4月13日 コI第21号/平成17年4月13日 BBサ第10号)  
(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成17年5月11日から実施します。

附 則(平成17年5月18日 BBブ第101号)  
(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成17年5月20日から実施します。

附 則(平成17年5月25日 BBサ第33号/平成17年5月26日 コI第103号)  
(実施日)

- 1 この改正規定は、平成17年5月27日から実施します。

附 則(平成17年5月23日 BBマ第48号)  
(実施日)

- 1 この改正規定は、平成17年5月30日から実施します。

(経過措置)

- 2 平成17年5月30日から平成17年8月31日までの間に、カテゴリー2又はカテゴリー4（データ伝送サービスに係るものを除きます。）に係る第3種シェアードI P - P B X契約の申込み（当社が別に定める申込書による請求に限ります。）を当社が承諾した場合であって、平成17年11月30日までに当社がそのシェアードI P - P B Xサービスの提供を開始した場合は、料金表第2表（工事に関する費用）の2（工事費の額）の2-5-2に規定する交換機等工事費（利用の開始に関する工事に係るものに限ります。）に関する工事費を適用しません。
- 3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則（平成17年5月26日 コI日第104号）  
（実施日）

- 1 この改正規定は、平成17年5月30日から実施します。

附 則（平成17年5月26日 コI日第110号/平成17年6月2日 B Bサ第42号）  
（実施日）

- 1 この改正規定は、平成17年6月6日から実施します。

附 則（平成17年5月27日 コI日第113号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成17年6月6日から実施します。
- 2 平成17年6月6日から平成17年9月30日までの間に、第2種ドットフォン契約の申込み又は付加機能（番号情報送出機能タイプ2及び通信チャネル追加機能に限ります。）の提供の請求を当社が承諾し、平成17年10月31日までにその第2種ドットフォン契約又は付加機能の提供を開始した場合は、その第2種ドットフォン契約の提供を開始した日を含む料金月からの3料金月について、料金表第1表第1の6の7の4-2（料金額）の表に規定する定額料及び付加機能利用料（番号情報送出機能タイプ2及び通信チャネル追加機能に限ります。）、料金表第2表の2-7の表のア、ウ及びエに規定する交換機等工事費の額にかかわらず、定額料、付加機能利用料及び交換機等工事費（番号情報送出機能タイプ1の利用の開始に関する工事にかかるものを除きます。）を適用しません。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償に関する取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成17年6月6日 B Bブ第152号）  
（実施期日）

この改正規定は、平成17年6月10日から実施します。

附 則（平成17年6月10日 B Bサ第49号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成17年6月15日から実施します。
- 2 平成17年6月15日から平成17年9月30日までの間に第1種ホスティングサービスのメールホスティングサービス、メール・ウェブホスティングサービス（タイプ1のプラン5からプラン7に限ります。）又は第2種ホスティングサービス（カテゴリー1のものに限ります。）の契約申込みを行った場合であって、その利用の開始が平成17年10月31日までに行われた場合には、料金表第1表第3及び料金表第2

表に規定するその契約申込みの承諾に基づく契約料及び工事費からそれぞれ次の額を減額し適用します。

減額の対象		減額される料金額
第1種ホスティングサービス	契約料	800円(840円)
	基本工事費	1,000円(1,050円)
	利用の開始に関する工事費	1,200円(1,260円)
	登録可能メールアドレス数の追加に関する工事	1,000円(1,050円)
	蓄積できる情報量の増加に関する工事	1,000円(1,050円)
第2種ホスティングサービス	基本工事費	1,000円(1,050円)
	利用の開始に関する工事費	14,000円(14,700円)

附 則 (平成17年6月10日 BBサ第50号)  
(実施期日)

- この改正規定は、平成17年6月15日から実施します。

附 則 (平成17年6月14日 BBサ第54号)  
(実施期日)

- この改正規定は、平成17年6月20日から実施します。

附 則 (平成17年6月14日 BBブ第170号)  
(実施期日)

- この改正規定は、平成17年6月21日から実施します。  
(経過措置)
- この改正規定実施の際現に、当社が改正前の規定により提供している次表の左欄の第3種シェアードIP-PBXサービスは、この改正規定実施の日において、同表の右欄の第3種シェアードIP-PBXサービスとみなして取り扱います。

第3種シェアードIP-PBXサービス カテゴリー3 タイプ1	第3種シェアードIP-PBXサービス カテゴリー3 タイプ2
--------------------------------------	--------------------------------------

- この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならない電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成17年6月27日 BBサ第66号)  
(実施期日)

- この改正規定は、平成17年6月30日から実施します。

附 則 (平成17年6月27日 BBサ第70号)  
(実施期日)

- この改正規定は、平成17年7月1日から実施します。  
(経過措置)
- この附則実施の際現に、IP通信網サービス契約約款で提供する次の表の左欄の契約において付加機能(電子メールバックアップ機能に限ります。)を利用する者は、当社が提供するメールゲートウェイサービス利用規約の規定により、同表の右欄の契約を開始するものとします。

IP通信網サービス契約約款	メールゲートウェイサービス利用規約
---------------	-------------------

<p>オープンコンピュータ通信網サービス 第1種契約 電子メールバックアップ機能 第3種契約 電子メールバックアップ機能 第5種契約 電子メールバックアップ機能 第6種契約 電子メールバックアップ機能</p>	<p>メールゲートウェイ契約</p>
--	--------------------

- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。
- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則（平成17年6月29日 コI第183号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成17年7月1日から実施します。
- 2 平成17年7月1日から平成17年9月30日までの間に、タイプ2に係る第3種ドットフォン契約の申込みを当社が承諾した場合は、その第3種ドットフォン契約の提供を開始した日を含む料金月から2料金月について、料金表第1表第1の6の7の5-2（料金額）の表に規定する定額料の額にかかわらず、定額料を適用しません。  
（経過措置）
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成17年6月28日 BBサ第74号/平成17年6月29日 コI第184号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成17年7月1日から実施します。

附 則（平成17年6月29日 BBブ第219号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成17年7月1日から実施します。

附 則（平成17年6月29日 コO第298号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成17年7月1日から実施します。  
（経過措置）
- 2 平成17年7月1日から平成17年8月31日までの間に、タイプ2（コース1及びコース2のプラン1並びにプラン6に限ります。）及びタイプ3（プラン3を除きます。）に係る第2種契約の申込みを当社が承諾した場合は、その第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月、細目若しくは区分の変更の請求を当社が承諾した場合は、変更後の料金が適用された料金月からの2料金月について、料金表第1表第1の2-1（適用）の表の(9)欄及び(10)欄に規定する減額の額及び2-2（料金額）に規定する定額利用料の額にかかわらず、定額利用料について適用しません。
- 3 この附則の2、経企第1221号（平成15年1月24日）の附則の3、経企第208号（平成15年5月21日）の附則の3、経企第716号（平成15年10月24日）の附則の2、コ0第50号（平成16年4月16日）の附則2及び3、コO第231号（平成16年6月16日）の附則2及び3、又はコO第405号（平成16年7月21日）の附則2、3及び4、コO第786号（平成16年10月19日）の附則2及び3の規定に定める料金の適用を受け

た第2種契約者について、その適用を受けた料金月が2料金月を越える場合、この附則の2に規定する料金は適用しません。

- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成17年7月8日 コI日第217号/BBサ第86号）  
（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成17年7月13日から実施します。

附 則（平成17年7月8日 コI日第220号）  
（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成17年7月13日から実施します。
- 2 平成17年7月13日から平成17年8月31日までの間に、第2種契約者（タイプ2に係るものに限り。）の第3種ドットフォン契約（タイプ1に係るものに限り。）以下、本附則において同じとしします。）申込みを当社が承諾した場合は、その第3種ドットフォン契約の提供を開始した日を含む料金月から4料金月について、料金表第1表第1の6の7の5-2（料金額）の表に規定する定額料の額及び料金表第2表の2-8に規定する交換機等工事費の額にかかわらず、定額料及び交換機等工事費を適用しません。
- 3 平成17年7月13日から平成17年8月31日までの間に、第2種契約者（タイプ3及びタイプ4に限り。）の第3種ドットフォン契約申込みを当社が承諾した場合は、1の第3種ドットフォン契約（その第2種契約者が、平成17年7月12日以前に、1以上の第3種ドットフォン契約を締結している場合を除きます。）については、料金表第1表第1の6の7の5-2（料金額）の表に規定する定額料の額及び料金表第2表の2-8のに規定する交換機等工事費の額にかかわらず、定額料及び交換機等工事費を適用しません。ただし、その第3種ドットフォン契約に係る第2種契約の細目の変更（タイプ2への変更に限り。）の請求を行い当社が承諾した場合は、この限りではありません。

2以上の第3種ドットフォン契約又はその第2種契約者が平成17年7月12日以前に締結した1以上の第3種ドットフォン契約に加えて締結する1以上の第3種ドットフォン契約については、その第3種ドットフォン契約の提供を開始した日を含む料金月から4料金月について、料金表第1表第1の6の7の5-2（料金額）の表に規定する定額料の額及び料金表第2表の2-8に規定する交換機等工事費の額にかかわらず、定額料及び交換機等工事費を適用しません。

（経過措置）

- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成17年7月7日 BBサ第82号）  
（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成17年7月14日から実施します。

附 則（平成17年7月12日 BBサ第92号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成17年7月19日から実施します。

附 則（平成17年7月14日 BBブ第255号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成17年7月20日から実施します。

附 則（平成17年7月22日 BBサ第99号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成17年7月26日から実施します。

附 則（平成17年7月27日 BBサ第106号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成17年8月1日から実施します。

附 則（平成17年8月9日 BBサ第127号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成17年8月11日から実施します。

附 則（平成17年8月10日 BBサ第134号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成17年8月19日から実施します。

附 則（平成17年8月10日 コO第443号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成17年8月22日から実施します。

附 則（平成17年8月23日コO第484号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成17年9月1日から実施します。  
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成17年8月25日コO第485号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成17年9月1日から実施します。  
（経過措置）
- 2 コO第298号（平成17年6月29日）の附則2中、「平成17年7月1日から平成17年8月31日までの間」を「平成17年7月1日から平成17年10月31日までの間」に改めます。
- 3 コO第298号（平成17年6月29日）の附則2中、「タイプ2（コース1及びコース2のプラン1並びにプラン6に限りします。）」を「タイプ2（コース1及びコース2のプラン1、プラン6並びにプラン7に限りします。）」に改めます。
- 4 コO第298号（平成17年6月29日）の附則2中、「料金表第1表第1の2-1（適用）の表の(9)欄及び(10)欄に規定する減額の額」を「料金表第1表第1の2-1（適用）の表の(9)欄、(10)欄及び(11)欄に規定する減額の額」に改めます。
- 5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 6 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成17年 8 月29日 コI日 第335号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成17年 9 月 1 日から実施します。  
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成17年 8 月30日 BBサ第143号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成17年 9 月 1 日から実施します。

附 則（平成17年 9 月12日 BBサ第155号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成17年 9 月16日から実施します。  
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった附帯サービスに関する料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた附帯サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします

附 則（平成17年 8 月31日 BBブ第360号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成17年 9 月22日から実施します。  
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスに関する料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成17年 9 月16日 BBサ第160号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成17年 9 月22日から実施します。

附 則（平成17年 9 月26日 コI日 第415号/平成17年 9 月27日 BBサ第170号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成17年10月 1 日から実施します。

附 則（平成17年 9 月26日 コI日 第418号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成17年10月 3 日から実施します。

附 則（平成17年 9 月26日 コI日 第414号/平成17年 9 月27日 BBブ第441号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成17年10月 5 日から実施します。

附 則（平成17年 9 月26日 BBブ第438号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成17年10月 3 日から実施します。

附 則（平成17年 9 月 28 日 B B プ第443号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成17年10月 3 日から実施します。

附 則（平成17年 9 月 28 日 B B サ第172号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成17年10月 4 日から実施します。

附 則（平成17年 9 月 7 日 B B サ第152号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成17年10月 6 日から実施します。

附 則（平成17年10月26日 B B サ第196号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成17年10月28日から実施します。

附 則（平成17年10月25日 B B サ第194号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成17年11月 1 日から実施します。  
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、当社が改正前の規定により提供している次表の左欄の第 1 種データ着信サービスに係る契約又は第 2 種データ着信サービスに係る契約は、この改正規定実施の日において、それぞれ同表の右欄の第 1 種データ着信サービスに係る契約又は第 2 種データ着信サービスに係る契約とみなして取り扱います。

第 1 種データ着信サービスに係る契約 アクセスタイプ 4	第 1 種データ着信サービスに係る契約 アクセスタイプ 4 のパターン 1
第 2 種データ着信サービスに係る契約 アクセスタイプ 4	第 2 種データ着信サービスに係る契約 アクセスタイプ 4 のパターン 1

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成17年11月 1 日 コ OM 第50017号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成17年11月 1 日から実施します。  
（経過措置）
- 2 コ O 第298号（平成17年 6 月 29 日）の附則 2 中、「平成17年 7 月 1 日から平成17年10月31日までの間」を「平成17年 7 月 1 日から平成18年 1 月 31 日までの間」に改めます。
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成17年10月28日 B B プ第523号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成17年11月14日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、当社が改正前の規定により提供している次表の左欄の第3種シェアードIP-PBXサービスは、この改正規定実施の日において、同表の右欄の第3種シェアードIP-PBXサービスとみなして取り扱います。

第3種シェアードIP-PBXサービス カテゴリー1 タイプ1	第3種シェアードIP-PBXサービス カテゴリー1 タイプ2 プラン1
カテゴリー1 タイプ2	カテゴリー1 タイプ2 プラン2

- 3 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成17年11月17日 コIM第500066号)  
(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成17年11月26日から実施します。

附 則 (平成17年11月29日 コIM第500081号/平成17年11月25日 BBブ第568号)  
(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成17年12月1日から実施します。  
ただし、この改正規定中、料金明細内訳の閲覧等に関する部分については、平成17年12月12日より実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、当社が改正前の規定により提供している料金明細内訳の送付等に関する料金その他の取扱いについては、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた料金明細内訳の送付等に関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった料金明細内訳の送付等に関する料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成17年11月22日 コOM第500081号)  
(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成17年12月5日から実施します。

附 則 (平成17年12月2日 BBサ第232号/平成17年12月5日 コOM第500125号)  
(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成17年12月8日から実施します。

附 則 (平成17年12月5日 BBサ第237号)  
(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成17年12月9日から実施します。

附 則 (平成17年12月12日 BBサ第244号)  
(実施期日)

1 この改正規定は、平成17年12月14日から実施します。

附 則（平成17年12月9日 BBブ第594号）  
（実施期日）

1 この改正規定は、平成17年12月15日から実施します。

附 則（平成17年12月15日 コI日M第500128号）  
（実施期日）

1 この改正規定は、平成17年12月19日から実施します。

附 則（平成17年12月26日 BBサ第268号）  
（実施期日）

1 この改正規定は、平成18年1月25日から実施します。

附 則（平成18年1月20日 BBサ第283号）  
（実施期日）

1 この改正規定は、平成18年1月25日から実施します。

附 則（平成18年1月26日 BBサ第296号）  
（実施期日）

1 この改正規定は、平成18年1月31日から実施します。

附 則（平成18年1月26日 BBサ第294号）  
（実施期日）

1 この改正規定は、平成18年2月1日から実施します。

附 則（平成18年1月20日 コI日M第500268号）  
（実施期日）

1 この改正規定は、平成18年2月1日から実施します。  
（経過措置）

2 平成18年2月1日から平成18年6月30日までの間に、第2種契約者（タイプ3に係るものに限り）の第1種ドットフォン契約（当社が別に定める「OCN光withフレッツ」利用規約に基づき申し込むものに限り）の申込みを当社が承諾し、平成18年12月31日までの間に第1種ドットフォンの提供を開始した場合は、その第1種ドットフォン契約の提供を開始した日を含む料金月から12料金月について、別記13の2の(4)のウに係るダイヤルアウト通信料の月額累計額が500円（525円）までの部分について、その第1種ドットフォン利用回線に係る支払いを要するダイヤルアウト通信料（別記13の2の(4)のウに係るものに限り）の料金額から減額します。

ただし、当社が別に定める「OCN光withフレッツ」利用規約に規定するOCN光withフレッツ契約の廃止及びプランの変更があった場合は、この限りではありません。

3 この附則の2に規定する料金の適用を受けた日を含む料金月から24料金月の間に、第1種ドットフォン契約（第2種契約と合わせて申込みを行った場合に限り）の解除があったときは、この附則の2の規定により減額した額（減額した額を把握することが困難な場合には、原則として減額した額を把握できる期間における1料金月あたりの平均の減額した額とします。）の合計額を支払っていただくことがあります。

4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の

取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成18年1月27日 コI日M第500259号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成18年2月1日から実施します。

附 則（平成18年1月27日 コI日M第500260号）  
（実施期日）

1. この改正規定は、平成18年2月1日から実施します。  
（経過措置）
- 2 平成18年2月1日から平成18年5月31日までの間に、第3種ドットフォン契約（タイプ1に係るものに限り、申込みを当社が承諾した場合は、その第3種ドットフォン契約の提供を開始した日を含む料金月から3料金月について料金表第1表第1の6の7の5-2（料金額）の表に規定する定額料の額及び料金表第2表の2-8に規定する交換機等工事費の額にかかわらず、定額料及び交換機等工事費を適用しません。
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成18年2月1日 コOM第500337号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成18年2月1日から実施します。  
（経過措置）
- 2 平成18年2月1日から平成18年4月30日までの間に、タイプ2（コース1及びコース2のプラン1、プラン6並びにプラン7に限り、）及びタイプ3（プラン3を除きます。）に係る第2種契約の申込みを当社が承諾した場合は、その第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月、細目若しくは区分の変更の請求を当社が承諾した場合は、変更後の料金が適用された料金月からの2料金月について、料金表第1表第1の2-1（適用）の表の(9)欄、(10)欄及び(11)欄に規定する減額の額及び2-2（料金額）に規定する定額利用料の額にかかわらず、定額利用料について適用しません（当社が別に定める場合を除きます）。
- 3 この附則の2、経企第1221号（平成15年1月24日）の附則の3、経企第208号（平成15年5月21日）の附則の3、経企第716号（平成15年10月24日）の附則の2、コO第50号（平成16年4月16日）の附則2及び3、コO第231号（平成16年6月16日）の附則2及び3、又はコO第405号（平成16年7月21日）の附則2、3及び4、コO第786号（平成16年10月19日）の附則2及び3、コO第298号（平成17年6月29日）の附則の2の規定に定める料金の適用を受けた第2種契約者について、その適用を受けた料金月が2料金月を越える場合、この附則の2に規定する料金は適用しません。
- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成18年2月7日 BBサ第307号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成18年2月10日から実施します。

附 則（平成18年2月17日 コI日M第500324号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成18年2月20日から実施します。

附 則（平成18年2月24日 BBマ第318号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成18年3月1日から実施します。  
2 平成18年3月1日から平成18年5月31日までの間に第1種ホスティングサービスのメール・ウェブホスティングサービス（タイプ1のプラン5からプラン7に係るものに限り、）又は第2種ホスティングサービス（カテゴリー1のものに限り、）の契約申込みを行った場合であって、当社がその契約申込みを承諾し、その利用の開始が平成18年6月30日までに行われた場合には、料金表第1表第3、料金表第2表及び料金表第3表第2に規定する料金額等のうち、次表に掲げるものについて適用しません。

区分		料金額
第1種ホスティングサービス	契約料	800円(840円)
	基本工事費	1,000円(1,050円)
	種類の利用の開始に関する工事のとき	1,200円(1,260円)
	メール・ウェブホスティングサービスのメールアドレス数の追加又は蓄積情報量の増加に関する工事のとき	1,000円(1,050円)
	ホームページ作成支援機能に関する工事の場合	1,000円(1,050円)
	登録済ドメイン名の変更登録等に関する料金	1,000円(1,050円)
第2種ホスティングサービス	基本工事費	1,000円(1,050円)
	利用の開始に関する工事のとき	14,000円(14,700円)
	登録済ドメイン名の変更登録等に関する料金	1,000円(1,050円)

- 3 平成18年3月1日から平成18年5月31日までの間に第1種ホスティングサービスのメール・ウェブホスティングサービス（タイプ1のプラン5からプラン7に係るものに限り、）若しくは第2種ホスティングサービス（カテゴリー1に係るものに限り、）並びに第1種ホスティングサービスのメールホスティングサービスの契約申込みを同時に行った場合であって、当社がその契約申込みを承諾し、その利用の開始が平成18年6月30日までに行われた場合には、料金表第2表に規定する工事費の額のうち、次表に掲げるものについて適用しません。

区分	工事費の額
----	-------

第1種ホスティングサービス（メールホスティングサービスに係るものに限ります。）	基本工事費	1,000円(1,050円)
---	-------	----------------

- 4 平成18年3月1日から平成18年5月31日までの間に第1種ホスティングサービスのメールホスティングサービス及び第1種ホスティングサービスのメール・ウェブホスティングサービス（タイプ1のプラン5からプラン7に係るものに限ります。）の契約申込みを同時に行った場合であって、当社がその契約申込みを承諾し、その利用の開始の工事が平成18年6月30日までに同時に施工された場合には、料金表第2表の規定にかかわらず、そのメールホスティングサービスの工事費の額から200円（210円）減額して適用します。

附 則（平成18年2月27日 BBサ第325号）  
（実施期日）

- この改正規定は、平成18年3月1日から実施します。  
（経過措置）
- この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならないなかったIP通信網サービス（屋内配線使用料の加算料及び特定加入者回線の端末設備使用料に係るものに限ります。）に関する料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、適用されたIP通信網サービス（屋内配線使用料の加算料に係るものに限ります。）に関する料金については、なお従前のおりとしします。
- この改正規定実施前に、その事由が生じたIP通信網サービス（屋内配線使用料の加算料及び端末設備使用料に係るものに限ります。）に関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成18年2月24日 BBマ第318号）  
（実施期日）

- この改正規定は、平成18年3月24日から実施します。
- 平成18年3月24日から平成18年5月31日までの間に第3種ホスティングサービスの契約申込みを行った場合であって、当社がその契約申込みを承諾し、その利用の開始が平成18年6月30日までに行われた場合には、料金表第1表第3、料金表第2表及び料金表第3表第2に規定する料金額等のうち、次表に掲げるものについて適用しません。

区分		料金額等
第3種ホスティングサービス	契約料	800円(840円)
	基本工事費	1,000円(1,050円)
	利用の開始に関する工事のとき	3,200円(3,360円)
	メールアドレス数の追加に関する工事のとき	1,000円(1,050円)
	登録済ドメイン名の変更に 関する料金	1,000円(1,050円)

- 3 平成18年3月24日から平成18年5月31日までの間に第1種ホスティング契約者（メール・ウェブホスティングサービスのプラン2に係るものに限ります。）が、第1種ホスティングサービス（メール・ウェブホスティングサービスのプラン6又はプラン7に係るものに限ります）への区分の変更を請求する場合、又は第1種ホスティング契約者（メール・ウェブホスティングサービスのプラン3に係るもの

限ります。)が、第1種ホスティングサービス(メール・ウェブホスティングサービスのプラン7に係るものに限り)への区分の変更を請求する場合であって、当社がその区分の変更の請求を承諾し、その区分の変更が平成18年6月30日までに行われた場合には、料金表第2表に規定する工事費の額のうち、次表に掲げるものについて適用しません。

区分	工事費の額	
第1種ホスティングサービス(メール・ウェブホスティングサービスに係るものに限り)す。)	基本工事費	1,000円(1,050円)
	メール・ウェブホスティングサービスの区分の変更、メールアドレス数の追加又は蓄積情報量の増加に関する工事のとき	1,000円(1,050円)
	ホームページ作成支援機能に関する工事の場合	1,000円(1,050円)

附 則(平成18年3月9日 BBブ第750号)  
(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成18年3月24日から実施します。

附 則(平成18年2月9日 BBサ第310号)  
(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成18年3月22日から実施します。  
(経過措置)
- 2 平成18年3月22日から平成18年6月30日までの間に、第7種オープンコンピュータ通信網契約の付加機能(アプリケーション利用機能に係るものに限り)を利用した場合は、その付加機能に係る料金表第1表(料金)に規定する付加機能利用料の額及び料金表第2表(工事に関する費用)に規定する工事費の額にかかわらず、付加機能利用料及び工事費を適用しません。

附 則(平成18年3月29日 コOM第500578号)  
(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成18年3月30日から実施します。  
(経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、当社が改正前の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、それぞれ同表の右欄の契約とみなして取り扱います。この場合、右欄の契約に係る細目等については、同表に規定するものを除き、左欄の契約に係る細目等に相当するものとします。

第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第2種契約 タイプ3	第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第2種契約 タイプ3 コース1
--	--

- 3 平成18年3月30日から平成18年5月31日までの間に、タイプ3のコース2に係る第2種契約の申込みを当社が承諾した場合は、その第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月、細目若しくは区分の変更の請求を当社が承諾した場合は、変更後の料金が適用された料金月からの2料金月について、料金表第1表第1の2-2(料金額)に規定する定額利用料の額にかかわらず、定額利用料について適用しません(当社が別に定める場合を除きます)。

4 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

5 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成18年3月24日 BBサ第326号）  
（実施期日）

1 この改正規定は、平成18年4月1日から実施します。  
（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスに関する料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします

附 則（平成18年3月30日 BBテ第294号）  
（実施期日）

1 この改正規定は、平成18年4月5日から実施します。

附 則（平成18年4月5日 コI日M第500471号）  
（実施期日）

1 この改正規定は、平成18年6月1日から実施します。  
（経過措置）

2 コI日M第500260号（平成18年1月27日）の附則2中、「平成18年2月1日から平成18年5月31日までの間」を「平成18年2月1日から平成18年7月31日までの間」に、改めます。

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成18年4月11日 BBサ第17号）  
（実施期日）

1 この改正規定は、平成18年4月13日から実施します。

附 則（平成18年4月28日 コOM第600057号）  
（実施期日）

1 この改正規定は、平成18年5月1日から実施します。  
（経過措置）

2 コOM第500337号（平成18年2月1日）の附則2中、「平成18年2月1日から平成18年4月30日までの間」を「平成18年2月1日から平成18年5月31日までの間」に改めます。

3 この附則の2、経企第1221号（平成15年1月24日）の附則の3、経企第208号（平成15年5月21日）の附則の3、経企第716号（平成15年10月24日）の附則の2、コ第50号（平成16年4月16日）の附則2及び3、コO第231号（平成16年6月16日）の附則2及び3、又はコO第405号（平成16年7月21日）の附則2、3及び4、コO第786号（平成16年10月19日）の附則2及び3、コ第298号（平成17年6月29日）の附則2、コOM第500337号（平成18年2月1日）の附則2の規定に定める料金の適用

を受けた第2種契約者について、その適用を受けた料金月が2料金月を越える場合、この附則の2に規定する料金は適用しません。

- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成18年4月26日 コI日M第600039号/平成18年5月1日 BBサ第43号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成18年5月8日から実施します。

附 則（平成18年5月8日 グGIN第600043号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成18年5月12日から実施します。  
（経過措置）
- 2 この附則実施の際現に、IP通信網サービス契約約款で提供する次の表の左欄のコンテンツ配信契約者は、当社が提供するコンテンツ配信サービス（BBCDN）利用規約の規定により、同表の右欄の契約者とみなして取り扱います。

IP通信網サービス契約約款 IP通信網サービス コンテンツ配信契約 タイプ1 コース1 コース2  タイプ2 コース1 コース2  タイプ3 コース1 コース2	コンテンツ配信サービス（BBCDN） 利用規約 コンテンツ配信契約 カテゴリー1  カテゴリー1  カテゴリー2
---	---

- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。
- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則（平成18年5月18日 BBブ第72号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成18年12月15日から実施します。  
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスに関する料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成18年3月31日 コOM第500623号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成18年5月29日から実施します。

附 則（平成18年5月24日 BBサ第59号/平成18年5月29日 コI日M第600110号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成18年6月1日から実施します。

附 則（平成18年5月26日 BBサ第70号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成18年6月1日から実施します。

附 則（平成18年5月26日 BBブ第88号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成18年6月1日から実施します。

附 則（平成18年5月31日 コOM第600140号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成18年6月1日から実施します。  
（経過措置）
- 2 平成18年6月1日から平成18年7月31日までの間に、タイプ2（コース1及びコース2のプラン1、プラン6並びにプラン7に限ります。）及びタイプ3のコース1（プラン3を除きます。）に係る第2種契約の申込みを当社が承諾した場合は、その第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月、細目若しくは区分の変更の請求を当社が承諾した場合は、変更後の料金が適用された料金月からの2料金月について、料金表第1表第1の2-1（適用）の表の(9)欄、(10)欄及び(11)欄に規定する減額の額及び2-2（料金額）に規定する定額利用料の額にかかわらず、定額利用料について適用しません（当社が別に定める場合を除きます）。
- 3 平成18年6月1日から平成18年8月31日までの間に、タイプ3のコース2に係る第2種契約の申込みを当社が承諾した場合は、その第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月、細目若しくは区分の変更の請求を当社が承諾した場合は、変更後の料金が適用されたその1料金月について、料金表第1表第1の2-1（適用）の表の(9)欄、(10)欄及び(11)欄に規定する減額の額及び2-2（料金額）に規定する定額利用料の額にかかわらず、定額利用料について適用しません（当社が別に定める場合を除きます）。
- 4 この附則の2、経企第1221号（平成15年1月24日）の附則の3、経企第208号（平成15年5月21日）の附則の3、経企第716号（平成15年10月24日）の附則の2、コ0第50号（平成16年4月16日）の附則2及び3、コO第231号（平成16年6月16日）の附則2及び3、又はコO第405号（平成16年7月21日）の附則2、3及び4、コO第786号（平成16年10月19日）の附則2及び3、コ0第298号（平成17年6月29日）の附則2、又はコOM第500337号（平成18年2月1日）の附則2の規定に定める料金の適用を受けた第2種契約者について、その適用を受けた料金月が2料金月を越える場合、この附則の2に規定する料金は適用しません。
- 5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 6 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成18年5月26日 BBサ第68号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成18年6月5日から実施します。  
（経過措置）

- 2 この改正規定実施の際現に、当社が改正前の規定により提供している次の表の左欄のクローズドコンピュータ通信網サービス（カテゴリー2のクラス1のタイプ2（プラン4に係るものを除きます。）又はクラス4に係るものに限ります。）に係る端末設備（バックアップ機能を有するものを除きます。）は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の端末設備の種類とみなして取扱います。

クローズドコンピュータ通信網サービスに係る端末設備	クローズドコンピュータ通信網サービスに係る端末設備 I型
---------------------------	------------------------------

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。
- 4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附 則（平成18年5月26日 BBサ第68号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成18年6月12日から実施します。  
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次表の左欄の区分の利用料の適用を受けているクローズドコンピュータ通信網契約者は、この改正規定実施の日において、それぞれ同表の右欄の区分の利用料の適用を受けているクローズドコンピュータ通信網契約者とみなして取扱います。

クローズドコンピュータ通信網サービスに係る契約 カテゴリー2のクラス2のタイプ4 プラン1に係るもの プラン2に係るもの カテゴリー2のクラス2のタイプ5 プラン1に係るもの プラン2に係るもの	クローズドコンピュータ通信網サービスに係る契約 カテゴリー2のクラス2のタイプ4 プラン1の通常契約に係るもの プラン2の通常契約に係るもの カテゴリー2のクラス2のタイプ5 プラン1の通常契約に係るもの プラン2の通常契約に係るもの
---	---

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。
- 4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附 則（平成18年6月19日 BBサ第83号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成18年7月1日から実施します。  
（経過措置）
- 2 BBサ第310号（平成18年2月9日）の附則2中、「平成18年3月22日から平成18年6月30日までの間」を「平成18年3月22日から平成18年8月31日までの間」に改めます。
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附 則（平成18年6月30日 コI日M第600199号）  
（実施期日）

1 この改正規定は、平成18年7月1日から実施します。

(経過措置)

2 平成18年7月1日から平成18年7月31日までの間に、第2種契約者(タイプ3に係るものに限り)の第1種ドットフォン契約(当社が別に定める「OCN光withフレッツ」利用規約に基づき申し込むものに限り)の申込みを当社が承諾し、平成19年1月31日までの間に第1種ドットフォンの提供を開始した場合は、その第1種ドットフォン契約の提供を開始した日を含む料金月から12料金月について、別記13の2の(4)のウに係るダイヤルアウト通信料の月額累計額が500円(525円)までの部分について、その第1種ドットフォン利用回線に係る支払いを要するダイヤルアウト通信料(別記13の2の(4)のウに係るものに限り)の料金額から減額します。

ただし、当社が別に定める「OCN光withフレッツ」利用規約に規定するOCN光withフレッツ契約の廃止及びプランの変更があった場合は、この限りではありません。

3 この附則の2に規定する料金の適用を受けた日を含む料金月から24料金月の間に、第1種ドットフォン契約(第2種契約と合わせて申込みを行った場合に限り)の解除があったときは、この附則の2の規定により減額した額(減額した額を把握することが困難な場合には、原則として減額した額を把握できる期間における1料金月あたりの平均の減額した額とします。)の合計額を支払っていただくことがあります。

4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則(平成18年7月14日 BBサ第102号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成18年7月19日から実施します。

附 則(平成18年7月20日 コI日M第600230号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成18年8月1日から実施します。

(経過措置)

2 平成18年8月1日から平成18年8月31日までの間に、第2種契約者(タイプ3に係るものに限り)の第1種ドットフォン契約(当社が別に定める「OCN光withフレッツ」利用規約に基づき申し込むものに限り)の申込みを当社が承諾し、平成19年8月31日までの間に第1種ドットフォンの提供を開始した場合は、その第1種ドットフォン契約の提供を開始した日を含む料金月から12料金月について、別記13の2の(4)のウに係るダイヤルアウト通信料の月額累計額が500円(525円)までの部分について、その第1種ドットフォン利用回線に係る支払いを要するダイヤルアウト通信料(別記13の2の(4)のウに係るものに限り)の料金額から減額します。

ただし、当社が別に定める「OCN光withフレッツ」利用規約に規定するOCN光withフレッツ契約の廃止及びプランの変更があった場合は、この限りではありません。

3 この附則の2に規定する料金の適用を受けた日を含む料金月から24料金月の間に、第1種ドットフォン契約(第2種契約と合わせて申込みを行った場合に限り)の解除があったときは、この附則の2の規定により減額した額(減額した額を把握することが困難な場合には、原則として減額した額を把握できる期間における1料金月あたりの平均の減額した額とします。)の合計額を支払っていただくことがあります。

4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービ

スの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

- 5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成18年7月18日 BBサ第111号/平成18年7月27日 コI日M第600243号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成18年8月1日から実施します。

附 則（平成18年7月27日 BBブ第188号/平成18年7月20日 コI日M600232第号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成18年8月1日から実施します。  
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成18年7月24日 BBサ第113号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成18年8月1日から実施します。

附 則（平成18年8月1日コOM第600341号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成18年8月1日から実施します。  
（経過措置）
- 2 コOM第600140号（平成18年5月31日）の附則2中、「平成18年6月1日から平成18年7月31日までの間」を「平成18年6月1日から平成18年8月31日までの間」に改めます。
- 3 この附則の2、経企第1221号（平成15年1月24日）の附則の3、経企第208号（平成15年5月21日）の附則の3、経企第716号（平成15年10月24日）の附則の2、コ第50号（平成16年4月16日）の附則2及び3、コ第231号（平成16年6月16日）の附則2及び3、又はコ第405号（平成16年7月21日）の附則2、3及び4、コ第786号（平成16年10月19日）の附則2及び3、コ第298号（平成17年6月29日）の附則2、コOM第500337号（平成18年2月1日）の附則2、又はコOM第600140号（平成18年5月31日）の附則2及び3の規定に定める料金の適用を受けた第2種契約者について、その適用を受けた料金月が2料金月を越える場合、この附則の2に規定する料金は適用しません。
- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成18年8月4日 BBサ第128号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成18年8月22日から実施します。

附 則（平成18年8月14日 BBサ第135号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成18年8月23日から実施します。

附 則（平成18年8月28日 BBサ第145号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成18年8月31日から実施します。

附 則（平成18年8月4日 BBサ第129号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成18年9月1日から実施します。  
（経過措置）
- 2 BBサ第83号（平成18年6月19日）の附則2中、「平成18年3月22日から平成18年8月31日までの間」を「平成18年3月22日から平成18年11月30日までの間」に改めます。
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成18年8月25日 BBブ第229号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成18年9月1日から実施します。

附 則（平成18年8月30日 BBサ第146号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成18年9月1日から実施します。

附 則（平成18年8月25日 NOS第600042号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成18年9月1日から実施します。  
（経過処置）
- 2 当社は料金表第1表第1（利用料金）2-1（適用）に以下を追加します。  
(1) (3)タイプ2の区分に係る料金の適用のイ

区 分	内 容
(ク) プラン8	D S L回線の終端への伝送方向については最大12.512Mbit/sまで、他の伝送方向については最大1.024Mbit/sまでの符号伝送が可能なものであって、そのD S L回線が当社が別に定める特定協定事業者に係るものであり、その特定協定事業者の契約約款に規定する無線LANサービスの申込みができないもの
(注) この欄に規定する特定協定事業者の契約約款は、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社経由D S Lサービスに関する契約約款とします。	

- (2) (9)優先接続の取扱いに係る定額利用料の適用のア

本附則4に規定する定額利用料から1契約者識別符号ごとに620円（651円）（月額）を減額して適用します。

- 3 当社は料金表第1表第1（利用料金）2-2（料金額）の2-2-2（定額利用料）(2) タイプ2のもの イ コース2のものに、以下を追加します。

1 契約者識別符号ごとに月額

区 分		料 金 額	
プラン8	電 話 重 畳 の 物	基本額	2,482円 (2,606.1円)
		端末回線料	158円 (165.9円)
	電 話 非 重	基本額	2,482円 (2,606.1円)

	畳のもの	端末回線料	1,385円 (1,454.25円)
--	------	-------	--------------------

- 4 本附則は、平成18年9月1日から平成19年1月31日までの間に、当社に対するタイプ2のコース2のプラン8に係る第2種契約の申込み又はタイプ2のコース2のプラン8への細目若しくは区分の変更の請求を当社が承諾した場合に限り、適用するものとします。なお、その他申込みに係る事項に関しては第2種契約に準じるものとします。

附 則（平成18年8月23日 N I 600103号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成18年9月1日から実施します。  
（経過措置）
- 2 平成18年9月1日から平成18年10月31日までの間に、第2種契約者（タイプ3に係るものに限り）の第1種ドットフォン契約（当社が別に定める「OCN光withフレッツ」利用規約に基づき申し込むものに限り）の申込みを当社が承諾し、平成19年10月31日までの間に第1種ドットフォンの提供を開始した場合は、その第1種ドットフォン契約の提供を開始した日を含む料金月から12料金月について、別記13の2の(4)のウに係るダイヤルアウト通信料の月額累計額が500円（525円）までの部分について、その第1種ドットフォン利用回線に係る支払いを要するダイヤルアウト通信料（別記13の2の(4)のウに係るものに限り）の料金額から減額します。  
ただし、当社が別に定める「OCN光withフレッツ」利用規約に規定するOCN光withフレッツ契約の廃止及びプランの変更があった場合は、この限りではありません。
- 3 この附則の2に規定する料金の適用を受けた日を含む料金月から24料金月の間に、第1種ドットフォン契約（第2種契約と合わせて申込みを行った場合に限り）の解除があったときは、この附則の2の規定により減額した額（減額した額を把握することが困難な場合には、原則として減額した額を把握できる期間における1料金月あたりの平均の減額した額とします。）の合計額を支払っていただくことがあります。
- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成18年9月4日 N O S 第600073号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成18年9月4日から実施します。  
（経過措置）
- 2 平成18年9月4日から平成18年10月31日までの間に、タイプ3のコース1（プラン3を除きます。）に係る第2種契約の申込みを当社が承諾した場合は、その第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月、細目若しくは区分の変更の請求を当社が承諾した場合は、変更後の料金が適用された料金月からの2料金月について、料金表第1表第1の2-1（適用）の表の(9)欄、(10)欄及び(11)欄に規定する減額の額及び2-2（料金額）に規定する定額利用料の額にかかわらず、定額利用料について適用しません（当社が別に定める場合を除きます）。
- 3 平成18年9月4日から平成18年10月31日までの間に、タイプ2（コース1及びコース2のプラン1、プラン6並びにプラン7に限り）に係る第2種契約の細目若しくは区分の変更の請求を当社が承諾した場合は、変更後の料金が適用されるその料金月について、料金表第1表第1の2-1（適用）の表の(9)欄、(10)欄及び(11)欄に規定する減額の額及び2-2（料金額）に規定する定額利用料の額にかか

- わらず、定額利用料について適用しません（当社が別に定める場合を除きます）。
- 4 この附則の2及び3、経企第1221号（平成15年1月24日）の附則の3、経企第208号（平成15年5月21日）の附則の3、経企第716号（平成15年10月24日）の附則の2、コ0第50号（平成16年4月16日）の附則2及び3、コ0第231号（平成16年6月16日）の附則2及び3、又はコ0第405号（平成16年7月21日）の附則2、3及び4、コ0第786号（平成16年10月19日）の附則2及び3、コ0第298号（平成17年6月29日）の附則2、コ0M第500337号（平成18年2月1日）の附則2、又はコ0M第600140号（平成18年5月31日）の附則2及び3の規定の規定に定める料金の適用を受けた第2種契約者について、その適用を受けた料金月が2料金月を越える場合、この附則の2に規定する料金は適用しません。
  - 5 この附則の2及び3、経企第1221号（平成15年1月24日）の附則の3、経企第208号（平成15年5月21日）の附則の3、経企第716号（平成15年10月24日）の附則の2、コ0第50号（平成16年4月16日）の附則2及び3、コ0第231号（平成16年6月16日）の附則2及び3、又はコ0第405号（平成16年7月21日）の附則2、3及び4、コ0第786号（平成16年10月19日）の附則2及び3、コ0第298号（平成17年6月29日）の附則2、コ0M第500337号（平成18年2月1日）の附則2、又はコ0M第600140号（平成18年5月31日）の附則2及び3の規定の規定に定める料金の適用を受けた第2種契約者について、その適用を受けた料金月が1料金月を越える場合、この附則の3に規定する料金は適用しません。
  - 6 本附則は、平成18年9月1日から平成18年9月3日までの間に当該プランの申込み又は細目若しくは区分の変更の請求を当社が承諾した場合においても適用するものとします。
  - 7 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。
  - 8 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附 則（平成18年9月7日 BBサ第154号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成18年9月11日から実施します。

附 則（平成18年9月5日 BBブ第245号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成18年9月21日から実施します。  
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとします。

附 則（平成18年9月25日 BBサ第172号/平成18年9月29日 NI第600313号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成18年10月1日から実施します。

附 則（平成18年9月25日 BBサ第174号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成18年10月1日から実施します。

附 則（平成18年9月26日 BBサ第175号）  
（実施期日）

1 この改正規定は、平成18年10月1日から実施します。

附 則（平成18年9月27日 BBサ第178号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成18年10月1日から実施します。  
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスに関する料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成18年10月26日 BBサ第206号/平成18年10月25日 NI第600419号）  
（実施期日）

1 この改正規定は、平成18年11月1日から実施します。

附 則（平成18年10月27日 NI600439号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成18年11月1日から実施します。  
（経過措置）
- 2 平成18年11月1日から平成19年1月31日までの間に、第2種契約者（タイプ3に係るものに限り）の第1種ドットフォン契約の申込みを当社が承諾し、平成20年1月31日までの間に第1種ドットフォンの提供を開始した場合は、その第1種ドットフォン契約の提供を開始した日を含む料金月から12料金月について、別記13の2の(4)のウに係るダイヤルアウト通信料の月額累計額が500円（525円）までの部分について、その第1種ドットフォン利用回線に係る支払いを要するダイヤルアウト通信料（別記13の2の(4)のウに係るものに限り）の料金額から減額します。  
ただし、第2種契約または当社が別に定める「OCN光withフレッツ」利用規約に規定するOCN光withフレッツ契約の廃止及びプランの変更があった場合は、この限りではありません。
- 3 この附則の2に規定する料金の適用を受けた日を含む料金月から24料金月の間に、第1種ドットフォン契約（第2種契約と合わせて申込みを行った場合に限り）の解除があったときは、この附則の2の規定により減額した額（減額した額を把握することが困難な場合には、原則として減額した額を把握できる期間における1料金月あたりの平均の減額した額とします。）の合計額を支払っていただくことがあります。
- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成18年10月31日 NOS第600283号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成18年11月1日から実施します。  
（経過措置）
- 2 平成18年11月1日から平成19年1月31日までの間に、タイプ2（コース1及びコース2のプラン1、プラン6並びにプラン7に限り）及びタイプ3のコース1（プラン3を除きます。）に係る第2種契約の細目若しくは区分の変更の請求を当社が承諾した場合は、変更後の料金が適用されるその料金月について、料金表第1表第1の2-1（適用）の表の(9)欄、(10)欄及び(11)欄に規定する減額の額及び2-2（料金額）に規定する定額利用料の額にかかわらず、定額利用料について適

用しません（当社が別に定める場合を除きます）。

- 3 この附則の2、経企第1221号（平成15年1月24日）の附則の3、経企第208号（平成15年5月21日）の附則の3、経企第716号（平成15年10月24日）の附則の2、コ第50号（平成16年4月16日）の附則2及び3、コ第231号（平成16年6月16日）の附則2及び3、又はコ第405号（平成16年7月21日）の附則2、3及び4、コ第786号（平成16年10月19日）の附則2及び3、コ第298号（平成17年6月29日）の附則2、コOM第500337号（平成18年2月1日）の附則2、コOM第600140号（平成18年5月31日）の附則2及び3、又はNOS第600073号（平成18年9月4日）の附則2及び3の規定に定める料金の適用を受けた第2種契約者について、その適用を受けた料金が1料金を越える場合、この附則の2に規定する料金は適用しません。
- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成18年11月10日 BBサ第222号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成18年11月15日から実施します。

附 則（平成18年11月17日 BBサ第232号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成18年11月22日から実施します。  
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、当社が改正前の規定により提供している次表の左欄のクローズドコンピュータ通信網サービスは、この改正規定実施の日において、同表の右欄のクローズドコンピュータ通信網サービスとみなして取り扱います。

クローズドコンピュータ通信網サービス カテゴリー3 タイプ1 タイプ2 タイプ3	クローズドコンピュータ通信網サービス カテゴリー3 クラス1のタイプ1 クラス1のタイプ2 クラス1のタイプ3
--	---

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成18年11月24日 NI第600589号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成18年12月1日から実施します。  
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成18年11月27日 BBサ第235号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成18年12月1日から実施します。  
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービ

スの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成18年12月5日 N I 第600636号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成18年12月8日から実施します。  
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成18年10月31日 B B プ第352号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成18年12月15日から実施します。  
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成18年12月18日 B B サ第255号/平成18年12月20日 N I 第600733号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成18年12月21日から実施します。

附 則（平成18年12月5日 N 企 P 第3号/平成18年12月5日 B B プ第410号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成19年1月1日から実施します。  
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成18年12月20日 N O S 第600455号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成19年1月1日から実施します。

附 則（平成19年1月26日 B B サ第289号/平成19年1月29日 N 企第600158号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成19年2月1日から実施します。  
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成19年1月26日 B B サ第290号）

(実施期日)

1 この改正規定は、平成19年2月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則 (平成19年1月29日 BBマ第376号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成19年2月1日から実施します。

(経過措置)

2 平成19年2月1日から平成19年5月31日までの間に第1種ホスティングサービスのメールホスティングサービス若しくはメール・ウェブホスティングサービス(タイプ1のプラン5からプラン7までのものに限ります。)、第2種ホスティングサービス又は第3種ホスティングサービスの契約申込みを行った場合であって、当社がその契約申込みを承諾し、その利用の開始が平成19年6月29日までに行われた場合には、料金表第1表第3及び料金表第2表に規定する料金額等のうち、次表に掲げるものについて適用しません。

区 分		料 金 額
第1種ホスティングサービス	契約料	800円(840円)
	基本工事費	1,000円(1,050円)
	ドメイン管理装置の部分の工事のとき	1,000円(1,050円)
	種類の利用の開始に関する工事のとき	1,200円(1,260円)
	メールホスティングサービスの登録可能メールアドレス数の増加若しくは蓄積情報量の増加、又はメール・ウェブホスティングサービスのメールアドレス数の追加若しくは蓄積情報量の増加に関する工事のとき	1,000円(1,050円)
	ホームページ作成支援機能に関する工事の場合	1,000円(1,050円)
第2種ホスティングサービス	基本工事費	1,000円(1,050円)
	利用の開始に関する工事のとき	14,000円(14,700円)
第3種ホスティングサービス	契約料	800円(840円)
	基本工事費	1,000円(1,050円)
	利用の開始に関する工事のとき	3,200円(3,360円)
	メールアドレス数の追加に関する工事のとき	1,000円(1,050円)

3 平成19年2月1日から平成19年5月31日までの間に第1種ホスティングサービスのメールホスティングサービス及び第1種ホスティングサービスのメール・ウェブホスティングサービス(タイプ1のプラン5からプラン7までのものに限ります。)

の契約申込みを同時に行なった場合であって、当社がその契約申込みを承諾し、その利用の開始の工事が平成19年6月29日までに同時に施工された場合には、料金表第2表の(5)第1種ホスティングサービスに関する工事費の特例は適用しません。

附 則（平成19年1月30日 N I 第600937号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成19年2月1日から実施します。  
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成19年1月30日 N I 第600941号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成19年2月1日から実施します。  
（経過措置）
- 2 平成19年2月1日から平成19年4月30日までの間に、第2種契約者（タイプ3に係るものに限り）の第1種ドットフォン契約の申込みを当社が承諾し、平成19年10月31日までの間に第1種ドットフォンの提供を開始した場合は、その第1種ドットフォン契約の提供を開始した日を含む料金月から12料金月について、別記13の2の(4)のウに係るダイヤルアウト通信料の月額累計額が500円（525円）までの部分について、その第1種ドットフォン利用回線に係る支払いを要するダイヤルアウト通信料（別記13の2の(4)のウに係るものに限り）の料金額から減額します。  
ただし、第2種契約または当社が別に定める「OCN光withフレッツ」利用規約に規定するOCN光withフレッツ契約の廃止及びプランの変更があった場合は、この限りではありません。
- 3 この附則の2に規定する料金の適用を受けた日を含む料金月から24料金月の間に、第1種ドットフォン契約（第2種契約と合わせて申込みを行った場合に限り）の解除があったときは、この附則の2の規定により減額した額（減額した額を把握することが困難な場合には、原則として減額した額を把握できる期間における1料金月あたりの平均の減額した額とします。）の合計額を支払っていただくことがあります。
- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成19年1月24日 NOS第600573号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成19年2月1日から実施します。  
（経過措置）
- 2 当社は料金表第1表第1（利用料金）2-1（適用）に以下を追加します。  
(1) (3)タイプ2の区分に係る料金の適用のイ

区分	内容
(ク) プラン8	D S L回線の終端への伝送方向については最大12.512Mbit/sまで、他の伝送方向については最大1.024Mbit/sまでの符号伝送が可能のものであって、そのD S L回線が当社が別に定める特定協定事業者に係るものであり、その特定協定事業者の契約約款に規

	定する無線LANサービスの申込みができないもの
(注) この欄に規定する特定協定事業者の契約約款は、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社経由DSLサービスに関する契約約款とします。	

(2) (9) 優先接続の取扱いに係る定額利用料の適用のA

本附則3に規定する定額利用料から1契約者識別符号ごとに620円(651円)(月額)を減額して適用します。

(3) (10) ドットフォン契約の取扱いに係る定額利用料の適用のA

本附則3に規定する定額利用料から1契約者識別符号ごとに620円(651円)(月額)を減額して適用します。

3 当社は料金表第1表第1(利用料金)2-2(料金額)の2-2-2(定額利用料)(2)タイプ2のものイコース2のものに、以下を追加します。

1 契約者識別符号ごとに月額

区分		料金額	
プラン8	電話重畳のもの	基本額	2,482円(2,606.1円)
		端末回線料	158円(165.9円)
	電話非重畳のもの	基本額	2,482円(2,606.1円)
		端末回線料	1,385円(1,454.25円)

4 本附則は、平成19年2月1日から平成19年4月30日までの間に、当社に対するタイプ2のコース2のプラン8に係る第2種契約の申込み又はタイプ2のコース2のプラン8への細目若しくは区分の変更の請求を当社が承諾した場合に限り、適用するものとします。なお、その他申込みに係る事項に関しては第2種契約に準じるものとします。

附 則 (平成19年1月31日NOS第600598号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成19年2月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 平成19年2月1日から平成19年4月30日までの間に、タイプ2(コース1及びコース2のプラン1、プラン6並びにプラン7に限ります。)及びタイプ3のコース1(プラン3を除きます。)に係る第2種契約の細目若しくは区分の変更の請求を当社が承諾した場合は、変更後の料金が適用されるその料金月について、料金表第1表第1の2-1(適用)の表の(9)欄、(10)欄及び(11)欄に規定する減額の額及び2-2(料金額)に規定する定額利用料の額にかかわらず、定額利用料について適用しません(当社が別に定める場合を除きます)。
- 3 この附則の2、経企第1221号(平成15年1月24日)の附則の3、経企第208号(平成15年5月21日)の附則の3、経企第716号(平成15年10月24日)の附則の2、コ0第50号(平成16年4月16日)の附則2及び3、コ0第231号(平成16年6月16日)の附則2及び3、又はコ0第405号(平成16年7月21日)の附則2、3及び4、コ0第786号(平成16年10月19日)の附則2及び3、コ0第298号(平成17年6月29日)の附則2、コ0M第500337号(平成18年2月1日)の附則2、コ0M第600140号(平成18年5月31日)の附則2及び3、NOS第600073号(平成18年9月4日)の附則2及び3、又はNOS第600283号(平成18年10月31日)の附則2の規定に定める料金の適用を受けた第2種契約者について、その適用を受けた料金月が1料金月を越える場合、この附則の2に規定する料金は適用しません。
- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成19年2月6日NOS第600612号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成19年2月9日から実施します。

附 則（平成19年2月26日 BBサ第316号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成19年2月28日から実施します。

附 則（平成19年2月26日 BBブ第525号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成19年3月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施の際現に、当社が改正前の規定により提供している次表の左欄の第3種シェアードIP-PBXサービスは、この改正規定実施の日において、同表の右欄の第3種シェアードIP-PBXサービスとみなして取り扱います。

第3種シェアードIP-PBXサービス	第3種シェアードIP-PBXサービス
カテゴリー2 タイプ2	カテゴリー2 タイプ2 プラン1
カテゴリー3 タイプ2	カテゴリー3 タイプ2 プラン1
カテゴリー4 タイプ2	カテゴリー4 タイプ2 プラン1

- 3 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

- 4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成19年3月1日 BBサ第327号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成19年3月7日から実施します。

附 則（平成19年3月23日 BBサ第360号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成19年3月29日から実施します。

附 則（平成19年3月23日 BBサ第361号/平成19年3月28日 NI第601364号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成19年3月31日から実施します。

附 則（平成19年3月23日 BBブ第581号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成19年4月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービ

スの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成19年3月23日 BBブ第582号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成19年4月1日から実施します。  
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成19年3月26日 BBサ第363号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成19年4月2日から実施します。
- 2 削除

附 則（平成19年3月26日 NI第601327号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成19年4月1日から実施します。  
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成19年3月28日 NOS第600846号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成19年4月2日から実施します。  
（経過措置）
- 2 削除

附 則（平成19年3月30日 NV第601200号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成19年4月1日から実施します。  
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成19年3月29日 BBサ第389号/平成19年4月9日 NI第700017号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成19年4月11日から実施します。

附 則（平成19年4月9日 BBサ第700006号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成19年4月13日から実施します。

附 則（平成19年4月17日 BBサ第700012号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成19年4月24日から実施します。

附 則（平成19年4月25日 NOS第700044号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成19年4月27日から実施します。

附 則（平成19年4月24日 NOS第700041号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成19年5月1日から実施します。  
（経過措置）
- 2 平成19年2月1日実施の附則（平成19年1月24日 NOS第600573号）の第4項中「平成19年4月30日まで」を「平成19年8月31日まで」に改めます。
- 3 この改正規定実施前に支払又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成19年4月27日 NOS第700055号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成19年5月1日から実施します。  
（経過措置）
- 2 平成19年5月1日から平成19年8月31日までの間に、タイプ2（コース1及びコース2のプラン6並びにプラン7に限ります。）及びタイプ3のコース1（プラン3を除きます。）に係る第2種契約の細目若しくは区分の変更の請求を当社が承諾した場合は、変更後の料金が適用されるその料金月について、料金表第1表第1の2-1（適用）の表の(9)欄、(10)欄及び(11)欄に規定する減額の額及び2-2（料金額）に規定する定額利用料の額にかかわらず、定額利用料について適用しません（当社が別に定める場合を除きます）。
- 3 この附則の2、経企第1221号（平成15年1月24日）の附則の3、経企第208号（平成15年5月21日）の附則の3、経企第716号（平成15年10月24日）の附則の2、コ0第50号（平成16年4月16日）の附則2及び3、コ0第231号（平成16年6月16日）の附則2及び3、又はコ0第405号（平成16年7月21日）の附則2、3及び4、コ0第786号（平成16年10月19日）の附則2及び3、コ0第298号（平成17年6月29日）の附則2、コOM第500337号（平成18年2月1日）の附則2、コOM第600140号（平成18年5月31日）の附則2及び3、NOS第600073号（平成18年9月4日）の附則2及び3、NOS第600283号（平成18年10月31日）の附則2又はNOS第600598号（平成19年1月31日）の附則2の規定に定める料金の適用を受けた第2種契約者について、その適用を受けた料金月が1料金月を越える場合、この附則の2に規定する料金は適用しません。
- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成19年5月14日 BBサ第700046号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成19年5月16日から実施します。  
（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わねばならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとし

す。  
(損害賠償に関する経過措置)

3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとし

附 則 (平成19年5月29日 NOS第700133号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成19年6月4日から実施

します。  
(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わねばならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおり

とし

す。  
(損害賠償に関する経過措置)

3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおり

附 則 (平成19年6月14日 BBブ第700149号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成19年6月15日から実施

します。  
(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わねばならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおり

とし

す。  
(損害賠償に関する経過措置)

3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおり

附 則 (平成19年6月27日 BBサ第700185号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成19年7月1日から実施

します。  
(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わねばならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおり

とし

す。  
(損害賠償に関する経過措置)

3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおり

附 則 (平成19年6月27日 BBサ第700186号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成19年7月1日から実施

します。  
(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わねばならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおり

とし

す。  
(損害賠償に関する経過措置)

3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおり

附 則 (平成19年6月22日 BBブ第700175号)

(実施期日)

この改正規定は、平成19年7月2日から実施します。

附 則（平成19年6月27日 BBサ第700187号）  
（実施期日）

この改正規定は、平成19年7月2日から実施します。

附 則（平成19年7月5日 BBブ第700196号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成19年7月9日から実施します。  
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、当社が改正前の規定により提供している次表の左欄の第4種シェアードIP-PBXサービスは、この改正規定実施の日において、同表の右欄の第4種シェアードIP-PBXサービスとみなして取り扱います。

第4種シェアードIP-PBXサービス カテゴリー1	第4種シェアードIP-PBXサービス カテゴリー1 タイプ1
------------------------------	--------------------------------------

- 3 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならないなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成19年7月12日 NI第700507号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成19年7月17日から実施します。  
（経過措置）
- 2 料金表第1表第1の6の7の3-1（適用）の表の(7)欄のウの規定にかかわらず、この月極割引の申出を当社が承諾した日が平成19年7月31日までの場合、この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌々料金月からとします。
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならないなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成19年7月19日 NI第700526号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成19年7月30日から実施します。  
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わねばならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。  
（損害賠償に関する経過措置）
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成19年7月23日 NI第700548号/平成19年7月24日 BBサ第700232号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成19年7月26日から実施します。  
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わねばならな

った電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。  
(損害賠償に関する経過措置)

- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則 (平成19年7月24日 BBサ第700233号)  
(実施期日)

この改正規定は、平成19年7月26日から実施します。

附 則 (平成19年6月26日 NOS第700216号)  
(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成19年7月31日から実施します。  
(経過措置)
- 2 平成19年5月1日実施の附則(平成19年4月24日 NOS第700041号)の第2項中「平成19年8月31日まで」を「平成19年12月31日まで」に改めます。
- 3 この改正規定実施前に支払又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則 (平成19年7月31日 BBサ第700258号/平成19年8月7日 BBブ第700250号)  
(実施期日)

この改正規定は、平成19年8月9日から実施します。

附 則 (平成19年8月22日 BBサ第700278号)

この改正規定は、平成19年8月24日から実施します。

附 則 (平成19年8月1日 NOS第700378号)  
(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成19年9月1日から実施します。  
(経過措置)
- 2 平成19年9月1日から平成19年10月31日までの間に、タイプ2(コース1及びコース2のプラン6並びにプラン7に限りです。)及びタイプ3のコース1(プラン3を除きます。)に係る第2種契約の細目若しくは区分の変更の請求を当社が承諾した場合は、変更後の料金が適用されるその料金月について、料金表第1表第1の2-1(適用)の表の(9)欄、(10)欄及び(11)欄に規定する減額の額及び2-2(料金額)に規定する定額利用料の額にかかわらず、定額利用料について適用しません(当社が別に定める場合を除きます)。
- 3 この附則の2、経企第1221号(平成15年1月24日)の附則の3、経企第208号(平成15年5月21日)の附則の3、経企第716号(平成15年10月24日)の附則の2、コ0第50号(平成16年4月16日)の附則2及び3、コO第231号(平成16年6月16日)の附則2及び3、又はコO第405号(平成16年7月21日)の附則2、3及び4、コO第786号(平成16年10月19日)の附則2及び3、コ0第298号(平成17年6月29日)の附則2、コOM第500337号(平成18年2月1日)の附則2、コOM第600140号(平成18年5月31日)の附則2及び3、NOS第600073号(平成18年9月4日)の附則2及び3、NOS第600283号(平成18年10月31日)の附則2、NOS第600598号(平成19年1月31日)の附則2又はNOS第700055号(平成19年4月27日)の附則2の規定に定める料金の適用を受けた第2種契約者について、その適用を受けた料金月が1料金月を越える場合、この附則の2に規定する料金は適用しません。

- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成19年8月27日 NOS第700448号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成19年9月1日から実施します。  
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わねばならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。  
（損害賠償に関する経過措置）
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成19年9月4日 BBサ第700310号）  
（実施期日）

この改正規定は、平成19年9月4日から実施します。

附 則（平成19年9月10日 NI第700777号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成19年9月13日から実施します。  
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わねばならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。  
（損害賠償に関する経過措置）
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成19年9月27日 BBサ第700338号/平成19年9月25日 NOS第700575号/  
平成19年9月18日 NI第700819号） 削除

附 則（平成19年9月11日 BB企第700138号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成19年10月1日から実施します。  
（経過措置）
- 2 O C N f o r とんとんみ～フレッツプラン会員規約、O C N f o r M E G A X（九州）フレッツプラン会員規約、O C N f o r M E G A X（中九州）フレッツプラン会員規約、O C N f o r M E G A X（南九州）フレッツプラン会員規約、O C N f o r Q U O L I A 会員規約若しくはO C N f o r ヴィパレットインターネットアクセスサービス利用規約に係る契約から第6種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約に移行した場合又はO C N f o r とんとんみ～ホスティングプラン会員規約、O C N f o r M E G A X（九州）ホスティングプラン会員規約、O C N f o r M E G A X（中九州）ホスティングプラン会員規約、O C N f o r M E G A X（南九州）ホスティングプラン会員規約、O C N f o r ヴィパレット共用型ホスティングサービス利用規約若しくはO C N f o r バーチャルドメインサービス利用規約に係る契約から第1種ホスティングサービス若しくは第2種ホスティングサービスに係る契約に移行した場合であって、その移行した契約者から平成19年10月1日から平成20年3月31日までの間に附帯サービスとして提供するドメ

イン名に係る申請手続きの代行について請求があったときは、料金表第3表（附帯サービスに関する料金）第2に規定する料金のうち、次表に掲げるものについては適用しません。

区分		料金額
汎用 J P ドメイン名又は属性 J P ドメイン名に係るもの	登録済ドメイン名の変更登録等に関する料金	1,000円(1,050円)

附 則（平成19年9月21日 BBサ第700333号/平成19年9月18日 NI第700819号）  
（実施期日）

この改正規定は、平成19年10月1日から実施します。

附 則（平成19年10月25日 BBブ第700333号）  
（実施期日）

この改正規定は、平成19年10月25日から実施します。

附 則（平成19年9月26日 NOS第700593号/平成19年10月30日 NOS第700707号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成19年11月1日から実施します。  
（経過措置）
- 2 平成19年11月1日から平成20年1月31日までの間に、タイプ2（コース1及びコース2のプラン6並びにプラン7に限ります。）及びタイプ3のコース1（プラン3を除きます。）に係る第2種契約の細目若しくは区分の変更の請求を当社が承諾した場合は、変更後の料金が適用されるその料金月について、料金表第1表第1の2-1（適用）の表の(9)欄、(10)欄及び(11)欄に規定する減額の額及び2-2（料金額）に規定する定額利用料の額にかかわらず、定額利用料について適用しません（当社が別に定める場合を除きます）。
- 3 この附則の2、経企第1221号（平成15年1月24日）の附則の3、経企第208号（平成15年5月21日）の附則の3、経企第716号（平成15年10月24日）の附則の2、コ第50号（平成16年4月16日）の附則2及び3、コ第231号（平成16年6月16日）の附則2及び3、又はコ第405号（平成16年7月21日）の附則2、3及び4、コ第786号（平成16年10月19日）の附則2及び3、コ第298号（平成17年6月29日）の附則2、コOM第500337号（平成18年2月1日）の附則2、コOM第600140号（平成18年5月31日）の附則2及び3、NOS第600073号（平成18年9月4日）の附則2及び3、NOS第600283号（平成18年10月31日）の附則2、NOS第600598号（平成19年1月31日）の附則2、NOS第700055号（平成19年4月27日）、NOS第700378号（平成19年8月11日）の附則2及びNOS第700378号（平成19年8月1日）の附則2の規定に定める料金の適用を受けた第2種契約者について、その適用を受けた料金月が1料金月を越える場合、この附則の2に規定する料金は適用しません。
- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成19年10月29日 NOS第700696号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成20年1月1日から実施します。  
（経過措置）
- 2 平成19年7月31日実施の附則（平成19年6月26日 NOS第700216号）の第4項中「平成19年12月31日まで」を「平成20年2月29日まで」に改めます。

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成19年10月19日 NOS第700678号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成19年11月1日から実施します。  
（経過措置）
- 2 当社は料金表第1表第1（利用料金）2-1（適用）に以下を追加します。  
（1）（3）タイプ2の区分に係る料金の適用のイ

区分	内容
(ケ) プラン9	D S L回線の終端への伝送方向については最大50.112Mbit/sまで、他の伝送方向については最大3.072Mbit/sまでの符号伝送が可能なものであって、そのD S L回線が当社が別に定める特定協定事業者に係るもの。 ダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続して通信を行う場合、利用料について接続通信時間が料金月単位での累計時間の1分までごとに加算額を計算して適用し、270分までの額を上限として定額利用料に加算して適用するもの。ただし、当社が別に定めるアクセスポイントへ接続する場合には、接続通信時間にかかわらず定額利用料のみを適用します。
(注) この欄に規定する特定協定事業者の契約約款は、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社経由D S Lサービスに関する契約約款とします。	

- (2) (9)優先接続の取扱いに係る定額利用料の適用のア  
本附則3に規定する定額利用料から1契約者識別符号ごとに610円（640.5円）（月額）を減額して適用します。
- 3 当社は料金表第1表第1（利用料金）2-2（料金額）の2-2-2（定額利用料）(2) タイプ2のもの イ コース2のものに、以下を追加します。

(1) 利用料

1 契約者識別符号ごとに月額

区分	料金額
プラン9	3円（3.15円）

(2) 定額利用料

1 契約者識別符号ごとに月額

区分	料金額	
プラン9	電話重畳のもの 基本額	2,562円（2,690.1円）
	端末回線料	158円（165.9円）
	電話非重畳のもの 基本額	3,172円（3,330.6円）
	端末回線料	1,385円（1,454.25円）

- 4 本附則は、平成19年11月1日から平成20年2月29日までの間に、当社に対するタイプ2のコース2のプラン9に係る第2種契約の申込み又はタイプ2のコース2のプラン9への細目若しくは区分の変更の請求を当社が承諾した場合に限り、適用す

るものとし、なお、その他申込みに係る事項に関しては第2種契約に準じるものとし、

附 則（平成19年10月30日 NOS第700706号）

（実施期日）

1 この附則は、平成19年11月1日から実施します。

（経過措置）

2 当社は料金表第1表第1（利用料金）2-1（適用）に、次の各表の区分を追加します。

（1）第2種契約のタイプ1のコース1に係る区分の追加

区分	内 容
プラン5-5	利用回線を使用しての通信ができないもので、接続通信時間にかかわらず定額利用料を適用します。また、料金表第1表第1（利用料金）2-2-5（付加機能利用料）の規定にかかわらず、IPv6トンネリング機能を利用することができないもの
プラン5-6	利用回線を使用しての通信ができるもので、接続通信時間にかかわらず定額利用料を適用します。また、料金表第1表第1（利用料金）2-2-5（付加機能利用料）の規定にかかわらず、IPv6トンネリング機能を利用することができないもの

（2）第2種契約のタイプ2のコース1に係る区分の追加

区分	内 容
プラン1-2	D S L回線を使用して通信を行うことができるもの。また、料金表第1表第1（利用料金）2-2-5（付加機能利用料）の規定にかかわらず、IPv6トンネリング機能を利用することができないもの

（3）第2種契約のタイプ3のコース1に係る区分の追加

区分	内 容
プラン1-3	最大100Mbit/sまでの符号伝送が可能なものであって、その光アクセス回線が別記1の2の（1）に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するメニュー5-1（100Mbit/s品目のプラン1及びプラン2のものを除きます。）に係るもの。また、料金表第1表第1（利用料金）2-2-5（付加機能利用料）の規定にかかわらず、IPv6トンネリング機能を利用することができないもの
プラン2-3	最大100Mbit/sまでの符号伝送が可能なものであって、その光アクセス回線が別記1の2の（1）に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するメニュー5-2に係るもの。また、料金表第1表第1（利用料金）2-2-5（付加機能利用料）の規定にかかわらず、IPv6トンネリング機能を利用することができないもの
プラン3-3	最大100Mbit/sまでの符号伝送が可能なものであって、その光アクセス回線が別記1の2の（1）に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するメニュー5-1（100Mbit/s品目のプラン2のものに限ります。）に係るもの。また、料金表第1表第1（利用料金）2-2-5（付加機能利用料）の規定にかかわらず、IPv6トンネリング機能を利用することができないもの

プラン4-2	最大100Mbit/sまでの符号伝送が可能なものであって、その光アクセス回線が別記1の2の(1)に定める特定協定事業者(当社が別に定めるものに限ります。)の契約約款及び料金表に規定するメニュー5-1(100Mbit/s品目のプラン4のものに限ります。)に係るもの。また、料金表第1表第1(利用料金)2-2-5(付加機能利用料)の規定にかかわらず、IPv6トンネリング機能を利用することができないもの
プラン5-2	最大100Mbit/sまでの符号伝送が可能なものであって、その光アクセス回線が別記1の2の(1)に定める特定協定事業者(当社が別に定めるものに限ります。)の契約約款及び料金表に規定するメニュー5-2に係るもの。また、料金表第1表第1(利用料金)2-2-5(付加機能利用料)の規定にかかわらず、IPv6トンネリング機能を利用することができないもの
プラン6	最大100Mbit/sまでの符号伝送が可能なものであって、その光アクセス回線が別記1の2の(1)に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するメニュー5-1(100Mbit/s品目のプラン1及びプラン2のものを除きます。)及び5-2に係るもの。また、料金表第1表第1(利用料金)2-2-5(付加機能利用料)の規定にかかわらず、IPv6トンネリング機能を利用することができないもの

3 この附則の2に規定する区分について、次の表に定める料金額を適用することとし、料金表第1表第1(利用料金)2-2(料金額)に追加します。

(1) 定額利用料

ア タイプ1のコース1のもの

1 契約者識別符号ごとに

区分	料金額
プラン5-5	916円(961.8円)
プラン5-6	611円(641.55円)

イ タイプ2のコース1のもの

1 契約者識別符号ごとに

区分	料金額
プラン1-2	1,120円(1,176円)

ウ タイプ3のコース1のもの

1 契約者識別符号ごとに

区分	料金額
プラン1-3	1,200円(1,260円)
プラン2-3	840円(882円)
プラン3-3	4,800円(5,040円)
プラン4-2	1,100円(1,150円)
プラン5-2	840円(882円)
プラン6	1,381円(1,450.05円)

4 この附則実施の際現に、当社がOCN for とんとんみ〜フレッツプラン会員規約及

びOCN IPフォン for とんとんみ～利用規約（以下、「旧規約」といいます。）の規定により締結している次の表の左欄の契約は、当社が別に定める日において、それぞれ、この附則に定める同表の右欄の契約に移行するものとします。

OCN for とんとんみ～ とんとんみ～ISDN	第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第2種契約 タイプ1 コース1 プラン5-6
OCN for とんとんみ～ とんとんみ～ADSL1.5M  OCN for とんとんみ～ とんとんみ～ADSL8M  OCN for とんとんみ～ とんとんみ～ADSLモア	第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第2種契約 タイプ2 コース1 プラン1-2
OCN for とんとんみ～ とんとんみ～Bファミリー	第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第2種契約 タイプ3 コース1 プラン1-3
OCN for とんとんみ～ とんとんみ～Bマンション	第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第2種契約 タイプ3 コース1 プラン2-3
OCN for とんとんみ～ とんとんみ～光プレミアムファミリー	第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第2種契約 タイプ3 コース1 プラン4-2
OCN for とんとんみ～ とんとんみ～光プレミアムマンション	第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第2種契約 タイプ3 コース1 プラン5-2
備考 タイプ2のコース1のプラン1-2について、当社が別に定めるOCN IPフォン for とんとんみ～利用規約の契約を締結されていない場合に限り、本附則の定額利用料から1契約ごとに、とんとんみ～ADSLモアは120円(126円)、とんとんみ～ADSL8Mは264円(277.2円)、とんとんみ～ADSL1.5Mは320円(336円)を減額して適用する。	

5 この附則実施の際現に、当社がOCN for MEGAX(九州、中九州、南九州)フレッツプラン会員規約およびOCN IPフォン for MEGAX(九州、中九州、南九州)利用規約（以下、「旧規約」といいます。）の規定により締結している次の表の左欄の契約は、

当社が別に定める日において、それぞれ、この附則に定める同表の右欄の契約に移行するものとします。

OCN for MEGAX フレッツプランISDN	第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第2種契約 タイプ1 コース1 プラン5-6
OCN for MEGAX フレッツプランADSL	第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第2種契約 タイプ2 コース1 プラン1-2
OCN for MEGAX フレッツプランB	第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第2種契約 タイプ3 コース1 プラン6
<p>備考</p> <p>タイプ2のコース1のプラン1-2について、当社が別に定めるOCN IPフォン for MEGAX(九州、中九州、南九州)利用規約の契約を締結されていない場合に限り、本附則の定額利用料から1契約ごとに、264円(277.2円)を減額して適用する。</p> <p>タイプ3のコース1のプラン6について、当社が別に定めるOCN IPフォン for MEGAX(九州、中九州、南九州)利用規約の契約を締結されていない場合に限り、本附則の定額利用料から1契約ごとに、281円(295.05円)を減額して適用する。</p>	

6 この附則実施の際現に、当社がOCN for QUOLIA利用規約およびOCN IPフォン for QUOLIA 利用規約(以下、「旧規約」といいます。)の規定により締結している次の表の左欄の契約は、当社が別に定める日において、それぞれ、この附則に定める同表の右欄の契約に移行するものとします。

OCN for QUOLIA フレッツISDNプラン	第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第2種契約 タイプ1 コース1 プラン5-6
OCN for QUOLIA フレッツADSLプラン OCN for QUOLIA フレッツADSLプラン IP 電話セット	第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第2種契約 タイプ2 コース1 プラン1-2

OCN for QUOLIA Bフレッツプラン ファミリー100タイプ	第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第2種契約 タイプ3 コース1 プラン6
OCN for QUOLIA Bフレッツプラン IP電話セット ファミリー100タイプ	
OCN for QUOLIA フレッツ光プレミアムプラン ファミリータイプ	
OCN for QUOLIA フレッツ光プレミアムプラン IP電話セット ファミリータイプ	
OCN for QUOLIA Bフレッツプラン マンションタイプ	
OCN for QUOLIA フレッツ光プレミアムプラン マンションタイプ	
備考	
<p>タイプ2のコース1のプラン1-2について、当社が別に定めるOCN IPフォン for QUOLIA利用規約の契約を締結されていない場合に限り、定額利用料から1契約ごとに264円(277.2円)を減額して適用する。</p> <p>タイプ3のコース1のプラン6について、当社が別に定めるOCN IPフォン for QUOLIA利用規約の契約を締結されていない場合に限り、本附則の定額利用料から1契約ごとにBフレッツプラン ファミリー100タイプ、フレッツ光プレミアムファミリータイプは281円(295.05円)、Bフレッツプラン マンションタイプ、フレッツ光プレミアムプラン マンションタイプは648円(680.4円)を減額して適用する。</p>	

7 この附則実施の際現に、当社がOCN for ヴィパレット (C)、(L) サービス利用規約およびOCN IPフォン for ヴィパレットサービス利用規約(以下、「旧規約」といいます。)の規定により締結している次の表の左欄の契約は、当社が別に定める日において、それぞれ、この附則に定める同表の右欄の契約に移行するものとします。

OCN for ヴィパレット ダイアルアップ	第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第2種契約 タイプ1 コース1 プラン5-5
OCN for ヴィパレット ダイアルアップ(団体割引C、アカデミック)	
OCN for ヴィパレット あいびいらんど(個人)	第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第2種契約 タイプ1 コース1 プラン5-6
OCN for ヴィパレット あいびいらんど(法人)	
OCN for ヴィパレット フレッツISDNアクセス	

<p>OCN for ヴィパレット あいびいらんど (個人)</p> <p>OCN for ヴィパレット あいびいらんど (法人)</p> <p>OCN for ヴィパレット スーパーADSL</p> <p>OCN for ヴィパレット ADSLセキュア</p> <p>OCN for ヴィパレット ADSLセキュアプラス</p> <p>OCN for ヴィパレット フレッツADSLアクセス</p>	<p>第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約</p> <p>第2種契約</p> <p>タイプ2</p> <p>コース1</p> <p>プラン1-2</p>
<p>OCN for ヴィパレット ファミリー100セキュア</p> <p>OCN for ヴィパレット ファミリー100セキュアプラス</p> <p>OCN for ヴィパレット ファミリー</p> <p>OCN for ヴィパレット Bフレッツアクセス (ファミリータイプ)</p>	<p>第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約</p> <p>第2種契約</p> <p>タイプ3</p> <p>コース1</p> <p>プラン1-3</p>
<p>OCN for ヴィパレット Bフレッツアクセス (マンション/ワイヤレスタイプ)</p>	<p>第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約</p> <p>第2種契約</p> <p>タイプ3</p> <p>コース1</p> <p>プラン2-3</p>
<p>OCN for ヴィパレット Bフレッツアクセス (ベーシックタイプ)</p> <p>OCN for ヴィパレット ベーシック</p> <p>OCN for ヴィパレット ベーシックセキュア</p>	<p>第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約</p> <p>第2種契約</p> <p>タイプ3</p> <p>コース1</p> <p>プラン3-3</p>
<p>OCN for ヴィパレット フレッツ・光プレミアムアクセス (ファミリータイプ)</p>	<p>第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約</p> <p>第2種契約</p> <p>タイプ3</p> <p>コース1</p> <p>プラン4-2</p>

OCN for ヴィパレット フレッツ・光プレミアムアクセス (マンションタイプ)	第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第2種契約 タイプ3 コース1 プラン5-2
OCN for ヴィパレット マンションセキュア	第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第2種契約 タイプ3 コース1 プラン6
<p>備考</p> <p>タイプ2のコース1のプラン1-2について、当社が別に定めるOCN IPフォン for ヴィパレットサービス利用規約の契約を締結されていない場合に限り、本附則の定額利用料から1契約ごとに、あいぴいらんど(個人)、あいぴいらんど(法人)、スーパーADSL、ADSLセキュア、ADSLセキュアプラスは120円(126円)、フレッツADSLアクセスは320円(336円)を減額して適用する。</p>	

- 8 本附則の実施の際現に、当社がOCN IPフォン for とんとんみ〜利用規約、OCN IPフォン for MEGAX (九州、中九州、南九州) 利用規約、OCN IPフォン for ヴィパレット利用規約、OCN IPフォン for QUOLIA 利用規約により締結している契約は、当社が別に定める日において、「第1種ドットフォンサービスに係る契約」に移行したものとします。
- 9 当社は、この附則の2に規定する区分に係る第2種契約者(特別第2種契約者といいます。以下この附則において同じとします。)に対し、当社が別に定める日までに契約者識別符号及び暗証符号を通知することができない場合は、その契約を解除します。
- 10 この附則の3、4、5、6、7の規定にかかわらず、平成20年1月末日までの間、その料金について適用しません。
- 11 当社が別に定める日までの間、旧契約に基づく契約が廃止された場合、特別第2種契約も廃止されます。
- 12 当社は、この附則の4、5、6、7に規定する他に、この附則の2に規定する区分に係る第2種契約についての申込み並びに細目及び区分の変更(当社が別に定めるものを除きます。)を承諾しません。
- 13 特別第2種契約者については、この附則の4、5、6、7に規定する他に、「第1種ドットフォンサービス」への申込み及び解除をおこなうことができません。
- 14 特別第2種契約者が、当社が別に定めるアクセスポイントに接続して通信を行う場合、その接続通信時間については、この附則の3の規定にかかわらず料金額の適用をしません。
- 15 特別第2種契約者については、料金表通則16(高額利用割引)、料金表第1表第1(利用料金)2-1の(7)及び(8)欄に規定する減額の額並びに経企代208号の附則(平成15年5月21日)の3及び4の規定を適用しません。
- 16 当社は、この附則の2に規定する区分に係る第2種契約についての支払いは、月払いのみとします。
- 17 旧規約に基づいて電気通信サービスの料金が年払いもしくは半年払いで既に支払われているときは、支払い済み期間に応じて別に定める方法で対応することとします。
- 18 旧規約に基づいて発生した支払いまたは支払わなければならなかった電気通信

サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。なお、当社は契約者の解約等により既に支払われた料金等の払戻義務を負わないとともに、契約者の解約に伴って当社に対して何らかの請求権を取得することは一切ないものとする。

19 旧規約にてその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成19年10月30日NOS第700706号）

（実施期日）

1 この附則は、平成19年11月1日から実施します。

（経過措置）

2 当社は第4条（IP通信網サービスの種類）の2（IP通信網サービスの通信モード）に、次の通信モードを追加します。

通信モード	内 容
ボイス伝送モード	符号及び音響の伝送交換を利用目的とした通信を行うことができるもの
備考 次のIP通信網サービス契約者に限り、ボイス伝送モードを提供します。 第2種ドットフォンサービスの契約者およびこの附則の3に規定する第2種オープンコンピュータ通信網サービスのタイプ5の契約者	

3 当社は料金表第1表第1（利用料金）2-1（適用）に、次の細目を追加します。

細目	内 容
タイプ5	第4条（IP電話通信網サービスの種類）の2の表の2の規定にかかわらず、DSL回線及び光アクセス回線を使用してボイス伝送モードの通信を行うことができるもので、当社の提供区間についてその第2種契約に係る定額利用料を設定するもの
備考 第2種ドットフォンサービスに係る通信以外は、料金表第1表第1（利用料金）2-2-5（付加機能利用料）の規定にかかわらず、本附則の特別第2種契約者については、いずれの機能を利用することができません。	

4 この附則の3に規定する細目について、次の表に定める料金額を適用することとし、料金表第1表第1（利用料金）2-2（料金額）に追加します。

1 契約者識別番号ごとに

区分	料金額
定額利用料	700円（735円）

5 この附則の3に規定する細目に係る第2種契約は、（特別第2種契約者といいます。以下この附則において同じとします）次の事業者が提供する「A Q S t a g e コールS接続プラス」またはNTT西日本-沖縄が提供する「とんとんみ〜接続プラス」の契約者以外からの申込みを承諾しません。

事業者の名称	契約の種類

株式会社NTT西日本ー関西 株式会社NTT西日本ーみやこ 株式会社NTT西日本ー兵庫 株式会社NTT西日本ー東海 株式会社NTT西日本ー静岡 株式会社NTT西日本ー岐阜 株式会社NTT西日本ー三重 株式会社NTT西日本ー北陸 株式会社NTT西日本ー中国 株式会社NTT西日本ー東中国 株式会社NTT西日本ー山口 株式会社NTT西日本ー四国 株式会社NTT西日本ー九州 株式会社NTT西日本ー中九州 株式会社NTT西日本ー南九州	「AQStageコールS接続 プラス」契約
株式会社NTT西日本ー沖縄	「とんとんみ～接続プラス」契約

- 6 「第2種ドットフォンサービス」の廃止に伴い、この附則の3に規定する細目に係る第2種契約も廃止されます。
- 7 この附則の3に規定する細目に係る第2種契約の廃止に伴い、「第2種ドットフォンサービス」も廃止されます。
- 8 特別第2種契約者については、料金表通則16（高額利用割引）、料金表第1表第1（利用料金）2ー1の（7）及び（8）欄に規定する減額の額並びに経企第208号の附則（平成15年5月21日）の3及び4の規定を適用しません。

附 則（平成19年11月14日 BBサ第700393号）  
（実施期日）

この附則は、平成19年11月15日から実施します。

附 則（平成19年11月26日 BBサ第700402号）  
（実施期日）

- 1 この附則は、平成19年11月28日から実施します。  
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、当社が改正前の規定により提供している次表の左欄のクローズドコンピュータ通信網サービスは、この改正規定実施の日において、同表の右欄のクローズドコンピュータ通信網サービスとみなして取り扱います。

クローズドコンピュータ通信網サービス カテゴリー2 クラス1 タイプ2	クローズドコンピュータ通信網サービス カテゴリー2 クラス1 タイプ2のコース1
カテゴリー2 クラス4	カテゴリー2 クラス4のコース1

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附 則（平成19年11月19日 NI第701215号）

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成19年12月1日から実施します。  
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わねばならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。  
(損害賠償に関する経過措置)
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成19年11月30日 BBブ第700382/平成19年11月28日 NV第700745号)  
(実施期日)

この改正規定は、平成19年12月1日から実施します。

附 則 (平成19年11月30日 BBブ第700382/平成19年11月28日 NV第700745号)  
(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成19年12月31日から実施します。  
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わねばならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。  
(損害賠償に関する経過措置)
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成19年12月25日 BBサ第700440号)  
(実施期日)

この改正規定は、平成19年12月27日から実施します。

附 則 (平成19年12月14日 BBサ第700428号)  
(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成19年12月29日から実施します。  
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成19年12月21日 BBサ第700437号/平成19年12月20日 NI第701400号)  
(実施期日)

この改正規定は、平成20年1月1日から実施します。

附 則 (平成19年12月21日 BB企第700223号)  
(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成20年1月1日から実施します。  
(ユニバーサルサービス料に関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、料金月の初日が平成19年12月31日以前の料金月に係る料金については、翌料金月の初日から適用を開始します。  
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 3 この改正規定適用前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。  
(損害賠償に関する経過措置)
- 4 この改正規定適用前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成19年12月25日 N企第700312号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成20年1月1日から実施します。  
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わねばならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。  
（損害賠償に関する経過措置）
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成19年12月27日 B Bサ第700442号/N I 第701457号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成20年1月8日から実施します。  
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成20年1月15日 B Bサ第700453号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成20年1月16日から実施します。  
（経過措置）
- 2 この附則の3から5までの料金の適用については、平成20年1月16日から平成20年12月26日までの間に1の者から当社所定の申込書により請求があったものであって当社が承諾したものに限り適用します。
- 3 当社は、次に掲げる(1)から(4)までの契約を全て当社と締結している場合に限り、定額利用料（第1種ホスティング契約については基本額となるものに限り、）について、料金表第1表の規定にかかわらず、次表に規定する料金額を適用します。この場合において、料金の適用は1の契約の組み合わせ毎に1の適用とします。
  - (1) 第7種契約（カテゴリーSに係るものに限り、以下、この附則において同じとします。）
  - (2) 第1種ホスティング契約（メール・ウェブホスティングサービスのプラン1のタイプ5、タイプ6又はタイプ7に係るものに限り、以下、この附則において同じとします。）
  - (3) 当社のウイルスチェックサービス利用規約に規定する第3種契約（(2)の契約に対応するものに限り、）
  - (4) 当社の迷惑メールフィルタリングサービス利用規約に規定する迷惑メールフィルタリング契約（(2)の契約に対応するものに限り、）
    - (ア) 第7種オープンコンピュータ通信網サービスに係るもの（カテゴリーSのもの）  
削除
    - (イ) 第1種ホスティングサービスに係るもの（メール・ウェブホスティングサービスのもの）

1 契約ごとに月額

区分			料金額
タイプ1	プラン5	基本額（月額）	2,900円（3,045円）
	プラン6	基本額（月額）	4,600円（4,830円）
	プラン7	基本額（月額）	11,000円（11,550円）

4 当社は、この附則の3に規定する料金額については、この附則の3に掲げる(1)から(4)までの契約に係る全てのサービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算してそれらの契約のうち1以上を解除（第1種ホスティング契約の種類の利用の廃止を含みます。）した日を含む料金月まで適用します。

ただし、それらの契約について全て同時に申込みがあった場合であって同時に提供を開始したときのこの附則の3に規定する料金額の起算日については、それらの契約に係るサービスの提供を開始した日とします。

5 当社は、この附則の3に掲げる契約を全て同時に申込みんだ場合であって、当社がその申込みを承諾したときは、それらの契約に係る料金表第1表に規定する契約料及び料金表第2表に規定する工事費（第1種ホスティング契約については、基本工事費及び交換機等工事費（種類の利用の開始に関する工事に適用されるものに限ります。）に限ります。）を適用しません。

ただし、第1種ホスティング契約について、交換機等工事を要する工事（種類の利用の開始に関する工事に適用されるものを除きます。）を行った場合の基本工事費についてはこの限りではありません。

6 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

7 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成20年1月17日 NI第701548号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成20年1月22日から実施します。

（経過措置）

2 平成20年1月22日から平成20年12月31日までの間は、料金表第1表第1の6の7の5-2-3（付加機能利用料）に規定する料金額（転送等機能に係わるものに限ります。）は適用しません。

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成19年11月30日 BBブ第700382/平成19年11月28日 NV第700745号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成20年2月1日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わねばならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（損害賠償に関する経過措置）

3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成20年1月18日 NI第701549号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成20年2月1日から実施します。

（経過措置）

2 当社は料金表第1表第1の6の7の4-2-1（定額料）に以下を追加します。

区分	料金額
利用チャネル数が4のものであり、本附則3に規定する規約に係るもの	980円（1,029円）

3 本附則は、平成20年2月1日から平成20年6月30日までの間に、当社が別に定める「OCNドットフォン オフィス4ch・4番号バリューパック」利用規約の申込みの請求を当社が承諾した場合に限り、適用するものとします。なお、その他申込みに係る事項に関しては第2種ドットフォン契約に準じるものとします。

附 則（平成20年1月29日 NI第701617号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成20年2月1日から実施します。  
（経過措置）
- 2 削除
- 3 削除
- 4 削除

附 則（平成20年1月28日 BBマ第700636号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成20年2月1日から実施します。
- 2 平成20年2月1日から平成20年4月30日までの間に第1種ホスティングサービス（メールホスティングサービス又はメール・ウェブホスティングサービス（タイプ1のプラン5からプラン7までのものに限ります。）に限ります。）、第2種ホスティングサービス又は第3種ホスティングサービスの契約申込みを行った場合（第1種ホスティングサービスの場合は種類の利用の追加を除きます。）であって、当社がその契約申込みを承諾し、その利用の開始が平成20年5月30日までに行為されるとときには、料金表第1表第3、料金表第2表及び料金表第3表第2に規定する料金額等のうち、次表に掲げるものについて適用しません。

区分		
第1種ホスティングサービス	契約料	
	基本工事費	
	交換機等工事費	ドメイン名管理装置の部分の工事のとき
		種類の利用の開始に関する工事のとき
		メールホスティングサービスの登録可能メールアドレス数の増加若しくは蓄積情報量の増加又はメール・ウェブホスティングサービスのメールアドレス数の追加若しくは蓄積情報量の増加に関する工事のとき
	ホームページ作成支援機能に関する工事の場合	
第2種ホスティングサービス	基本工事費	
	交換機等工事費	利用の開始に関する工事のとき
		蓄積できる容量の追加に関する工事のとき
第3種ホスティングサービス	契約料	
	基本工事費	
	交換機等工事費	利用の開始に関する工事のとき

第1種ホスティングサービス、第2種ホスティングサービス又は第3種ホスティングサービス	ドメイン名の登録に関する料金	メールアドレス数の追加に関する工事のとき
		新たな汎用JPドメイン名の登録に関する料金
		新たな属性型JPドメイン名の登録に関する料金

3 平成20年2月1日から平成20年4月30日までの間に第1種ホスティングサービス（メールホスティングサービス又はメール・ウェブホスティングサービス（タイプ1のプラン5からプラン7までのものに限ります。）に限ります。）の契約申込みを同時に行なった場合であって、当社がその契約申込みを承諾し、その利用の開始の工事が平成20年5月30日までに同時に施工されるときには、料金表第2表1適用の(5)に規定する第1種ホスティングサービスに関する工事費の特例は適用しません。

附 則（平成20年1月30日 BBサ第700475号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成20年2月1日から実施します。

（経過措置）

2 当社は、平成20年2月1日から平成20年6月30日までの間に第5種シェアードIP-PBXサービスの契約申込みが行われた場合であって、当社がその契約申込みを承諾し、その利用の開始が平成20年7月31日までに行われたときには、その第5種シェアードIP-PBXサービスの利用を開始した日を含む料金月からその翌々料金月までの期間（以下この附則において「適用対象期間」といいます。）において、料金表第1表第1及び料金表第3表に規定する料金額のうち次表に掲げるものについては適用しません。

区分	
利用料	
ユニバーサルサービス料	
付加機能利用料	リモートアクセス機能
	端末起動機能
料金明細内訳の閲覧に関する料金	

3 当社は、平成20年2月1日から平成20年6月30日までの間に第5種シェアードIP-PBXサービスの契約申込み（IP電話番号の追加の請求を含みます。以下この附則において同じとします。）が行われた場合であって、当社がその契約申込みを承諾し、その利用の開始に関する工事が平成20年7月31日までに行われたときには、料金表第2表及び料金表第3表に規定する工事費のうち次表に掲げる工事費については適用しません。

区分
----

基本工事費	
交換機等工事費（利用の開始に関する工事に係るもの）	
料金明細内訳の閲覧に関する工事費	料金明細内訳の閲覧の開始に関する工事費
	I Pアドレスの登録の追加、変更又は削除に関する工事費
	契約者識別符号又は暗証符号の変更に関する工事費

附 則（平成20年1月30日 B B プ第700444-1号）

（実施期日）

この改正規定は、平成20年2月1日から実施します。

附 則（平成20年1月25日 N O S 第701031号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成20年2月1日から実施します。

（経過措置）

2 平成20年2月1日から平成20年5月31日までの間に、タイプ2（コース1及びコース2のプラン6並びにプラン7に限ります。）及びタイプ3のコース1（プラン3を除きます。）に係る第2種契約の細目若しくは区分の変更の請求を当社が承諾した場合は、変更後の料金が適用されるその料金月について、料金表第1表第1の2-1（適用）の表の(9)欄、(10)欄及び(11)欄に規定する減額の額及び2-2（料金額）に規定する定額利用料の額にかかわらず、定額利用料について適用しません（当社が別に定める場合を除きます）。

3 この附則の2、経企第1221号（平成15年1月24日）の附則の3、経企第208号（平成15年5月21日）の附則の3、経企第716号（平成15年10月24日）の附則の2、コ0第50号（平成16年4月16日）の附則2及び3、コ0第231号（平成16年6月16日）の附則2及び3、又はコ0第405号（平成16年7月21日）の附則2、3及び4、コ0第786号（平成16年10月19日）の附則2及び3、コ0第298号（平成17年6月29日）の附則2、コOM第500337号（平成18年2月1日）の附則2、コOM第600140号（平成18年5月31日）の附則2及び3、N O S 第600073号（平成18年9月4日）の附則2及び3、N O S 第600283号（平成18年10月31日）の附則2、N O S 第600598号（平成19年1月31日）の附則2、N O S 第700055号（平成19年4月27日）、N O S 第700378号（平成19年8月11日）の附則2、N O S 第700378号（平成19年8月1日）の附則2及びN O S 第700593号/N O S 第700707号（平成19年9月26日/平成19年10月30日）の附則2の規定に定める料金の適用を受けた第2種契約者について、その適用を受けた料金月が1料金月を越える場合、この附則の2に規定する料金は適用しません。

4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成20年2月15日 B B サ第700511号）

（実施期日）

この改正規定は、平成20年2月19日から実施します。

附 則（平成20年2月19日 N O S 第701118号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成20年3月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成20年2月28日 NOS第701179号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成20年3月1日から実施します。  
（その他）
- 2 平成19年2月1日実施の附則（平成19年1月24日 NOS第600573号）の第4項中「平成19年4月30日まで」を「平成20年5月31日まで」に改めます。
- 3 平成19年11月1日実施の附則（平成19年10月19日 NOS第700678号）の第4項中「平成20年2月29日まで」を「平成20年5月31日まで」に改めます。  
（経過措置）
- 4 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 5 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成20年2月28日 NI第701866号）  
（実施期日）

この改正規定は、平成20年3月1日から実施します。

附 則（平成20年3月14日 BBサ第700571号）  
（実施期日）

この改正規定は、平成20年3月24日から実施します。

附 則（平成20年3月26日 BBブ第700534号/N企第700443号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成20年3月28日から実施します。  
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わねばならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。  
（損害賠償に関する経過措置）
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成20年3月27日 BBサ第700602号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成20年3月31日から実施します。  
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に当社が改正前の規定により締結している次表の左欄の第3種オープンコンピュータ通信網サービスは、この改正規定実施の日において、それぞれ同表の右欄の第3種オープンコンピュータ通信網サービスとみなして取り扱います。

第3種オープンコンピュータ通信網サービス クラス1 タイプ1 コース1 プラン1 クラス1	第3種オープンコンピュータ通信網サービス タイプ1 コース1 プラン1
--	--

タイプ1 コース1 プラン2 クラス1 タイプ1 コース2 クラス1 タイプ2	タイプ1 コース1 プラン2  タイプ1 コース2  タイプ2
--	--

- 3 当社は、この改正規定実施の際現に、当社が第1種オープンコンピュータ通信網サービス及び第3種オープンコンピュータ通信網サービス（クラス2に係るものに限ります。）に係る規定により締結している契約のうち、真にやむを得ない事情によりその契約に係る電気通信回線設備を直ちに廃止できないと当社が認める場合であって、あらかじめその契約者と当社との間で廃止日について合意できているときは、平成20年9月30日を期限として、その契約に係る取扱いについては、なお従前のおりとしします。
- 4 この改正規定実施の際現に、その第1種オープンコンピュータ通信網サービス及び第3種オープンコンピュータ通信網サービス（クラス2に係るものに限ります。）に係る他社接続契約者回線の取扱いについては、協定事業者の契約約款及び料金表に定めるところによります。
- 5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 6 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。  
 (その他)
- 7 B Bサ第700338号（平成19年9月27日）、NOS第700575号（平成19年9月25日）、NI第700819号（平成19年9月18日）の附則の2、3、4及び5を平成20年3月31日をもって削除します。

附 則（平成20年3月27日 NI第702153号）

（実施期日）

- 1 この附則は、平成20年3月31日から実施します。

（その他）

- 2 NI第701617号（平成20年1月29日）の附則の2、3及び4を平成20年3月31日をもって削除します。

附 則（平成20年3月26日 NOS第701378号）

（実施期日）

- 1 この附則は、平成20年4月1日から実施します。

（その他）

（経過措置）

- 2 この改正規定実施の際現に、当社が改正前の規定により提供している第2種オープンコンピュータ通信網サービス（タイプ4に係るものに限ります。）及び第4種ドットフォンサービスに関する料金その他の取り扱いについては、なお従前のおりとしします。
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成20年3月26日 B Bサ第700594号）

（実施期日）

1 この附則は、平成20年4月1日から実施します。

(経過措置)

2 当社は、この改正規定実施の日において、BBサ第700453号(平成20年1月15日)の附則の3に規定する(ア)第7種オープンコンピュータ通信網サービスに係るもの(カテゴリーSのもの)の表は、次表に読み替えて適用します。

1 契約ごとに月額

区分		料金額
タイプ1のもの	コース1のもの	2,600円(2,730円)
	コース2のもの	2,600円(2,730円)
タイプ2のもの	コース1のもの	2,600円(2,730円)
	コース2のもの	2,600円(2,730円)
	コース3のもの	23,000円(24,150円)
	コース4のもの	80,000円(84,000円)
	コース5のもの	2,600円(2,730円)
	コース6のもの	2,600円(2,730円)

3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則(平成20年3月26日 BBサ第700596号)

(実施期日)

1 この附則は、平成20年4月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、次に掲げるものに該当すると当社が認める場合の契約料及び工事費の適用については、次のとおりとしします。

(1) 従前の契約料及び工事費を適用するもの

ア 平成20年3月31日までに当社に契約の申込みがなされた場合であって、当社が承諾したもの

イ 契約締結前であるが、落札公告や正式な見積り等により、契約料及び工事費の額の適用について外観として当社の意思表示が明確であるもの(②に該当する場合を除きます。)

(2) 別に合意した契約料及び工事費の額を適用するもの

ア 契約料及び工事内容の実態に応じた工事費の算定方法について、別に当社と契約者との間で合意がなされているもの

イ 契約締結前であるが、落札公告や正式な見積り等により、契約料及び工事費の額の適用について外観として当社の意思表示が明確であるもの

3 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとしします。

(その他)

5 BBサ第700453号(平成20年1月15日)の附則の5を次のとおり改めます。

当社は、BBサ第700453号(平成20年1月15日)の附則の3に掲げる契約を全て同時に申込みんだ場合であって、当社がその申込みを承諾したときは、それらの契約に係る料金表第2表に規定する工事費(第1種ホスティング契約については、ネットワーク工事費(利用の開始に関する工事の場合に適用されるもの)に限ります。)を適用しません。

6 BBマ第700636号(平成20年1月28日)の附則の2の表を次のとおり改めます。

区分		
第1種ホスティングサービス	ネットワーク工事費	ドメイン名管理装置の部分に関する工事の場合
		利用の開始に関する工事の場合
		メールホスティングサービスの蓄積情報量の追加に関する工事の場合
		メール・ウェブホスティングサービスのメールアドレス数の追加に関する工事の場合
		メール・ウェブホスティングサービスの蓄積情報量の増加に関する工事の場合
		ホームページ作成支援機能に関する工事の場合
第2種ホスティングサービス	ネットワーク工事費	利用の開始に関する工事の場合
		蓄積できる容量の追加に関する工事の場合
第3種ホスティングサービス	ネットワーク工事費	利用の開始に関する工事の場合
		メールアドレス数の追加に関する工事の場合
第1種ホスティングサービス、第2種ホスティングサービス又は第3種ホスティングサービス	ドメイン名の登録に関する料金	新たな汎用JPドメイン名の登録に関する料金
		新たな属性型JPドメイン名の登録に関する料金

7 BBマ第700636号（平成20年1月28日）の附則の3を削除します。

8 BBサ第700475号（平成20年1月30日）の附則の3の表を次のとおり改めます。

区分	
交換機等工事費（利用の開始に関する工事に係るもの）	
料金明細内訳の閲覧に関する工事費	料金明細内訳の閲覧の開始に関する工事費
	IPアドレスの登録の追加、変更又は削除に関する工事費
	契約者識別符号又は暗証符号の変更に関する工事費

附 則（平成20年3月28日 BBサ第700613号）  
（実施期日）

この附則は、平成20年4月1日から実施します。

附 則（平成20年3月26日 BBブ第700535号）  
（実施期日）

この附則は、平成20年4月1日から実施します。

附 則（平成20年4月4日 N I 第800011号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成20年4月7日から実施します。  
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わねばならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。  
（損害賠償に関する経過措置）
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成20年4月15日 B B サ800010号）  
この改正規定は、平成20年4月17日から実施します。

ただし、平成20年3月31日以降に当社が事業法施行規則第22条の2の2に規定する説明を事前に行った場合であって、お客様から利用の申込みの意思表示があった場合は、この限りではありません。この場合は、その意思表示のあった日から適用します。

附 則（平成20年4月11日 N O S 800014号）  
この改正規定は、平成20年4月17日から実施します。

ただし、平成20年3月31日以降に当社が事業法施行規則第22条の2の2に規定する説明を事前に行った場合であって、お客様から利用の申込みの意思表示があった場合は、この限りではありません。この場合は、その意思表示のあった日から適用します。

附 則（平成20年4月14日 N O S 800018号）  
この改正規定は、平成20年5月1日から実施します。

附 則（平成20年4月10日 B B サ第700640号）  
この改正規定は、平成20年5月1日から実施します。

附 則（平成20年4月28日 B B マ第700636-1号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成20年5月1日から実施します。
- 2 当社は、B B マ第700636号（平成20年1月28日）の附則の2中「平成20年4月30日」を「平成20年7月31日」に、「平成20年5月30日」を「平成20年8月29日」に改めます。

附 則（平成20年5月21日 N O S 第800104号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成20年6月1日から実施します。  
（その他）
- 2 平成19年2月1日実施の附則（平成19年1月24日 NOS第600573号）の第4項中「平成19年4月30日まで」を「平成20年9月30日まで」に改めます。
- 3 平成19年11月1日実施の附則（平成19年10月19日 NOS第700678号）の第4項中「平成20年2月29日まで」を「平成20年9月30日まで」に改めます。  
（経過措置）
- 4 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 5 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成20年5月28日 BBサ第800079号）

（実施期日）

- 1 この附則は、平成20年6月1日から実施します。  
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わねばならなかったIP通信網サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。  
（損害賠償に関する経過措置）
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じたIP通信網サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成20年5月30日 NOS第800148号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成20年6月1日から実施します。  
（経過措置）
- 2 平成20年6月1日から平成20年9月30日までの間に、タイプ2（コース1及びコース2のプラン6並びにプラン7に限り。）及びタイプ3のコース1（プラン3を除きます。）に係る第2種契約の細目若しくは区分の変更の請求を当社が承諾した場合は、変更後の料金が適用されるその料金月について、料金表第1表第1の2-1（適用）の表の(9)欄、(10)欄及び(11)欄に規定する減額の額及び2-2（料金額）に規定する定額利用料の額にかかわらず、定額利用料について適用しません（当社が別に定める場合を除きます）。
- 3 この附則の2、経企第1221号（平成15年1月24日）の附則の3、経企第208号（平成15年5月21日）の附則の3、経企第716号（平成15年10月24日）の附則の2、コ0第50号（平成16年4月16日）の附則2及び3、コ0第231号（平成16年6月16日）の附則2及び3、又はコ0第405号（平成16年7月21日）の附則2、3及び4、コ0第786号（平成16年10月19日）の附則2及び3、コ0第298号（平成17年6月29日）の附則2、コ0M第500337号（平成18年2月1日）の附則2、コ0M第600140号（平成18年5月31日）の附則2及び3、NOS第600073号（平成18年9月4日）の附則2及び3、NOS第600283号（平成18年10月31日）の附則2、NOS第600598号（平成19年1月31日）の附則2、NOS第700055号（平成19年4月27日）、NOS第700378号（平成19年8月11日）の附則2、NOS第700378号（平成19年8月1日）の附則2、NOS第700593号/NOS第700707号（平成19年9月26日/平成19年10月30日）の附則2及びNOS第701031号（平成20年1月25日）の附則2の規定に定める料金の適用を受けた第2種契約者について、その適用を受けた料金月が1料金月を越える場合、この附則の2に規定する料金は適用しません。
- 4 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 5 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成20年5月30日 BBブ第800070号）

この改正規定は、平成20年6月1日から実施します。

附 則（平成20年5月28日 BBサ第800078号）

この改正規定は、平成20年6月2日から実施します。

附 則（平成20年5月30日 NOS第800147号）

この改正規定は、平成20年6月2日から実施します。

附 則（平成20年6月24日 NI第800503号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成20年7月1日から実施します。

（経過措置）

2 当社は料金表第1表第1の6の7の4-2-1（定額料）に以下を追加します。

区分	料金額
利用チャネル数が4のものであり、本附則3に規定する規約に係るもの	980円（1,029円）

3 本附則は、平成20年7月1日から平成20年9月30日までの間に、当社が別に定める「OCNドットフォン オフィス4ch・4番号バリューパック」利用規約の申込みの請求を当社が承諾した場合に限り、適用するものとします。なお、その他申込みに係る事項に関しては第2種ドットフォン契約に準じるものとします。

附 則（平成20年6月30日 BBブ第800117号/平成20年6月24日 NI第800549号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成20年7月1日から実施します。

附 則（平成20年6月30日 BBブ第800117号/平成20年6月25日 N企第800106号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成20年7月1日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わねばならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（損害賠償に関する経過措置）

3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成20年7月1日 NI第800590号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成20年7月3日から実施します。

（経過措置）

2 平成20年7月3日から平成21年3月31日までの間は、第1種ドットフォン契約（タイプ2に係るものに限り）については、料金表第1表第1の6の7の3-2-1（定額料）に規定する定額料の額にかかわらず下記の料金額を適用します。ただし上記期間については、6の7の3-1適用(9)電話等サービスの月極割引に係る定額料割引は適用しません。

区分	単位	料金額
タイプ2	1の契約者識別符号ごとの月額	450円（472.5円）

3 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わねばならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（損害賠償に関する経過措置）

4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成20年7月11日 BBサ第800125号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成20年7月14日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、それぞれ同表の右欄の契約とみなして取り扱います。

第8種契約	第8種契約
料金表第1表(料金)に規定するコース1	料金表第1表(料金)に規定するコース1 IPv4タイプ 料金プラン1
料金表第1表(料金)に規定するコース2	料金表第1表(料金)に規定するコース2 IPv4タイプ 料金プラン1

附 則(平成20年7月15日 BBサ第800130号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成20年7月16日から実施します。  
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わねばならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。  
(損害賠償に関する経過措置)
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則(平成20年7月22日 BBサ第800130号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成20年7月23日から実施します。  
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わねばならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。  
(損害賠償に関する経過措置)
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則(平成20年7月24日 BBブ第800146号)

(実施期日)

この改正規定は、平成20年7月28日から実施します。

附 則(平成20年7月24日 BBサ第800148号)

(実施期日)

この改正規定は、平成20年7月29日から実施します。

附 則(平成20年7月28日 NOS第800370号/平成20年7月24日 BBサ第800152号)

この改正規定は、平成20年8月1日から実施します。

附 則(平成20年7月31日 BBサ第800130号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成20年8月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わねばならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。(損害賠償に関する経過措置)
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成20年8月7日 BBサ第800195号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成20年8月8日から実施します。ただし、料金表第3表(附帯サービスに関する料金)第2の8(保守一元サービスに係る料金)に規定するイの料金については、平成20年10月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、当社が改正前の規定により提供している附帯サービスの保守一元サービス(第6種契約カテゴリ1及びカテゴリ3に係るものに限ります。)の料金その他の取扱いについては、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成20年8月18日 NOS第800433号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成20年8月18日から実施します。

(経過措置)

- 2 平成20年8月18日から平成20年10月31日までの間に、(第2種契約者からの)他社接続モバイルデータ通信機能の申込みを当社が承諾し、平成21年4月30日までにその利用が開始された場合は、利用開始をした日を含む料金月の翌料金月について、料金表第1表第1の2-2-5(付加機能利用料)に規定する他社接続モバイルデータ通信機能に係る料金及び料金表第3表第2の2の10に規定する端末機器使用料を適用しません。また、料金表第2表の2-1-4に規定する他社接続モバイルデータ通信機能に関する工事費についても適用しません。

ただし、利用を開始した日を含む料金月から6料金月以内にお客様都合により他社接続モバイルデータ通信機能の契約を解除した場合についてはこの限りでありません。

- 3 平成20年8月18日から平成20年10月31日までの間に、第2種オープンコンピュータサービスのタイプ6に係る契約の申込み又は細目若しくは区分の変更の請求を当社が承諾し、平成21年4月30日までにその利用が開始された場合は、利用開始をした日を含む料金月の翌料金月について、料金表第1表の2-2-1(利用料)に規定する料金(基本額に限ります。)を適用しません。

ただし、タイプ6に係る細目若しくは区分の変更の請求を行った者が、既に他社接続モバイルデータ通信機能を利用している場合及びその第2種オープンコンピュータ通信網サービスの利用を開始した日を含む料金月から6料金月以内にお客様都合により第2種契約を解除した場合についてはこの限りでありません。

- 4 この附則の2及び3に定める料金の適用を受けた第2種契約者について、その適用を受けた料金月が1料金月を超える場合、この附則の2及び3に規定する料金は適用しません。

附 則 (平成20年7月28日 NOS第800365号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成20年8月26日から実施します。  
(その他)
- 2 平成19年2月1日実施の附則(平成19年1月24日 NOS第600573号)の第4項中「平成19年4月30日まで」を「平成21年1月31日まで」に改めます。
- 3 平成19年11月1日実施の附則(平成19年10月19日 NOS第700678号)の第4項中「平成20年2月29日まで」を「平成21年1月31日まで」に改めます。  
(経過措置)
- 4 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 5 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則(平成20年8月25日 BBサ第800209号)  
この改正規定は、平成20年8月28日から実施します。

附 則(平成20年8月25日 BBサ第800214号)  
(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成20年8月31日から実施します。  
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則(平成20年8月21日 NI 800935号/平成20年8月25日 BBサ第800213号)  
この改正規定は、平成20年9月1日から実施します。

附 則(平成20年8月25日 BBブ第800178号)  
この改正規定は、平成20年9月1日から実施します。

附 則(平成20年8月28日 BBブ第800186号)  
この改正規定は、平成20年9月1日から実施します。

附 則(平成20年6月26日 NI 第800533号)  
(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成20年9月16日から実施します。  
(契約に関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に当社が改正前の規定により締結している第2種ドットフォン契約のうち、同時に当社が別に定める050ビジネスダイヤル転送機能に関する契約を締結しているものについては、この改正規定実施の日において、第2種ドットフォン契約タイプ2とみなして取り扱います。  
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 3 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わねばならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。  
(損害賠償に関する経過措置)
- 4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則(平成20年9月16日 BBサ第800130号)  
(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成20年9月17日から実施します。  
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わねばならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。  
(損害賠償に関する経過措置)
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成20年8月25日 N O S 第800534号）  
この改正規定は、平成20年9月25日から実施します。

附 則（平成20年9月22日 B B サ第800257号）  
(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成20年9月25日から実施します。
- 2 当社は、この改正規定実施の日において、B B サ第700594号（平成20年3月26日）の附則の2に規定する表に、次表を追加して適用します。

区 分		料 金 額
タイプ2のもの	コースNFのもの	2,600円 (2,730円)
	コースNMのもの	2,600円 (2,730円)

附 則（平成20年9月10日 N I 第801065号）  
(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成20年10月1日から実施します。  
(経過措置)
- 2 当社は料金表第1表第1の6の7の4-2-1（定額料）に以下を追加します。

区 分	料 金 額
利用チャネル数が4のものであり、本附則3に規定する規約に係るもの	980円 (1,029円)

- 3 本附則は、平成20年10月1日から平成21年3月31日までの間に、当社が別に定める「OCNドットフォン オフィス4ch・4番号バリューパック」利用規約の申込みの請求を当社が承諾した場合に限り、適用するものとします。なお、その他申込みに係る事項に関しては第2種ドットフォン契約に準じるものとします。

附 則（平成20年9月24日 N O S 第800583号）  
(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成20年10月1日から実施します。  
(経過措置)
- 2 平成20年10月1日から平成21年1月31日までの間に、タイプ2（コース1及びコース2のプラン6並びにプラン7に限ります。）及びタイプ3のコース1（プラン3を除きます。）に係る第2種契約の細目若しくは区分の変更の請求を当社が承諾した場合は、変更後の料金が適用されるその料金月について、料金表第1表第1の2-1（適用）の表の(9)欄、(10)欄及び(11)欄に規定する減額の額及び2-2（料金額）に規定する定額利用料の額にかかわらず、定額利用料について適用しません（当社が別に定める場合を除きます）。
- 3 この附則の2、経企第1221号（平成15年1月24日）の附則の3、経企第208号（平成15年5月21日）の附則の3、経企第716号（平成15年10月24日）の附則の2、コ0第50号（平成16年4月16日）の附則2及び3、コ0第231号（平成16年6月16日）の附則2及び3、又はコ0第405号（平成16年7月21日）の附則2、3及び4、コ

○第786号(平成16年10月19日)の附則2及び3、コ0第298号(平成17年6月29日)の附則2、コOM第500337号(平成18年2月1日)の附則2、コOM第600140号(平成18年5月31日)の附則2及び3、NOS第600073号(平成18年9月4日)の附則2及び3、NOS第600283号(平成18年10月31日)の附則2、NOS第600598号(平成19年1月31日)の附則2、NOS第700055号(平成19年4月27日)、NOS第700378号(平成19年8月11日)の附則2、NOS第700378号(平成19年8月1日)の附則2、NOS第700593号/NOS第700707号(平成19年9月26日/平成19年10月30日)の附則2、NOS第701031号(平成20年1月25日)の附則2及びNOS第800148号(平成20年5月30日)の附則2の規定に定める料金の適用を受けた第2種契約者について、その適用を受けた料金月が1料金月を越える場合、この附則の2に規定する料金は適用しません。

- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則(平成20年9月29日 NI第801188号)  
(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成20年10月1日から実施します。  
(経過措置)
- 2 削除
- 3 削除
- 4 削除

附 則(平成20年9月30日 NOS第800656号)  
(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成20年10月1日から実施します。  
(経過措置)
- 2 この改正規定実施の際限に、料金月の起算日が平成20年8月31日以前の料金月に係る料金について再発行される請求書又は口座振替通知書に係る請求書等発行手数料については、なお従前のおりとしします。  
ただし、料金月の起算日が平成20年9月1日以降の料金月に係る料金とともに再発行される請求書(当社の都合によるものを除きます。)の請求書等発行手数料についてはこの限りではありません。

附 則(平成20年9月29日 BBサ第800261号)  
(実施期日)

この改正規定は、平成20年10月2日から実施します。

附 則(平成20年10月30日 NOS第800760号)  
(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成20年11月1日から実施します。  
(経過措置)
- 2 平成20年11月1日から平成21年1月31日までの間に、第2種契約者からの他社接続モバイルデータ通信機能の申込みを当社が承諾し、平成21年7月31日までにその利用が開始された場合は、利用開始をした日を含む料金月の翌料金月について、料金表第1表第1の2-2-5(付加機能利用料)に規定する他社接続モバイルデータ通信機能に係る料金及び料金表第3表第2の2の10に規定する端末機器使用料を適用しません。また、料金表第2表の2-1-4に規定する他社接続モバイルデータ通信機能に関する工事費についても適用しません。

ただし、利用を開始した日を含む料金月から6料金月以内にお客様都合により他社接続モバイルデータ通信機能の契約を解除した場合についてはこの限りではありません。

- 3 平成20年11月1日から平成21年1月31日までの間に、第2種オープンコンピュータサービスのタイプ6に係る契約の申込み又は細目若しくは区分の変更の請求を当社が承諾し、平成21年7月31日までにその利用が開始された場合は、利用開始をした日を含む料金月の翌料金月について、料金表第1表の2-2-1（利用料）に規定する料金（基本額に限ります。）を適用しません。  
ただし、タイプ6に係る細目若しくは区分の変更の請求を行った者が、既に他社接続モバイルデータ通信機能を利用している場合及びその第2種オープンコンピュータ通信網サービスの利用を開始した日を含む料金月から6料金月以内にお客様都合により第2種契約を解除した場合についてはこの限りではありません。
- 4 この附則の2及び3並びにNOS第800433号の附則2及び3に定める料金の適用を受けた第2種契約者について、その適用を受けた料金月が1料金月を超える場合、この附則の2及び3に規定する料金は適用しません。
- 5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 6 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成20年11月11日 NOS第800789号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成20年12月1日から実施します。  
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成20年11月28日 BBマ第800620号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成20年12月4日から実施します。
- 2 平成20年12月4日から平成21年5月29日までの間に、第1種ホスティングサービス（メール・ウェブホスティングサービスに係るものについてはタイプ1のプラン5からプラン7までのものに限り。）又は第3種ホスティングサービスに係る契約の申込みを行った場合（第1種ホスティングサービスの場合は種類の利用の追加を含みません。）であって、当社がその契約申込みを承諾し、その利用の開始が平成21年6月30日までに行われるときには、料金表第2表（工事に関する費用（附帯サービスの工事費を除きます。））2（工事費の額）に規定するネットワーク工事費（利用の開始に関する工事と同時に行う場合に限り、利用の開始と同時に行う工事に関するものを含みます。）及び料金表第3表（附帯サービスに関する料金）第2（ドメイン名の登録又は変更登録等に関する料金）に規定する新たなドメイン名の登録に関する料金（第1種ホスティングサービス又は第3種ホスティングサービスの利用の開始と同時の場合に限り。）を適用しません。
- 3 前項の場合において、料金表第2表1（適用）の(5)欄に規定する第1種ホスティングサービス及び第3種ホスティングサービスに関する工事費の特例は適用しません。

附 則（平成20年12月5日 BBサ第800358号）

（実施期日）

この改正規定は、平成20年12月9日から実施します。

附 則（平成20年12月24日 N I 第801800号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成21年1月1日から実施します。  
（経過措置）
- 2 平成21年1月1日から平成21年3月31日までの間は、料金表第1表第1の6の7の5-2-3（付加機能利用料）に規定する料金額（転送等機能に係わるものに限ります。）は適用しません。
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成20年12月25日 B B サ第800378号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成21年1月5日から実施します。  
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定によりB B サ第700453号（平成20年1月15日）の附則の2、3、4及び5並びにB B サ第700594号（平成20年3月26日）の附則の2が適用されていた契約は、この改正規定実施の日より、それぞれこの改正規定が適用される契約とみなして取り扱います。
- 3 この改正規定実施前より、B B サ第700453号（平成20年1月15日）の附則の2、3、4及び5並びにB B サ第700594号（平成20年3月26日）の附則の2が適用されていた契約に係る料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 4 この改正規定実施前より、B B サ第700453号（平成20年1月15日）の附則の2、3、4及び5並びにB B サ第700594号（平成20年3月26日）の附則の2が適用されていた契約に係る損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。  
（その他）
- 5 B B サ第700453号（平成20年1月15日）の附則の2、3、4及び5、B B サ第700594号（平成20年3月26日）の附則の2並びにB B サ第700596号（平成20年3月26日）の附則の5を削除します。

附 則（平成20年12月10日 N O S 第800891号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成21年1月26日から実施します。  
（その他）
- 2 平成19年2月1日実施の附則（平成19年1月24日 N O S 第600573号）の第4項中「平成19年4月30日まで」を「平成21年5月31日まで」に改めます。
- 3 平成19年11月1日実施の附則（平成19年10月19日 N O S 第700678号）の第4項中「平成20年2月29日まで」を「平成21年5月31日まで」に改めます。  
（経過措置）
- 4 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 5 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成21年1月22日 B B サ第800397号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成21年1月26日から実施します。

- 2 平成21年1月26日から平成21年5月29日までの間に、第4種ホスティングサービスに係る契約の申込みを行った場合であって、当社がその契約申込みを承諾し、その利用の開始が平成21年6月30日までに行われるときには、料金表第2表（工事に関する費用（附帯サービスの工事費を除きます。））2（工事費の額）に規定する第4種ホスティングサービスに関するネットワーク工事費（第4種ホスティングサービスの利用の開始に関する工事の場合及びDNSサーバを利用する際のドメイン名の登録に関する工事（利用の開始に関する工事と同時に行われる工事の場合に限ります。）の場合に限ります。）及び料金表第3表（附帯サービスに関する料金）第2（ドメイン名の登録又は変更登録等に関する料金）に規定する新たなドメイン名の登録に関する料金（第4種ホスティングサービスの利用の開始と同時の場合に限ります。）を適用しません。
- 3 前項の場合において、料金表第2表1（適用）の(5)欄に規定する第4種ホスティングサービスに関する工事費の特例は適用しません。

附 則（平成20年12月22日 NOS第800970号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成21年2月1日から実施します。  
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成21年1月23日 NI第801928号）

（実施期日）

- 1 この附則は、平成21年2月1日から実施します。  
（その他）
- 2 NI第801188号（平成20年9月29日）の附則の2、3及び4を平成21年2月1日をもって削除します。

附 則（平成21年1月23日 N企第800285号/平成21年1月27日 BBサ第800410号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成21年2月1日から実施します。  
（ユニバーサルサービス料に関する経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、料金月の初日が平成21年1月31日以前の料金月に係る料金については、翌料金月の初日から適用を開始します。  
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。  
（損害賠償に関する経過措置）
- 4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成21年1月27日 NOS第801050号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成21年2月1日から実施します。  
（経過措置）
- 2 平成21年2月1日から平成21年5月31日までの間に、タイプ2（コース1及びコース2のプラン6並びにプラン7に限ります。）及びタイプ3のコース1（プラン3を除きます。）に係る第2種契約の細目若しくは区分の変更の請求を当社が承諾した

場合は、変更後の料金が適用されるその料金月について、料金表第1表第1の2-1(適用)の表の(9)欄、(10)欄及び(11)欄に規定する減額の額及び2-2(料金額)に規定する定額利用料の額にかかわらず、定額利用料について適用しません(当社が別に定める場合を除きます)。

3 この附則の2、経企第1221号(平成15年1月24日)の附則の3、経企第208号(平成15年5月21日)の附則の3、経企第716号(平成15年10月24日)の附則の2、コ0第50号(平成16年4月16日)の附則2及び3、コ0第231号(平成16年6月16日)の附則2及び3、又はコ0第405号(平成16年7月21日)の附則2、3及び4、コ0第786号(平成16年10月19日)の附則2及び3、コ0第298号(平成17年6月29日)の附則2、コOM第500337号(平成18年2月1日)の附則2、コOM第600140号(平成18年5月31日)の附則2及び3、NOS第600073号(平成18年9月4日)の附則2及び3、NOS第600283号(平成18年10月31日)の附則2、NOS第600598号(平成19年1月31日)の附則2、NOS第700055号(平成19年4月27日)、NOS第700378号(平成19年8月11日)の附則2、NOS第700378号(平成19年8月1日)の附則2、NOS第700593号/NOS第700707号(平成19年9月26日/平成19年10月30日)の附則2、NOS第701031号(平成20年1月25日)の附則2、NOS第800148号(平成20年5月30日)の附則2及びNOS第800583号(平成20年9月24日)の附則2の規定に定める料金の適用を受けた第2種契約者について、その適用を受けた料金月が1料金月を越える場合、この附則の2に規定する料金は適用しません。

4 平成21年2月1日から平成21年5月31日までの間に、第2種契約者からの他社接続モバイルデータ通信機能の申込みを当社が承諾し、平成21年11月30日までにその利用が開始された場合は、利用開始をした日を含む料金月の翌料金月について、料金表第1表第1の2-2-5(付加機能利用料)に規定する他社接続モバイルデータ通信機能に係る料金及び料金表第3表第2の2の10に規定する端末機器使用料を適用しません

ただし、利用を開始した日を含む料金月から6料金月以内にお客様都合により他社接続モバイルデータ通信機能の契約を解除した場合についてはこの限りではありません。

5 平成21年2月1日から平成21年5月31日までの間に、第2種オープンコンピュータサービスのタイプ6に係る契約の申込み又は細目若しくは区分の変更の請求を当社が承諾し、平成21年11月30日までにその利用が開始された場合は、利用開始をした日を含む料金月の翌料金月について、料金表第1表の2-2-1(利用料)に規定する料金(基本額に限ります。)を適用しません。

ただし、タイプ6に係る細目若しくは区分の変更の請求を行った者が、既に他社接続モバイルデータ通信機能を利用している場合及びその第2種オープンコンピュータ通信網サービスの利用を開始した日を含む料金月から6料金月以内にお客様都合により第2種契約を解除した場合についてはこの限りではありません。

6 この附則の4及び5、NOS第800433号の附則2及び3並びにNOS第800760号の附則2及び3に定める料金の適用を受けた第2種契約者について、その適用を受けた料金月が1料金月を超える場合、この附則の4及び5に規定する料金は適用しません。

7 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

8 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則(平成21年1月28日 BBサ第800413号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成21年2月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービ

スの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成21年1月29日 N O S 第801060号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成21年2月1日から実施します。  
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成21年1月28日 B B サ第800412号）

この改正規定は、平成21年2月6日から実施します。

附 則（平成21年2月9日 B B プ第800341号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成21年2月10日から実施します。  
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の契約とみなして取り扱います。

第3種シェアードIP-PBX契約 料金表第1表(料金)に規定する 付加機能利用料 (2) 留守番伝言機能に係るもの 留守番伝言機能	第3種シェアードIP-PBX契約 料金表第1表(料金)に規定する 付加機能利用料 (2) 留守番伝言等機能に係るもの 留守番伝言等機能 基本機能
---	---

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成21年2月19日 B B プ第800348号）

この改正規定は、平成21年2月23日から実施します。

附 則（平成21年2月18日 B B プ第800346号）

この改正規定は、平成21年2月24日から実施します。